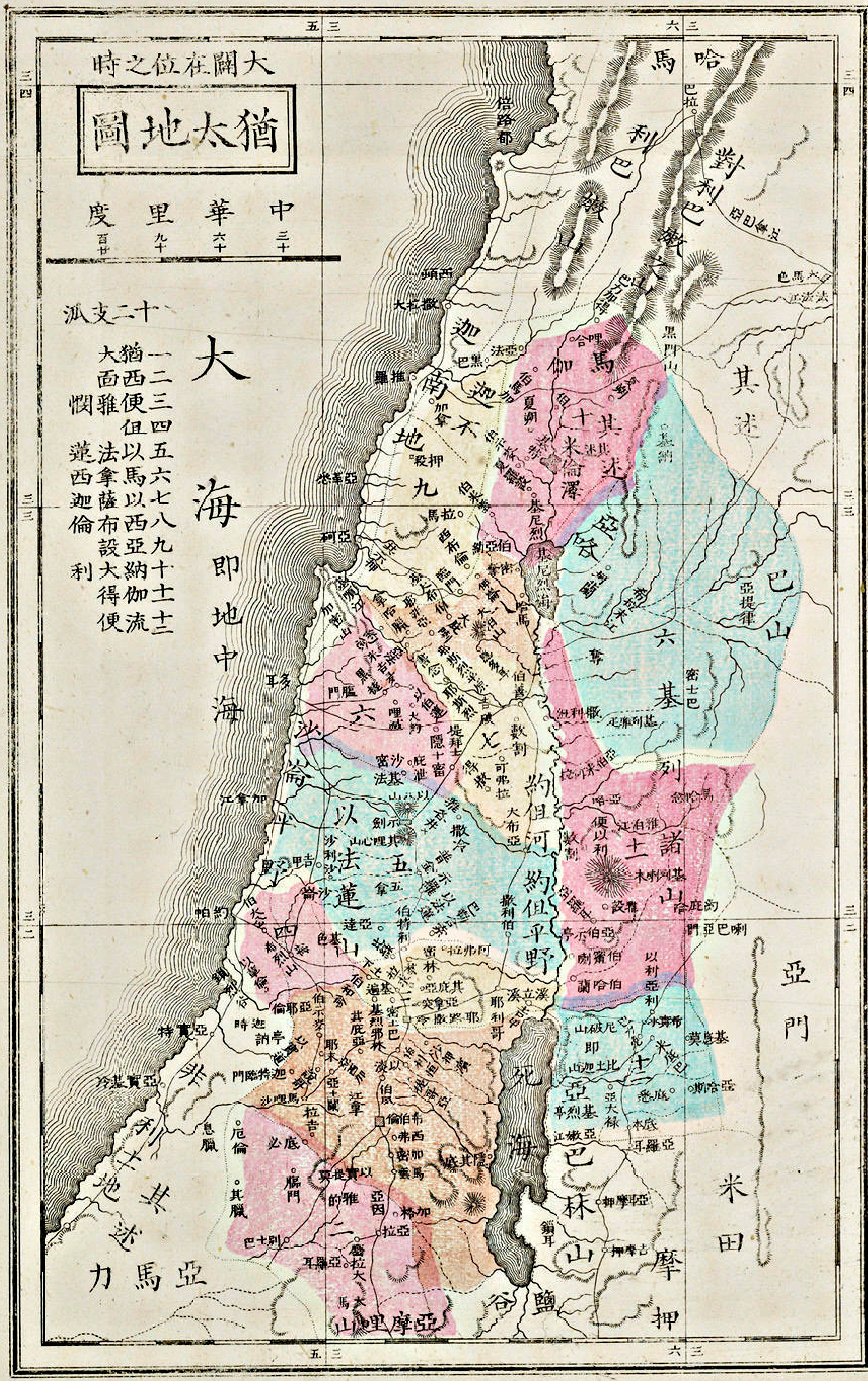
Holy Bible.

舊新約全書

JOSHUA-ESTHER.

自約書亞記
至以士帖書



大闢在位之時
猶太地圖
中華里度
三十 六十 九十 百廿
十二支派
一 猶大
二 西面
三 便雅憫
四 但
五 以法蓮
六 馬拿西
七 以薩迦
八 西布倫
九 亞設
十 納大利
十一 伽得
十二 流便
大海
即地中海
死海
約但河
哈馬
巴山
亞門
米田
摩押
亞馬力

約書亞記

第一章 一 エホバの僕モーセの死し後エホバ モーセの從者ヌンの
子ヨシユアに語りて言たまはく 二 わが僕モーセは已に死り然ば
汝いま此すべての民とともに起て此ヨルダンを濟り我がイス
ラエルの子孫に與ふる地にゆけ 三 凡そ汝らが足の蹠にて踏む所
は我これを盡く汝らに與ふ、我が前にモーセに語りし如し 四 汝らの
疆界は荒野および此レバノンより大河ユフラテ河に至りてヘテ
人の全地を包ね日の沒る方の大海に及ぶべし 五 汝が生ながらふ
る日の間なんぢに當る事を得る人なかるべし、我モーセと偕に在
しごとく汝と偕にあらん、我なんぢを離れず汝を棄じ 六 心を强く
しかつ勇め、汝はこの民をして我が之に與ふることをその先祖等
に誓ひたりし地を獲しむべき者なり 七 惟心を强くし勇み勵んで
我僕モーセが汝に命ぜし律法をことごとく守りて行なへ之を離

れて右にも左にも曲るなかれ然ば汝いづくに往ても利を得べし
八 この律法の書を汝の口より離すべからず夜も晝もこれを念ひ
て其中に錄したる所をことごとく守りて行へ然らば汝の途福利を
得汝かならず勝利を得べし 九 我なんぢに命ぜしにあらずや心を
强くしかつ勇め汝の凡て往く處にて汝の神ヱホバ偕に在せば懼
るる勿れ戰慄なかれ ○ 十 茲にヨシユア民の有司等に命じて言ふ
十一 陣營の中を行めぐり民に命じて言へ汝等糧食を備へよ三日の
內に汝らは此ヨルダンを濟り汝らの神ヱホバが汝らに與へて獲
させんとしたまふ地を獲んために進みゆくべければなりと ○ 十二
ヨシユアまたルベン人ガド人およびマナセの支流の半に告て言
ふ 十三 ヱホバの僕モーセ前に汝らに命じて言り汝らの神ヱホバ今
なんぢらに安息を賜へり亦この地を汝らに與へたまふべしと汝
らその言詞を記念よ 十四 汝らの妻子および家畜はモーセが汝らに

與へしヨルダンの此旁の地に止まるべし、然ど汝ら勇者は皆身をよろひて兄弟等の先にたち進濟りて之を助けよ 十五 而してヱホバが汝らに賜ひし如くなんぢらの兄弟等にも安息を賜ふにおよばゞ又かれらもなんぢらの神ヱホバの與へたまふ地を獲るにおよばゞ汝らヱホバの僕モーセより與へられしヨルダンの此旁日の出る方なる己が所有の地に還りてこれを保つべしと 十六 彼らヨシユアに應て言ふ汝が我等に命ぜし所は我等盡く爲べし、凡て汝が我らを遣す處には我ら往べし 十七 我らは一切の事モーセに聽したがひし如く亦なんぢに聽したがはん、唯ねがはくは汝の神ヱホバモーセと偕にいましゝごとく汝と偕に在さんことを 十八 誰にもあれ汝が命令に背き凡て汝が命ずるところの言に聽したがはざる者あらば之を殺すべし、唯なんぢ心を強くしかつ勇め

第二章

一 茲にヌンの子ヨシユアシッテムより潛かに二人の間者

を發し之にいひけるは往てかの地およびヱリコを窺ひ探れ乃ち
彼ら往て妓婦ラハブと名づくる者の家に入て其處に寢けるが 二
或人ヱリコの王に告て視よイスラエルの子孫の者この地を探ら
んとて今霄こゝに入きたれりといふ 三 是においてヱリコの王ラハ
ブに言つかはしけるは汝にきたりて汝の家に入し人を曳いだせ、
彼らは此全國を探らんとて來れるなり 四 婦人かのふたりの人を
將て之を匿し而して言ふ實にその人々はわが許に來れり然ど
も我その何處よりか知ざりしが 五 黄昏ごろ門を閉るころに出さ
り我その人々の何處へ往しかを知ず急ぎその後を追へ然ば之
に追及んと 六 その實は婦すでにかれらを領て屋蓋に升り屋蓋の
上に列べおきたる麻のなかに之をかくしおけり 七 かくてその人
々彼らの後を追ひヨルダンの路をゆきて渡場に赴むけり、かれら
の後を追ふ者出るや直に門を閉しぬ 八 二人のもの未だ寢ずラハ

ブ屋背に上りて彼らのもとに來り
九
これに言けるはヱホバこの地を汝らに賜へり我らは甚く汝らを懼る此地の民盡く汝らの前に消亡ん我この事を知る
十
其は汝らがエジプトより出來し時ヱホバなんぢらの前にて紅海の水を乾したまひし事および汝らがヨルダンの彼旁にありしアモリ人の二箇の王シホンとオグとになしゝこと即ちこと〴〵く之を滅ぼしたりしことを我ら聞たればなり
十一
我ら之を聞や心怯けなんぢらの故によりて人の魂きえうせたり汝らの神ヱホバは上の天にも下の地にも神たるなり
十二
然れば請ふ我すでに汝らに恩を施したれば汝らも今ヱホバを指て我が父の家に恩をほどこさんことを誓ひて我に眞實の記號を與へよ
十三
又わが父母兄弟姉妹および凡て彼らに屬る者をながらへしめ我らの生命を拯ひて死を免かれしめんことを誓へよ
十四
二人のものこれに言けるは汝ら若しわれらの此事を洩すことなくば我ら

の生命汝らに代りて死ん又エホバわれらに此地を與へたまふ時
には我らなんぢに恩を施し眞實を盡さん 十五 是においてラハブ繩
をもて彼らを窓より縋おろせり是は其家邑の石垣の上にありて
かれ石垣の上に住しによる 十六 ラハブかれらに言けるは恐らくは
追者なんぢに遇ん、汝ら山に往て三日が間そこに隠れをり追者の
還るを待て後去ゆくべし 十七 二人のものかれに言けるは汝が我ら
に誓さし此誓につきては我ら罪を獲じ 十八 我らが此地に打いらん
時は汝我らを縋おろしたりし窓に此一條の赤き紐を結つけ且つ
汝の父母兄弟および汝の父の家の眷族を悉く汝の家に聚むべし
十九 凡て汝の家の門を出て街衢に來る者はその血自身の首に歸す
べし我らは罪なし然どもし汝とともに家にをる者に手をくはふ
ることをせバその血は我らの首に歸すべし 二十 將た汝もし我らの
この事を洩さば汝が我らに誓せたる誓に我らあづかることなし

二一 ラハブいひけるはなんぢらの言のごとくすべしと斯てかれらを出し去しめて赤き紐を窓に結べり 二二 かれら往て山にいり追來るものゝかへるを待て三日が間そこに居れりおひ來れるもの徧ねく彼らを途に尋ねしかども終に獲ざりき 二三 而してかの二箇の人は山を下り河を濟りて歸りヌンの子ヨシユアに詣りて其有し事等をつぶさに陳ぶ 二四 またヨシユアにいふ誠にヱホバあの國をこと〴〵く我らの手に付したまへりこの國の民は皆我らの前に消うせんと

第三章

一 ヨシユア朝はやく起いでゝイスラエルの人々とゝもにシツテムを打發てヨルダンにゆき之を濟らずして其處に宿りぬ 二 かくて三日の後有司ら陣營の中をめぐり 三 民に命じて曰ふ汝ら祭司等レビ人がなんぢらの神ヱホバの契約の櫃を舁出すを見ば其處を發出てその後に從がへ 四 されど汝らとその櫃との間に

れ量りて凡そ二千キユビト許の隔離あるべし之に近づく勿れなんぢらの行べき途を知んためなり汝ら未だこの途を經しことなかりき 五 ヨシユアまた民に言ふ汝ら身を潔めよヱホバ明日なんぢらの中に妙なる事を行ひたまふべしと 六 ヨシユア祭司等に告ていふ契約の櫃を舁き民に先だちて濟れと則ち契約の櫃を舁き民に先だちて進めり 七 ヱホバ、ヨシユアに言たまひけるは今日よりして我イスラエルの衆の目の前に汝を尊くし我がモーセと偕にありしごとく汝と偕にあることを之に知せん 八 なんぢ契約の櫃を舁ところの祭司等に命じて言へ汝らヨルダンの水際にゆかばヨルダンにいりて立べしと 九 ヨシユア、イスラエルの人々にむかひて汝ら此に近づき汝らの神ヱホバの言を聽けと 十 而してヨシユア語りけらく活神なんぢらの中に在してカナン人ヘテ人ヒビ人ペリジ人ギルガシ人アモリ人ヱブス人を汝らの前より

必ず逐はらひたまふべきを左の事によりてなんぢら知るべし 十一 視よ全地の主の契約の櫃なんぢらに先だちてヨルダンにすゝみ入る 十二 然ば今イスラエルの支派の中より支派ごとに一人づゝ合せて十二人を擧よ 十三 全地の主ヱホバの櫃を舁ところの祭司等の足の蹠ヨルダンの水の中に踏とゞまらばヨルダンの水上より流れくだる水きれとゞまり立てうづだかくならん 十四 かくて民はヨルダンを濟らんとてその幕屋を立出祭司等は契約の櫃を舁て之に先だちゆく 十五 抑ヨルダンは收穫の頃には絶ずその岸にことごとく溢るゝなれど櫃を舁く者等ヨルダンに到り櫃を舁ける祭司等の足水際に浸ると齊しく 十六 上より流れくだる水止まりて遙に遠き處まで洄きザレタンに近きアダム邑の邊にて積り起て堆かくなりアラバの海すなはち鹽海の方に流れくだる水まつたく截れ止りたれば民ヱリコにむかひて直に濟れり 十七 即ちヱホバの契約

の櫃を舁る祭司等ヨルダンの中の乾ける地に堅く立をりてイス
ラエル人みな乾ける地を渉りゆき遂に民ことごとくヨルダンを
濟りつくせり

第四章

一 民ことごとくヨルダンを濟りつくしたる時ヱホバヨシ
ユアに語りて言たまはく 二 汝ら民の中より支派ごとに一人づゝ
合せて十二人を擧げ 三 これに命じて言へ汝らヨルダンの中祭司
等の足を踏とめしろの處より石十二を取あげてこれを負ひ濟り
此夜なんぢらが宿る宿場に居ゑよと 四 ヨシユアすなはちイスラ
エルの人々の中より支派ごとに一人づゝを取て備へおきぬ、
ろの十二人の者を召よせ 五 而してヨシユアこれに言けるは汝ら
の神ヱホバの契約の櫃の前に當りて汝らヨルダンの中にすゝみ
入りイスラエルの人々の支派の數に循ひて各々石ひとつを取あ
げて肩に負きたれ 六 是は汝らの中に徴となるべし後の日にいた

りて汝らの子輩是等の石は何のこゝろあるやと問て言ば 七 之にいへ往昔ヨルダンの水エホバの契約の櫃の前にて截斷れたる事を表はすなり即ちヨルダンを濟れる時にヨルダンの水きれ止まをりしの故にこれらの石を永くイスラエルの人々の記念となるべしと 八 イスラエルのひとびとヨシユアの命ぜしごとく然なしエホバのヨシユアに告たまひし如くイスラエルの人々の支派の數にしたがひてヨルダンの中より石十二を取あげ之を負わたりてその宿る處にいたり之を其處におろしたり 九 ヨシユアまたヨルダンの中において契約の櫃を舁る祭司等の足を踏立し處に石十二を立たりしが今日までも尚は彼處にあり 十 櫃を舁る祭司等はエホバのヨシユアに命じて民に告しめたまひし事の悉く成るまでヨルダンの中に立ををり凡てモーセのヨシユアに命ぜし所に適へり民は急ぎて濟りぬ 十一 民の悉く濟りつくせるときエホ

バの櫃および祭司等は民の觀る前にて濟りたり 十二 ルベンの子孫
ガドの子孫およびマナセの支派の半モーセの之に言たりし如く
身をよろひてイスラエルの人々に先だちて濟りゆき 十三 凡そ四萬
人ばかりの者軍の裝に身を堅め攻戰はんとてエホバに先だち濟
りてエリコの平野に至れり 十四 エホバこの日イスラエルの衆人の
目の前にてヨシユアを尊くしたまひければ皆モーセを畏れしご
とく彼を畏る其一生の間常に然り ○ 十五 エホバヨシユアに語り
て言たまひけるは 十六 なんぢ證詞の櫃を舁る祭司等にヨルダンを
出きたれと命ぜよ 十七 ヨシユアすなはち祭司等に命じヨルダンを
出きたれと言ければ 十八 エホバの契約の櫃を舁る祭司等ヨルダン
の中より出きたる、祭司等足の蹠を陸地に擧ると齊くヨルダンの
水故の處に流れかへりて初のごとくその岸にことごとく溢れぬ
十九 正月の十日に民ヨルダンを出きたりエリコの東の境界なるギ

ルガルに營を張り 二十 時にヨシユアそのヨルダンより取きたらせし十二の石をギルガルにたて 二一 イスラエルの人々に語りて言ふ後の日において汝らの子輩その父に問て是らの石は何の意なりやと言ば 二二 その子輩に告しらせて言へ在昔イスラエルこのヨルダンを陸地となして濟りすぎし事あり 二三 即はち汝らの神ヱホバ ヨルダンの水を汝らの前に乾涸して汝らを濟らせたまへり其事は汝らの神ヱホバの我らの前に紅海を乾涸して我らを渡らせたまひし狀況の如くなりき 二四 斯なしたまひしは地の諸民をしてヱホバの手の力あるを知しめ汝らの神ヱホバを恆に畏れしめんためなり

第五章

一 ヨルダンの彼旁に居るアモリ人の諸王および海邊に居るカナン人の諸王はヱホバ ヨルダンの水をイスラエルの人々の前に乾涸して我らを濟らせたまひしと聞きイスラエルの人々の

事によりて神魂消え心も心ならざりき○二その時ヱホバヨシユ
アに言たまひけるは汝石の小刀を作り重て復イスラエルの人々
に割禮を行なへと 三ヨシユアすなはち石の小刀を作り陽皮山に
てイスラエルの人々に割禮を行へり 四ヨシユアが割禮を行ひし
所以は是なりエジプトより出きたりし民の中の一切の男すなは
ち軍人は皆エジプトを出し後途にて荒野に死たりしが 五その出
來し民はみな割禮を受たる者なりき然どエジプトを出し後途に
て荒野に生れし民には皆割禮を施こさざりき 六そも〳〵イスラ
エルの人々は四十年の間荒野を歩みをりて終にそのエジプトよ
り出來し民すなはち軍人等こと〴〵く亡はてたり是ヱホバの聲
に聽したがはざりしに因てなり是をもてヱホバかれらの先祖等
に誓ひて我等に與へんと宣まひし地なる乳と蜜との流るゝ地を
之に見せじと誓たまへり 七かれらに繼て興らせたまひしその

子輩にはヨシユア割禮を行へりかれらは途にて割禮を施さゞりしによりて割禮なきものなりければなり 八 一切の民に割禮を行ふこと畢りぬれバ民は陣營に其儘居てその痊るを待り 九 時にヱホバ ヨシユアにむかひて我今日エジプトの羞辱を汝らの上より轉がし去りと宣まへり是をもてその處の名を今日までギルガル（轉）と稱ふ 十 イスラエルの人々ギルガルに營を張りその月の十四日の晩エリコの平野にて逾越節を行へり 十一 而して逾越節の翌日その地の穀物酵いれぬパンおよび烘麥をその日に食ひけるが 十二 その地の穀物を食ひし翌日よりしてマナの降ること止みてイスラエルの人々かさねてマナを獲ざりき其年はカナンの地の產物を食へり ○ 十三 ヨシユア エリコの邊にありける時目を擧て觀しに一箇の人劍を手に拔持て己にむかひて立ゐけれバ ヨシユア すなはちその許にゆきて之に言ふ汝は我等を助くるか將われらの敵

を助くるか十四かれいひけるは否われはヱホバの軍旅の將として今來れるなりとヨシユア地に俯伏て拜し我主なにを僕に告んとしたまふやと之に言り十五ヱホバの軍旅の將ヨシユアに言けるは汝の履を足より脱され汝が立をる處は聖きなりとヨシユア然なしぬ

第六章 一（イスラエルの人々の故によりてヱリコは堅く閉して出入する者なし）二ヱホバヨシユアに言ひたまひけるは視よわれヱリコおよびその王と大勇士とを汝の手に付さん三汝ら軍人みな邑を繞りて邑の周圍を一次まはるべし汝六日が間かく爲よ四祭司等七人おのおのヨベルの喇叭をたづさへて櫃に先だつべし而して第七日には汝ら七次邑をめぐり祭司等喇叭を吹ならすべし五然して祭司等ヨベルの角を音ながくふきならして喇叭の聲なんぢらに聞ゆる時は民みな大に呼はり喊ぶべし然せばその邑の

石垣崩れおちん民みな直に進て攻のぼるべしと 六 ヌンの子ヨシユアやがて祭司等を召て之に言ふ汝ら契約の櫃を舁き祭司等七人ヨベルの喇叭七をたづさへてエホバの櫃に先だつべしと 七 而して民に言ふ汝ら進みゆきて邑を続れ甲冑のものどもはエホバの櫃に先だちて進むべしと 八 ヨシユアかく民に語りしかば七人の祭司等おの〳〵ヨベルの喇叭をたづさへエホバに先だちすゝみて喇叭を吹きエホバの契約の櫃これにしたがふ 九 即ち甲冑のものどもは喇叭を吹くところの祭司等にさきだちて行き後軍は櫃の後に行く祭司たちは喇叭を吹きつゝすゝめり 十 ヨシユア民に命じて言ふ汝ら呼はる勿れ汝らの聲を聞えしむるなかれまた汝らの口より言を出すなかれわが汝らに呼はれと命ずる日におよびて呼はるべしと 十一 而してエホバの櫃をもち邑を続りて一周し陣營に來りて營中に宿れり 十二 又あくる朝ヨシユアはやく興いで

祭司等ヱホバの櫃を舁き十三七人の祭司等おのおのヨベルの喇叭
をたづさへヱホバの櫃に先だちて行き喇叭を吹きつゝすゝみ甲
冑の者等これに先だちて行き後軍はヱホバの櫃の後に行く祭司
等喇叭をふきつゝ進めり十四その次の日にも一次邑を繞りて陣營
に歸り六日が間然なせり十五第七日には夜明に早く興いで前のご
とくして七次邑を繞れり唯この日のみ七次邑を繞りたり十六七次
目にいたりて祭司等喇叭を吹くときにヨシュア民に言ふ汝ら呼
はれヱホバこの邑を汝らに賜へり十七この邑および其中の一切
の物をも詛はれしものとしてヱホバに獻ぐべし唯妓婦ラハブお
よび凡て彼とともに家に在るものは生し存べしわれらが遣しゝ
使者を匿したればなり十八唯汝ら詛はれし物を愼め恐らくは汝ら
其を詛はれしものとして獻ぐるに方りその詛はれし物を自ら取
りてイスラエルの陣營をも詛はるゝものとならしめ之をして惱

ましむるに至らん 十九 但し銀金銅器鐵器などは凡てヱホバに聖別て奉まつるべきものなればヱホバの府庫にこれを携へいるべしと 二十 是において民よばゝり祭司喇叭を吹ならしけるが民喇叭の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はりしかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民おの〳〵直に邑に上りいりて邑を攻取り 二十一 邑にある者は男女少きもの老たるものゝ區別なく盡くこれを刄にかけて滅ぼし且つ牛羊驢馬にまで及ぼせり 二十二 時にヨシユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびこれに屬る一切のものを携へいだしかれに誓ひし如くせよと言ければ 二十三 間者たりし少き人等すなはち入てラハブおよびその父母兄弟ならびに彼につけるすべてのものを携へ出しまたその親戚をも携へ出しイスラエルの陣營の外にかれらを置けり 二十四 斯て火をもて邑とその中の一切のものを焚ぬ但し銀金銅器鐵器

などはヱホバの室の府庫に納めたり 二五 妓婦ラハブおよびその父の家の一族と彼に屬る一切の者とはヨシユアこれを生し存ければラハブは今日までイスラエルの中に住る是はヨシユアがヱリコを窺はせんとて遣はせし使者を匿したるに因てなり 二六 ヨシユアその時人衆に誓ひて命じ言けるは凡そ起てこのヱリコの邑を建る者はヱホバの前に詛はるべし其石礎をすゑなば長子を失ひその門を建なば季子を失なはんと 二七 ヱホバ ヨシユアとともに在してヨシユアの名あまねく此地に聞ゆ

第七章

一 時にイスラエルの人々その詛ときし物につきて罪を犯せり即ちユダの支派の中なるゼラの子ザブデの子なるカルミの子アカン詛はれし物を取り是をもてヱホバイスラエルの人々にむかひて震怒を發ちたまへり 二 ヨシユアヱリコより人を遣はしベテルの東に當りてベテアベンの邊にあるアイに到らしめんと

し之に語りて言ふ汝ら上りゆきてかの地を窺へとその人々上り
ゆきてアイを窺ひけるが
三 ヨシユアの許に歸りて之に言ふ民を
盡くは上り往しめざれ唯二三千人を上らせてアイを撃しめよか
れらは寡ければ一切の民を彼處に遣て勞せしむるなかれと
四 是こ
において民およそ三千人ばかり彼處に上りゆきけるが遂にアイ
の人の前より遁はしれり
五 アイの人彼らを門の前より追てシバ
リムにいたり下坂にてその三十六人ばかりを撃り民は魂神消て
水のごとくになりぬ
六 斯りしかバヨシユア衣を裂きイスラエル
の長老等とともにエホバの櫃の前にて暮まで地に俯伏をり首に
塵を蒙ぶり
七 ヨシユア言けらく噫主エホバよ何とて此民を導き
てヨルダンを濟らせ我らをアモリ人の手に付して滅亡せんとし
たまふや我等ヨルダンの彼旁に安んじ居しならバ善りしものを
八 噫主よイスラエルすでに敵に背を見せたれば我また何をか言は

んカナン人およびこの地の一切の民これを聞きわれらを攻か
こみてわれらの名をこの世より絶ん然らば汝の大なる御名を如
何にせんや 十 ヱホバ ヨシュアに言たまひけるは立よなんぞ何と
て斯は俯伏や 十一 イスラエルすでに罪を犯しわが彼らに命じおけ
る契約を破れり即ち彼らは詛はれし物を取り窃みかつ詐りて
これを己の所有物の中にいれたり 十二 是をもてイスラエルの人々は
敵に當ることを能はず敵に背を見す是は彼らも詛はるゝ者となり
たればなり汝ら其詛はれし物を汝らの中より絶にあらざれば我
ふたゝび汝らと偕にをらじ 十三 たてよ民を潔めて言へ汝ら身を潔
めて明日を待てイスラエルの神ヱホバかく言たまふイスラエル
よ汝の中に詛はれしものあり汝らの詛はれし物を汝らの中より
除き去るまでは汝の敵に當ることを能はず 十四 然ば翌朝汝らの支
派にしたがひて進みいづべし而してヱホバの掣たまふ支派はそ

の宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ宗族はその家に
したがひて進み出でエホバの掣たまふ家は男ひとり〳〵に從が
ひて進みいづべし 十五 凡そ掣れて詛はれし物を有りと定まるもの
はその一切の所有物とゝもに火に焚るべし是はエホバの契約を
破りイスラエルの中に愚なる事を行ひたるが故なりと○ 十六 ヨシ
ユア是において朝はやく興いでゝイスラエルをその支派にした
がひて進出しめけるにユダの支派掣れたれば 十七 ユダのもろ〳〵
の宗族を進み出でしめけるにゼラの宗族掣れゼラの宗族の人々
を進み出しめけるにザブデ掣れ 十八 ザブデの家の人々を進み出し
めけるにアカン掣れぬ彼はユダの支派なるゼラの子ザブデの子
なるカルミの子なり 十九 ヨシユアアカンに言けるは我子よ請ふイ
スラエルの神エホバに稱讚を歸し之にむかひて懺悔し汝の爲た
る事を我に告よ其事を我に隱すなかれ 二十 アカンヨシユアに答へ

て言けるは實にわれはイスラエルの神ヱホバに對ひて罪をゝかし如此々々行へり 二一 即ちわれ掠取物の中にバビロンの美しき衣服一枚に銀二百シケルと重量五十シケルの金の棒あるを見て欲く思ひて其を取り其はわが天幕の中に地に埋め匿してあり銀も下にありと 二二 爰にヨシュア使者を遣はしければ則はち彼の天幕に奔りゆきて視しに其は彼の天幕の中に匿しありて銀も下にありき 二三 彼ら其を天幕の中より取出してヨシュアとイスラエルの一切の人々の所に携へきたりければ則はち其をヱホバの前に置り

二四 ヨシュアやがてイスラエルの一切の人とゝもにゼラの子アカンを執へかの銀と衣服と金の棒およびその男子女子牛驢馬羊天幕など凡て彼の有る物をこと〴〵く取てアコルの谷にこれを曳ゆけり 二五 而してヨシュア言けらく汝なんぞ我らを惱ましゝやヱホバ今日汝を惱ましたまふべしと頓てイスラエル人みな石をも

て彼を撃ころし又その家族等をも石にて撃ころし火をもて之を焚けり而してアカンの上に大いなる石堆を積あげたりしが今日まで存る、かくてヱホバその烈しき忿怒を息たまへり是によりてその處の名を今日までアコル(惱)の谷と呼ぶ

第八章

一 茲にヱホバ ヨシユアに言たまひけるは懼るゝ勿れ戰慄なかれ軍人をことごとく率ゐ起てアイに攻のぼれ視よ我アイの王およびその民その邑その地を都て汝の手に授く 二 汝さきにヱリコとその王とに爲し如くアイとその王とに爲べし今回は其貨財およびその家畜を奪ひて自ら取べし汝まづ邑の後に伏兵を設くべしと 三 ヨシユアすなはち起あがり軍人をことごとく將てアイに攻のぼらんとしまづ大勇士三萬人を選びて夜の中にこれを遣はせり 四 ヨシユアこれに命じて言く汝らは邑に對ひて邑の後に伏すべし邑に遠く離れをる勿れ皆準備をなして待をれ 五 我と

我に從ふ民みな共に邑に攻よせん而して彼らが初のごとく我らにむかひて打出んとき我らは彼らの前より逃はしらん 六 然せば彼ら我らを追て出來べければ我等つひに之を邑より誘き出すことを得ん其は彼等いはんかの人衆は初めのごとくまた我等の前より逃ぐと斯てわれらその前より逃はしらん 七 汝らその伏をる處より起りて邑を取べし汝らの神ヱホバ之を汝らの手に付したまふべし 八 汝ら邑を乘取たらば邑に火を放ちヱホバの言詞の如く爲べし我これを汝らに命ず努よやと 九 かくてヨシユアかれらを遣はしければ則はち往てアイの西の方にてベテルとアイとの間に身を伏せたりヨシユアはその夜民の中に宿れり○ 十 ヨシユア朝はやく興いでゝ民をあつめイスラエルの長老等とゝもに民に先だちてアイにのぼりゆけり 十一 彼に從ふ軍人ことごとく上りゆきて攻寄せ邑の前に至りてアイの北に陣をとれり我とア

イの間には一の谷ありき 十二 ヨシユア五千人許を擧て邑の西の方にてベテルとアイとの間にこれを伏せおけり 十三 かく民の全軍を邑の北に置きその伏兵を邑の西に置てヨシユアその夜谷の中にいりぬ 十四 アイの王これを視しかばその邑の人々みな急ぎて蚤に起き進み出てイスラエルと戰ひけるが預て謀しあわせ置る頃には王とその一切の民アラバの前に進み來れり王は邑の後に伏兵ありて己を伺ふを知らざりき 十五 時にヨシユアイスラエルの一切の人とゝもに彼らに打負し狀して荒野の路を指て逃はしりしかば 十六 その邑の民みな之を追撃んとて呼はり集まりヨシユアの後を追て邑を出離れ 十七 アイにもベテルにもイスラエルを追ゆかずして遺りをる者は一人もなく皆邑を開き放してイスラエルの後を追り 十八 時にエホバヨシユアに言たまはく汝の手にある矛をアイの方に指伸よ我これを汝の手に授くべしとヨシユアすなはち

己の手にある矛をアイの方に指伸るに 十九 伏兵たちまち其處より
起りヨシユアが手を伸ると齊しく奔きたりて邑に打いり之を取
りて直に邑に火をかけたり 二十 茲にアイの人々背をふりかへりて
觀しに邑の焚る煙天に立騰りゐたれバ此へも彼へも逃るに術な
かりき斯る機しも荒野に逃ゆける民も身をめへして其追きたる
者等に逼れり 二十一 ヨシユアおよび一切のイスラエル人伏兵の邑を
取て邑の焚る煙の立騰るを見身を還してアイの人々を殺しける
が 二十二 かの兵また邑より出きたりて彼らに向ひければ彼方にも此
方にもイスラエル人ありて彼らはその中間に挾まれぬイスラエ
ル人かくして彼らを攻擊て一人をも餘さず逃さず 二十三 つひにアイ
の王を生擒てヨシユアの許に曳きたれり 二十四 イスラエル人己を荒
野に追きたりしアイの民をことごとく野に殺し刃をもてこれを
仆し盡すにおよびて皆アイに歸り刃をもてこれを擊ほろぼせり

二五 その日アイの人々ことごとく斃れたりその數男女あはせて一萬二千人 二六 ヨシユアアイの民をことごとく滅ぼし絶まではその矛を指伸たる手を垂ざりき 二七 但しその邑の家畜および貨財はイスラエル人これを奪ひて自ら取り是はエホバのヨシユアに命じたまひし言に依なり 二八 ヨシユアアイを燬て永くこれを墟とならしむ是は今日まで荒地となりをる 二九 ヨシユアまたアイの王を薄暮まで木に掛てさらし日の沒におよびて命じてその死骸を木より取おろさしめ邑の門の入口にて之を投すてその上に石の大堆を積おこせり其は今日まで存る ○ 三十 かくてヨシユアエバル山にてイスラエルの神エホバに一の壇を築けり 三一 是はエホバの僕モーセがイスラエルの子孫に命ぜしことに本づきモーセの律法の書に記されたる所に循がひて新石をもて作れる壇にて何人も鐵器をその上に振あげず人衆その上にてエホバに燔祭を獻げ酬恩

祭を供ふ 三二 彼處にてヨシユアモーセの書しるしゝ律法をイスラ
エルの子孫の前にて石に書うつせり 三三 かくてイスラエルの一切
の人およびその長老官吏裁判人など他國の者も本國の者も打ま
じりてエホバの契約の櫃を舁る祭司等レビ人の前にあたりて櫃
の此旁と彼旁に分きて半はゲリジム山の前に半はエバル山の前に
立り是エホバの僕モーセの命ぜし所にしたがひて最初おイス
ラエルの民を祝せんとてなり 三四 然る後ヨシユア律法の書に凡て
しるされたる所に循ひて祝福と呪詛とにかゝはる律法の言をて
とごとく誦り 三五 モーセの命じたる一切の言の中にヨシユアがイ
スラエルの全會衆および婦人子等ならびにイスラエルの中にを
る他國の人の前にて誦ざるは無りき

第九章 一 玆にヨルダンの彼旁において山地平地レバノンに對へ
る大海の濱邊に居る諸王すなはちヘテ人アモリ人カナン人ペリ

ジ人ヒビ人エブス人たる者等これを聞て 二 心を同じうし相集まりてヨシユアおよびイスラエルと戰はんとす○ 三 然るにギベオンの民ヨシユアがエリコとアイとに爲たりし事を聞しかば 四 己も詭計をめぐらして使者の狀にいでたち古き袋および古び破れたるを結びとめたる酒の革囊を驢馬に負せ 五 補ひたる古き履を足にはき古衣を身にまとひ來れり其糧のパンは凡て乾きかつ黴てありき 六 彼等ギルガルの陣營に來りてヨシユアの許にいたり彼とイスラエルの人々に言ふ我らは遠き國より來れり然ば今われらと契約を結べと 七 イスラエルの人々ヒビ人に言けるは汝らは我等の中に住をるあらんも計られねば我ら爭か汝らと契約を結ぶことを得んと 八 彼ら又ヨシユアにむかひて我らは汝の僕なりと言ければヨシユアかれらに汝らは何人ぞ何處より來りしやと問しに 九 彼らヨシユアに言けるは僕等は汝の神ヱホバの名

の故によりて遙に遠き國より來れり其れ我ら彼の聲譽および彼のエジプトにて行ひたりし一切の事を聞き 十 また彼のヨルダンの彼旁にをりしアモリ人の二箇の王すなはちヘシボンの王シホンおよびアシタロテにをりしバシヤンの王オグに爲たりし一切の事を聞たればなり 十一 是をもて我らの長老および我らの國に住るものみなわれらに告て言り汝ら旅路の糧を手に携さへ往てかれらを迎へて彼らに言へ我らは汝らの僕なり請ふ我らと契約を結べと 十二 我らの此パンは汝らの所に來らんとて出たちし日に我ら家々より其なは温煖なるをとり備へしなるが視よ今は已に乾きて黴たり 十三 また酒をみたせるこれらの革嚢も新かりしが破るゝに至り我らのこの衣服も履も旅路の甚だ長きによりて古びぬと 十四 然るに人々は彼らの糧を取りヱホバの口を問ことをせざりき 十五 ヨシユアすなはち彼らと好を爲し彼らを生しおかんとい

ふ契約を結び會中の長等かれらに誓ひたりしが 十六 ろの彼らと契約を結びてより三日を經て後かれらは己に近き人にして己の中に住をる者なりと聞り 十七 イスラエルの子孫やがて進みて第三日に彼らの邑々に至れり其邑はギベオン、ケピラ、ベエロテおよびキリアテヤリムあり 十八 然れども會中の長等イスラエルの神エホバを指て彼らに誓ひたりしをもてイスラエルの子孫これを攻撃ざりき是をもて會衆みな長等にむかひて呟けり 十九 然ど長等は凡て全會衆に言ふ我らイスラエルの神エホバを指て彼らに誓へり然ば今彼らに觸べからず 二十 我ら斯かれらに爲て彼らを生しおかん、然すれば彼らに誓ひし誓によりて震怒の我らに及ぶことあらじと 二十一 長等また人衆にむかひて彼らを生しおくべしと言ければ彼ら遂に全會衆のために薪を斷り水を汲ことをする者となれり長等の彼等に言たるが如し 二十二 ヨシユアすなはち彼らを召よせて

彼らに語りて言けるは汝らは我らの中に住をりながら何とて我
らは汝らに甚だ遠しと言て我らを誑かしゝや
二三 然ば汝らは詛れ
る、汝らは永く奴隷となり皆わが神の室のために薪を斬り水を汲
てことをする者となるべしと
二四 彼らヨシユアに應へて言けるは僕
等はなんぢの神ヱホバその僕モーセに此地をことごとく汝らに
與へ此地の民をことごとく汝らの前より滅ぼし去ことを命ぜし
と明白に傳へ聞たれば汝らのために生命の危からんことを太く
懼れて斯は爲けるなり
二五 視よ我らは今汝の手の中にあり汝の我
らに爲を善とし正當とする所を爲たまへと
二六 ヨシユアすなはち
其ごとく彼らに爲し彼らをイスラエルの子孫の手より救ひて殺
さしめざりき
二七 ヨシユアその日かれらをして會衆のためおよび
ヱホバの壇の爲に其えらびたまふ處において薪を斬り水を汲て
ことをする者とならしめたりしが今日まで然り、

第十章

一 茲にエルサレムの王アドニゼデクはヨシユアがアイを攻取てこれを全く滅ぼし曩にエリコとその王とに爲しごとくにアイとその王とにも爲たる事およびギベオンの民がイスラエルと好を爲て之が中にをる事を聞て 二 大に懼る、是ギベオンは大なる邑にして都府に等しきに因りまたアイよりも大きくしてその内の人々凡て強きに因てなり 三 エルサレムの王アドニゼデク是においてヘブロンの王ホハム、ヤルムテの王ピラム、ラキシの王ヤピアおよびエグロンの王デビルに人を遣はして云ふ 四 我の處お上りきたりて我を助けよ、我らギベオンを攻撃ん其はヨシユアおよびイスラエルの子孫と好を結びたればなりと 五 而してこのアモリ人の王五人すなはちエルサレムの王ヘブロンの王、ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王あひ集まりその諸軍勢を率て上りきたりギベオンお對ひて陣を取り之を攻て戰ふ 六 ギベオ

ンの人々ギルガルの陣營に人を遣はしヨシュアに言しめけるは
僕等を助くることを緩うする勿れ迅速に我らの所に上り來りて
我らを救ひ助けよ山地に住をるアモリ人の王みな相集りて我ら
を攻るなりと七ヨシュアすなはち一切の軍人および一切の大勇
士を率ゐてギルガルより進みのぼれり八時にエホバ、ヨシュアに
言たまひけるは彼らを懼るゝなかれ我かれらを汝の手に付す、彼
らの中に汝に當ることを得る者一人もあらじと九この故にヨ
シュアギルガルより終夜進みのぼりて猝然にかれらに攻よせし
に十エホバかれらをイスラエルの前に敗りたまひければヨシュ
アギベオンにおいて彼らを夥多く撃殺しベテホロンの昇阪の路
よりしてアゼカおよびマッケダまで彼らを追撃り十一彼らイスラエ
ルの前より逃はしりてベテホロンの降阪にありける時エホバ天
より大石を降しそのアゼカに到るまで然したまひければ多く死

りイスラエルの子孫が劍をもて殺しゝ者よりも雹石にて死し者
の方衆かりき ○十二 ヱホバ イスラエルの子孫の前にアモリ人を付
したまひし日にヨシユア ヱホバにむかひて申せしことあり即ち
イスラエルの目の前にて言けらく日よギベオンの上に止まれ、月
よアヤロンの谷にやすらへ 十三 民その敵を撃やぶるまで日は止ま
り月はやすらひぬ是はヤシヤルの書に記さるゝにあらずや即ち
日空の中にやすらひて急ぎ沒ざりしこと凡そ一日なりき 十四 是よ
り先にも後にもヱホバ是のごとく人の言を聽いれたまひし日は
有ず是時にはヱホバ イスラエルのために戰ひたまへり 十五 かくて
ヨシユア一切のイスラエル人とゝもにギルガルの陣營に歸りぬ
○十六 かの五人の王は逃ゆきてマッケダの洞穴に隱れたりしが 十七 五
人の王はマッケダの洞穴に隱れをるとヨシユアに告て言ふ者あり
けれバ 十八 ヨシユア言ひけるは汝ら洞穴の口に大石を轉ばしその

傍に人を置てこれを守らせよ 十九 但し汝ら止まる勿れ汝らの敵の
後を追てその殿軍を撃て彼らをその邑々に入しむる勿れ汝らの
神エホバかれらを汝らの手に付したまへるぞかしと 二十 ヨシユア
およびイスラエルの子孫おびたゞしく彼らを撃殺して遂に殺し
盡しその撃もらされて遺れる者等城々に逃いるにおよびて 二一 民
みな安然にマッケダの陣營にかへりてヨシユアの許にいたりける
がイスラエルの子孫にむかひて舌を鳴すもの一人もなかりき 二二
時にヨシユア言ふ洞穴の口を開きて洞穴よりかの五人の王を我
前に曳いだせと 二三 やがて然なしてかの五人の王すなはちエルサ
レムの王ヘブロンの王ヤルムテの王ラキシの王およびエグロン
の王を洞穴より彼の前に曳いだせり 二四 かの王等をヨシユアの前
に曳いだしゝ時ヨシユアイスラエルの一切の人々を呼よせ己と
ともに往し軍人の長等に言けるは汝ら近よりて此王等の頸に足

をかけよと乃はち近よりてゝの王等の頸に足をかけゝれバ 二五 ヨシユアこれに言ふ汝ら懼るゝ勿れ慄く勿れ心を強くしかつ勇めよ汝らが攻て戰ふ諸の敵にはヱホバすべて斯のごとく爲たまふべしと 二六 かくて後ヨシユア彼らを撃て死しめ五個の木にかけて晩暮まで木の上にこれを曝しおきしが 二七 日の沒る時におよびてヨシユア命を下しけれバ之を木より取おろしその隱れたりし洞穴に投いれて洞穴の口に大石を置り是は今日の日までも存す○ 二八 ヨシユアかの日マッケダを取り刃をもて之とその王とを撃ち之とその中なる一切の人をこと〲く滅ぼして一人をも遺さずエリコの王になしたるごとくにマッケダの王にも爲ぬ○ 二九 かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてマッケダよりリブナに進みてリブナを攻て戰ひけるに 三十 ヱホバまた之とその王をもイスラエルの手に付したまひしかバ刃をもて之とその中なる一切の人を

撃ほろぼし一人をもその中に遺さずエリコの王に爲たるごとくその王にも爲ぬ○三一ヨシユアまた一切のイスラエル人を率ゐてリブナよりラキシに進み之にむかひて陣をとり之を攻めて戰ひけるに三二ヱホバラキシをイスラエルの手に付したまひければ第二日にこれを取り刄をもて之とその中なる一切の人々を撃ちほろぼせり凡てリブナに爲たるがごとし○三三時にゲゼルの王ホラムラキシを援けんとて上りきたりけれどヨシユアかれとその民とを撃ころして終に一人をも遺さゞりき○三四斯てヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてラキシよりエグロンに進み之に對ひて陣を取りこれを攻て戰ひ三五その日にこれを取り刄をもて之を撃その中なる一切の人をことごとくその日に滅ぼせり凡てラキシに爲たるが如し○三六ヨシユアまた一切のイスラエル人をひきゐてエグロンよりヘブロンに進みのぼり之を攻て戰ひ三七やがて

これを取り之とその王およびその一切の邑々とその中にある一切の人を刃にかけて撃ころして一人をも遺さゞりき凡てエグロンに為たるが如し即ち之とその中なる一切の人をことごとく滅ぼせり○三八 かくてヨシュア一切のイスラエル人を率ゐ歸りてデビルに至り之を攻て戰ひ 三九 之とその王およびその一切の邑を取り刃をもて之を撃てその中なる一切の人をことごとく滅ぼし一人をも遺さゞりき其デビルとその王に為たる所はヘブロンに為たるが如く又リブナとその王に為たるがごとくなりき○四十 ヨシュア斯く此全地すなはち山地南の地平地および山腹の地ならびに其すべての王等を撃ほろぼして一箇をも遺さず凡て氣息する者は盡くこれを滅ぼせりイスラエルの神ヱホバの命じたまひしごとし 四一 ヨシュアカデシバルネアよりガザまでの國々およびゴセンの全地を撃ほろぼしてギベオンにまで及ぼせり 四二 イスラエ

ルの神エホバイスラエルのために戰ひたまひしに因てヨシユアこれらの諸王およびその地を一時に取り 四三 かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてギルガルの陣營にかへりぬ

第十一章

一 ハヅルの王ヤビン之を聞およびマドンの王ヨバブ、シムロンの王、アクサフの王 二 および北の地、山地、キン子ロテの南のアラバ、平地、西の方なるドルの高處などに居る王等 三 すなはち東西のカナン人、アモリ人、ヘテ人、ペリジ人、山地のエブス人ミツパの地なるヘルモンの麓のヒビ人などに人を遣はせり 四 爰に彼らその諸軍勢を率ゐて出きたれり其民の衆多ことは濱の砂の多きがごとくにして馬と車もまた甚だ多かりき 五 これらの王たち皆あひ會して進みきたり共にメロムの水の邊に陣をとりてイスラエルと戰はんとす 六 時にエホバ、ヨシユアに言たまひけるは彼らの故によりて懼るゝ勿れ明日の今頃われ彼らをイスラエルの前に

付して盡く殺さしめん、汝かれらの馬の足の筋を截り火をもて彼らの車を焚べしと 七 ヨシユアすなはち一切の軍人を率ゐて俄然にメロムの水の邊に押寄て之を襲ひけるが 八 ヱホバこれをイスラエルの手に付したまひしかば則ち之を撃やぶりて大シドンおよびミスレポテマイムまで之を追ゆき東の方にては又ミツパの谷までこれを追ゆき遂に一人をも遺さず撃とれり 九 ヨシユアすなはちヱホバの己に命じたまひしことにしたがひて彼らの馬の足の筋を截り火をもてその車を焚り ○ 十 その時ヨシユア歸りきたりてハヅルを取り刃をもてその王を撃り、在昔ハヅルは是等の諸國の盟主たりき 十一 即ち刃をもてその中なる一切の人を撃てことごとく之を滅ぼし氣息する者は一人だに遺さざりき又火をもてハヅルを焚り 十二 ヨシユアこれらの王の一切の邑々およびその諸王を取り刃をもてこれを撃て盡く滅ぼせり、ヱホバの僕モーセ

の命じたるごとし 十三 但しその岡の上にたちたる邑々はイスラエルこれを焚ず唯ハゾルのみをヨシユア焚り 十四 是らの邑の諸の貨財および家畜はイスラエルの人々奪ひて自ら之を取り人はみな刃をもて撃て滅ぼし盡し氣息する者は一人だに遺さざりき 十五 エホバその僕モーセに命じたまひし所をモーセまたヨシユアに命じ置たりしがヨシユアその如くに行へり凡てエホバのモーセに命じたまひし所はヨシユア一だに爲で置し事なし○ 十六 ヨシユア斯その全地すなはち山地、南の全地、ゴセンの全地、平地、アラバ、イスラエルの山地およびその平地を取り 十七 セイルに上りゆくハラク山よりヘルモン山の麓なるレバノン谷のバアルガデまでを獲その王等をことごとく執へて之を撃て死しめたり 十八 ヨシユア此すべての王等と戰爭をなすこと日ひさし 十九 ギベオンの民ヒビ人を除くの外はイスラエルの子孫と好をなしし邑なかりき皆戰爭を

なしてできを攻とりしなり 二十 そもそも彼らが心を剛愎にしてイスラエルに攻よせしはヱホバの然らしめたまひし者なり彼らは詛はれし者となり憐憫を乞ふことをせず滅ぼされんがためなりき是全くヱホバのモーセに命じたまひしが如し ○ 二一 その時ヨシユアまた往て山地、ヘブロン、デビル、アナブ、ユダの一切の山地、イスラエルの一切の山地などよりしてアナク人を絶ち而してヨシユアは彼らの邑々をも與に滅ぼせり 二二 然からにイスラエルの子孫の地の内にはアナク人一人も遺りをらず只ガザ、ガテ、アシドドに少く遺りをる而已 二三 ヨシユアかく此地を盡く取り全くヱホバのモーセに告たまひし如し而してヨシユアイスラエルの支派の區別にしたがひ之を與へて產業となさしめたり遂に此地は戰爭やみぬ

第十二章

一 偖ヨルダンの彼旁日の出る方に於てアルノンの谷よ

りヘルモン山および東アラバの全土までの間においてイスラエルの子孫が撃ほろぼして地を取たりし其國の王等は左のごとし 二 先アモリ人の王シホン、彼れヘシボンに住をれり其治めたる地はアルノンの谷の端なるアロエルより谷の中の邑およびギレアデの半を括てアンモンの子孫の境界なるヤボク河にいたり 三 アラバをキンネレテの海の東まで括またアラバの海すなはち鹽海の東におよびてベテエシモテの路にいたり南の方ピスガの山腹にまで達す 四 次にレパイムの殘餘なりしバシヤンの王オグの國境を言んに彼れアシタロテとエデレイに住をり 五 ヘルモン山、サレカ、およびバシヤンの全土よりしてゲシユリ人、マアカ人およびギレアデの半を治めてヘシボンの王シホンと境を接ふ 六 エホバの僕モーセイスラエルの子孫とともに彼らを撃ほろぼせり而してエホバの僕モーセ之の地をルベン人、ガド人およびマナセの支派の

半に與へて產業となさしむ○七またヨルダンの此旁西の方にお
いてレバノンの谷のバアルガデよりセイル山の上途なるハラク
山までの間にてヨシユアとイスラエルの子孫が擊ほろぼしたり
し其國の王等は左のごとし、ヨシユアイスラエルの支派の區別に
したがひての地をわかちあたへて產業となさしむ八是は山地、平地、アラ
バ、山腹、荒野、南の地などにしてヘテ人、アモリ人、カナン人、ペリジ人、
ヒビ人、エブス人等が有ちたりし者なり九エリコの王一人、ベテル
の邊なるアイの王一人、十エルサレムの王一人、ヘブロンの王一人、
十一ヤルムテの王一人、ラキシの王一人、十二エグロンの王一人、ゲゼル
の王一人、十三デビルの王一人、ゲデルの王一人、十四ホルマの王一人、ア
ラデの王一人、十五リブナの王一人、十六アドラムの王一人、マツケダの王
一人、ベテルの王一人、十七タツプアの王一人、ヘペルの王一人、十八アペク
の王一人、ラシヤロンの王一人、十九マドンの王一人、ハヅルの王一人、

二十 シムロンメロンの王一人、アクサフの王一人、二十一 タアナクの王一
人、メギドンの王一人、二十二 ケデシの王一人、カルメルのヨクネアムの
王一人、二十三 ドルの高處なるドルの王一人、ギルガルのゴイイムの王
一人、二十四 テルザの王一人、合せて三十一王

第十三章

一 ヨシユアすでに年邁みて老たりしがヱホバかれに言
たまひけらく汝は年邁みて老たるが尚取るべき地の殘れる者甚
だおほし 二 その尚のこれる地は是なりペリシテ人の全州ゲシユ
ル人の全土 三 エジプトの前なるシホルより北の方カナン人に屬
すると人のいふエクロンの境界までの部ペリシテ人の五人の主
の地すなはちガザ人、アシドド人、アシケロン人、ガテ人、エクロン人
の地 四 南のアビ人カナン人の全地シドン人に屬するメアラおよ
びアモリ人の境界なるアペクまでの部 五 またヘルモン山の麓な
るバアルガデよりハマテの入口までに亙るゲバル人の地および

レバノンの東の全土六レバノンよりミスレポテマイムまでの山地の一切の民すなはちシドン人の全土我これらをイスラエルの子孫の前より逐ひはらふべし汝は我が命じたりしごとくその地をイスラエルに分ち與へて産業となさしめよ七即ちこの地を九の支派とマナセの支派の半とに分ちて産業となさしむべし八マナセとゝもにルベン人およびガド人はヨルダンの彼方東の方にてろの産業をモーセより賜はり獲たりエホバの僕モーセの彼らに與へし者は即ち是のごとし九アルノンの谷の端にあるアロエルより此方の地、谷の中にある邑デボンまでに亘るメデバの一切の平地十ヘシボンにて世を治めしアモリ人の王シホンの一切の邑々よりしてアンモンの子孫の境界までの地十一ギレアデ、ゲシユル人及びマアカ人の境界および沿る地ヘルモン山の全土サルカまでバシヤン一圓十二アシタロテおよびエデレイにて世を治めしバシヤ

ンの王オグの全國、オグはレパイムの餘民の遺れる者なりモーセ
これらを撃て逐はらへり 十三 但しゲシユル人およびマアカ人はイ
スラエルの子孫これを逐はらざりき、ゲシユル人とマアカ人は
今日までイスラエルの中に住をる 十四 唯レビの支派にはヨシユア
何の産業をも與へざりき、是イスラエルの神ヱホバの火祭これぞ
産業たればなり其かれに言たまひしが如し○ 十五 モーセ、ルベンの
子孫の支派にその宗族にしたがひて與ふる所ありしが 十六 その境
界の内はアルノンの谷の端なるアロエルよりこなたの地、谷の中
なる邑、メデバの邊の一切の平地 十七 ヘシボンおよびその平地の一
切の邑々、デボン、バモテバアル、ベテバアルメオン 十八 ヤハツ、ケデモ
テ、メパアテ、十九 キリアタイム、シブマ、谷中の山のゼレテシヤハル 二十
ベテペオル、ピスガの山腹、ベテエシモテ 二十一 平地の一切の邑々、ヘシ
ボンにおいて世を治めしアモリ人の王シホンの全國、モーセシホンを

ミデアンの貴族エビ、レケム、ツル、ホルおよびレバとあはせて撃てころせり、是みなシホンの大臣にしてその地に住をりし者なり 二二 イスラエルの子孫またベオルの子ト筮師バラムをも刃にかけてころの外に殺せし者等とともに殺せり 二三 ルベンの子孫はヨルダンおよびその河岸をもて己の境界とせり、ルベンの子孫がその宗族に循ひて獲たる産業は是のごとくにして邑も村もこれに准らふ

○二四 モーセまたガドの子孫たるガドの支派にもろもろの宗族にしたがひて與ふる所ありし 二五 その境界の内はヤゼル、ギレアデの一切の邑々、アンモンの子孫の地の半、ラバの前なるアロエルまでの地、二六 ヘシボンよりラマテミツパまでの地およびベトニム、マハナイムよりデビルの境界までの地、二七 谷においてはベテハラム、ベテニムラ、スコテ、ザポンなどヘシボンの王シホンの國の殘れる部分ヨルダンおよびその河岸よりしてヨルダンの東の方キンネレテ

の海の岸までの地、二七 ガドの子孫がその宗族にしたがひて獲たる
産業は是のごとくにして邑も村も之に准ふ〇二九 モーセまたマ
ナセの支派の半にも與ふる所ありき、是すなはちマナセの支派の
半にその宗族にしたがひて與へしなり三十 その境界の内はマハナ
イムより此方の地、バシヤンの全土、バシヤンの王オグの全國、バシ
ヤンにあるヤイルの一切の邑すなはち其六十の邑、三一 ギレアデの
半、バシヤンにおけるオグの國の邑々、アシタロテおよびエデレイ、
是等はマナセの子マキルの子孫に歸せり、即ちマキルの子孫の半
その宗族にしたがひて之を獲たり〇三二 ヨルダンの東の方に於て
エリコに對ひをるモアブの野にてモーセが分ち與へし産業は是
のごとし三三 但しレビの支派にはモーセ何の産業をも與へざりき、
イスラエルの神エホバこれが産業たればなり其かれらに言たま
ひし如し

第十四章

一 イスラエルの子孫がカナンの地にて取しその産業の地は左のごとし、即ち祭司エレアザル、ヌンの子ヨシュアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等これを彼らに分ち 二 ヱホバがモーセによりて命じたまひしごとく産業の籤によりて之を九の支派および半の支派に與ふ 三 其はヨルダンの彼旁にてモーセ已にかの二の支派と半の支派とに産業を與へたればなり 但しレビ人には之が中に産業を與へざりき 四 是はヨセフの子孫マナセ、エフライムの二の支派と成たるに因て然り、レビ人には此地において何の分をも與へず唯その住べき邑々およびその家畜と貨財を置べき郊地を與へしのみ 五 イスラエルの子孫ヱホバのモーセに命じたまひしごとく行ひてその地を分てり ○ 六 玆にユダの子孫ギルガルにてヨシュアの許に至りケニズ人エフンネの子カレブ、ヨシュアに言けるはヱホバがカデシバルネアにて我と汝との事につ

きて神の人モーセに告たまひし事あり汝これを知る 七 エホバの僕モーセの此地を窺はせんとて我をカデシバルネアより遣はしゝ時に我は四十歳なりきその時我は心に思ふまにまに彼に復命したり 八 我とともに上り往しわが兄弟等は民の心を挫くことを為たりしが我は全く我神エホバに從へり 九 その日モーセ誓ひて言けらく汝の足の踐たる地は必ず永く汝と汝の子孫の產業となるべし汝まつたく我神エホバに從ひたればなりと 十 エホバはモーセに此言を語りたまひし時より已來イスラエルの荒野に步みたる此四十五年の間かく其のたまひし如く我を生存らへさせたまへり視よ我は今日すでに八十五歳なるが 十一 今日もなほモーセの我を遣はしたりし日のごとく健剛なり我が今の力はかの時の力のごとくにして出入し戰鬪をなすに堪ふ 十二 然ば彼日エホバの語りたまひし此山を我に與へよ汝も彼日聞たる如く彼處には

アナキ人をりその邑々は大にして堅固なり然ながらヱホバわれとともに在して我つひにヱホバの宣ひしごとく彼らを逐はらふことを得んと 十三 ヨシユアヱフンネの子カレブを祝しヘブロンをこれに與へて產業となさしむ 十四 是をもてヘブロンは今日までケニズ人ヱフンネの子カレブの產業となりをる是は彼まつたくイスラエルの神ヱホバに從ひたればなり 十五 ヘブロンの名は元はキリアテアルバと曰ふアルバはアナキ人の中の最も大なる人なりき玆においてその地に戰爭やみぬ

第十五章

一 ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて鬮にて獲たる地はエドムの境界に達し南の方ジンの荒野にわたりて南の極端に及ぶ 二 その南の境界は鹽海の極端なる南に向へる入海より起り 三 アクラビムの坂の南にわたりてジンに進みカデシバルネアの南より上りてヘヅロンに沿て進みアダルに上りゆきてカ

ルカに環り四アズモンに進みてエジプトの河にまで達しその境界海にいたりて盡く汝らの南の境界は是のごとくなるべし五その東の境界は鹽海にしてヨルダンの河口に達す北の方の境界はヨルダンの河口なる入海より起り六上りてベテホグラにいたりベテアラバの北をすぎ上りてルベン人ボハンの石に達す七またアコルの谷よりデビルに上りて北におもむき河の南にあるアドミムの坂に對するギルガルに向ひすゝみてエンシメシの水に達しエンロゲルにいたりて盡く八又その境界はベニヒンノムの谷に沿てエブス人の地すなはちエルサレムの南の脇に上りゆきヒンノムの谷の西面に横はる山の巓に上る是はレバイムの谷の北の極處にあり九而してその境界この山の巓より延てネフトアの水の泉源にいたりエフロン山の邑々にわたりその境界延てバアラにいたる是すなはちキリアテヤリムなり十その境界バアラよ

り西の方セイル山に環りヤリム山(すなはちケサロン)の北の脇を
へてベテシメシに下りテムナに沿て進み 十一 エクロンの北の脇に
わたり延てシッケロンに至りバアラ山に進みヤブチルに達し海に
いたりて盡く 十二 また西の境界は大海にいたりその濱をもて限と
すユダの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の四方の境界は
是のごとし○ 十三 ヨシユアはヱホバに命ぜられしごとくヱフン
ネの子カレブにユダの子孫の中にてキリアテアルバすなはちヘ
ブロンを與へてその分となさしむ、アルバはアナクの父なり 十四 カ
レブかしこよりアナクの子三人を逐はらへり是すなはちアナク
より出たるセシヤイ、アヒマン、およびタルマイなり 十五 而して彼か
しこよりデビルの民の所に攻上れりデビルの名は元はキリアテ
セペルといふ 十六 カレブ言けらくキリアテセペルを撃てこれを取
る者には我女子アクサを妻に與へんと 十七 ケナズの子にしてカレ

ブの弟なるオテニエルといふ者これを取ければカレブその女子アクサを之が妻に與へたり 十八 アクサ適く時田野をその父に求むべきことをオテニエルに勸め遂にみづから驢馬より下れりカレブこれに何を望むやと言ければ 十九 答へて言ふ我に粧奩を與へよ汝われを南の地に遣なればまた水泉をも我に與へよと乃ち上の泉と下の泉とをこれに與ふ 二十 ユダの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし 二一 ユダの子孫の支派が南においてエドムの境界の方に有るところの遠き邑々は左のごとし、カブジエル、エデル、ヤグル 二二 キナ、デモナ、アダダ 二三 ケデシ、ハゾル、イテナン 二四 ジフ、テレム、ベアロテ 二五 ハゾルハダツタ、ケリオテヘヅロン すなはちハゾル 二六 アマム、シマ、モラダ 二七 ハザルガダ、ヘシモン、ベテパレテ 二八 ハザルシユアル、ベエルシバ、ビジヨテヤ 二九 バアラ、イヰム、エゼム 三十 エルトラデ、ケシル、ホルマ 三一 ヂクラグ、マデマンナ、サンサンナ 三二 レバ

オテ、シルヒム、アイン、リンモン、この邑あはせて二十九ならびに之に属る村々あり 三三 平野にてはエシタオル、ゾラ、アシナ、三四 ザノア、エンガンニム、タップア、エナム、三五 ヤルムテ、アドラム、ショコ、アゼカ、三六 シヤアライム、アデタイム、ゲデラ、ゲデロタイム、合せて十四邑ならびに之に属る村々なり 三七 ゼナン、ハダシヤ、ミグダルガデ、三八 デラン、ミツパ、ヨクテル、三九 ラキン、ボヅカテ、エグロン、四十 カボン、ラマム、キリテシ、四一 ゲデロテ、ベテダゴン、ナアマ、マッケダ、合せて十六邑ならびに之に属る村々なり 四二 またリブナ、エテル、アシヤン、四三 イフタ、アシナ、ネジブ、四四 ケイラ、アクジブ、マレシヤ、合せて九邑ならびに之に属る村々なり 四五 エクロンならびにこの郷里および村々なり 四六 エクロンより海まで凡てアシドドの邊にある處々ならびに之につける村々なり 四七 アシドドならびにこの郷里および村々ガザならびにこの郷里および村々、エジプトの河および大海の濱にいたるまでの

處々なり 四八 山地にては シャミル、ヤツテル、ショコ、四九 ダンナ、キリアテ
サンナ、すなはちデビル、五十 アナブ、エシテモ、アニム、五一 ゴセン、ホロン、
ギロ、合せて十一邑ならびに之に屬る村々なり 五二 アラブ、ドマ、エシ
ヤン、五三 ヤニム、ベテタップア、アペカ、五四 ホムタ、キリアテアルバ、すなは
ちヘブロン、ザオル、あはせて九邑ならびに之につける村々なり 五五
マオン、カルメル、ジフ、ユダ、五六 エズレル、ヨグテアム、ザノア、五七 カイン、
ギベア、テムナ、あはせて十邑ならびに之に屬る村々なり 五八 ハルホ
ル、ベテズル、ゲドル、五九 マアラテ、ベテアノテ、エルテコン、あはせて六
邑ならびに之に屬る村々あり 六十 キリアテバアル、すなはちキリア
テヤリムおよびラバ、あはせて二邑、ならびに之につける村々なり
六一 荒野にてはベテアラバ、ミデン、セカカ、六二 ニブシヤン、鹽邑エンゲ
デ、あはせて六邑ならびに之につける村々なり ○ 六三 エルサレムの
民エブス人はユダの子孫これを逐はらふことを得ざりき是をも

てエブス人は今日までユダの子孫とゝもにエルサレムに住ぬ

第十六章

一ヨセフの子孫が籤によりて獲たる地の境界はエリコの邊なるヨルダンすなはちエリコの東の水の邊より起りてエリコにかゝり更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行き 二ベテルよりルズにおもむきアルキ人の境界なるアタロテに進み 三また西の方ヤフレテ人の境界に下り下ベテホロンの境界に及びゲゼルにまで達し海にいたりて盡く 四かくヨセフの子孫マナセ及びエフライムの産業を受たり 五エフライムの子孫がその宗族にしたがひて獲たる地の境界は是のごとしその産業の境界東はアタロテアダルにて上ベテホロンに達し 六ミクメタの北より西におもむき東にをれてタアナテシロにいたり之に沿てヤノアの東を過ぎ 七ヤノアより下りてアタロテおよびナアラにいたりエリコに達しヨルダンにいたりて盡き 八タツプアより

して西に進みカナの河にまで達し海にいたりて盡く、エフライムの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる產業は是のごとし
九 この外にマナセの子孫の產業の中にてエフライムの子孫に別ち與へし邑々あり、エフライムの一切の邑およびその村々を得たり
十 但しゲゼルに住るカナン人を逐はらはざりき、是をもてカナン人は今日までエフライムの中に住み僕となりて之に使役せらる

第十七章

一 マナセの支派が籤によりて獲たる地は左のごとし マナセはヨセフの長子なりき、マナセの長子にしてギレアデの父なるマキルは軍人なるが故にギレアデとバシヤンを獲たり
二 此餘のマナセの子等即ちアビエゼルの子孫ヘレクの子孫アスリエルの子孫シケムの子孫ヘペルの子孫セミダの子孫にもろもろの宗族にしたがひて獲る所ありき是等はヨセフの子マナセが男の子に

してその宗族に循ひて言るなり　三　マナセの子マキルの子ギレアデの子ヘペルの子なるゼロペハデといふ者は女の子のみありて男の子あらざりき、その女の子の名はマヘラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといふ　四　彼等祭司エレアザル、ヌンの子ヨシュアおよび長等の前に進み出て言けらく我らの兄弟の中にて我らにも産業を與へよとエホバモーセに命じおきたまへり、ヨシュアすなはちエホバの命にしたがひて彼らの父の兄弟の中にて彼らにも産業を與ふ　五　マナセはヨルダンの彼旁にてギレアデおよびバシヤンの地の外になほ十部の地を獲たり　六　是はマナセの女の子等もその男の子等の中にて産業を獲たればなり、ギレアデの地はマナセのその餘の子等に屬す　七　マナセの境界はアセルよりシケムの前なるミクメタテに及び右におもむきてエンタップアの民に達す　八　タップアの地はマナセに屬す、但しマナセの境界にあるタップア

れエフライムの子孫に屬す 九 またその境界カナの河に下りてその河の南に至る是等の邑はマナセの邑々の中にありてエフライムに屬すマナセの境界はその河の北にありて海にいたりて盡く 十 その南の方はエフライムに屬し北の方はマナセに屬し海これらの境界を成すマナセは北はアセルに達し東はイッサカルに達す 十一 イッサカルおよびアセルの中にてマナセはベテシヤンとその郷里イブレアムとその郷里ドルの民とその郷里およびエンドルの民とその郷里タアナクの民とその郷里メギドンの民とその郷里などと合せて三の高處を有り 十二 但しマナセの子孫は是らの邑の民を逐はらふことを得ざりければカナン人この地に固く住ひをりしが 十三 イスラエルの子孫強くなるに及びてカナン人を使役し之を盡く逐ことをせざりき○ 十四 玆にヨセフの子孫ヨシユアに語りて言けるはエホバ今まで我を祝福たまひて我は大なる民となりけ

るに汝わが產業にとて只一の鬮一の分のみを我に與へしは何ぞや十五ヨシユアかれらに言けるは汝もし大なる民とありしならば林に上りゆきて彼處なるペリジ人およびレパイム人の地を自ら斬ひらくべしエフライムの山地は汝には狹しと言なり十六ヨセフの子孫言けるは山地は我らには足ずかつ又谷の地にをるカナン人はベテシヤンとその鄉里にをる者もエズレルの谷にをる者も凡て鐵の戰車を有り十七ヨシユアかさねてヨセフの家すなはちエフライムとマナセに語りて言ふ汝は大なる民にして大なる力あり然ば只一鬮のみを取てをる可らず十八山地をも汝の有とすべし是は林なれども汝これを斬ひらきてその極處を獲べし、カナン人は鐵の戰車を有をりかつ強くあれども汝これを逐はらふことを得ん

第十八章

一 かくてイスラエルの子孫の會衆ことごとくシロに集

り集會の幕屋をうしてに立つ、その地は巳に彼らに歸服ぬ 二 その時なほイスラエルの子孫の中に未だその產業を分ち取ざる支派七のこりゐければ 三 ヨシユアイスラエルの子孫に言けるは汝らは汝らの先祖の神エホバの汝らに與へたまひし地を取に往くことを何時まで怠りをるや 四 汝ら支派ごとに三人づゝを擧よ我これを遣さん彼らは起てその地を步きめぐりその產業にしたがひて之を描寫して我に歸るべし 五 彼らその地を分ちて七分となすべしユダは南にてその境界の內にをりヨセフの家は北にてその境界の內にをるべし 六 汝らその地を描き寫して七分となし此にわが許に持きたれ我こゝにて我等の神エホバの前になんぢらの爲に籤を掣ん 七 レビ人は汝らの中に何の分をも有ずエホバの祭司となることをもて其產業とす又ガド、ルベンおよびマナセの支派の半はヨルダンの彼旁東の方にて已にその產業を受たり是エ

ホバの僕モーセの之に與へし者なりと 八 その人々すなはち起て往り、其地を描寫さんとて出ゆける此者等にヨシユア命じて云ふ汝等ゆきてその地を歩きめぐり之を描寫して我に歸りきたれ我シロにて此にヱホバの前にて汝らのために籤を掣んと 九 その人々ゆきてその地を經めぐり邑にしたがひて之を七分となして書に描き寫しシロの營に歸りてヨシユアに詣りければ 十 ヨシユアシロにて彼らのためにヱホバの前に籤を掣り而してヨシユア彼所にてイスラエルの子孫の區分にしたがひて其地を分ち與へたり○ 十一 まづベニヤミンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を掣り、その籤によりて獲たる地の境界はユダの子孫とヨセフの子孫の間にわたる 十二 即ちその北の方の境界はヨルダンよりしてヱリコの北の脇に上り西の山地を逾てまた上りベテアベンの荒野にいたりて盡く 十三 彼處よりその境界ルズに進みル

ズの南の脇にいたる、ルズはベテルなり、而してその境界下ベテホロンの南に横たはる山に沿てアタロテアダルに下り十四延て西の方おて南に曲りベテホロンの南面に横はるところの山より進みユダの子孫の邑キリアテバアル即ちキリアテヤリムにいたりて盡くその西の境界は是のごとし十五またその南の方はキリアテヤリムの極處よりして西におもむきてネフトアの水の源にいたり十六レバイムの谷の中の北の方にてベ＝ヒンノムの谷の前に横たはる所の山の極處に下り其處よりしてヒンノムの谷に下りてエブス人の南の脇にいたりエンロゲルに下り十七北に延てエンシメシにおもむきアドミムの阪に對へるゲリロテにおもむきルベン人ロハンの石まで下り十八北の方にてアラバに對する處にわたりてアラバに下り十九ベテホグラの北の脇にわたりヨルダンの南の極にて鹽海の北の入海にいたりて盡くその南の境界は是のご

とし 二十 東の方にてはヨルダンその境界となる是すなはちベニヤミンの子孫のもろもろの宗族の獲たる産業の周圍の境界なり 二一 ベニヤミンの子孫の支派がもろもろの宗族にしたがひて獲たる邑々はヱリコ、ベテホグラ、エメクケシツ、二二 ベテアラバ、ゼマライム、ベテル、二三 アビム、パラ、オフラ、二四 ケパルアンモン、オフニ、ケバの十二邑ならびに之に屬る村々あり 二五 ギベオン、ラマ、ベエロテ、二六 ミツパ、ケピラ、モザ、二七 レケム、イルピエル、タララ、二八 ゼラ、エレフ、エブスすなはちヱルサレム、ギベア、キリアテの十四邑ならびに之につける村々是なり、ベニヤミンの子孫のもろもろの宗族にしたがひて獲たる産業は是のごとし

第十九章

一 次にシメオンのため即ちシメオンの子孫の支派のためにそのもろもろの宗族にしたがひて籤を掣り、その産業はユダの子孫の産業の中にあり 二 その有る産業はベエルシバ、即ちシバ、モラダ、三 ハ

ザルシユアル、バラ、エゼム、四エルトラデ、ベトル、ホルマ、五ヂクラグ、ベテマルカボテ、ハザルスサ、六ベテレバオテ、シヤルヘンの十三邑ならびに之につける村々七アイン、リンモン、エテル、アシヤンの四邑ならびに之につける村々八および此邑々の周圍にありてバアラテベエルすなはち南のラマまでに至るところの一切の村々等あり、シメオンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業是のごとし　九シメオンの子孫の産業はユダの子孫の分の中より出づ是ユダの子孫の分自分のためには多かりしに因てシメオンの子孫おのおのの産業を彼らの産業の中に獲たるなり○十第三にゼブルンの子孫のために其宗族にしたがひて籤を掣り其産業の境界はサリデに及び十一また西に上りてマララに至りダバセテに達しヨクネアムの前なる河に達し十二サリデよりして東の方日のいづる方にまがりてキスロテタボルの境界にいたりタ

ベラに出でヤピアを上り 十三 彼處より東の方ガテヘペルにわたりてイッタカジンにいたりヂアまで廣がるところのリンモンに至りて盡き 十四 また北をまはりてハンナトンにいたりエフタエルの谷にいたりて盡く 十五 カッタテ、ナハラル、シムロン、イダラ、ベテレヘムなどの十二邑ならびに之につける村々あり 十六 ゼブルンの子孫がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑と村とは是のごとし○ 十七 第四にイッサカルすなはちイッサカルの子孫のためにその宗族にしたがひて籤を掣り 十八 その境界の包括る處はエズレル、ケスロテ、シユネム、 十九 ハパライム、シオン、アナハラテ、 二十 ラビテ、キシオン、エベツ、 二一 レメテ、エンガンニム、エンハダ、ベテパッセツなどなり 二二 その境界タボル、シヤハヂマおよびベテシメシを達しその境界ヨルダンにいたりて盡く其邑をあはせて十六また之につける村々あり 二三 イッサカルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およ

びその邑々村々は是のごとし○二四第五にアセルの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を掣り二五その境界の内はヘルカテ、ハリ、ベテン、アクサフ、二六アランメレク、アマデ、ミシヤルなり其境界西の方カルメルに達しまたシホルリブナテに達し二七日の出る方に折てベテダゴンにいたりゼブルンに達し北の方イブタヘルの谷のベテエメクおよびネイエルに達し左してカブルに出で二八エブロン、レホブ、ハンモン、カナにわたりて大シドンにまでいたり二九ラマに旋りツロの城に及びまたホサに旋りアクジブの邊にて海にいたりて盡く三十またウンマ、アペク、およびレホブありその邑あはせて二十二またこれにつける村々あり三一アセルの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる產業およびその邑々村々は是のごとし○三二第六にナフタリの子孫のためにナフタリの子孫の宗族にしたがひて籤を掣り三三その境界はヘレフより即ちザアナイ

ムの樫の樹より起りアダミネケブおよびヤブニエルを經てラクムにいたりヨルダンにいたりて盡く三四而してその境界西に旋りてアズノテタボルにいたり彼處よりホツコクに出で南はゼブルンに達し西はアセルに達し日の出る方はヨルダンの邊にてユダに達す三五その堅固なる邑々はヂデム、ゼル、ハンマテ、ラッカテ、キンネレテ、三六アダマ、ラマ、ハゾル、三七ケデシ、エデレイ、エンハゾル、三八イロン、ミグダルエル、ホレム、ベテアナテ、ベテシメシなどを合せて十九邑又これにつゞる村々あり三九ナフタリの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし〇四十第七にダンの子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を掣り四一その産業の境界の内はゾラ、エシタオル、イルシメシ、四二シヤラビム、アヤロン、イテラ、四三エロン、テムナ、エクロン、四四エルテケ、ギベトン、バアラテ、四五エホデ、ベネベラク、ガテリンモン、四六メヤルコン、ラッコン、ヨッパ

と相對ふ地などなり 四七 但しダンの子孫の境界は初よりは廣くなれり其はダンの子孫上りゆきてライシを攻取り刃をもちてこれを撃ほろぼし之を獲て其處に住たればなり而してその先祖ダンの名にしたがひてライシをダンと名けたり 四八 ダンの子孫の支派がその宗族にしたがひて獲たる産業およびその邑々村々は是のごとし 四九 かく境界を畫りて産業の地を與ふることを終ぬ而してイスラエルの子孫おのれの中にてヌンの子ヨシユアに産業を與へたり 五十 すなはちエホバの命にしたがひて彼にその求むる邑を與ふエフライムの山地なるテムナテセラ是なり、彼その邑を建なはして其處に住む 五一 祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等がシロにおいて集會の幕屋の門にてエホバの前に鬮をもて分與へし産業は是のごとし斯地を分つことを終たり

第二十章

一 茲にヱホバ ヨシユアに告て言たまひけるは 二 汝イスラエルの子孫に告て言へ汝等モーセによりて我が汝らに語りおきし逃遁の邑を擇び定め 三 誤りて知ずに人を殺せる者を其處に逃れしめよ是は汝らが仇打する者を避て逃るべき處なり 四 斯る者は是等の邑の一に逃きゆき邑の門の入口に立てその邑の長老等の耳にその事情を述べし然る時は彼ら之をその邑に受いれ處を與へて己の中に住しむべし 五 假令仇打する者追ゆくとも彼らその人を殺せる者を之が手に交すべからず其は彼知ずして人を殺せるにて素より之を惡みをりしに非ざるなり 六 その人は會衆の前に立て審判を受るまで其時の祭司の長の死る迄その邑に住をるべし然る後その人を殺せる者己の邑に歸り往てその家おいたり己が逃いでし邑に住べし 七 爰にナフタリの山地なるガリラヤのケデシ、エフライムの山地なるシケムおよびユダの山地なる

キリアテアルバ(すなはちヘブロン)を之がために分ち 八 またヨルダンの彼旁エリコの東の方にてルベンの支派の中より平地なる荒野のベゼルを擇び定めガドの支派の中よりギレアデのラモテを擇び定めマナセの支派の中よりバシヤンのゴランを擇び定めたり 九 是すなはちイスラエルの一切の子孫および之が中に寄寓る他國人のために設けたる邑々にして凡て人を誤まり殺せる者を此に逃きしめ其會衆の前に立ざる中に仇打の手に死るがごときことなからしめんためなり

第二十一章

一 茲にレビの族長等來りて祭司エレアザル、ヌンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等の許にいたり 二 カナンの地シロにおいて之に語りて言ふエホバかつて我らに住べき邑々を與ふることおよびその郊地を我らの家畜のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへりと 三 イスラエルの

子孫すなはちエホバの命にしたがひて自己の産業の中より左の邑々とその郊地とをレビ人に與ふ 四 先コハテ人の宗族のために鬮を掣り祭司アロンの子孫たるレビ人鬮によりてユダの支派の中シメオンの支派の中およびベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲 五 その餘のコハテの子孫は鬮によりてエフライムの支派の宗族の中、ダンの支派の中、マナセの支派の半の中より十の邑を獲たり 六 またゲルションの子孫は鬮によりてイッサカルの支派の宗族の中アセルの支派の中ナフタリの支派の中およびバシヤンにあるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たり 七 またメラリの子孫はその宗族にしたがひてルベンの支派の中、ガドの支派の中およびゼブルンの支派の中より十二の邑を獲たり 八 イスラエルの子孫エホバのモーセによりて命じたまひし所にしたがひて此の邑々とその郊地とを鬮によりてレビ人に與ふ 九 即ち先ユ

ダの子孫の支派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左に
名を擧たる邑々を與ふ 十 是はレビの子孫コハテ人の宗族なるア
ロンの子孫に歸す其は彼ら第一の籤にあたりたればなり 十一 即ち
ユダの山地にあるキリアテアルバ即ちヘブロンおよびその周圍の
郊地をこれに與ふ此アルバはアナクの父なりき 十二 その邑の田野
およびその村々はこれをエフンネの子カレブに與へて所有とな
さしむ 十三 祭司アロンの子孫に與へし者は即ち人を殺し者の逃る
べき邑なるヘブロンとその郊地、リブナとその郊地、十四 ヤッテルとそ
の郊地エシテモアとその郊地 十五 ホロンとその郊地、デビルとその
郊地 十六 アインとその郊地、ユッタとその郊地、ベテシメシとその郊地、
此九の邑を此ふたつの支派の中より分ちしものなり 十七 またベニ
ヤミンの支派の中よりギベオンとその郊地、ゲバとその郊地、十八 ア
ナトテとその郊地、アルモンとその郊地など四の邑をあたへたり

十九 アロンの子孫たる祭司等の邑は合て十三邑又之に附る郊地あり 二十 この他のコハテの子孫なるレビ人の宗族鬮によりてエフライムの支派の中より邑を獲たり 二一 即ち之に與へし者は人を殺せる者の逃るべき邑なるエフライムの山地のシケムとその郊地およびゲゼルとその郊地 二二 キブザイムとその郊地、ベテホロンとその郊地など四の邑なり 二三 又ダンの支派の中より分ちて與へし者はエルテケとその郊地ギベトンとその郊地 二四 アヤロンとその郊地、ガテリンモンとその郊地など四の邑なり 二五 又マナセの支派の半の中より分ちて與へし者はタアナクとその郊地、ガテリンモンとその郊地など二の邑あり 二六 外のコハテの子孫の宗族の邑は合せて十また之につける郊地あり 二七 ゲルションの子孫たるレビ人の宗族に與へし者はマナセの支派の半の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるバシヤンのゴランとその郊地およびベエシ

テラとその郊地など二の邑なり 二八 イッサカルの支派の中よりはキシオンとその郊地、ダベラとその郊地 二九 ヤルムテとその郊地、エンガンニムとその郊地など四の邑なり 三十 アセルの支派の中よりはミシヤルとその郊地、アブドンとその郊地、三一 ヘルカテとその郊地、レホブとその郊地など四の邑なり 三二 ナフタリの支派の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるガリラヤのケデシとその郊地およびハンモテドルとその郊地、カルタンとその郊地など三の邑なり 三三 ゲルション人がその宗族にしたがひて獲たる邑は合せて十三邑にして又これに属る郊地あり 三四 この餘のレビ人なるメラリの子孫の宗族に與へし者はゼブルンの支派の中よりはヨクチアムとその郊地、カルタとその郊地、三五 デムナとその郊地、ナハラルとその郊地など四の邑なり 三六 ルベンの支派の中よりはベゼルとその郊地、ヤハヅとその郊地、三七 ケデモテとその郊地、メパアテとその

郊地など四の邑なり 三八 ガドの支派の中よりは人を殺せる者の逃るべき邑なるギレアデのラモテところの郊地およびマハナイムところの郊地、三九 ヘシボンところの郊地、ヤゼルところの郊地など合せて四の邑 四十 是みな外のレビ人なるメラリの子孫がろの宗族にしたがひて獲たる邑々なり其籤によりて獲たる邑も合せて十二 四一 イスラエルの子孫の所有の中にレビ人が有る邑々も合せて四十八邑、また之につける郊地あり 四二 この邑々も各々の周圍に郊地あり此邑々みな然り ○ 四三 かくエホバ イスラエルに與へんところの先祖等に誓ひたまひし地をことごとく與へたまひければ彼ら之を獲て其處に住り 四四 エホバ凡てその先祖等に誓ひたまひし如く四方において彼らに安息を賜へり其すべての敵の中に一人も之に當ることを得る者なかりき、エホバかれらの敵をことごとくその手に付したまへり 四五 エホバがイスラエルの家に語りたまひし善事

は一だに缺ずして悉くみな來りぬ

第二十二章

一 茲にヨシユアルベン人、ガド人およびマナセの支派
の半を召て 二 これに言けるは汝らはエホバの僕モーセが汝らに
命ぜし所をことごとく守り又わが汝らに命ぜし一切の事におい
て我言に聽したがへり 三 汝らは今日まで日ひさしく汝らの兄弟
を離れずして汝らの神エホバの命令の言を守り來り 四 今や已に
汝らの神エホバなんぢらの兄弟に向に宣まひし如く安息を賜ふ
に至れり、然ば汝ら身を轉らしエホバの僕モーセが汝らに與へし
ヨルダンの彼方なる汝等の産業の地に歸りて自己の天幕にゆけ
五 只エホバの僕モーセが汝らに命じおきし誡命と律法とを善く
謹しみて行ひ汝らの神エホバを愛しその一切の途に歩みその命
令を守りて之に附したがひ心を盡し精神を盡して之に事ふべし
六 かくてヨシユア彼らを祝して去しめければ彼らはその天幕

に往り 七 マナセの支派の半にはモーセバシヤンにて產業を與へおけり、其の他の半にはヨシユアヨルダンの此旁西の方にて其の兄弟等の中に產業を與ふ、ヨシユア彼らを其の天幕に歸し遣るに當りて之を祝し 八 之に告て言けるは汝ら衆多の貨財夥多しき家畜金銀銅鐵および夥多しき衣服をもちて汝らの天幕に歸り汝らの敵より獲たる其の物を汝らの兄弟の中に分つべしと ○九 爰にルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半はエホバのモーセによりて命じたまひし所に循ひて己の所有の地すなはち已に獲たるギレアデの地に往んとてカナンの地のシロよりしてイスラエルの子孫に別れて歸りけるが 十 ルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊にいたるにおよびて彼處にてヨルダンの傍に一の壇を築けり其の壇は大にして遙に見えわたる 十一 イスラエルの子孫はルベンの子孫ガド

の子孫およびマナセの支派の半カナンの地の前の部にてヨルダ
ンの岸邊イスラエルの子孫の屬する方にて一の壇を築けりと言
ふを聞り 十二 イスラエルの子孫これを聞と齊しくイスラエルの子
孫の會衆こと〴〵くシロに集まりて彼らの所に攻のぼらんとす
十三 イスラエルの子孫すなはち祭司エレアザルの子ピネハスをギ
レアデの地に遣はしてルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの
支派の半の所に至らしめ 十四 イスラエルの各々の支派の中より父
祖の家の牧伯一人づゝを擧て合せて十人の牧伯を之に伴なはし
む、是はなイスラエルの宗族の中にて父祖の家の長たる者なりき
十五 彼らギレアデの地に往きルベンの子孫ガドの子孫およびマナ
セの支派の半にいたりて之に語りて言けらく 十六 エホバの全會衆
かく言ふ汝らイスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻
へりてエホバに從がはざらんとし即ち已のために一の壇を築き

て今日エホバお叛かんとするは何事ぞや 十七 ペオルの罪われらに
足らざらんや之がためにエホバの會衆に災禍くだりたりしかども
我ら今日までも尚身を潔めてその罪を棄ざるなり 十八 然るに汝ら
は今日ひるがへりてエホバに從がはざらんとするや、汝ら今日エ
ホバに叛けば明日はエホバイスラエルの全會衆を怒りたまふべ
し 十九 然ながら汝らの所有の地もし潔からずばエホバの幕屋のた
てるエホバの產業の地に濟り來て我らの中にて所有を獲よ、惟わ
れらの神エホバの壇の外に壇を築きてエホバに叛く勿れまた我
らに悖るなかれ 二十 ゼラの子アカン詛はれし物をつきて愆を犯し、
つひにイスラエルの全會衆に震怒臨みしにあらずや且また其罪
にて滅亡し者は彼人ひとりにあらざりき 二一 ルベンの子孫、ガド
の子孫およびマナセの支派の半答へてイスラエルの宗族の長等
お言けるは 二二 諸の神の神エホバ諸の神の神エホバ知しめす、イス

ラエルも亦知んもし叛く事あるひハエホバ罪を犯す事ならむ
汝今日我らを救ふなかれ 二三 我らが壇を築きし事もし翻がへりて
エホバに從がはざらんが為あるか又は其上に燔祭素祭を獻げん
が為あるか又はその上に酬恩祭の犠牲を獻げんがためならむエ
ホバみづからその罪を問討したまへ 二四 我等ハ遠き慮をもて故に
斯なしたるなり即ち思ひけらく後の日にいたりて汝らの子孫わ
れらの子孫に語りて言ならん汝らハイスラエルの神エホバと何
の關係あらんや 二五 ルベンの子孫およびガドの子孫よエホバ我ら
と汝らの間にヨルダンを界となしたまへり、汝らはエホバの中に
分なしと斯いひてなんぢらの子孫われらの子孫をしてエホバを
畏るゝことを息しめんと 二六 是故に我ら言けらく我らいま一の壇
を我らのために築かんと是燔祭のためにあらずまた犠牲のために
非ず 二七 惟之をして我らと汝らの間および我らの後の子孫の間

に證とならしめて我ら燔祭犧牲および酬恩祭をもてヱホバの前にその職務をなさんがためなり、然せぜ汝らの子孫後の日にいたりて我らの子孫に汝らはヱホバの中に分なしと言こと無らん 二八 是をもて我ら言り彼らが我らまたは後の日に我らの子孫に然いはゞその時我ら言ん我らの父祖の築きたりしヱホバの壇の模形を見よ是は燔祭のためにも非ずまた犧牲のためにもあらず我らと汝らとの間の證なり 二九 ヱホバに叛き翻へりて今日ヱホバに從がふことを息め我らの神ヱホバの幕屋の前にあるところの祭壇の外に燔祭素祭犧牲などのために壇を築くことは我らの絶て爲ざる所なり○ 三十 祭司ピネハスおよび會衆の長等即ち彼とゝもにあるイスラエルの宗族の首等はルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの子孫が述たる語を聞て善とせり 三一 祭司エレアザルの子ピネハスすなはちルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの子孫に言け

るは我ら今日ヱホバの我らの中に在すを知る、其は汝らヱホバにむかひて此愆を犯さゞればなり今なんぢらはイスラエルの子孫をヱホバの手より救ひいだせりと
三二 祭司エレアザルの子ピネハスおよび牧伯等すなはちルベンの子孫およびガドの子孫に別れてギレアデの地よりカナンの地に歸りイスラエルの子孫にいたりて復命をなしけるに
三三 イスラエルの子孫これを善とせり而してイスラエルの子孫神を讚ロめルベンの子孫およびガドの子孫の住をる國を滅ぼしに攻上らんと重ねて言ざりき
三四 ルベンの子孫およびガドの子孫その壇をエド(證)と名けて云ふ、是は我らの間にありてヱホバは神にいますとの證をなす者なりと

第二十三章

一 ヱホバ、イスラエルの四方の敵をことごとく除きて安息をイスラエルに賜ひてより久しき後すなはちヨシユア年邁みて老たる後
二 ヨシユア一切のイスラエル人すなはち其長老首

領裁判人官吏などを招きよせて之に言けるは 三 我は年すゝみて老ゆ、汝ら已に汝らの神ヱホバが汝らのためにこのもろ／＼の國人に行ひたまひし事を盡く見たり即ち汝らの神ヱホバみづから汝らのために戰ひたまへり 四 視よ我ヨルダンより日の入る方大海までの此もろ／＼の漏のこれる國々および已に滅ぼしたる一切の國々を籤にて汝らに分ちて汝らの支派の產業となさしめたり 五 汝らの神ヱホバみづから汝らの前よりかの國民を打攘ひ汝らの目の前よりこれを逐はらひたまはん而して汝らは汝らの神ヱホバの汝らに宣まひしごとく之が地を獲にいたるべし 六 然ば汝ら勵みてモーセの律法の書に記されたる所を盡く守り行なへ之を離れて右にも左にも曲るなかれ 七 汝らの中間に遺りをる是等の國人の中に往なかれ、彼らの神の名を唱ふるなかれ、之を指て誓はしむる勿れ、又これに事へてこれを拜むなかれ 八 惟今日まで爲

たるごとく汝らの神ヱホバに附したがへ 九 そはヱホバは大にし
て且強き國民を汝らの前より逐はらひたまへり汝らには今日ま
で當ることを得る人一箇もあらざりき 十 汝らの一人は千人を逐ふ
ことを得ん、其は汝らの神ヱホバ汝らに宣まひしごとく自ら汝ら
のために戰ひたまへばなり 十一 然れば汝ら自ら善く愼しみて汝らの
神ヱホバを愛せよ 十二 然らずして汝ら若後もどりしつゝ是等の國
人の漏のこりて汝らの中間に止まる者等と親しくなり之と婚姻
をなして互に相往來しなば 十三 汝ら確く知れ汝らの神ヱホバかさ
ねて是等の國人を汝らの目の前より逐はらひたまはじ、彼ら反て
汝らの羂となり罟となり、汝らの脇に鞭となり汝らの目に莿とな
りて汝ら遂に汝らの神ヱホバの汝らに賜ひしこの美地より亡び
絶ん 十四 視よ今日われは世人の皆ゆく途を行んとす、汝らは一心一
念に善く知るならん汝らの神ヱホバの汝らにつきて宣まひし諸〱

の善事は一も缺る所なかりき皆なんぢらに臨みてその中一も缺
たる者なきなり 十五 汝らの神ヱホバの汝らに宣まひし諸の善事の
汝らに臨みしごとくヱホバまた諸の惡き事を汝らに降して汝ち
の神ヱホバの汝らに與へしこの美地より終に汝らを滅ぼし絶た
まはん 十六 汝ら若なんぢらの神ヱホバの汝らに命じたまひしその
契約を犯し往て他神に事へてこれに身を鞠むるに於てはヱホバ
の震怒なんぢらに向ひて燃いでゝなんぢらヱホバに與へられし
善地より迅速に亡びうせん

第二十四章

一 茲にヨシユアイスラエルの一切の支派をシケムに
集めイスラエルの長老首領裁判人官吏などを招きよせて諸共に
神の前に進みいで 二 而してヨシユアすべての民に言けるはイス
ラエルの神ヱホバかく言たまふ汝らの遠祖すなはちアブラハム
の父たりナホルの父たりしテラのごときは在昔河の彼旁に住て

皆他神に事へたりしが
三 我なんぢらの先祖アブラハムを河の彼旁より携へ出してカナンの全地を導きてすぎその子孫を增んとして之にイサクを與へたり
四 而してイサクにヤコブとエサウを與へエサウにセイル山を與へて獲させたりまたヤコブとその子等はエジプトに下れり
五 我モーセおよびアロンを遣はしまた災禍をエジプトに降せり我がその中に爲たる所の事のごとし而して後われ汝ちを導びき出せり
六 我なんぢらの父をエジプトより導き出し汝ち海に至りしにエジプト人戰車と騎兵とをもて汝らの後を追て紅海に來りけるが
七 汝らの父等エホバに呼はりければエホバ黒暗を汝らとエジプト人との間に置き海を彼らの上に傾むけて彼らを淹へり汝ら我がエジプトにて爲たる事を目に觀たり斯て汝らは日ひさしく曠野に住をれり
八 我またヨルダンの彼旁にすめるアモリ人の地に汝ちを携さへいれたり彼ら汝

らと戰ひければ我かれらを汝らの手に付しかれらの地をなんぢ
らに獲しめ彼らを汝らの前より滅ぼし去り 九 時にモアブの王チッ
ポルの子バラク起てイスラエルに敵し人を遣はしてベオルの子
バラムを招きて汝らを詛はせんとしたりしが 十 我バラムに聽こ
とを爲ざりければ彼かへつて汝らを祝せり斯われ汝らを彼の手
より救出せり 十一 而して汝らヨルダンを濟りてエリコに至りしに
エリコの人々すなはちアモリ人、ペリジ人、カナン人、ヘテ人、ギルガ
シ人、ヒビ人、エブス人等なんぢらに敵したりしが我かれらを汝ら
の手に付せり 十二 われ黃蜂を汝らの前に遣はして彼のアモリ人の
王二人を汝らの前より逐はらへり汝らの劍または汝らの弓を用
ゐて斯せしに非ず 十三 而して我なんぢらが勞せしに非ざる地を汝
らに與へ汝らが建たるに非ざる邑を汝らに與へたり汝らは今そ
の中に住をる汝らは亦己が作りたるに非ざる葡萄園と橄欖園

とにつきて食ふ 十四 然ば汝らヱホバを畏れ赤心と眞實とをもて之
に事へ汝らの先祖が河の彼邊およびエジプトにて事へたる神を
除きてヱホバに事へよ 十五 汝ら若しヱホバに事ふることを惡とせば
汝らの先祖が河の彼邊にて事へし神々にもあれ又は汝らが今を
る地のアモリ人の神々にもあれ汝らの事ふべき者を今日選べ、但
し我と我家とは共にヱホバに事へん 十六 民こたへて言けるはヱホ
バを棄て他神に事ふることは我等きはめて爲じ 十七 其は我らの神
ヱホバみづから我等と我らの先祖とをエジプトの地奴隷の家よ
り導き上りかつ我らの目の前にかの太なる徴を行ひ我らが往
し一切の路にて我らを守りまた我らが其中間を通りし一切の民
の中にて我らを守りたまひければなり 十八 而してヱホバ此地に住
をりしアモリ人などいふ一切の民を我らの前より逐はらひたま
へり然ば我らもヱホバに事へん彼は我らの神なればなり 十九 ヨシ

ユア民に言けるは汝らはヱホバに事ふること能はざらん其は彼
は聖神また妬みたまふ神にして汝らの罪愆を赦したまはざれば
なり 二十 汝ら若ヱホバを棄て他神に事へなば汝らに福祉を降した
まへる後にも亦ひるがへりて汝らに災禍を降して汝らを滅ぼし
たまはん 二一 民ヨシユアに言けるは否我ら必らずヱホバに事ふべ
しと 二二 ヨシユア民に向ひて汝らはヱホバを選びて之に事へんと
いへりなんぢら自らの證人たりと言ければ皆我らは證人なり
と答ふ 二三 ヨシユアまた言り然ば汝らの中にある異なる神を除き
てイスラエルの神ヱホバに汝らの心を傾むけよ 二四 民ヨシユアに
言けるは我らの神ヱホバに我らは事へ其聲に我らは聽したがふ
べしと 二五 ヨシユアすなはち其日民と契約を結びシケムにおいて法
度と定規とを彼らのために設けたり 二六 ヨシユアこれらの言を神
の律法の書に書しるし大なる石をとり彼處にてヱホバの聖所の

傍なる樫の樹の下に之を立て 二七 而してヨシユア一切の民に言け
るは視よ此石われらの證となるべし是はヱホバの我らに語りた
まひし言をことごとく聞たればなり然ば汝らが己の神を棄るこ
と無らんために此石なんぢらの證となるべしと 二八 かくてヨシユ
ア民を各々その産業に歸しさらしめたりき○ 二九 是らの事の後ヱ
ホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にして死り 三十 人衆これをその
産業の地の内にてテムナテセラに葬むれりテムナテセラはエフ
ライムの山地にてガアシ山の北にあり 三一 イスラエルはヨシユア
の世にある日の間またヱホバがイスラエルのために行ひたまひし
諸の事を識ゐてヨシユアの後に生存れる長老等の世にある日の
間つねにヱホバに事へたり 三二 イスラエルの子孫のエジプトより
携さへ上りしヨセフの骨を昔ヤコブが銀百枚をもてシケムの父
ハモルの子等より買たりしシケムの中なる一の地に葬れり是は

ヨセフの子孫の産業となりぬ 三三 アロンの子エレアザルもまた死
り人衆これを其子ピネハスがエフライムの山地にて受たりし岡
に葬れり

約書亞記終

士師記

第一章

一 ヨシユアの死たるのちイスラエルの子孫ヱホバに問ひていひけるは我等の中孰か先に攻め登りてカナン人と戰ふべきや 二 ヱホバいひたまひけるはユダ上るべし視よ我此國を其の手に付すと 三 ユダその兄弟シメオンに言けるは我と共にわが領地にのぼりてカナン人と戰へわれもまた偕に汝の領地に往べしとこゝにおいてシメオンかれとともにゆけり 四 ユダすなはち上りゆきけるにヱホバその手にカナン人とペリジ人とを付したまひたればベゼクにて彼ら一萬人を殺し 五 またベゼクにおいてアドニベゼクにゆき逢ひこれと戰ひてカナン人とペリジ人を殺せり 六 しかるにアドニベゼク逃れ去りしかばそのあとを追ひてこれを執へその手足の巨擘を斫りはなちたれば 七 アドニベゼクいひけるは七十人の王たちかつてその手足の巨擘を斫られて

我が食几のしたに屑を拾へり神わが曾て行ひしところをもてわれに報いたまへるなりと衆之を曳てエルサレムに至りしが其處にしねり 八 ユダの子孫エルサレムを攻めてこれを取り刃をもてこれを撃ち邑に火をかけたり 九 かくてのちユダの子孫山と南方の方および平地に住めるカナン人と戰んとて下りしが 十 ユダまづヘブロンに住るカナン人を攻めてセシヤイアヒマンおよびタルマイを殺せり（ヘブロンの舊の名はキリアテアルバなり） 十一 またそこより進みてデビルに住るものを攻む（デビルの舊の名はキリアテセペルなり） 十二 時にカレブいひけるはキリアテセペルをうちてこれを取るものにはわが女アクサをあたへて妻となさんと 十三 カレブの舍弟ケナズの子オテニエルこれを取ければすなはちその女アクサをこれが妻にあたふ 十四 アクサ往くときおのれの父に田圃を求めんことを夫にすゝめたりしがつひにアクサ驢馬よ

り下りければカレブこれに何事ぞやといふに 十五 答へけるはわれに恵賜をあたへよなんぢ南の地をわれにあたへたればねがはくは源泉をもわれにあたへよとてこにおいてカレブ上の源泉と下の源泉とをこれにあたふ 十六 モーセの外舅ケニの子孫ユダの子孫と偕に棕櫚の邑よりアラドの南なるユダの野にのぼり來りて民のうちに住居せり 十七 茲にユダその兄弟シメオンとともに往きてゼパテに住るカナン人を撃ちて盡くこれを滅ぼせり是をもてその邑の名をホルマと呼ぶ 十八 ユダまたガザと其の境アシケロンと其の境およびエクロンとその境を取り 十九 ヱホバユダとともに在ましたればかれつひに山地を手に入れたりしが谷に住る民は鐵の戰車をもちたるがゆゑにこれを逐出すこと能はざりき 二十 衆モーセのかつていひし如くヘブロンをカレブに與ふカレブそのところよりアナクの三人の子をおひ出せり 二十一 ベニヤミンの子孫はヱ

ルサレムに住るエブス人を逐出さざりしかばエブス人は今日に
至るまでベニヤミンの子孫とともにエルサレムに住ふ　二二　茲にヨ
セフの族もまたベテルをさして攻め上るにヱホバこれと偕に在しき
二三　ヨセフの族すなはちベテルを窺察しむ(此邑の舊の名はルズな
り)　二四　その間者邑より人の出來るを見てこれにいひけるは請ふわ
れらに邑の入口を示せさらば汝に恩慈を施さんと　二五　彼邑の入口
を示したればすなはち刃をもて邑を撃てり然ど彼の人と其家族
をばみな縦ち遣りぬ　二六　その人ヘテ人の地にゆき邑を建てルズと
名けたり今日にいたるまでこれを其名となす　二七　マナセはベテシ
ヤンとその村里の民タアナクとその村里の民ドルとその村里の
民イブレアムとその村里の民メギドンとその村里の民を逐ひ出
さざりきカナン人はなほその地に住ひ居る　二八　イスラエルはその
強くなりしときカナン人をして貢を納れしめたりしがこれを全

く追ひいだすことは爲ざりき 二九 エフライムはゲゼルに住るカナン人を追ひいださゞりきカナン人はゲゼルにおいてかれらのうちに住み居たり 三十 ゼブルンはまたキテロンの民およびナハラルの民を逐ひいださゞりきカナン人かれらのうちに住みて貢ををさむるものとなりぬ 三一 アセルはアッコの民およびシドンアヘラブアクジブヘルバアピクレホブの民を逐ひ出さゞりき 三二 アセル人は其地の民なるカナン人のうちに住み居たりそれはこれを逐ひ出さゞりしゆゑなり 三三 ナフタリはベテシメシの民およびベテアナテの民を逐ひ出さずその地の民なるカナン人のうちに住み居たりベテシメシとベテアナテの民はつひにかれらに貢を納むるものとなりぬ 三四 アモリ人ダンの子孫を山におひこみ谷に下ることを得させざりき 三五 アモリ人はヘレス山アヤロンシヤラビムに住ひ居りしがヨセフの家の手力勝りたれば終に貢を納むる

ものとなりぬ 三六 アモリ人の界はアクラビムの阪よりセラを經て
上に至れり

第二章

一 ヱホバの使者ギルガルよりボキムに上りていひけるは
我汝等をエジプトより上らしめわが汝らの先祖に誓ひたる地に
携へ來れりまた我いひけらくわれ汝らと締べる契約を絶てやぶ
ることあらじ 二 汝らはこの國の民と契約を締ぶべからずかれら
の祭壇を毀つべしといへるに汝らはわが聲に從はざりき汝ら如
何なればかかることをなせしや 三 我またいひけらくわれ汝らの前
より彼らを逐ふべからずかれら反て汝等の肋を刺す荊棘となら
んまた彼らの神々は汝らの罟となるべし 四 ヱホバの使者これらの
言をイスラエルのすべての子孫に語しかば民聲をあげて哭ぬ 五
故に其所の名をボキム［哭者］と呼ぶかしこにてヱホバに祭物
を獻げたり 六 ヨシユア民を去しめたればイスラエルの子孫おの

くろの領地におもむきて地を獲たり 七 ヨシユアの世にありし
間またヨシユアより後に生きのこりたる長老等の世にありしあ
ひだ民はエホバに事へたりこの長老等はエホバのかつてイスラ
エルのために成したまひし諸の大いなる行為を見しものなり 八
エホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にて死り 九 衆人エフライム
の山のテムナテヘレスにあるかれの産業の地においてガアシ山
の北にこれを葬れり 十 かくてまたその時代のものもことごとくそ
の先祖のもとにあつめられその後に至りて他の時代おこりしが
是はエホバを識ずまたそのイスラエルのために為したまひし行
為をも識ざりき 十一 イスラエルの子孫エホバのまへに悪きことを
作してバアリムにつかへ 十二 かつてエジプトの地よりかれらを出
したまひしその先祖の神エホバを棄てほかの神すなはちその四
周なる國民の神にしたがひ之に跪づきてエホバの怒を惹起せり

十三 即ちかれらヱホバをすてゝバアルとアシタロテに事へたれバ
十四 ヱホバはげしくイスラエルを怒りたまひ掠むるものゝ手にわ
たして之を掠めしめかつ四周なるもろ／＼の敵の手にこれを賣
たまひしかバかれらふたゝびその敵の前に立つことを得ざりき
十五 かれらいづこに往くもヱホバの手これに災をなしぬ是はヱホ
バのいひたまひしごとくヱホバのこれに誓ひたまひしごとし、か
くにおいてかれら悩むこと甚だしかりしが 十六 ヱホバ士師を立て
たまひたれバかれらこれを掠むるものゝ手よりすくひ出したり
十七 然るにかれらその士師にもしたがはず反りて他の神を慕て之
と淫をおこなひ之に跪き先祖のヱホバの命令に從ひて歩みた
るところの道を頓に離れ去りてその如くには行はざりき 十八 かれ
らのためにヱホバ士師を立てたまひし時に方りてはヱホバつね
にその士師とゝもに在しその士師の世に在る間はヱホバかれら

を敵の手よりすくひ出したまへり此はかれらおのれを虐げくるしむるものありしを呻きかなしめるによりてヱホバ之を哀れみたまひたればなり 十九 されどその士師の死しのちまた戻きて先祖よりも甚だしく邪曲を行ひ他の神にしたがひてこれに事へ之に跪きておのれの所為を息めずその頑固なる路を離れざりき 二十 是をもてヱホバはげしくイスラエルをいかりていひたまはく此民はわがかつてその列祖に命じたる契約を犯し吾聲に從がはざるがゆゑに 二 我もまたいまよりはヨシユアがその死しときに存しおけるいづれの國民をもかれらのまへより逐ひはらはざるべし 三 此は我イスラエルがその先祖の守りしごとくヱホバの道を守りてこれに歩むやいなやを試さんがためなりとヱホバはこれら國民を逐はらふことを速にせずして之を遺しおきてヨシユアの手に付したまはざりしなり

第三章

一 ヱホバが凡てカナンの諸の戰爭を知ざるイスラエルのものどもをこゝろみんとて遺しおきたまへる國民は左のごとし 二（これたゞイスラエルの代々の子孫特にいまだ戰爭を知ざるものにこれをゝしへ知らしめんがためなり）三 即ちペリシテ人の五人の伯すべてのカナン人シドン人およびレバノン山に住てバアルヘルモンの山よりハマテに入るところまでを占めたるヒビ人是なり 四 これらをもてイスラエルをこゝろみヱホバのモーセによりてその先祖に命じたまひし命令に遵ふや否を知可りしなり 五 イスラエルの子孫はカナン人ヘテ人アモリ人 六 ペリジ人ヒビ人ヱブス人のうちに住みこれらの女を妻に娶りまたおのれの女をかれらの子に與へかつかれらの神に事へたり 七 斯くイスラエルの子孫ヱホバのまへに惡をおこなひ己の神なるヱホバをわすれてバアリムおよびアシラに事へたり 八 是においい

てエホバはげしくイスラエルを怒りてこれをメソポタミヤの王クシヤンリシヤタイムの手に賣り付したまひしかばイスラエルの子孫はおよそ八年のあひだクシヤンリシヤタイムにつかへたり九茲にイスラエルの子孫エホバによばはりしかばエホバはイスラエルの子孫の為にひとりの救者を起して之を救はしめ給ふすなはちカレブの舎弟ケナズの子オテニエル是なり十エホバの靈オテニエルにのぞみたれば彼イスラエルを治め戰ひに出づエホバメソポタミヤの王クシヤンリシヤタイムをその手に付したまひたればオテニエルの手クシヤンリシヤタイムに勝ことを得たり十一かくて國は四十年のあひだ太平なりきケナズの子オテニエルつひに死り十二イスラエルの子孫復エホバの眼のまへに惡をおこなふエホバかれらがエホバのまへに惡をおこなふによりてモアブの王エグロンをつよくなしてイスラエルに敵せしめたま

へり十三エグロンすなはちアンモンおよびアマレクの子孫を招き聚め往きてイスラエルを撃ち棕櫚の邑を取りこれにおいてイスラエルの子孫は十八年のあひだモアブの王エグロンに事へたりしが十五イスラエルの子孫ヱホバを呼はりけるときヱホバかれらの爲に一個の救者を起したまふすなはちベニヤミン人ゲラの子なる左手利捷のヱホデ是なりイスラエルの子孫これを以てモアブの王エグロンに饋物せり十六ヱホデ長一キユビトなる兩刃の劍を作らせなかを衣のしたなる右の股のあたりにおび十七饋物を齎してモアブの王エグロンのもとに詣るエグロンは甚だ肥たる人なりき十八さて饋物を獻ぐることをはりしかば彼饋物を負ひ來りしものをかへし去らしめ十九自らはギルガルの傍なる石像の在る所より引回していひけるは王よ我爾に告ぐべき密事ありと王人拂を命じたればもろもろの傍に立つものみな出で去りぬ二十ヱホデす

なはち王のところに入來り時に王はひとり上なる涼殿に坐し居たりしがエホデ我神の命に由りて爾に傳ふべきことありといひければ王すなはち座より起に二一エホデ左の手を出し右の股より劍を取りてその腹を刺せり二二柄もまた刃とともに入りたりしが脂肉刃を塞ぎて之を腹より拔き出すことあたはずその鋒鋩うしろに出づ二三エホデすなはち廊をとほりてその後に樓の戸を閉てこれを鎖せり二四その出でしのち王の僕來りて樓の戸の鎖したるを見いひけるは王はかならず涼殿の間に足を蔽ひ居るならんと二五僕ども耻るまでに俟居たれども王樓の戸をひらかざれば鑰をとりて之を開き見るにその君は地に仆れて死をる二六エホデは彼等の猶豫ふ間に逃れて石像の在るところを過りセイラテに遁げゆけり二七それ既に至りエフライムの山に鐸を吹きければイスラエルの子孫これとともに山より下るエホデこれを導けり二八それ

人衆にいひけるハ我に續て來るをエホバ汝等の敵モアブ人を汝等の手に付したまふなりこゝにおいてかれらエホデにしたがひて下りモアブにおもむくところのヨルダンの津を取りて一人も渡ることを允さゞりき 二九 このとき彼らモアブ人およそ一萬人を殺せり是皆肥太たる勇士なりそのうち一人も脱きたるものなし 三十 モアブはこの日イスラエルの手に服せり而して國は八十年の間太平なりき 三一 エホデの後にアナテの子シヤムガルといふものあり牛の策を以てペリシテ人六百人を殺せり此人もまたイスラエルを救へり

第四章 一 エホデの死たるのちイスラエルの子孫復エホバの目前に惡を行しかば 二 エホバハゾルにて世を治むるカナンの王ヤビンの手に之を賣りたまふヤビンの軍勢の長はシセラといふ彼異邦人のハロセテに住居り 三 鐵の戰車九百輛を有居て二十年の間

イスラエルの子孫を甚だしく虐げしりむイスラエルの子孫ヱホバに呼はれり 四 當時ラピドテの妻なる預言者デボライスラエルの士師なりき 五 彼エフライムの山のラマとベテルの間に在るデボラの棕櫚の樹の下に坐せりイスラエルの子孫はその許に上りて審判を受く 六 デボラ人をつかはしてケデシナフタリよりアビノアムの子バラクを招きこれにいひけるはイスラエルの神ヱホバ汝に斯く命じたまふにあらずやいはく汝ナフタリの子孫とゼブルンの子孫とを一萬人ひきゐゆきてタボル山におもむけ 七 我ヤビンの軍勢の長シセラおよびその戰車とその群衆とをキシオン河に引き寄せて汝のもとに至らせ之を汝の手に付すべし 八 バラク之にいひけるは汝もし我とともにゆかば我往べし然ど汝もし我とともに行ずば我行ざるべし 九 デボラいひけるは我かならず汝とともに往くべし然ど汝は今往くところの途にては榮譽を

得ることなからんヱホバ婦人の手にシセラを賣りたまふべけれ
ばなりとデボラすなはち起ちてバラクとともにケデシに往けり
十 バラク、ゼブルンとナフタリをケデシに招き一萬人を從へて上
るデボラもまた之とともに上れり 十一 ここにケニ人ヘベルといふ
者あり彼はモーセの外舅ホバブの裔なるがケニを離れてケデシ
の邊なるザアナイムの橡の樹のかたはらにその天幕を張り居た
り 十二 衆アビノアムの子バラクがタボル山に上れるよしをシセラ
に告げたりければ 十三 シセラそのすべての戰車すなはち鐵の戰車
九百輛およびおのれとともに在るすべての民を異邦人のハロセ
テよりキションの河に招き集へたり 十四 デボラ、バラクにいひけるは
起よ是ヱホバがシセラを汝の手に付したまふ日なりヱホバ汝に
先ち立ちて出でたまひしにあらずやとバラクすなはち一萬人を
したがへてタボル山より下る 十五 ヱホバ刃をもてシセラとその諸

の戰車およびその全軍をバラクの前に打取りたまひたればシセラ戰車より飛び下り徒歩になりて遁れ走れり 十六 バラク戰車と軍勢とを追ひ撃て異邦人のハロセテに至れり シセラの軍勢は悉く刃にたふれて殘れるもの一人もなかりしが 十七 シセラは徒歩にて奔りケニ人ヘベルの妻ヤエルの天幕に來れり是はハゾルの王ヤビンとケニ人ヘベルの家とは互ひに睦しかりしゆゑなり 十八 ヤエル出で來りてシセラを迎へ之にいひけるは來れわが主よ入り來れ怖るゝなかれとシセラその天幕に入りたればヤエル被をもてこれを覆へり 十九 シセラ之にいひけるはねがはくは少しの水をわれに飲ませよ我渇けりとヤエルすなはち乳嚢を啓きて之に飲ませまた之を覆へり 二十 シセラまた之にいひけるは天幕の門邊に立て居れもし人來り汝にとふて誰かこゝに居るやといはゞ否と答ふべしと 二十一 彼疲れて熟睡せしかばヘベルの妻ヤエル天幕の釘子を取

り手に鎚を携へてそのかたはらに忍び寄り鬢のあたりに釘子をうちこみて地に刺し通したればシセラすなはち死たり 二二 バラクシセラを追ひ來りしときヤエル之を出むかへていひけるは來れ我汝の索るところの人を示さんとかれそのところに入て見にシセラ鬢のあたりに釘子うたれて死たふれをる 二三 その日に神カナンの王ヤビンをイスラエルの子孫のまへに打敗りたまへり 二四 かくてイスラエルの子孫の手ますます強くなりてカナンの王ヤビンに勝ちつひにカナンの王ヤビンを亡ぼすに至れり

第五章

一 その日デボラとアビノアムの子バラク謳ひていはく 二 イスラエルの首長さちびきをなし民また好んで出でたればエホバを頌美よ 三 もろもろの王よ聽けもろもろの伯よ耳をかたふけよ我さろもエホバに謳はん我はイスラエルの神エホバを讃へん 四 あゝエホバよ汝セイルより出でエドムの野より進みたまひし

とき地震ひ天また滴りて雲水を滴らせたり 五 もろ〳〵の山はヱホバのまへに撼動ぎ彼のシナイもイスラエルの神ヱホバのまへに撼動げり 六 アナテの子シャムガルのときまたヤエルの時には大路は通行る者なく途行く人は徑を歩み 七 イスラエルの村莊には住者なく住む者あらずなりけるがつひに我デボラ起れり我起りてイスラエルに母となる 八 人々新しき神を選みければ戰鬪門におよべりイスラエルの四萬人のうちに盾或は鎗の見しことあらんや 九 吾が心は民のうちに好んでいでたるイスラエルの有司等に傾けり汝らヱホバを頌美よ 十 しろき驢馬に乗るもの毛氈に坐するものおよび路歩む人よ汝ら謳ふべし 十一 矢叫の聲に遠かり水汲むところにおいてヱホバの義しき所為をとなへられイスラエルを治理めたまふ義しき所為を唱へよその時ヱホバの民は門に下れり 十二 興よ興よデボラ興よ興よ歌を謳ふべし起てよバラク

汝の俘虜を擄きたれアビノアムの子よ 十三 其時民の首長等の殘餘者くだり來るヱホバ勇士の中にいまして我にくだりたまふ 十四 エフライムより出る者ありその根アマレクにありベニヤミン汝のあとにつきて汝の民の中にありマキルよりは牧伯下りゼブルンよりは采配を執るものいたる 十五 イッサカルの伯たちはデボラとともに居るイッサカルはバラクとおなじく足の進みて平地に至るルベンの河邊にて大いに心にはかる事あり 十六 何故に汝は圏のうちに止まりて羊の群に笛吹くを聽くやルベンの河邊にて大いに心に考ふることあり 十七 ギレアデはヨルダンの彼方に臥し居る何故にダンは舟のかたはらに止まりしやアセルは濱邊に坐してその港に臥し居る 十八 ゼブルンは生命を捐て死を冐せる民なり野の高きところに居るナフタリもまた是の如し 十九 もろもろの王來りて戰へる時にカナンのもろもろの王メギドンの水の邊において

タアナクに戰へり彼ら一片の貨幣をも獲ざりき 二十 天よりこれを攻むるものありもろもろの星其の道を離れてシセラを攻む 二一 キシオンの河之を押し流しぬ是彼の古への河キシオンの河なりわが靈魂よ汝ますます勇みて進め 二二 その時馬の蹄は強きものゝ馳に馳するに由りて地を踏鳴せり 二三 ヱホバの使いひけるはメロズを詛ふべし汝ら重ね重ねその民を詛ふべきなり彼等來りてヱホバを助けずヱホバを助けて猛者を攻めざればなり 二四 ケニ人へベルの妻ヤエルは婦女のうちの最も頌むべき者なり彼は天幕に居る婦女のうち最も頌むべきものなり 二五 シセラ水を乞ふにヤエル乳を與ふすなはち貴き盤に乳の油を盛てさゝぐ 二六 ヤエル釘子に手をかけ右の手に重き椎をとりてシセラを打ちその頭を碎きその鬢のあたりをうちて貫ぬく 二七 シセラヤエルの足の間に屈みて仆れ偃しその足のあはひに屈みて仆れその屈みたるところにて仆れ

亡ぬ 二八 シセラの母窓より望み格子のうちより叫びて言ふ彼が車のきたること何て遲きや彼が馬の歩何てはかどらざるやと 二九 その賢き侍女こたへをなす（母また獨語して斯いへり） 三十 それら獲ものをえてこれを分たざらんや人ごとに一人二人の女子を獲んシセラの獲るものは彩る衣ならんその獲る者は彩る衣にして文繍を施せる者ならん即ち彩りて兩面に文繍をほどこせる衣をえてその頸にまとはんと 三一 エホバよ汝の敵みな是のごとくに亡びよかしまたエホバを愛するものは日の眞盛に昇るが如くなれよかしとかくて後國は四十年のあひだ太平なりき

第六章

一 イスラエルの子孫またエホバの目のまへに惡を行ひたればエホバ七年の間之をミデアン人の手に付したまふ 二 ミデアン人の手イスラエルにかてりイスラエルの子孫はミデアン人の故をもて山にある窟と洞穴と要害とをおのれのために造れり 三

イスラエル人蒔種してありける時しもミデアン人アマレキ人及び東方の民上り來りて押寄せ 四 イスラエル人に向ひて陣を取り地の産物を荒してガザにまで至りイスラエルのうちに生命を維ぐべき物を遺さず羊も牛も驢馬も遺さざりき 五 夫この衆人ハ家畜と天幕を携へ上り蝗蟲の如くに數多く來れりその人と駱駝ハ數ふるに勝ず彼ら國を荒さんとて入きたる 六 かゝりしかばイスラエルハミデアン人のために大いに衰へイスラエルの子孫エホバに呼はり 七 イスラエルの子孫ミデアン人の故をもてエホバに呼はりしかば 八 エホバひとりの預言者をイスラエルの子孫に遣りて言しめたまひけるハイスラエルの神エホバ斯くいひたまふ我かつて汝らをエジプトより上らせ汝らを奴隷たるの家より出し 九 エジプト人の手およびすべて汝らを虐ぐるものゝ手より汝らを拯ひいだし汝らの前より彼らを追ひはらひてその邦土を汝ら

に與へたり十我また汝らに言り我は汝らの神ヱホバなり汝らの住ひ居るアモリ人の國の神を懼るゝなかれといへるに汝らは我が聲に從はざりき十一玆にヱホバの使者來りてアビエゼル人ヨアシの所有なるオフラの橡の樹のしたに坐す時にヨアシの子ギデオンミデアン人に奪はれざらんために酒榨のなかに麥を打ち居たりしが十二ヱホバの使之に現れて剛勇丈夫よヱホバ汝とともに在すといひたれば十三ギデオン之にいひけるはあゝ吾が主よヱホバ我らと偕にいまさばなどてこれらのことこれらの上に及びたるやこれらの先祖がヱホバは我らをヱジプトより上らしめたまひしにあらずやといひて我らに告たりしその諸の不思議なる行爲は何處にあるや今はヱホバわれらを棄てミデアン人の手に付したまへり十四ヱホバ之を顧みていひたまひけるは汝此汝の力をもて行きミデアン人の手よりイスラエルを拯ひいだすべし我汝を

を遣すにあらずや 十五 ギデオン之にいひけるはああ主よ我何をもてかイスラエルを拯ふべき視よわが家はマナセのうちの最も弱きもの我は亦父の家の最も卑賤きものなり 十六 ヱホバ之にいひたまひけるは我かならず汝とともに在ん汝は一人を撃がごとくにミデアン人を撃つことを得ん 十七 ギデオン之にいひけるは我もし汝のまへに恩を蒙るならば請ふ我と語る者の汝なる證據を見せたまへ 十八 ねがはくは我復び汝に來りわが祭物をたづさへて之を汝のまへに供ふるまでこゝを去たまふなかれ彼いひたまひけるは我汝の還るまで待つべし 十九 ギデオンすなはち往て山羊の羔を調へ粉一エパをもて無酵パンをつくり肉を筐にいれ羹を壺に盛り橡樹の下にもち出て之を供へたれば 二十 神の使之にいひたまひけるは肉と無酵パンをとりて此巖のうへに置き之に羹を斟げとすなはちそのごとくに行ふ 二十一 ヱホバの使手にもてる杖の末端を

出して肉と無酵パンに觸れたりしかば巖より火燃あがり肉と無酵パンを燒き盡せりかくてヱホバの使者去てその目に見ずなりぬ
二二 ギデオン是において彼がヱホバの使者なりしを覺りギデオンいひけるはあゝ神ヱホバよ我面を合せてヱホバの使者を見たれば將如何せん
二三 ヱホバ之にいひたまひけるは心安かれ怖るゝ勿れ汝死ぬることあらじ
二四 こゝにおいてギデオン彼所にヱホバのために祭壇を築き之をヱホバシヤロムと名けたり是は今日に至るまでアビエゼル人のオフラに存る
二五 其夜ヱホバギデオンにいひ給ひけるは汝の父の少き牡牛および七歳なる第二の牛を取り汝の父のもてるバアルの祭壇を毀ち其上なるアシラの像を斫り仆し
二六 汝の神ヱホバのためにこの堡砦の頂において次序をたゞしくして祭壇を築き第二の牛を取りて汝が斫り倒せるアシラの木をもて燔祭を供ぐべし
二七 ギデオンすなはちそれ僕十人を携へて

エホバのいひたまひしごとくに行へりされど父の家のものどもおよび邑の人を怖れたれば晝之をなすことを得ず夜に入りて之を爲り 二八 邑の人衆朝興出て視にバアルの祭壇は摧け其の上なるアシラの像は斫仆されて居り新に築る祭壇に第二の牛の供へてありしかば 二九 たがひに此は誰が所爲ぞやと言ひ訊ね問ひけるに此はヨアシの子ギデオンの所爲なりといふものありたれば 三十 邑の人々ヨアシにむかひ汝の子を曳き出して死なしめよかれ彼バアルの祭壇を摧き其上に在しアシラの像を斫仆したればなりといふ 三一 ヨアシおのれの周圍に立るすべてのものにいひけるは汝らはバアルの爲に爭論ふや汝らは之を救んとするや之が爲に爭論ふ者は朝の中に死べしバアルもし神ならば人其祭壇を摧きたれば自ら爭論ふ可なりと 三二 是をもて人衆ギデオンの祭壇を摧きたればバアル自ら之といひあらそはんといひて此日かれを

エルバアル(バアルいひあらそはん)と呼ばせり 三三 玆にミデアン人アマレク人および東方の民相集まりて河を濟りヱズレルの谷に陣を取しが 三四 ヱホバの靈ギデオンに臨みてギデオン喇叭を吹たればアビエゼル人集りて之に從ふ 三五 ギデオン徧くマナセに使者を遣りしかばマナセ人また集りて之に從ふ彼またアセルゼブルン及びナフタリに使者を遣りしにその人々も上りて之を迎ふ 三六 ギデオン神にいひけるは汝かつていひたまひしごとくわが手をもてイスラエルを救はんとしたまはゞ 三七 視よ我一箇の羊の毛を禾場におかん露もし羊毛にのみおきて地はすべて燥きをらば我之におよりて汝がかつていひたまひし如く吾が手をもてイスラエルを救ひたまふを知んと 三八 すなはち斯ありぬ彼明る朝早く興きいで羊毛をかき寄てその毛より露を搾りしに鉢に滿つるほどの水いできたる 三九 ギデオン神にいひけるは我にむかひて怒を發した

まふなかれ我をしていま一回いはしめたまへねがはくは我をして羊の毛をもていま一回試さしめたまへねがはくは羊毛のみを燥して地には悉く露あらしめたまへと 四十 神かくの如くに為したまふすなはち羊毛のみ燥きて地には凡て露ありき

第七章

一 斯てエルバアルと呼るゝギデオンおよび之とゝもにあるすべての民朝夙に興きいでゝハロデの井のほとりに陣を取る、ミデアン人の陣はかれらの北の方にあたりモレの山に沿ひ谷のうちにありき 二 エホバギデオンにいひたまひけるは汝とゝもに在る民は餘りに多ければ我その手にミデアン人を付さじおそらくはイスラエル我に向ひ自ら誇りていはん我わが手をもて己を救へりと 三 されば民の耳に告示していふべし誰にても懼れ慄くものはギレアデ山より歸り去るべしとこゝにおいて民のかへりしものは二萬二千人あり殘しものは一萬人なりき 四 エホバまたギ

デオンにいひたまひけるは民なほ多し之を導きて水際に下れ我かしこにて汝のために彼らを試みんおほよそ我が汝に告て此人は汝とともに行くべしといはんものはすなはち汝とともに行くべしまたおほよそ我が汝に告て此人は汝とともに行くべからずといはんものはすなはち行くべからざるなり 五 ギデオン民をみちびきて水際に下りしにエホバ之にいひたまひけるはおほよそ犬の餂るがごとくその舌をもて水を餂るものは汝之を別けおくべしまたおほよそ其の膝を折り屈みて水を飲むものをも然すべし 六 手を口にあてゝ水を餂しものゝ數は三百人なり餘の民は盡くその膝を折り屈みて水を飲り 七 エホバ ギデオンにいひたまひけるは我水を餂たる三百人の者をもて汝らを救ひ ミデアン人を汝の手に付さん餘の民はおのおの其所に歸るべしと 八 ここにおいて彼ら民の兵糧とその角を手にうけとりギデオンすなはち

すべてのイスラエル人を各自その天幕に歸らせ彼の三百人を留めおけり時にミデアン人の陣はその下の谷のあたりにありき 九 その夜エホバギデオンにいひたまはく起よ下りて敵陣に入るべし我之を汝の手に付すなり 十 されど汝もし下ることを怖れなば汝の僕フラを伴ひ陣所に下りて 十一 彼らはいふ所を聞べし然せば汝の手強くありて汝敵陣にくだることを得んとギデオンすなはち僕フラとともに下りて陣中にある隊伍のほとりに至るに 十二 ミデアン人アマレク人および東方の民は蝗蟲のごとくに數衆く谷のうちに偃しをりその駱駝は濱の砂のごとくにして數ふるに勝ず 十三 ギデオン其處に至りしに或人その伴侶に夢を語りて居りすなはちいふ我夢を見たりしが夢に大麥はパンひとつミデアンの陣中に轉びいりて天幕に至り之をうち仆し覆したれば天幕倒れて臥り 十四 其伴侶答へていふ是はイスラエルの人ヨアシ

の子ギデオンの劍に外ならず神ミデアンとすべての陣營を之が手に付したまふなりと 十五 ギデオン夢の說話とその解釋を聞しかば拜をなしてイスラエルの陣所にかへりいひけるは起よヱホバ汝らの手にミデアンの陣をわたしたまふと 十六 かくて三百人を三隊にわかち手に手に箛および空瓶を取せその瓶のなかに燈火をおかしめ 十七 これにいひけるは我を視てわが爲すところにならへ我が敵陣の邊に至らんときに爲すごとく汝らも爲すべし 十八 我およびわれとゝもに在るものすべて箛を吹ば汝らもまたすべて陣營の四方にて箛を吹き此ヱホバのためなりギデオンのためなりといへと 十九 而してギデオンおよび之とゝもなる百人中更の初に陣營の邊に至るにをりしも番兵を更代たるときなりければ箛を吹き手に携へたる瓶をうちくだけり 二十 即ち三隊の兵隊箛を吹き瓶をうちくだき左の手には燈火を執り右の手には箛をもちて之を

を吹きエホバの劍ギデオンの劍なるぞと叫べり二一かくておのおのろの持場に立ち陣營を取り圍みたれば敵軍みな走り叫びてにげゆけり二二三百人のもの鑼を吹くにあたりエホバ敵軍をしてみなたがひに同士撃せしめたまひければ敵軍にげはしりてゼレラのベテシツダアベルメホラの境およびタバテに至る二三イスラエルの人々すなはちナフタリアセルおよびマナセ中より集ひ來りてミデアン人を追撃り二四ギデオン使者をあまねくエフライムの山に遣していはせけるは下りてミデアン人を攻めベタバラにいたる渡口およびヨルダンを遮斷るべしと是においてエフライムの人盡く集ひ來りてベタバラにいたる渡口およびヨルダンを取り二五ミデアン人の君主オレブとゼエブの二人を俘へてオレブをオレブ磐の上に殺しゼエブをゼエブの酒搾のほとりに殺しまたミデアン人を追撃ちオレブとゼエブの首を携へてヨルダン

の彼方よりギデオンの許にいたる

第八章

一エフライムの人々ギデオンにむかひ汝ミデアン人と戰はんとて往る時われらを召ざりしが斯ることを我らになすは何故ぞといひていたく之を詰りたり二ギデオンこれにいひけるは今吾が成るところは汝らのなせる所に比ぶべけんやエフライムの拾ひ得し遺餘の葡萄はアビエゼルの收穫し葡萄にも勝れるならずや三神はミデアンの群伯オレブとゼエブを汝等の手に付したまへりわが成えたるところは汝らの成るところに比ぶべけんやとギデオン此の語をのべしかば彼らの憤解たり四ギデオン自已に從がへる三百人とゝもにヨルダンに至りて之を濟り疲れながらも仍追撃しけるが五遂にスコテの人々に言けるは願くは我にしたがへる民に食を與へよ彼等疲れをるに我ミデアンの王ゼバとザルムンナを追行なりと六スコテの群伯等いひけるはゼバ

とザルムンナの手すでに汝の手のうちに在るや我らなんぞ汝の軍勢に食を與ふべけんや 七 ギデオンいひけるは然らばヱホバの吾の手にゼバとザルムンナを付したまふときに我野の荊と棘とをもて汝の肉を打つべしと 八 かくて其所よりペヌエルにのぼりおなじことを彼らにのべたるにペヌエルの人もスコテの人の答へしごとくに答へしかば 九 またペヌエルの人につげていひけるは我平康に歸るときに此の城樓を毀つべしと 十 偖ゼバとザルムンナはその軍勢おはよそ一萬五千人をひきゐてカルコルに居る是皆東方の人の全軍の中の生殘れるものなり戰死せし者は劍を拔ところのもの十二萬人ありき 十一 ギデオンすなはちノバとヨグベバの東にて天幕にすめるものゝ路より上りて敵軍の虞りなく居るを撃り 十二 かゝるにおいてゼバとザルムンナにげ走りたればギデオンこれを追撃ちミデアンの二人の王ゼバとザルムンナを生捕

て悉くその軍勢を敗れり 十三 斯てヨアシの子ギデオンヘレシの阪よりして戰陣よりかへり 十四 スコテの人の少壯者一人を執へて之に尋ねたれば則ちスコテの群伯およびその長老等七十七人をかれがために書き錄せり 十五 ギデオンスコテの人の所に詣りていひけるは汝らが曾て我を罵りゼバとザルムンナの手すでに汝の手のうちにあるや我ら何ぞ汝の疲れたる人に食をあたふべけんやと言たりしそのゼバとザルムンナを見よと 十六 すなはちそれ邑の長老等を執へ野の荊と棘を取り之をもてスコテの人を懲し 十七 またペヌエルの城櫓を毀ちて邑の人を殺せり 十八 かくてギデオンゼバとザルムンナにいひけるは汝らがタボルにて殺せしものは如何なるものなりしや答へていふ彼らは汝に似てみな王子の如くに見えたり 十九 ギデオンいひけるは彼らは我が兄弟我が母の子なりエホバは活く汝らもし彼らを生し置たらば我汝らを殺すま

二十 すなはちその長子ヱテルに起て彼らを殺せといひたりしが彼の少者は年尚わかゝりしかば懼れて劍を拔ざりき 二一 ここにおいてゼバとザルムンナいひけるは汝みづから起て我らを撃よ人その如何によりてその力量異る者なりとギデオン起てゼバとザルムンナを殺しその駱駝の頸にかけたる半月の飾を取り 二二 玆にイスラエルの衆ギデオンにいひけるは汝ミデアンの手より我らを救ひたれば汝と汝の子及び汝の孫我らを治めよ 二三 ギデオン之にいひけるは我汝らを治むることをせじまた我が子も汝らを治むべからずヱホバ汝らを治めたまふべし 二四 ギデオンまた之にいひけるは我汝らにひとつの願ふべきことあり汝らおのおの掠取の環を我にあたへよと是は彼らイシマエル人なるをもて金の環を着けたるに由る 二五 衆答へけるは我ら悦んで之を與へんとて衣を布きおのおの掠取の環を其うちに投げ入たり 二六

ギデオンが求め得たる金の環の重量は金一千七百シケルあり外に半月の飾および耳環とミデアンの王たちの着たる紫のころもおよび駱駝の頸にかけたる鏈などもありき 二七 ギデオン之をもて一箇のエポデを造り之をおのれの鄉里オフラに藏むイスラエルみなこれを慕ひてこれと淫をおこなふこの物ギデオンと其家を陷るゝ罟となりぬ 二八 ミデアン人は是の如くイスラエルの子孫に攻ふせられてふたゝびその頭を擡ることを得ざりきかくて國はギデオンの世にある中四十年の間平穩にてありき 二九 ヨアシの子エルバアル往ておのれの家に住り 三十 ギデオンは妻を多く有ちたれば其身より出たる子七十人ありき 三一 シケムに居しその妾もまたひとりの子を産たりければ之をアビメレクと名けたり 三二 ヨアシの子ギデオン妙齡に邁みて死にアビエゼル人のオフラに在るその父ヨアシの墓に葬られたり 三三 ギデオンの死るに及びてイスラエル

の子孫復ひるがへりてバアルを慕ひてこれと淫をおこなひバアルベリテをおのれの神と為り 三四 イスラエルの子孫その四周のもろもろの敵の手よりおのれを救ひ出したまひし神エホバを記憶えず 三五 またエルバアルといふギデオンのイスラエルになせし諸の善行にしたがひて彼の家を厚く待ふことをせざりき

第九章

一 エルバアルの子アビメレクシケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼らおよびすべて其母の父の家の一族に語りて云ひけるは 二 ねがはくはシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアルのすべての子七十人して汝らを治むると一人して汝らを治むると孰れか汝らのためによきやまた我は汝らの骨肉なるを記えよと 三 その母の兄弟アビメレクのことおつきて此等の言をことごとくシケムの人々の耳に語りしに是はわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾むけ 四 バアルベリテの社より銀

七十をとりて之に與ふアビメレクこれをもて遊蕩にして輕躁る
る者等を傭ひておのれに從はせ 五 オフラに在る父の家に往きて
エルバアルの子なるその兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但
しエルバアルの季の子ヨタムは身を潛めしに由て遺されたり 六
こゝにおいてシケムのすべての民およびミロの諸の人集り往て
シケムの碑の旁なる橡樹の邊にてアビメレクを立て王となしけ
るが 七 ヨタムにこれを告るものありければヨタム往てゲリジム
山の巓に立ち聲を揚て號びこれにいひけるはシケムの民よ我
に聽よ神また汝らに聽たまはん 八 樹木出ておのれのうへに王を
立んとし橄欖の樹に汝われらの王となれよといひけるに 九 橄欖
の樹之にいふ我いかで人の我に取て神と人とを崇むるところの
わが油を棄て往て樹木の上に戰ぐべけんやと 十 樹木また無
花果樹に汝來りて我らの王となれといひけるに 十一 無花果樹之に

いひけらく我いかでわが甜美とわが善き果を棄て往きて樹木のうへに戰ぐべけんやと 十二 樹木また葡萄の樹に汝來りて我らの王となれよといふに 十三 葡萄の樹之にいひけるは我いかで神と人を悦ばしむるわが葡萄酒を棄て往て樹木のうへに戰ぐべけんやと 十四 ここにおいてすべての樹木荊に汝來りて我らの王となれよといひければ 十五 荊樹木にいふ汝らまことに我を立て汝らの王と爲さば來りて我が庇蔭に托き然せずば荊より火出てレバノンの檜樹を焼き殫すべしと 十六 抑汝らがアビメレクを立て王となせしは眞實と誠意をもて爲しことなるや汝等はヱルバアルと其家を善く待ひかれの手のなせし所に循ひて之にむくいしや 十七 夫わが父は汝らのために戰ひ生命を惜まずして汝らをミデアンの手より救ひ出したるに 十八 汝ら今日おこりてわが父の家を攻めその子七十人を一つの石の上に殺しその侍妾の子アビメレクは汝らの

兄弟なるをもて之を立てシケムの民の王となせり 十九 汝らが今日エルバアルとその家になせしことと眞實と誠意をもてなせし者ならば汝らアビメレクのために悦べ彼も汝らのために悦ぶべし 二十 若し然らずばアビメレクより火いでゝシケムの民とミロの家を燬つくさんまたシケムの民とミロの家よりも火いでゝアビメレクを燬つくすべしと 二十一 ヨタム走り遁れてベエルに往きその兄弟アビメレクの面を避て彼所に住めり 二十二 アビメレク三年の間イスラエルを治めたりしが 二十三 神アビメレクとシケムの民のあひだに惡鬼をおくりたまひたればシケムの民アビメレクを欺くにいたる 二十四 是エルバアルの七十人の子が受たる殘忍と彼らの血のかれを殺せしその兄弟アビメレクおよび彼の手に力をそへてその兄弟を殺さしめたるシケムの人々に報い來るなり 二十五 シケムの人伏兵を山の嶺に置て彼を窺ひしめ其途を經て傍を過る者を

凡て褫しめたり或人之をアビメレクに告ぐ 二六 こゝにエベデの子ガアル其の兄弟とゝもにシケムに越きたりしかばシケムの民かれを恃めり 二七 民田野に出て葡萄を收穫れこれを踐み絞りて祭禮をなしその神の社に入り食ひ飲みてアビメレクを詛ふ 二八 エベデの子ガアルいひけるはアビメレクは如何なるものシケムは如何なるものなればか我ら彼に從ふべき彼はエルバアルの子に非ずやゼブルその輔佐なるにあらずやむしろシケムの父ハモルの一族に事ふべし我らなんぞ彼に事ふべけんや 二九 嗚呼此の民を吾が手に屬しむるものもがな然ば我アビメレクを除かんと而してエベデアビメレクに汝の軍勢を益て出きたれよと言り 三十 邑の宰ゼブルエベデの子ガアルの言をきゝて怒を發し 三一 私かに使者をアビメレクに遣りていひけるはエベデの子ガアル及びその兄弟シケムに來り邑をさわがして汝に敵せしめんとす 三二 然ば汝及

びと汝と共なる民夜の中に興て野に身を伏よ 三三 而て朝に至り日の昇る時汝夙く興出て邑に攻かゝれエベデ及び之とともなる民出て汝に當らん汝機を見てこれに事をなすべし 三四 アビメレクおよび之とともなるすべての民夜の中に興出て四隊に分れ身を伏てシケムに伺ふ 三五 エベデの子ガアル出て邑の門の口に立るにアビメレク及び之とともなる民その伏たるところより起りあがる 三六 ガアル民を見てゼブルにいひけるは視よ民山の嶺々より下るとゼブル之に答へて汝山の影を見て人と做すのみといふ 三七 ガアルふたゝび語りていひけるは視よ民地の高處より下りまた一隊は法術士の橡樹の途より來ると 三八 ゼブル之にいひけるは汝がかつてアビメレクは何者なれば我ら之に事ふべきといひしその汝の口今いづこに在るや是汝が侮りたる民にあらずや今乞ふ出て之と戰へよと 三九 而てガアルシケム人を率ゐ往てアビメ

レクと戰ひしが 四十 アビメレク之を追くづしたればガアル其まへより逃走れりゆくて殺されて斃るゝもの多くして邑の門の口までに及ぶ 四一 かくてアビメレクはアルマに居しがゼブルはガアルおよびその兄弟等を逐いだしてシケムに居ることを得ざらしむ 四二 あくる日民田野に出しに人之をアビメレクに告げしかば 四三 アビメレクおのれの民を率ゐてこれを三隊に分ち野に埋伏して伺ふに民邑より出來りたれば即ち起りて之を撃り 四四 アビメレクおよび之とともに在る隊の者は襲ひゆきて邑の門の入口に立ち餘の二隊は野に在るすべてのものをおそふて之を殺せり 四五 アビメレク其日終日邑を攻めつひに邑を取りてそのうちの民を殺し邑を破却ちて鹽を撒布ぬ 四六 シケムの櫓の人みな之を聞てベリテ神の廟の塔に入たりしが 四七 シケムの櫓の人のことごとく集れるよしアビメレクに聞えければ 四八 アビメレク己とともなる民を

てとごく率ゐてザルモン山に上りアビメレク手に斧を取り木の枝を斫落し之をおのれの肩に載せ偕に居る民にむかひて汝ら吾が爲すところを見る急ぎてわがごとく爲せよといひしかば 四九 民もまた皆おのおのその枝を斫りおとしアビメレクに從ひて枝を塔に倚せかけ塔に火をつけて彼等を攻むこゝにおいてシケムの櫓の人もまた悉く死り男女およそ一千人なりき 五十 茲にアビメレクテベツに赴きテベツに對て陣を張て之を取しが 五一 邑のなかに一の堅固なる櫓ありてすべての男女および邑の民みな其所に遁れ往き後を鎖して櫓の頂に上りたれば 五二 アビメレクすなはち櫓のもとに押寄て之を攻め櫓の口に近きて火をもて之を焚んとせしに 五三 一人の婦アビメレクの頭に磨石の上層石を投げてその腦骨を碎けり 五四 アビメレクおのれの武器を執る少者を急ぎ召て之にいひけるは汝の劍を拔て我を殺せおそらくは人吾をさして婦

お殺されたりといはんと其少者之を刺し通したればすなはち死ね
り 五五 イスラエルの人々はアビメレクの死たるを見ておのお
のれの處に歸り去りぬ 五六 神はアビメレクがその七十人の兄弟を
殺しておのれの父になしたる惡に斯く報いたまへり 五七 またシケ
ムの民のすべての惡き事をも神は彼等の頭に報いたまへりすな
はちエルバアルの子ヨタムの詛彼らの上に及べるなり

第十章 一 アビメレクの後イッサカルの人にてドドの子なるプワの
子トラ起りてイスラエルを救ふ彼エフライムの山のシヤミルに
住み 二 二十三年の間イスラエルを審判しつひに死てシヤミル
に葬らる 三 彼の後にギレアデ人ヤイル起りて二十二年の間イス
ラエルを審判きたり 四 彼に子三十人ありて三十の驢馬に乘る彼
等三十の邑を有りギレアデの地において今日までヤイルの村と
となふるものすなはち是なり 五 ヤイル死てカモンに葬らる 六 イ

スラエルの子孫ふたゝびヱホバの目のまへに惡を爲しバアルとアシタロテ及びスリヤの神シドンの神モアブの神アンモンの子孫の神ペリシテ人の神に事へヱホバを棄て之に事へざりき七ヱホバ烈しくイスラエルを怒りて之をペリシテ人及びアンモンの子孫の手に賣付したまへり八其年に彼らイスラエルの子孫を虐げ難せりヨルダンの彼方においてギレアデにあるところのアモリ人の地に居るイスラエルの子孫十八年の間斯せられたりき九アンモンの子孫またユダとベニヤミンとエフライムの族とを攻んとてヨルダンを渡りしかばイスラエル太く苦めり十こゝにおいてイスラエルの子孫ヱホバに呼りていひけるは我らおのれの神を棄てバアルに事へて汝に罪を犯したりと十一ヱホバイスラエルの子孫にいひたまひけるは我かつてエジプト人アモリ人アンモンの子孫ペリシテ人より汝らを救ひ出せしにあらずや十二又シ

ドン人アマレク人及びマオン人の汝らを困しめしとき汝ら我に呼りしかバ我汝らを彼らの手より救ひ出せり 十三 然るに汝ら我を棄て他の神に事ふれバ我かさねて汝らを救はざるべし 十四 汝らが擇める神々に往て呼れ汝らの艱難のときに之をして汝らを救はしめよ 十五 イスラエルの子孫エホバにいひけるは我ら罪を犯せりすべて汝の目に善と見るところを我らになしたまへねがはくは唯今日我らを救ひたまへと 十六 而して民おのれの中より異なる神々を取除きてエホバに事へたりエホバの心イスラエルの艱難を見るに忍びずなりぬ 十七 玆にアンモンの子孫集ひてギレアデに陣を取りしがイスラエルの子孫は聚りてミヅパに陣を取り 十八 時に民ギレアデの群伯たがひにいひけるは誰かアンモンの子孫に打ちむかひて戰を始むべき人ぞ其人をギレアデのすべての民の首となすべしと

第十一章

一 ギレアデ人エフタはたけき勇士にして妓婦の子なりギレアデ エフタをうませしなり 二 ギレアデの妻子等をうみしが妻の子等成長におよびてエフタをおひいだしてこれにいひけるは汝は他の婦の子なるをもてわれらが父の家を嗣べきにあらずと 三 エフタ其の兄弟の許より逃さりてトブの地に住けるに遊蕩者エフタのもとに集ひ來りて之とゝもに出ることをなせり 四 程經てのちアンモンの子孫イスラエルとたゝかふに至りしが 五 アンモンの子孫イスラエルとたゝかへるときにギレアデの長老等ゆきてエフタをトブの地より携來らんとし 六 エフタにいひけるは汝來りて吾らの大將となれ我らアンモンの子孫とたゝかはん 七 エフタ ギレアデの長老等にいひけるは汝らは我を惡みてわが父の家より逐いだしたるにあらずや然るに今汝らが艱める時に至りて何ぞ我に來るや 八 ギレアデの長老等エフタにてた

へけるハ其ためニ我ら今汝ニかへる汝われらとゝもニゆきてアンモンの子孫とたゝかひすべて我等ギレアデにすめるものの首領となすべしと 九 エフタ ギレアデの長老等にいひけるハ汝らもし我をたづさへかへりてアンモンの子孫とたゝかはしめんニヱホバ之を我ニ付したまハゞ我ハ汝らの首領となるべし 十 ギレアデの長老等エフタにいひけるハヱホバ汝と我との間の證者たり我ら誓ひて汝の言のごとくニなすべし 十一 是に於てエフタギレアデの長老等とゝもに往くニ民之を立ておのれの首領となし大將となせりエフタすなハちミヅパにおいてヱホバのまへにてその言をことごとく陳たり 十二 かくてエフタアンモンの子孫の王ニ使者をつかはしていひけるハ汝と我の間ニ何事ありてか汝己れニ攻めきたりて己が地に戰んとする 十三 アンモンの子孫の王エフタに使者ニ答へけるハむかしイスラエルエジプトより上りきた

りし時にアルノンよりヤボクにいたりヨルダンに至るまで吾が
土地を奪ひしが故なり然ば今穏便に之を復すべし
十四
エフタまた
使者をアンモンの子孫の王に遣りて之にいはせけるは
十五
エフタ
斯いへりイスラエルはモアブの地を取ずまたアンモンの子孫の
地をも取ざりしなり
十六
夫イスラエルはエジプトより上りきたれ
るときに曠野を經て紅海に到りカデシに來れり
十七
而してイスラ
エル使者をエドム王に遣して言けるはねがはくは我をして汝の
土地を經過しめよと然るにエドム王之をうけがはずまたおな
じく人をモアブの王に遣したれども是もうべなはざりしかばイ
スラエルはカデシに留まり居が
十八
遂にイスラエル曠野を經てエ
ドムの地およびモアブの地を繞りモアブの地の東の方に出てア
ルノンの彼方に陳を取り然どモアブの界には入らざりきアルノ
ンはモアブの界なればなり
十九
かくてイスラエルヘシボンに王た

りしアモリ人の王シホンに使者を遣せりすなはちイスラエル之にいひけらくねがはくは我らをして汝の土地を經過て己がところにいたらしめよと
二十 然るにシホンイスラエルを信ぜずしてその界をとほらしめずかへりてそのすべての民を集めてヤハヅに陣しイスラエルとたゝかひしが
二一 イスラエルの神エホバシホンとそのすべての民をイスラエルの手に付したまひたればイスラエル之を撃敗りてその土地にすめるアモリ人の地を悉く手に入れ
二二 アルノンよりヤボクに至るまでまた曠野よりヨルダンに至るまですべてアモリ人の土地を手に入たり
二三 斯のごとくイスラエルの神エホバは其の民イスラエルのまへよりアモリ人を逐去りぞけたまひしに汝なほ之を取んとする乎
二四 汝は汝の神ケモシが汝に取しむるものを取ざらんや己れらは我らの神エホバが我らに取去むる物を取ん
二五 汝はまことにモアブの王チッポルの子

バラクにまされるところありとするか　バラクかつてイスラエルとあらそひしことありや　曾て之とたゝかひしことありや
二六 イスラエルがヘシボンとその村里アロエルとその村里およびアルノンの岸に沿ひたるすべての邑々に住ること三百年なりしに汝などてかその間に之を回復さゞりしや
二七 我は汝に罪を犯せしことなきに汝はわれとたゝかひて我に害をくはへんとす　願くは審判をなしたまふヱホバ今日イスラエルの子孫とアンモンの子孫との間を鞫きたまへと
二八 然かれどもアンモンの子孫の王はヱフタのいひつかはせる言を聽いれざりき
二九 こゝにヱホバの靈ヱフタに臨みしかばヱフタすなはちギレアデおよびマナセを經過りギレアデのミツパにいたりギレアデのミツパよりすゝみてアンモンの子孫に向ふ
三十 ヱフタ、ヱホバに誓願を立ていひけるは汝誠にアンモンの子孫をわが手に付したまはゞ
三一 我がアンモンの子孫

の所より安然かに歸らんときに我家の戸より出きたりて我を迎ふるもの必ずエホバの所有となるべし我之を燔祭となしてさゝげんと 三二 エフタすなはちアンモンの子孫の所に進みゆきて之と戰ひしにエホバかれらをその手に付したまひしかば 三三 アロエルよりミンニテにまで至りこれが二十の邑を打敗りてアベルケラミムにいたり甚だ多くの人をころせりかくアンモンの子孫はイスラエルの子孫に攻伏られたり 三四 かくてエフタミヅパに來りておのが家にいたるに其女鼓を執り舞ひ踊りて之を出で迎ふ是彼が獨子にて其のほかに男子もなくまた女子も有ざりき 三五 エフタ之を視てその衣を裂ていひけるはあゝ吾が女よ汝實に我を傷しむ汝は我を惱すものなり・其は我エホバにむかひて口を開きしによりて改むることあたはざればなり 三六 女之にいひけるはわが父よ汝エホバにむかひて口をひらきたれば汝の口より言出せしご

とく我になせよ其はエホバ汝のために汝の敵なるアンモンの子孫に仇を復したまひたればなり 三七 女またその父にいひけるはねがはくは此事をわれに允せすなはち二月の間我をゆるし我をしてわが友等とゝもに往て山にくだりてわが處女たることを歎かしめよと 三八 エフタすなはち往けといひて之を二月のあひだ出し遣ぬ女その友等とゝもに往き山の上にておのれの處女たるを歎きしが 三九 二月滿てその父に歸り來りたれば父その誓ひし誓願のごとくに之に行へり女は終に男を知ことなかりき 四十 是よりして年々にイスラエルの女子等往て年に四日ほどギレアデ人エフタの女のために哀哭ことをなす是イスラエルの規矩となれり

第十二章

一 エフライムの人々つどひて北にゆきエフタにいひけるは汝何故に往てアンモンの子孫と戰ひしがわれらをまねきて汝とゝもに行せざりしやわれら火をもて汝の家を汝とゝも

に焚くべしと 二 エフタ之にいひけるは我とわが民の曾てアンモンの子孫と大に爭ひしときに我汝らをよびしに汝らはこれらの手より我を救ふことをせざりき 三 我汝らが我を救はざるを見たればわが命をかけてアンモンの子孫の所に攻ゆきしにヱホバかれらを我が手に付したまへり然ば汝らなんぞ今日我が許に上り來りて我とたゝかはんとするやと 四 エフタこゝにおいてギレアデの人をこと〴〵くつどへてエフライムとたゝかひしがギレアデの人々エフライムを撃破れり是はエフライム汝らギレアデ人はエフライムの逃亡者にしてエフライムとマナセの中にをるなりと言しに由る 五 而してギレアデ人エフライムにおもむくところのヨルダンの津をとりきりしがエフライム人の逃來る者ありて我を渡らせよといへばギレアデの人之に汝はエフライム人なるやと問ひ彼もし然らずと言ときは 六 また之に請ふシボレテと

いへといふに彼その音を正しくいひ得ずしてセボレテと言ばすなはち之を引捕へてヨルダンの津に屠せりその時にエフライム人のたふれし者四萬二千人ありき 七 エフタ六年のあひだイスラエルを審きたりギレアデ人エフタつひに死てギレアデのある邑に葬むらる 八 彼の後にベツレヘムのイブザンイスラエルを審きたり 九 彼に三十人の男子ありまた三十人の女子ありしがこれを皆外に嫁がしめてその子息等のために三十人の女を外より娶れり彼七年のあひだイスラエルを審きたり 十 イブザンつひに死てベツレヘムに葬むらる 十一 彼の後にゼブルン人エロンイスラエルを審きたりゼブルン人エロン十年のあひだイスラエルを審きたり 十二 ゼブルン人エロンつひに死てゼブルンの地のアヤロンに葬むらる 十三 彼の後にピラトン人ヒレルの子アブドンイスラエルを審きたり 十四 彼に四十人の男子および三十人の孫ありて七十の驢

馬に乗る彼八年のあひだイスラエルを審けり 十五 ピラトン人ヒレルの子アブドンつひに死てエフライムの地のピラトンに葬むらる是はアマレク人の山にあり

第十三章

一 イスラエルの子孫またエホバのまへにて悪を行ひしかばエホバこれを四十年の間ペリシテ人の手にわたしたまへり 二 こゝにダン人の族にて名をマノアとよべるゾラ人あり其の妻は石婦にして子を生みしことなし 三 エホバの使その女に現れて之にいひけるは汝は石婦にして子を生しことあらず然ど汝孕みて子をうまん 四 されば汝つゝしみて葡萄酒および濃き酒を飲むことなかれまたすべて穢たるものを食ふなかれ 五 視よ汝孕みて子を産ん其の頭には剃刀をあつべからずその児は胎を出るよりして神のナザレ人［神に身を献げし者］たるべし彼ペリシテ人の手よりイスラエルを拯ひ始めんと 六 その婦人来りて夫に告て曰け

るは神の人我にのぞめりその容貌は神の使の容貌のごとくにして甚おそろしかりしが我其のいづれより來れるやを問ず彼また其の名を我に告ざりき 七 彼我にいひけるは視よ汝孕みて子を産ん然ば葡萄酒および濃き酒を飲むなかれまたすべてけがれたるものを食ふなかれその兒は胎を出るより其の死る日まで神のナザレ人たるべしと 八 マノアヱホバにあひ求めていひけるはあゝわが主よ汝がさきに遣はしたまひし神の人をふたゝび我らにのぞませ之をして我らがその産るゝ兒になすべき事を教へしめたまへ 九 神マノアの聲をきゝいれたまひて神の使者婦人の田野に坐しをる時に復之にのぞめり時に夫マノアは共にをらざりき 十 是において婦いそぎ走りて夫に告ていひけるは先頃我にのぞみし人また我に現はれたりと 十一 マノアすなはち起て妻のあとに付て行き其の人のもとに至りて之に汝はかつて此婦に語言し人

なるかといふに然りとこたふ 十二 マノアいひけるは汝の言のごとく成ん時は其兒の養育方および之になすべき事は如何 十三 エホバの使者マノアにいひけるは己がさきに婦に言しところのことどもは婦之をつゝしむべきなり 十四 すなはち葡萄樹よりいづる者は凡て食ふべからず葡萄酒と濃き酒を飲ずまたすべて穢たるものを食ふべからずすべて己が彼に命じたることどもを彼守るべきなり 十五 マノアエホバの使者にいひけるは請我らをして汝を款留しめ汝のまへに山羊羔を備へしめよ 十六 エホバの使者マノアにいひけるは汝我を款留るも我は汝の食物をくらはじまた汝燔祭をそなへんとならばエホバにこれをそなふべしとマノアは彼がエホバの使者なるを知ざりしなり 十七 マノアエホバの使者にいひけるは汝の名はなにぞ汝の言の效驗あらんときは我ら汝を崇ん 十八 エホバの使者之にいひけるは我が名は不思議なり汝何故に之を

たづぬるやと十九マノア山羊羔と素祭物とをとり磐のうへにて之をヱホバにささぐ使者すなはち不思議なる事をなせりマノアとその妻之を視る二十すなはち火の熖壇より天にあがれるときヱホバの使者壇の火の熖のうちにありて昇りマノアと其の妻これを視をりて地にひれふせり二一ヱホバの使者ふたゝび重ねてマノアと其の妻に現はれざりきマノアつひに彼がヱホバの使者たりしを曉れり二二茲にマノアその妻にむかひ我ら神を視たれば必ず死ぬるならんといふに二三其の妻之にいひけるはヱホバもし我らを殺さんとおもひたまはゞわれらの手より燔祭及び素祭をうけたまはざりしならんまたこれらの諸のことを我らに示すことをなしこたびのごとく我らに斯ることを告たまはざりしなるべしと二四かくて婦子を産てその名をサムソンと呼べりその子育ち行くヱホバこれを惠みたまふ二五ヱホバの靈ゾラとエシタオルのあひだ

なるマハネダンにて始て感動す

第十四章

一 サムソン テムナテに下りペリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見 二 歸り上りておのが父母に語ていひけるは我ペリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見たりされば今之をめとりてわが妻とせよと 三 その父母之にいひけるは汝ゆきて割禮を受ざるペリシテ人のうちより妻を迎んとするも汝が兄弟等の女のうちもしくはわがすべての民のうちに婦女無が故なるかとしかるにサムソン父にむかひ彼婦わがこころに適へば之をわがために娶きと言り 四 その父母はこの事のヱホバより出しなるを知ざりきサムソンはペリシテ人を攻んと釁をうかゞひしなりそは其のころペリシテ人イスラエルを轄め居たればなり 五 サムソン父母とともにテムナテに下りてテムナテの葡萄園にいたるに稚き獅子咆哮りて彼に向ひしが 六 ヱホバの靈

彼にのぞみたまひ山羊羔を裂がごとくに之を裂たりしが手には何の武器も持ざりきされどサムソンはその爲せしことを父にも母にも告ずしてありぬ 七 サムソンつひに下りて婦とうちかたらひしが婦はその心にかなへり 八 かくて日を經て後サムソンかれを娶らんとて立かへりしが身を轉して彼の獅子の屍を見るに獅子の体に蜂の群と蜜とありければ 九 すなはちその蜜を手にとりて歩みつゝ食ひ父母の許にいたりて之を與へけるに彼ら之を食へりされど獅子の体よりその蜜を取來れることをば彼らにかたらざりき 十 かくて其の父下りて婦のもとに至りしかばサムソン少年の習例にしたがひてそこに饗宴をまうけたるに 十一 サムソンを見て三十人の者をつれ來りて之が伴侶となさしむ 十二 サムソンかれらにいひけるは我汝らにひとつの隱語をかけん汝ら七日の筵宴の内に之を解てあきらかに之を我に告れば我汝らに裏衣三十

と衣三十襲をあたふべし 十三 然どもし之をわれに告得ずば汝ら我に裏衣三十と衣三十襲を與ふべしと彼等之にいひけるハ汝の隱語をかけて我らに聽しめよ 十四 サムソン之にいひけるハ食ふ者より食物出で強き者より甘き物出でたりと彼ら三日の中に之を解ことあたハざりしかば 十五 第七日にいたりてサムソンの妻にいひけるハ汝の夫を說すゝめて隱語を我らに明さしめよ然せずば火をもて汝と汝の父の家を焚ん汝らハわれらの物をとらんとてわれらを招けるなるか然るにあらずやと 十六 是においてサムソンの妻サムソンのまへに泣ていひけるハ汝ハわれを惡む而已われを愛せざるなり汝わが民の子孫に隱語をかけて之をわれに說あかさずと サムソン之にいふ我これをわが父や母にも說あかさゞればいかで汝に說あかすべけんやと 十七 婦七日の筵宴のあひだ彼のまへに泣き居りしが第七日に至りてサムソンつひに之を彼に說

あかせり其は太く強たればなり婦すなはち隱語をおのが民の子孫に明せり 十八 是において第七日に及びて日の沒るまへに邑の人々サムソンにいひけるは何ものか蜜よりあまからん何ものか獅子より強からんとサムソン之にいひけるは汝らわが牝犢をもて耕さゞりしならばわが隱語を解得ざるなりと 十九 茲にヱホバの靈サムソンに臨みしかばサムソン、アシケロンに下りてかしこの者三十人を殺しその物を奪ひ彼の隱語を解し者等にその衣服を與へはげしく怒りて其父の家にかへり上れり 二十 サムソンの妻はサムソンの友となり居たるその伴侶の妻となりぬ

第十五章

一 日を經てのち麥秋の時にサムソン山羊羔をたづさへて妻のもとを訪ていひけるは我室に入てわが妻に會んと然るに妻の父其の入ことをゆるさず 二 其父すなはちいひけるはわれまことに汝は彼婦を嫌ひたりと意ひしがゆゑに彼を汝の伴侶た

りし者に與へたり彼が妹は彼よりも善ならずやねがはくは彼に代て之を汝のものとせよ　三　サムソン彼らにいひけるは今回はわれペリシテ人に害を加ふるとも彼らに對して罪なかるべしと　四　サムソンすなはち往て山犬三百をとらへ火炬をとり尾と尾をあはせてその二つの尾の間に一つの火炬を結びつけ　五　火炬に火をつけてペリシテ人のいまだ刈ざる麥のなかにこれを放ち入れその束ね積たるものといまだ刈ざるものを焚き橄欖の園にまで及ぼせり　六　ペリシテ人いひけるは是は誰の行爲なるやこたへて言ふテムナテ人の壻サムソンなりそは彼サムソンの妻をとりて其伴侶なりし者に與へたればなりとてこゝにおいてペリシテ人上りきたりて彼の婦とその父とを火にて燒きうしなへり　七　サムソン彼らに言ふ汝ら斯おこなへば我汝らに仇をむくいでは止じと　八　すなはち脛に腿に彼らを撃て大いに之を殺せりかくてサム

ソンは下りてエタムの巖間に居る 九 ところにおいてペリシテ人上り來りてユダに陣を取りレヒに布き備へたれば 十 ユダの人々いひけるは汝ら何の故にわれらに攻めのぼりたるやとかれらこたへけるはサムソンをしばりて彼がわれらに為しごとくかれに為さんとてのぼれるなりと 十一 是をもてユダの人三千人エタムの巖間にくだりてサムソンにいふ汝ペリシテ人はわれらを轄るものなるを知らざるや汝などてかわれらに斯る事をなせしやサムソンかれらにいひけるは我は彼らが我に為しごとく彼らに為しなりと 十二 かれらまたサムソンにいひけるは我らは汝をしばりてペリシテ人の手にわたさんとて下りきたれりサムソンかれらにいひけるは汝ら自われを害すまじきことを我に誓へ 十三 彼ら之にこたへていふいなわれらはたゞ汝を縛りいましめてペリシテ人の手にわたさんのみわれらは必らず汝を殺さゞるべしとすなはち

二條の新しき索をもてかれをいましめて巖より之を携かへれり 十四 サムソンレヒにいたれるときペリシテ人聲を揚てかれに近づきしが時しもエホバの靈彼にのぞみたればその腕にかかれる索は火に焚たる麻のごとくになりて手のいましめ解はなれたり 十五 サムソンすなはち驢馬のあたらしき腮骨ひとつを見出し手をのべて之を取り其をもて一千人を殺し 十六 而して言ふ驢馬の腮骨をもて山をきづき山をつくる、驢馬の腮骨をもて我一千人を撃殺せりと 十七 かく言終りてその手より腮骨をうちすて其處をラマテレヒと名けたり 十八 時に彼渇をおぼゆること甚だしかりしかばエホバによばはりていふ汝の僕の手をもて汝この大なる拯をほどこしたまへるにわれ今渇きて死に割禮を受けざるものゝ手におちいらんとす 十九 こゝにおいて神レヒに在るくぼめる所を裂きたまひしかば水そこよりながれいでしがサムソン之を飲たれ

む精神舊に返りてふたゝび爽になりぬ故に其名をエンハッコレ(呼はるものゝ泉)と呼ぶ是今日にいたるまでレヒに在り 二十 サムソンはペリシテ人の治世の時に二十年イスラエルをさばけり

第十六章

一 サムソンガザに往きかしこにてひとりの妓を見てこれの處に入しに 二 サムソンきたれりとガザ人につぐるものありければすなはち之を取り圍みよもすがら邑の門に埋伏し詰朝におよび夜の明たる時に之をころすべしといひてよもすがら靜まりかへりて居る 三 サムソン夜半までいね夜半にいたりて興き邑の門の扉とふたつの柱に手をかけて楗もろともに之をひきぬき肩に載てヘブロンの向ひなる山の巓に負のぼれり 四 このゝちサムソンソレクの谷に居る名はデリラと言ふ婦人を愛す 五 ペリシテ人の群伯らの婦のもとに上り來て之にいひけるは汝サムソンを說すゝめてかのおほいなる力は何に在るかまたわれら如

何にせば之に勝て之を縛りくるしむることを得べきかを見出せ然すればわれらおのおの銀千百枚づゝをなんぢに與ふべし 六 こゝにおいてデリラ、サムソンにいひけるは汝の大なる力は何にあるかまた如何せば汝を縛りて苦むることを得るや請之をわれにつげよ 七 サムソン之にいひけるは人もし乾きしことなき七條の新しき縄をもてわれを縛るときはわれ弱くなりて別の人のごとくならんと 八 こゝに於てペリシテ人の君伯乾きしことなき七條の新しき縄を婦にもち來りければ婦之を以てサムソンをしばりしが 九 かねて室のうちに人しのび居て己とゝもにありたれば斯してサムソンにむかひサムソンよペリシテ人汝に及ぶと言にサムソンすなはちその索を絶りあたかも麻絲の火にあひて斷るゝがごとし斯其の力の原由知れざりき 十 デリラ、サムソンにいひけるは視よ汝われを欺きてわれに譃を告たり請ふ何をもてせば汝を縛

ることをうるや今我に告よ 十一 彼之にいひけるはもし人用ひたることなき新しき索をもてわれを縛りいましめなばわれ弱くなりて別の人のごとくならんと 十二 是をもてデリラあたらしき索をとり其をもて彼を縛りしかして彼にいふサムソンよペリシテ人汝におよぶと時に室のうちに人しのび居たりしがサムソン糸のごとくにその索を腕より絶おとせり 十三 デリラサムソンにいひけるは今までは汝われを欺きて我に謊をつげたるが何をもてせむ汝をしばることをうるやわれに告よと彼之にいひけるは汝もしわが髮毛七綜を機の緯線とともに織ばすなはち可しと 十四 婦すなはち釘をもて之をとめおきて彼にいひけるはサムソンよペリシテ人汝におよぶとサムソンすなはちその寢をさまし織機の釘と緯線とを曳拔り 十五 婦こゝふおいてサムソンにいひけるは汝の心われに居ざるに汝いかでわれを愛すといふや汝すでに三次われを

あざむきて汝の大なる力の何にあるかをわれに告ずと 十六 日々にその言をもて之にせまりうながして彼の心を死るばかりに苦ませたれば 十七 彼つひにその心をことごとく打明して之にいひけるはわが頭にはいまだかつて剃刀を當しことあらずそはわれ母の胎を出るよりして神のナザレ人たればなりもしわれ髪をそりおとされなばわが力われをはなれわれは弱くなりて別の人のごとくならんと 十八 デリラ、サムソンがことごとく其のこころを明したるを見人をつかはしてペリシテ人の群伯を召ていひけるはサムソンことごとくその心をわれに明したれば今ひとたび上り來るべしとこゝにおいてペリシテ人の群伯その銀を携へて婦のもとにいたる 十九 婦おのが膝のうへにサムソンをねむらせ人をよびてその頭髪七繚をきりおとさしめ之を苦めはじめたるにその力すでにうせさりてあり 二十 婦こゝにおいてサムソンよペリシテ人汝

におよぶといひければ彼睡眠をさましていひけるはわれ毎のごとく出て身を振はさんと彼はエホバのおのれをはなれたまひしを覺らざりき 二一 ペリシテ人すなはち彼を執へ眼を抉りて之をガザにひき下り銅の鏈をもて之を繫げりかくてサムソンは囚獄のうちに磨を挽居たりしが 二二 その髮の毛剃りおとされてのち復長はじめたり 二三 茲にペリシテ人の群伯共にあつまりてその神ダゴンにおほいなる祭物をさゝげて祝をなさんとしすなはち言ふわれらの神はわれらの敵サムソンをわれらの手に付したりと 二四 民サムソンを見ておのれの神をほめたゝへて言ふわれらの神はわれらの敵たる者われらの地を荒せしもの己れらを數多殺せしものを己れらの手に付したりと 二五 その心に喜びていひけるはサムソンを召て己れらのために戲技をなさしめよとて囚獄よりサムソンを召いだせしかばサムソン之がために戲技をなせり彼等サ

ムソンを柱の間に立しめしに 二六 サムソンおのが手をひきゐる少者にいひけるはわれをはなして此家の倚て立ところの柱をさぐりて之に倚しめよと 二七 その家には男女充ちペリシテ人の群伯もまたみな其處に居る又屋蓋のうへなは三千ばかりの男女をりてサムソンの戯技をなすを觀てありき 二八 時にサムソン、ヱホバに呼はりいひけるはあゝ主ヱホバよねがはくは我を記念えたまへ嗚呼神よねがはくは唯今一度我を強くしてわがふたつの眼のひとつのためにだにもペリシテ人に仇をむくいしめたまへと 二九 サムソンすなはちその家の倚てたつところの兩箇の中柱のひとつを右の手ひとつを左の手にかゝへて身をなきによせたりしが 三十 サムソン我れペリシテ人とともに死なんといひて力をきはめて身をかがめたれば家はそのなかに居る群伯とすべての民のうへに倒れたりかくサムソンが死るときに殺せしものは生けるときに

殺せし者よりもおほかりき 三一 こののちサムソンの兄弟およびその父の家族ことごとく下りて之を取り携へのぼりてゾラとエシタオルのあひだなる其の父マノアの墓にはうむりきサムソンがイスラエルをさばきしは二十年なりき

第十七章 一 ここにエフライムの山の人にて名をミカとよべるもののありしが 二 その母に言けるは汝かつてその千百枚の銀を取れしことを吾が聞ところにて詛ひて語りしが視よその銀はわが手に在り我之を取るなりと母すなはちわが子よねがはくはエホバ汝に祝福をたまへと言り 三 彼千百枚の銀をその母にかへせしかば母いひけらくわきわが子のためにひとつの像を雕みひとつの像を鑄んためにその銀をわが手よりエホバに納む然ばわれ今之を汝にかへすべしと 四 ミカその銀を母にかへせしかば母その銀二百枚をとりて之を鑄物師にあたへてひとつの像をきざませひ

とつの像を鑄させたり其像はミカの家に在り五このミカといふ人神の殿をもちをりエポデおよびテラピムを造りひとりの子を立てゝおのが祭司となせり六此ときにはイスラエルに王なかりけれバ人々おのれの目に是とみゆることをおこなへり七ユダにひとりの少者ありてベツレヘムユダに於てユダの族の中にをる彼はレビ人にしてかしこに寓居るなり八この人居べきところをたづねてこの邑ベツレヘムユダを去しが遂に旅してエフライムの山にもきてミカの家にいたりしに九ミカ之にいひけるは汝いづこより來きるやと彼之にいふ我はベツレヘムユダのレビ人なるが居べきところをたづねに往くものなり十ミカ之に言けるは汝われと偕に居りわがために父とも祭司ともなれよ然ばわれ年に銀十枚および衣服食物を汝にあたへんとレビ人すなはち入しが十一レビ人つひにその人と偕に居んことを肯ふ是においてその

少者はかれの子の一人のごとくなりぬ 十二 ミカ レビ人なるこの少者をたてゝ祭司となしたればすなはちミカの家に居る 十三 ミカこゝにおいて言ふ今われ知るエホバわれに恩恵をたまはんそはこのレビ人われの祭司となればなり

第十八章

一 當時イスラエルには王なかりしがダン人の支派其頃住むべき地を求めたり是は彼らイスラエルの支派の中にありて其日まで未だ産業の地を得ざりしが故なり 二 ダンの子孫すなはちゾラとエシタオルよりして自己の族の勇者五人を遣はしその境を出て土地を窺ひ探らしむ即ち彼等に言ふ往て土地を探れと彼等エフライムの山にいたりミカの家につきて其處に宿れり 三 それらミカの家の傍にある時レビ人なる少者の聲を聞認たれば身をめぐらして其處にいりて之に言ふ誰が汝を此に携きたりしや汝此處にて何をなすや此に何の用あるや 四 其人かれらに言ける

はミカ斯々我を待ひ我を雇ひて我その祭司となれりと 五 彼等かれに言ふ請ふ神に問ひ我等が往ところの途に利達あるや否を我等に知らしめよ 六 その祭司かれらに言けるは安じて往よ汝らが往ところの途はヱホバの前にあるなりと 七 是において五人の者往てライシにいたり其處に住る人民を視るに顧慮なく住ひをりて其安穩にして安固なることシドン人のごとし此國には政權を握りて人を煩はす者絶てあらず其シドン人と隔たること遠くまた他の人民と交ることなし 八 斯て彼等ゾラとエシタオルに返りてその兄弟等にいたるに兄弟等何如なりしやと彼等に問ければ 九 答て言ふ起よ彼等の所に攻のぼらん我等その地を見るに甚だ善し汝等は安んじをるなり進みいたりてその地を取ることを怠るなかれ 十 汝等往ば安固なる人民の所に至らんその地は竪横ともに廣し神これを汝らの手に與へたまふなり此處は世にある物一

箇も缺ることあらず 十一 是に於てダン人の族の者六百人武器を帶てゾラとエシタオルより出ゆき 十二 上りてユダのキリヤテヤリムに陣を張り是をもてその處をマハネダンと名けしがその名今日に存る是はキリヤテヤリムの後にあり 十三 彼等其處よりエフライム山に進みミカの家に至りけるに 十四 夫のライシの國を窺ひに往たりし五人の者その兄弟等に告て言けるは是等の家にエポデ、テラピム、および雕める像と鑄たる像あるを汝等知や然れば汝ち今その爲べきことを考よと 十五 乃ち其方に身をめぐらして夫のレビ人の少者の家なるミカの家に至りてその安否を問けるが 十六 武器を帶たる六百人のダン人子孫は門の入口に立り 十七 夫の土地を窺ひに往たりし五人の者上りて其處にいりその雕める像とエポデ、とテラピム、および鑄たる像を取けるが祭司は武器を帶たる六百人の者とゝもに門の入口に立ゐたり 十八 此人々ミカの家にいりて

その雕める像とエポデ、とテラピムと鑄たる像とを取しが祭司かれらに汝ら何をなすやと言ふに 十九 彼等これに言けるは汝默せよ汝手を口にあてゝ我らとゝもに來り我らの父とも祭司ともなれよかし一人の家の祭司たるとイスラエルの一の支派一の族の祭司たるとは何か好や 二十 祭司すなはち心に悅びてエポデとテラピムと雕める像とを取て民の中に入る 二一 斯てかれら身をめぐらしその子女と家畜と財寶を前にたてゝ進みしが 二二 ミカの家を遙かに離れし時ミカの家に近きところの家の人々呼れり集てダンの子孫に追ひつき 二三 ダンの子孫を呼たれば彼等回顧てミカに言ふ汝何事ありて集しや 二四 かれら言けるは汝らはわが造れる神々および祭司を奪ひさりたれば我尚何かあらん然るに汝等何ぞ我にむかひて何事ぞやと言や 二五 ダンの子孫かれに言けるは汝の聲を我らの中に聞えしむるなかれ恐くは心の荒き人々汝に擊かゝ

るありて汝おのれの生命と家族の生命とを失ふにいたらんと 二六 而してダンの子孫進みゆきけるがミカは彼らが己よりも強きを見て身をめぐらして家に返れり 二七 彼等ミカが造りし者とその有し祭司をとりてライシにおもむき平穏にして安樂なる民の所にいたり刃をもて之を撃ち火をもてその邑を燬たりしが 二八 其セドンと隔たること遠きが上に他の人民と交際ざりしによりて之を救ふ者なかりきその邑はベテレホブの邊の谷にあり彼ら邑を建なほして其處に住み 二九 イスラエルの生たるその先祖ダンの名にしたがひて其邑の名をダンと名けたりその邑の名は本はライシなりき 三十 斯てダンの子孫その雕める像を安置りモーセの子なるゲルシヨムの子ヨナタンとその子孫ダンの支派の祭司となりて國の奪はるる時にまでおよべり 三一 神の家のシロにありし間恒に彼等はミカが造りしかの雕める像を安置おきぬ

第十九章

一 其頃イスラエルに王なかりし時にあたりてエフライムの山の奥に一人のレビ人寄寓をりベツレヘムユダより一人の婦人をとりて妾となしたるに 二 その妾彼に背きて姦淫を爲し去てベツレヘムユダなるその父の家にかへり其所に四月といふ日をおくれり 三 是に於てその夫彼をなだめて携へかへらんとてその僕と二頭の驢馬をしたがへ起てゆきその後をしたひゆきければその父の家に之を導きいたりしに女の父これを見て之に遇ことを悦べり 四 而してその女の父なる外舅彼をひきとめたれば則ち三日これと共に居り皆食飲して其所に宿りしが 五 四日におよびて朝早く起あがり彼たちて去んとしければ女の父その婿に言ふ少許の食物をもて汝の心を強くして然る後に去れよと 六 二人すなはち坐りて共に食飲しけるが女の父その人にいひけるは請ふ幸に今一夜を明し汝の心を樂ましめよと 七 其人起て去んとしけ

るに外舅これを強たきて遂に復其所に宿り 八 五日におよびて朝はやく起いでゝ去んとしたるに女の父これに言けるは請ふ汝の心を強くせよと是をもて日の昃るまでとゞまりて共に食をなしけるが 九 其人つひに妾および僕とゝもに去んとて起あがりければ女の父彼に言ふ視よ今は日暮なんとす請ふ今一夜を明されよ視よ日昃たり汝此にやどりて汝の心をたのしませ明日蚤く起て出たち汝の家にいたれよと 十 然るに其人止宿ることを肯ずして起て去りエブスに對面にいたれり是はエルサレムなり鞍おける二の驢馬彼とともにあり妾も彼とともになりき 十一 彼らエブスの近傍にをる時日はや沒んとしけるが僕その主人にいひけるは請ふ來れ我等身をめぐらしてエブス人の此邑にいりて其所に宿らんと 十二 その主人これに言けるは我等は彼所に身をめぐらしてイスラエルの子孫の邑ならざる外國の人の邑にいるべからずギベア

に進みゆかんと 十三 すなはちその僕にいひけるは來れ我らギベアかラマか是等の處の一に就て止宿んと 十四 皆すゝみ往きけるがベニヤミンのギベアの近邊にて日暮たりぬ 十五 ギベアにゆきて宿らんとて其所に身をめぐらし入て邑の衢に坐しけるに誰も彼を家に接て宿らしむる者なかりき 十六 時に一人の老人日暮に田野の働作をやめて歸りきたる此人はエフライム山の者にしてギベアに寄寓れるなり但しこの處の人はベニヤミン人なり 十七 彼目をあげて旅人の邑の衢にをるを見たり老人すなはちいひけるは汝は何所にゆくなるや何所よりきたるやと 十八 その人あきにいひけるは我らはベツレヘムユダよりエフライム山の奥におもむく者なり我は彼所の者にて既にベツレヘムユダにゆき今エホバの室に詣らんとするなるが誰も我を家に接ものあらず 十九 然ど驢馬の藁も飼蒭もあり又我と汝の婢および僕等とともなる少者の用ふ

べき食物も酒もありて何も事缺ることなし 二十 老人いひけるは願くは汝安かれ汝が需むる者は我そなへん唯衢に宿るなかれと 二一 それをその家に携れ驢馬に飼ふ彼らすなはち足をあらひて食飲せしが 二二 その心を樂ませをる時にあたりて邑の人々の邪なる者その家をとりかこみ戸を打たゝきて家の主人なる老人に言ふ汝の家にきたれる人をひき出せ我らこれを犯さんと 二三 是に於て家の主人なる人かれらの所にいでゆきてこれに言けるは否わが兄弟よ惡をなす勿れ此人すでにわが家にいりたればこれ愚なる事をなすなかれ 二四 我が處女なる女と此人の妾とあるにより我これを今つれいだすべければ汝らこれらを辱しめ汝等の好むところをこれに為せ唯この人には斯る愚なる事を為すなかれと 二五 然るにその人々これを聽いれざるにより其人その妾をとりてこれを彼らの所にいだしやりければすなはちこれを犯して朝にいた

るまで終夜これを辱しめ日のいづる頃にいたりて釋てり 二六 是を
もて婦黎明にきたりてその夫のをる彼人の家の門に仆れ夜のあ
くるまで其處に臥をる 二七 その主朝におよびておきいで家の戸を
ひらきて出去んとせしがその妾の婦の家の門にたふれをりて手を
を閾の上におくを見ければ 二八 これにむかひ起よ我ら出往んと言ひ
たれども何の答もあらざりき是によりてその人これを驢馬にのせ
せたちて己の所におもむきしが 二九 家にいたるにおよびて刀をと
り其妾を執へて骨ぐるみこれを十二分にたちわりて之をイスラ
エルの四方の境におくりたれば 三十 之を見る者皆いふイスラエル
の子孫がエジプトの地より出のぼりし日より今日にいたるまで
斯のごとき事は行はれしことなく見えしことなし思をめぐらし
相議りて言ふことをせよ

第二十章

一 是に於てイスラエルの子孫ダンよりベエルシバにい

たりギレアデの地にいたるまで皆出きたり其會衆一人のごとくにしてミツパに於てエホバの前に集り 二 衆民の長たる者すなはちイスラエルの諸の支派の長等みづから神の民の集會に出づ劍をぬくところの歩兵四十萬人ありき 三 ベニヤミンの子孫はイスラエルの子孫がミツパにのぼれることを聞り斯てイスラエルの子孫此悪事の様を語れと言ければ 四 彼殺されし婦の夫なるレビの人こたへていふ我わが妾とともにベニヤミンのギベアに宿らんとて往たるに 五 ギベアの人起りたちて我をせめ夜の間に我がをる家をとりかこみて我を殺さんと企て遂にわが妾を辱しめてこれを死しめたれば 六 我己が妾をとらへてこれをたちわりこれをイスラエルの産業なる全地に遣れり是は彼らイスラエルにおいて淫事をなし愚なる事をなしたればなり 七 汝等は皆イスラエルの子孫なり今汝らの意見と思考をのべよ 八 民みな一人のおと

くに起ていひけるは我らは誰もおのおのその天幕にゆかずまた誰もおのれの家におもむかじ 九 我らがギベアになさんところの事は是なりすなはち鬮にしたがひて之を攻ん 十 我らイスラエルの諸の支派の中に於て百人より十人、千人より百人、萬人より千人、を取りて民の糧食を執せ之をしてベニヤミンのギベアにいたり彼らがイスラエルにおこなひたる所の愚なる事にしたがひて事をなさしむべしと 十一 斯イスラエルの人々皆あつまりて此邑を攻んとせしが其相結べること一人のごとくなりき 十二 イスラエルの諸の支派遍く人をベニヤミンの支派の中に遣はして言しめけるは汝らの中に此悪事のおこなはれしは何事ぞや 十三 然ばギベアにをるかの邪なる人々をわたせ我らこれを誅して悪をイスラエルに絶べしと然るにベニヤミンの子孫はその兄弟なるイスラエルの子孫の言を聴いれざりき 十四 却てベニヤミンの子孫は邑々よりギベ

アにあつまりて出てイスラエルの子孫と戰はんとす 十五 その時邑く々より出たるベニヤミンの子孫を數ふるに劍をぬくところの人二萬六千あり外にまたギベアの居民ありて之をかぞふるに精兵七百人ありき 十六 この諸の民の中に左手利の精兵七百人あり皆能く投石器をもて石を投るに毫末もたがふことなし 十七 イスラエルの人を數ふるにベニヤミンを除きて劍をぬくところの者四十萬人ありき是みな軍人なり 十八 爰にイスラエルの子孫起あがりてベテルにのぼり神に問て我等の中孰か最初にのぼりてベニヤミンの子孫と戰ふべきやと言ふにヱホバ、ユダ最初にと言たまふ 十九 イスラエルの子孫すなはち朝おきてギベアにむかひて陣をとりける 二十 イスラエルの人々ベニヤミンと戰はんとて出でもきイスラエルの人々行伍をたててギベアにて彼らと戰はんとしけれど 二十一 ベニヤミンの子孫ギベアより進みいでてその日イスラエル人二

萬二千を地に撃仆せり 二二 然るにイスラエルの民の人々みづから奮ひその初の日に行伍をたてし所にまた行伍をたてたり 二三 而してイスラエルの子孫上りゆきてエホバの前に夕暮まで哭きエホバに問て言ふ我復進みよりて吾兄弟なるベニヤミンの子孫とたゝかふべきやとエホバ彼に攻のぼれと言たまへり 二四 是に於てイスラエルの子孫次の日またベニヤミンの子孫の所に攻よするに 二五 ベニヤミンまた次の日ギベアより進みて之にいであひ再びイスラエルの子孫一萬八千人を地に撃仆せり是みな劍をぬくところの者なりき 二六 斯在しかばイスラエルの子孫と民みな上りてベテルにいたりて哭き其處にてエホバの前に坐りその日の夕暮まで食を斷ち燔祭と酬恩祭をエホバの前に獻げ 二七 而してイスラエルの子孫エホバに問り（その頃神の契約の櫃彼處にありて 二八 アーロンの子エレアザルの子なるピネハス當時これに事へたり）即ち

言けるは我またも出てわが兄弟なるベニヤミンの子孫とたゝかふべきや或は息べきやエホバ言たまふ上れよ明日はわれ汝の手にわれらを付すべしと 二九 イスラエル是に於てギベアの周圍に伏兵を置き 三十 而してイスラエルの子孫三日目にまたベニヤミンの子孫の所に攻のぼり前のごとくにギベアにむかひて行伍をたてたれば 三一 ベニヤミンの子孫民に出あひしが遂に邑より誘出されたり彼等始は民を撃ち大路にて前のごとくイスラエルの人三千人許を殺せりその大路は一筋はベテルにいたり一筋は野のギベアに至る 三二 ベニヤミンの子孫すなはち言ふ彼らは初のごとく我らに撃破らると然るにイスラエルの人は云ふ我等逃て彼らを邑より大路に誘き出さんと 三三 イスラエルの人々みなその所を起て去りバアルタマルに行伍をたてたり而して伏兵その處より卽ちギベアの野原より起をり 三四 イスラエルの全軍の中より選拔たる

兵一萬來りてギベアを襲ひ其戰鬪はげしかりしがベニヤミン人は菑害の己にのぞむを知ざりき 三五 エホバイスラエルのまへにベニヤミンを撃敗りたまひしかばイスラエルの子孫その日ベニヤミン人二萬五千一百人を殺せり是みな劍をぬくところの者なり 三六 ベニヤミンの子孫すなはち己の撃敗らるゝを見たり偖イスラエルの人々そのギベアにむかひて設たるところの伏兵を恃てベニヤミン人を避て退きけるが 三七 伏兵急ぎてギベアに突いり伏兵進みて刃をもて邑を盡く撃り 三八 イスラエルの人々とその伏兵との間に定めたる合圖は邑より大なる黒烟をあげんとの事なりき 三九 イスラエルの人々戰陣より引き退ぞく、ベニヤミン初が程はイスラエルの人々を撃て三千人ばかりを殺し乃ち言ふ彼等はまことに最初の戰のごとく我等に撃やぶらると 四十 然るに火焰烟の柱なして邑より上りはじめしかばベニヤミン人後を見かへりしに

邑は皆烟となりて空にのぼる 四一 時にイスラエルの人々ふりかへりみるにベニヤミンの人々禍害のおのれに迫るを見て狼狽へ 四二 イスラエルの人々の前より身をめぐらして野の途におもむきけるが戰鬪てきに追せまりて遂にその邑々よりいでたる者どもろの中に戰死す 四三 イスラエルの人すなはちベニヤミン人をとりまきて之を追うち容易くてれを踏たふして東の方ギベアの對面にまでおよべり 四四 ベニヤミンの仆るゝ者一萬八千人是みな勇士なり 四五 玆に彼等身をめぐらして野の方ににげリンモンの磐にいたりイスラエルの人大路にて彼等五千人を伐とり尚もてきを追うちてギドムにいたりその二千人を殺せり 四六 是をもて其日ベニヤミンの仆れし者は劍をぬくところの人あはせて二萬五千ありき是みな勇士なり 四七 但六百人の者身をめぐらして野の方にのがれリンモンの磐にいたりて四月のあひだリンモンの磐にをる 四八

是に於てイスラエルの人々また身をかへしてベニヤミンの子孫をせめ刃をもて邑の人より畜にいたるまで凡て目にあたる者を撃ち亦その至るところの邑々に火をかけたり

第二十一章

一 イスラエルの人々嘗てミヅパにて誓ひ曰けるは我等の中一人もその女をベニヤミンの妻にあたふる者あるべからずと 二 茲に民ベテルにいたり彼處にて夕暮まで神の前に坐り聲を放ちて痛く哭き 三 言けるはイスラエルの神ヱホバよなんぞイスラエルに斯ることの起り今日イスラエルに一の支派の缺るにいたりしやと 四 而して翌日民蚤に起て其處に壇を築き燔祭と酬恩祭をさゝげたり 五 茲にイスラエルの子孫いひけるはイスラエルの支派の中に誰か會衆とゝもに上りてヱホバにいたらざる者あらんと其はミヅパに來りてヱホバにいたらざる者の事につきて大なる誓をたてゝ其人をかならず死しむべしと言たれ

むなり 六 イスラエルの子孫すなはち其兄弟ベニヤミンの事を憫然みおもひて言ふ今日イスラエルに一の支派絶ゆ 七 我等エホバをさして我らの女をかれらの妻にあたへじと誓ひたれば彼の遺る者等に妻をめとらしめんには如何にすべきや 八 又言ふイスラエルの支派の中孰の者かミヅパにのぼりてエホバにいたらざると而して覩るにヤベシギレアデより一人も陣營にきたり集會に臨める者なし 九 即ち民をかぞふるにヤベシギレアデの居民は一人も其處にをらざりき 十 是に於て會衆勇士一萬二千を彼處に遣し之に命じて言ふ往て刃をもてヤベシギレアデの居民を撃て婦女兒女をも餘すなかれ 十一 汝ら斯おこなふべし即ち汝等男人および男と寢たる婦人を悉く滅し盡すべしと 十二 彼等ヤベシギレアデの居民の中にて四百人の若き處女を獲たり是れ未だ男と寢て男しりしことあらざる者なり彼らすなはち之をシロの陣營に

に曳きたる是はカナンの地にあり 十三 斯て全會衆人をやりてリンモンの磐にをるベニヤミン人と語はしめ和睦をこれに宣しめたれば 十四 ベニヤミンすなはち其時に歸りきたれり是において彼らヤベシギレアデの婦人の中より生しおきたるところの女子を之にあたへけるが尚足ざりき 十五 ヱホバ イスラエルの支派の中に缺を生ぜしめたまひしに因て民ベニヤミンの事を憫然におもへり 十六 會衆の長老等いひけるはベニヤミンの婦女絶たれば彼の遺れる者等に妻をめとらせんには如何すべきや 十七 又言けるはベニヤミンの中の逃れたる者等に產業あらしめん然らばイスラエルに一の支派の消ることなかるべし 十八 然ながら我等は我等の女子をかれらに妻にあたふべからず其はイスラエルの子孫誓をなしベニヤミンに妻を與ふる者は詛はれんと言たればなりと 十九 而して言ふ歲々シロにヱホバの祭ありと其處はベテルの北にあたりて

ベテルよりシケムにのぼるところの大路の東レバナの南にあり
二十 是に於てかれらベニヤミンの子孫に命じて言ふ汝らゆきて葡萄園に伏して窺ひ
二一 若シロの女等舞をどらんと出きたらば葡萄園より出でシロの女の中より各人妻を執てベニヤミンの地に往け
二二 若その父あるひは兄弟來りてわれらに愬へなば我らかれらに言ふべし請ふ幸にかれらを我らに取せよ我等戰爭の時に皆おのおのその妻をとりしにあらざればなり汝等今かれらに與へしにあらざれば汝等は罪なしと
二三 ベニヤミンの子孫すなはちかく行なひその踊をる者等を執へてその中より己の數にかなひて妻を取り往てその地にかへり邑々を建なほしてその處に住り
二四 斯てイスラエルの子孫その時にその處を去て各人その支派に往きその族にいたり卽ち其處より出ておのおのその地にいたりぬ
二五 當時はイスラエルに王なかりしかば各人その目に善と見るところをて

ろを爲りかせ

路得記

第一章

士師の世ををさむる時にあたりて國に饑饉ありければ一箇の人その妻と二人の男子をひきつれてベツレヘムユダを去りモアブの地にゆきて寄寓る 二 その人の名はエリメレク、その妻の名はナオミその二人の男子の名はマロンおよびキリオンといふ、ベツレヘムユダのエフラテ人なり彼等モアブの地にいたりて其處にをりしが 三 ナオミの夫エリメレク死てナオミとその二人の男子のこさる 四 彼等おの〳〵モアブの婦人を妻にめとるその一人の名はオルパといひ一人の名はルツといふ彼處にすむこと十年許にして 五 マロンとキリオンの二人もまた死り斯ナオミは二人の男子と夫に後れしが 六 モアブの地にて彼エホバその民を眷みて食物を之にたまふと聞ければその媳とゝもに起てモアブの地より歸んとし 七 その在ところを出たりその二人の媳これと

ともなへり彼等ユダの地にかへらんと途にすゝむ 八 爰にナオミその二人の媳にいひけるは汝らはゆきておの／＼母の家にかへれ汝らがかの死たる者と我とを善く待ひしごとくにねがはくはエホバまたなんぢらを善くあつかひたまへ 九 ねがはくはエホバなんぢらをして各々その夫の家にて安身處をえせしめたまへと乃ちかれらに接吻しければ彼等聲をあげて哭き 十 之にいひけるは我ら汝とゝもに汝の民にかへらんと 十一 ナオミいひけるは女子よ返れ汝らなんぞ我とゝもにゆくべけんや汝らの夫となるべき子猶わが胎にあらんや 十二 女子よかへりゆけ我は老たれば夫をもつをえざるなり假設われ指望ありといふとも今夜夫を有つとも而してまた子を生むとも 十三 汝等これがために其子の生長までまちをるべけんや之がため夫をもたずしてひきこもりをるべけんや女子よ然すべきにあらず我はエホバの手ののぞみてわれを

攻しことを汝らのために痛くうれふるなり 十四 彼等また聲をあげて哭く而してオルパはその姑に接吻せしがルツは之を離れず 十五 是によりてナオミまたいひけるは視よ汝の姒娌はその民とその神にかへり往く汝も姒娌にしたがひてかへるべし 十六 ルツいひけるは汝を棄て汝をはなれて歸ることを我に催すなかれ我は汝のゆくところに往き汝の宿るところにやどらん汝の民は我が民汝の神は我が神なり 十七 汝の死るところに我は死て其處に葬らるべし若死別にあらずして我なんぢとわかれなばヱホバわれにかくなし又かさねてかくなしたまへ 十八 彼娌が固く心をさだめて己とともに來らんとするを見しかば之に言ふことを止たり 十九 かくて彼等二人ゆきて終にベツレヘムにいたりしがベツレヘムにいたれる時邑こぞりて之がためにさわぎたち婦女等是はナオミなるやといふ 二十 ナオミかれらにいひけるは我をナオミ(樂し)と呼なか

れマラ(苦し)とよぶべしエホバ痛く我を苦めたまひたればなり 二一 我盈足て出たるにエホバ我をして空くなりて歸らしめたまふエホバ我を攻め全能者われをなやましたまふに汝等なんぞ我をナオミと呼や 二二 斯ナオミそのモアブの地より歸れる媳モアブの女ルツとともに歸り來れり卽ち彼ら大麥刈の初にベツレヘムにいたる

第二章

一 ナオミにその夫の知己あり卽ちエリメレクの族にして大なる力の人なりその名をボアズといふ 二 玆にモアブの女ルツナオミにいひけるは請ふわれをして田にゆかしめよ我何人かの目のまへに恩をうることあらばその人の後にしたがひて穗を拾はんとナオミ彼に女子よ往べしといひければ 三 乃ち往き遂に至りて刈者の後にしたがひ田にて穗を拾ふ彼意はずもエリメレクの族なるボアズの田の中にいたれり 四 時にボアズベツレヘムよ

り來りその刈者等に言ふねがはくはヱホバ汝等とともに在せと。彼等すなはち答てねがはくはヱホバ汝を祝たまへといふ 五 ボアズその刈者を督る僕にいひけるは此は誰の女なるや 六 刈者を督る人こたへて言ふ是はモアブの女にしてモアブの地よりナオミとともに還りし者なるが 七 いふ請ふ我をして刈者の後にしたがひて禾束の間に穂をひろひあつめしめよと而して來り朝より今にいたるまで此にあり其家にやすみし間は暫時のみ 八 ボアズ、ルツにいひけるは女子よ聽け他の田に穂をひろひにゆくなかれ又此よりいづるなかれわが婢等に離ずして此にをるべし 九 人々の刈ところの田に目をとめてその後にしたがひゆけ我少者等に汝にさはるなかれと命ぜしにあらずや汝渇く時は器の所にゆきて少者の汲るを飲めと 十 彼すなはち伏て地に拝し之にいひけるは我如何して汝の目の前に恩惠を得たるかなんぢ異邦人なる我

を顧みると 十一 ボアズこたへて彼にいひけるは汝が夫の死たるよ
り已來姑に盡したる事汝がその父母および生れたる國を離れて
見ず識ずの民に來りし事皆われに聞えたり 十二 ねがはくはヱホバ
汝の行爲を報いたまへねがはくはイスラエルの神ヱホバ即ち汝
がその翼の下に身を寄んとて來れる者汝に十分の報施をたまは
んことを 十三 彼いひけるは主よ我をして汝の目の前に恩をえせし
めたまへ我は汝の仕女の一人にも及ざるに汝かく我を慰め斯仕
女に懇切に語りたまふ 十四 ボアズかれにいひけるは食事の時は此
にきたりてこのパンを食ひ且汝の食物をこの醋に濡せよと彼す
なはち刈者の傍に坐しければボアズ烘麥をかれに與ふ彼くらひ
て飽き其餘を懷む 十五 かくて彼また穗をひろはんとて起あがりけ
ればボアズその少者に命じていふ彼をして禾束の間にても穗を
ひろはしめよかれを羞しむるなかれ 十六 且手の穗を故に彼がため

に抽落しおきて彼に拾はしめよ叱るなかれ 十七 彼かく薄暮まで田に穂をひろひてその拾ひし者を撲しに大麥一斗許ありき 十八 彼すなはち之を携へて邑にいり姑にそれ拾ひし者を看せ且それ飽たる後に懐めおきたる者を取出して之にあたふ 十九 姑かれにいひけるは汝今日何處にて穂をひろひしや何の處にて工作しや願は汝を眷顧たる者に福祉あれと彼すなはち姑にそれ誰の所に工作しかを告ていふ今日われに工作をなさしめたる人の名はボアズといふ 二十 ナオミ媳にいひけるは願はヱホバの恩かれにいたれ彼は生る者と死る者とを棄ずして恩をほどこすナオミまた彼にいひけるは其人は我等に縁ある者にして我等の贖業者の一人なり 二十一 モアブの女ルツいひけるは彼また我にかたりて汝わが穫刈の盡く終るまでわが少者の傍をはなるるなかれといへりと 二十二 ナオミその媳ルツにいひけるは女子よ汝かれの婢等とともに出るは善し

然をバ他の田にて人に見らるゝことを免かれん 三 是によりて彼ボアズの婢等の傍を離れずして穗をひろひ大麥刈と小麥刈の終にまでおよぶ彼その姑とともにをる

第三章

一 爰に姑ナオミ彼にいひけるハ女子よ我汝の安身所を求めて汝を幸ならしむべきにあらずや 二 夫汝が偕にありし婢等を有る彼ボアズハ我等の知己なるにあらずや視よ彼ハ今夜禾場にて大麥を簸る 三 然バ汝の身を洗て膏をぬり衣服をまとひて禾場に下り汝をその人にしらせずしてその食飲を終るを待て 四 而して彼が臥す時に汝その臥す所を見とめおき入てその脚を掀開りて其處に臥よ彼なんぢの爲すべきことを汝につげんと 五 ルツ姑にいひけるハ汝がわれに言ところは我皆なすべしと 六 すなハち禾場に下り凡てその姑の命ぜしごとくなせり 七 偖ボアズハ食飲をなしてその心をたのしませ往て麥を積る所の傍に臥す是に於て彼

潜にゆきその足を掀開て其處に臥す 八 夜半におよびて其人畏懼をおこし起かへりて見るに一人の婦その足の方に臥ゐたれば 九 汝は誰なるやといふに婦こたへて我は汝の婢ルツなり汝の裾をもて婢を覆ひたまへ汝は贖業者なればなり 十 ボアズいひけるは女子よねがはくはエホバの恩典なんぢにいたれ汝の後の誠實は前のよりも勝る其は汝貧きと富とを論ず少き人に從ふことをせざればなり 十一 さればわが女子よ懼るなかれ汝が言ふところの事は皆われ汝のためになすべし其はわが邑の人皆なんぢの賢き女なるをしればなり 十二 我はまことに贖業者なりと雖も我よりも近き贖業者あり 十三 今夜は此に住宿れ朝におよびて彼もし汝のために贖ふならば善し彼に贖はしめよ然ど彼もし汝のために贖ふことを好まずばエホバは活く我汝のために贖はん朝まで此に臥せよと 十四 ルツ朝までその足の方に臥て誰彼の辨がたき頃に起あがる、ボア

ズ此女の不埒に來りしことを人にしらしむべからずといへり 十五 而していひけるは汝の着る袿衣を將きたりて其を開げよと即ち開げければ大麥六斗を量りて之に負せたり斯して彼邑にいたりぬ 十六 爰にルツその姑の許に至るに姑いふ女子よ如何にありしやと彼すなはち其人の己になしたる事をことごとく之につげて 十七 而していひけるは彼空手にて汝の姑の許に往くなかれといひて此六斗の大麥を我にあたへたり 十八 姑いひけるは女子よ坐して待ち事の如何になりゆくかを見よ彼人今日その事を爲終ずば安んぜざるべければなり

第四章

一 爰にボアズ門の所にのぼり往て其處に坐しけるに前にボアズの言たる贖業人過りければ之に言ふ某よ來りて此に坐せよと即ち來りて坐す 二 ボアズまた邑の長老十人を招き汝等此に坐せよといひければ則ち坐す 三 時に彼その贖業人にいひけるは

モアブの地より還りしナオミ我等の兄弟エリメレクの地を賣る
四 我汝につげしらせて此に坐する人々の前わが民の長老の前に
て之を買へと言んと想へり汝もし之を贖はんとおもはゞ贖ふべ
し然どもし之を贖はずば吾に告てしらしめよ汝の外に贖ふ者な
ければなり我はなんぢの次なりと彼我これを贖はんといひけれ
ば
五 ボアズいふ汝ナオミの手よりその地を買ふ日には死る者の
妻なりしモアブの女ルツをも買て死る者の名をその産業に存す
べきなり
六 贖業人いひけるは我はみづから贖ふあたはず恐くは
わが産業を壞はん汝みづから我にかはりてあがなへ我あがなふ
ことあたはざればなりと
七 昔イスラエルにて物を贖ひ或は交易
んとする事につきて萬事を定めたる慣例は斯のごとし即ち此人
鞋を脫て彼人にわたせり是イスラエルの中の證なりき
八 是によ
りてその贖業人ボアズにむかひ汝みづから買ふべしといひてそ

の鞋を脱たりボアズ長老および諸の民にいひけるは汝等今日見証をなせ我エリメレクの凡の所有およびキリオンとマロンの凡の所有をナオミの手より買たり 十 我またマロンの妻なりしモアブの女ルツを買て妻となし彼死る者の名をその産業に存すべし是かの死る者の名をその兄弟の中とその処の門に絶ざらしめんためなり汝等今日証をなす 十一 門にをる人々および長老等いひけるはわれら証をなすねがはくはエホバ汝の家にいるところの婦人をして彼イスラエルの家を造りなしたるラケルとレアの二人のごとくならしめたまはんことを願くは汝エフラタにて能を得ベツレヘムにて名をあげよ 十二 ねがはくはエホバが此若き婦よりして汝にたまはんところの子に由て汝の家はかのタマルがユダに生たるペレヅの家のごとくなるにいたれ 十三 斯てボアズルツを娶りて妻となし彼の所にいりければエホバ彼を孕ましめたまひて彼

男子を生り 十四 婦女等ナオミにいひけるはヱホバは讃べきかな汝を遺ずして今日汝に贖業人あらしめたまふその名イスラエルに揚れ 十五 彼は汝の心をなぐさむる者汝の老を養ふ者となるらん汝を愛する汝の媳即ち七人の子よりも汝に善もの之をうみたり 十六 ナオミその子をとりて之を懷に置き之が養育者となる 十七 その隣人なる婦女等これに名をつけて云ふナオミに男子うまれたりとその名をオベデと稱り彼はダビデの父なるヱサイの父なり 十八 偖ペレツの系圖は左のごとしペレツ、ヘヅロンを生み 十九 ヘヅロン、ラムを生みラム、アミナダブを生み 二十 アミナダブ、ナシヨンを生みナシヨンサルモンを生み 二一 サルモン、ボアズを生みボアズ、オベデを生み 二二 オベデ、エサイを生みエサイ、ダビデを生り

撒母耳前書

第一章

一 エフライムの山地のラマタイムゾピムにエルカナと名くる人ありエフライテ人にしてエロハムの子なりエロハムはエリウの子エリウはトフの子トフはツフの子なりエルカナに二人の妻ありてひとりの名をハンナといひひとりの名をペニンナといふペニンナは子ありたれどもハンナには子あらざりき 三 是の人毎歳に其邑をいで上りてシロにおいて萬軍のエホバを拜み之に祭物をさゝぐ其處にエリの二人の子ホフニとピネハスをりてエホバの祭司たり 四 エルカナ祭物をさゝぐる時其妻ペニンナと其すべての息子女子にわかちあたへしが 五 ハンナには其倍をあたふ是はハンナを愛するが故なりされどエホバ其孕みをとゞめたまふ 六 其敵もまた痛くこれをなやましてエホバが其はらみをとゞめしを怒らせんとす 七 歳々ハンナエホバの家にのぼるお

ときにエルカナかくなせしかばペニンナかくのごとく之をなやます是故にハンナないてものくはざりき 八 其夫エルカナ之にいひけるはハンナよ何故になくや何故にものくはざるや何故に心かなしむや我は汝のためには十人の子よりもまさるにあらずや 九 かくてシロにて食飲せしのちハンナたちあがれり時に祭司エリエホバの宮の柱の傍にある壇に坐す 十 ハンナ心にくるしみエホバにいのりて甚く哭き 十一 誓をなしていひけるは萬軍のエホバよ若し誠に婢の惱をかへりみ我を憶ひ婢を忘れずして婢に男子をあたへたまはゞ我これを一生のあいだエホバにさゝげ剃髪刀を其首にあてまじ 十二 ハンナエホバのまへに長くいのりければエリ其口に目をとめたり 十三 ハンナ心の中にものいへば只唇うごくのみにて聲きこえず是故にエリかれを醉たる者と思ひ 十四 之にいひけるは何時まで醉ひをるか爾の酒をされよ 十五 ハンナこたへていひ

けるハ主よ然るにあらず我ハ氣のわづらふ婦人にして葡萄酒をも濃き酒をものまず惟わが心をヱホバのまへに明せるなり 十六 婢を邪なる女となすなかれ我ハわが憂と悲みの多きよりして今までうたれり 十七 エリ答へていひけるハ安んじて去れ願くハイスラエルの神汝の求むる願ひを許したまハんことを 十八 ハンナいひけるハねがハくハ仕女の汝のまへに恩をえんことをと斯てこの婦さりて食ひ其顔ふたゝび哀しげならざりき 十九 是に於て彼等朝はやくおきてヱホバのまへに拜をしかへりてラマの家にいたる而してエルカナ其つまハンナとまじハるヱホバ之をおもひたまふ 二十 ハンナ孕みてのち月みちて男子をうみ我これをヱホバに求めし故なりとて其名をサムエル(ヱホバに聽る)となづく 二一 爰に其人エルカナ及び其家族みな上りて年々の祭物及び其誓ひし物をさゝぐ 二二 然どもハンナハ上らず其夫にいひけるハ我ハあれ子の

乳ばなれするに及びてのち之をたづさへゆきエホバのまへにあらはれしめ恒にかしこに居らしめん 二三 其夫エルカナ之にいひけるは汝の善と思ふところを爲し此子を乳ばなすまでとゞまるべし只エホバの其言を確實ならしめ賜んことをねがふと斯くては婦止まりて其子に乳をのませ其ちばなれするをまちしが 二四 乳ばなせしとき牛三頭、粉壹斗、酒壹嚢を取り其子をたづさへてシロにあるエホバの家にいたる其子なほ幼稚し 二五 是に於て牛をころしその子をエリの許に携へゆきぬ 二六 ハンナいひけるは主よ汝のたましひは活くわれはかつてこゝにてなんぢの傍にたちエホバにいのりし婦なり 二七 われ此子のためにいのりしにエホバわが求めしものをあたへたまへり 二八 此故にわれまたこれをエホバにさゝげん其一生のあひだ之をエホバにさゝぐ斯てかしこにてエホバををがめり

第二章

一 ハンナ禱りて言けるは我心はヱホバによりて喜び我角はヱホバによりて高し我口はわが敵の上にはりひらく是は我汝の救拯によりて樂むが故なり 二 ヱホバのごとく聖き者はあらず其は汝の外に有る者なければなり又われらの神のごとき磐はあることなし 三 汝等重ねて甚く誇りて語るなかれ汝等の口より慢言を出すなかれヱホバは全知の神にして行為を裁度りたまふなり 四 勇者の弓は折れ倒るゝ者は勢力を帶ぶ 五 飽足る者は食のために身を傭はせ飢たる者は憩へり石女は七人を生み多くの子を有る者は衰ふるにいたる 六 ヱホバは殺し又生したまひ陰府に下しまた上らしめたまふ 七 ヱホバは貧からしめ又富しめたまひ卑くしまた高くしたまふ 八 荏弱者を塵の中より擧げ窮乏者を埃の中より升せて王公の中に坐せしめ榮光の位をつがしめたまふ地の柱はヱホバの所屬なりヱホバ其上に世界を置きたまへり 九 ヱ

ホバ其聖徒の足を守りたまはん惡き者は黒暗にありて默すべし
其れ人力をもて勝つべからざればなり 十 エホバは悖逆者を破碎
き天より雷を彼等の上にくだしたまはん其王に力を與へ其膏そ
ゝぎし者の角を高くしたまはん 十一 エルカナはラマに往て其家にい
たりしが稚子は祭司エリのまへにありてエホバにつかふ 十二 さて
エリの子は邪なるものにしてエホバをしらざりき 十三 祭司の民に
おける習慣は斯のごとし人祭物をさゝぐる時肉を烹るあひだに
祭司の僕三の齒ある肉叉を手にとりて來り 十四 之を釜あるひは鍋
あるひは鼎に突きいれ肉叉の引きあぐるところの肉を祭司みな
これを己にとる是くシロに於て凡てそこに來るイスラエル人に
なせり 十五 脂をやく前にも亦祭司のしもべ來り祭物をさゝぐる人
にいふ祭司のために燒くべき肉をあたへよ祭司は汝より烹たる
肉を受けず生腥の肉をこのむと 十六 もし其人これにむかひ直ちに

脂をやくべければ後心のこのむまゝに取れといはゞ僕之にいふ否今あたへよ然らずば我強て取んと 十七 故に其壯者の罪ヱホバのまへに甚だ大なりそは人々ヱホバに祭物をさゝぐることをいとひたればなり 十八 サムエルは幼して布のエポデを着てヱホバのまへにつかふ 十九 また其母これがために小き明衣をつくり歳毎にその夫とともに年の祭物をさゝげにのぼる時これをもちきたる 二十 エリエルカナとその妻を祝していひけるは汝がヱホバにさゝげたる者のためにヱホバ此婦よりして子を汝にあたへたまはんとてねがふと斯てかれら其郷にかへる 二一 そうしてヱホバハンナをかへりみたまひければハンナ孕みて三人の男子と二人の女子をうめり童子サムエルはヱホバのまへにありて生育てり 二二 あ爰にエリ甚だ老て其子等がイスラエルの人々になせし諸の事を聞きまた其集會の幕屋の門にいづる婦人たちと寢たるを聞て 二三

あれにいひけるは何ぞ斯る事をなすや我このすべての民より汝らのあしき行をきく 二四 我が子よ然すべからず我がきくところの風聞よからず爾らはヱホバの民をしてあやまたしむ 二五 人もし人にむかひて罪ををかさば神之をさばかんされど人もしヱホバにむかひて罪ををかさば誰かこれがためにとりなしをなさんやとしかれども其子父のことばを聽ざりきかれヱホバかれらをころさんと思ひたまへばなり 二六 童子サムエル生長ゆきてヱホバと人とに愛せらる 二七 玆に神の人エリの許に來りてこれにいひけるはヱホバ斯くいひたまふ爾の父祖の家エジプトにおいてパロの家にありしとき我明かに之にあらはれしにあらずや 二八 我これをイスラエルの諸の支派のうちより選みて我が祭司となし我が壇の上にて祭物をさゝげ香をたかしめ我前にエポデを衣しめまたイスラエルの人の火祭を悉く汝の父の家にあたへたり 二九 なんぞわが命ぜ

し犧牲と禮物を汝の家にてふみつくるや何ぞ我よりもなんぢの子をたふとみわが民イスラエルの諸の祭物の最も嘉きところをもて己を肥すや 三十 是ゆへにイスラエルの神エホバいひたまはく我誠に曾ていへり汝の家およびなんぢの父祖の家永くわがまへにあゆまんと然ども今エホバいひたまふ決めてしからず我をたふとむ者は我もこれをたふとむ我を賤しむる者はかろんぜらるべし 三一 視よ時いたらん我汝の腕と汝の父祖の家の腕を絶ち汝の家に老たるもの无らしめん 三二 我大いにイスラエルを善すべけれど汝の家内には災見えん汝の家にはこのうち永く老るものなかるべし 三三 またわが壇より絶ざる汝の族の者は汝の目をそこなひ汝の心をいたましめん又汝の家にうまれいづるものは壯年にして死なん 三四 汝のふたりの子ホフニとピネハスの遇ところの事を其徵とせよ即ち二人ともに同じ日に死なん 三五 我はわがために忠

信なる祭司をおこさん其人はわが心とわが意にしたがひておこなはんとれろの家をかたうせんかれわが膏そゝぎし者のまへに恒にあゆむべし 三六 しかして汝の家にのこれる者は皆きたりてこれに屈み一厘の金と一片のパンを乞ひ且いはんねがはくは我を祭司の職の一に任じて些少のパンにても食ふことをえせしめよと

第三章

一 童子サムエルエリのまへにありてエホバにつかふ當時はエホバの言まれにして默示あること恒ならざりき 二 偖エリ目漸くくもりて見ることをえず此時其室に寢たり 三 神の燈なほきえずサムエル神の櫃あるエホバの宮に寢ね 四 時にエホバサムエルをよびたまふ彼我こゝにありといひてエリの許に趨ゆきいひけるは汝われをよぶ我こゝにありエリいひけるは我よばず反りて臥よと乃はちゆきていぬ 六 エホバまたかさねてサムエルよとよびたまへばサムエルおきてエリのもとにいたりいひけるは汝

われをよぶ我こゝにありエリこたへけるは我よばずわが子よ反りていねよ 七 サムエルいまだエホバをしらずまたエホバのことばいまだかれにあらはれず 八 エホバ三たびめに又サムエルをよびたまへばサムエルおきてエリの許にいたりいひけるは汝われをよぶ我こゝにありとエリ乃ちエホバの童子をよびたまひしをさとる 九 故にエリサムエルにいひけるはゆきて寝ねよ彼若し汝をよばゞ僕聴くエホバ語りたまへといへとサムエルゆきて其室にいねしに 十 エホバ来りて立ちまへの如くサムエルサムエルとよびたまへばサムエル僕きく語りたまへといふ 十一 エホバサムエルにいひ賜けるは視よ我イスラエルのうちに一の事をなさんこれをきくものは皆其耳ふたつながら鳴ん 十二 其日はわれ嘗てエリの家につい(て)言しことを始より終までことごとくエリになすべし 十三 われかつてエリに其悪事のためにながくその家をさばかん

としらせりそは其子の詛ふべきことをなすをしりて之をとゞめざればなり 十四 是故にわれエリのいへに誓ひてエリの家の惡は犧牲あるひは禮物をもて永くあがなふ能はずといへり 十五 サムエル朝までいねてエホバの家の戸を開きしが其異象をエリにしめすことをおそる 十六 エリ サムエルをよびていひけるは己が子サムエルよ答へけるは己れこゝにあり 十七 エリいひけるは何事を汝につげたまひしや請ふ我にかくすなかれ汝もし其汝に告げたまひしところを一にてもかくすときは神汝にかくなし又かさねてかくなしたまへ 十八 サムエル其事をことごとくしめして彼に隱すことなかりきエリいひけるは是はエホバなり其よしと見たまふことをなしたまへと 十九 サムエルそだちぬエホバこれとゝもにいまして其のことばをして一も地におちざらしめたまふ 二十 ダンよりベエルシバにいたるまでイスラエルの人みなサムエルがエホバの預言

者とさだまれるをしれり三エホバふたゝびシロにてあらはれたまふエホバシロにおいてエホバの言によりてサムエルにおのれをしめしたまふなりサムエル言をあまねくイスラエル人におよぶ

第四章

一イスラエル人ペリシテ人にいであひて戰はんとしエベネゼルの邊に陣をとりペリシテ人はアペクに陣をとる二ペリシテ人イスラエル人にむかひて陣列をなせり戰ふにおよびてイスラエル人ペリシテ人のまへにやぶるペリシテ人戰場において其軍四千人ばかりをころせり三民陣營にいたるにイスラエルの長老曰けるはエホバ何故に今日我等をペリシテ人のまへにやぶりたまひしやエホバの契約の櫃をシロより此にたづさへ來らん其櫃われらのうちに來らば我らを敵の手よりすくひいだすことあらんと四かくて民人をシロにつかはしてケルビムの上に坐した

ます萬軍のヱホバの契約の櫃を其處よりたづさへきたらしむ時にエリの二人の子ホフニとピネハス神の契約のはこともに彼處にありき 五 ヱホバの契約の匱陣營にいたりしときイスラエル人皆大によばゝりさけびければ地なりひゞけり 六 ペリシテ人喊呼の聲を聞ていひけるはヘブル人の陣營に起れる此大なるさけびの聲は何ぞやと遂にヱホバの櫃の其陣營にいたれるを知る 七 ペリシテ人おそれていひけるは神陣營にいたる又いひけるは嗚呼われら禍なるかな今にいたるまで斯ることなかりき 八 あゝ我等禍なるかな誰かわれらを是らの強き神の手よりすくひいださんや此等の神は昔し諸の災を以てエジプト人を曠野に撃し者なり 九 ペリシテ人よ強くなり豪傑のごとく爲せヘブル人がかつて汝らに事しごとく汝らかれに事ふるなかれ豪傑のごとく爲して戰へよ 十 かくてペリシテ人戰ひしかばイスラエル人やぶれて各

其天幕に逃かへる戰死はなはだ多くイスラエル歩兵の仆れし者三萬人ありき 十一 又神の匱は奪はれエリの二人の子ホフニとピ子ハス殺さる 十二 是日ベニヤミンの一人軍中より走きたり其衣を裂き土をかむりてシロにいたる 十三 其いたれる時エリ道の傍に壇に坐して觀望居たり其心に神の匱のことを思ひ煩らひたればなり其人いたり邑にて人々に告ければ邑こぞりてさけびたり 十四 エリ此呼號の聲をきゝていひけるは是喧嘩の聲は何なるやと其人いそぎきたりてエリにつぐ 十五 時にエリ九十八歳にして其目かたまりて見ることあたはず 十六 其人エリにいひけるは我は軍中より來れるもの我今日軍中より逃れたりエリいひけるは吾子よ事いかんと 十七 使人答へていひけるはイスラエル人ペリシテ人の前に逃げ且民の中に大なる戰死ありまた汝の二人の子ホフニとピ子ハスは殺され神の匱は奪はれたり 十八 神の匱のことを演しときエリ其

壇より仰けに門の傍におち頸をれて死ねり是はかれ老て身重かりければなり其イスラエルを鞫しは四十年なりき十九エリの媳ピネハスの妻孕みて子産ん時ちかゝりしが神の匱の奪はれしと舅と夫の死にしとの傳言を聞しかば其痛みおこりきたり身をかゞめて子を產めり二十其死なんとする時傍にたてる婦人ら之にいひけるは懼るゝなかれ汝男子を生りと然ども答へず又かへりみず二十一只榮光イスラエルをさりぬといひて其子をイカボデ(榮なし)と名く是は神の匱奪はれきしによりまた舅と夫の故に因るなり二十二またいひけるは榮光イスラエルをさりぬ神の匱うばはれたればなり

第五章

一ペリシテ人神の匱をとりて之をエベネゼルよりアシドドにもちきたる二即ちペリシテ人神の匱をとりて之をダゴンの家にもちきたりダゴンの傍に置ぬ三アシドド人次の日夙く起き

エホバの匱のまへにダゴンの俯伏に地にたふれをるをみ乃はちダゴンをとりて再びこれを本の處におく 四 また翌朝夙く興きエホバの匱のまへにダゴンの俯伏に地にたふれをるを見るダゴンの頭と其兩手門閾のうへに斷ち切れをり只ダゴンの體のみのこれり 五 是をもてダゴンの祭司およびダゴンの家にいるもの今日にいたるまでアシドドにあるダゴンの閾をふまず 六 かくてエホバの手おもくアシドドの人にくはゝりエホバこれをほろぼし腫物をもてアシドド、およびその四周の人をくるしめたまふ 七 アシドド、人々の斯るを見ていひけるはイスラエルの神の匱を我らのうちにとゞむべからず其は其手いたくわれらおよび我らの神ダゴンにくはゝればなり 八 是故に人をつかはしてペリシテ人の諸君主を集めていひけるはイスラエルの神の匱をいかにすべきや彼らいひけるはイスラエルの神の匱はこれをガテに移さんと遂にイスラエル

の神のはこをうつす 九 之をうつせるのち神の手其邑にくはゝりて滅亡るもの甚だおほし即ち老たると幼とをいはず邑の人をうちたまひて腫物人々におこれり 十 是において神のはこをエクロンにおくりたるに神の匱エクロンにいたりしときエクロン人さけびていひけるは我とわが民をころさんとてイスラエルの神のはこを我にうつすと 十一 かくて人を遣はしてペリシテ人の諸君主をあつめていひけるはイスラエルの神の匱をおくりて本のところにかへさん然らバ我と己が民をころすことなからん蓋は邑中に恐ろしき滅亡おこり神の手甚だおもく其處にくはゝれバなり 十二 死なざる者は腫物にくるしめられ邑の號呼天に達せり

第六章

一 エホバの匱七月のあいだペリシテ人の國にあり 二 ペリシテ人祭司と卜筮師をよびていひけるは我らエホバの櫃をいかにせんや如何にして之をもとの所にかへすべきか我らにつげよ 三

答へけるはイスラエルの神の櫃をかへすときはこれを空しくかへすなかれ必らず彼に過祭をなすべし然なさば汝ら愈ことを得且彼の手の汝らをはなれざる故を知にいたらん 四 人々いひけるは如何なる過祭をかれになすべきや答へけるはペリシテ人の諸君主の數にしたがひて五の金の腫物と五の金の鼠をつくれ是は汝ら皆と汝らの諸伯におよべる災は一なるによる 五 汝らの腫物の像および地をあらす鼠の像をつくりイスラエルの神に榮光を皈すべし庶幾は其手を汝等および汝等の神と汝等の地にくはふることを輕くせん 六 汝らなんぞエジプト人とパロの其心を頑にせしごとくおのれの心をかたくなにするや神これらの中に數度其力をしめせしのち彼ら民をさらしめ民つひにさりしにあらずやされば今あたらしき車一輛をつくり乳牛のいまだ軛をつけざるもの二頭をとり其牛を車に繋ぎ其犢をはなして家につきゆ

き八エホバの櫃をとりて之を其車に載せ汝らが過祭として彼になす金の製作物を櫃にをさめて其傍におき之をおくりて去らしめしかして見よ若し其境のみちよりベテシメシにのぼらば此大なる災を我らになせるものは彼なり若ししかせずは我儕をうちしは彼の手にあらずしてそのことの偶然なりしをしるべし十人々つひに斯なし二つの乳牛をとりて之を車につなぎその犢を室にとぢこめ十一エホバの櫃および金の鼠と其腫物の像をおさめたる櫃を車に載す十二牝牛直にあゆみてベテシメシの路をゆき鳴つゝ大路をすゝみゆきて右左にまがらずペリシテ人の君主ベテシメシの境まで其うしろにしたがひゆけり十三時にベテシメシ人谷に麥を刈り居たりしが目をあげて其櫃をみ之を見るをよろこべり十四車ベテシメシ人ヨシユアの田にいりて其處にとゞまる此に大なる石あり人々車の木を劈り其牝牛を燔祭としてエホ

バにさゝげたり十五レビの人エホバの櫃とこれとゝもなる櫃の金の製作物をさめたる者をとりおろし之を其大石のうへにおくしかしてベテシメシ人此日エホバに燔祭をそなへ犠牲をさゝげたり十六ペリシテ人の五人の君主これを見て同じ日にエクロンにかへれり十七さてペリシテ人が過祭としてエホバになせし金の腫物ハこれなり即ちアシドドのために一ガザのために一アシケロンのために一ガテのために一エクロンのために一なりき十八また金の鼠ハ城邑と郷里をいはず凡て五人の君主に属するペリシテ人の邑の数にしたがひて造れりエホバの櫃をおろせし大石今日にいたるまでベテシメシ人ヨシュアの田にあり十九ベテシメシの人々エホバの櫃をうかゞひしによりエホバこれをうちたまふ即ち民の中七十人をうてりエホバ民をうちて大にこれをころしたまひしかば民なきさけべり二十ベテシメシ人いひけるハ誰かこの聖き神

なるエホバのまへに立つことをゑんエホバ我らをはなれて何人のところにのぼりゆきたまふべきや 二 かくて使者をキリアテヤリムの人に遣はしていひけるはペリシテ人エホバの櫃をかへしたれば汝らくだりて之を汝らの所に携へのぼるべし

第七章

一 キリアテヤリムの人来りエホバのはこを携のぼりこれを山のうへなるアビナダブの家にもちきたり其子エレアザルを聖てエホバの櫃をまもらしむ 二 其櫃キリアテヤリムにとゞまること久しくして二十年をへたりイスラエルの全家エホバをしたひて歎けり 三 時にサムエルイスラエルの全家に告ていひけるは汝らもし一心を以てエホバにかへり異る神とアシタロテを汝らの中より棄て汝らの心をエホバに定め之にのみ事へなばエホバ汝らをペリシテ人の手より救ひいださん 四 こゝにおいてイスラエルの人々バアルとアシタロテをすてゝエホバにのみ事ふ 五 サ

ムエルいひけるはイスラエル人をことごとくミヅパにあつめよ我汝らのためにエホバにいのらん 六 かれらミヅパに集まり水を汲て之をエホバのまへに注ぎ其日斷食して彼處にいひけるは我等エホバに罪ををかしたりとサムエルミヅパに於てイスラエルの人を鞫く 七 ペリシテ人イスラエルの人々のミヅパに集れるを聞しかばペリシテ人の諸君主イスラエルにせめのぼれりイスラエル人これを聞てペリシテ人をおそれたり 八 イスラエルの人々サムエルにいひけるは我らのために我らの神エホバに祈ることをやむるなかれ然らばエホバ我らをペリシテ人の手よりすくひいださん 九 サムエル哺乳羊をとり燔祭となしてこれをまつたくエホバにささぐまたサムエルイスラエルのためにエホバにいのりければエホバこれにこたへたまふ 十 サムエル燔祭をささげ居し時ペリシテ人イスラエル人と戰はんとて近づきぬ是日エホバ

大なる雷をくだしペリシテ人をうちて之を亂し賜ければペリシテ人イスラエル人のまへに敗れたり 十一 イスラエル人ミズパをいでゝペリシテ人をおひ之をうちてベテカルの下にいたる 十二 サムエル一の石をとりてミズパとセンの間におきエホバ是まで我らを助けたまへりといひて其名をエベネゼル（助けの石）と呼ぶ 十三 ペリシテ人攻伏られて再びイスラエルの境にいらずサムエルの一生のあひだエホバの手ペリシテ人をふせげり 十四 ペリシテ人のイスラエルより取たる邑々はエクロンよりガテまでイスラエルにかへりぬまた其周圍の地はイスラエル人これをペリシテ人の手よりとりかへせりまたイスラエル人とアモリ人と好をむすべり 十五 サムエル一生のあひだイスラエルをさばき歳々ベテルとギルガルおよびミズパをめぐりて其處々にてイスラエル人をさばきまたラマにかへれり此處に其家あり此にてイスラエルをさばき又

此にてエホバに壇をきづけり

第八章

一サムエル年老て其子をイスラエルの士師となす 二兄の名をヨエルといひ弟の名をアビヤといふベエルシバにありて士師たり 三其子父の道をあゆまずして利にむかひ賄賂をとりて審判を曲ぐ 四是においてイスラエルの長老みなあつまりてラマにゆきサムエルの許に至りて 五これにいひけるは視よ汝は老い汝の子は汝の道をあゆまずされば我らに王をたてゝわれらを鞫かしめ他の國々のごとくならしめよと 六その我らに王をあたへて我らを鞫かしめよといふを聞てサムエルよろこばずして サムエルエホバにいのりしかばエホバサムエルにいひたまひけるは 七民のすべて汝にいふところのことばを聴け其は汝を棄るにあらず我を棄て我をして其王とならざらしめんとするなり 八かれらはエジプトより救ひいだせし日より今日にいたるまで我を

すてゝ他の神につかへて種々の所行をなせしごとく汝にもまた然す 九 然どもいま其言をきけ但し深くいさめて其治むべき王の常例をしめすべし 十 サムエル王を求むる民にエホバのことばをことごとく告ていひけるは汝等ををさむる王の常例は斯のごとし汝らの男子をとり己のためにこれをたてゝ車の御者となし騎兵となしまた其車の前驅となさん 十二 また之をおのれの爲に千夫長、五十夫長となしまた其地をたがへし其作物を刈らしめまた武器と車器とを造らしめん 十三 また汝らの女子をとりて製香者となし厨婢となし炙麺者となさん 十四 又汝らの田畝と葡萄園と橄欖園の最も善きところを取て其臣僕にあたへ 十五 汝らの穀物と汝らの葡萄の什分一をとりて其官吏と臣僕にあたへ 十六 また汝らの僕婢および汝らの最も善き牛と汝らの驢馬を取ておのれのために作らしめ 十七 又汝らの羊の十分一をとり又汝らを其僕となさん 十八 其

日において汝等己のために擇みし王のことによりて呼號らんされどヱホバ其日に汝らに聽たまはざるべしと 十九 然に民サムエルの言に聽ことをせずしていひけるは否われらに王なかるべからず 二十 我らも他の國々の如くになり我らの王われらを鞫きわれらを率て我らの戰にたゝかはん 二一 サムエル民のことを盡くきゝて之をヱホバの耳に告ぐ 二二 ヱホバ、サムエルにいひたまひけるはかれらのことを聽きかれらのために王をたてよサムエルイスラエルの人々にいひけるは汝らおの〳〵其邑にかへるべし

第九章

一 茲にベニヤミンの人にてキシと名くる力ある大なるものありキシはアビエルの子アビエルはゼロンの子ゼロンはベコラテの子ベコラテはアピヤの子アピヤはベニヤミンの子なり 二 キシにサウロと名くる子あり壯にして美はしイスラエルの子孫の中に彼より美はしき者なく肩より上民のいづれの人よりも高し 三

サウルの父キシの驢馬失ぬキシ其子サウルにいひけるは一人の僕をともなひ起ちてゆき驢馬を尋ねよ 四 サウロエフライムの山地を通り過ぎシヤリシヤの地を通りすぐれども見あたらずシヤリムの地を通りすぐれども居らずベニヤミンの地をとほりすぐれども見あたらず 五 かれらツフの地にいたれる時サウル其ともなへる僕にいひけるはいざ還らん恐らくはわが父驢馬の事を措きて我等の事を思ひ煩はん 六 僕これにいひけるは此邑に神の人あり尊き人にして其言ふところは皆必らず成る我らかしこにいたらんかれ我らがゆくべき路をわれらにしめすことあらん 七 サウル僕にいひけるは我らもしゆかば何を其人におくらんか器のパンは既に罄て神の人におくるべき禮物あらず何かあるや 八 僕またサウルにこたへていひけるは視よ我が手に銀一シケルの四分の一あり我これを神の人にあたへてわれらに路をしめさしめんと

九 昔しイスラエルにおいては人神にとはんとてゆくときはいざ先見者にゆかんといへり其は今の預言者は昔しは先見者とよばれたればなり 十 サウル僕にいひけるは善くいへりいざゆかんとて神の人のをる邑におもむけり 十一 かれら邑にいる坂をのぼれる時童女数人の水くみにいづるにあひ之にいひけるは先見者は此にをるや答ていひけるはをる視よ汝のまへにあり急ぎゆけ今日民崇邱にて祭をなすにより彼けふ邑にきたれり 十三 汝ら邑にいる時かれが崇邱にのぼりて食に就くまへに直ちにかれにあはん其は彼まづ祭品を祝してしかるのち招かれたる者食ふべきに因りあれが来るまでは民食はざるなり故に汝らのぼれ今あれにあはん 十四 かれら邑にのぼりて邑にいるとき視よサムエル崇邱にのぼらんとてかれらにむかひて出きたりぬ 十五 エホバ サウルのきたる一日まへにサムエルの耳につげていひたまひけるは 十六

明日いまごろ我ベニヤミンの地より一箇の人を汝につかはさん汝その者に膏を注ぎてわが民イスラエルの長となせかれわが民をペリシテ人の手より救ひいださんわが民のさけび我に達せしにより我これをかへりみるなり 十七 サムエルサウルを見るときエホバこれにいひたまひけるは視よわが爾につげしは此人なり是人わが民ををさむべし 十八 サウル門の中にてサムエルにちかづきいひけるは先見者の家はいづくにあるや請ふ我につげよ 十九 サムエルサウルにこたへていひけるは我はすなはち先見者なり爾わがまへにのぼりて崇邱にのぼれ爾ら今日我とともに食す可し明日われ汝をさらしめ汝の心にあることを悉く汝につげん 二十 三日まへに失たる汝の驢馬は既に見あたりたれば之をおもふなかれ抑もイスラエルの總ての寶は誰の者なるや即ち汝と汝の父の家のものならずや 二一 サウルこたへていひけるは我はイスラエ

ルの支派の最も小き支派なるベニヤミンの人にしてわが族はベニヤミンの支派の諸の族の最も小き者に非やなんぞ斯ることを我にかたるや 二二 サムエル サウルと其僕をみちびきて堂にいり招かれたる三十人ばかりの者の中の最も上に坐せしむ 二三 サムエル庖人にいひけるはわが汝にわたして汝の許におけといひし分をもちきたれ 二四 庖人肩と肩に屬る者をとりあげて之をサウルのまへに置くサムエルいひけるは視よ是は存へおきたる物なり汝のまへにおきて食へ其はこれ民をまねきし時よりて之を汝の爲にたくはへおきたればなりかくてサウル此日サムエルとともに食せり 二五 崇邱をくだりて邑にいりし時サムエル サウルとともに屋背の上にてものがたる 二六 かれら早くおく即ちサムエル曙に屋背に上るサウルをよびていひけるは起よこれ汝をかへさんとサウルすなはちおきあがるサウルとサムエルともに外にいで 二七 邑の

の極處にくだれるときサムエルサウルにいひけるは僕に命じて我等の先にゆかしめよ(僕先にゆく)しかして汝暫くとゞまれ我汝に神の言をしめさん

第十章

一 サムエルすなはち膏の瓶をとりてサウルの頭に沃ぎ口接していひけるはヱホバ汝をたてゝ其產業の長となしたまふにあらずや 二 汝今日我をはなれて去りゆく時ベニヤミンの境のゼルザにあるラケルの墓のかたはらにて二人の人にあふべしかれら汝にいはん汝がたづねにゆきし驢馬は見あたりぬ汝の父驢馬のことをすてゝ汝らのことをおもひわづらひわが子のことをいかにすべきやといへりと 三 其處より汝尚すゝみてタボルの橡の樹のところにいたらんに彼處にてベテルにのぼり神にまうでんとする三人の者汝にあはん一人は三頭の山羊羔を携へ一人は三團のパンをたづさへ一人は一嚢の酒をたづさふ 四 かれら汝に

安否をとひ二個のパンを汝にあたへん汝之を其手よりうくべし
五 其の後汝神のギベアにいたらん其處にペリシテ人の代官あり
汝其處にゆきて邑にいるとき一群の預言者の瑟と鼓と笛と琴を
前に執らせて預言しつゝ崇邱をくだるにあはん 六 其の時神の
みたま汝にのぞみて汝かれらとともに預言し變りて新しき人と
ならん 七 是らの徵汝の身におこらむ手のあたるにまかせて事
を爲すべし神汝とともにいませばなり 八 汝我にさきだちてギ
ルガルにくだるべし我汝の許にくだりて燔祭を供へ酬恩祭を獻
げんわが汝のもとに至り汝の爲すべきことを示すまで汝七日の
あひだ待つべし 九 サウル背をかへしてサムエルを離れし時神之
に新しき心をあたへたまふしかして此しるし皆其日におこれり
十 ふたり彼處にゆきてギベアにいたれるとき視よ一群の預言者
かれにあふしかして神の靈サウルにのぞみてサウルかれらの中

にありて預言せり十一素よりサウルを識る人々サウルの預言者と偕に預言するを見て互ひにいひけるはキシの子サウル今何事にあふやサウルも預言者の中にあるやと十二其處の人ひとり答へて彼等の父は誰ぞやといふ是故にサウルも預言者の中にあるやといふは諺となれり十三サウル預言を終て崇邱にいたるに十四サウルの叔父サウルと僕にいひけるは汝ら何處にゆきしやサウルいひけるは驢馬を尋ねに出しが何處にもをらざるを見てサムエルの許にいたれり十五サウルの叔父いひけるはサムエルは汝に何をいひしか請ふ我につげよ十六サウル叔父にいひけるは明かに驢馬は見あたりしを告げたりと然どもサムエルが言る國王の事はこれにつげざりき十七サムエル民をミズパにてエホバのまへに集め十八イスラエルの子孫にいひけるはイスラエルの神エホバ斯くいひたまふ我イスラエルをみちびきてエジプトより出し汝らをエジプ

ト人の手および凡て汝らを虐遇る國人の手より救ひいだせり
十九 然るに汝らおのれを患難と艱苦のうちより救ひいだしたる汝らの神を棄て且否これらに王をたてよといへり是故にいま汝等の支派と郡にしたがひてエホバのまへに出よ
二十 サムエルイスラエルの諸の支派を呼よせし時ベニヤミンの支派籤にあたりぬ
二一 またベニヤミンの支派を其族にしたがひて呼よせしときマテリの族籤にあたりキシの子サウル籤にあたれり人々かれを尋ねしかども見出ざれば
二二 またエホバに其人尚此に來るや否やを問しにエホバ答たまはく視よ彼は行李のあひだにかくると
二三 人々はせゆきて彼を其處よりつれきたれり彼民の中にたつに肩より以上民の何の人よりも高かりき
二四 サムエル民にいひけるは汝らエホバの擇みたまひし人を見るか民のうちに是人の如き者なし民みなよばはりいひけるは願くは王いのちながかれ
二五 時にサムエ

ル王國の典章を民にしめして之を書にしるし之をヱホバのまへに藏めたりしかしてサムエル民をことごとく其家にかへらしむ 二六 サウルもまたギベアの家にかへるに神に心を感ぜられたる勇士等かれとゝもにゆけり 二七 然ども邪なる人々は彼人いかで我らを救はんやといひて之を藐視り之に禮物をおくらざりしかどサウルは唖のごとくせり

第十一章

一 アンモニ人ナハシギレアデのヤベシにのぼりて之を圍むヤベシの人々ナハシにいひけるは我らと約をなせ然らば汝につかへん 二 アンモニ人ナハシこれに答へけるは我かくして汝らと約をなさん即ち我汝らの右の目を抉りてイスラエルの全地に恥辱をあたへん 三 ヤベシの長老これにいひけるは我らに七日の猶豫をあたへて使をイスラエルの四方の境におくることを得させしめよ而して若し我らを救ふ者なくば我ら汝にくだらん 四 斯て

使サウルのギベアにいたり此事を民の耳に告しかば民皆聲をあげて哭ぬ 五 爰にサウル田より牛にしたがひて來るサウルいひけるは民何によりて哭くやと人々これにヤベシ人の事を告ぐ 六 サウル之を聞るとき神の靈これに臨みてその怒甚だしく燃えたち 七 一軛の牛をころしてこれを切り割き使の手をもてこれをイスラエルの四方の境にあまねくおくりていはしめけるは誰にてもサウルとサムエルにしたがひて出ざる者は其牛かくのごとくせらるべしと民エホバを畏み一人のごとく均くいでたり 八 サウル ベゼクにてこれを數ふるにイスラエルの子孫三十萬ユダの人三萬ありき 九 斯て人々來れる使にいひけるはギレアデのヤベシの人にかくいへ明日日の熱き時汝ら助を得んと使かへりてヤベシの人に告げゝれば皆よろこびぬ 十 是をもてヤベシの人いひけるは明日汝らに降らん汝らの善と思ふところを爲せ 十一 明日サウル民を

を三隊にわかち曉更に敵の軍の中にいりて日の熱くなる時まで
アンモニ人をころしけれバ遺る者ハ皆ちり〲になりて二人
倶にあるものなかりき 十二 民サムエルにいひけるハサウル豈我ら
の王となるべけんやと言しハ誰ぞや其人を引き來れ我ら之をこ
ろさん 十三 サウルいひけるハ今日エホバ救をイスラエルに施したま
ひたれバ今日ハ人をころすべからず 十四 玆にサムエル民にいひ
けるハいざギルガルに往て彼處にて王國を新にせんと 十五 民みな
ギルガルにゆきて彼處にてエホバのまへにサウルを王となし彼
處にて酬恩祭をエホバのまへに献げサウルとイスラエルの人々
皆ろしておて大に祝へり

第十二章

一 サムエルイスラエルの人々にいひけるハ視よ我汝らが我
にいひし言をことごとく聽て汝らに王を立たり 二 見よ今王汝ら
のまへにあゆむ我ハ老て髮しろし視よわが子ども汝らと共にあ

り我幼稚時より今日にいたるまで汝等のまへにあゆめり 三 視よ我こゝにありエホバのまへと其膏そゝぎし者のまへに我を訴へよ我誰の牛を取りしや誰の驢馬をとりしや誰を掠めしや誰を虐遇しや誰の手より賄賂をとりてわが目を曚せしや有ば我これを汝らにかへさん 四 彼らいひけるは汝は我らをかすめずくるしめず又何をも人の手より取りしことなし 五 サムエルかれらにいひけるは汝らが我手のうちに何をも見いださゞるをエホバ汝らに証したまふ其膏そゝぎし者も今日証す彼ら答へけるは証したまふ 六 サムエル民にいひけるはエホバはモーセとアロンをたてし者汝らの先祖をエジプトの地より導いだせしものなり 七 立ちあがれエホバが汝らおよび汝らの先祖になしたまひし諸の義しき行為につきて我エホバのまへに汝らと論ぜん 八 ヤコブのエジプトにいたるにおよびて汝らの先祖のエホバに呼はりし時エ

ホバ モーセとアロンを遣はしたまひて此二人汝らの先祖をエジプトより導きいだして此處にすましめたり 九 然るに彼ら其神エホバを忘れしかばエホバ彼らをハゾルの軍の長シセラの手とペリシテ人の手およびモアブ王の手にわたしたまへり斯て彼らこれを攻けきば 十 民エホバに呼はりていひけるは我らエホバを棄てバアルとアシタロテに事へてエホバに罪を犯したりされど今我らを敵の手より救ひいだしたまへ我ら汝につかへんと 十一 是においてエホバ エルバアルとバラクとエフタとサムソンを遣はして汝らを四方の敵の手より救ひいだしたまひて汝ら安らかに住めり 十二 然るに汝らアンモンの子孫の王ナハシの汝らを攻んとて來るを見て汝らの神エホバ汝らの王なるに汝ら我にいふ否我らををさむる王なかるべからずと 十三 今汝らが選みし王汝らがねがひし王を見よ視よエホバ汝らに王をたてたまへり 十四 汝ら

もしヱホバを畏て之につかへ其言にしたがひてヱホバの命にそむかずまた汝らと汝らををさむる王恒に汝らの神ヱホバに從はゞ善し 十五 しかれども汝らもしヱホバの言にしたがはずしてヱホバの命にそむかばヱホバの手汝らの先祖をせめしごとく汝らをせむべし 十六 汝ら今たちてヱホバが爾らの目のまへになしたまふ此大なる事を見よ 十七 今日は麥刈時にあらずや我ヱホバを呼んヱホバ雷と雨をくだして汝らが王をもとめてヱホバのまへに爲したる罪の大なるを見しらしめたまはん 十八 かくてサムエルヱホバをよびければヱホバ其日雷と雨をくだしたまへり民みな大にヱホバとサムエルを恐る 十九 民みなサムエルにいひけるは僕らのために汝の神ヱホバにいのりて我らを死なざらしめよ我ら諸くの罪にまた王を求むるの惡をくはへたればなり 二十 サムエル民にいひけるは懼るなかれ汝らこの總ての惡をなしたりされどヱホ

バに從ふことを息ず心をつくしてエホバに事へ 二一 虛しき物に迷ひゆくなかれ是れ虛しき物なれば汝らを助くることも救ふことも得ざるなり 二二 エホバ其大なる名のために此民をすてたまはざるべし其はエホバ汝らをおのれの民となすことを善としたまへばなり 二三 また我は汝らのために祈ることをやめてエホバに罪ををかすことは決てせざるべし且われ善き正しき道をもて汝らををしへん 二四 汝ら只エホバをかしこみ心をつくして誠にこれにつかへよ而して如何に大なることをエホバ汝らになしたまひしかを思ふ可し 二五 しかれども汝らもしなほ悪をなさば汝らと汝らの王ともにほろぼさるべし

第十三章

一 サウル歳にて王の位に即き二年イスラエルををさめたり 二 爰にサウル イスラエル人三千を擇む其二千はサウルとともにミクマシおよびベテルの山地にあり其一千はヨ

ナタンとゝもにベニヤミンのギベアにあり其餘の民はサウルおの〱其幕屋にかへらしむ 三 ヨナタンゲバにあるペリシテ人の代官をころせりペリシテ人之をきく是においてサウル國中にあまねくラッパを吹ていはしめけるはヘブル人よ聞くべし 四 イスラエル人皆聞けるに云くサウルペリシテ人の代官を撃りしかしてイスラエルペリシテ人の中に惡まると斯て民めされてサウルにしたがひギルガルにいたる 五 ペリシテ人イスラエルと戰はんとて集りけるが兵車三百騎兵六千にして民は濱の沙の多きがごとくなりき彼らのぼりてベテアベンにむかへるミクマシに陣をとれり 六 イスラエルの人苦められ其危きを見て皆巖穴に林叢に崗巒に高塔に坎阱にかくれたり 七 また或るヘブル人はヨルダンを渉りてガドとギレアデの地にいたる然るにサウルは尚ギルガルにありて民皆戰慄て之にしたがふ 八 サウルサムエルの定めし

期にしたがひて七日とゞまりしがサムエルギルガルに來らず民はなれて散ければ 九 サウルいひけるは燔祭と酬恩祭を我にもちきたれと遂に燔祭をさゝげたり 十 燔祭をさゝぐることを終しときに視よサムエルいたるサウル安否を問はんとてこれをいで迎ふに 十一 サムエルいひけるは汝何をなせしやサウルいひけるは我民の我をはなれてちりまた汝の定まれる日のうちに來らずしてペリシテ人のミクマシにあつまれるを見しかば 十二 ペリシテ人ギルガルに下りて我をおそはんに我いまだエホバをなだめずといひて勉めて燔祭をさゝげたり 十三 サムエルサウルにいひけるは汝おろかなることをなせり汝の神エホバの汝に命じたまひし命令を守らざりしなり若し守りしならばエホバイスラエルををさむる位を永く汝にさだめたまひしならん 十四 然どもいま汝の位たもたざるべしエホバ其心に適ふ人を求めてエホバ之

に其民に長を命じたまへり汝がヱホバの命ぜしことを守らざるによる 十五 かくてサムエルたちてギルガルよりベニヤミンのギベアにのぼりいたるサウルおのれとともにある民をかぞふるに凡そ六百人ありき 十六 サウルおよび其子ヨナタン並にこれとともにある民はベニヤミンのゲバに居りペリシテ人はミクマシに陣を張る 十七 劫掠人三隊にわかれてペリシテ人の陣よりいで一隊はオフラの路にむかひてシユアルの地にいたり 十八 一隊はベテホロンの道にむかひ一隊は曠野の方にあるゼボイムの谷をのぞむ境の路にむかふ 十九 時にイスラエルの地のうち何處にも鐵工なかりき是はペリシテ人ヘブル人の劒あるひは槍を作ることを恐れたればなり 二十 イスラエル人皆其耜鍬斧來即ち耜鍬三齒鍬斧の鐵に缺ありてこれを鍛ひ改さんとする時又は鞭を尖らさんとする時は常にペリシテ人の所にくだれり 二一 是をもて戰の日にサウルおよ

びヨナタンとともにある民の手には劍も槍も見えず只サウルと其子ヨナタンのみ持りき茲にペリシテ人の先陣ミクマシの渡口に進む

第十四章

一 其時サウルの子ヨナタン武器を執る若者にいひけるはいざ對面にあるペリシテ人の先陣に渉りゆかんと然ど其父には告げざりき 二 サウルはギベアの極においてミグロンにある石榴の樹の下に住まりしが倶にある民はおよそ六百人なりき 三 又アヒヤエポデを衣てともにをるアヒヤはアヒトブの子アヒトブはイカボデの兄弟イカボデはピネハスの子ピネハスはシロにありてエホバの祭司たりしエリの子なり民はヨナタンの行けるを知らざりき 四 ヨナタンの渉りてペリシテ人の先陣にいたらんとする渡口の間に此傍にも巖あり彼傍にも巖あり一の名をボゼツといひ一の名をセネといふ 五 其一は北に向ひてミクマシに對し一

は南にむかひてゲバに對す 六 ヨナタン武器を執る少者にいふい
ざ我ら此割禮なき者どもの先陣にわたらんエホバ我らのために
はたらきたまふことあらん多くの人をもて救ふも少き人をもて
すくふもエホバにおいては妨げなし 七 武器をとるもの之にいひ
けるは總て汝の心にあるところをなせ進めよ我汝の心にしたが
ひて汝とゝもにあり 八 ヨナタンいひけるは見よ我らかの人々
のところにわたり身をかれらにあらはさん 九 かれら若し我らが
汝らにいたるまでとゞまれと斯く我らにいはゞ我らはそのまゝ
とゞまりてかれらの所にのぼらじ 十 されど若し我らのところに
のぼれとかくいはゞ我らのぼらんエホバかれらを我らの手にわ
たしたまふなり是を徴となさんと 十一 斯て二人其身をペリシテ人
の先陣にあらはしければペリシテ人いひけるは視よヘブル人其
かくれたる穴よりいで來ると 十二 すなはち先陣の人ヨナタンと其

武器を執る者にこたへて我等の所に上りきたれ目に物見せんといひしかばヨナタン武器を執る者にいひけるは我にしたがひてのぼれヱホバ彼らをイスラエルの手にわたしたまへり十三ヨナタン攀のぼり其武器を執るもの之にしたがふペリシテ人ヨナタンのまへに仆る武器をとる者も後にしたがひて之をころせ十四ヨナタンと其武器を取るものの手はじめに殺せし者およそ二十人此事田畑半段の内にありき十五しかして野にある陣のもの及び凡ての民の中に戰慄おこり先陣の人および劫掠人もまたをのゝき地ふるひ動けり是れ神よりの戰慄なりき十六ベニヤミンのギベアにあるサウルの戍卒望見しに觀よペリシテ人の群衆くづれて此彼にちらばる十七時にサウルおのれとともなる民にいひけるは汝ら點驗て誰が我らの中よりゆきしかを見よとすなはちしらべたるにヨナタンとその武器を執るもの居らざりき十八サウルアヒ

ヤにエポデを持きたれといふ其はかれ此時イスラエルのまへにエポデを着たれば也 十九 サウル祭司にかたれる時ペリシテ人の軍の騒いよ〳〵ましたりければサウル祭司にいふ姑く汝の手を措けと 二十 かくてサウルおよびサウルと共にある民皆呼はりて戰ひに至にペリシテ人おの〳〵劍を以て互に相撃ちければ其敗績はなはだ大なりき 二一 また此時よりまへにペリシテ人とともにありてペリシテ人と共に上りて陣に來るところのヘブル人もまた翻へりてサウルおよびヨナタンと共にあるイスラエル人に合せり 二二 又エフライムの山地にかくれたるイスラエル人皆ペリシテ人の逃るを聞てまた戰ひに出あきを追撃り 二三 是の如くエホバ此日イスラエルをすくひたまふ而して戰はベテアベンにうつれり 二四 されど此日イスラエル人苦めり其はサウル民を誓はせて夕まで即ち己が敵に仇をむくゆるまでに食物を食ふ者は呪詛れんと言

たればなり是故に民の中に食物を味ひし者なし 二五 爰に民みな林森に至に地の表に蜜あり 二六 即ち民森にいたりて蜜のながるゝをみる然ども民誓を畏るれば誰も手を口につくる者なし 二七 然るにヨナタンは其父が民をちかはせしを聞ざりければ手にある杖の末をのばして蜜にひたし手を口につけたり是に由て其目あきらかになりぬ 二八 時に民のひとり答て言けるは汝の父かたく民をちかはせて今日食物をくらふ人は呪詛はれんといへり是に由て民つかれたり 二九 ヨナタンいひけるはわが父國を煩せり請ふ我この蜜をすこしく嘗しによりて如何にわが目の明かになりしかを見よ 三十 ましてや民今日敵よりうばひし物を十分に食しならばペリシテ人をころすこと更におほかるべきにあらずや 三一 イスラエル人の日ペリシテ人を撃てミクマシよりアヤロンにいたるまでなして民はなはだ疲たり 三二 遂において民刧掠物に走かゝり羊と牛と犢

とを取りて之を地のうへにてころし血のまゝに之をくらふ 三二 人々サウルにつげていひけるは民肉を血のまゝに食ひて罪をエホバにをかすとサウルいひけるは汝ら背けり直ちにわがもとに大石をまろばしきたれ 三四 サウルまたいひけるは汝らわかれて民のうちにいりていへ人各其牛と各其羊をわがもとに引ききたり此處にてころしくらへ血のまゝにくらひて罪をエホバに犯すなかれと此において民おの〳〵その夜其牛を手にひききたりて之をかしてにころせり 三五 かくしてサウル エホバに一つの壇をきづく是はサウルのエホバに壇を築ける始なり 三六 かくてサウルいひけるは我ら夜のうちにペリシテ人を追くだり夜明までかれらを掠めて一人をも殘すまじ皆いひけるは凡て汝の目に善とみゆる所をなせと時に祭司いひけるは我ら此にちかより神にもとめんと 三七 サウル神に我ペリシテ人をおひくだるべきや汝かれらをイスラ

エルの手にわたしたまふやと問けれど此日はあたへたまはざりき 三八 是においてサウルいひけるは民の長たちよ皆此にちかよれ汝らみて今日のあの罪のいづくにあるを知れ 三九 イスラエルを救ひたまへるエホバはいく假令わが子ヨナタンにもあれ必ず死なざるべからずとされど民のうち一人もこれにこたへざりき 四十 サウルイスラエルの人々にいひけるはなんぢらは彼處にをれ我とわが子ヨナタンは此處にをらんと民いひけるは汝ぢの目によしとみゆるところをなせ 四一 サウルイスラエルの神エホバにいひけるはねがはくは眞實をしめしたまへとかくてヨナタンとサウルと籤にあたり民はのがれたり 四二 サウルいひけるは我とわが子のあひだの鬮を掣けと即ちヨナタンこれにあたれり 四三 サウルヨナタンにいひけるは汝がなせしところを我につげよヨナタンつげていひけるは我は只わが手の杖の末をもて少許の蜜をなめしのみ

なるが我しなざるをえず 四四 サウルこたへけるは神かくなしまたかさねてかくなしたまへヨナタンよ汝しなざるべからず 四五 民サウルにいひけるはイスラエルの中に此大いなるすくひをなせるヨナタン死ぬべけんや決めてしからずエホバは生くヨナタンの髪の毛ひとすぢも地におつべからず其は神とともに今日はたらきたればなりとかく民ヨナタンをすくひて死なざらしむ 四六 サウルペリシテ人を追ふことを息てのぼりぬペリシテ人其國にかへれり 四七 かくてサウルイスラエルの王の位につきて四方の敵を攻む即ちモアブアンモンの子孫エドムゾバの王たちおよびペリシテ人をせめけるに凡てむかふところにて勝利を得たり 四八 サウル力をえアマレク人をうちてイスラエルを其劫掠人の手よりすくひいだせり 四九 サウルの男子はヨナタンエスイおよびマルキシユアなり其二人の女子の名は姉はメラブといひ妹はミカルとい

ふ五十サウルの妻の名はアヒノアムといひてアヒマアズの女子な
り其軍の長の名はアブネルといひてサウルの叔父なるネルの子
なり五一サウルの父キシとアブネルの父ネルはアビエルの子なり
五二サウルの一生のあひだ恒にペリシテ人と烈しき戦ありサウル
は力ある人または勇ある人を見るごとにこれをかゝへたり

第十五章

一茲にサムエル、サウルにいひけるはヱホバ我をつか
はし汝に膏を沃ぎて其民イスラエルの王となさしめたりされば
ヱホバの言の聲をきけ 二萬軍のヱホバかくいひたまふ我アマ
レクがイスラエルになせし事すなはちエジプトよりのぼれる時
其途を遮りしをかへりみる 三今ゆきてアマレクを撃ち其有る物
をことごとく滅しつくし彼らを憐むなかれ男女童稚哺乳兒牛羊
駱駝驢馬を皆ころせ 四サウル民をよびあつめてこれをテライム
に核ふ歩兵二十万ユダの人一万あり 五しかしてサウルアマレク

の邑にいたりて谷に兵を伏たり 六 サウル ケニ人にいひけるは汝ちゆきてさりアマレク人をはなれくだるべし恐らくはかれらとともに汝らをほろぼすならんイスラエルの子孫のエジプトよりのぼれる時汝らこれに恩みをほどこしたりと即ちケニ人アマレク人をはなれてさりぬ 七 サウル アマレク人をうちてハビラよりエジプトの東面なるシユルにいたる 八 サウル アマレク人の王アガグを生擒り刃をもて其民をことごとくほろぼせり 九 然どもサウルと民アガグをゆるしまた羊と牛の最も嘉きもの及び肥たる物並に羔と凡て善き物を殘して之をほろぼしつくすをこのまず但惡き弱き物をほろぼしつくせり 十 時にエホバの言サムエルにのぞみていはく 十一 我サウルを王となせしを悔ゆ其は彼背きて我にしたがはず己が命をおこなはざればなりとサムエル憂て終夜エホバによばはれり 十二 かくてサムエルサウルにあはんとて夙

く起きけるにサムエルにつぐるものありていふサウルカルメル
にいたり勝利の表を立て轉り進みてギルガルにくだれり 十三 サ
ムエルサウルの許に至りければサウルかれにいひけるは汝がヱ
ホバより福祉を得んことをねがふ我ヱホバの命を行へりと 十四 サ
ムエルいひけるは然らばわが耳にいる此羊の聲およびわがきく
牛のこゑは何ぞや 十五 サウルいひけるは人々これをアマレク人の
ところより引きゝたれり其は民汝の神ヱホバにさゝげんために
羊と牛の最も嘉きものをのこせるなり其ほかは我らほろぼしつ
くせり 十六 サムエルサウルにいひけるは止まれ昨夜ヱホバの我に
かたりたまひしことを汝につげん サウルいひけるはいへ 十七 サム
エルいひけるはさきに汝が微き者とみづから憶へるときに爾イ
スラエルの支派の長となりしにあらずや即ちヱホバ汝に膏を注
いでイスラエルの王となせり 十八 ヱホバ汝を途に遣はしていひた

まれく往て惡人なるアマレク人をほろぼし其盡るまで戰へよと
十九 何故なんぢヱホバの言をきかずして敵の所有物にはせかゝりヱ
ホバの目のまへに惡をなせしや
二十 サウルサムエルにいひけるは
我誠にヱホバの言にしたがひてヱホバのつかはしたまふ途にゆ
きアマレク王アガグを執きたりアマレクをほろぼしつくせり
二一 たゞ民其ほろぼしつくすべき物の最初としてギルガルにて汝
の神ヱホバにさゝげんとて敵の物の中より羊と牛をとれり
二二 サム
エルいひけるはヱホバはヱホバの言にしたがふ事を善したまふご
とく燔祭と犧牲を善したまふや夫れ順ふ事は犧牲にまさり聽く
事は牡羊の脂にまさるなり
二三 其は違逆は魔術の罪のごとく抗戾
は虚しき物につかふる如く偶像につかふるがごとし汝ヱホバの
言を棄たるによりヱホバもまた汝をすてゝ王たらざらしめたま
ふ
二四 サウルサムエルにいひけるは我ヱホバの命と汝の言をやぶ

りて罪ををかしたり是れ民をおそれて其言にしたがひたるによ
りてなり 二五 されど今ねがはくはわがつみをゆるし我とともにか
へりて我をしてヱホバを拜することをえさしめよ 二六 サムエルサ
ウルにいひけるは我汝とともにかへらじ汝ヱホバの言を棄たる
によりヱホバ汝をすてゝイスラエルに王たらしめたまはざれば
なり 二七 サムエル去らんとて振還しときサウルその明衣の裾を捉
へしかば裂たり 二八 サムエルかれにいひけるは今日ヱホバイスラ
エルの國を裂て汝よりはなし汝の隣なる汝より善きものにこれ
をあたへたまふ 二九 またイスラエルの能力たる者は謊らず悔ず其
はかれは人にあらざればくゆることなし 三十 サウルいひけるは我
罪ををかしたれどねがはくはわが民の長老のまへおよびイスラ
エルのまへにて我をたふとみて我とともにかへり我をして汝の
神ヱホバを拜むことをえさしめよ 三一 こゝにおいてサムエルサウ

ルにしたがひてかへるしかしてサウルエホバを拜む 三二 時にサム
エルいひけるは汝らわが許にアマレクの王アガグをひききたれ
とアガグ喜ばしげにサムエルの許にきたりアガグいひけるは死
の苦みは必ず過さりぬ 三三 サムエルいひけるは汝の劍はおほくの
婦人を子なき者となせりかくのごとく汝の母は婦人の中の最も
子なき者となるべしとサムエルギルガルにてエホバのまへにお
いてアガグを斬り 三四 かくてサムエルはラマにゆきサウルはサウ
ルのギベアにのぼりてその家にいたる 三五 サムエル其しぬる日ま
でふたゝびきたりてサウルをみざりしかれどもサムエルサウ
ルのためにかなしめりまたエホバはサウルをイスラエルの王とな
せしを悔たまへり

第十六章

一 爰にエホバサムエルにいひたまひけるは我すでにサ
ウルを棄てイスラエルの王たらしめざるに汝いつまでかれのた

めに歎くや汝の角に膏油を滿してゆけ我汝をベテレヘム人エサイの許につかはさん其は我其子の中にひとりの王を尋ねえたればなり 二 サムエルいひけるは我いかで往くことをえんサウル聞て我をころさんエホバいひたまひけるは汝一犢を攜へゆきて言へエホバに犠牲をささげんために來るといへ 三 而してエサイを犠牲の場によべ我汝が爲すべき事をしめさんわが汝に告るところの人に膏をそそぐ可し 四 サムエルエホバの語たまひしごとくなしてベテレヘムにいたる邑の長老おそれて之をむかへいひけるは汝平康なる事のためにきたるや 五 サムエルいひけるは平康なることのためなり我はエホバに犠牲をささげんとてきたる汝ら身をきよめて我とともに犠牲の場にきたれと斯てエサイと其諸子を潔めて犠牲の場によびきたる 六 かれらが至れる時サムエルエリアブを見ておもへらくエホバの膏そそぐものは必ず此人なら

んと 七 しかるにエホバ、サムエルにいひたまひけるは其容貌と身の長を觀るなかれ我すでにかれをすてたりわが視るところは人に異なり人は外の貌を見エホバは心をみるなり 八 エサイ、アビナダブをよびてサムエルのまへを過しむサムエルいひけるは此人もまたエホバ擇みたまはずと 九 エサイ、シヤンマを過ぎしむサムエルいひけるは此人もまたエホバえらみたまはず 十 エサイ其七人の子をしてサムエルのまへをすぎしむサムエル、エサイにいふエホバ是等をえらみたまはず 十一 サムエル、エサイにいひけるは汝の男子は皆此にをるやエサイいひけるは尚季子のこれり彼は羊を牧をるなりとサムエル、エサイにいひけるは彼を迎へきたらしめよかれが此にいたるまでは我ら食に就ざるべし 十二 是において人をつかはしてかれをひききたらしむ其人色赤く目美しくして其貌麗しエホバいひたまひけるは起てこれにあぶらを沃げ是其人

なり 十三 サムエル膏の角をとりて其兄弟の中にてこれに膏をそゝげり此日よりのちエホバの靈ダビデにのぞむサムエルはたちてラマにゆけり 十四 かくてエホバの靈サウルをはなれエホバより來る惡鬼これを惱せり 十五 サウルの臣僕これにいひけるは視よ神より來れる惡鬼汝をなやます 十六 ねがはくはわれらの主汝のまへにつかふる臣僕に命じて善く琴を鼓く者一人を求めしめよ神よりきたれる惡鬼汝に臨む時彼手をもて琴を鼓て汝いゆることをえん 十七 サウル臣僕にいひけるはわがために巧に鼓琴者をたづねてわがもとにつれきたれ 十八 時に一人の少者こたへていひけるは我ベテレヘム人エサイの子を見しが琴に巧にしてまた豪氣して善くたゝかふ辯舌さはやかなる美しき人なりかつエホバこれとともにいます 十九 サウルすなはち使者をエサイにつかはしていひけるは羊をかふ汝の子ダビデをわがもとに遣はせと 二十 エサイすな

もち驢馬にパンを負せ一嚢の酒と山羊の羔を執りてこれを其子ダビデの手によりてサウルにおくりしダビデサウルの許にいたりて其まへに事ふサウル大にこれを愛し其武器を執る者となるすミサウル人をエサイにつかはしていひけるはねがはくはダビデをしてわが前に事へしめよ彼はわが心にかなへりと三神より出たる惡鬼サウルに臨めるときダビデ琴を執り手をもてこれを彈にサウル慰さみて愈え惡鬼かれをはなる

第十七章

一爰にペリシテ人其軍を集めて戰はんとしユダに屬するシヨコにあつまりシヨコとアゼカの間なるパスダミムに陣をとる二サウルとイスラエルの人々集まりてエラの谷に陣をとりペリシテ人にむかひて軍の陣列をたつ三ペリシテ人は此方の山にたちイスラエルは彼方の山にたつ谷は其あひだにあり四時にペリシテ人の陣よりガテのゴリアテと名くる挑戰者いできたる

其身の長六キュビト半 五 首に銅の盔を戴き身に鱗綴の鎧甲を着たり其よろひの銅のおもさは五千シケルあり 六 また脛には銅の脛當を着け肩の間に銅の矛戟を負ふ 七 其槍の柄は機の梁のごとく槍の鋒刃の鉄は六百シケルあり楯を執る者其前にゆく 八 ゴリアテ立てイスラエルの諸行伍によばゝりいひけるは汝らなんぞ陣列をなしていできたるや我はペリシテ人にして汝らはサウルの臣下にあらずや汝ら一人をえらみて我がところにくだせ 九 其人もし我とたゝかひて我をころすことをえば我ら汝らの臣僕とならんされど若し我かちてかれを殺さば汝ら我らの僕となりて我らに事ふ可し 十 かくて此ペリシテ人いひけるは我今日イスラエルの諸行伍を挑む一人をいだして我と戦はしめよと 十一 サウルおよびイスラエルみなペリシテ人のこの言を聞き驚きて大いに懼れたり 十二 抑ダビデはかのベテレヘムユダのエフラタ人エサイとなづ

くる者の子あり此人八人の子ありしがサウルの世には年邁みてすでに老たり 十三 エサイの長子三人ゆきてサウルにしたがひて戰爭にいづ其戰爭にいでし三人の子の名は長をエリアブといひ次をアビナダブといひ第三をシヤンマといふ 十四 ダビデは季子にして其兄三人はサウルにしたがへり 十五 ダビデはサウルに往來してベテレヘムにて其父の羊を牧ふ 十六 彼のペリシテ人四十日のあひだ朝夕近づきて前にたてり 十七 時にエサイ其子ダビデにいひけるは今汝の兄のために此烘麥一斗と此十のパンを取りて陣營にをる兄のところにいそぎゆけ 十八 また此十の乾酪をとりて其千夫の長におくり兄の安否を視て其返事をもちきたれと 十九 サウルと彼等およびイスラエルの人は皆ペリシテ人とたゝかひてエラの谷にあり 二十 ダビデ朝夙くおきて羊をひとりの牧者にあづけエサイの命ぜしごとく擔へゆきて車營にいたるに軍勢いでゝ行伍をなし鯨

波をあげたり 二一 しかしてイスラエルとペリシテ人陣列をたてゝ行伍を行伍に相むかはせたり 二二 ダビデ其荷をおろして荷をまもる者の手にわたし行伍の中にはせゆきて兄の安否を問ふ 二三 ダビデ彼等と倶に語れる時視よペリシテ人の行伍よりガテのペリシテのゴリアテとなづくる彼の挑戦者のぼりきたり前のことばのごとく言しかばダビデ之を聞けり 二四 イスラエルの人其人を見て皆逃て之をはなれ痛く懼れたり 二五 イスラエルの人いひけるは汝らこののぼり來る人を見しや誠にイスラエルを挑んとて上りきたるなり彼をころす人は王大なる富を以てこれをとまし其女子をこれにあたへて其父の家にはイスラエルの中にて租税をまぬかれしめん 二六 ダビデ其傍にたてる人々にかたりていひけるは此ペリシテ人をころしイスラエルの恥辱を雪ぐ人には如何なることをなすや此割禮なきペリシテ人は誰なればか活る神の軍を

挑む 二七 民まへのごとく答へていひけるはかれを殺す人には斯のごとくせらるべしと 二八 兄エリアブ ダビデが人々とかたるを聞しかばエリアブ ダビデにむかひて怒りを發しいひけるは汝なにのためにここに下りしや彼の野にあるわづかの羊を誰にあづけしや我汝の傲慢と惡き心を知る其は汝戰爭を見んとて下れるなり 二九 ダビデいひけるは我今なにをなしたるや只一言にあらずやと 三十 又ふりむきて他の人にむかひ前のごとく語れるに民まへのごとく答たり 三一 人々ダビデが語れる言をきゝてこれをサウルのまへに告げければサウルかれを召す 三二 ダビデ サウルにいひけるは人々かれがために氣をおとすべからず僕ゆきてかのペリシテ人とたゝかはん 三三 サウル ダビデにいひけるは汝はかのペリシテ人をむかへてたゝかふに勝ず其は汝は少年なるにかれは若き時よりの戰士なればなり 三四 ダビデ サウルにいひけるは僕さきに父の羊

を牧るに獅子と熊と來りて其群の羔を取たれば 三五 其後をおひて之を搏ち羔を其口より援ひいだせりしかして其獸我に猛りかゝりたれば其鬚をとらへてこれを撃ちころせり 三六 僕は既に獅子と熊とを殺せり此割禮なきペリシテ人活る神の軍をいどみたれば亦かの獸の一のごとくなるべし 三七 ダビデまたいひけるはエホバ我を獅子の爪と熊の爪より援ひいだしたまひたれば此ペリシテ人の手よりも援ひいだしたまはんとサウルダビデにいふ往けねがはくはエホバ汝とともにいませ 三八 是においてサウルおのれの戎衣をダビデに衣せ銅の盔を其首にかむらせ亦鱗綴の鎧をこれにきせたり 三九 ダビデ戎衣のうへに劍を佩て往かんことを試む未だ驗せしことなければなりしかしてダビデサウルにいひけるは我いまだ驗せしことなければ是を衣ては往くあたはずと 四十 ダビデこれを脱ぎすてて手に杖をとり谿間より五の光滑なる石を拾ひ

て之を其持てる牧羊者の具なる袋に容れ手に投石索を執りて彼ペリシテ人にちかづく 四一 ペリシテ人進みきてダビデに近づけり楯を執るもの其まへにあり 四二 ペリシテ人環視てダビデを見て之を藐視る其は少くして赤くまた美しき貌なればなり 四三 ペリシテ人ダビデにいひけるは汝杖を持てきたる我豈犬ならんやとペリシテ人其神の名をもつてダビデを呪詛ふ 四四 ペリシテ人ダビデにいひけるは我がもとに來れ汝の肉を空の鳥と野の獸にあたへんと 四五 ダビデペリシテ人にいひけるは汝は劍と槍と矛戟をもて我にきたる然ど我は萬軍のヱホバの名すなはち汝が搦みたるイスラエルの軍の神の名をもて汝にゆく 四六 今日ヱホバ汝をわが手に付したまはんわれ汝をうちて汝の首級を取りペリシテ人の軍勢の尸體を今日空の鳥と地の野獸にあたへて全地をしてイスラエルに神あることをしらしめん 四七 且又この群衆みなヱホ

バは救ふに劍と槍を用ひたまはざることをしるにいたらん其は戰はヱホバによれば汝らを我らの手にわたしたまはんと 四八 ペリシテ人すなはち立あがり進みちかづきてダビデをむかへしかばダビデいそぎ陣にはせゆきてペリシテ人をむかふ 四九 ダビデ手を嚢にいれて其中より一つの石をとり投てペリシテ人の額を撃ければ石其額に突いりて俯伏に地にたふれたり 五十 かくダビデ投石索と石をもてペリシテ人にかちペリシテ人をうちて之をころせり然どダビデの手には劍なかりしかば 五一 ダビデはしりてペリシテ人の上にのり其劍を取て之を鞘より拔きはなしかれをもてかれをころし其首級を斬りたり爰にペリシテの人々其勇士の死るを見てにげしかば 五二 イスラエルとユダの人おこり喊呼をあげてペリシテ人をおひガテの入口およびエクロンの門にいたるペリシテ人の負傷人シヤライムの路に仆れてガテおよびエクロ

ンにおよぶ 五三 イスラエルの子孫ペリシテ人をおふてかへり其陣を掠む 五四 ダビデかのペリシテ人の首を取りて之をエルサレムにたづさへきたりしが其甲冑はおのれの天幕におけり 五五 サウルダビデがペリシテ人にむかひて出るを見て軍長アブネルにいひけるはアブネル此少者はたれの子なるやアブネルいひけるは王汝の靈魂は生くわれしらざるなり 五六 王いひけるは汝の少年はたれの子なるかを尋ねよ 五七 ダビデかのペリシテ人を殺してかへれる時アブネルこれをひきて其ペリシテ人の首級を手にもてるまゝサウルのまへにつれゆきければ 五八 サウルかれにいひけるは若き人よ汝はたれの子なるやダビデこたへけるは汝の僕ベテレヘム人エサイの子なり

第十八章

一 ダビデサウルにかたることを終しときヨナタンの心ダビデの心にむすびつきてヨナタンおのれの命のごとくダビデ

を愛せり二此日サウルダビデをかゝへて父の家にかへらしめず三ヨナタンおのれの命のごとくダビデを愛せしかばヨナタンとダビデ契約をむすべり四ヨナタンおのれの衣たる明衣を脱てダビデにあたふ其戎衣および其刀も弓も帶もまたしかせり五ダビデは凡てサウルが遣はすところにいでゆきて功をあらはしければサウルこれを兵隊の長となせりかくしてダビデ民の心にかなひ又サウルの僕の心にもかなふ六衆人かへりきたれる時すなはちダビデペリシテ人をころして還れる時婦女イスラエルの邑々よりいできたり鼗と祝歌と磬をもちて歌ひまひつゝサウル王を迎ふ七婦人踊躍つゝ相こたへて歌ひけるはサウルは千をうち殺しダビデは萬をうちころせりと八サウル甚だ怒りこの言をよろこばずしていひけるは萬をダビデに歸し千をわれに歸す此上かれにあたふべき者は唯國のみと九サウルこの日より後ダビデを目

ダけたり十次の日神より出たる惡鬼サウルにのぞみてサウル家のうちにて預言したりしかばダビデ故のごとく手をもつて琴をひきたり時にサウルの手に投槍ありければ十一サウル我ダビデを壁に刺さんといひて其投槍をさしあげしがダビデ二度身をかはしてサウルをさけたり十二エホバ、サウルをはなれてダビデと共にいますによりてサウル彼をおそれたり十三是故にサウル彼を遠ざけて千夫長となせりダビデすなはち民のまへに出入す十四またダビデすべて其ゆくところにて功をあらはし且エホバかれとともにいませり十五サウル、ダビデが大に功をあらはすをみてこれを恐れたり十六されどもイスラエルとユダの人はみなダビデを愛せり彼が其前に出入するによりてなり十七サウル、ダビデにいひけるは己れわが長女メラブを汝に妻さん汝たゞ己がために勇みエホバの軍に戰ふべしと其はサウル己が手にてこれを殺さでペリシ

テ人の手にてころさんとおもひたればなり 十八 ダビデサウルにいひけるは我は誰ぞわが命はなんぞ己が父の家はイスラエルにおいて何なる者ぞや我いかでか王の婿となるべけんと 十九 然るにサウルの女子メラブはダビデに嫁ぐべき時におよびてメホラ人アデリエルに妻されたり 二十 サウルの女ミカルダビデを愛す人之を王に告ければサウル其事を善しとせり 二一 サウルいひけるは我ミカルをかれにあたへて彼を謀る手段となしペリシテ人の手にてかれを殺さんといひてサウルダビデにいひけるは汝今日ふたゝび己が婿となるべし 二二 かくてサウル其僕に命じけるは汝ら密にダビデにかたりて言へ視よ王汝を悦び王の僕みな汝を愛すされば汝王の婿となるべしと 二三 サウルの僕此言をダビデの耳に語りしかばダビデいひけるは王の婿となることは汝らの目には易き事とみゆるや且われは貧しく賤しき者なりと 二四 サウルの僕サウルに

つげてダビデ是の如くかたれりといへり 二五 サウルいひけるはなんぢらかくダビデにいへ王は聘禮を望まずたゞペリシテ人の陽皮一百をえて王の仇をむくいんことを望むと是はサウルダビデをペリシテ人の手にて殪没しめんとおもへるなり 二六 サウルの僕此言をダビデにつげしかばダビデは王の婿となることを善とせり斯て其時いまだ滿ざるあひだに 二七 ダビデ起て其從者とともにゆきペリシテ人二百人をころして其陽皮をたづさへきたり之を悉く王にさゝげて王の婿とならんとす サウル乃ち其女ミカルをダビデに妻せたり 二八 サウル見てヱホバのダビデとともにいますを知りぬまたサウルの女ミカルはダビデを愛せり 二九 サウルさらにますくダビデを恐れサウル一生のあひだダビデの敵となれり 三十 ペリシテ人の諸伯攻きたりしがダビデかれらが攻きたるごとにサウルの諸の臣僕よりは多の功をたてしかば其名

はなはだ尊まる

第十九章

一 サウル其子ヨナタンおよび諸の臣僕にダビデをころさんとすることを語れり 二 されどサウルの子ヨナタン深くダビデを愛せしかばヨナタンダビデにつげていひけるはわが父サウル汝をころさんことを求むこれゆゑに今ねがはくは汝翌朝謹愼で潜みをりて身を隱せ 三 我いでゆきて汝がをる野にてわが父の傍にたちわが父とともに汝の事を談はんしかして我其事の如何なるを見て汝に告ぐべし 四 ヨナタン其父サウルにむかひダビデを褒揚ていひけるは願くは王其僕ダビデにむかひて罪ををかすなかれ彼は汝に罪ををかさずまたかれが汝になす行爲ははなはだ善し 五 またかれは生命をかけてかのペリシテ人をころしたりしかしてエホバイスラエルの人々のためにおほいなる救をほどこしたまふ汝見てよろこべりしかるに何ぞゆゑなくしてダビデ

をころし無辜者の血をながして罪をおかさんとするや 六 サウルヨナタンの言を聽いれサウル誓ひけるはエホバはいくわれかならずかれをころさじ 七 ヨナタンダビデをよびてヨナタン其事をみなダビデにつげ遂にダビデをサウルの許につれきたりければダビデさきのごとくサウルの前にをる 八 爰に再び戰爭おこりぬダビデすなはちいでゝペリシテ人とたゝかひ大いにかれらを殺せしかばかれら其まへを逃げさりぬ 九 サウル手に投槍を執て室に坐する時エホバより出たる惡鬼かれにのりうつれり其時ダビデ乃ち手をもて琴を彈く 十 サウル投槍をもてダビデを壁に刺とほさんと志たりしがダビデサウルのまへを避ければ投槍を壁に衝たてたりダビデ其夜逃さりぬ 十一 サウル使者をダビデの家につかはしてかれを守らしめ朝におよびてかれをころさしめんとすダビデの妻ミカルダビデにつげていひけるは若し今夜爾の命を

援ずバ明朝汝ハ殺されんと 十二 ミカル即ち牖よりダビデを縋おろしければ往て逃されり 十三 斯てミカル像をとりて其牀に置き山羊ハ毛の編物を其頭におき衣服をもて之をおほへり 十四 サウルダビデを執ふる使者をつかはしけれバミカルいふかれハ疾ありと 十五 サウル使者をつかはしダビデを見させんとていひけるハかれを牀のまゝ我にたづさへきたれ我かれをころさん 十六 使者いりて見たるに牀にハ像ありて其頭に山羊ハ毛の編物ありき 十七 サウルミカルにいひけるハなんぞかく我をあざむきて我が敵を逃しやりしやミカルサウルにこたへけるハ彼我にいへり我をはなちてさらしめよ然らずバ我汝をころさんと 十八 ダビデハにげさりてラマにゆきサムエルの許にいたりてサウルがおのれになせしことをこと〴〵くつげたりしかしてダビデとサムエルハゆきてナヨテにすめり 十九 サウルに告る者ありていふ視よダビデハラマのナヨテ

にをると 二十 サウル乃ちダビデを執ふる使者をつかはせしが彼等預言者の一群の預言しをりてサムエルが其中の長となりて立てるを見るにおよび神の靈サウルの使者にのぞみて彼等もまた預言せり 二一 人々これを告ければサウル他の使者を遣しけるにあきちも亦預言せしかばサウルまた三度使者を遣しけるが彼等もまた預言せり 二二 是においてサウルもまたラマにゆきけるがセクの大井にいたれる時問ていひけるはサムエルとダビデは何處にをるや答へていふラマのナヨテにをる 二三 サウルかしこにゆきてラマのナヨテにいたりけるに神の靈また彼にのぞみて彼ラマのナヨテにいたるまで歩きつゝ預言せり 二四 彼もまた其衣服をぬぎすて同くサムエルのまへに預言し其一日一夜裸體にて仆臥たり是故に人々サウルもまた預言者のうちにあるかといふ

第二十章

一 ダビデ ラマのナヨテより逃きたりてヨナタンにいひ

けるは我何をなし何はあしき事あり汝の父のまへに何の罪を得てか彼わが命を求むる 二 ヨナタンかれにいひけるは汝決て殺さるゝことあらじ視よわが父は事は大いなるも小なるも我につげずしてなすことなし己が父なんぞこの事を我にかくさんやこの事しからず 三 ダビデまた誓ひていひけるは汝の父必ず己が汝のまへに恩恵をうるを知る是をもてかれ思へらく恐らくはヨナタン悲むべければこの事をかれにしらしむべからずとしかれどもエホバはいくまたなんぢの靈魂はいく己れと死をさること只一歩のみ 四 ヨナタンダビデにいひけるはなんぢの心なにをねがふか我爾のために之をなさんと 五 ダビデヨナタンにいひけるは明日は月朔なれば我王とともに食につかざるべからず然ども我をゆるして去らしめ三日の晩まで野に隠ることをえさしめよ 六 若汝の父まことに我をもとめなば其時言へダビデ切に其邑ベテレハ

ムにはせゆかんことを我に請り其は彼處に全家の歳祭あればなり 七 彼もし善しといはゞ僕やすからんされど彼もし甚しく怒らば彼の害をくはへんと決しを知れ 八 汝エホバのまへに僕と契約をむすびたればねがはくは僕に恩をほどこせ然ど若し我に惡き事あらば汝自ら我をころせ何ぞ我を汝の父に引ゆくべけんや 九 ヨナタンいひけるは斯る事かならず汝にあらざれ我わが父の害を汝にくはへんと決るをしらば必ず之を汝につげん 十 ダビデヨナタンにいひけるは若し汝の父荒々しく汝にこたふる時は誰か其事を我に告ぐべきや 十一 ヨナタンダビデにいひけるは來れ我ら野にいでゆかんと倶に野にいでゆけり 十二 玄かしてヨナタンダビデにいひけるはイスラエルの神エホバよ明日か明後日の今ごろ我わが父を窺ひて事のダビデのために善きを見ながら人を汝に遣はして告しらさずばエホバヨナタンに斯なしまた重て斯くなした

まへ十三されど若しわが父汝に害をくはへんと欲せば我これを告げしらせて汝をにがし汝を安らかにさらしめん願くはエホバわが父とともに坐せしごとく汝とともにいませ十四汝只わが生るあひだエホバの恩を我にしめして死ざらしむるのみならず十五エホバがダビデの敵を悉く地の表より絶ちさりたまふ時にもまた汝及が家を永く汝の恩にはなれしむるなかれ十六かくヨナタンダビデの家と契約をむすぶエホバ之に関てダビデの敵を討したまへり十七しかしてヨナタンふたゝびダビデに誓はしむかれを愛すればなり即ちおのれの生命を愛するごとく彼を愛せり十八またヨナタンダビデにいひけるは明日は月朔なるが汝の座空かるべければ汝求めらるべし十九汝三日とゞまりて速かに下り嘗てかの事の日に隠れたるところに至りてエゼルの石の傍に居るべし二十我的を射るごとくして其石の側に三本の矢をはなたん二十一しかしてゆき

て矢をたづねよといひて童子をつかはすべし我もし故に童子に視よ矢は汝の此旁にあり其を取と曰ばなんぢきたるべしヱホバは生く汝安くして何もなかるべければなり 二二 されど若し我少年に視よ矢は汝の彼旁にありといはば汝さるべしヱホバ汝をさらしめたまふなり 二三 汝と我とかたれることについては願くはヱホバ恒に汝と我との間にいませと 二四 ダビデ即ち野にかくれぬ偕て月朔になりければ王坐して食に就く 二五 即ち王は常のごとく壁によりて座を占むヨナタン立あがりアブネルサウルの側に坐すダビデの座はむなし 二六 されど其日にはサウル何をも曰ざりき其れ何事か彼にはありしならん彼きよからず定て潔からずと思ひたればなり 二七 明日すなはち月の二日におよびてダビデの座なほ虚しサウル其子ヨナタンにいひけるは何ゆゑにヱサイの子は昨日も今日も食に来らざるや 二八 ヨナタンサウルにこたへけるはダ

ビデ切にベテレヘムにゆかんことを我にこひて曰けるは 二九 ねがはくは我をゆるしてゆかしめよわが家邑にて祭をなすによりわが兄我にきたることを命ぜり故に我もし汝のまへにめぐみをえたるならむねがはくは我をゆるして去しめ兄弟をみることを得さしめよと是故にかれは王の席に来らざるなり 三十 サウル ヨナタンにむかひて怒りを発しかれにいひけるは汝は曲り且悖れる婦の子なり我あに汝がエサイの子を簡みて汝の身をはづかしめまた汝の母の膚を辱しむることを知ざらんや 三一 エサイの子の此世にながらふるあひだは汝と汝の位固くたつを得ず是故に今人をつかはして彼をわが許に引きたれ彼は死ぬべき者なり 三二 ヨナタン父サウルに対へていひけるは彼なにゝよりて殺さるべきか何をなしたるやと 三三 こゝにおいてサウル ヨナタンを撃んとて投槍をさしあげたりヨナタンすなはち其父がダビデを殺さんと決し

をしれり 三四 かくてヨナタン烈しく怒りて席を立ち月の二日には食をなさゞりき其は其父のダビデをはづかしめしによりてダビデのために憂へたればなり 三五 翌朝ヨナタン一小童子を従がへダビデと約せし時刻に野にいでゆき 三六 童子にいひけるは走りて我はなつ矢をたづねよと童子はしる時ヨナタン矢を彼のさきに発てり 三七 童子がヨナタンの発ちたる矢のところにいたれる時ヨナタン童子のうしろに呼はりていふ矢は汝のさきにあるにあらずや 三八 ヨナタンまた童子のうしろによばはりていひけるは速かにせよ急げ止まるなかれとヨナタンの童子矢をひろひあつめて其主人のもとにかへる 三九 されど童子は何をも知ざりき只ヨナタンとダビデ其事をしりたるのみ 四十 かくてヨナタン其武器を童子に授ていひけるは往きて之を邑に携へよと 四一 童子すなはち往けり時にダビデ石の傍より立ちあがり地にふして三たび拝せりしかして

ふたり互に接吻してたがひに哭くダビデ殊にはなはだし 四二 ヨナタンダビデにいひけるは安じて往け我ら二人ともにエホバの名に誓ひて願くはエホバ恒に我と汝のあひだ我が子孫と汝の子孫のあひだにいませといへりとダビデすなはちたちて去るヨナタン邑にいりぬ

第二十一章

一 ダビデノブにゆきて祭司アヒメレクにいたるアヒメレク懼れてダビデを迎へてこれにいひけるは汝なんぞ獨にして誰も汝とともにをらざるや 二 ダビデ祭司アヒメレクにいふ王我に一の事を命じて我にいふ我が汝を遣はすところの事およびわが汝に命じたる所については何をも人にしらするなかれと我某處に我少者を出せり 三 いま何か汝の手にあるや我が手に五のパンか或はなにてもある所を與よ 四 祭司ダビデに對へていひけるは常のパンはわが手になしされど若し少者婦女をだに愼みてあり

しならば聖きパンあるなりと 五 ダビデ祭司に對へていひけるは實にわがいでしより此三日は婦女われらにちかづかず且少者等の器は潔し又パンは常の物のごとし今日器に潔きパンあれば殊に然と 六 祭司かれに聖きパンを與たり其はそこに供前のパンの外はパン无りければなり即ち其パンは下る日に熱きパンをささげんとて之をエホバのまへより取されるなり 七 其日かしこにサウルの僕一人留められてエホバのまへにあり其名をドエグといふエドミ人にしてサウルの牧者の長なり 八 ダビデまたアヒメレクにいふ此に汝の手に槍か劍あらぬか王の事急なるによりて我は刀も武器も携へざりしと 九 祭司いひけるは汝がエラの谷にて殺したるペリシテ人ゴリアテの劍布に裹みてエポデの後にあり汝もし之をとらんとおもはゞ取れ此にはほかの劍なしダビデいひけるはこれにまさるものなし我にあたへよと 十 ダビデ其日

サウルをおそれて立てガテの王アキシのところに逃げゆきぬ 十一 アキシの臣僕アキシに曰けるは此は其地の王ダビデにあらずや人々舞蹈のうちにこの人のことを歌ひあひてサウルは千をうちころしダビデは萬をうちころすといひしにあらずや 十二 ダビデこの言を心に藏め深くガテの王アキシをおそれ 十三 人々のまへにて佯て其氣を變じ執はれて狂人のさまをなし門の扉に畫き其涎沫を鬚にながれくだらしむ 十四 アキシ僕にいひけるは汝らの見るごとく此人は狂人なり何ぞかれを我にひききたるや 十五 我なんぞ狂人を須ひんや汝ら此者を引きたりて己がまへに狂しめんとするや此者なんぞ吾が家にいるべけんや

第二十二章

一 是故にダビデ其處をいでたちてアドラムの洞穴にのがる其兄弟および父の家みな聞きおよびて彼處にくだり彼の許にいたる 二 また惱める人負債者心に嫌ぬ者皆かれの許にあつ

まりて彼其長となれりかれとともにある者およそ四百人ありき 三 ダビデ其處よりモツブのミツパにいたりモアブの王にいひけるは神の我をいかゞなしたまふかを知るまでねがはくはわが父母をして出て汝らとともにをらしめよと 四 つひに彼らをモアブの王のまへにおけりかれらはダビデが要害にをる間王とともにありき 五 預言者ガデダビデにいひけるは要害に住るなかれゆきてユダの地にいたれとダビデゆきてハレテの叢林にいたる 六 爰にサウルダビデおよびこれとともなる人々の見露されしを聞ける時にサウルはギベアにありて手に槍を執て岡巒の柳の樹の下にをり臣僕ども皆其傍にたてり 七 サウル側にたてる僕にいひけるは汝らベニヤミン人聞けよエサイの子汝らおの〱に田と葡萄園をあたへ汝らおの〱を千夫長百夫長となすことあらんや 八 汝ら皆我に敵して謀り一人もわが子のエサイの子と契約

をむすびしを我につげしらする者なしまた汝ら一人もわがため
に憂へずわが子が今日のごとくわが僕をはげまして道に伏て我
をねらはしめんとするを我につげしらする者なし 九 時にエドミ人
ドエグサウルの僕の中にたち居りしが答へていひけるは我エサ
イの子のノブにきたりてアヒトブの子アヒメレクにいたるを見し
が 十 アヒメレクかれのためにエホバに問ひまたかれに食物をあ
たへペリシテ人ゴリアテの劍をあたへたりと 十一 王すなはち
人をつかはしてアヒトブの子祭司アヒメレクおよびその父の
家すなはちノブの祭司たる人々を召したればみな王の許にきた
る 十二 サウルいひけるは汝アヒトブの子聽よ答へけるは主よ我こ
ゝにあり 十三 サウルかれにいふ汝なんぞエサイの子とともに我に
敵して謀り汝かれにパンと劍をあたへ彼が爲に神に問ひかれを
して今日のごとく道に伏て我をねらはしめんとするや 十四 アヒメ

レク王にこたへていひけるは汝の臣僕のうち誰かダビデのごとく忠義なる彼は王の婿にして親しく汝に見ゆるもの汝の家に尊まるゝ者にあらずや 十五 我其時かれのために神に問ことを始めしや決てしからず ねがはくは王僕およびわが父の全家に何をも帰するなかれ 其は僕此事については多少をいはず何をもしらざればなり 十六 王いひけるはアヒメレク汝必ず死ぬべし汝の父の全家もしかりと 十七 王傍にたてる前驅の人々にいひけるは身をひるがへしてエホバの祭司を殺せかれらもダビデと力を合するが故またかれらダビデの逃たるをしりて我に告ざりし故なりと然ど王の僕手をいだしてエホバの祭司を撃ことを好まざれば 十八 王ドエグにいふ汝身をひるがへして祭司をころせとエドミ人ドエグ乃ち身をひるがへして祭司をうち其日布のエポデを衣たる者八十五人をころせり 十九 かれまた刃を以て祭司の邑ノブを撃ち刃をも

て男女童稚嬰孩牛驢馬羊を殺せり 二十 アヒトブの子アヒメレクの一人の子アビヤタルとなづくる者逃きてダビデにはしりきたが 二十一 アビヤタル、サウルがヱホバの祭司を殺したることをダビデに告しかば 二十二 ダビデ、アビヤタルにいふかの日エドミ人ドエグ彼處にをりしかば我かれが必らずサウルにつげんことを知り我汝の父の家の人々の生命を喪へる源由となれり 二十三 汝我とともに居れ懼るゝなかれわが生命を求むる者汝の生命をも求むるなり汝我とゝもにあらば安全なるべし

第廿三章

一 人々ダビデにつげていひけるは視よペリシテ人ケイラを攻め穀塲を掠むと 二 ダビデ、ヱホバに問ていひけるは我ゆきて是のペリシテ人を撃つべきかとヱホバ、ダビデにいひたまひけるは往てペリシテ人をうちてケイラを救へ 三 ダビデの從者かれにいひけるは視よわれら此にてユダにあるすら尙はおそるゝ況や

ケイラにゆきてペリシテ人の軍にあたるをやと 四 ダビデふたゝびヱホバに問ひけるにヱホバ答ていひたまひけるは起てケイラにくだれ我ペリシテ人を汝の手にわたすべし 五 ダビデとその從者ケイラにゆきてペリシテ人とたゝかひ彼らの家畜を奪ひとり大にかれらをうちてころせりかくダビデケイラの居民をすくふ 六 アヒメレクの子アビヤタルケイラにのがれてダビデにいたれる時其手にエポデを執てくだれり 七 爰にダビデのケイラにいたれる事サウルに聞えければサウルいふ神かれを我手にわたしたまへり其はかき門あり關ある邑にいりたれば閉こめらるればなり 八 サウルすなはち民をこと〴〵く軍によびあつめてケイラにくだりてダビデと其從者を圍んとす 九 ダビデはサウルのおのれを害せんと謀るを知りて祭司アビヤタルにいひけるはエポデを持ちきたれと 十 しかしてダビデいひけるはイスラエルの神ヱホバよ

僕たしかにサウルがケイラにきたりてわがために此邑をほろぼさんと求むるを聞り 十一 ケイラの人々我をかれの手にわたすならんか僕のきけるごとくサウル下るならんかイスラエルの神エホバよ請ふ僕につげたまへとエホバいひたまひけるは彼下るべしと 十二 ダビデいひけるはケイラの人々われとわが從者をサウルの手にわたすならんかエホバいひたまひけるは彼らわたすべし 十三 是においてダビデと其六百人ばかりの從者起てケイラをいで其ゆきうる所にゆけりダビデのケイラをにげはなれしことをサウルに聞えければサウルいづることを止たり 十四 ダビデは曠野にをり要害の地にをりまたジフの野にある山に居るサウル恒にかれを尋ねたれども神かれを其手にわたしたまはざりき 十五 ダビデサウルがおのれの生命を求めんために出たるを見る時にダビデはジフの野の叢林にをりしが 十六 サウルの子ヨナタンたちて叢林にい

りてダビデにいたり神によりて其力を強らせしめたり 十七 即ちヨナタンかれにいひけるは懼るゝなかれわが父サウルの手汝にとゞくことあらじ汝はイスラエルの王とならん我は汝の次なるべし此事はわが父サウルもしれりと 十八 かくて彼ら二人エホバのまへに契約をむすびダビデは叢林にとゞまりヨナタンは其家にかへれり 十九 時にジフ人ギベアにのぼりサウルの許にいたりていひけるはダビデは曠野の南にあるハキラの山の叢林の中なる要害に隱れて我らとともにをるにあらずや 二十 今王汝のくだらんとする望のごとく下りたまへ我らはかれを王の手にわたさんと 廿一 サウルいひけるは汝ら我をあはれめば願くは汝等エホバより福祉をえよ 廿二 請ふゆきて尚は心を用ひ彼の蹤跡ある處と誰がかれを見たるかを見きはめよ其は人我にかれが甚だ機巧く事を爲すを告たれば也 廿三 されば汝ら彼が隱るゝ逃躱處を皆たしかに見き

れめて再び我にきたれ我汝らとともにゆかん彼もし其地にあらば我ユダの郡中をあまねく尋ねて彼を獲んと 二四 かれらたちてサウルに先てジフにゆけりダビデと其從者は曠野の南のアラバにあるマオンの野にをる 二五 斯てサウルと其從者ゆきて彼を尋ぬ人々これをダビデに告ければダビデ巖を下てマオンの野にをるサウル之を聞てマオンの野に至てダビデを追ふ 二六 サウルは山の此旁に行ダビデと其從者は山の彼旁に行くダビデは周章てサウルれ前を避んとしサウルと其從者はダビデと其從者を圍んで之を取へんとす 二七 時に使者サウルに來て言けるはペリシテ人國ををかす急ぎきたりたまへと 二八 故にサウル ダビデを追ことを止てかへり往てペリシテ人にあたるこゝをもて人々かのところをセラマレコテ(逃岩)となづく 二九 ダビデ其處よりのぼりてエンゲデの要害にをる

第二十四章

一サウル ペリシテ人を追ふことをやめて還りし時人
々かれにつげていひけるは視よダビデはエンゲデの野にありと
二サウル イスラエルの中より選みたる三千の人を率ゐゆきて野
羊の巖にダビデと其從者を尋ぬ 三途にて羊の棧にいたるに其處
に洞穴ありサウル其足を掩んとていりぬ時にダビデと其從者洞
の隅に居たり 四ダビデの從者かれにいひけるはエホバが汝に告
て視よ我汝の敵を汝の手にわたし汝をして善と見るところを彼
になさしめんといひたまひし日は今なりとダビデすなはち起て
ひそかにサウルの衣の裾をきれり 五ダビデ サウルの衣の裾をき
りしによりて後ち其心みづから責む 六ダビデ其從者にいひける
はエホバの膏そゝぎし者なるわが主にわが此事をなすをエホバ
禁じたまふかれはエホバの膏そゝぎし者なればかれに敵してわ
が手をのぶるは善らず 七ダビデ此ことばをもつて其從者を止め

サウルに撃ちかゝる事を容さずサウルたちて洞を出て其道にゆく八ダビデもまた後よりたちて洞をいでサウルのうしろに呼はりて我主王よといふサウル後をかへりみる時ダビデ地にふして拝す九ダビデサウルにいひけるは汝なんぞダビデ汝を害せんことを求むといふ人の言を聴くや十視よ今日汝の目にヱホバの汝を洞のうちにて今日わが手にわたしたまひしことを見たり人々我に汝をころさんことを勧めたれども我汝を惜めり我いひけらくわが主はヱホバの膏そゝぎし者なればこれに敵してわが手をのぶべからずと十一わが父よ視よわが手にある汝の衣の裾を見よわが汝の衣の裾をきりて汝を殺さゞるを見ばわが手には悪も罪過もなきことを汝見て知るべし我汝に罪ををかせしことなし然るに汝わが生命をとらんとねらふ十二ヱホバ我と汝の間を審きたまはんヱホバわがために汝に報いたまふべし然どわが手は汝に加

へざるべし 十三 古への諺にいふごとく惡は惡人よりいづされどわが手は汝にくはへざるべし 十四 イスラエルの王は誰を趕んとて出たるや汝たれを追ふや死たる犬をおひ一の蚤をおふなり 十五 ねがはくはエホバ審判者となりて我と汝のあひだをさばきかつ見てわが訟を理し我を汝の手よりすくひいだしたまはんことを 十六 ダビデこれらの言をサウルに語りをへしときサウルいひけるはわが子ダビデよ是は汝の聲なるかとサウル聲をあげて哭きぬ 十七 斯くしてダビデにいひけるは汝は我よりも正し我は汝に惡をむくゆるに汝は我に善をむくゆ 十八 汝今日いかに汝が我に善くなしかを明かにせりエホバ我を爾の手にわたしたまひしに爾我をころさざりしなり 十九 人もし其敵にあはゞこれを安らかに去しむべけんや爾が今日我になしたる事のためにエホバ爾に善をむくいたまふべし 二十 觀よ我爾が必ず王とならんことを知りまたイスラエ

ルの王國の爾の手によりて堅くたゝんことをしる 二 今爾エホバをさして我にわが後にてわが子孫を断ずわが名をわが父の家に滅せざらんことを誓へと 三 ダビデすなはちサウルにちかふ是におひてサウルは家にかへりダビデと其從者は要害にのぼれり

第二十五章

一 爰にサムエル死にしかばイスラエル人皆あつまりて之をかなしみラマにあるその家にてこれを葬むれりダビデたちてパランの野にくだる 二 マオンに一箇の人あり其所有はカルメルにあり其人甚だ大いなる者にして三千の羊と一千の山羊をもちしがカルメルにて羊の毛を剪り居たり 三 其人の名はナバルといひ其妻の名はアビガルといふアビガルは賢く顔美き婦なりされど其夫は剛愎にして其爲すところ惡かりきそれはカレブの人なり 四 ダビデ野にありてナバルが其羊の毛を剪りをるを聞き 五 ダビデ十人の少者を遣はすダビデ其少者にいひけるはカルメル

にのぼりナバルにいたりわが名をもてかれに安否をとひ 六 かくのごとくいへ願くは壽ながかれ爾平安なれ爾の家やすらかなれ爾が有ところの物みなやすらかなれ 七 我爾が羊毛を剪せをるを聞り爾の牧羊者は我らとともにありしが我らこれを害せざりきまたかれらがカルメルにありしあひだかれらの物何も失たることなし 八 爾の少者に問へかれら爾につげん願くは少者をして爾のまへに恩をゑせしめよ我ら吉日に來る請ふ爾の手にあるところの物を爾の僕らおよび爾の子ダビデにあたへよ 九 ダビデの少者いたりダビデの名をもて是らのことばの如くナバルに語りてやめり 十 ナバルダビデの僕にこたへていひけるはダビデは誰なるエサイの子は誰なる此頃は主人をすてゝ遁逃るゝ僕おほし 十一 我あにわがパンと水およびわが羊毛をきる者のために殺したる肉をとりて何處よりか知ざるところの人々にあたふべけん

や十二ダビデの少者ふりかへりて其道に就き歸りきたりて此等の言のごとくダビデに告ぐ十三是においてダビデ其從者に爾らおの〱劍を帶よと言ければ各劍をおぶダビデもまた劍をおぶ而して四百人ばかりダビデにしたがひて上り二百人は輜重のところに止れり十四時にひとりの少者ナバルの妻アビガルにつげていひけるは視よダビデ野より使者をおくりて我らの主人を祝したるに主人かれらを詈れり十五されどかの人々はわれらに甚だ善くなし我らは害をうけずまたわれら野にありし時かれらとともにをるあひだはなにをも失なはざりき十六我らが羊をかひて彼らとともにありしあひだ彼らは日夜われらの墻となれり十七されば爾今しりてなにをなさんかを考ふべし其はわれらの主人および主人の全家に定めて害きたるべければなり主人は邪魔なる者なして語ることをえずと十八アビガルいそぎパン二百酒の革囊二既

に調へたる羊五○烘麥五セア○乾葡萄百球○乾無花果の團塊二百を取て驢馬におせ 十九 其少者にいひけるはわが先に進め視よ我爾らの後にゆくと然ど其夫ナバルには告げざりき 二十 アビガル驢馬にのりて山の僻處にくだれる時視よダビデと其從者かれにむかひてくだりければかれ其人々にあふ 二一 ダビデかつていひけるは誠にわが徒に此人の野にて有る物をみなまもりてかの物をして何もうせざらしめたりかれは惡をもてわが善にむくゆ 二二 ねがはくは神ダビデの敵にかくなしまた重ねてかくなしたまへ明晨までに我はナバルに屬する總ての物の中ひとりの男をものこさゞるべし 二三 アビガルダビデを視しとき急ぎ驢馬よりおりダビデのまへに地に俯して拜し 二四 其足もとにふしていひけるはわが主よ此咎を我に歸したまへ但し婢をして爾の耳にいふことを得さしめ婢のことばを聽たまへ 二五 ねがはくはわが主この邪なる人ナバル(愚

の事を意に介むなかれ其はかれは其名のごとくなればなりかれの名はナバルにしてかれは愚なりされなんぢの婢はわが主のつかはせし少ものを見ざりき 二六 さればわがしゆよエホバはいくまたなんぢのたましひはいくエホバなんぢのきたりて血をながしまた爾がみづから仇をむくゆるを阻めたまへりねがはくは爾の敵たるものおよびわが主に害をくはへんとする者はナバルのごとくなれ 二七 さて仕女がわが主にもちきたりしこの禮物をねがはくはわが主の足跡にあゆむ少者にたてまつらしめたまへ 二八 請ふ婢の過をゆるしたまへエホバ必らずわが主のために堅き家を立たまはん是はわが主エホバの軍に戰ふによりて又世にいでゝよりこのかた爾の身に悪きと見えざるによりてなり 二九 人たちて爾を追ひ爾の生命を求むれどもわが主の生命は爾の神エホバとともに生命の包裏の中に包みあり爾の敵の生命は投石器のうちより

投すつるごとくエホバこれをなげすてたまはん 三十 エホバかは爾につきて語りたまひし諸の善き事をわが主になして爾をイスラエルの主宰に命じたまはん時にいたりて 三一 爾は故なくして血をながしたることも又わが主はみづから其仇をむくいし事も爾は憂となることなくまたわが主は心の責となることなかるべし但エホバのわが主に善くなしたまふ時にいたらばねがはくは婢を憶たまへ 三二 ダビデアビガルにいふ今日汝をつかはして我をむかへしめたまふイスラエルの神エホバは頌美べきかな 三三 また汝の智恵はほむべきかな又汝はほむべきかな汝今日わがきたりて血をながし自ら仇をむくゆるを止めたり 三四 わが汝を害するを阻めたまひしイスラエルの神エホバは生く誠とおもし汝いそぎて我を来り迎ずば必ず翌朝までにナバルの所にひとりの男ものこらざりしならんと 三五 ダビデアビガルの携へきたりし物を其手

より受てかれにいひけるは安らかに汝の家にかへりのぼれ視よわれ汝の言をききいれて汝の顔を立たり 三六 かくてアビガルナバルにいたりて視にかれは家に酒宴を設け居たり王の酒宴のごとしナバルの心これがために樂みて甚だしく酔たればアビガル多少をいはず何をも翌朝までかれにつげざりき 三七 朝にいたりナバルの酒さめたる時妻かれに是等の事をつげたるに彼の心そのうちに死て其身石のごとくなりぬ 三八 十日ばかりありてヱホバナバルを撃ちたまひければ死り 三九 ダビデナバルの死たるを聞ていひけるはヱホバは頌美べきかなヱホバわが蒙りたる恥辱の訟を理してナバルにむくい僕を阻めて悪をおこなはざらしめたまふ其れヱホバナバルの悪を其首に歸し賜へばなりと爰にダビデアビガルを妻にめとらんとて人を遣はしてかれとかたらはしむ 四十 ダビデの僕カルメルにをるアビガルの許にいたりてこれにかたり

いひけるはダビデ汝を妻にめとらんとて我らを汝に遣はすと 四一 アビガルたちて地にふして拜しいひけるは視よ婢は己が主の僕等の足をあらふ仕女なりと 四二 アビガルいそぎたちて驢馬に乘り五人の侍女とともにダビデの使者にしたがひゆきてダビデの妻となる 四三 ダビデまたエズレルのアヒノアムを娶れりかれら二人ダビデの妻となる 四四 但しサウルはダビデの妻なりし其女ミカルをガリムの人なるライシの子パルテにあたへたり

第二十六章

一 ジフ人ギベアにきたりサウルの許にいたりていひけるはダビデは曠野のまへなるハキラの山にかくれをるにあらずやと 二 サウルすなはち起ちジフの野にダビデを尋ねんとイスラエルの中より選みたる三千の人をしたがへてジフの野にくだる 三 サウルは曠野のまへなるハキラの山において路のほとりに陣を取るダビデは曠野に居てサウルのおのれをおふて曠野にき

たるをさとりければ 四 ダビデ斥候を出してサウルの誠に來しをしれり 五 ここにおいてダビデたちてサウルの陣をとれるところにいたりサウルおよび其軍の長ネルの子アブネルの寢たるところを見たりすなはちサウルは車營の中に寢ぬ民其まはりに陣をとれり 六 ダビデ答へてヘテ人アヒメレクおよびゼルヤの子にしてヨアブの兄弟なるアビシャイにいひけるは誰か我とともにサウルの陣にくだらんかとアビシャイいふ我汝とともに下らん 七 ダビデとアビシャイすなはち夜にいりて民の所にいたるに視よサウルは車營のうちに寢臥し其槍地にさして枕邊にありアブネルと民も其まはりに寢たり 八 アビシャイダビデにいひけるは神今日爾の敵を爾の手にわたしたまふ請ふいま我に槍をもてかれを一度地にさしとほさしめよ再びするにおよばじ 九 ダビデアビシャイにいふ彼をころすなかれ誰かエホバの膏そゝぎし者に敵

して其手をのべて罪なからんや 十 ダビデまたいひけるはヱホバは生くヱホバかれを撃たまはんあるひはその死ぬる日來らんあるひは戰ひにくだりて死うせん 十一 わがヱホバのあぶらそゝぎしものに敵して手をのぶることはきはめて善らずヱホバ禁じたまふされどいま請ふ爾そのまくらもとの槍と水の瓶をとれしかして我らさりゆかんと 十二 ダビデサウルの枕邊より槍と水の瓶を取りてかれらさりゆきしが誰も見ず誰もしらず誰も目を醒さざりき其はかれら皆眠り居たればなり卽ちヱホバかれらをふかく睡らしめたまふ 十三 かくてダビデは彼方にわたりて遙に山の頂にたてり彼と此とのへだゝり大いなり 十四 ダビデ民とネルの子アブネルによばゝりいひけるはアブネル爾こたへざるかアブネルこたへていふ王をよぶ爾はたれなるや 十五 ダビデアブネルにいひけるは爾は勇士ならずやイスラエルの中にて誰か爾に如も

のあらんしかるに爾なんぞ爾の主なる王をまもらざるや民のひとり爾の主なる王を殺さんとていりぬ 十六 爾がなせる此事よからずヱホバは生くなんぢらの罪死にあたれり爾らヱホバの膏そゝぎし爾らの主をまもらざればなり今王の槍と王の枕邊にありし水の瓶はいづくにあるかを見よ 十七 サウル ダビデの聲をしりていひけるはわが子ダビデよ是は爾の聲なるかダビデいひけるは王わが主よわが聲なり 十八 ダビデまたいひけるはわが主なにゆゑに斯くその僕をおふや我なにをなせしや何の惡き事わが手にあるや 十九 王わが主よ請ふいま僕は言を聽きたまへ若しヱホバ爾を我に敵せしめたまふならばねがはくはヱホバ禮物をうけたまへされど若し人ならばねがはくは其人々ヱホバのまへにのろはれきよ其は彼等爾ゆきて他の神につかへよといひて今日我を逐ひヱホバの產業に連なることをえざらしむるが故なり 二十 ねがはくは

わが血をしてヱホバのまへをはなれて地におちしむるなかれそはイスラエルの王一の蚤をたづね人の山にて鷓鴣をおふがごとくイスラエルの王一の蚤をたづねにいでたればなり

二一 サウルいひけるは我罪ををかせりわが子ダビデよ歸れわが生命今日爾の目に寶と見なされたる故により我かさねて爾に害を加へざるべし嗚呼われ愚なることをなして甚だしく過てり

二二 ダビデこたへていひけるは王よ槍を視よ請ふひとりの少者をしてきたりてこれを取しめよ

二三 ねがはくはヱホバおのおのに其義と眞實としたがひて報いたまへ其はヱホバ今日爾をわが手にわたしたまひしに我ヱホバの受膏者に敵してわが手をのぶることをせざればなり

二四 爾の生命を今日己がおもんぜしごとくねがはくはヱホバわが生命をおもんじて諸の艱難のうちより我をすくひいだしたまへ

二五 サウル ダビデにいひけるはわが子ダビデよ爾はほむべきかな爾大なる事を爲さん亦かなら

ず勝をえんとしかしてダビデは其道にさりサウルはおのれの所にかへれり

第二十七章

一 ダビデ心の中にいひけるは是のごとくば我早晩サウルの手にほろびん速にペリシテ人の地にのがるゝにまさることあらず然らばサウルはかさねて我をイスラエルの四方の境にたづぬることをやめて我かれの手をのがれんと 二 ダビデたちておのれとともなる六百人のものとともにわたりてガテの王マオクの子アキシにいたる 三 ダビデと其從者ガテにてアキシとともに住ておの〳〵其家族とともにをるダビデはその二人の妻すなはちエズレル人アヒノアムとカルメル人ナバルの妻なりしアビガルとともにあり 四 ダビデのガテににげしことサウルにきこえければサウルかさねてかれをたづねざりき 五 こゝにダビデアキシにいひけるは我もし爾のまへに恩を得たるならばねがはくは鄉

里にある邑のうちにて一のところを我にあたへて其處にすむことを得さしめよ僕なんぞ爾とともに王城にすむべけんやと 六 アキシ其日チクラグをかれにあたへたり是故にチクラグは今日にいたるまでユダの王に屬す 七 ダビデのペリシテ人の國にをりし日數は一年と四箇月なりき 八 ダビデ其從者と共にのぼりゲシユル人ゲゼリ人アマレク人を襲ふたり昔より是等はシユルにいたる地にすみてエジプトの地にまでおよべり 九 ダビデ其地をうちて男をも女をも生し存さず羊と牛と駱駝と衣服をとりて還りてアキシに至る 十 アキシいひけるは爾ら今日何地を襲ひしやダビデいひけるはユダの南とヱラメルの南とケニ人の南ををかせりと 十一 ダビデ男も女も生存らしめずして一人をもガテにひきゆかざりき其はダビデ恐くはかれらダビデかくなせりといひて我等の事を告んといひたればなりダビデペリシテ人の地にすめるあ

ひだハ其なすところ常にかくのごとくなりき 十二 アキシダビデを信じていひけるハ彼ハ其民イスラエルをして全くおのれを悪ましむされバ永くわが僕となるべし

第二十八章

一 其頃ペリシテ人イスラエルと戰はんとて軍のために軍勢を集めたれバアキシダビデにいひけるハ爾明かにこれを志れ爾と爾の從者我とともに出て軍にくはゝるべし 二 ダビデアキシにいひけるハされバ爾僕のなさんところを志るべしとアキシダビデにさらバ我爾を永くわが身をまもる者となさんといへり 三 サムエルすでに死たれバイスラエルみなこれをかなしみてこれをそのまちラマにはうむれりまたサウルハ口寄者と卜筮師を其地よりおひいだせり 四 ペリシテ人あつまりきたりてシユネムに陣をとりけれバサウルイスラエルを悉くあつめてギルボアに陣をとれり 五 サウルペリシテ人の軍を見しときおそれて其心大

いにふるへたり 六 サウル ヱホバに問ひけるにヱホバ對たまはず夢によりてもウリムによりても預言者によりてもこたへたまはず 七 サウル僕等にいひけるは口寄の婦を求めよわれそのところにゆきてこれに尋ねんと僕等これにいひけるはみよヱンドルに口寄の婦ありと 八 サウル形を變へて他の衣服を着二人の人をともなひてゆき彼等夜の間に其婦の所にいたるサウルいひけるは請ふ己がために口寄の術をおこなひてわが爾に言ふ人をこれに呼おこせ 九 婦かれにいひけるはなんぢサウルのなしたる事すなはち如何にかれが口寄者と卜筮師を國より斷さりたるを知る爾なんぞ我を死しめんとてわが生命を亡す謀計をなすや 十 サウル ヱホバを指てそれに誓ひいひけるはヱホバは生く此事のためになんぢ罪にあふことあらじ 十一 婦いひけるは誰を我なんぢに呼起すべきぞサウルいふサムエルをよびおこせ 十二 婦サムエルを見て大

なる聲にてさけびいだせりかくして婦サウルにいひけるは爾な
にゆゑに我を欺きしや爾はすなはちサウルなり 十三 王かれにいひ
けるは恐るゝなかれ爾なにを見しや婦サウルにいひけるは我神
の地よりのぼるを見たり 十四 サウルかれにいひけるは其形容は如
何彼いひけるは一人の老翁のぼる其人明衣を衣たり サウル其人の
サムエルなるを志りて地にふして拜せり 十五 サムエル サウルに
いひけるは爾なんぞ我をよびおこして我をわづらはすや サウル
いひけるは我いたく惱むペリシテ人我にむかひて軍をおこし
又神我をはなれて預言者によりても又夢によりてもふたゝび我
にこたへたまはずこのゆゑに我なすべき事を爾にまなばんとて
爾を呼り 十六 サムエルいひけるはエホバ爾をはなれて爾の敵とな
りたまふに爾なんぞ我にとふや 十七 エホバわれをもて語りたまひ
しことをみづから行てエホバ國を爾の手より割きはなち爾の隣

人ダビデにあたへたまふ 十八 爾エホバの言にしたがはず其烈しき怒をアマレクにもらさゞりしによりてエホバ此事を今日爾になしたまふ 十九 エホバイスラエルをも爾とともにペリシテ人の手にわたしたまふべし明日爾と爾の子等我とともなるべしまたイスラエルの陣営をもエホバペリシテ人の手にわたしたまはんと 二十 サウル直ちに地に伸びたふしサムエルの言のために痛くおそれ又其力を失へり其はかれ其一日一夜物食ざりければなり 二一 かの婦サウルにいたり其痛く慄くを見てかれにいひけるは視よ仕女爾の言をきゝわが生命をかけて爾が我にいひし言にしたがへり 二二 されば請ふ爾も仕女の言を聴て我をして一口のパンを爾のまへにそなへしめよしかして爾くらひて途に就く時に力を得よ 二三 されどサウル否みて我は食はじといひしを其僕および婦強ければ其言をきゝいれて地よりたちあがり床のうへに坐せり 二四 婦の

家に肥たる犢ありしかバ急いで之を殺しまた粉をとり搏て酵いれぬパンを炊き 二五 サウルのまへと其僕等のまへに持ちきたりければ彼等くらひて立ちあがり其夜のうちにさされり

第廿九章

一 爰にペリシテ人其軍をことごとくアペクにあつむイスラエルはエズレルにある泉水の傍に陣をとる 二 ペリシテ人の君等あるひは百人或は千人をひきゐて進みダビデと其従者はアキシとともに其後にそろむ 三 ペリシテ人は諸伯いひけるは是等はヘブル人は何にするやアキシペリシテ人の諸伯にいひけるは此はイスラエルの王サウルの僕ダビデにあらずや彼此日ごろ此年ごろ我とともにをりしがその逃げおちし日より今日にいたるまで我かれの身に咎あるを見ずと 四 ペリシテ人の諸伯これを怒る即ちペリシテ人の諸伯彼にいひけるは此人をかへらしめて爾が之をおきし其所にふたゝびいたらしめよ彼は我らとともに

戰ひにくだるべからず然ば彼戰爭においてわれらの敵とならざるべしかれ其主と和がんとせば何をもてすべきやこの人々の首級をもてすべきにあらずや 五 是はかつて人々が舞踏の中にて歌ひあひサウルは千をうちころしダビデは萬をうちころしといひたるダビデにあらずや 六 アキシダビデをよびてこれにいひけるはエホバは生くまことになんぢは正し爾は我とともに陣營に出入するはわが目には善と見ゆ其は爾が我に來りし日より今日にいたるまで我爾の身に惡き事あるを見ざればなり然ど諸伯の目には爾よからず 七 されば今かへりて安かにゆきペリシテ人の諸伯の目に惡く見ゆることをなすなかれ 八 ダビデアキシにいひけるは我何をなせしやわが爾のまへに出し日より今日まで爾何を僕の身に見たればか我ゆきてわが主なるわうの敵とたゝかふことをえざると 九 アキシこたへてダビデにいひけるは我爾のわ

が目には神の使のごとく善きをしるされどペリシテ人の諸伯がきは我らとともに戰ひにのぼるべからずといへり 十 されば爾および爾の主の僕の爾とともにきたれる者明朝夙く起よ爾ら朝はやくおきて夜のあくるに及ばばさるべし 十一 是をもてダビデと其從者ペリシテ人の地にかへらんと朝はやく起てされりしかしてペリシテ人はエズレルにのぼれり

第三十章

一 ダビデと其從者第三日にチクラグにいたるにアマレク人すでに南の地とチクラグを侵したりかれらチクラグを撃ち火をもて之を燬き 二 其中に居りし婦女を擄にし老たるをも若きをも一人も殺さずして之をひきて其途にむけり 三 ダビデと其從者邑にいたりて視に邑は火にて燬けかの妻と男子女子は擄にせられたり 四 ダビデおよびこれとともにある民聲をあげて哭き終に哭く力もなきにいたれり 五 ダビデのふたりの妻すなはちエ

ズレル人アヒノアムとカルメル人ナバルの妻なりしアビガルも虜にせられたり 六 時にダビデ大いに心を苦めたり其は民おのおの其男子女子のために氣をいらだてダビデを石にて撃んといひたればなりされどダビデ其神エホバによりておのれをはげませり 七 ダビデアヒメレクの子祭司アビヤタルにいひけるは請ふエポデを我にもちきたれとアビヤタルエポデをダビデにもちきたる 八 ダビデエホバに問ていひけるは我此軍の後を追ふべきや我これに追つくことをえんかとエホバこれにこたへたまはく追ふべし爾かならず追つきてたしかに取もどすことをえん 九 ダビデおよびこれとともなる六百人の者ゆきてベソル川にいたれり後にのこれる者はこゝにとゞまる 十 即ちダビデ四百人をひきゐて追ゆきしが憊きてベソル川をわたることあたはざる者二百人はとゞまれり 十一 衆人野にて一人のエジプト人を見これをダビデに

ひきゝたりてあれに食物をあたへければ食へりまたこれに水をのませたり 十二 すなはち一段の乾無花果と二球の乾葡萄をあれにあたへたり彼くらひて其氣ふたゝび爽かになれりかれは三日三夜物をもくはず水をものまざりしなり 十三 ダビデかれにいひけるは爾は誰の人なる爾はいづくの者なるやかれいひけるは我はエジプトの少者にて一人のアマレク人の僕なり三日まへに我疾にかゝりしゆゑにわが主人我をすてたり 十四 我らケレテ人の南とユダの地とカレブの南をおかしまた火をもてチクラグをやけり 十五 ダビデかれにいひけるは爾我を此軍にみちびきくだるやかれいひけるは爾我をころさずまた我をわが主人の手にわたさゞるを神をさして我に誓へ我爾を此軍にみちびきくだらん 十六 かれダビデをみちびきくだりしが視よ彼等はペリシテ人の地とユダの地より奪ひたる諸の大いなる掠取物のためによろこびて飲食し踊

りつゝ地にあまねく散りひろがりて居る 十七 ダビデ暮あひより次日の晩にいたるまでかれらを撃しかバ駱駝にのりて逃げたる四百人ハ少者の外ハ一人ものがれたるもの无りき 十八 ダビデハすべてアマレク人の奪ひたる物を取りもどせり其二人ハ妻もダビデとりもどせり 十九 小きも大なるも男子も女子も掠取物もすべてアマレク人の奪さりし物ハ一も失はずダビデみなことごとく取かへせり 二十 ダビデまた凡の羊と牛をとれり人々ての家畜をそのまへに驅きたり是はダビデハ掠取物なりといへり 二十一 かくてダビデかれ憊きてダビデにしたがひ得ずしてベソル川のほとりに止まりたる二百人の者のところにいたるに彼らダビデをいでむかへまたダビデとともなる民をいでむかふダビデその民にちかづきてその安否をたづぬ 二十二 ダビデとともにゆきし人々の中の惡く邪なる者みなこたへていひけるハ彼等ハ我らとともにゆかざりけれバ我

らざれば取りもどしたる掠取物をわけあたふべからず唯おのおののにかの妻子をあたへてこれをみちびきさらしめん 二三 ダビデ言けるはわが兄弟よエホバ我らをまもり我らにせめきたりし軍を我らの手にわたしたまひたれバ爾らエホバのわれらにたまひし物をなかそるは宜からず 二四 誰か爾らにかゝることをゆるさんや戰ひにくだりし者の取る分のごとく輜重のかたはらに止まりし者の取る分もまた然あるべし共にひとしく取るべし 二五 この日よりのちダビデこれをイスラエルの法とあし例とあせり其事今日にいたる 二六 ダビデチクラグにいたりて其掠取物をユダの長老なる其朋友にわかちおくりて曰しめけるは是はエホバの敵よりとりて爾らにおくる饋物あり 二七 ベテルにをるものの南のラモテにをるものヤッテルにをる者 二八 アロエルにをる者シフモテにをるもののエシテモにをるもの 二九 ラカルにをるものエラメル人の邑にを

るものケニ人の邑にをるもの 三十 ホルマにをるものコラシヤンにをるものアタクにをるもの 三十一 ヘブロンにをるものおよびすべてダビデが其從者とともに毎にゆきし所にてきをわかちおくれり

第三十一章

一 ペリシテ人イスラエルと戰ふイスラエルの人々ペリシテ人のまへより逃げ負傷者ギルボア山に斃れたり 二 ペリシテ人サウルと其子等に攻よりペリシテ人サウルの子ヨナタンアビナダブおよびマルキシユアを殺したり 三 戰はげしくサウルにせまりて射手の者サウルを射とめければ彼痛く射手の者のために苦しめり 四 サウル武器を執る者にいひけるは爾の劍を拔き其をもて我を刺とほせ恐らくは是等の割禮なき者きたりて我を刺し我をはづかしめんと然ども武器をとるもの痛くおそれて肯ぜざればサウル劍をとりて其上に伏したり 五 武器を執るものサウルの死たるを見ておのれも劍の上にふしてかれとともに死り 六

かくサウルと其三人の子およびサウルの武器をとるもの並に其從者みな此日俱に死り 七 イスラエルの人々は谷の對向にをるものおよびヨルダンの對面にをるものイスラエルの人々は逃るを見サウルと其子等の死るをみて諸邑を棄て逃ければペリシテ人きたりて其中にをる 八 明日ペリシテ人戰沒せる者を剝んとてきたりサウルと其三人の子のギルボア山にたふれをるを見たり 九 彼等そのサウルの首を斬り其鎧甲をはぎとりペリシテ人の地の四方におくりこれをして此好報を其偶像の家および民の中につげしむ 十 またかれら其鎧甲をアシタロテの家におき其體をベテシヤンの城垣に釘けたり 十一 ヤベシギレアデの人々ペリシテ人のサウルになしたる事を聞しかば 十二 勇士みなおこり終夜ゆきてサウルの體と其子等の體をベテシヤンの城垣よりとりおろしヤベシにいたりて之を其處に焚き 十三 其骨をとりてヤベシの柳樹の下に

はうむり七日のあひだ斷食せり

撒母耳後書

第一章

一 サウルの死し後ダビデ アマレク人を撃てかへりチクラグに二日とゞまりけるが 二 第三日におよびて一個の人其衣を裂き頭に土をかむりて陣營より卽ちサウルの所より來りダビデの許にいたり地にふして拜せり 三 ダビデかれにいひけるは汝いづくより來れるやかれダビデにいひけるはイスラエルの陣營より逃れきたれり 四 ダビデかれにいひけるは事いかん請ふ我につげよかれこたへけるは民戰に敗れて逃げ民おほく仆れて死りまたサウルと其子ヨナタンも死り 五 ダビデ其おのれにつぐる少者にいひけるは汝いかにしてサウルと其子ヨナタンの死たるをしるや 六 ダビデにつぐる少者いひけるは我はからずもギルボア山にのぼり見しにサウル其槍に倚りかゝりをりて戰車と騎兵かれにせめよらんとせり 七 かれうしろをふりむきて我を見我をよびたれ

ば我こたへて我こゝにありといふ 八 かれ我に汝は誰なるといひければ我かれにこたへて我はアマレク人なりといふ 九 かれまた我にいひけるは己が身いたく攣む請ふ我うへにのりて我をころせわが生命なほわれの中にまつたければなりと 十 我すなはちかれの上にのりてかれを殺したり其は我かれが既に仆て生ることをえざるをしりたればなりしかして我その首にありし冕とその腕にありし釧を取りてこれをわが主に携へきたれり 十一 是においてダビデおのれの衣を執てこれを裂けりまた彼とゝもにある者も皆しかせり 十二 彼等サウルのためまた其子ヨナタンのためまたエホバの民のためイスラエルの家のために哭きかなしみて晩まで食を断り其は彼ら劒にたふれたればなり 十三 ダビデおのれに告し少者にいひけるは汝は何處の者なるやかれこたへけるは我は他國の人すなはちアマレク人なりと 十四 ダビデかれにいひける

は汝なんぞ手をのばしてヱホバの膏そゝぎし者をころすことを
畏ざりしやと 十五 ダビデ一人の少者をよびていひけるは近よりて
これをころせとすなはちこれをうちければ死り 十六 ダビデかれに
いひけるは汝の血は汝の首に歸せよ其は汝口づから我ヱホバの
あぶらそゝぎし者をころせりといひて己がむかひて證をたつれ
ばなり 十七 ダビデ悲歌をもてサウルと其子ヨナタンを吊ふ 十八 ダビ
デ命じてこれをユダの族にをしへしむ即ち弓の歌是なり是はヤ
シル書に記さる 十九 イスラエルよ汝の榮耀は汝の崇邱に殺さる嗚
呼勇士は仆れたるかな 二十 此事をガテに告るなかれアシケロンの
邑に傳るなかれ恐くはペリシテ人の女等喜ん恐くは割禮を受ざ
る者の女等樂を祝はん 二十一 ギルボアの山よ願くは汝の上に雨露降る
ことなかれ亦供物の田園もあらざれ其は彼處に勇士の干棄ら
るればなり即ちサウルの干膏を沃がずして彼處に棄らる 二十二 殺せ

し者の血をのまずしてヨナタンの弓は退かず勇士の脂を食ずしてサウルの劍は空く歸らず 二三 サウルとヨナタンは愛らしく樂げにして生死ともに離れず二人は鷲よりも捷く獅子よりも強かりき 二四 イスラエルの女等よサウルのために哀けサウルは絳き衣をもて汝等を華麗に粧ひ金の飾を汝等の衣に著たり 二五 嗚呼、勇士は戰の中に仆たるかなヨナタン汝の崇邱に殺されぬ 二六 兄弟ヨナタンよ我汝のために悲慟む汝は大に我に樂き者なりき汝の我をいつくしめる愛は尋常ならず婦の愛にも勝りたり 二七 嗚呼、勇士は仆たるかな戰の具は失たるかな

第二章

一 此のちダビデエホバに問ていひけるは我ユダのひとつの邑にのぼるべきやエホバかれにいひたまひけるはのぼれ、ダビデいひけるは何處にのぼるべきやエホバいひたまひけるはヘブロンにのぼるべしと 二 ダビデすなはち彼處にのぼれりその二人の妻エ

ズレル人アヒノアムおよびカルメル人ナバルの妻なりしアビガ
ルもともにのぼれり 三 ダビデ其おのれとともにありし從者と其
家族をことごとく將のぼりければ皆ヘブロンの諸邑にすめり 四
時にユダの人々きたり彼處にてダビデに膏をそゝぎてユダの家
の王となせり人々ダビデにつげてサウルを葬りしはヤベシ
ギレアデの人なりといひければ 五 ダビデ使者をヤベシギレアデ
の人におくりてこれにいひけるは汝らこれ厚意を汝らの主サウ
ルにあらはしてこれを葬りたればねがはくは汝らヱホバより福
祉をえよ 六 ねがはくはヱホバ恩寵と眞實を汝等にしめしたまへ
汝らこの事をなしたるにより我亦汝らに此恩惠をしめすなり 七
されば汝ら手をつよくして勇ましくあれ汝らの主サウルは死たれ
り又ユダの家我に膏をそゝぎて我をこれらの王となしたればな
りと 八 爰にサウルの軍の長ネルの子アブネルサウルの子イシボ

セテを取りてこれをマハナイムにみちびきわたり 九 ギレアデとアシユリ人とエズレルとエフライムとベニヤミンとイスラエルの衆の王となせり 十 サウルの子イシボセテはイスラエルの王となりし時四十歳にして二年のあひだ位にありしがユダの家はダビデにしたがへり 十一 ダビデがヘブロンにありてイスラエルの家の王たりし日數は七年と六ケ月なりき 十二 ネルの子アブネルおよびサウルの子なるイシボセテの臣僕等マハナイムを出てギベオンに至れり 十三 ゼルヤの子ヨアブとダビデの臣僕もいでゆけり彼らギベオンの池の傍にて出會一方は池の此畔に一方は池の彼畔に坐す 十四 アブネル ヨアブにいひけるはいざ少者をして起て我らのまへに戯れしめんヨアブいひけるは起しめんと 十五 サウルの子イシボセテに屬するベニヤミンの人其數十二人およびダビデの臣僕十二人起て前み 十六 おの／＼其敵手の首を執へて劍を其敵手

の脅に刺し斯して彼等倶に斃れたり是故に其處はヘルカテハツリム(利劔の地)と稱らる即ちギベオンにあり 十七 此日戰甚だ烈しくしてアブチルとイスラエルの人々ダビデの臣僕のまへに敗る 十八 其處にゼルヤの三人の子ヨアブ、アビシヤイ、アサヘル居たりしがアサヘルは疾足なること野にをる麞のごとくなりき 十九 アサヘルアブチルの後を追ひけるが行に右左にまがらずアブチルの後をしたふ 二十 アブチル後を顧みていふ汝はアサヘルなるか彼しかりと答ふ 二一 アブチルかれにいひけるは汝の右か左に轉向て少者の一人を擒へて其戎服を取れと然どアサヘルアブチルをおふことを罷て外に向ふを背ぜず 二二 アブチルふたゝびアサヘルにいふ汝我を追ことをやめて外に向へ我なんぞ汝を地に擊ち仆すべけんや然せば我いかでかわが面を汝の兄ヨアブにむくべけんと 二三 然かれどもかれ外にむかふことをいなむによりアブチル槍の後銛をも

てかれの腹を刺しければ槍その背後にいでたりしを其處にたふれて立所に死り斯しかばアサヘルの仆れて死るところに來る者は皆たちどまれり 二四 されどヨアブとアビシヤイはアブネルの後を追きたりしがギベオンの野の道傍にギアの前にあるアンマの山にいたる時日暮ぬ 二五 ベニヤミンの子孫アブネルにしたがひて集まり一隊となりてひとつの山の頂にたてり 二六 爰にアブネルヨアブをよびていひけるは刀劍豈永久にほろぼさんや汝其終りには怨恨を結ぶにいたるを知らざるや汝何時まで民に其兄弟を追ふことをやめてかへることを命ぜざるや 二七 ヨアブいひけるは神は活く若し汝が言出さゞりしならば民はおの〳〵其兄弟を追はずして今晨のうちにさりゆきしならんと 二八 かくてヨアブ喇叭を吹きければ民皆たちどまりて再イスラエルの後を追はずまたかさねて戰はざりき 二九 アブネルと其從者終夜アラバを經ゆきてヨ

ルダンを濟りビテロンを通りてマハナイムにいたれり 三十 ヨアブアブネルを追ふことをやめて歸り民をことごとく集めたるにダビデの臣僕十九人とアサヘル缺てをらざりき 三一 されどダビデの臣僕はベニヤミンとアブネルの從者三百六十人を撃ち殺せり 三二 人々アサヘルを取りあげてベテレヘムにある其父の墓に葬るヨアブと其從者は終夜ゆきて黎明にヘブロンにいたれり

第三章

一 サウルの家とダビデの家の間の戰爭久しかりしがダビデは益強くなりサウルの家はますます弱くなれり 二 ヘブロンにてダビデに男子等生る其首出の子はアムノンといひてエズレル人アヒノアムより生る 三 其次はキレアブといひてカルメル人ナバルの妻なりしアビガルより生る第三はアブサロムといひてゲシユルの王タルマイの女子マアカの子なり 四 第四はアドニヤといひてハギテの子なり第五はシパテヤといひてアビタルの子なり

五 第六はイテレヤムといひてダビデの妻エグラの子なり是等の子ヘブロンにてダビデに生る 六 サウルの家とダビデの家の間に戰爭ありし間アブネルはサウルの家に荷擔り 七 嚮にサウル一人の妾を有り其名をリヅパといふアヤの女なり爰にイシボセテアブネルにいひけるは汝何ぞわが父の妾に通じたるや 八 アブネル甚しくイシボセテの言を怒りていひけるは我今日汝の父サウルの家とその兄弟とその朋友に厚意をあらはし汝をダビデの手にわたさざるに汝今日婦人の過を擧て我を責む我は犬の首ならんやユダにくみする者ならんや 九 神アブネルに斯なしまたかさねて斯なしたまへエホバのダビデに誓ひたまひしごとく我かれに然なすべし 十 即ち國をサウルの家より移しダビデの位をダンよりベエルシバにいたるまでイスラエルとユダの上にたてん 十一 イシボセテアブネルを恐れたればかさねて一言も

之にあたふるをえざりき 十二 アブネルおのれの代に使者をダビデにつかはしていひけるは此地は誰の所有なるや又いひけるは汝我と契約を為せ我力を汝に添へてイスラエルを悉く汝に歸せしめん 十三 ダビデいひけるは善し我汝と契約をなさん但し我一の事を汝に索む即ち汝來りてわが面を觀る時先づサウルの女ミカルを攜きたらざれば我面を觀るを得じと 十四 ダビデ使者をサウルの子イシボセテに遣はしていひけるは我がペリシテ人の陽皮一百を以て聘たるわが妻ミカルを我に交すべし 十五 イシボセテ人をつかはしてこれを其夫ライシの子パルテより取しかば 十六 其夫哭つゝ歩みて其後にしたがひて倶にバホリムにいたりしがアブネルかれに歸り往けといひければすなはち歸りぬ 十七 アブネルイスラエルの長老等と語りていひけるは汝ら前よりダビデを汝らの王となさんことを求め居たり 十八 されば今これをなすべし其は

エホバ、ダビデに付て語りて我わが僕ダビデの手を以てわが民イスラエルをペリシテ人の手よりまたもろもろの敵の手より救ひいださんといひたまひたればなりと

十九 アブネル亦ベニヤミンの耳に語りしかしてアブネル自らイスラエルおよびベニヤミンの全家の善とおもふ所をヘブロンにてダビデの耳に告げんとて往り

二十 すなはちアブネル二十人をしたがへてヘブロンにゆきてダビデの許にいたりければダビデ、アブネルと其したがへる從者のために酒宴を設けたり

二一 アブネル、ダビデにいひけるは我起てゆきイスラエルをことごとく我主王の所に集めて彼等に汝と契約を立しめ汝をして心に望む所の者をことごとく治むるにいたらしめんと是においてダビデ、アブネルを歸してかれ安然に去り

二二 時にダビデの臣僕およびヨアブ人の國を侵して歸り大なる掠取物を攜へきたれり然どアブネルはダビデとともにヘブロンに

はをらざりき其はダビデかれを歸してかれ安然に去りたればなり 二三 ヨアブおよびともにありし軍兵皆かへりきたりしとき人々ヨアブに告ていひけるはネルの子アブネル王の所にきたりしが王かれを返してかれ安然にされりと 二四 ヨアブ王に詣りていひけるは汝何を爲したるやアブネル汝の所にきたりしに汝何故にかれを返して去ゆかしめしや 二五 汝ネルの子アブネルが汝を誑かさんとてきたり汝の出入を知りまた汝のすべて爲す所を知んために來りしを知ると 二六 かくてヨアブダビデの所より出來り使者をつかはしてアブネルを追しめたれば使者シラの井よりかれを將返れりされどダビデは知ざりき 二七 アブネルヘブロンに返りしかばヨアブ彼と密に語らんとてかれを門の内に引きいれ其處にてかの腹を刺てこれを殺し己の兄弟アサヘルの血をむくいたり 二八 其後ダビデ聞ていひけるは我と我國はネルの子アブネルの血に

つきてヱホバのまへに永く罪あることなし 二九 其罪はヨアブの首と其父の全家に歸せよねがはくはヨアブの家には白濁を疾むものの癩病人の杖に倚ものの劍に仆るものの食物に乏しき者の絶ることあらざれと 三十 ヨアブとその弟アビシヤイのアブネルを殺したるはかれがギベオンにて戰陣のうちにおのれの兄弟アサヘルをころせしによれり 三一 ダビデ、ヨアブおよびおのれとともにある民にいひけるは汝らの衣服を裂き麻の衣を着てアブネルのために哀哭くべしとダビデ王其棺にしたがふ 三二 人衆アブネルをヘブロンに葬れり王聲をあげてアブネルの墓に哭き又民みな哭けり 三三 王アブネルの爲に悲の歌を作りて云くアブネル如何にして愚なる人の如くに死けん 三四 汝の手は縛もあらず汝の足は鏈にも繫れざりしものを嗚呼汝は惡人のために仆る人のごとくにたふれたり斯て民皆再びかれがために哭けり 三五 民みな日のあるうち

にダビデにパンを食はしめんとて來りしにダビデ誓ひていひけるは若し日の沒まへに我パンにても何にても味ひなば神我にかくなし又重ねて斯なしたまへと 三六 民皆見て之を其目に善しとせり凡て王の爲すところの事は皆民の目に善と見えたり 三七 其日民すなはちイスラエル皆ネルの子アブネルを殺たるは王の所爲にあらざるを知れり 三八 王その臣僕にいひけるは今日一人の大將大人イスラエルに斃る汝らこれをしらざるや 三九 我は膏そゝがれし王なれども今日尙弱しゼルヤの子等なる此等の人我には制しがたしヱホバ惡をおこなふ者に其惡に隨ひて報いたまはん

第四章

一 サウルの子はアブネルのヘブロンにて死たるを聞きしかば其手弱くなりてイスラエルみな憂へたり 二 サウルの子隊長二人を有てり其一人をバアナといひ一人をレカブといふベニヤミンの支派なるベロテ人リンモンの子等なり其はベロテも亦べ

ニヤミンの中に數へらるればなり 三 昔ベロテ人ギツタイムに逃遁れて今日にいたるまで彼處に旅人となりて止まる 四 サウルの子ヨナタンに跛足の子一人ありエズレルよりサウルとヨナタンの事の報いたりし時は五歳なりき其乳媼これを抱きて逃れたりしが急ぎ逃る時其子墜て跛者となれり其名をメピボセテといふ 五 ベロテ人リンモンの子レカブとバアナゆきて日の熱き頃イシボセテの家にいたるにイシボセテ午睡し居たり 六 かれら麥を取らんといひて家の中にいりきたりかれの腹を刺りころしてレカブと其兄弟バアナ逃げさりぬ 七 彼等が家にいりしときイシボセテは其寢室にありて床の上に寢たりかれら即ちこれをうちころしかれを馘りて其首級をとり終夜アラバの道をゆきて 八 イシボセテの首級をヘブロンにダビデの許に攜へいたりて王にいひけるは汝の生命を求めたる汝の敵サウルの子イシボセテの首を

視よヱホバ今日我主なる王の仇をサウルと其裔に報いたまへりとダビデベロテ人リンモンの子レカブと其兄弟バアナに答へていひけるはわが生命を諸の艱難の中に救ひたまひしヱホバは生く 十 我は嘗て人の我に告て視よサウルは死りと言ひて自ら我に善き事を傳ふる者と思ひをりしを執てこれをチクラグに殺し其消息に報いたり 十一 況や惡人の義人を其家の床の上に殺したるをやされば我彼の血をながせる罪を汝らに報い汝らをこの地より絶ざるべけんやと 十二 ダビデ少者に命じければ少者かれらを殺して其手足を切離しヘブロンの池の上に懸たり又イシボセテの首を取りてヘブロンにあるアブネルの墓に葬れり

第五章

一 爰にイスラエルの支派咸くヘブロンにきたりダビデにいたりていひけるは視よ我等は汝の骨肉なり 二 前にサウルが我等の王たりし時にも汝はイスラエルを率ゐて出入する者なりき

しかしてヱホバ汝に汝わが民イスラエルを牧養はん汝イスラエルの君長とならんといひたまへりと 三 斯くイスラエルの長老皆ヘブロンにきたり王に詣りければダビデ王ヘブロンにてヱホバのまへにかれらと契約をたてたり彼らすなはちダビデに膏を灑でイスラエルの王となす 四 ダビデは王となりし時三十歳にして四十年の間位に在き 五 即ちヘブロンにてユダを治むること七年と六箇月またヱルサレムにてイスラエルとユダを全く治むることと三十三年なり 六 茲に王其從者とともにヱルサレムに往き其地の居民ヱブス人を攻んとすヱブス人ダビデにかたりていひけるは汝此に入ること能はざるべし反て盲者跛者汝を追はらはんと是彼らダビデ此に入るあたはずと思へるなり 七 然るにダビデシオンの要害を取り是即ちダビデの城邑なり 八 ダビデ其日いひけるは誰にても水道にいたりてヱブス人を撃ちまたダビデの心の

惡める跛者と盲者を撃つ者は(首となし長となさん)と是によりて人々く盲者と跛者は家に入るべからずといひならせり
九 ダビデ其要害に住て之をダビデは城邑と名けたりまたダビデミロ(城塞)より內は四方に建築をなせり
十 かくてダビデはます〱大いに成りゆき且萬軍の神エホバこれと共にいませり
十一 ツロの王ヒラム使者をダビデに遣はして檜および木匠と石工をおくりて彼らダビデのために家を建つ
十二 ダビデエホバのおのれをたててイスラエルの王となしたまへるを曉りまたエホバの其民イスラエルのために其國を興したまひしを曉れり
十三 ダビデヘブロンより來りし後エルサレムの中よりまた妾と妻を納たれば男子女子またダビデに生る
十四 エルサレムにて彼に生れたる者の名はかくのごとしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、ソロモン、
十五 イブハル、エリシユア、ネペグ、ヤピア、
十六 エリシヤマ、エリアダ、エリパレテ
十七 爰に膏を沃いでダ

ビデをイスラエルの王と爲し事ペリシテ人に聞えければペリシテ人皆ダビデを獲んとて上るダビデ聞て要害に下れり 十八 ペリシテ人臻りてレパイム谷に布き備へたり 十九 ダビデエホバに問ていひけるは我ペリシテ人にむかひて上るべきや汝かれらをわが手に付したまふやエホバダビデにいひたまひけるは上れ我必らずペリシテ人を汝の手にわたさん 二十 ダビデバアルペラシムに至りこれらを其所に撃ていひけるはエホバ水の破壞り出るごとく我敵をわが前に破壞りたまへりと是故に其所の名をバアルペラシム(破壞の處)と呼ぶ 二一 彼處に彼等其偶像を遺たればダビデと其從者これを取あげたり 二二 ペリシテ人再び上りてレパイムの谷に布き備へたれば 二三 ダビデエホバに問ふにエホバいひたまひけるは上るべからず彼等の後にまはりバカの樹の方より彼等を襲へ 二四 汝バカの樹の上に進行の音を聞ばすなはち突出づべし其時に

れエホバ汝のまへにいでゝペリシテ人の軍を撃たまふべければなりと 二五 ダビデエホバのおのれに命じたまひしごとくなしペリシテ人を撃てゲバよりガゼルにいたる

第六章

一 ダビデ再びイスラエルの選拔の兵士三萬人を悉く集む 二 ダビデ起ておのれと共にある民とともにバアレユダに往て神の匱を其處より舁上らんとす其匱はケルビムの上に坐したまふ萬軍のエホバの名をもて呼る 三 すなはち神の匱を新しき車に載せて山にあるアビナダブの家より舁いだせり 四 アビナダブの子ウザとアヒオ神の匱を載たる其新車を御しアヒオ匱のまへにゆけり 五 ダビデおよびイスラエルの全家琴と瑟と鼓と鈴と鐃鈸をもちて力を極め謠を歌ひてエホバのまへに躍り踊れり 六 彼等がナコンの禾場にいたれる時ウザ手を神の匱に伸してあれを扶へたり其れ牛振たればなり 七 エホバウザにむかひて怒りを發し其

誤謬のために彼を其處に撃ちたまひければ彼處にて神の匱の傍に死ねり八エホバウザを撃ちたまひしによりてダビデ怒り其處をペレツウザ(ウザ撃)と呼り其名今日にいたる九其日ダビデエホバを畏れていひけるはエホバの匱いかで我所にいたるべけんやと十ダビデエホバの匱を已に移してダビデの城邑にいらしむるを好まず之を轉らしてガテ人オベデエドムの家にいたらしむ十一エホバの匱ガテ人オベデエドムの家に在ること三月なりきエホバオベデエドムと其全家を惠みたまふ十二エホバ神の匱のためにオベデエドムの家と其所有を皆惠みたまふといふ事ダビデ王に聞えければダビデゆきて喜樂をもて神の匱をオベデエドムの家よりダビデの城邑に舁上り十三エホバの匱を舁く者六歩行たる時ダビデ牛と肥たる者を獻たり十四ダビデ力を極めてエホバの前に踊躍れり時にダビデ布のエポデを着て居たり十五ダビデおよびイ

スラエルの全家歡呼と喇叭の聲をもてヱホバの匱を舁のぼれり
十六 神の匱ダビデの城邑にいりし時サウルの女ミカル窓より窺ひ
てダビデ王のヱホバのまへに舞躍るを見其心にダビデを藐視む
十七 人々ヱホバの匱を舁入てこれをダビデが其爲に張たる天幕の
中なる其所に置りかくしてダビデ燔祭と酬恩祭をヱホバのまへ
に獻げたり 十八 ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終し時萬軍の
ヱホバの名を以て民を祝せり 十九 また民の中即ちイスラエルの衆
庶の中に男にも女にも倶にパン一箇肉一斤乾葡萄一塊を分ちあ
たへたり斯て民皆おの〳〵其家にかへりぬ 二十 爰にダビデ其家族
を祝せんとて歸りしかばサウルの女ミカルダビデを出でむかへ
ていひけるはイスラエルの王今日如何に威光ありしや自ら遊蕩
者の其身を露すがごとく今日其臣僕の婢女のまへに其身を露し
たまへりと 二一 ダビデミカルにいふ我はヱホバのまへに即ち汝の

父よりもまたその全家よりも我を選みて我をヱホバの民イスラエルの首長に命じたまへるヱホバのまへに躍れり 三 我は此よりも尚輕からんまたみづから賤しと思はん汝が語る婢女等とともにありて我は尊榮をえんと 三 是故にサウルの女ミカルは死ぬる日まで子あらざりき

第七章

一 王其家に住ゐたり且ヱホバ其四方の敵を壤てこれを安かならしめたまひし時 二 王預言者ナタンにいひけるは視よ我は檜の家に住む然ども神の匱は幔幕の中にあり 三 ナタン王にいひけるはヱホバ汝と共に在せば往て凡て汝の心にあるところを爲せ 四 其夜ヱホバの言ナタンに臨みていはく 五 往てわが僕ダビデに言へヱホバ斯く言ふ汝わがために我の住むべき家を建んとするや 六 我はイスラエルの子孫をエジプトより導き出せし時より今日にいたるまで家に住しことなくして但天幕と幕屋の中に歩み

居たり 七 我イスラエルの子孫と共に凡て歩める處にて汝ら何故に我に檜の家を建ざるやとわが命じて己が民イスラエルを牧養しめしイスラエルの士師の一人に一言も語りしことあるや 八 然ば汝わが僕ダビデに斯く言ふべし萬軍のエホバ斯く言ふ我汝を牧場より取り羊に隨ふ所より取りてわが民イスラエルの首長となし 九 汝がすべて往くところにて汝と共にあり汝の諸の敵を汝の前より斷さりて地の上の大なる者の名のごとく汝に大なる名を得さしめたり 十 又我わが民イスラエルのために處を定めてかれらを植つけかれらをして自己の處に住て重て動くことなからしめたり 十一 また惡人昔のごとくまた己が民イスラエルの上に士師を立てたる時よりの如くふたゝび之を惱ますことなかるべし我汝の諸の敵をやぶりて汝を安かならしめたり又エホバ汝に告ぐエホバ汝のために家をたてん 十二 汝の日の滿て汝が汝の父祖

等と共に寝らん時に我汝の身より出る汝が種子を汝が後にたてゝ其國を堅うせん 十三 彼わが名のために家を建ん我永く其國の位を堅うせん 十四 我は彼が父となり彼は己が子となるべし彼もし迷はゞ我人の杖と人の子の鞭を以て之を懲さん 十五 されど我が恩惠はわが汝のまへより除きしサウルより離れたるごとくに彼より離るゝことあらじ 十六 汝の家と汝の國は汝がまへに永く保つべし汝の位は永く堅うせらるべし 十七 ナタン凡て是等の言のごとくまたすべて此默示のごとくダビデに語りければ 十八 ダビデ王入てヱホバの前に坐していひけるは主ヱホバよ我は誰わが家は何なればか爾此まで我を導きたまひしや 十九 主ヱホバよ此はなほ汝の目には少き事なり汝また僕の家の遙か後の事を語りたまへり主ヱホバよ是は人の法なり 二十 ダビデ此上何を汝に言ふを得ん其は主ヱホバ汝僕を知たまへばなり 二十一 汝の言のためま

た汝の心に隨ひて汝此諸の大なることを爲し僕に之をしらしめたまふ 二二 故に神ヱホバよ爾は大いなり其は我らが凡て耳に聞る所に依ば汝の如き者なくまた汝の外に神なければなり 二三 地の何れの國か汝の民イスラエルの如くなる其は神ゆきてかれらを贖ひ己の民となして大なる名を得たまひまた彼らの爲に大なる畏るべき事を爲したまへばなり即ち汝がエジプトより贖ひ取たまひし民の前より國々の人と其諸神を逐拂ひたまへり 二四 汝は汝の民イスラエルをかぎりなく汝の民として汝に定めたまへりヱホバよ汝はかれの神となりたまふ 二五 されば神ヱホバよ汝が僕と其家につきて語りたまひし言を永く堅うして汝のいひしごとく爲たまへ 二六 ねがはくは永久に汝の名を崇めて萬軍のヱホバはイスラエルの神なりと曰しめたまへねがはくは僕ダビデの家をして汝のまへに堅く立しめたまへ 二七 其は萬軍のヱホバイスラエルの

神よ汝僕の耳に示して我汝に家をたてんと言たまひたればなり是故に僕此祈禱を汝に為す道を心の中に得たり 二八 主ヱホバよ汝は神なり汝の言は眞なり汝この恵を僕に語りたまへり 二九 願くは僕の家を祝福て汝のまへに永く續くことを得さしめたまへ其は主ヱホバ汝これを語りたまへばなりねがはくは汝の祝福によりて僕の家は永く祝福を蒙らしめたまへ

第八章

一 此後ダビデペリシテ人を撃てこれを服すダビデまたペリシテ人の手よりメテグアンマをとれり 二 ダビデまたモアブを撃ち彼らをして地に伏しめ繩をもてこれらを度れり即ち二條の繩をもて死す者を度り一條の繩をもて生しおく者を量度るモアブ人は貢物を納てダビデの臣僕となれり 三 ダビデまたレホブの子なるゾバの王ハダデゼルがユフラテ河の邊にて其勢を新にせんとて往るを撃り 四 しかしてダビデ彼より騎兵千七百人歩兵二

萬人を取りまたダビデ一百の車の馬を存して其餘の車馬は皆其筋を切斷り 五 ダマスコのスリア人ゾバの王ハダデゼルを援んとて來りければダビデスリア人二萬二千を殺せり 六 さうしてダビデダマスコのスリアに代官を置きぬスリア人ハ貢物を納てダビデの臣僕となれりヱホバダビデを凡て其往く所にて助けたまへり 七 ダビデハダデゼルの臣僕等の持る金の楯を奪ひてこれをヱルサレムに攜きたる 八 ダビデ王又ハダデゼルの邑ベタとベロタより甚だ多くの銅を取り 九 時にハマテの王トイダビデがハダデゼルの總の軍を擊破りしを聞て 十 トイ其子ヨラムをダビデ王につかはし安否を問ひかつ祝を宣しむ其はハダデゼル嘗てトイと戰を爲したるにダビデハダデセルとたゝかひてこれを擊やぶりたればなりヨラム銀の器と金の器と銅の器を攜へ來りければ 十一 ダビデ王其攻め伏せたる諸の國民の中より取りて納めたる金銀

と共に是等をもヱホバに納めたり 十二 即ちエドムよりモアブよりアンモンの子孫よりペリシテ人よりアマレクよりえたる物およびゾバの王レホブの子ハダデゼルより得たる掠取物とゝもにてこれを納めたり 十三 ダビデ鹽谷にてエドム人一萬八千を撃て歸て名譽を得たり 十四 ダビデエドムに代官を置り即ちエドムの全地に徧く代官を置てエドム人は皆ダビデの臣僕となれりヱホバダビデを凡て其往くところにて助けたまへり 十五 ダビデイスラエルの全地を治め其民に公道と正義を行ふ 十六 ゼルヤの子ヨアブは軍の長アヒルデの子ヨシヤパテは史官 十七 アヒトブの子ザドクとアビヤタルの子アヒメレクは祭司セラヤは書記官 十八 ヱホヤダの子ベナヤはケレテ人およびペレテ人の長ダビデの子等は大臣なりき

第九章

一 爰にダビデいひけるはサウルの家の遺存る者尚あるや我ヨナタンの爲に其人に恩惠をほどこさんと 二 サウルの家の

僕なるヂバと名くる者ありけるがかれをダビデに召きたるに王かれにいひけるは汝はヂバなるかと彼いふ僕是なり 三 王いひけるはサウルの家の者なほあるか我其人に神の恩惠をほどこさんとすヂバ王にいひけるはヨナタンの子なほあり跛者なり 四 王かれにいひけるは其人は何處にをるやヂバ王にいひけるはロデバルにてアンミエルの子マキルの家にをる 五 ダビデ王人を遣はしてロデバルより即ちアンミエルの子マキルの家よりかれを攜來らしむ 六 サウルの子ヨナタンの子なるメピボセテ ダビデの所に來り伏て拜せりダビデ メピボセテよといひければ答て僕此にありと曰ふ 七 ダビデかれにいひけるは恐るゝなかれ我必ず汝の父ヨナタンの爲に恩惠を汝にしめさん我汝の父サウルの地を悉く汝に復すべし又汝は恒に我席において食ふべしと 八 かれ拜して言けるは僕何なればか汝死たる犬のごとき我を眷顧たまふ 九 王サウ

ルの僕ヂバを呼てこれにいひけるは凡てサウルとその家の物は我皆汝の主人の子にあたへたり十汝と汝の子等と汝の僕かれのために地を耕へして汝の主人の子に食ふべき食物を取きたるべし但し汝の主人の子メピボセテは恒に我席において食ふべしとヂバは十五人の子と二十人の僕あり十一ヂバ王にいひけるは總て王わが主は僕に命じたまひしごとく僕なすべしとメピボセテは王の子の一人のごとくダビデの席にて食へり十二メピボセテに一人の若き子あり其名をミカといふヂバの家に住る者は皆メピボセテの僕なりき十三メピボセテはエルサレムに住たり其はかれ恒に王の席にて食ひたればなりかれは兩の足ともに跛たる者なり

第十章

一此後アンモンの子孫の王死て其子ハヌン之に代りて位に即く二ダビデ我ナハシの子ハヌンにその父の我に恩惠を示せ

しおとく恩惠を示さんといひてダビデこれを其父の故によりて慰めんとて其僕を遣はせりダビデの僕アンモンの子孫の地にいたるに 三 アンモンの子孫の諸伯其主ハヌンにいひけるはダビデ慰者を汝に遣はしたるによりて彼汝の父を崇むと汝の目に見ゆるやダビデ此城邑を窺ひこれを探りて陷いれんために其僕を汝に遣はせるにあらずや 四 是においてハヌンダビデの僕を執へ其鬚の半を剃り落し其衣服を中より斷て股までにしてこれを歸せり 五 人々これをダビデに告ければダビデ人を遣はしてかれらを迎へしむ其人々大に恥たればなり即ち王いふ汝ら鬚の長るまでエリコに止まりて然るのち歸るべしと 六 アンモンの子孫自己のダビデに惡まるゝを見しかばアンモンの子孫人を遣はしてベテレホブのスリア人とゾバのスリア人の歩兵二萬人およびマアカの王より一千人トブの人より一萬二千人を雇いれたり 七 ダビデ

聞てヨアブと勇士の總軍を遣せり八アンモンの子孫出て門の入口に軍の陣列をなしたりゾバとレホブのスリア人およびトブの人とマアカの人は別に野に居り九ヨアブ戰の前後より己に向ふを見てイスラエルの選拔の兵の中を選みてこれをスリア人に對ひて備へしめ十其餘の民をば其兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫に向て備へしめて十一いひけるは若スリア人我に手強からば汝我を助けよ若アンモンの子孫汝に手剛からば我ゆきて汝をたすけん十二汝勇ましくあれよ我ら民のためとこれらの神の諸邑のために勇しく爲んねがはくはヱホバ其目によしと見ゆるところをなしたまへ十三ヨアブ己と共に在る民と共にスリア人にむかひて戰んとて近づきければスリア人彼のまへより逃たり十四アンモンの子孫スリア人の逃たるを見て亦自己等もアビシヤイのまへより逃て城邑にいりぬヨアブすなはちアンモンの子孫

の所より還りてエルサレムにいたる 十五 スリア人其イスラエルのまへに敗れたるを見て倶にあつまれり 十六 ハダデゼル人をやりて河の前岸にをるスリア人を將ゐ出して皆ヘラムにきたらしむハダデゼルの軍の長ショバクこれを率ゐたり 十七 其事ダビデに聞えければ彼イスラエルを悉く集めてヨルダンを渉りてヘラムに來れりスリア人ダビデに向ひて備へ之と戰ふ 十八 スリア人イスラエルのまへより逃ければダビデスリア人兵車の人七百騎兵四萬を殺し又其軍の長ショバクを撃てこれを其所に死しめたり 十九 ハダデゼルの臣なる王等其イスラエルのまへに壞れたるを見てイスラエルと平和をなして之に事へたり斯スリア人は恐れて再びアンモン人の子孫を助くることをせざりき

第十一章

一 年歸りて王等の戰に出る時にいたりてダビデヨアブおよび自己の臣僕並にイスラエルの全軍を遣はせり彼等アンモ

ンの子孫を滅ぼしてラバを圍めりされどダビデはエルサレムに止りぬ 二 爰に夕暮にダビデ其床より興きいでゝ王の家の屋蓋のうへに歩みしが屋蓋より一人の婦人の体をあらふを見たり其婦は觀るに甚だ美し 三 ダビデ人を遣して婦人を探らしめしに或人いふ此はエリアムの女バテシバにてヘテ人ウリヤの妻なるにあらずやと 四 ダビデ乃ち使者を遣はして其婦を取る婦彼に來りて彼婦と寢たりしかして婦其不潔を清めて家に歸りぬ 五 かくて婦孕みければ人をつかはしてダビデに告ていひけるは我子を孕めりと 六 是においてダビデ人をヨアブにつかはしてヘテ人ウリヤを我に遣はせといひければヨアブウリヤをダビデに遣はせり 七 ウリヤダビデにいたりしかばダビデこれにヨアブの如何なると民の如何なると戰争の如何なるを問ふ 八 しかしてダビデウリヤにいひけるは汝の家に下りて足を洗へとウリヤ王の家を出るに

王の贈物其後に從ひてきたる 九 然どウリヤは王の家の門に其主の僕等とともに寢ておのれの家にくだりいたらず 十 人々ダビデに告てウリヤ其家にくだり至らずといひければダビデウリヤにいひけるは汝は旅路をなして來れるにあらずや何故に自己の家にくだらざるや 十一 ウリヤダビデにいひけるは匱とイスラエルとユダは小屋の中に住まりわが主ヨアブとわが主の僕は野の表に陣を取るに我いかでわが家にゆきて食ひ飲しまた妻と寢べけんや汝は生また汝の靈魂は活く我此事をなさじ 十二 ダビデウリヤにいふ今日も此にとゞまれ明日我汝を去しめんとウリヤ其日と次の日エルサレムにとゞまりしが 十三 ダビデこれを召て其まへに食ひ飲せしめダビデかれを醉しめたり晩にいたりて彼出て其床に其主の僕と共に寢たりされどおのれの家にはくだりゆかざりき 十四 朝におよびてダビデヨアブへの書を認めて之をウリヤの手によ

りて遣れり 十五 ダビデ其書に書ていはく汝らウリヤを烈しき戰の先鋒にいだしてかれの後より退きて彼をして戰死せしめよ 十六 是においてヨアブ城邑を窺ひてウリヤを其勇士の居ると知る所に置り 十七 城邑の人出てヨアブと戰ひしかばダビデの僕の中の數人仆れヘテ人ウリヤも死り 十八 ヨアブ人をつかはして軍の事を悉くダビデに告げしむ 十九 ヨアブ其使者に命じていひけるは汝が軍の事を皆王に語り終しとき 二十 王もし怒りを發して汝に汝らなんぞ戰はんとて城邑に近づきしや汝らは彼らが石墻の上より射ることを知らざりしや 二十一 エルベセテの子アビメレクを撃し者は誰なるや一人の婦が石垣の上より磨の上石を投て彼をテベツに殺せしにあらずや何ぞ汝ら城垣に近づきしやと言はゞ汝言べし汝の僕ヘテ人ウリヤもまた死りと 二十二 使者ゆきてダビデにいたりヨアブが遣はしたるところのことをことごとく告げたり 二十三 使者ダ

ビデにいひけるは敵我等に手強かりしが城外にいでゝ我等にいたりしかば我等かれに追りて門の入口にまでいたれり 二四 時に射手の者城垣の上より汝の僕を射たりければ王の僕の或者死に亦汝の僕ヘテ人ウリヤも死りと 二五 ダビデ使者にいひけるは斯汝ヨアブに言べし此事を憂ふるなかれ刀劍は此をも彼をも同じく殺すなり強く城邑を攻て戰ひ之を陷いるべしと汝かくヨアブを勵ますべし 二六 ウリヤの妻其夫ウリヤの死たるを聞て主のために悲哀り 二七 其喪の過し時ダビデ人を遣はしてかれをおのれの家に召いる彼すなはちかの妻となりて男子を生り但しダビデの爲たる此事はヱホバの目に惡かりき

第十二章

一 ヱホバ、ナタンをダビデに遣はしたまへば彼ダビデに至りてかれにいひけるは一の邑に二箇の人あり一は富て一は貧し 二 其富者は甚だ多くの羊と牛を有り 三 されど貧者は唯自己の

買て育てたる一の小き牝羔の外は何をも有ざりき其牝羔彼およびかれの子女とゝもに生長ちかれの食物を食ひかれの椀に飲みまた彼の懷に寢て彼には女子のごとくなりき 四 時に一人の旅人

其富る人の許に來りけるが彼おのれの羊と牛の中を取りてかのれのれに來れる旅人のために烹を惜みてかの貧き人の牝羔を取りて之をおのれに來れる人のために烹たり 五 ダビデ其人の事を大に怒りてナタンにいひけるはヱホバは生く誠に此をなしたる人は死べきなり 六 且彼此事をなしたるに因りまた憐憫まざりしによりて其牝羔を四倍になして償ふべし 七 ナタンダビデにいひけるは汝は其人なりイスラエルの神ヱホバ斯いひたまふ我汝に膏を沃いでイスラエルの王となし我汝をサウルの手より救ひいだし 八 汝に汝の主人の家をあたへ汝の主人の諸妻を汝の懷に與へまたイスラエルとユダの家を汝に與へたり若し少からば我汝

に種々の物を増くはへしならん 九 何ぞ汝ヱホバの言を藐視じて其目のまへに悪をなせしや汝刀劍をもてヘテ人ウリヤを殺し其妻をとりて汝の妻となせり即ちアンモンの子孫の劍をもて彼を斬殺せり 十 汝我を輕んじてヘテ人ウリヤの妻をとり汝の妻となしたるに因て劍何時までも汝の家を離るゝことなかるべし 十一 ヱホバ斯いひたまふ視よ我汝の家の中より汝の上に禍を起すべし我汝の諸妻を汝の目のまへに取て汝の隣人に與へん其人此日のまへにて汝の諸妻とともに寢ん 十二 其は汝は密に事をなしたれど我はイスラエルの衆のまへと日のまへに此事をなすべければなりと 十三 ダビデ、ナタンにいふ我ヱホバに、罪を犯したりナタン、ダビデにいひけるはヱホバまた汝の罪を除きたまへり汝死ざるべし 十四 されど汝此所行によりてヱホバの敵に大なる讟る機會を與へたれば汝に生れし其子必ず死べし 十五 かくてナタン其家にかへれ

り爰にエホバ、ウリヤの妻がダビデに生る子を撃たまひければ痛く疾めり 十六 ダビデ其子のために神に乞求む即ちダビデ断食して入り終夜地に臥したり 十七 ダビデの家の年寄等彼の傍に立ちてかれを地より起さんとせしかども彼肯ぜず又かれらとともに食を為ざりき 十八 第七日に其子死りダビデの僕其子の死たることをダビデに告ることを恐れたりかれらいひけるは子の尚生る間に我等彼に語たりしに彼我等の言を聴いれざりき如何ぞ彼に其子の死たるを告ぐべけんや彼害を為んと 十九 然にダビデ其僕の私語くを見てダビデ其子の死たるを曉れりダビデ乃ち其僕に子は死たるやといひければ死りといふ 二十 是においてダビデ地よりおきあがり身を洗ひ膏をぬり其衣服を更てエホバの家にいりて拜し自己の家に至り求めておのれのために食を備へしめて食へり 二十一 僕等彼にいひけるは此の汝がなせる所は何事

なるや汝子の生るあひだはこれがために斷食して哭きながら子は死る時に汝は起て食を為すと 二二 ダビデいひけるは嬰孩は尚生るあひだはわが斷食して哭きたるは我誰かエホバは我を憐れみて此子を生しめたまふを知んと思ひたればなり 二三 されど今死たれば我なんぞ斷食をすべけんや我再びかれをかへらしむるを得んや我かれの所に往べけれど彼は我の所にかへらざるべし 二四 ダビデ其妻バテシバを慰めかれの所にいりてかれとともに寢たりければ彼男子を生り ダビデ其名をソロモンと呼ぶエホバこれを愛したまひて 二五 預言者ナタンを遣はし其名をエホバの故によりてエデデア(エホバの愛する者)と名けたまふ 二六 爰にヨアブアンモンの子孫のラバを攻めて王城を取れり 二七 ヨアブ使者をダビデに遣はしていひけるは我ラバを攻て水城を取れり 二八 されば汝今餘れる民を集め斯城に向て陣どりて之を取れ恐らくは我此城を取

て人我名をもて之を呼にいたらんと 二九 是においてダビデ民を悉くあつめてラバにゆき攻て之を取り 三十 しかしてダビデアンモン王の冕を其首より取はなしたり其金の重は一タラントあり又寶石を嵌たりこれをダビデの首に置ダビデ其邑の掠取物を甚だ多く持出せり 三一 かくてダビデ其中の民を將いだしてこれを鋸と鐵の千齒と鐵の斧にて斬りまた瓦陶の中を通行しめたり彼斯のごとくアンモンの子孫の凡ての城邑になせりしかしてダビデと民は皆エルサレムに還りぬ

第十三章

一 此後ダビデの子アブサロムにタマルと名くる美しき妹ありしがダビデの子アムノンこれを戀ひたり 二 アムノン心を苦しめて遂に其姉妹タマルのためにわづらへり其はタマルは處女なりければアムノンこれに何事をも爲しがたしと思ひたればなり 三 然るにアムノンに一人の朋友ありダビデの兄弟シメアの

子にして其名をヨナダブといふヨナダブは甚だ有智き人なり 四 彼アムノンにいひけるは汝王の子なんぞ日に日に斯く瘠ゆくや汝我に告ざるやアムノン彼にいひけるは我わが兄弟アブサロムの妹タマルを戀ふ 五 ヨナダブかれにいひけるは床に臥て病と佯り汝は父の來りて汝を見る時これにいへ請ふわが妹タマルをして來りて我に食を予へしめわが見て彼の手より食ふことをうる樣にわが目のまへにて食物を調理しめよと 六 アムノンすなはち臥して病と佯りしが王の來りておのれを見る時アムノン王にいひけるは請ふ吾妹タマルをして來りてわが目のまへにて二の菓子を作へしめて我にかれの手より食ふことを得させしめよと 七 是においてダビデタマルの家にいひつかはしけるは汝の兄アムノンの家にゆきてかれのために食物を調理よと 八 タマル其兄アムノンの家にいたるにアムノンは臥し居たりタマル乃ち粉をとり

て之を擣てかれの目のまへにて菓子を作へ其菓子を焼き 九 鍋を取て彼れのまへに傾出たりしかれども彼食ふことを否めりしかしてアムノンいひけるは汝ら皆我を離ていでよと皆かれをはなれていでたり 十 アムノンタマルにいひけるは食物を寝室に持きたれ我汝の手より食はんとタマル乃ち己の作りたる菓子を取りて寝室に持ゆきて其兄アムノンにいたる 十一 タマル彼に食しめんとて近く持いたれる時彼タマルを執へて之にいひけるは妹よ來りて我と寝よ 十二 タマルかれにいひけるは否兄上よ我を辱しむるなかれ是のごとき事はイスラエルに行はれず汝此愚なる事をなすべからず 十三 我は何處にわが恥辱を棄んか汝はイスラエルの愚人の一人となるべしされば請ふ王に語れ彼我を汝に予ざることなかるべしと 十四 然どもアムノン其言を聽ずしてタマルよりも力ありければタマルを辱しめてかれと偕に寝たりしが 十五 遂にアムノ

ン甚だ深くタマルを惡むにいたる其かれを惡む所の惡みはかれを戀ひたるところの戀よりも大なり即ちアムノンかれにいひけるは起て往け 十六 かれアムノンにいひけるは我を返して此惡を作るなかれ是は汝がさきに我になしたる所の惡よりも大なりとしかれども聽いれず 十七 其側に仕ふる少者を呼ていひけるは汝此女をわが許より遣りいだして其後に戸を楗せと 十八 タマル振袖を着ゐたり王の女等の處女なるものは斯のごとき衣服をもて粧ひたりアムノンの侍者かれを外にいだして其後に戸を楗せり 十九 タマル灰を其首に蒙り着たる振袖を裂き手を首にのせて呼はりつゝ去ゆけり 二十 其兄アブサロムかれにいひけるは汝の兄アムノン汝と偕に在しや然ど妹よ默せよ彼は汝の兄なり此事を心に留るなかれとかくてタマルは其兄アブサロムの家に凄しく住み居れり 二十一 ダビデ王是等の事を悉く聞て甚だ怒れり 二十二 アブサロムはアム

ノンにむかひて善も悪きも語ざりき其はアブサロムアムノンを悪みたればなり是はかれがおのれの妹タマルを辱しめたるに由り 二三 全二年の後アブサロムエフライムの邊なるバアルハゾルにて羊の毛を剪しめ居て王の諸子を悉く招けり 二四 アブサロム王の所にいりていひけるは視よ僕羊の毛を剪しめをるねがはくは王と王の僕等僕とともに來りたまへ 二五 王アブサロムにいひけるは否わが子よ我等を皆いたらしむるなかれおそらくは汝の費を多くせんアブサロムダビデを強ひしかれどもダビデ往ことを肯ぜずしてかれを祝せり 二六 アブサロムいひけるは若しからずば請ふわが兄アムノンをして我らとともに來らしめよ王かれにいひけるは彼なんぞ汝とともにゆくべけんやと 二七 されどアブサロムかれを強ければアムノンと王の諸子を皆アブサロムとともにゆかしめたり 二八 爰にアブサロム其少者等に命じていひけるは請ふ汝

らアムノンと心の酒によりて樂む時を視すましてわが汝等にアムノンを撃てと言ふ時に彼を殺せ懼るゝなかれ汝等に之を命じたるは我にあらずや汝ら勇しく武くあれと 二九 アブサロムの少者等アブサロムの命ぜしごとくアムノンになしければ王の諸子皆起て各其騾馬に乗て逃たり 三十 彼等が路にある時風聞ダビデにいたりていはくアブサロム王の諸子を悉く殺して一人も遺るものなしと 三一 王乃ち起ち其衣を裂きて地に臥す其臣僕皆衣を裂て其傍にたてり 三二 ダビデの兄弟シメアの子ヨナダブ答へていひけるは吾主よ王の御子等なる少年を皆殺したりと思たまふなかれアムノン獨り死るのみ彼がアブサロムの妹タマルを辱かしめたる日よりアブサロム此事をさだめおきたるなり 三三 されば吾主王よ王の御子等皆死りといひて此事をおもひ煩ひたまふなかれアムノン獨死たるなればなりと 三四 斯てアブサロムは逃れたり爰に

守望ゐたる少者目をあげて視たるに視よ山の傍よりして己れ後れ道より多くの人來れり 三五 ヨナダブ王にいひけるは視よ王の御子等來る僕のいへるがごとくしありと 三六 彼語ることを終し時視よ王の子等來り聲をあげて哭り王と其僕等も皆大に甚く哭り 三七 偖アブサロムは逃てゲシユルの王アミホデの子タルマイにいたるダビデは日々其子のために悲めり 三八 アブサロム逃てゲシユルにゆき三年彼處に居たり 三九 ダビデ王アブサロムに逢んと思ひ煩らふ其はアムノンは死たるによりてダビデかれの事はあきらめたればなり

第十四章

一 ゼルヤの子ヨアブ王の心のアブサロムに趣くを知れり 二 ヨアブ乃ちテコアに人を遣りて彼處より一人の哲婦を呼きたらしめて其婦にいひけるは請ふ汝喪にある眞似して喪の服を着油を身にぬらず死者のために久しく哀しめる婦のごとく爲り

て三王の所にいたり是のごとくかれに語るべしとヨアブ其語言をかれの口に授けたり四テコアの婦王にいたり地に伏て拜し王にいひけるは王よ助けたまへ五王婦にいひけるは何事なるや婦いひけるに我は寔に寡婦にして已が夫は死り六仕女に二人の子ありしが倶に野に爭ひしが誰もかれらを排解ものあらざるにより此遂に彼を擊て殺せり七是において觀よ至家仕女に逼りていふ其兄弟を擊殺したる者を付せ我らかれをその殺したる兄弟の生命のために殺さんと斯く嗣子をも滅ぼし存れる已が炭火を熄てわが夫の名をも遺存をも地の面に無らしめんとす八王婦にいひけるは汝の家に往け我汝の事につきて命令を下さん九テコアの婦王にいひけるは王わが主よねがはくは其罪は我とわが父の家に歸して王と王の位には罪あらざれ十王いひけるは誰にても爾に語る者をば我に將來れ然らせば彼かさねて爾に觸ることなかるべし十一

婦いひけるは願くは王爾の神ヱホバを憶えてこの仇を報ゆる者をして重て滅すことを爲しめずわが子を斷ことなからしめたまへと王いひけるはヱホバは生く爾の子の髮毛一すぢも地に隕ることなかるべし
十二 婦いひけるは請ふ仕女をして一言わが主王に言しめたまへダビデいひけるは言ふべし
十三 婦いひけるは爾なんぞ斯る事を神の民にむかひて思ひたるや王此言を言ふにより王は罪ある者のごとし其は王その放れたる者を歸らしめざればなり
十四 抑我等は死ざるべからず我等は地に瀉れたる水の再び聚る能はざるがごとし神は生命を取りたまはず方法を設けて其放れたる者をして己の所より放たれをることなからしむ
十五 我が此事を王我主に言んとて來れるは民我を恐れしめたればなり故に仕女謂らく王に言ん王婢の言を行ひたまふならんと
十六 其は王聞て我と我が子を共に滅して神の產業に離れしめんとする人の手より

婢を救ひいだしたまふべければなり 十七 仕女また思り王わが主の言は慰となるべしと其は神の使のごとく王わが主は善も惡も聽たまへばなりねがはくは爾の神エホバ爾と共に在せと 十八 王こたへて婦にいひけるは請ふわが爾に問んとするところの事を我に隱すなかれ婦いふ請ふ王わが主言たまへ 十九 王いひけるは此すべての事においてはヨアブの手爾とゝもにあるや婦答へていひけるは爾の靈魂は活く王わが主よ凡て王わが主の言たまひしところ右にも左にもまがらず實に爾の僕ヨアブ我に命じ是等の言を悉く仕女の口に授けたり 二十 其事の見ゆるところを變んとて爾の僕ヨアブ此事をなしたるなり然どわが主は神の使の智慧のごとく智慧ありて地にある事を悉く知たまふと 二一 是において王ヨアブにいひけるは視よ我此事を爲すされば往て少年アブサロムを攜歸るべし 二二 ヨアブ地に伏し拜し王を祝せりしかしてヨアブいひけ

るは王己が主よ王僕の言を行ひたまへば今日僕わが爾に恵るゝを知ると 二三 ヨアブ乃ち起てゲシユルに往きアブサロムをエルサレムに携きたれり 二四 王いひけるは彼は其家に退くべしわが面を見るべからずと故にアブサロム己の家に退きて王の面を觀ざりき 二五 偖イスラエルの中にアブサロムのごとく其美貌のために讃られたる人はなかりき其足の蹠より頭の頂にいたるまで彼には瑕疵あることなし 二六 アブサロム其頭を剪る時其頭は髪を衡るに王の權衡は二百シケルありき毎年の終にアブサロム其頭を剪り是は己の重によりて剪たるなり 二七 アブサロムに三人の男子と一人のタマルといふ女子生れたりタマルは美女なり 二八 アブサロム二年のあひだエルサレムにをりたれども王の顔を見ざりき 二九 是によりてアブサロム王に遣さんとてヨアブを呼に遣はしけるが彼來ることを肯ぜず再び遣せしかどなほ來ることを肯ぜざりき 三十 アブ

サロム其僕にいひけるは視よヨアブの田地は我の近くにありて其處に大麥あり往て其に火を放てとアブサロムの僕等田地に火を放てり 三一 ヨアブ起てアブサロムの家に來りてこれにいひけるは何故に爾の僕等田地に火を放たるや 三二 アブサロムヨアブにいひけるは我人を爾に遣はして此に來れ我爾を王につかはさんと言り即ち爾をして王に我何のためにゲシユルよりきたりしや彼處に猶あらん我ためには反て善しと言しめんとせり然ば我今王の面を見ん若し我に罪あらば王我を殺すべし 三三 ヨアブ王にいたりてこれに告たれば王アブサロムを召す彼王にいたりて王のまへに地に伏て拜せり王アブサロムに接吻す

第十五章

一 此後アブサロム己のために戰車と馬ならびに己のまへに驅る者五十人を備たり 二 アブサロム夙く興きて門の途の傍にたちて人の訴訟ありて王に裁判を求めんとて來る時はアブサロ

ム其人を呼ていふ爾は何の邑の者なるやと其人僕はイスラエルの某の支派の者なりといへば 三 アブサロム其人にいふ見よ爾の事は善くまた正し然ど爾に聽くべき人は王いまだ立ずと 四 アブサロム又嗚呼我を此地の士師となす者もがな然ば凡て訴訟と公事ある者は我に來りて我之に公義を爲しあたへんといふ 五 また人彼を拜せんとて近づく時は彼手をのべて其人を扶け之に接吻す 六 アブサロム凡て王に裁判を求めんとて來るイスラエル人に是のごとくなせり斯アブサロムはイスラエルの人々の心を取り 七 斯て四年の後アブサロム王にいひけるは請ふ我をして往てヘブロンにてヱホバに我嘗て立し願を果さしめよ 八 其は僕スリアのゲシユルに居し時願を立て若しヱホバ誠に我をヱルサレムに攜へ歸りたまはゞ我ヱホバに事へんと言たればなりと 九 王かれにいひけるは安然に往けと彼すなはち起てヘブロンに往り 十 爰

かしてアブサロム窺ふ者をイスラエルの支派の中に徧く遣はして言せけるは爾等喇叭の音を聞ばアブサロム、ヘブロンにて王となれりと思ふべしと 十一 二百人の招かれたる者エルサレムよりアブサロムとともにゆけり彼らは何心なくゆきて何事をもしらざりき 十二 アブサロム犠牲をささぐる時にダビデの議官ギロ人アヒトペルを其邑ギロより呼よせたり徒黨強くして民次第にアブサロムに加はりぬ 十三 爰に使者ダビデに來りてイスラエルの人の心アブサロムにしたがふといふ 十四 ダビデおのれと共にエルサレムに居る凡ての僕にいひけるは起てよ我ら逃ん然らずば我らアブサロムより遁ることあたはざるべし急ぎ往け恐らくは彼急ぎて我らに追ひつき我等に害を蒙らせ刃をもて邑を撃ん 十五 王の僕等王にいひけるは視よ僕等王わが主の選むところを凡て爲ん 十六 王いでゆき其全家かれにしたがふ王十人の妾なる婦を遺して家をまも

らしむ 十七 王いでゆき民みな之にしたがふ彼等遠の家に息めり 十八
かれの僕等みな其傍に進みケレテ人とペレテ人および彼にした
がひてガテよりきたれる六百人のガテ人みな王のまへに進めり
十九 時に王ガテ人イツタイにいひけるは何ゆゑに爾もまた我ら
とゝもにゆくや爾かへりて王とゝもにをれ爾は外國人にして移
り住て處をもとむる者なり 二十 爾は昨日來れり我は今日己が得るとこ
ろに往くなれば豈爾をして我らとゝもにさまよはしむべけん
や爾歸り爾の兄弟をも携へ歸るべしねがはくは恩と眞實爾とゝもに
あれ 二十一 イツタイ王にこたへていひけるはヱホバは活く王わが主は
活く誠に王わが主いかなる處に坐すとも生死ともに僕もまた其
處に居るべし 二十二 ダビデイツタイにいひけるは進みゆけガテ人イ
ツタイ乃ち進みかれのすべての從者およびかれとゝもにある妻
子皆進めり 二十三 國中皆大聲をあげて哭き民皆進む王もまたキデロ

ン川を渡りて進み民皆進みて野の道におもむけり 二四 視よザドクおよび倶にあるレビ人もまた皆神の契約の匱を舁ていたり神の匱をおろして民の悉く邑よりいづるをまてりアビヤタルもまたのぼきり 二五 ここに王ザドクにいひけるは神の匱を邑に舁もどせ若し我ヱホバのまへに恩をうるならばヱホバ我を携かへりて我になほこれを見し其住處を見したまはん 二六 されどヱホバもし我汝を悦ばずといひたまはゞ視よ我は此にあり其目に善と見ゆるところを我になしたまへ 二七 王また祭司ザドクにいひけるは汝先見者汝らの二人の子即ち汝の子アヒマアズとアビヤタルの子ヨナタンを伴ひて安然に城邑に歸れ 二八 見よ我は汝より言のきたりて我に告るまで野の渡場に留まらんと 二九 ザドクとアビヤタルすなはち神の匱をヱルサレムに舁もどりて彼處に止まれり 三十 ここにダビデ橄欖山の路を陟りしが陟るときに哭き其首を蒙みて跣足

にて行りのれと倶ふある民皆各其首を蒙みてのぼり哭つゝのぼれり 三一 時ふアヒトペルがアブサロムふ與せる者の中にあるとダビデふ聞えければダビデいふヱホバねがはくはアヒトペルの計策を愚ならしめたまへと 三二 ダビデ巓ふある神を拜する處に至れる時視よアルキ人ホシヤイ衣を裂き土を頭ふかむりてきたりてダビデを迎ふ 三三 ダビデかれふいひけるは爾若し我とともふ進まば我の負となるべし 三四 されど汝もし城邑ふかへりてアブサロムにむかひ王よ我爾の僕となるべし此まで爾の父の僕たりしごとく今また汝の僕となるべしといはゞ爾わがためふアヒトペルの計策を敗るふいたらん 三五 祭司ザドクとアビヤタルは爾とともふ彼處ふあるふあらずや是故に爾が王の家より聞たる事はことごとく祭司ザドクとアビヤタルふ告べし 三六 視よかれらとともに彼處ふそろの二人の子即ちザドクの子アヒマアズとアビヤタル

の子ヨナタンをるなり爾ら其聞たる事をことごとく彼等の手によりて我に通ずべし 三七 ダビデの友ホシヤイすなはち城邑にいたりぬ時にアブサロムはエルサレムに入居たり

第十六章

一 ダビデ少しく嶺を過ゆける時視よメピボセテの僕ヂバ鞍おける二頭の驢馬を引き其上にパン二百乾葡萄一百球乾棗の團塊一百酒一嚢を載きたりてダビデを迎ふ 二 王ヂバにいひけるは此等は何なるかヂバいひけるは驢馬は王の家族の乗るためパンと乾棗は少者の食ふため酒は野にて困憊たる者の飲むためなり 三 王いひけるは爾の主人の子は何處にあるやヂバ王にいひけるはかれはエルサレムに止まる其は彼イスラエルの家今日我父の國を我にかへさんと言をればなり 四 王ヂバにいひけるは視よメピボセテの所有は悉く爾の所有となるべしヂバいひけるは我拜す王わが主よ我をして爾のまへに恩を蒙むらしめたまへ 五 斯

てダビデ王バホリムにいたるに視よ彼處よりサウルの家の族の者一人出きたる其名をシメイといふゲラの子なり彼出きたりて來りつゝ詛へり 六 又彼ダビデとダビデ王の諸の臣僕にむかひて石を投たり時に民と勇士皆王の左右にあり 七 シメイ詛の中に斯いへり汝血を流す人よ爾邪なる人よ出され出されよ 八 爾が代りて位に登りしサウルの家の血を凡てヱホバ爾に歸したまへりヱホバ國を爾の子アブサロムの手に付したまへり視よ爾は血を流せ人なるによりて禍患の中にあるなり 九 ゼルヤの子アビシャイ王にいひけるは此死たる犬なんぞ王わが主を詛ふべけんや請ふ我をして渉りゆきてかれの首を取しめよ 十 王いひけるはゼルヤの子等よ爾らの與るところにあらず彼の詛ふはヱホバ彼にダビデを詛へと言たまひたるによるなれば誰か爾なんぞ然するやと言ふべけんや 十一 ダビデ又アビシャイおよび己の諸の臣僕にいひけるは

覩よ我が身より出たるわが子わが生命を求む況や此ベニヤミン人をや彼を聴して詛はしめよヱホバ彼に命じたまへるなり 十二 ヱホバ我が艱難を顧みたまふことあらん又ヱホバ今日彼の詛のために我に善を報いたまふことあらんと 十三 斯てダビデと其從者途を行けるにシメイはダビデに對へる山の傍に行て行つゝ詛ひまた彼にむかひて石を投げ塵を揚たり 十四 王および倶にある民皆アエピムに來りて彼處に息をつげり 十五 偖アブサロムと總ての民イスラエルの人々ヱルサレムに至りアヒトペルもアブサロムとゝもにいたる 十六 ダビデの友なるアルキ人ホシヤイアブサロムの許に來りし時アブサロムにいふ願くは王壽かれ願くは王壽かれ 十七 アブサロム ホシヤイにいひけるは此は爾が其友に示す厚意なるや爾なんぞ爾の友と往ざるやと 十八 ホシヤイ アブサロムにいひけるは然らずヱホバと此民とイスラエルの總の人々の選む者に我

れ屬し且其人とゝもに居るべし 十九 且又我誰に事ふべきぞ其子の前に事ふべきにあらずや我は爾の父のまへに事しごとく爾のまへに事べし 二十 爰にアブサロム アヒトペルにいひけるは我等如何に爲べきぞ爾等計を爲すべしと 二一 アヒトペル アブサロムにいひけるは爾の父が遺して家を守せむる妾等の處に入れ然ば イスラエル皆爾が其父に惡まるゝを聞ん而して爾とゝもにをる總の者の手強くなるべしと 二二 是においてアブサロムのために天幕を張たればアブサロム イスラエルの目のまへにて其父の妾等の處に入りぬ 二三 當時アヒトペルが謀れる謀計は神の言に問たるごとくなりき アヒトペルの謀計は皆ダビデとアブサロムとに倶に是のごとく見えたりき

第十七章 一 時にアヒトペル アブサロムにいひけるは請ふ我に一萬二千の人を擇み出さしめよ我起て今夜ダビデの後を追ひ 二 彼が倦れて手弱なりし所を襲ふて彼をおびえしめん而して彼とゝ

もにをる民の逃ん時に我王一人を撃とり 三 總の民を爾に歸せしむべし夫衆の歸するは爾が求むる此人に依なれば民みな平穏になるべし 四 此言はアブサロムの目とイスラエルの總の長老の目に的當と見えたり 五 アブサロムいひけるはアルキ人ホシヤイをも召きたれ我等かれが言ふ所をも聞んと 六 ホシヤイ乃ちアブサロムに至るにアブサロムかれにかたりていひけるはアヒトペル是のごとく言り我等其言を爲べきや若し可ずば爾言ふべし 七 ホシヤイアブサロムにいひたるは此時にあたりてアヒトペルが授たし計畧は善らず 八 ホシヤイまたいひけるは爾の知るごとく爾の父と其從者は勇士なり且彼等は野にて其子を奪れたる熊の如く其氣激怒をれり又爾の父は戰士なれば民と共に宿らざるべし 九 彼は今何の穴にか何の處にか匿れをる若し數人の者手始に仆るば其を聞く者は皆アブサロムに從ふ者の中に敗ありと言はん 十 し

からば獅子の心のごとき心ある勇猛き夫といふとも全く挫碎ん其はイスラエル皆爾の父の勇士にして彼とゝもにある者の勇猛き人なるをしればなり 十一 我は計議るイスラエルをダンよりベエルシバにいたるまで海濱の沙の多きが如くに悉く爾の處につどへ集めて爾親ら戰陣に臨むべし 十二 我等彼の見出さるゝ處にて彼を襲ひ露の地に下るがごとく彼のうへに降らんしかして彼および彼とゝもにあるすべての人々を一人も遺さゞるべし 十三 若し彼いづれかの城邑に集らばイスラエル皆縄を其城邑にかけ我等これを河に曳きたふして其處に一の小石も見えざらしむべしと 十四 アブサロムとイスラエルの人々皆アルキ人ホシヤイの謀計はアヒトペルの謀計よりも善しといふ其は エホバ アブサロムに禍を降さんとて エホバ アヒトペルの善き謀計を破ることを定めたまひたればなり 十五 爰にホシヤイ祭司ザドクとアビヤタルにいひけるは

アヒトペル、アブサロムとイスラエルの長老等のために斯々に謀れりまた我れ斯々に謀り 十六 されば爾ら速に人を遣してダビデに告て今夜野の渡場に宿ることなく速に渡りゆけといへおそらくは王および倶にある民皆呑つくされん 十七 時にヨナタンとアヒマアズはエンロゲルに侯居たり是は城邑にいるを見られざらんとてなり爰に一人の仕女ゆきて彼等に告げければ彼らダビデ王に告んとて往く 十八 しかるに一人の少者これらを見てアブサロムにつげたりされど彼等二人は急ぎさりてバホリムの或人の家にいたる其人の庭に井ありてかれら其處にくだりければ 十九 婦蓋をとりて井の口のうへに掩け其上に擣たる麥をひろげたり故に事知れざりき 二十 時にアブサロムの僕等其婦の家に來りていひけるはアヒマアズとヨナタンは何處にをるや婦かれらに彼人々は小川を濟れりといふかれら尋ねたれども見當ざればエルサレム

に歸れり 二一 彼等が去し時この二人は井よりのぼりて往てダビデ王に告げたり即ちダビデに言けるは起て速かに水を濟れ其はアヒトペル斯爾等について謀計を爲したればなりと 二二 ダビデ起て己とともにある凡ての民とともにヨルダンを濟れり曙には一人もヨルダンを濟らざる者はなかりき 二三 アヒトペルは其謀計の行れざるを見て其驢馬に鞍おき起て其邑に往て其家にいたり家の人に遺言して自ら縊れ死て其父の墓に葬らる 二四 爰にダビデマハナイムに至る又アブサロムは己とともにあるイスラエルの凡の人々とともにヨルダンを濟れり 二五 アブサロムアマサをヨアブに代りて軍の長と爲りアマサは夫のナハシの女にてヨアブの母ゼルヤの妹なるアビガルに通じたるイシマイル人名はエテルといふ人の子なり 二六 かくてイスラエルとアブサロムはギレアデの地に陣どれり 二七 ダビデマハナイムにいたれる時アンモンの

子孫の中なるラバのナハシの子ショビとロデバルのアンミエルの子マキルおよびロゲリムのギレアデ人バルジライ 二八 臥床と鍋釜と陶器と小麥と大麥と粉と烘麥と豆と小豆の烘たる者と 二九 蜜と牛酪と羊と犢をダビデおよび倶にある民の食ふために持來れり其は彼等民は野にて飢え憊れ渴くならんと謂たればなり

第十八章

一 爰にダビデ己とともなる民を核べて其上に千夫の長百夫の長を立たり 二 爰にしてダビデ民を三に分ちて其一をヨアブの手に託け一をゼルヤの子ヨアブの兄弟アビシヤイの手に託け一をガテ人イツタイの手に託けたりかくして王民にいひけるは我もまた必ず汝らとともに出んと 三 されど民いふ汝は出べからず我等如何に逃るとも彼等は我等に心をとめじ又我等半死ともも我等に心をとめざるべしされど汝は我等の一萬に等し故に汝は城邑の中より我等を助けなば善し 四 王かれらにいひけるは汝

等の目に善と見ゆるところを爲すべしとかくて王門の傍に立ち民皆或は百人或は千人とありて出づ 五 王ヨアブアビシヤイおよびイツタイに命じてわがために少年アブサロムを寛に待へよといふ王のアブサロムの事について諸の將官に命を下せる時民皆聞り 六 爰に民イスラエルにむかひて野に出でエフライムの叢林にて戰ひしが 七 イスラエルの民其處にてダビデの臣僕のまへに敗る其日彼處の戰死大にして二萬にいたれり 八 しかして戰徧く其地の表に廣がりぬ是日叢林の滅ぼせる者は刀劍の滅ぼせる者よりも多かりき 九 爰にアブサロムダビデの臣僕に行き遭り時にアブサロム騾馬に乘居たりしが騾馬大なる橡樹の繁き枝の下を過ければアブサロムの頭其橡に繫りて彼天地のあひだにあがれり騾馬はかれの下より行過たり 十 一箇の人見てヨアブに告ていひけるは我アブサロムが橡樹に懸りをるを見たりと 十一 ヨアブ其告

たる人はいひけるはさらば爾見て何故に彼を其處にて地に撃落さゞりしや我爾に銀十枚と一本の帯を與へんものを 十二 其人ヨアブにいひけるは假令我わが手に銀千枚を受べきも我は手をいだして王の子に敵せじ其は王我等の聞るまへにて爾とアビシャイとイツタイに命じて爾ら各少年アブサロムを害するなかれといひたまひたればなり 十三 我若し反いて彼の生命を戕賊はゞ何事も王に隱るゝ所なければ爾自ら立て我を責んと 十四 時にヨアブ我かく爾とゝもに滯るべからずといひて手に三本の槍を携へゆきて彼の橡樹の中に尚生るアブサロムの胸に之を衝通せり 十五 ヨアブの武器を執る十人の少者續きてアブサロムを撃ち之を死すめたり 十六 かくてヨアブ喇叭を吹ければ民イスラエルの後を追ふことを息てかへれりヨアブ民を止めたればなり 十七 衆アブサロムを將て叢林の中なる大なる穴に投いれ其上に甚だ大きく石を

疊あげたり是においてイスラエル皆おのおの其天幕に逃かへれ
り 十八 アブサロム我はわが名を傳ふべき子なしと言て其生る間に
己のために一の表柱を建たり王の谷にあり彼おのれの名を其表
柱に與たり其表柱今日にいたるまでアブサロムの碑と稱る 十九 爰
にザドクの子アヒマアズいひけるは請ふ我をして趨りて王にヱ
ホバの王をまもりて其敵の手を免かれしめたまひし音信を傳へ
しめよと 二十 ヨアブかれにいひけるは汝は今日音信を傳ふる者と
なるべからず他日に音信を傳ふべし今日は王の子死たれば汝音
信を傳ふべからず 二十一 ヨアブクシ人にいひけるは往て爾が見たる
所を王に告よクシ人ヨアブに禮をなして走り 二十二 ザドクの子アヒ
マアズ再びヨアブにいひけるは請ふ何にもあれ我をも亦クシ人
の後より走ゆかしめよヨアブいひけるは我子よ爾は充分の音信
を持ざるに何故に走りゆかんとするや 二十三 かれいふ何れにもあれ

我をして走りゆかしめよとヨアブかれにいふ走るべし是においてアヒマアズ低地の路をはしりてクシ人を走越たり 二四 時にダビデは二の門の間に坐しゐたり爰に守望者門の蓋上にのぼり石墻にのぼりて其目を擧て見るに視よ獨一人にて走きたる者あり 二五 守望者呼はりて王に告ければ王いふ若し獨ならば口に音信を持つならんと其人進み來りて近づけり 二六 守望者復一人の走りきたるを見しかば守望者守門者に呼はりて言ふ獨一人にて走きたる者あり王いふ其人もまた音信を持ものなり 二七 守望者言ふ我先者の走を見るにザドクの子アヒマアズの走るが如しと王いひけるは彼は善人なり善き音信を持來るならん 二八 アヒマアズ呼はりて王にいひけるはねがはくは平安なれとかくて王のまへに地に伏していふ爾の神ヱホバは讃べきかなヱホバかの手をあげて王わが主に敵したる人々を付したまへり 二九 王いひけるは少年アブサロム

は平安なるやアヒマアズこたへけるは王の僕ヨアブ僕を遣はせし時我大なる噪を見たれども何をも知ざるなり 三十 王いひけるは側にいたりて其處に立よと乃ち側にいたりて立つ 三一 時に視よクシ人來りクシ人いひけるはねがはくは王音信を受たまへエホバ今日爾をまもりて凡て爾にたち逆ふ者の手を免かれしめたまへり 三二 王クシに少年アブサロムは平安なるやクシ人いひけるはねがはくは王わが主の敵および凡て汝に起ち逆ひて害をなさんとする者は彼少年のごとくなれと 三三 王大に感じ門の樓にのぼりて哭り彼行ながらかくいへりわが子アブサロムよわが子わが子アブサロムよ嗚呼われ汝に代りて死たらん者をアブサロムわが子よわが子よ

第十九章

一 時にヨアブに告る者ありていふ視よ王はアブサロムの為に哭き悲しむと 二 其日の勝利は凡の民の悲哀となれり其は

民其日王は其子のために憂ふと言ふを聞たればなり 三 其日民は戰爭に逃て羞たる民の竊て去がごとく竊て城邑にいりぬ 四 王は其面を掩へり王大聲に叫てわが子アブサロムよアブサロムわが子よわが子よといふ 五 ここにヨアブ家にいり王の許にいたりていひけるは汝今日汝の生命と汝の男子汝の女子の生命および汝の妻等の生命と汝の妾等の生命を救ひたる汝の凡の臣僕の顏を羞させたり 六 是は汝おのれを惡む者を愛しおのれを愛する者を惡むなり汝今日汝が諸侯伯をも諸僕をも顧ざるを示せり今日我さとる若しアブサロム生をりて我等皆死たらば汝の目に適ひしなるらん 七 されど今立て出で汝の諸僕を慰めてかたるべし我エホバを指て誓ふ汝若し出ずば今夜一人も汝とともに止るものなかるべし是は汝が若き時より今にいたるまでに蒙りたる諸の災禍よりも汝に惡かるべし 八 是に於て王たちて門に坐す人々凡の民に

告て視よ王ハ門に坐し居るといひけれバ民皆王のまへにいたる然どイスラエルハおの〳〵其天幕に逃かへれり 九 イスラエルの諸の支派の中に民皆爭ひていひけるハ王は我等を敵の手より救ひいだしまた我等をペリシテ人の手より助けいだせりされど今ハアブサロムのために國を逃いでたり 十 また我等が膏そゝぎて我等の上にたてしアブサロムハ戰爭に死りされバ爾ら何ぞ王を導きかへらんことを言ざるや 十一 ダビデ王祭司ザドクとアビヤタルに言つかはしけるハユダの長老等に告て言へイスラエルの全家の言語王の家に達せしに爾ら何ぞ王を其家に導きかへる最後となるや 十二 爾等ハ我が兄弟爾らハわが骨肉なりしかるになんぞ爾等王を導き歸る最後となるや 十三 又アマサに言べし爾ハ我が骨肉にあらずや爾ヨアブにかはりて常にわがまへにて軍長たるべし若しからずバ神我に斯なし又重ねてかくなしたまへと 十四

りくダビデユダの凡の人をして其心を傾けて一人のごとくにならしめければかれら王におねがはくは爾および爾の諸の臣僕歸りたまへといひおくれり
十五 是において王歸りてヨルダンにいたるにユダの人々王を迎へんとて來りてギルガルにいたり王を送りてヨルダンを濟らんとす
十六 時にバホリムのベニヤミン人ゲラの子シメイ急ぎてユダの人々とともに下りダビデ王を迎ふ
十七 一千のベニヤミン人彼とともにあり亦サウルの家の僕ヂバも其十五人の男子と二十人の僕をしたがへて偕に居たりしが皆王のまへにむかひてヨルダンをおぎ渡きり
十八 時に王の家族を濟しまた王の目に善と見ゆるところを爲んとて濟舟を濟せり爰にゲラの子シメイヨルダンを濟れる時王のまへに伏して
十九 王にいひけるはわが主よねがはくは罪を我に歸するなかれまた王わが主のエルサレムより出たまへる日に僕が爲たる惡き事を記憶えたまふな

ろをねがはくは王これを心に置たまふなかれ 二十 其は僕我罪を犯したるを知ればなり故に視よ我今日ヨセフの全家の最初に下り來りて王わが主を迎ふと 二一 然にゼルヤの子アビシヤイ答へていひけるはシメイはエホバの膏そゝぎし者を詛たるに因て其がために誅さるべきにあらずやと 二二 ダビデいひけるは爾らゼルヤの子よ爾らのあづかるところにあらず爾等今日我に敵となる今日豈イスラエルの中にて人を誅すべけんや我豈わが今日イスラエルの王となりたるをしらざらんやと 二三 是をもて王はシメイに爾は誅されじといひて王これに誓へり 二四 爰にサウルの子メピボセテ下りて王をむかふ彼は王の去し日より安かに歸れる日まで其足を飾らず其鬚を飾らず又其衣を濯ざりき 二五 彼エルサレムよりきたりて王を迎ふる時王これにいひけるはメピボセテ爾なんぞ我とゝもに往ざりしや 二六 彼こたへけるはわが主王よわが僕我を

欺けり僕はわれ驢馬に鞍おきて其に乗て王の處にゆかんといへり僕跛者なればなりしかるに彼僕を王わが主に讒言せり然どもも王わが主は神の使のごとし故に爾の目に善と見るところを爲たまへ 二八 わが父の全家は王わが主のまへには死たる人なるのみなるに爾僕を爾の席にて食ふ者の中に置たまへりされば我何の理ありてか重ねて王に哀訴ることをえん 二九 王かれにいひけるは爾なんぞ重ねて爾の事を言や我いふ爾とヂバ其地を分つべし 三十 メピボセテ王にいひけるは王わが主安然に其家に歸りたまひたればかれに之を悉くとらしめたまへと 三一 爰にギレアデ人バルジライログリムより下り王を送りてヨルダンを渡らんとて王とともにヨルダンを濟れり 三二 バルジライは甚だ老たる人にて八十歳なりきかれは甚だ大なる人なれば王のマハナイムに留る間王を養へり 三三 王バルジライにいひけるは爾我とともに濟り來れ我エルサ

レムにて爾を我とともに養はん 三四 バルジライ王にいひけるはわが生命の年の日尚幾何ありてか我王とともにヱルサレムに上らんや 三五 我は今日八十歳なり善きと惡きとを辨へるをえんや僕其食ふところと飲ところを味ふをえんや我再び謳歌之男と謳歌之女の聲を聽えんや僕なんぞ尚王わが主の累となるべけんや 三六 僕は王とともにヨルダンを濟りて只少しくゆかん王なんぞかゝる報賞を我に報ゆるに及ばんや 三七 請ふ僕を歸らしめよ我自己の邑にてわが父母の墓の側に死ん但し僕キムハムを視たまへかれを王わが主とともに濟り往しめたまへ又爾の目に善と見ゆる所を彼になしたまへ 三八 王いひけるはキムハム我とともに濟り往べし我爾の目に善と見ゆる所をかれに爲ん又爾が望みて我に求むる所は皆我爾れために爲すべし 三九 民皆ヨルダンを濟れり王渡りし時王バルジライに接吻してこれを祝し彼遂に己の所に歸れり 四十

かくて王ギルガルに進むにキムハムかれとゝもに進めりユダの民皆王を送れりイスラエルの民の半も亦しかり 四一 爰にイスラエルの人々皆王の所にいたりて王にいひけるは我等の兄弟なるユダの人々何故に爾を竊みさり王と其家族およびダビデとゝもなる其凡の從者を送りてヨルダンを濟りしやと 四二 ユダの人々皆イスラエルの人々に對へていふ王は我に近きが故なり爾なんぞ此事について怒るや我等王の物を食ひしことあるや王我等に賜物を與へたることあるや 四三 イスラエルの人ユダの人に對ていひけるは我は王のうちに十の分を有ち亦ダビデのうちにも我は爾よりも多を有つなりしかるに爾なんぞ我らを輕じたるやわが王を導きかへらんと言しは我最初なるにあらずやとされどユダの人々の言はイスラエルの人々の言よりも厲しかりき

第二十章 一 爰に一人の邪なる人あり其名をシバといふビクリの
子にしてベニヤミン人なり彼喇叭を吹ていひけるは我等はダビ
デの中に分なし又エサイの子のうちに産業なしイスラエルよ各人
其天幕に歸れよと 二 是によりてイスラエルの人皆ダビデに隨ふ
ことを止てのぼりビクリの子シバにしたがへり然どユダの人々
は其王に附てヨルダンよりエルサレムにいたれり 三 ダビデエル
サレムにある己の家にいたり王其遺して家を守らせたる妾なる
十人の婦をとりてこれを一の室に守り置て養へりされどこれら
の處にも入ざりき斯かれらは死る日まで閉こめられて生涯嫠婦
にてすごせり 四 爰に王アマサにいひけるは我ために三日のうち
にユダの人々を召きたれさうして爾此處にをれ 五 アマサ乃ちユ
ダを召あつめんとて往たりしが彼ダビデが定めたる期よりも長
く留れり 六 是においてダビデアビシヤイにいひけるはビクリの

子シバ今我等にアブサロムよりもおほくの害をなさんとす爾の主の臣僕を率ゐて彼の後を追へ恐らくは彼堅固なる城邑を獲て我等の目を逃れんと 七 是によりてヨアブの從者とケレテ人とペレテ人および都の勇士彼にしたがひて出たり即ち彼等エルサレムより出てビクリの子シバの後を追ふ 八 彼等がギベオンにある大石の傍に居りし時アマサかれらにむかひ來れり時にヨアブ戎衣に帶を結て衣服となし其上に刀を鞘にをさめ腰に結びて帶おび居たりしが其劍脱け墮ちたり 九 ヨアブ、アマサにわが兄弟よ爾は平康なるやといひて右の手をもてアマサの鬚を捋て彼に接吻せんとせしが 十 アマサはヨアブの手にある劍に意を留ざりければヨアブ其をもてアマサの腹を刺して其腸を地に流しいだし重て撃に及ばざらしめてこれをころせりかくてヨアブと其兄弟アビシャイビクリの子シバの後を追ひ 十一 時にヨアブの少者の一人

アマサの側にたちていふヨアブを助くる者とダビデに附從ものはヨアブの後に隨へと 十二 アマサは血に染て大路の中に轉び居たり斯人民の皆立どまるを見てアマサを大路より田に移したるが其側にいたれる者皆見て立ちとまりければ衣を其上にかけたり 十三 アマサ大路より移されければ人皆ヨアブにしたがひ進みてビクリの子シバの後を追ふ 十四 彼イスラエルの凡の支派の中を行てアベルとベテマアカに至るに少年皆集りて亦かれにしたがひゆけり 十五 かくて彼等來りて彼をアベルベテマアカに圍み城邑にむかひて壘を築けり是は壕の中にたてりかくしてヨアブとともにある民皆石垣を崩さんとてこれを擊居りしが 十六 一箇の哲き婦城邑より呼はりていふ爾ら聽よ爾ら聽よ請ふ爾らヨアブに此に近よれ我爾に言んと言へと 十七 かれ其婦にちかよるに婦いひけるは爾はヨアブなるやかれ然りといひければ婦彼にいふ婢の言を聽

けるを我聽くといふ 十八 婦乃ち語りていひけるは昔人々誠に語りて人必ずアベルにおいて索問べしといひて事を終ふ 十九 我はイスラエルの中の平和なる忠義なる者なりしかるに爾はイスラエルの中にて母ともいふべき城邑を滅さんことを求む何ゆゑに爾エホバの產業を呑み盡さんとするや 二十 ヨアブ答へていひけるは決めてしからず決めてしからずわれ呑み盡し或は滅ぼさんとすることなし 二十一 其事しからずエフライムの山地の人ビクリの子名をシバといふ者手を擧て王ダビデに敵せり爾ら只彼一人を付せ然らば我此邑をさらんと婦ヨアブにいひけるは視よ彼の首級は石垣の上より爾に投いだすべし 二十二 かくて婦其智慧をもて凡の民の所にいたりければかれらビクリの子シバの首級を刎てヨアブの所に投出せり是においてヨアブ喇叭を吹ならしければ人々散て邑より退きておの〳〵其天幕に還りぬヨアブはエルサレムにかへり

て王の處にいたれり 二三 ヨアブはイスラエルの全軍の長なりエホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ人の長なり 二四 アドラムは徵募長なりアヒルデの子ヨシヤパテは史官なり 二五 シヤは書記官なりザドクとアビヤタルは祭司なり 二六 亦ヤイル人イラはダビデの大臣なり

第二十一章

一 ダビデの世に年復年と三年饑饉ありければダビデエホバに問にエホバ言たまひけるは是はサウルと血を流せる其家のためなり其は彼嘗てギベオン人を殺したればなりと 二 是において王ギベオン人を召てこれらにいへりギベオン人はイスラエルの子孫にあらずアモリ人の殘餘なりしがイスラエルの子孫昔彼等に誓をなしたり然るにサウルイスラエルとユダの子孫に熱心なるよりして彼等を殺さんと求めたり 三 即ちダビデギベオン人にいひけるは我爾等のために何を爲すべきか我何の賠償を

爲さむ爾等エホバの産業を祝そるや四ギベオン人彼にいひけるは我等はサウルと其家の金銀を取じ又汝は我らのためにイスラエルの中の人一人をも殺すなかれダビデいひけるは汝等が言ふ所は我汝らのために爲さん五彼等王にいひけるは我等を滅したる人我等を殲してイスラエルの境の中に居留ざらしめんとて我等にむかひて謀を設けし人六請ふ其人の子孫七人を我等に與へよ我等エホバの選みたるサウルのギベアにて彼等をエホバのまへに懸ん王いふ我與ふべし七されど王サウルの子ヨナタンの子なるメピボセテを惜めり是は彼等のあひだ即ちダビデとサウルの子ヨナタンとの間にエホバを指して爲る誓あるに因り八されど王アヤの女リヅパがサウルに生し二人の子アルモニとメピボセテおよびサウルの女メラブがメホラ人バルジライの子アデリエルに生し五人の子を取りて九かれらをギベオン人の手に與へ

ければギベオン人かれらを山の上にてエホバの前に懸たり彼等七人倶に斃れて刈穫の初日即ち大麥刈の初時に死り 十 アヤの女リツパ麻布を取りて刈穫の初時より其屍の上に天より雨ふるまでこれをおのれのために盤の上に布きおきて晝は空の鳥を屍の上に止らしめず夜は野の獸をちかよらしめざりき 十一 爰にアヤの女サウルの妾リツパの爲しことをダビデに聞えければ 十二 ダビデ往てサウルの骨と其子ヨナタンの骨をヤベシギレアデの人々の所より取り是はペリシテ人がサウルをギルボアに殺してベテシヤンの衢に懸たるをかれらが竊みさりたるものなり 十三 ダビデ其處よりサウルの骨と其子ヨナタンの骨を携へ上りまた人々其懸られたる者等の骨を斂たり 十四 かくてサウルと其子ヨナタンの骨をベニヤミンの地のゼラにて其父キシの墓に葬り都て王の命じたる所を爲り此より後神其地のために祈禱を聽たまへり 十五 ペリシテ人

復イスラエルと戰爭を爲すダビデ其臣僕とゝもに下りてペリシテ人と戰ひけるがダビデ困憊居りければ 十六 イシビベノブダビデを殺さんと思へり(イシビベノブは巨人の子等の一人にて其槍の銅は重は三百シケルあり彼新しき劍を帶たり) 十七 然れどもゼルヤの子アビシヤイダビデを助けて其ペリシテ人を撃ち殺せり是においてダビデの從者かれに誓ひていひけるは汝は再び我等とゝもに戰爭に出べからず恐らくは爾イスラエルの燈光を消さんと 十八 此後再びゴブにおいてペリシテ人と戰ありし時ホシヤ人シベカイ巨人の子等の一人なるサフを殺せり 十九 爰に復ゴブにてペリシテ人と戰あり其處にてベテレヘム人ヤレオレギムの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり其槍の柄は機の梁の如くなりき 二十 又ガテに戰ありしが其處に一人の身長き人あり手には各六の指あり足にも各六の指ありて其數合せて二十四なり彼

もまた巨人の生る者なり 二一 彼イスラエルを挑みしかばダビデの兄弟シメアの子ヨナタンこれを殺せり 二二 是ちの四人はガテにて巨人の生るものなりしがダビデの手と其臣僕の手に斃れたり

第二十二章

一 ダビデエホバが己を諸の敵の手とサウルの手より救ひいだしたまへる日に此歌の言をエホバに陳たり曰く 二 エホバはわが巖わが要害我を救ふ者 三 わが磐の神なりわれ彼に倚頼むエホバはわが干わが救の角わが高櫓わが逃躱處わが救主なり爾我をすくひて暴き事を免れしめたまふ 四 我ほめまつるべきエホバに呼はりてわが敵より救はる 五 死の波濤われを繞き邪曲なる者の河われをおそれしむ 六 冥府の繩われをとりまき死の機檻われにのぞめり 七 われ艱難のうちにエホバをよびまたわが神に籲れりエホバ其殿よりわが聲をききたまひわが號呼其耳にいりぬ 八 爰に地震ひ撼き天の基動き震へりこれ彼怒りたまへばなり

九烟其鼻より出てのぼり火その口より出て焼きつくしおこれる炭これより燃いづ
十彼天を傾けて下りたまふ黒雲その足の下にあり
十一ケルブに乗て飛び風の翼の上にあらはれ
十二其周圍に黒暗をおき集まれる水密雲を幕としたまふ
十三そのまへの光より炭火燃いづ
十四エホバ天より雷をくだし最高者聲をいだし
十五又箭をはなちて彼等をちらし電をはなちて彼等をうちやぶりたまへり
十六エホバの叱咤とその鼻の氣吹の風によりて海の底あらはれいで地の基あらはになりぬ
十七エホバ上より手をたれて我をとり洪水の中より我を引あげ
十八またわが勁き敵および我をにくむ者より我をすくひたまへり彼等は我よりも強かりければなり
十九彼等はわが災の日に臨めりされどエホバわが支柱となりたまへり
二十我を廣き處にひきいだしわれを喜ぶがゆゑに我をすくひたまへり
二十一エホバわが義にしたがひて我に報い吾手の清潔にしたがひて

我に酬したまへり 二二 其はわれヱホバの道をまもり惡をなしてわ
が神に離しことなければなり 二三 その律例は皆わがまへにあり其
法憲は我これを離れざるなり 二四 己れ神にむかひて完全なり又身
を守りて惡を避たり 二五 故にヱホバわが義にしたがひ其目のまへ
に己が潔白あるに循てわれに報いたまへり 二六 矜恤ある者には爾矜恤
ある者のごとくし完全人には爾完全者のごとくし 二七 潔白者には
爾潔白もののごとくし邪曲者には爾嚴刻者のごとくなしたまふ 二八
難る民は爾これを救たまふ然ど矜高者は爾の目見て之を卑した
まふ 二九 ヱホバ爾はわが燈火なりヱホバわが暗をてらしたまふ 三十
われ爾によりて軍隊の中を驅とほりわが神に由て石垣を飛こゆ
三一 神はその道まつたしヱホバの言は純粹し彼は都て己に倚頼む
者の干となりたまふ 三二 夫ヱホバのほか誰か神たらん我等の神の
ほか孰か磐たらん 三三 神は己が強き堅寨にて己が道を全うし 三四 わ

が足を鹿の如くなし我を己が崇邱に立しめたまふ 三五 神わが手に戰を教へたまへばわが腕は銅の弓をも挽を得 三六 爾我に爾の救の干を與へ爾の慈悲われを大ならしめたまふ 三七 爾己が身の下の歩を恢廓しめたまへば我踝ふるへず 三八 われわが敵を追て之をほろぼし之を絶すまではかへらず 三九 われ彼等を絶し彼等を破碎けば彼等たちえずわが足の下にたふる 四十 汝戰のために力をもて我に帶しめ又われに逆ふ者をわが下に拜跪しめたまふ 四一 爾わが敵をして我に後を見せしめたまふ我を惡む者はわれ之をほろぼさん 四二 彼等環視せど救ふ者なしエホバを仰視ど彼等に應たまはず 四三 地の塵の如くわれ彼等をうちくだき又衢間の泥のごとくわれ彼等をふみにぢる 四四 爾われをわが民の爭鬪より救ひ又われをまもりて異邦人等の首長となしたまふわが知ざる民我につかふ 四五 異國人等は我に媚び耳に聞と均しく我にしたがふ 四六 異邦人等は

衰へ其衛所より戰慄て出づ 四七 エホバは活る者なりわが盤は讚べきかなわが救の盤の神はあがめまつるべし 四八 此神われに仇を報いしめ國々の民をわが下にくだらしめたまひ 四九 又わが敵の中よりわれを出し我にさからふ者の上に我をあげまた强暴人の許よりわれを救ひいだしたまふ 五十 是故にエホバよわれ異邦人等のうちに爾をほめ爾の名を稱へん 五一 エホバその王の救をおほいにしその受膏者なるダビデと其裔に永久に恩を施したまふなり

第二十三章

一 ダビデの最後の言は是なりエサイの子ダビデの詔言即ち高く擧られし人ヤコブの神に膏をそゝがれし者イスラエルの善き歌人の詔言 二 エホバの靈わが中にありて言ひたまふ其諭言わが舌にあり 三 イスラエルの神いひたまふイスラエルの磐われに語たまふ人を正く治むる者神を畏れて治むる者は 四 日の出の朝の光のごとく雲なき朝のごとく又雨の後の日の光明により

て地に茁いづる嫩草のごとし 五 わが家はかく神とともにあるにあらずや神萬具備りて鞏固なる永久の契約を我になしたまへり吾が救と喜を皆いかで生ぜしめたまはざらんや 六 しかれども邪なる者は荊棘のごとくにして手をもて取がたければ皆ともにすてられん 七 之にふるゝ人は鐵と槍の柄とを其身に備ふべし是は火にやけて燒たゆるにいたらん 八 是等はダビデの勇士の名なり タクモニ人ヤシヨベアムは三人衆の長なりしが一時八百人にむかひて槍を揮ひて之を殺せり 九 彼の次はアホア人ドドの子エルアザルにして三勇士の中の者なり彼其處に戰はんとて集まれるペリシテ人にむかひて戰を挑みイスラエルの人々の進みのぼれる時にダビデとともに居たりしが 十 たちてペリシテ人を撃ち終に其手疲て其手劍に固着て離れざるにいたれり此日ヱホバ大なる救拯を行ひたまふ民は彼の跡にしたがひゆきて只褫取而已なり

き十一彼の次はハラリ人アゲの子シヤンマなり一時ペリシテ人一隊となりて集まれり彼處に扁豆の滿たる地の處あり民ペリシテ人のまへより逃たるに十二彼其地の中に立て禦ぎペリシテ人を殺せりしかしてヱホバ大なる救拯を行ひたまふ十三刈穫の時に三十人衆の首長なる三人下りてアドラムの洞穴に往てダビデに詣れり時にペリシテ人の隊レパイムの谷に陣どり十四其時ダビデは要害に居りペリシテ人の先陣はベテレヘムにあり十五ダビデ慕ひていひけるは誰かベテレヘムの門にある井の水を我にのましめんかと十六三勇士乃ちペリシテ人の陣を衝き過てベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へ來れり然どダビデ之をのむことをせずこれをヱホバのまへに灌ぎて十七いひけるはヱホバよ我決てこれを爲じ是は生命をかけて往し人の血なりと彼これを飲ことを好まざりき三勇士は是等の事を爲り十八ゼルヤの子ヨア

ブの兄弟アビシヤイは三十人衆の首たり彼三百人にむかひて槍を揮ひて殺せり彼其三十人衆の中に名を得たり 十九 彼は三十人衆の中の最も尊き者にして彼等の長となりき然ども三人衆には及ばざりき 二十 エホヤダの子カブジエルのベナヤは勇氣あり多くの功績ありし者なり彼モアブの人の獅子の如きもの二人を撃殺せり彼また雪の降る時に下りて穴の中にて獅子を撃殺せり 二一 彼また容貌魁偉たるエジプト人を撃殺せり其エジプト人は手に槍を持たるに彼は杖を執て下りエジプト人の手より槍を奪とりて其槍をもてこれを殺せり 二二 エホヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三十勇士の中に名を得たり 二三 彼は三十人衆の中に尊ありしかども三人衆には及ばざりきダビデこれを參議の中に列しむ 二四 三十人衆の中にはヨアブの兄弟アサヘルベテレヘムのドドの子エルハナン 二五 ハロデ人シヤンマハロデ人エリカ 二六 パルデ人ヘレツテコア

人イツケシの子イラ 二七 アナトテ人アビエゼルホシヤ人メブンナイ 二八 アホア人ザルモンネトパ人マハライ 二九 ネトパ人バアナの子ヘレブベニヤミンの子孫のギベアより出たるリバイの子イツタイ 三十 ヒラトン人ベナヤガアシの谷のヒダイ 三一 アルバテ人アビアルボンバホリム人アズマウテ 三二 シヤルボニ人エリヤバキゾニ人ヤセン 三三 ハラリ人シヤンマの子ヨナタンアラリ人シヤラルの子アヒアム 三四 ウルの子エリパレテマアカ人ヘベルギロ人アヒトペルの子エリアム 三五 カルメル人ヘヅライアルバ人パアライ 三六 ゾバのナタンの子イガルガド人バニ 三七 アンモニ人ゼレクゼルヤの子ヨアブの武器を執る者ベエロテ人ナハライ 三八 エテリ人イラエテリ人ガレブ 三九 ヘテ人ウリヤあり都て三十七人

第二十四章

一 エホバ復イスラエルにむかひて怒を發しダビデを感動して彼等に敵對しめ往てイスラエルとユダを數へよと言しめ

たまふ 二 王乃ちヨアブおよびヨアブとゝもにある軍長等にいひ
けるは請ふイスラエルの諸の支派の中をダンよりベエルシバに
至るまで行めぐりて民を核べ我をして民の數を知しめよ 三 ヨア
ブ王にいひけるは幾何あるともねがはくは汝の神ヱホバ民を百
倍に増たまへ而して王わが主の目これを視るにいたれ然りと
いへども王わが主の此事を悦びたまふは何故ぞやと 四 されど王
の言ヨアブと軍長等に勝ければヨアブと軍長等王の前を退きて
イスラエルの民を核べに往り 五 かれらヨルダンを濟りアロエル
より卽ち河の中の邑より始めてガドにいたりヤゼルにいたり 六
ギレアデにいたりタテムホデシの地にいたり又ダニヤンにいた
りてシドンに旋り 七 またツロの城にいたりヒビ人とカナン人の
諸の邑にいたりユダの南に出てベエルシバにいたれり 八 彼等國
を徧く行めぐり九月と廿日を經てエルサレムに至りぬ 九 ヨアブ

人口の數を王に告たり即ちイスラエルに劍を拔く壯士八十萬ありき又ユダの人は五十萬ありき 十 ダビデ民の數を書し後其心自ら責む是においてダビデヱホバにいふ我これを爲して大に罪を犯したりねがはくはヱホバよ僕の罪を除きたまへ我甚だ愚なる事を爲りと 十一 ダビデ朝興し時ヱホバの言ダビデの先見者なる預言者ガデに臨みて曰く 十二 往てダビデに言へヱホバ斯いふ我汝に三を示す汝其一を擇べ我其を汝に爲んと 十三 ガデダビデの許にいたりこれに告てこれにいひけるは汝の地に三年の饑饉いたらんか或は汝敵に追れて三月其前に遁んか或は爾の地に三日の疫病あらんか爾考へてわが如何なる答を我を遣はせし者に爲べきかを決めよ 十四 ダビデガデにいひけるは我大に苦しむ請ふ我等をしてヱホバの手に陷らしめよ其憐憫大なればなり我をして人の手に陷らしむるなかれ 十五 是においてヱホバ朝より集會の時まで疫病

をイスラエルに降したまふダンよりベエルシバまでに民の死る
者七萬人ありし 十六 天の使其手をエルサレムに伸てこれを滅さんと
したりしがエホバ此害惡を悔て民を滅す天使にいひたまひける
は足り今汝の手を住めよと時にエホバの使はエブス人アラウナ
の禾場の傍にあり 十七 ダビデ民を撃つ天使を見し時エホバに申し
ていひけるは嗚呼我は罪を犯したり我は惡き事を爲たり然ども
是等の羊の群は何を爲たるや請ふ爾の手を我とわが父の家に對た
まへと 十八 此日ガデ、ダビデの所にいたりてこれにいひけるは上り
てエブス人アラウナの禾場にてエホバに壇を建よ 十九 ダビデ、ガデ
の言に隨ひエホバの命じたまひしごとくのぼれり 二十 アラウナ觀
望て王と其臣僕の己の方に進み來るを見アラウナ出て王のまへ
に地に伏て拜せり 二一 しかしてアラウナいひけるは何に因てか王わ
が主僕の所にきたまふやダビデいひけるは汝より禾場を買ひと

りエホバに壇を築きて民に降る災をとゞめんとてなりアラウナダビデにいひけるはねがはくは王わが主其目に善と見ゆるものを取て献たまへ燔祭には牛あり薪には打禾車と牛の器ありと
二三 アラウナこれを悉く王に奉呈ぐアラウナ又王にねがはくは爾の神エホバ爾を受納たまはんことをといふ
二四 王アラウナにいひけるは斯すべからず我必ず値をはらひて爾より買とらん我費なしに燔祭をわが神エホバに献ぐることをせじとダビデ銀五十シケルにて禾場と牛を買とれり
二五 ダビデ其處にてエホバに壇を築き燔祭と酬恩祭を献げたり是においてエホバ其地のために祈禱を聽たまひて災のイスラエルに降ること止りぬ

列王紀畧上

第一章　一 爰にダビデ王年邁みて老い寢衣を衣するも温らざりければ 二 其臣僕等彼にいひけるは王わが主のために一人の若き處女を求めて之をして王のまへにたちて王の左右となり汝の懷に臥て王わが主を暖めしめんと 三 彼等乃ちイスラエルの四方の境に美き童女を求めてシユナミ人アビシヤグを得て之を王に攜きたり 四 此童女甚だ美くして王の左右となりて王に事たり然ど王之と交らざりき 五 時にハギテの子アドニヤ自ら高くし我れ王とならんと言て已れために戰車と騎兵および自己のまへに驅る者五十人を備へたり 六 其父は彼が生れてより已來汝何故に然するやと言てこれを痛めし事なかりきアドニヤも亦容貌の甚だ美き者にてアブサロムの次に生れたり 七 彼ゼルヤの子ヨアブおよび祭司アビヤタルと商議ひしかば彼等之に從ひゆきて助

けたり 八 されど祭司ザドクとエホヤダの子ベナヤと預言者ナタンおよびシメイとレイならびにダビデに屬したる勇士はアドニヤに與せざりき 九 アドニヤ、エンロゲルの近邊なるゾヘレテの石の傍にて羊と牛と肥畜を宰りて王の子なる己の兄弟および王の臣僕なるユダ人を盡く請けり 十 されども預言者ナタンとベナヤと勇士とおのれの兄弟ソロモンとをば招かざりき 十一 爰にナタン、ソロモンの母バテシバに語りていひけるはハギテの子アドニヤが王となれるを聞ざるか吾らの主ダビデはこれを知ざるなり 十二 されば請ふ來れ我汝に計を授て汝をして己の生命と汝の子ソロモンの生命を救はしめん 十三 汝往てダビデ王の所に入り之にいへ王わが主よ汝は婢に誓ひて汝の子ソロモンは我に繼で王となり我が位に坐せんといひたまひしにあらずや然るにアドニヤ何故に王となるやと 十四 われまた汝が尚其處にて王と語ふ

時に汝の次て入り汝の言を證すべしと
十五 是においてバテシバ寝室に入りて王の所にいたるに王ハ甚だ老てシユナミ人アビシヤグ王に事へ居たり
十六 バテシバ躬を鞠め王を拜す王いふ何なるや
十七 かれ王にいひけるは我が主汝ハ汝の神エホバを指て婢に汝の子ソロモンハ我に繼で王となりわが位に坐せんと誓ひたまへり
十八 然かるに視よ今アドニヤ王となれり而て王わが主汝ハ知りたまはず
十九 彼ハ牛と肥畜と羊を饒く宰りて王の諸子および祭司アビヤタルと軍の長ヨアブを招けりされど汝の僕ソロモンをバ招かざりき
二十 汝王わが主よイスラエルの目皆汝に注ぐ汝が彼等に誰が汝に繼で王わが主の位に坐すべきを告るを望む
廿一 王わが主の其父祖と共に寝たまハん時に我とわが子ソロモンは罪人と見做さるゝにいたらんと
廿二 バテシバ尚王と語ふうちに視よ預言者ナタンも亦入きたりければ
廿三 人々王に告て預言者ナタン此にあり

と曰ふ彼王のまへに入り地に伏て王を拜せり 二四 しかしてナタン
いひけるは王わが主汝はアドニヤ我に繼で王となりわが位に坐
すべしといひたまひしや 二五 彼は今日下りて牛と肥畜と羊を饒く
宰りて王の諸子と軍の長等と祭司アビヤタルを招けりしかして
彼等はアドニヤのまへに飲食してアドニヤ王壽かれと言ふ 二六 さ
れど汝の僕なる我と祭司ザドクとエホヤダの子ベナヤと汝の僕
ソロモンとは彼請かざるなり 二七 此事は王わが主の爲たまふ所な
るかしかるに汝誰が汝に繼で王わが主の位に坐すべきを僕に知ら
せたまはざるなりと 二八 ダビデ王答ていふバテシバをわが許に召
せと彼乃ち王のまへに入て王のまへにたつに 二九 王誓ていひけ
るはわが生命を諸の艱難の中に救ひたまひしエホバは活く 三十 我
イスラエルの神エホバを指て誓ひて汝の子ソロモン我に繼で王
となり我に代りてわが位に坐すべしといひしごとく我今日爲

すべしと 三一 是においてバテシバ躬を鞠め地に伏て王を拜し願くはわが主ダビデ王長久に生ながらへたまへといふ 三二 ダビデ王いひけるはわが許に祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤを召と彼等乃ち王のまへに來る 三三 王彼等にいひけるは汝等の主の臣僕を伴ひわが子ソロモンをわが身の騾に乘せ彼をギホンに導き下り 三四 彼處にて祭司ザドクと預言者ナタン彼に膏をそゝぎてイスラエルの上に王と爲すべししかして汝ら喇叭を吹てソロモン王壽かれと言へ 三五 かくして汝ら彼に隨ひて上り來るべし彼は來りてわが位に坐し我に代りて王となるべし我彼を立てイスラエルとユダの上に主君となせり 三六 エホヤダの子ベナヤ王に對へていひけるはアメンねがはくは王わが主の神ヱホバ然言たまはんことを 三七 ねがはくはエホバ王わが主とともに在せしごとくソロモンとともに在してその位をわが主ダビデ王

の位よりも大いならしめたまはんことを 三八 斯て祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤ並にケレテ人とペレテ人下りソロモンをダビデ王の騾に乘せて之をギホンに導きいたれり 三九 しかして祭司ザドク幕屋の中より膏の角を取てソロモンに膏そそげりかくて喇叭を吹きならし民みなソロモン王壽かれといへり民みなかれに隨ひ上りて笛を吹き大いに喜祝ひ地はかれらの聲にて裂たり 四一 アドニヤおよび彼とともに居たる賓客其食を終たる時に皆これを聞りヨアブ喇叭の聲を聞ていひけるは城邑の中れ聲音何ぞ諠囂やと 四二 彼が言をる間に視よ祭司アビヤタルの子ヨナタン來るアドニヤ彼にいひけるは入よ汝は勇ある人なり嘉音を持きたれるならん 四三 ヨナタン答へてアドニヤにいひけるは誠に我が主ダビデ王ソロモンを王となしたまへり 四四 王祭司ザドクと預言者ナタンおよびエホヤダの子ベナヤ並にケレテ

人とペレテ人をソロモンとともに遣したまふ即ち彼等はソロモ
ンを王の騾に乗せてゆき 四五 祭司ザドクと預言者ナタンギホンに
て彼に膏をそゝぎて王となせり而して彼等其處より歡て上るが
故に城邑は喧譁し汝らが聞る聲音は是なり 四六 又ソロモン國の位
に坐し 四七 且王の臣僕來りてわれらの主ダビデ王に祝を陳て願く
は汝の神ソロモンの名を汝の名よりも美し其位を汝の位よりも
大ならしめたまへと言りかくして王は牀の上にて拜せり 四八 王また
言たまへりイスラエルの神ヱホバはほむべきかなヱホバ今日わ
が位に坐する者を與へたまひてわが目亦これを見るなりと 四九 アド
ニヤとともなる賓客皆驚愕き起て各其途に去りゆけり 五〇 茲にア
ドニヤソロモンの面を恐れ起て往き壇の角を執へたり 五一 或人ソ
ロモンに告ていふアドニヤソロモン王を畏る彼壇の角を執て願
くはソロモン王今日我に劍をもて僕を殺じと誓ひたまへと言ひた

りと五二ソロモンいひけるは彼もし善人となるならば其髪の毛一すぢも地におちざるべし然ど彼れ中に惡の見るならば死しむべしと五三ソロモン王乃ち人を遣て彼を壇より擔下らしむ彼來りてソロモン王を拜しければソロモン彼に汝の家に往けといへり

第二章

一ダビデ死ぬる日近よりければ其子ソロモンに命じていふ二我は世人の皆往く途に往んとす汝は强く丈夫のごとく爲れ三汝の神ヱホバの職守を守り其道に步行み其法憲と其誡命と其律例と其證言とをモーセの律法に錄されたるごとく守るべし然らば汝凡て汝の爲ところと凡て汝の向ふところにて榮ゆべし四又ヱホバは其嘗に我れ事に付て語りて若汝の子等其道を愼み心を盡し精神を盡して眞實をもて吾前に步ばイスラエルの位に上る人汝に缺ることなかるべしと言たまひし言を堅したまはん五又汝はゼルヤの子ヨアブが我に爲たる事即ち彼がイスラエル

れ二人は軍の長ネルの子アブネルとヱテルの子アマサに爲たる事を知る彼此二人を切殺し太平の時に戰の血を流し戰の血を己れ腰の周圍の帶と其足の履に染たり 六 故に汝の智惠にしたがひて事を爲し其白髮を安然に墓に下らしむるなかれ 七 但しギレアデ人バルジライの子等には恩惠を施こし彼等をして汝の席にて食ふ者の中にあらしめよ彼等はわが汝の兄弟アブサロムの面を避て逃し時我に就たるなり 八 視よ又バホリムのベニヤミン人ゲラの子シメイ汝とともに在り彼はわがマハナイムに往し時厲しき詛言をもて我を詛へり然ども彼ヨルダンに下りて我を迎へたれば我ヱホバを指て誓ひて我劍をもて汝を殺さじといへり 九 然りといへども彼を辜なき者とする勿れ汝は智慧ある人なれば彼に爲べき事を知るなり血を流して其白髮を墓に下すべしと 十 斯てダビデは其父祖と偕に寢りてダビデの城に葬らる 十一 ダビデ

のイスラエルの王たりし日は四十年なりき即ちヘブロンにて王たりし事七年エルサレムにて王たりし事三十三年なりき 十二 ソロモン其父ダビデの位に坐し其國は堅固く定まりぬ 十三 爰にハギテの子アドニヤソロモンの母バテシバの所に來りければバテシバいひけるは汝は平穩なる事のために來るや彼いふ平穩なる事のためなり 十四 彼又いふ我は汝に言さんとする事ありとバテシバいふ言されよ 十五 かれいひけるは汝の知ごとく國は我の有にしてイスラエル皆其面を我に向て王となさんと爲りしかるに國は轉てわが兄弟の有となりき其彼の有となるはエホバより出たるなり 十六 今我一の願を汝に求む請ふわが面を黜くるなかれバテシバかれにいひけるは言されよ 十七 彼いひけるは請ふソロモン王に言て彼をしてシユナミ人アビシヤグを我に與て妻となさしめよ彼は汝に面を黜けざるべければなり 十八 バテシバいふ善し我汝のために王

に言んと　十九　かくてバテシバ　アドニヤのために言んとてソロモン王の許に至りければ王起てかれを迎へ彼を拝して其位に坐り王母のために座を設けしむ乃ち其右に坐せり　二十　かくしてバテシバいひけるは我一の細小き願を汝に求むわが面を黜くるなかれ王かれにいひけるは母上よ求めたまへ我汝の面を黜けざるなり　二一　彼いひけるは請ふシユナミ人アビシヤグをアドニヤに與て妻となさしめよ　二二　ソロモン王答て其母にいひけるは何ぞアドニヤのためにシユナミ人アビシヤグを求めらるゝや彼のために國をも求められよ彼は我の兄なればなり彼と祭司アビヤタルとゼルヤの子ヨアブのために求められよと　二三　ソロモン王乃ちヱホバを指て誓ひていふ神我に斯なし又重斯なしたまへアドニヤは其身の生命を喪はんとて此言を言いだせり　二四　我を立てわが父ダビデの位に上しめ其約せしごとく我に家を建たまひしヱホバは生く

アドニヤは今日戮さるべしと 二五 ソロモン王エホヤダの子ベナヤを遣はしたれば彼アドニヤを撃て死しめたり 二六 王また祭司アビヤタルにいひけるは汝の故田アナトテにいたれ汝は死に當る者なれども嚮にわが父ダビデのまへに神エホバの匱を舁き又凡てわが父の艱難を受たる處にて汝も艱難を受たれば我今日は汝を戮さじと 二七 ソロモンアビヤタルを逐いだしてエホバの祭司たらしめざりき斯エホバがシロにてエリの家につきて言たまひし言應たり 二八 爰に其風聞ヨアブに達りければヨアブエホバの幕屋に遁れて壇の角を執たり其はヨアブは轉てアブサロムには隨はざりしかどもアドニヤに隨ひたればなり 二九 ヨアブエホバの幕屋に遁れて壇の傍に居ることソロモンに聞えければソロモンエホヤダの子ベナヤを遣はしいひけるは往て彼を撃てと 三十 ベナヤ乃ちエホバの幕屋にいたり彼にいひけるは王斯言ふ出來れと彼い

ひけるに否我は此に死んとベナヤ反て王に告てヨアブ斯言ひ斯我に答へたりと言ふ 三一 王ベナヤにいひけるは彼が言ふごとく爲し彼を撃て葬りヨアブが故なくして流したる血を我とわが父の家より除去べし 三二 又ヱホバはヨアブの血を其身の首に歸したまふべし其は彼は己よりも義く且善りし二人を撃ち劍をもてこれを殺したればなり即ちイスラエルの軍の長ネルの子アブネルとユダの軍の長ヱテルの子アマサを殺せり然るに吾父ダビデは與り知ざりき 三三 されば彼等の血は長久にヨアブの首と其苗裔の首に皈すべし然どダビデと其苗裔と其家と其位にはヱホバよりの平安永久にあるべし 三四 ヱホヤダの子ベナヤすなはち上りて彼を撃ち彼を殺せり彼は野にある己れ家に葬らる 三五 王乃ちヱホヤダの子ベナヤをヨアブに代て軍の長となせり王また祭司ザドクをしてアビヤタルに代らしめたり 三六 又王人を遣てシメイを召て之

に曰けるはエルサレムに於て汝の爲に家を建て其處に住み其處より此にも彼にも出るなかれ 三七 汝が出てキデロン川を濟る日には汝確に知れ汝必ず戮さるべし汝の血は汝の首に歸せん 三八 シメイ王にいひけるは此言は善し王わが主の言たまへるごとく僕然なすべしと斯シメイ日久しくエルサレムに住り 三九 三年の後シメイの二人の僕ガテの王マアカの子アキシの所に逃され人々シメイに告ていふ視よ汝の僕はガテにありと 四十 シメイ乃ち起て其驢馬に鞍置きガテに往てアキシに至り其僕を尋ねたり即ちシメイ往て其僕をガテより攜來りしが 四一 シメイのエルサレムよりガテにゆきて歸りしことソロモンに聞えければ 四二 王人を遣てシメイを召て之にいひけるは我汝をしてヱホバを指て誓しめ且汝を戒めて汝確に知れ汝が出て此彼に歩く日には汝必ず戮さるべしと言しにあらずや又汝は我に我聞る言葉は善しといへり 四三 しかる

汝なんぞヱホバの誓とわが汝に命じたる命令を守ざりしや 四四 王又シメイにいひけるは汝は凡て汝の心の知る諸の悪即ち汝がわが父ダビデに爲たる所を知るヱホバ汝の悪を汝の首に歸したまふ 四五 されどソロモン王は福祉を蒙らんまたダビデの位は永久にヱホバのまへに固く立べしと 四六 王ヱホヤダの子ベナヤに命じければ彼出てシメイを撃ちて死しめたりかくして國はソロモンの手に固く立り

第三章

一 ソロモン、エジプトの王パロと縁を結びパロの女を娶て之を携へ來り自己の家とヱホバの家とエルサレムの周圍の石垣を建築ことを終るまでダビデの城に置り 二 當時までヱホバの名のために建たる家なかりければ民は崇邱にて祭を爲り 三 ソロモンヱホバを愛し其父ダビデの法憲に歩めり但し彼は崇邱にて祭を爲し香を焚り 四 爰に王ギベオンに往て其處に祭を爲んとせり其

ハ彼處は大いなる崇邱なればなり即ちソロモン一千の燔祭を其壇に献たり五ギベオンにてヱホバ夜の夢にソロモンに顯れたまへり神いひたまひけるは我何を汝に與ふべきか汝求めよ六ソロモンいひけるは汝は汝の僕わが父ダビデが誠實と公義と正心を以て汝と共に汝の前に歩みしに因て大なる恩惠を彼に示したまへり又汝彼のために此大なる恩惠を存て今日のごとくかれの位に坐する子を彼に賜へり七わが神ヱホバ汝は僕を志て我父ダビデに代て王となしめたまへり而るに我は小き子にして出入することを知ず八且僕は汝の選みたまひし汝の民の中にあり即ち大なる民にて其數衆くして數ふることも書すことも能はざる者なり九是故に聽き別る心を僕に與へて汝の民を鞫しめ我をして善惡を辨別ることを得させしめたまへ誰か汝の此夥多き民を鞫くことを得んと十ソロモン此事を求めけるが其言主の心にかなへ

り十一是において神かれにいひたまひけるは汝此事を求めて己の爲に長壽を求めず又己のために富有をも求めず又己の敵の生命をも求めずして惟訟を聽き別る才智を求めたるに因て十二視よ我汝の言に循ひて爲り我汝に賢明く聽慧き心を與ふれば汝の先には汝の如き者なく汝の後にも汝の如き者興らざるべし十三我亦汝の求めざる者卽ち富と貴とをも汝に與ふれば汝の生の涯王等の中に汝の如き者あらざるべし十四又汝若汝の父ダビデの歩し如く吾道に歩きてわが法憲と命令を守らば我汝の日を長うせんと十五ソロモン目寤て視るに夢なりき斯てソロモンエルサレムに至りエホバの契約の匱の前に立ち燔祭を献げ酬恩祭を爲して其諸の臣僕に饗宴を爲り十六爰に娼妓なる二人の婦王の所に來りて其前に立ちしが十七一人の婦いひけるはわが主よ我と此婦は一の家に住む我此婦と偕に家にありて子を生り十八去のるにわが生し後第

三日に此婦もまた生りしかして我等偕にありき家にこそ他人の我らと偕に居りし者なし家には只我等二人のみ 一九 然るに此婦其子の上に臥たるによりて夜の中に其子死たりき 二十 中夜に起て婢の眠れる間にわが子をわれの側より取りて之を己の懷に臥しめ己の死たる子をわが懷に臥しめたり 二一 朝に及びて我わが子に乳を飲せんとて興て見るに死ゐたり我朝にいたりて其を熟く觀たるに其はわが生るわが子にはあらざりしと 二二 今一人の婦いふ否活るはわが子死るは汝の子なりと此婦いふ否死るは汝の子活るはわが子なりと彼等斯王のまへに論り 二三 時に王いひけるは一人は此活るはわが子死るは汝の子なりと言ひ又一人は否死るこそ汝の子活るこそわが子なりといふと 二四 王乃ち劍を我に持來れといひければ劍を王の前に持來れり 二五 王いひけるは活る子を二に分て其半を此に半を彼に與へよと 二六 時に其活子の母なる婦人心其子の

ために焚ぐごとくなりて王に言していひけるは請ふわが主よ活る子を彼に與へたまへ必ず殺したまふなかれと然ども他の一人は是を我のにも汝のにもならしめず判たせよと言り 二七 王答ていひけるは活子を彼に與よ必ず殺すなかれ彼は其母なるなりと 二八 イスラエル皆王の審理し所の判決を聞て王を畏れたり其は神の智慧の彼の中にありて審理を為しむるを見たればなり

第四章

一 ソロモン王はイスラエルの全地に王たり 二 其有る群卿は左の如しザドクの子アザリヤは相國、 三 シシヤの子エリホレフとアヒヤは書記官、アヒルデの子ヨシヤパテは史官、 四 エホヤダの子ベナヤは軍の長、ザドクとアビヤタルは祭司 五 ナタンの子アザリヤは代官の長ナタンの子ザブデは大臣にして王の友たり 六 アヒシヤルは宮内卿アブダの子アドニラムは徴募長なり 七 ソロモン又イスラエルの全地に十二の代官を置り其人々王と其家のため

に食物を備へたり即ち各一年に一月宛食物を備へたり 八 其名左のごとしエフライムの山地にはベンホル、 九 マカツとシヤラビムとベテシメシとエロンベテハナンにはベンデケル、 十 アルボテにはベンヘセデありシヨコとヘベルの全地とは彼擔任り 十一 ドルの高地の全部にはベンアビナダブあり彼はソロモンの女タパテを妻とせり 十二 アルヒデの子バアナはタアナクとメギドとヱズレルの下にあるザルタナの邊にあるベテシヤンの全地とを擔任てベテシヤンよりアベルメホラにいたりヨクメアムの外にまで及ぶ 十三 ギレアデのラモテにはベンゲベルあり彼はギレアデにあるマナセの子ヤイルの諸村々を擔任ち又バシヤンなるアルゴブの地にある石垣と銅の關を有る大いなる城六十を擔任り 十四 イドの子アヒナダブはマハナイムを擔任り 十五 ナフタリにはアヒマアズあり彼もソロモンの女バスマテを妻に娶れり 十六 アセルとアロテにはホシヤ

イの子バアナあり 十七 イサカルにはパルアの子ヨシヤパテあり 十八 ベニヤミンにはエラの子シメイあり 十九 アモリ人の王シホンの地およびバシヤンの王オグの地なるギレアデの地にはウリの子ゲベルあり其地にありし代官は唯彼一人のみ 二十 ユダとイスラエルの人は多くして濱の沙の多きがごとくなりしが飲食して樂めり 二十一 ソロモンは河よりペリシテ人の地にいたるまでとエジプトの境に及ぶまでの諸國を治めたれば皆禮物を饋りてソロモンの一生の間事へたり 二十二 偖ソロモンの一日の食物は細麪三十石粗麪六十石 二十三 肥牛十、牧場の牛二十、羊一百其外に牝鹿、羚羊、小鹿および肥たる禽あり 二十四 其はソロモン河の此方をテフサよりガザまで盡く治めたればなり即ち河の此方の諸王を悉く統御たり彼は四方の臣僕より平安を得たりき 二十五 ソロモンの一生の間ユダとイスラエルはダンよりベエルシバに至るまで安然に各其葡萄樹の下と無

花果樹の下に住り 二六 ソロモン戰車の馬の廐四千騎兵壹萬二千を有り 二七 彼代官等各其月にソロモン王のためおよび總てソロモン王の席に來る者の爲に食を備へて缺るところなからしめたり 二八 又彼等各其職に循ひて馬および疾足の馬に食する大麥と藁を其馬の在る處に攜へ來れり 二九 神ソロモンに智慧と聰明を甚だ多く賜ひ又廣大き心を賜ふ海濱の沙のごとし 三十 ソロモンの智慧は東洋の人々の智慧とエジプトの諸の智慧よりも大なりき 三一 彼は凡の人よりも賢くエズラ人エタンよりも又マホルの子なるヘマンとカルコルおよびダルダよりも賢くして其名四方の諸國に聞えたり 三二 彼箴言三千を説り又其詩歌は一千五首あり 三三 彼又草木の事を論じてレバノンの檜より墻に生る苔に迄及べり彼亦獸と鳥と匐行物と魚の事を論じたり 三四 諸の國の人々ソロモンの智慧を聽んとて來り天下の諸の王ソロモンの智慧を聞及びて人を

遣せり

第五章

一 ツロの王ヒラムソロモンの膏そゝがれて其父にかはり
て王となりしを聞て其臣僕をソロモンに遣せりヒラムは恒にダ
ビデを愛したる者なりければなり 二 是に於てソロモン ヒラムに
言遣はしけるは 三 汝の知ごとく我父ダビデは其周圍にありし戰
爭に因て其神エホバの名のために家を建ることを能はずしてエホ
バが彼等を其足の跖の下に置たまふを待り 四 然るに今わが神エ
ホバ我に四方の太平を賜ひて敵もなく殃もなければ我はエホバ
のわが父ダビデに語てわが汝の代に汝の位に上しむる汝の子其
人はわが名のために家を建べしと言たまひしに循ひてわが神エ
ホバの名のために家を建んとす 五 されば汝命じてわがためにレ
バノンより檜を砍出さしめよわが僕汝の僕と共にあるべし又我
れ凡て汝の言ふごとく汝の僕の賃銀を汝に付すべし其は汝の知る

ごとく我等の中にはシドン人の如く木を砍に巧みなる人なければなりと 七 ヒラムソロモンの言を聞て大に喜び言けるは今日エホバに稱譽あれエホバダビデに此夥多しき民を治むる賢き子を與たまへりと 八 かくてヒラムソロモンに言遣りけるは我汝が言ひ遣したる所の事を聽り我檜の材木と松樹の材木とに付ては凡て汝の望むごとく爲すべし 九 わが僕レバノンより海に持下らんしかして我これを海より桴にくみて汝が我に言ひ遣す處におくり其處にて之をくづすべし汝之を受よ又汝はわが家のために食物を與へてわが望を成せと 十 斯てヒラムはソロモンに其凡て望むごとく檜の材木と松の材木を與へたり 十一 又ソロモンはヒラムに其家の食物として小麥二萬石を與へまた清油二十石をあたへたり斯ソロモン年々ヒラムに與へたり 十二 エホバ其言たまひしごとくソロモンに智慧を賜へりまたヒラムとソロモンの間睦しく

して二人偕に契約を結べり 十三 爰にソロモン王イスラエルの全地
に徵募人を興せり其徵募人の數は三萬人なり 十四 ソロモンこれら
を一月交代に一萬人づゝレバノンに遣せり即ち彼等は一月レバ
ノンに二月家にありアドニラムは徵募人の督者なりき 十五 ソロモ
ンに負戴者七萬人山に於て石を砍る者八萬人あり 十六 外に又其工事
に長たる官吏三千三百人ありて工事に作く民を統たり 十七 かくて
王命じて大いなる石貴き石を鑿出さしめ琢石を以て家の基礎を
築かしむ 十八 ソロモンの建築者とヒラムの建築者およびゲバル人
之を砍り斯彼等材木と石を家を建るに備へたり

第六章

一 イスラエルの子孫のエジプトの地を出たる後四百八十
年ソロモンのイスラエルに王たる第四年ジフの月即ち二月にソ
ロモンエホバのために家を建ることを始めたり 二 ソロモン王の
エホバの爲に建たる家は長六十キユビト濶二十キユビト高三十

キユビトあり三家の拜殿の廊は家の濶に循ひて長二十キユビト家の前の其濶十キユビトあり四彼家に造り附の格子ある窗を施たり五又家の墻壁に附て四周に連接屋を建て家の墻壁卽ち拜殿と神殿の墻壁の周圍に環らせり又四周に旁房を造れり六下層の連接屋は濶五キユビト中層のは濶六キユビト第三層のは濶七キユビトあり卽ち家は外に階級を造り環らして何物をも家の墻壁に挿入ざらしむ七家は建る時に鑿石所にて鑿り預備たる石にて造りたれば造れる間に家の中には鎚も鑿も其外の鐵器も聞えざりき八中層の旁房の戸は家の右の方にあり螺旋梯より中層の房にのぼり中層の房より第三層の房にいたるべし九斯彼家を建終り檜の椽と板をもて家を葺り十又家に附て五キユビトの高ある連接屋を建環し檜をもて家に交接たり十一爰にエホバの言ソロモンに臨みて曰く十二汝今此家を建つ若し汝わが法憲に歩みわ

が律例を行ひわが諸の誡命を守りて之にしたがひて歩まばわれはわが汝の父ダビデに言し語を汝に固うすべし 十三 我イスラエルの子孫の中に住わが民イスラエルを棄ざるべし 十四 斯ソロモン家を建終れり 十五 彼檜の板を以て家の墻壁の裏面を作れり即ち家の牀板より頂格の墻壁まで木をもて其裏面をはりまた松の板をもつて家の牀板をはれり 十六 又家の奥に二十キユビトの室を牀板より墻壁まで檜をもて造れり即ち家の内に至聖所なる神殿を造れり 十七 家即ち前にある拜殿は四十キユビトなり 十八 家の内の檜は瓢と咲る花を雕刻める者なり皆檜にして石は見えざりき 十九 神殿は彼其處にエホバの契約の匱を置んとて家の内の中に設けたり 二十 神殿の内は長二十キユビト濶二十キユビト高二十キユビトなり純金をもて之を蔽ひ又檜の壇を覆へり 二一 ソロモン純金をもて家の内を蔽ひ神殿の前に金の鏈をもて間隔を造り金をもて

之を蔽へり 二二 又金をもて殘ところなく家を蔽ひ遂に家を飾るこ
とを悉く終たりまた神殿の傍にある壇は皆金をもて蔽へり 二三 神
殿は內に橄欖の木をもて二のケルビムを造れり其高十キュビト
二四 其ケルブの一の翼は五キュビト又其ケルブの他の翼も五キュ
ビトなり一の翼の末より他の翼の末までは十キュビトあり 二五 他
のケルブも十キュビトなり其ケルビムは偕に同量同形なり 二六 此
ケルブの高十キュビト彼のケルブも亦しかり 二七 ソロモン家の內の
中にケルビムを置しケルビムの翼を展したれば此ケルブの翼は此
墻壁に及び彼のケルブの翼は彼の墻壁に及びて其兩翼家の中にて
相接れり 二八 彼金をもてケルビムを蔽へり 二九 家の周圍の墻壁には
皆內外ともにケルビムと棕櫚と咲る花の形を雕し 三十 家の牀板に
は內外ともに金を蔽へり 三一 神殿の入口には橄欖の木の戸を造れ
り其木匡の門柱は五分の一なり 三二 其二の扉も亦橄欖の木なりソ

ロモン其上にケルビムと棕櫚と咲る花の形を雕刻ミ金をもて蔽へり即ちケルビムと棕櫚の上に金を鍍たり 三三 斯ソロモン亦拜殿の戸のために橄欖の木は門柱を造れり即ち四分の一なり 三四 其二の戸は松の木にして此戸の兩扉は摺むべく彼戸は兩扉も摺むべし 三五 ソロモン其上にケルビムと棕櫚と咲る花を雕刻ミ金をもてこれを蔽ひて善く其雕工に適はしむ 三六 また鑿石三層と檜は厚板一層をもて內庭を造れり 三七 第四年はジフの月にヱホバの家の基礎を築き 三八 第十一年のブルの月即ち八月に凡て其箇條のごとく其定例のごとくに家成りぬ斯ソロモン之を建るに七年を涉れり

第七章

一 ソロモン己の家を建しが十三年を經て全く其家を建終たり 二 彼レバノン森の家を建たり其長は百キユビト其濶は五十キユビト其高は三十キユビトあり檜の柱四行ありて柱の上に檜の梁あり 三 四十五本の柱の上なる梁の上は檜にて蓋へり柱は一

行に十五本あり 四 また窓三行ありて牖と牖と三段に相對ふ 五 戸と戸柱は皆大木をもて角に造り牖と牖と三段に相對へり 六 又柱の廊を造れり其長五十キユビト其濶三十キユビトなり柱のまへに一の廊ありまた其柱のまへに柱と階あり 七 又ソロモン審判を爲すために位の廊即ち審判の廊を造り牀板より牀板まで檜をもて蔽へり 八 ソロモンの居住る家は其廊の後の他の庭にありて其工作同じなりきソロモン亦其娶りたるパロの女のために家を建しが此廊に同じなりき 九 是等は内外とも基礎より檐にいたるまで又外面にては大庭にいたるまで皆鑿石の量にしたがひて鋸にて剖たる貴き石をもて造れるものなり 十 又基礎は貴き石大なる石即ち十キユビトの石八キユビトの石なり 十一 其上には鑿石の量に循ひて貫き石と檜あり 十二 又大庭の周圍には三層の鑿石と一層の檜の厚板ありエホバの家の内庭と家の廊におけるが如し 十三 爰

にソロモン人を遣はしてヒラムをツロより召び來れり 十四 彼はナフタリの支派なる嫠婦の子にして其父はツロの人にて銅の細工人なりヒラムは銅の諸の細工を爲すの智慧と慧悟と知識の充ちたる者なりしがソロモン王の所に來りて其諸の細工を爲り 十五 彼銅の柱二を鑄たり其高各十八キユビトにして各十二キユビトの繩を環らすべし 十六 又銅を鎔して柱頭を鑄て柱の頭に置り此の頭の高も五キユビト彼の頭の高も五キユビトなり 十七 柱の上にある頭の爲に組物の網と鏈索の様の物を造れり此頭に七つ彼頭に七つあり 十八 又二行の石榴を一の網工の上の四周に造りて柱の上にある頭を蓋ふ他の頭をも亦然せり 十九 柱の上にある頭は四キユビトの百合花の形にして廊におけるがごとし 二十 二の柱の頭の上には亦網工の外なる腹の所に接きて石榴あり他の柱の四周にも石榴二百ありて相列べり 二十一 此柱を拜殿の廊に竪つ即ち右の柱を立て

其名をヤキンと名け左の柱を竪て其名をボアズと名く 二二 其柱の上に百合花の形あり斯其柱の作成り 二三 又海を鑄せり此邊より彼邊まで十キユビトにして其四周圓く其高五キユビトあり其四周は三十キユビトの繩を環らすべし 二四 其邊の下には四周に匏瓜ありて之を環れり即ち一キユビトに十づゝありて海の周圍を圍り其匏瓜は海を鑄たる時に二行に鑄たるなり 二五 其海は十二の牛の上に立り其三は北に向ひ三は西に向ひ三は南に向ひ三は東に向ふ海其上にありて牛の後は皆内に向ふ 二六 海の厚さ手寛にして其邊は百合花にて杯の邊の如くに作れり海は二千斗を容たり 二七 又銅の臺十を造れり一の臺の長四キユビト其濶四キユビト其高三キユビトなり 二八 其臺の製作は左のごとし臺には鏡板あり鏡板は邊の中にあり 二九 邊の中にある鏡板の上に獅子と牛とケルビムあり又邊の上に座あり獅子と牛の下に花飾の垂下物あり 三十 其臺

には各四の銅の輪と銅の軸あり其四の足には肩のごとき者あり其肩のごとき者は洗盤の下にありて凡の花飾の旁に鑄つけたり 三一 其口は頭の内より上は一キユビトあり其口は圓く一キユビト半にして座の作の如し又其口には雕工あり其鏡板は四角にして圓からず 三二 四の輪は鏡板の下にあり輪の手は臺の中にあり輪は各高一キユビト半 三三 輪の工作は戰車の輪の工作の如し其手と縁と輻と轂とは皆鑄物なり 三四 臺の四隅に四の肩の如き者あり其肩のごとき者は臺より出づ 三五 臺の上の所の高半キユビトは其周圍圓し又臺の上の所の手と鏡板も臺より出づ 三六 其手の板と鏡板には其各の隙處に循ひてケルビムと獅子と棕櫚を雕刻み又其四周に花飾を造れり 三七 是のごとく十の臺を造れり其鑄法と量と形は皆同じ 三八 又銅の洗盤十を造れり洗盤は各四十斗を容れ洗盤は各四キユビトあり十の臺の上には各一の洗盤あり 三九 其臺五を家の

右の旁に五を家の左の旁に置ゑ家の右の東南に其海を置り 四十 ヒ
ラム又鍋と火鏟と鉢とを造り斯ヒラムエホバの家の爲にソロ
モン王に爲る諸の細工を成終たり 四一 即ち二の柱と其柱の上なる
頭の二の毬と柱の上なる其頭の二の毬を蓋ふ二の網工と 四二 其二
の網工の爲の石榴四百是は一の網工に石榴二行ありて柱の上な
る二の毬を蓋ふ 四三 又十の臺と其臺の上の十の洗盤と 四四 一の海と
其海の下の十二の牛 四五 および鍋と火鏟と鉢是なりヒラムがソロ
モン王にエホバの家のために造りし此等の器は皆光明ある銅な
りき 四六 王ヨルダンの低地に於てスコテとサルタンの間の黏土の
地にて之を鑄たり 四七 ソロモン其器甚だしく多かりければ皆權ず
に措り其銅の重しらざりき 四八 又ソロモンエホバの家の諸の器を
造れり即ち金の壇と供前のパンを載る金の案 四九 および純金の燈
臺是は神殿のまへに五は右に五は左にあり又金の花と燈盞と燈

鉗と五十純金の盃と剪刀と鉢と皿と滅燈器と至聖所なる内の家の戸のためおよび拝殿なる家の戸のためなる金の肘鈕是なり斯ソロモン王のエホバの家のために爲る諸の細工終れり是においてソロモン其父ダビデが奉納めたる物即ち金銀および器を携へいりてエホバの家の寶物の中に置けり

第八章

一爰にソロモン、エホバの契約の匱をダビデの城即ちシオンより昇上らんとてイスラエルの長老と諸の支派の首イスラエルの子孫の家の長等をエルサレムにてソロモン王の所に召集む 二イスラエルの人皆エタニムの月即ち七月の節筵に當てソロモン王の所に集まれり 三イスラエルの長老皆至り祭司匱を執りあげて 四エホバの匱と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖き器を昇上れり即ち祭司とレビの人之を昇のぼれり 五ソロモン王および其許に集れるイスラエルの會衆皆彼と偕に匱の前にありて羊と牛

を獻げたりしが其數多くして書すことも數ふることも能はざりき 六 祭司エホバの契約の匱を其處に舁いきたり即ち家の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下に置めたり 七 ケルビムは翼を匱の所に舒べ且ケルビム上より匱と其杠を掩へり 八 杠長かりければ杠の末は神殿の前の聖所より見えたり然ども外には見えざりき其杠は今日まで彼處にあり 九 匱の內には二の石牌の外何もあらざりき是はイスラエルの子孫のエジプトの地より出たる時エホバの彼等と契約を結たまへる時にモーセがホレブにて其處に置めたる者なり 十 斯て祭司聖所より出けるに雲エホバの家に盈たりければ 十一 祭司は雲のために立て供事ることを能はざりき其はエホバの榮光エホバの家に盈たればなり 十二 是においてソロモンいひけるはエホバは濃き雲の中に居んといひたまへり 十三 我誠に汝のために住むべき家永久に居べき所を建たりと 十四 王其面を轉て

イスラエルの凡の會衆を祝せり時にイスラエルの衆會は皆立ゐ
たり 十五 彼言けるはイスラエルの神エホバは讃べきかなエホバは
其口をもて吾父ダビデに言ひ其手をもて之を成し遂げたまへり
十六 即ち我は吾民イスラエルをエジプトより導き出せし日より我
名を置べき家を建しめんためにイスラエルの諸の支派の中より
何れの城邑をも選みしことなし但ダビデを選みて已が民イスラ
エルの上に立しめたりと言たまへり 十七 夫イスラエルの神エホバ
の名のために家を建ることはわが父ダビデの心にありき 十八 しか
るにエホバわが父ダビデにいひたまひけるは汝わが名のために家
を建ることは汝の心にありき汝の心に此事あるは善し 十九 然ども汝は
其家を建べからず汝の腰より出る汝の子其人吾名のために家を
建べしと 二十 而してエホバ其言たまひし言を行ひたまへり即ち我
わが父ダビデに代りて立ちエホバの言たまひし如くイスラエル

の位に坐しイスラエルの神ヱホバの名のために家を建たり 二一 我又其處にヱホバの契約を藏めたる匱のために一の所を設けたり即ち我等の父祖をエジプトの地より導き出したまひし時に彼等に爲したまひし者なりと 二二 ソロモン イスラエルの凡の會衆の前にてヱホバの壇のまへに立ち其手を天に舒て 二三 言けるはイスラエルの神ヱホバよ上の天にも下の地にも汝の如き神なし汝は契約を持ちたまひ心を全うして汝のまへに歩むところの汝の僕等に恩惠を施したまふ 二四 汝は汝の僕わが父ダビデに語たまへる所を持ちたまへり汝は口をもて語ひ手をもて成し遂たまへること今日のごとし 二五 イスラエルの神ヱホバよ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫其道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくわが前に歩まばイスラエルの位に坐する人わがまへにて汝に缺ること無るべしといひたまひし事をダビデのために持ちたま

へ 二六 然ばイスラエルの神よ爾が僕わが父ダビデに言たまへる爾の言に效驗あらしめたまへ 二七 神果して地の上に住たまふや視よ天も諸の天の天も爾を容るに足ず況て我が建たる此家をや 二八 然どもわが神ヱホバよ僕の祈禱と懇願を顧みて其號呼と僕が今日爾のまへに祈る祈禱を聽たまへ 二九 願くは爾の目を晝夜此家に即ち爾が我名は彼處に在べしといひたまへる處に向ひて開きたまへ願くは僕の此處に向ひて祈らん祈禱を聽たまへ 三十 願くは僕と爾の民イスラエルが此處に向ひて祈る時に爾其懇願を聽たまへ爾は爾の居處なる天において聽き聽て赦したまへ 三一 若し人其隣人に對ひて犯せることありて其人誓をもて誓ふことを要られんに來りて此家において爾の壇のまへに誓ひなば 三二 爾天においてて聽て行ひ爾の僕等を鞫き惡き者を罪して其道を其首に歸し義き者を義として其義に循ひて之に報いたまへ 三三 若爾の民イスラエル

爾に罪を犯したるがために敵の前に敗られんに爾に歸りて爾の名を崇め此家にて爾に祈り願ひなば 三四 爾天において聽き爾の民イスラエルの罪を赦して彼等を爾が其父祖に與へし地に歸らしめたまへ 三五 若彼等が爾に罪を犯したるが爲に天閉て雨无らんに彼等若此處にむかひて祈り爾の名を崇め爾が彼等を苦めたまふときに其罪を離れなば 三六 爾天において聽き爾の僕等爾の民イスラエルの罪を赦したまへ爾彼等に其歩むべき善道を敎へたまふ時は爾が爾の民に與へて産業となさしめたまひし爾の地に雨を降したまへ 三七 若國に饑饉あるか若くは疫病枯死朽腐噬亡ぼす蝗蟲あるか若くは其敵國にいりて彼等を其門に圍むか如何なる災害如何なる病疾あるも 三八 若一人か或は爾の民イスラエル皆各巳の心の災を知りて此家に向ひて手を舒なば其人如何なる祈禱如何なる懇願を爲とも 三九 爾の居處なる天に於て聽て赦し行ひ各の

人に其心を知たまふ如く其道々にしたがひて報いたまへ其は爾のみ凡の人の心を知りたまへばなり 四十 爾かく彼等をして爾が彼等の父祖に與へたまへる地に居る日に常に爾を畏れしめたまへ 四一 且又爾の民イスラエルの者にあらずして爾の名のために遠き國より來る異邦人は 四二（其は彼等爾の大なる名と強き手と伸たる腕を聞およぶべければなり）若來りて此家にむかひて祈らば 四三 爾の居處なる天に於て聽き凡て異邦人の爾に籲求むる如く爲たまへ爾かく地の諸の民をして爾の名をしらしめ爾の民イスラエルのごとく爾を畏れしめ又我が建たる此家は爾の名をもて稱呼るゝといふことを知しめたまへ 四四 爾の民其敵と戰はんとて爾の遣はしたまふ所に出たる時彼等若爾が選みたまへる城とわが爾の名のために建たる家の方に向ひてヱホバに祈らば 四五 爾天において彼等の祈禱と懇願を聽て彼等を助けたまへ 四六 人は罪を犯さゞ

る者なければ彼等爾に罪を犯すことありて爾彼等を怒り彼等を
其敵に付し敵これらを虜として遠近を論ず敵の地に引ゆかん時
れ 四七 若彼等虜をゆきし地において自ら顧みて悔い己を虜へゆき
し者の地にて爾に願ひて我等罪を犯し悖れる事を爲たり我等惡く
を行ひたりと言ひ 四八 己を虜ゆきし敵の地にて一心一念に爾に歸
り爾が其先祖に與へたまへる地爾が選みたまへる城とわが爾の
名のために建たる家の方に向ひて爾に祈らば 四九 爾の居處なる天
において爾彼等の祈禱と懇願を聽てこれらを助け 五十 爾の民の爾
に對て犯したる事と爾に對て過てる其凡の罪過を赦し彼等を虜
ゆける者のまへにて彼等に憐を得させ其人々をして彼等を憐ま
しめたまへ 五一 其は彼等は爾がエジプトより即ち鉄の鑪の中より
いだしたまひし爾の民爾の産業なればなり 五二 願くは僕の祈願と爾
の民イスラエルの祈願に爾の目を開きて凡て其爾に籲求むる所

を聽たまへ 五三 其は爾彼等を地の凡の民の中より別ちて爾の產業
となしたまへるなり神エホバ爾が我等の父祖をエジプトより導
き出せし時モーセによりて言たまひし如し 五四 ソロモン此祈禱と
祈願を悉くエホバに祈り終りし時其天にむかひて手を舒べ膝を
屈居たるを止てエホバの壇のまへより起あがり 五五 立て大いなる
聲にてイスラエルの凡の會衆を祝して言けるは 五六 エホバは譽べ
きかなエホバは凡て其言たまひし如く其民イスラエルに太平を
與へたまへり其僕モーセによりて言たまひし其善言は皆一も違
はざりき 五七 願くは我等の神エホバ我等の父祖と偕に在せしごと
く我等とともに在せ我等を離れたまふなかれ我等を棄たまふなか
れ 五八 願くは我等の心を己に傾けたまひて其凡の道に步ましめ其
我等の父祖に命じたまひし誡命と法憲と律例を守らしめたまへ
五九 願くはエホバの前にわが願し是等の言日夜われらの神エホバ

お近くあれ而してエホバ日々の事に僕を助け其民イスラエルを助けたまへ 六十 斯して地の諸の民にエホバの神なることと他に神なきことを知しめたまへ 六一 されば爾等我等の神エホバとともにありて今日の如く爾らの心を完全しエホバの法憲に歩み其誡命を守るべしと 六二 斯て王および王と偕にありしイスラエル皆エホバのまへに犧牲を献たり 六三 ソロモン酬恩祭の犧牲を献げたり即ち之をエホバに献ぐ其牛二萬二千羊十二萬なりき斯王とイスラエルの子孫皆エホバの家を開けり 六四 其日に王エホバの家の前なる庭の中を聖別め其處にて燔祭と禴祭と酬恩祭の脂とを献げたり是はエホバの前なる銅の壇小くして燔祭と禴祭と酬恩祭の脂とを受るにたらざりしが故なり 六五 其時ソロモン七日に七日合て十四日我等の神エホバのまへに節筵を爲りイスラエルの大なる會衆ハマテの入處よりエジプトの河にいたるまで悉く彼と偕に

ありき 六六 第八日にソロモン民を歸せり民は王を祝しヱホバが其僕ダビデと其民イスラエルに施したまひし諸の恩惠のために喜び且心に樂みて其天幕に往り

第九章

一 ソロモン ヱホバの家と王の家を建る事を終へ且凡てソロモンが爲んと欲し望を遂し時 二 ヱホバ再びソロモンに嘗てギベオンにて顯現たまひし如くあらはれたまひて 三 彼に言たまひけるは我は爾が我まへに願し祈禱と祈願を聽たり我爾が建たる此家を聖別てわが名を永く其處に置べし且わが目とわが心は恒に其處にあるべし 四 爾若爾の父ダビデの歩みし如く心を完うして正しく我前に歩みわが爾に命じたる如く凡て行ひてわが憲法と律例を守らむ 五 我も爾の父ダビデに告てイスラエルの位に上る人爾に缺ることは無るべしと言しごとく爾のイスラエルに王たる位を固うすべし 六 若爾等又は爾等の子孫全く轉きて我にしたが

いずわが爾等のまへに置たるわが誡命と法憲を守らずして往て他の神に事へ之を拜まむ 七 我イスラエルをわが與へたる地の面より絶ん又わが名のために我が聖別たる此家をも我わがまへより投げ棄ん然してイスラエルは諸の民の中に諺語となり嘲笑となるべし 八 且又此家は高くあれども其傍を過る者は皆之に驚き嘶きて言んエホバ何故に此地に此家に斯爲たまひしやと 九 人答へて彼等は已れ父祖をエジプト地より導き出せし其神エホバを棄て他の神に附從ひ之を拜み之に事へしに因てエホバ此の凡の害惡を其上に降せるなりと言ん 十 ソロモン二十年を經て二の家即ちエホバの家と王の家を建をはりヒラムにガリラヤの地の城邑二十を與へたり 十一 其はツロの王ヒラムはソロモンに凡て其望に循ひて檜と松の木と金を供給たればなり 十二 ヒラムツロより出てソロモンが已に與へたる諸邑を見しに其目に善らざりけ

れば 十三 我兄弟よ爾が我に與へたる此等の城邑は何なるやといひて之をカブルの地となづけたり其名今日までのなる 十四 嘗てヒラムは金百二十タラントを王に遣れり 十五 ソロモン王の徵募人を與せし事は是なり即ちヱホバの家と自己の家とミロとヱルサレムの石垣とハゾルとメギドンとゲゼルを建んが爲なりき 十六 エジプトの王パロ曾て上りてゲゼルを取り火を以て之を燬き其邑に住めるカナン人を殺し之をソロモンの妻なる其女に與へて粧奩と爲せり 十七 ソロモンゲゼルと下ベテホロンと 十八 バアラと國の野にあるタデモル 十九 及びソロモンの有てる府庫の諸邑其戰車の諸邑其騎兵の諸邑並にソロモンがヱルサレムレバノンおよび其凡の領地に於て建んと欲し者を盡く建たり 二十 凡てイスラエルの子孫に非るアモリ人ヘテ人ペリジ人ヒビ人ヱブス人の遺存る者 二十一 其地に在て彼等の後に遺存る子孫即ちイスラエルの子孫の滅し盡すあ

とを得ざりし者にソロモン奴隷の徵募を行ひて今日に至る
二二 然どもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隷と爲ざりき其は彼等は軍人彼の臣僕、牧伯、大將たり戰車と騎兵の長たればなり
二三 ソロモンの工事を管理れる首なる官吏は五百五十人にして工事に働く民を治めたり
二四 爰にパロの女ダビデの城より上りてソロモンが彼のために建たる家に至る其時にソロモン ミロを建たり
二五 ソロモン、エホバに築きたる壇の上に年に三次燔祭と酬恩祭を献げ又エホバの前なる壇に香を焚りソロモン斯家を全うせり
二六 ソロモン王エドムの地紅海の濱に於てエラテの邊なるエジオンゲベルにて船數隻を造れり
二七 ヒラム海の事を知れる舟人なる其僕をソロモンの僕と偕に其船にて遣せり
二八 彼等オフルに至り其處より金四百二十タラントを取てこれをソロモン王の所に攜來る

第十章

一 シバの女王ヱホバの名に關るソロモンの風聞を聞き及び難問を以てソロモンを試みんとて來れり 二 彼甚だ多くの部從香物と甚だ多くの金と寶石を負ふ駱駝を從へてヱルサレムに至る彼ソロモンの許に來り其心にある所を悉く之に言たるに 三 ソロモン彼に其凡の事を告たり王の知ずして彼に告ざる事なかりきシバの女王ソロモンの諸の智慧と其建たる家と 五 其席の食物と其臣僕の列坐る事と其侍臣の伺候および彼等の衣服と其酒人と其ヱホバの家に上る階級とを見て全く其氣を奪れたり 六 彼王にいひけるは我が自己の國にて爾の行爲と爾の智慧につきて聞たる言は眞實なりき 七 然ど我來りて目に見るまでは其言を信ぜざりしが今觀るに其半も我に聞えざりしなり爾の智慧と昌盛はわが聞たる風聞に越ゆ 八 常に爾の前に立て爾の智慧を聽く是等の人爾の臣僕は幸福なるかな 九 爾の神ヱホバは讚べきかなヱホ

バ爾を悦び爾をイスラエルの位に上らせたまへりヱホバ永久にイスラエルを愛したまふに因て爾を王となして公道と義を行はしめたまふなりと 十 彼乃ち金百二十タラント及び甚だ多くの香物と寶石とを王に饋りシバの女王のソロモン王に饋りたるが如き多くの香物は重て至ざりき 十一 オフルより金を載來りたるヒラムの船は亦オフルより多くの白檀木と寶石とを運び來りければ 十二 王白檀木を以てヱホバの家と王の家とに欄干を造り歌謠者のために琴と瑟を造れり是の如き白檀木は至らざりき亦今日まで も見たることなし 十三 ソロモン王王の例に循ひてシバの女王に物を饋りたる外に又彼が望に任せて凡て其求むる物を饋れり斯くて彼其臣僕等とともに歸りて其國に往り 十四 偖一年にソロモンの所に至れる金の重量は六百六十六タラントなり 十五 外に又商賈および商旅の交易並にアラビヤの王等と國の知事等よりも至れり

十六ソロモン王展金の大楯二百を造れり其大楯には各六百シケルの金を用ひたり 十七又展金の干三百を造れり一の干に三斤の金を用ひたり王是等をレバノン森林の家に置り 十八王又象牙をもて大なる寶座を造り純金を以て之を蔽へり 十九其寶座に六の階級あり寶座の後に圓き頭あり坐する處の兩旁に扶手ありて扶手の側に二の獅子立てり 二十又其六の階級に十二の獅子此旁彼旁に立り是の如き者を作れる國はあらざりき 二一ソロモン王の用ひて飲る器は皆金なり又レバノン森林の家の器も皆純金にして銀の物無りき銀はソロモンの世には貴まざりしなり 二二其は王海にタルシシの船を有てヒラムの船と共にあらしめタルシシの船をして三年に一度金銀象牙猿猴および孔雀を載て來らしめたればなり 二三抑ソロモン王は富有と智慧に於て天下の諸の王よりも大なりければ 二四天下皆神がソロモンの心に授けたまへる智慧を聽んとて

ソロモンの面を見んことを求めたり 二五 人々各其禮物を携へ來る即ち銀の器金の器衣服甲冑香物馬騾毎歳定分ありき 二六 ソロモン戰車と騎兵を集めたるが戰車千四百輛騎兵壹萬二千ありきソロモン之を戰車の城邑に置き或はエルサレムにて王の所に置り 二七 王エルサレムに於て銀を石の如くに爲し檜を平地の桑樹の如くに爲して多く用ひたり 二八 ソロモンの馬を獲たるはエジプトとコアよりなり即ち王の商賈コアより價値を以て取り 二九 エジプトより上り出る戰車一輛は銀六百にして馬は百五十なりき斯のごとくヘテ人の凡て王等およびスリアの王等のために其手をもて取出せり

第十一章

一 ソロモン王パロの女の外に多の外國の婦を寵愛せり即ちモアブ人アンモニ人エドミ人シドン人ヘテ人の婦を寵愛せり 二 ヱホバ曾て是等の國民に就いてイスラエルの子孫に言たま

ひけらく爾等は彼等と交るべからず彼等も亦爾等と交るべからず彼等必ず爾等の心を轉して彼等の神々に從はしめんとしかるにソロモン彼等を愛して離れざりき 三 彼に妃公主七百人嬪三百人あり其妃等彼の心を轉せり 四 ソロモン年老たる時妃等其心を轉移して他の神に從はしめければ彼の心其父ダビデの心の如く其神ヱホバに全からざりき 五 其はソロモンシドン人の神アシタロテに從ひアンモニ人の惡むべき者なるモロクに從ひたればなり 六 ソロモン斯ヱホバの目のまへに惡を行ひ其父ダビデの如く全くはヱホバに從はざりき 七 爰にソロモン、モアブの憎むべき者なるケモシの爲又アンモンの子孫の憎むべき者なるモロクのためにエルサレムの前なる山に崇邱を築けり 八 彼又其異邦の凡の妃の爲にも然せしかば彼等は香を焚て己々の神を祭れり 九 ソロモンの心轉りてイスラエルの神ヱホバを離れしによりてヱホバ

彼を怒りたまふヱホバ嘗て兩次彼に顯れ十此事に付て彼に他の神に從ふべからずと命じたまひけるが彼ヱホバの命じたまひし事を守らざりしなり十一ヱホバソロモンに言たまひけるは此事爾にありしが因り又汝わが契約とわが爾に命じたる法憲を守らざりしに因て我必ず爾より國を裂きはなして之を爾の臣僕に與ふべし十二然ど爾の父ダビデの爲に爾の世には之を爲ざるべし我爾の子の手より之を裂きはなさん十三但し我は國を盡くは裂きはなさずしてわが僕ダビデのために又わが選みたるエルサレムのために一の支派を爾の子に與へんと十四是に於てヱホバエドミ人ハダデを興してソロモンの敵と爲したまふ彼はエドム王の裔なり十五曩にダビデエドムに事ありし時軍の長ヨアブ上りて其戰死せし者を葬りエドムの男を盡く撃殺しける時に方りて十六(ヨアブはエドムの男を盡く絶までイスラエルの群衆と偕に六月其處に止

きり 十七ハダデ其父の僕なる數人エドミ人と共に逃てエジプトに往んとせり時にハダデは尚小童子なりき 十八彼等ミデアンを起出てパランに至りパランより人を伴ひてエジプトに往きエジプトの王パロに詣るにパロ彼に家を與へ食糧を定め且土地を與へたり 十九ハダデ大にパロの心にかなひしかばパロ己の妻の妹即ち王妃タペネスの妹を彼に妻せり 二十タペネスの妹彼に男子ゲヌバテを生ければタペネス之をパロの家の中にて乳離せしむゲヌバテはパロの家にてパロの子の中にをりき 二一ハダデエジプトに在てダビデの其先祖と偕に寢りたると軍の長ヨアブの死たるを聞しかばハダデパロに言けるは我を去しめてわが國に往しめよと 二二パロ彼にいひけるは爾我とともにありて何れ缺たる處ありてか爾の國に往ん事を求むる彼言ふ何も無し然どもねがはくは我を去しめよ去しめよ 二三神又エリアダの子レゾンを興してソロモン

は敵となせり彼は其主人ゾバの王ハダデゼルの許を逃さりたる者あり 二四 ダビデがゾバの人を殺したる時に彼人を自己に集めて一隊の首領となりしが彼等ダマスコに往て彼處に住みダマスコを治めたり 二五 ハダデが爲たる害の外にレゾンソロモンの一生は間イスラエルは敵となれり彼イスラエルを惡みてスリアに王たりき 二六 ゼレダはエフラタ人ネバテの子ヤラベアムはソロモンの僕なりしが其母は名はゼルヤと曰て嫠婦なりき彼も亦其手を擧て王に敵す 二七 彼が手を擧て王に敵せし故は此なりソロモン、ミロを築き其父ダビデの城の損缺を塞ぎ居たり 二八 其人ヤラベアムは大なる能力ある者なりしがソロモン此少者が事に勤むるを見て之を立てヨセフは家の凡の役を督どらしむ 二九 其頃ヤラベアムエルサレムを出し時シロ人なる預言者アヒヤ路にて彼に遭へり彼は新き衣服を着たりしが彼等二人のみ野にありき 三十 アヒヤ其

着たる新き衣服を執へて之を十二片に裂き 三一 ヤラベアムに言ひけるは爾自ら十片を取れイスラエルの神ヱホバ斯言たまふ視よ我國をソロモンの手より裂きはなして爾に十の支派を與へん 三二 (但し彼はわが僕ダビデの故に因り又わがイスラエルの凡の支派の中より選みたる城エルサレムの故に因りて一の支派を有つべし)
三三 其は彼等我を棄てシドン人の神アシタロテとモアブの神ケモシとアンモンの子孫の神モロクを拜み其父ダビデの如くわが道に歩てわが目に適ふ事わが法憲とわが律例を行はざればなり 三四 然ども我は國を盡く彼の手より取ざるべし我が選みたるわが僕ダビデわが命令とわが法憲を守りたるに因に我彼が爲にソロモンを一生の間主たらしむべし 三五 然ど我其子の手より國を取て其十の支派を爾に與へん 三六 其子には我一の支派を與へてわが僕ダビデをしてわが己の名を置んとてわが爲に擇みたる城エルサレム

にて我が前に常に一の光明を有しめん 三七 我爾を取ん爾は凡て爾の心の望む所を治めイスラエルの上に王となるべし 三八 爾若わが爾に命ずる凡の事を聽て吾が道に歩みわが目に適ふ事を爲しわが僕ダビデが爲し如く我が法憲と誡命を守らば我爾と偕にありてわがダビデのために建しごとく爾のために鞏固き家を建てイスラエルを爾に與ふべし 三九 我之がためにダビデの裔を苦めんされど永遠には非じと 四十 ソロモン ヤラベアムを殺さんと求めければヤラベアム起てエジプトに逃れエジプト王シシヤクに至りてソロモンの死ぬるまでエジプトに居たり 四一 ソロモンの其餘の行爲と凡て彼が爲たる事および其智慧はソロモンの行爲の書に記さるゝにあらずや 四二 ソロモンはエルサレムにてイスラエルの全地を治めたる日は四十年なりき 四三 ソロモン其父祖と偕に寢りて其父ダビデの城に葬らる其子レハベアム之に代て王となる

り

第十二章

一 爰にレハベアム、シケムに往り其はイスラエル皆彼を王と爲んとてシケムに至りたればなり 二 ネバテの子ヤラベアム尚エジプトに在て聞りヤラベアムはソロモン王の面をさけて逃さりエジプトに住たるなり 三 時に人衆人を遣はして彼を招けり斯てヤラベアムとイスラエルの會衆皆來りてレハベアムに告て言けるは 四 汝の父我等の軛を難くせり然ど今爾の父の難き役と爾の父の我等に蒙らせたる重き軛を輕くせよ然ば我等爾に事へん 五 レハベアム彼等に言けるは去て三日を經て再び我に來れと民乃ち去り 六 レハベアム王其父ソロモンの生る間其前に立たる老人等と計りていひけるは爾等如何に敎へて此民に答へしむるや 七 彼等レハベアムに告て言けるは爾若今日此民の僕となり之に事へて之に答へ善き言を之に語らば彼等永く爾の僕と

なるべしと然に彼老人の敎へし敎を棄て自己と倶に生長て己れまへに立つ少年等と計ぎり 九 即ち彼等に言けるは爾等何を敎へて我等をして此我に告て爾の父は我等に蒙らせし軛を輕くせよと言ふ民に答へしむるやと 十 彼と偕に生長たる少年彼に告ていひけるは爾に告て爾の父我等の軛を重くしたれど爾これを我等のために輕くせよと言たる此民に爾斯言べし我が小指はわが父の腰よりも大し 十一 またわが父爾等に重き軛を負せたりしが我は更に爾等は軛を重くせん我が父は鞭にて爾等を懲したれども我は蠍をもて爾等を懲さんと爾斯彼等に告べしと 十二 ヤラベアムと民皆王の告て第三日に再び我に來れと言しごとく第三日にレハベアムに詣りしに 十三 王荒々しく民に答へ老人の敎へし敎を棄て 十四 少年の敎の如く彼等に告て言けるは我が父は爾等の軛を重くしたりしが我は更に爾等の軛を重くせん我父は鞭を以て爾等を懲

したれども我れ蠍をもて爾等を懲さんと 十五 王斯く民に聽ざりき此
事はエホバより出たる者なり是はエホバかの嘗てシロ人アヒヤ
に由てネバテの子ヤラベアムに告し言をおこなはんとて爲たま
へるなり 十六 斯イスラエル皆王の己に聽ざるを見たり是において
民王に答へて言けるは我等ダビデの中に何の分あらんやエサイ
の子の中に産業なしイスラエルよ爾等は天幕に歸きダビデよ今
爾の家を視よと而してイスラエルは其天幕に去りゆけり 十七 然ど
もユダの諸邑に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアム其王
となりき 十八 レハベアム王徵募頭なるアドラムを遣はしけるにイ
スラエル皆石にて彼を擊て死しめたれどもレハベアム王急ぎて其
車に登りエルサレムに逃たり 十九 斯イスラエルダビデの家に背き
て今日にいたる 二十 爰にイスラエル皆ヤラベアムの歸りしを聞て
人を遣して彼を集會に招き彼をイスラエルの全家の上に王と爲せ

りユダの支派の外はダビデの家に從ふ者なし 二一 ソロモンの子レハベアム エルサレムに至りてユダの全家とベニヤミンの支派の者即ち壯年の武夫十八萬を集む斯してレハベアム國を己に皈さんがためにイスラエルの家と戰はんとせしが 二二 神の言神の人シマヤに臨みて曰く 二三 ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンの全家並に其餘の民に告て言べし 二四 ヱホバ斯言ふ爾等上るべからず爾等の兄弟なるイスラエルの子孫と戰ふべからず各人其家に歸れ此事は我より出たるなりと彼等ヱホバの言を聽きヱホバの言に循ひて轉り去りぬ 二五 ヤラベアムはエフライムの山地にシケムを建て其處に住み又其所より出てペヌエルを建たり 二六 爰にヤラベアム其心に謂けるは國は今ダビデの家に歸らん 二七 若此民エルサレムにあるヱホバの家に禮物を献げんとて上らば此民の心ユダの王なる其主レハベアムに歸りて我を殺

しユダの王レハベアムに歸らんと 二八 是に於て王計議て二の金の犢を造り人々に言けるは爾らエルサレムに上ることは既に足りイスラエルよ爾をエジプトの地より導き上りし汝の神を視よと 二九 而して彼一をベテルに安ゑ一をダンに置り 三十 此事罪となれりろは民ダンまで往て其一の前に詣たればなり 三一 彼又崇邱の家を建てレビの子孫にあらざる凡民を祭司となせり 三二 ヤラベアム八月に節期を定めたり即ち其月の十五日なりユダにある節期に等しくして壇の上に上りたりベテルにて彼斯爲し其作りたる犢に禮物を獻たり又彼其造りたる崇邱の祭司をベテルに立たり 三三 かく彼其ベテルに造れる壇の上に八月の十五日に上れり是は彼が己の心より造り出したる月なり而してイスラエルの人々のために節期を定め壇の上にのぼりて香を焚り

第十三章

一 視よ爰に神の人ヱホバの言に由てユダよりベテルに

來れり時ヤラベアムは壇の上に立て香を焚ゐたり 二 神の人乃ちヱホバの言を以て壇に向ひて呼はり言けるは壇よ壇よヱホバ斯言たまふ視よダビデの家にヨシアと名くる一人の子生るべし彼爾の上に香を焚く所の崇邱の祭司を爾の上に献げん且人の骨爾の上に燒れんと 三 是日彼異蹟を示して言けるは是ヱホバの言たまへる事の異蹟なり視よ壇は裂け其上にある灰は傾出んと

四 ヤラベアム王神の人がベテルにある壇に向ひて呼はりたる言を聞る時其手を壇より伸し彼を執へよと言けるが其彼に向ひて伸したる手枯て再び屈縮ることを得ざりき 五 しかして神の人がヱホバの言を以て示したる異蹟の如く壇は裂け灰は壇より傾出たり 六 王答て神の人に言けるは請ふ爾の神ヱホバの面を和めわが爲に祈りてわが手を本に復しめよ神の人乃ちヱホバの面を和めければ王の手本に復りて前のごとくに成り 七 是において王神

の人に言けるは我と與に家に來りて身を息めよ我爾に禮物を與
へんと 八 神の人王に言けるは爾假令爾の家の半を我に與ふるも
我は爾とともに入じ又此所にてパンを食はず水を飲ざるべし 九 其
はヱホバの言我にパンを食ふなかれ水を飲なかれ又汝が往る途
より歸るなかれと命じたればなりと 十 斯て彼は他の途を往き自己がベ
テルに來れる途よりは歸らざりき 十一 爰にベテルに一人の老たる
預言者住ゐたりしが其子等來りて是日神の人がベテルにて爲たる
諸事を彼に宣たり亦神の人の王に言たる言をも其父に宣たり
十二 其父彼等に彼は何の途を往しやといふ其子等ユダより來りし
神の人の往たる途を見たればなり 十三 彼其子等に言けるは我ため
に驢馬に鞍おけと彼等驢馬に鞍おきければ彼之に乘り 十四 神の人
の後に往きて橡の樹の下に坐するを見之にいひけるは汝はユダ
より來れる神の人なるか其人然りと言ふ 十五 彼其人にいひけるは

我と偕に家に往てパンを食へ其人いふ我は汝と偕に歸る能はず汝と偕に入あたはず又我は此處にて爾と偕にパンを食はず水を飲じ 十七 其はヱホバの言我に爾彼處にてパンを食ふなかれ水を飲なかれ又爾が至る所の途より歸り往なかれと言たればなりと 十八 彼其人にいひけるは我も亦爾の如く預言者なるが天の使ヱホバの言を以て我に告て彼を爾と偕に爾の家に携かへり彼にパンを食はしめ水を飲しめよといへりと是其人を誑けるなり 十九 是において其人彼と偕に歸り其家にてパンを食ひ水を飲り 二十 彼等が席に坐せし時ヱホバの言其人を攜歸りし預言者に臨みしかば 廿一 彼ユダより來れる神の人に向ひて呼はり言けるはヱホバ斯言たまふ爾ヱホバの口に違き爾の神ヱホバの爾に命じたまひし命令を守らずして歸り 廿二 ヱホバの爾にパンを食ふなかれ水を飲なかれと言たまひし處にてパンを食ひ水を飲たれば爾の屍は爾の父祖の

墓に至らざるべしと 二三 其人のパンを食ひ水を飲し後彼其人のために即ち己が播歸りたる預言者のために驢馬に鞍おけり 二四 斯て其人往けるが獅子途にて之に遇ひて之を殺せり而して其屍は途に棄られ驢馬は其傍に立ち獅子も亦其屍の側に立り 二五 人々經過て途に棄られたる屍と其屍の側に立る獅子を見て來り彼老たる預言者の住る邑にて語れり 二六 彼人を途より播歸りたる預言者聞て言けるは其はヱホバの口に違きたる神の人なりヱホバの彼に言たまひし言の如くヱホバ彼を獅子に付したまひて獅子彼を裂き殺せりと 二七 しかして其子等に語りて言けるは我ために驢馬に鞍おけと彼等鞍おきければ 二八 彼往て其屍の途に棄られ驢馬と獅子の其屍の傍に立るを見たり獅子は屍を食はず驢馬をも裂ざりき 二九 預言者乃ち神の人の屍を取あげて之を驢馬に載せて攜歸きり しかして其老たる預言者邑に入り哀哭みて之を葬れり 三十 即ち其

屍を自己の墓に置め皆之がために嗚呼わが兄弟よといひて哀哭り 三一 彼人を葬りし後彼其子等に語りて言けるは我が死たる時は神の人を葬りたる墓に我を葬りわが骨を彼れ骨の側に置めよ 三二 其は彼がエホバの言を以てベテルにある壇にむかひ又サマリアの諸々の邑に在る崇邸の凡の家に向ひて呼はりたる言は必ず成べければなり 三三 斯事の後ヤラベアム其悪き途を離れ歸ずして復凡の民を崇邸の祭司と爲り即ち誰にても好む者は之を立てければ其人は崇邸の祭司と爲り 三四 此事ヤラベアムの家の罪戻となりて遂に之をして地の表面より消失せ滅亡に至らしむ

第十四章

一 當時ヤラベアムの子アビヤ疾ゐたり 二 ヤラベアム其妻に言けるは請ふ起て装を改へ人をして汝がヤラベアムの妻なるを知しめずしてシロに往け彼處にわが此民の王となるべきを我に告たる預言者アヒヤをる 三 汝の手に十のパン及び菓子と一

瓶の蜜を取て彼の所に往け彼汝に此子の如何になるかを示すべ
しと 四 ヤラベアムの妻是爲し起てシロに往きアヒヤの家に至り
しがアヒヤは年齢のために其目凝て見ることを得ざりき 五 ヱホ
バアヒヤにいひたまひけるは視よヤラベアムの妻其子疾るに因
て其に付て汝に一の事を諮んとて來る汝斯斯彼に言べし其は彼
入り來る時其身を他の人とすべければなり 六 彼が戸の所に入來
れる時アヒヤ其履聲を聞て言けるはヤラベアムの妻入よ汝何ぞ
其身を他の人とするや我汝に嚴酷き事を告るを命ぜらる 七 往て
ヤラベアムに告べしイスラエルの神ヱホバ斯言たまふ我汝を民
の中より擧げ我民イスラエルの上に汝を君となし 八 國をダビデ
の家より裂き離して之を汝に與へたるに汝は我僕ダビデの我が
命令を守りて一心に我に從ひ唯わが目に適ふ事のみを爲しが如
くならずして 九 汝の前に在し凡の者よりも惡を爲し往て汝のた

めに他の神と鑄たる像を造り我が怒を激し我を汝の背後に棄たり 十 是故に視よ我ヤラベアムの家に災害を下しヤラベアムに屬する男はイスラエルにありて繫がれたる者も繫がれざる者も盡く絶ち人の塵埃を殘りなく除くがごとくヤラベアムの家の後を除くべし 十一 ヤラベアムに屬する者の邑に死るをば犬之を食ひ野に死ぬるをば天空の鳥之を食はんヱホバ之を語たまへばなり 十二 爾起て爾の家に往け爾の足の邑に入る時子は死ぬべし 十三 而してイスラエル皆彼のために哀みて彼を葬らんヤラベアムに屬する者は唯是のみ墓に入るべし其はヤラベアムの家の中にて彼はイスラエルの神ヱホバに向ひて善き意を懷けばなり 十四 ヱホバイスラエルの上に一人の王を興さん彼其日にヤラベアムの家を斷絶つべし但し何れの時なるか今即ち是なり 十五 又ヱホバイスラエルを撃て水に搖撼ぐ葦の如くなしたまひイスラエルを其父祖に賜

ひし此善地より拔き去りて之を河の外に散したまはん彼等其アシラ像を造りてエホバの怒を激したるなり 十六 エホバヤラベアムの罪の爲にイスラエルを棄たまふべし彼は罪を犯し又イスラエルに罪を犯さしめたりと 十七 ヤラベアムの妻起て去テルザに至りて家の閾に臻れる時子は死り 十八 イスラエル皆彼を葬り彼の爲に哀めりエホバの其僕預言者アヒヤによりて言たまへる言の如し 十九 ヤラベアムの其餘の行爲彼が如何に戰ひしや如何に世を治めしかは視よイスラエルの王の歷代志の書に記載る 二十 ヤラベアムの王たりし日は二十二年なりき彼其父祖と偕に寢りて其子ナダブ之に代りて王となれり 二一 ソロモンの子レハベアムはユダに王たりきレハベアムは王と成る時四十一歳なりしがエホバの其名を置んとてイスラエルの諸の支派の中より選みたまひし邑なるエルサレムにて拾七年王たりき其母の名はナアマといひてア

ンモニ人なり 二二 ユダ其父祖の爲たる諸の事に超てエホバの目の前に惡を爲し其犯したる罪に由てエホバの震怒を激せり 二三 其は彼等も諸の高山の上と諸の青木の下に崇邱と碑とアシラ像を建たればなり 二四 其國には亦男色を行ふ者ありき彼等はエホバがイスラエルの子孫の前より逐攘ひたまひし國の民の中にありし諸の憎むべき事を倣ひ行へり 二五 レハベアム王の第五年にエジプトの王シシヤク エルサレムに攻上り 二六 エホバの家の寶物と王の家の寶物を奪ひたり即ち盡く之を奪ひ亦ソロモンの造りたる金の楯を皆奪ひたり 二七 レハベアム王其代に銅の楯を造りて王の家の門を守る侍衛の長の手に付せり 二八 王のエホバの家に入る毎に侍衛之を負ひ復之を侍衛の房に擔歸れり 二九 レハベアムの其餘の行爲と其凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書に記さるゝに非ずや 三十 レハベアムとヤラベアムの間に戰爭ありき 三一 レハベアム其父

祖と偕に寢りて其父祖と共にダビデの城に葬らる其母の名はナアマといひてアンモニ人なり其子アビヤ之に代りて王と爲り

第十五章

一 ネバテの子ヤラベアム王の第十八年にアビヤムユダの王となり 二 エルサレムにて三年世を治めたり其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり 三 彼は其父が己のさきに爲たる諸の罪を行ひ其心其父ダビデの心の如く其神ヱホバに完全あらざりき 四 然るに其神ヱホバ ダビデの爲にエルサレムに於て彼に一の燈明を與へ其子を其後に興しエルサレムを固く立しめ賜へり 五 其はダビデはヘテ人ウリヤの事の外は一生の間ヱホバの目に適ふ事を爲て其己に命じたまへる諸の事に背かざりければなり 六 レハベアムとヤラベアムの間には其一生の間戰爭ありき 七 アビヤムの其餘の行爲と凡て其爲たる事はユダの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずやアビヤムとヤラベアムの間に戰爭あり

き八アビヤム其先祖と倶に寝りしかば之をダビデの城に葬りぬ其子アサ之に代りて王と為り九イスラエルの王ヤラベアムの第二十年にアサユダの王となり十エルサレムにて四十一年世を治めたり其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり十一アサは其父ダビデの如くエホバの目に適ふ事を為し十二男色を行ふ者を國より逐ひ出し其父祖等の造りたる諸の偶像を除けり十三彼は亦其母マアカのアシラの像を造りしがために之を貶して太后たらしめざりき而してアサ其像を毀ちてキデロンの谷に焚棄たり十四但し崇邱は除かざりき然どアサの心は一生之間エホバに完全かりき十五彼其父の献納めたる物と己のをさめたる物金銀器をエホバの家に攜へいりぬ十六アサとイスラエルの王バアシヤの間に一生の間戰爭ありき十七イスラエルの王バアシヤユダに攻上りユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめんためにラマを築けり十八

是に於てアサ王ヱホバの家の府庫と王の家の府庫に殘れる所の
金銀を盡く將て之を其臣僕の手に付し之をダマスコに住るスリ
アの王ヘジヨンの子タブリモンの子なるベネハダデに遣はして
言けるは十九わが父と爾の父の間の如く我と爾の間に約を立ん視
よ我爾に金銀の禮物を餽れり往て爾とイスラエルの王バアシヤ
との約を破り彼を去て我を離れて上ら去めよ二十ベネハダデアサ
王に聽きて自己の軍勢の長等を遣としてイスラエルの諸邑を攻
めイヨンとダンとアベルベテマアカおよびキンネレテの全地と
ナフタリの全地とを擊り二一バアシヤ聞及びラマを築くことを罷
てテルザに止まり二二是に於てアサ王令をユダ全國に降したり一
人も免されし者なし斯して即ちバアシヤが用ひてラマを築きた
る石と材木を取きたら去めアサ王之を用てベニヤミンのゲバと
ミズパを築り二三アサの其餘の行爲と其諸の功業と凡て其爲た

る事および其建たる城邑はユダの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや但し彼は年老るに及びて其足を病たり 二四 アサ其父祖と偕に寝りて其父ダビデの城に其父祖と偕に葬らる其子ヨシヤパテ之に代りて王と爲り 二五 ユダの王アサの第二年にヤラベアムの子ナダブイスラエルの王と爲り二年イスラエルを治めたり 二六 彼ヱホバの目のまへに惡を爲し其父の道に歩行み其イスラエルに犯させたる罪を行へり 二七 爰にイッサカルの家のアヒヤの子バアシヤ彼に敵して黨を結びペリシテ人に屬するギベトンにて彼を撃り其はナダブとイスラエル皆ギベトンを圍み居たればなり 二八 ユダの王アサの第三年にバアシヤ彼を殺し彼に代りて王となれり 二九 バアシヤ王となれる時ヤラベアムの全家を撃ち氣息ある者は一人もヤラベアムに殘さずして盡く之を滅せりヱホバの其僕シロ人アヒヤに由て言たまへる言の如し 三十 是はヤラベアムが犯

し又イスラエルに犯させたる罪は爲め又彼がイスラエルの神ヱホバは怒を惹き起したる事に因るなり 三一 ナダブの其餘は行爲と凡て其爲たる事はイスラエルの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずや 三二 アサとイスラエルの王バアシヤの間に一生のあひだ戰爭ありき 三三 ユダの王アサの第三年にアヒヤの子バアシヤテルザに於てイスラエルは全地の王となりて二十四年を經たり 三四 彼ヱホバは目のまへに惡を爲しヤラベアムの道にあゆみ其イスラエルに犯させたる罪を行へり

第十六章

一 爰にヱホバの言ハナニの子ヱヒウに臨みバアシヤを責て曰く 二 我爾を塵の中より擧て我民イスラエルの上に君となしたるに爾はヤラベアムの道に步行みわが民イスラエルに罪を犯させて其罪をもてわが怒を激したり 三 されば我バアシヤの後と其家の後を除き爾の家をネバテの子ヤラベアムの家の如

くならしむべし 四 バアシヤに屬する者の城邑に死るを犬之を食ひ彼に屬する者の野に死るを天空の鳥これを食はんと 五 バアシヤの其餘の行爲と其爲たる事と其功績はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや 六 バアシヤ其父祖と倶に寢りてテルザに葬らる其子エラ之に代りて王となれり 七 ヱホバの言亦ハナニの子ヱヒウに由て臨みバアシヤと其家を責む是は彼がヱホバの目のまへに諸の惡事を行ひ其手の所爲を以てヱホバの怒を激してヤラベアムの家に傚たるに縁り又其ナダブを殺したるに縁てなり 八 ユダの王アサの第二十六年にバアシヤの子ヱラテルザに於てイスラエルの王となりて二年を經たり 九 彼がテルザにありてテルザの宮殿の宰アルザの家において飲み醉たる時其僕ジムリ戰車の半を督どる者之に敵して黨を結べり 十 即ちユダの王アサの第二十七年にジムリ入て彼を撃ち彼を殺し彼に

かはりて王となれり 十一 彼王となりて其位に上れる時バアシヤの全家を殺し男子は其親族にもあれ朋友にもあれ一人も之に遺さざりき 十二 ジムリ斯バアシヤの全家を滅ぼせりヱホバが預言者ヱヒウに由てバアシヤを責て言たまへる言の如し 十三 是はバアシヤの諸の罪と其子エラの罪のためなり彼等は罪を犯し又イスラエルをして罪を犯し其虚物を以てイスラエルの神ヱホバの怒を激さしめたり 十四 エラの其餘の行為と凡て其為たる事はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるるにあらずや 十五 ユダの王アサの第二十七年にジムリテルザにて七日の間王たりき民はペリシテ人に屬するギベトンに向ひて陣どり居たりしが 十六 陣どる民ジムリは黨を結び亦王を殺したりと言を聞り是に於てイスラエル皆其日陣營にて軍の長オムリをイスラエルの王となせり 十七 オムリ乃ちイスラエルの衆と偕にギベトンより上りてテルザを圍めり 十八

ジムリ其邑の陷るを見て王の家の天守に入り王の家に火をかけて其中に死り 十九 是は其犯したる罪によりてなり彼はエホバの目のまへに惡を爲しヤラベアムの道にあゆみヤラベアムがイスラエルに罪を犯させて爲したるところの罪を行ひたり 二十 ジムリの其餘の行爲と其なしたる徒黨はイスラエルの王の歷代志の書に記載るゝにあらずや 二十一 其時にイスラエルの民二に分れ民の半はギナテの子テブニに從ひて之を王となさんとし半はオムリに從へり 二十二 オムリに從へる民ギナテの子テブニに從へる民に勝てテブニは死てオムリ王となれり 二十三 ユダの王アサの第三十一年にオムリイスラエルの王となりて十二年を經たり彼テルザにて六年王たりき 二十四 彼銀二タラントを以てセメルよりサマリア山を買ひ其上に邑を建て其建たる邑の名を其山の故主なりしセメルの名に循ひてサマリアと稱り 二十五 オムリはエホバの目のまへに惡を爲し其

先に在し凡の者よりも惡き事を行へり 二六 彼はネバテの子ヤラベアムの凡の道にあゆみヤラベアムがイスラエルをして罪を犯し其虚物を以てイスラエルの神ヱホバの怒をおこさしめたる其罪を行へり 二七 オムリの爲たる其餘の行爲と其なしたる功績はイスラエルの王の歷代志の書に記載るゝにあらずや 二八 オムリ其父祖と偕に寢りてサマリアに葬らる其子アハブ之に代りて王となれり 二九 ユダの王アサの第三十八年にオムリの子アハブイスラエルの王となれりオムリの子アハブはサマリアに於て二十二年イスラエルに王たりき 三十 オムリの子アハブ其先に在し凡の者よりも多くヱホバの目のまへに惡を爲り 三一 彼はネバテの子ヤラベアムの罪を行ふ事を輕き事となせしがシドン人の王ヱテバアルの女イゼベルを妻に娶り往てバアルに事へ之を拜めり 三二 彼其サマリアに建たるバアルの家の中にバアルのために壇を築けり 三三 アハ

ブ又アシラ像を作りアハブは其先にありしイスラエルの諸の王よりも甚だしくイスラエルの神エホバの怒を激すことを爲り 三四 其代にベテル人ヒエルエリコを建たり彼其基を置る時に長子を喪ひ其門を立る時に季子を喪へりヌンの子ヨシユアによりてエホバの言たまへるがごとし

第十七章

一 ギレアデに居住るテシベ人エリヤアハブに言ふ吾事ふるイスラエルの神エホバは活くわが言なき時は數年雨露あらざるべしと 二 エホバ彼に臨みて曰く 三 爾此より往て東に赴きヨルダンの前にあるケリテ川に身を匿せ 四 爾其川の水を飲むべし我鴉に命じて彼處にて爾を養はしむと 五 彼往てエホバの言の如く爲り即ち往てヨルダンの前にあるケリテ川に住り 六 彼の所に鴉朝にパンと肉を亦夕にパンと肉を運べり彼は川に飲り 七 しかるに國に雨なかりければ數日の後其川涸ぬ 八 エホバの言彼に

臨みて曰く 九 起てシドンに屬るザレパタに往て其處に住め視よ
我彼處の嫠婦に命じて爾を養はしむと 十 彼起てザレパタに往け
るが邑の門に至れる時一人の嫠婦の其處に薪を採ふを見たり乃は
ち之を呼て曰けるは請ふ器に少許の水を我に攜來りて我に飲せ
よと 十一 彼之を攜きたらんとて往る時エリヤ彼を呼て言けるは請
ふ爾の手に一口のパンを我に取きたれと 十二 彼いひけるは爾の神
エホバは活く我はパン無し只桶に一握の粉と瓶に少許の油ある
のみ視よ我は二の薪を採ふ我いりてわれとわが子のために調理
て之をくらひて死んとす 十三 エリヤ彼に言ふ懼るゝなかれ往て汝
がいへる如くせよ但し先其をもてわが爲に小きパン一を作りて
我に攜きたり其後爾のためと爾の子のために作るべし 十四 其はエ
ホバの雨を地の面に降したまふ日までは其桶の粉は竭ず其瓶の
油は絶ずとイスラエルの神エホバ言たまへるなりと 十五 彼ゆきて

エリヤの言るごとくなし彼と其家及びエリヤ久く食へり 十六 エホバのエリヤに由て言たまひし言のごとく桶の粉は竭ず瓶の油は絶ざりき 十七 是等の事の後其家の主母なる婦の子疾に罹しが其病甚だ劇くして氣息其中に絶て無きに至れり 十八 婦エリヤに言けるは神の人よ汝なんぞ吾事に關渉るべけんや汝はわが罪を憶ひ出さしめんため又わが子を死しめんために我に來れるかエリヤ彼に爾の子を我に授せと言て之を其懷より取り之を己の居る樓に抱のぼりて己れ牀に臥しめ 二十 エホバに呼はりていひけるは吾神エホバよ爾は亦吾とともに宿る嫠の菑をくだして其子を死しめたまふやと 二一 而して三度身を伸して其子の上に伏しエホバに呼はりて言ふわが神エホバ願くは此子の魂を中に歸しめたまへと 二二 エホバエリヤの聲を聽いれたまひしかば其子の魂中にかへりて生たり 二三 エリヤ乃ち其子を取て之を樓より家に攜くだり其母に

與していひけるハ視よ爾の子ハ生くと 二四 婦エリヤにいひけるハ此に縁て我ハ爾が神の人にして爾の口にあるエホバの言は眞實なるを知ると

第十八章

一 衆多の日を經たるのち第三年にエホバの言エリヤに臨みて曰く往て爾の身をアハブに示せ我雨を地の面に降さんと 二 エリヤ其身をアハブに示さんとて往り時に饑饉サマリアに甚しかりき 三 玆にアハブ家宰なるオバデヤを召たり 四（オバデヤハ大にエホバを畏みたる者にてイゼベルがエホバの預言者を絶たる時にオバデヤ百人の預言者を取て之を五十人ずゝ洞穴に匿しパンと水をもて之を養へり） 五 アハブ、オバデヤにいひけるハ國中の水の諸の源と諸の川に往け馬と騾を生活むる草を得ることあらん然バ我等牲畜を盡くハ失なふに至らじと 六 彼等巡るべき地を二人に分ちアハブハ獨にて此途に往きオバデヤは獨にて彼途

に往けり 七 オバデヤ途にありし時視よエリヤ彼に遭り彼エリヤを識て伏て言けるは我主エリヤ汝は此に居たまふや 八 エリヤ彼に言けるは然り往て汝の主にエリヤは此にありと告よ 九 彼言けるは我何の罪を犯したれば汝僕をアハブの手に付して我を殺さしめんとする 十 汝の神エホバは生くわが主の人を遣はして汝を尋ねざる民はなく國はなし若しエリヤは在ずといふ時は其國其民をして汝を見ずといふ誓を爲しめたり 十一 汝今言ふ往て汝の主にエリヤは此にありと告よと 十二 然ど我汝をはなれて往ときエホバの靈我しらざる處に汝を攜へゆかん我至りてアハブに告て彼汝を尋獲ざる時は彼我を殺さん然るに僕はわが幼少よりエホバを畏むなり 十三 イゼベルがエホバの預言者を殺したる時に吾なしたる事即ち我がエホバの預言者の中百人を五十人づゝ洞穴に匿してパンと水を以て之を養ひし事は吾主に聞えざりしや 十四

しかるに今汝言ふ往て汝の主にエリヤは此にありと告よと然らば彼我を殺すならん
十五 エリヤいひけるは我が事ふる萬軍のエホバは活く我は必ず今日わが身を彼に示すべしと
十六 オバデヤ乃ち往てアハブに會ひ之に告ければアハブはエリヤに會んとて往きけるが
十七 アハブエリヤを見し時アハブエリヤに言けるは汝イスラエルを惱ます者此にをるか
十八 彼答へけるは我はイスラエルを惱さず但汝と汝の父の家之を惱すなり即ち汝等はエホバの命令を棄て且汝はバアルに從ひたり
十九 されば人を遣てイスラエルの諸の人およびバアルの預言者四百五十人並にアシラ像の預言者四百人イゼベルの席に食ふ者をカルメル山に集めて我に詣しめよと
二十 是においてアハブイスラエルの都の子孫の中に人を遣り預言者をカルメル山に集めたり
二十一 時にエリヤ總の民に近つきて言けるは汝等何時まで二の物の間にまよふやエホバ若し神なら

ば之に從へされどバアル若し神ならば之に從へと民は一言も彼に答ざりき 二二 エリヤ民に言けるは惟我一人存りてヱホバの預言者たり然どバアルの預言者は四百五十人あり 二三 然ば二の犢を我等に與へよ彼等は其一の犢を選みて之を截り剖き薪の上に載せて火を縱たずに置べし我も其一の犢を調理へ薪の上に載せて火を縱ずに置べし 二四 斯して汝等は汝等の神の名を龥べ我はヱホバの名を龥ん而して火をもて應る神を神と爲べしと民皆答て此言は善と言り 二五 エリヤバアルの預言者に言けるは汝等は多ければ一の犢を選みて最初に調理へ汝等の神の名を呼ぶべし但し火を縱なかれと 二六 彼等乃ち其與られたる犢を取て調理へ朝より午にいたるまでバアルの名を龥てバアルよ我等に應へたまへと言り然ど何の聲もなく又何の應る者もなかりければ彼等は其造りたる壇のまはりに踊れり 二七 日中におよびてエリヤ彼等を嘲りてい

ひけるは大聲をあげて呼べ彼は神なればなり彼は默想をるか他處に行しか又は旅にあるか或は假寐て醒さるべきかと 二八 是において彼等は大聲に呼はり其例に循ひて刀劍と槍を以て其身を傷つけ血を其身に流すに至り 二九 斯して午時すぐるに至りしが彼等なほ預言を言ひて晩の祭物を獻ぐる時にまで及べり然ども何の聲もなく又何の應ふる者も无く又何の顧る者もなかりき 三十 時にエリヤ都の民にむかひて我に近よれと言ければ民皆彼に近よりて彼乃ち破壞たるヱホバの壇を修理へり 三一 エリヤヤコブの子等の支派の數に循ひて十二の石を取れり（ヱホバの言昔ヤコブに臨みてイスラエルを汝の名とすべしと言り） 三二 彼其石にてヱホバの名を以て壇を築き壇の周圍に種子二セヤを容べき溝を作れり 三三 又薪を陳列べ犢を截剖て薪の上に載せて言けるは四の桶に水を滿て燔祭と薪の上に沃げ 三四 又いひけるに再び之を爲せと再び

これをなせしむ又言ふ三次これを爲せと三次これをなせり 三五 水は壇の周廻に流るまた溝にも水をみたしたり 三六 晩の祭物を獻る時に及びて預言者エリヤ近よりて言けるはアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバよ汝のイスラエルにおいて神なることおよび我が汝の僕にして汝の言に循ひて是等の諸の事を爲せることとを今日知しめたまへ 三七 エホバよ我に應へたまへ我に應へたまへ此民をして汝エホバは神なることおよび汝は彼等の心を翻へしたまふといふことを知しめたまへと 三八 時にエホバの火降りて燔祭と薪と石と塵とを焚つくせり亦溝の水を餂涸せり 三九 民皆見て伏ていひけるはエホバは神なりエホバは神なり 四十 エリヤ彼等に言けるはバアルの預言者を執へよ其一人をも逃遁しむる勿れと即ち之を執へたればエリヤ之をキション川に曳下りて彼處に之を殺せり 四一 斯てエリヤアハブにいひけるは大雨の聲あれば汝

上りて食飲すべしと 四二 アハブ乃ち食飲せんとて上り然どエリヤはカルメルの巓に登り地に伏て其面を膝の間に容ゐたりしが 四三 其少者にいひけるは請ふ上りて海の方を望めと彼上り望みて何もなしといひければ再び往けといひて遂に七次に及べり 四四 第七次に及びて彼いひけるは視よ海より人の手のごとく微の雲起るとエリヤいふ上りてアハブにいへ雨に阻められざるやう車を備へて下りたまへと言ふべしと 四五 驟に雲と風おこりて霄漢黒くなりて大雨ありきアハブはエズレルに乗り往り 四六 エホバの能力エリヤに臨みて彼其腰を束帶びエズレルの入口までアハブの前に趨りゆけり

第十九章

一 アハブイゼベルにエリヤの凡て爲たる事および其如何に諸の預言者を刀劍にて殺したることを告しかばイゼベル使をエリヤに遣はして言けるは神等斯なし復重て斯なしたまへ我

必ず明日の今時分汝の命を彼人々の一人の生命のごとくせんと
三 かれ恐れて起ち其生命のために逃げ往てユダに屬するベエル
シバに至り少者を其處に遺して 四 自ら一日程ほど曠野に入り往
て金雀花の下に坐し其身の死んことを求めていふエホバよ足り
今わが生命を取たまへ我はわが父祖よりも善にはあらざるなり
と 五 彼金雀花の下に伏して寐りしが天の使彼に捫り興て食へと
言ければ 六 彼見しに其頭の側に炭に燒きたるパンと一瓶の水あ
りき乃ち食ひ飲て復偃臥たり 七 エホバの使者復再び來りて彼に
捫りていひけるは興て食へ其は途長くして汝勝べからざればな
りと 八 彼興て食ひ且飲み其食の力に仗て四十日四十夜行て神の
山ホレブに至る 九 彼處にて彼洞穴に入りて其處に宿りしが主の
言彼に臨みて彼に言けるはエリヤよ汝此にて何を爲や 十 彼いふ
我は萬軍の神エホバのために甚だ熱心なり其はイスラエルの子

孫汝の契約を棄て汝の壇を毀ち刀劍を以て汝の預言者を殺した
れバなり惟我一人存るに彼等我が生命を取んことを求むと 十一 エホ
バ言たまひけるハ出てエホバの前に山の上に立てと茲にエホバ
過ぎたまふにエホバのまへに當りて大なる強き風山を裂き岩
石を碎きしが風の中にエホバ在さゞりき風の後に地震ありしが
地震の中にエホバ在さゞりき 十二 又地震の後に火ありしが火の
中にエホバ在さゞりき火の後に靜なる細微き聲ありき 十三 エリ
ヤ聞て面を外套に蒙み出て洞穴の口に立ちけるに聲ありて彼に
臨みエリヤよ汝此にて何をなすやといふ 十四 かれいふ我ハ萬軍の
神エホバの爲に甚だ熱心なり其ハイスラエルの子孫汝の契約を
棄て汝の壇を毀ち刀劍を以て汝の預言者を殺したれバなり惟我
一人存るに彼等我が生命を取んことを求むと 十五 エホバかれに
言たまひけるハ往て汝の途に返りダマスコの曠野に至り往てハ

ザエルに膏を沃ぎてスリアの王となせ 十六 又汝ニムシの子エヒウに膏を注ぎてイスラエルの王となすべし又アベルメホラのシヤパテの子エリシヤに膏をそゝぎ爾に代りて預言者となさしむべし 十七 ハザエルの刀劍を逃るゝ者をばエヒウ殺さんエヒウの刀劍を逃るゝ者をばエリシヤ殺さん 十八 又我イスラエルの中に七千人を遺さん皆其膝をバアルに跼めず其口を之に接ざる者なりと 十九 エリヤ彼處よりゆきてシヤパテの子エリシヤに遭ふ彼は十二耦の牛を其前に行しめて己は其第十二の牛と偕にありて耕し居たりエリヤ彼の所にわたりゆきて外套を其上にかけたれば 二十 牛を棄てエリヤの後に趨ゆきて言けるは請ふ我をしてわが父母に接吻せしめよしかるのち我爾にしたがはんとエリヤかれに言けるは行け還れ我爾に何をなしたるやと 二十一 エリシヤ彼をはなれて還り一軛の牛をとりて之をころし牛の器具を焚て其肉を煮て民に

あたへて食はしめ起て往きエリヤに從ひて之に事へたり

第二十章

一 スリヤの王ベネハダデ其軍勢を悉く集む王三十二人彼と偕にあり又馬と戰車とあり乃ち上りてサマリアを圍み之を攻む 二 彼使者をイスラエルの王アハブに遣し邑に至りて彼に言しめけるはベネハダデ斯言ふ 三 爾の金銀は我の所有なり亦爾の妻等と爾の子等の美秀者は我の所有なり 四 イスラエルの王答へて言けるは王わが主よ爾の言の如く我と我が有は皆爾の所有なり 五 使者再び來りて言けるはベネハダデ斯語て言ふ我爾に爾我に爾の金銀妻子を付すべしと言遣せり 六 然ど明日今頃我が僕を爾に遣さん彼等爾の家と爾の臣僕の家を探索りて凡て爾の目に好ましく見ゆる者を其手に置て取り去るべしと 七 是においてイスラエルの王國の長老を皆召て言けるは請ふ爾等見て此人の害をなさんと求るを知れ彼人を我に遣りて我が妻子とわが金銀

を索めたり而るに我之を謝絶ざりしと 八 諸の長老および民皆彼
に言けるは爾聽なかれ許すなかれと 九 是故に彼ベネハダデの使
者に言けるは王わが主に告よ爾が最初に僕に言つかはしたる事
は皆我爲べし然ど此事は我爲あたはずと使者往て反命をなせり
十 ベネハダデ彼に言つかはしけるは神等我に斯なし亦重て斯な
したまへサマリアの塵は我に從ふ諸の民の手に滿るに足ざるべ
しと 十一 イスラエルの王答へて帶る者は解く者の如く誇るべから
ずと告よと言り 十二 ベネハダデ天幕にありて王等と飮ゐたりしが
此事を聞て其臣僕に言けるは爾等陣列を爲せと即ち邑に向ひて
陣列をなせり 十三 時に一人の預言者イスラエルの王アハブの許に
至りて言けるはヱホバ斯言たまふ爾此諸の大軍を見るや視よ我
今日之を爾の手に付さん爾は我がヱホバなるを知にいたらんと
十四 アハブ言けるは誰を以てせんか彼いひけるはヱホバ斯いひた

まふ諸省の牧伯の少者を以てすべしアハブ言ふ誰が戰爭を始むべき彼答けるは爾なりと 十五 アハブ乃ち諸省の牧伯の少者を核るに二百三十二人あり次に凡の民即ちイスラエルの凡の子孫を核るに七千人あり 十六 彼等日中に出たちたりしがベネハダデは天幕にて王等即ち己を助る三十二人の王等とゝもに飲て醉居たり 十七 諸省の牧伯の少者等先に出たりベネハダデ人を出すにサマリアより人衆出來ると彼に告ければ 十八 彼言けるは和睦のために出來るも之を生擒べし又戰爭のために出來るも之を生擒べしと 十九 諸省の牧伯の是等の少者および之に從ふ軍勢邑より出きたり 二十 各其敵手を撃ち殺しければスリア人逃たりイスラエル之を追ふスリアの王ベネハダデは馬に乘り騎兵を從へて逃遁たり 廿一 イスラエルの王出て馬と戰車を撃ち又大にスリア人を撃殺せり 廿二 茲に彼の預言者イスラエルの王の許に詣て彼に言けるは往て爾の力を養

ひ爾の爲すべき事を知り辨ふべし年歸らばスリアの王爾に攻上るべければなり 二三 スリアの王の臣僕王に言けるは彼等の神等は山岡の神なるが故に彼等は我等よりも強かりしなり然ども我等若平地に於て彼等と戰はゞ必ず彼等よりも強かるべし 二四 但し此事を爲せ卽ち王等を除きて各其處を離れしめ方伯を置て之に代べし 二五 又爾の失ひたる軍勢に均き軍勢を爾のために備へ馬は馬に戰車は戰車をもて補ふべし斯して我等平地において彼等と戰はゞ必ず彼等よりも強かるべしと彼其言を聽いれて然なせり 二六 年のへるに及びてベネハダデスリア人を核めてアペクに上りイスラエルと戰はんとす 二七 イスラエルの子孫核められ兵糧を受て彼等に出會んとて往けりイスラエルの子孫は山羊の二の小群の如く彼等の前に陣どりしがスリア人は其地に充滿たり 二八 時に神の人至りてイスラエルの王に告ていひけるはヱホバ斯言たまふスリ

ア人ヱホバは山嶽の神にして谿谷の神にあらずと言ふによりて我此諸の大軍を爾の手に付すべし爾等は我がヱホバなるを知るに至らんと 二九 彼等七日互に相對て陣どり第七日におよびて戰爭を交接しがイスラエルの子孫一日にスリア人の歩兵拾萬人を殺しけるに 三〇 其餘の者はアベクに逃て邑に入ぬ然るに其石垣崩れて其存れる二萬七千人の上にたふれたりベネハダデは逃て邑にいたり奥の間に入ぬ 三一 其臣僕彼にいひけるは我等イスラエルの家の王等は仁慈ある王なりと聞り請ふ我等粗麻布を腰につけ繩を頭にかけてイスラエルの王の所にいたらん彼爾の命を生むることあらんと 三二 斯彼等粗麻布を腰にまき繩を頭にまきてイスラエルの王の所にいたりていひけるは爾の僕ベネハダデ請ふ我が生命を生しめたまへと言ふとアハブいひけるは彼も尙生をるや彼は我が兄弟なりと 三三 其人々これを吉兆と爲し速に彼の言を承て

爾の兄弟ベネハダデといへり彼言けるは爾等ゆきて彼を導きき
たるべしと是においてベネハダデ彼の所に出來りしかば彼之を
車に登しめたり 三四 ベネハダデ彼に言けるは我父の爾の父より取
たる諸邑を我返すべし又我が父のサマリアに造りたる如く爾ダ
マスコに於て爾のために街衢を作るべしアハブ言ふ我此契約を
以て爾を歸さんと斯彼と契約を爲て彼を歸せり 三五 爰に預言者の
徒の一人ヱホバの言によりて其同儕に請ふ我を擊てといひける
が其人彼を擊つことを肯ぜざりしかば 三六 彼其人に言ふ汝ヱホバ
の言を聽ざりしによりて視よ汝の我をはなれて往く時獅子汝を
ころさんと其人彼の側を離れて往けるに獅子之に遇て之を殺
せり 三七 彼また他の人に遭て請ふ我を擊といひければ其人之を擊
ち擊て傷けたり 三八 預言者往て王を途に待ち其目に掩巾をあてゝ
儀容を變へたりしが 三九 王の經過る時王に呼はりていひけるは僕

戰爭の中に出しに人轉りて一箇の人を我の所に曳きたりて言けるは此人を守れ若彼失もく事あらば汝の生命を彼の生命に代べし或ひは爾銀一タラントを出すべしと
四十 而るに僕此彼に事をなしゐたれば彼遂に失たりとイスラエルの王彼にいひけるは爾の擬定は然るべし爾之を決めたり
四一 彼急ぎて其目の掩巾を取除けたればイスラエルの王彼が預言者の一人なるを識り
四二 彼王に言けるはエホバ斯言たまふ爾はわが殲滅んと定めたる人を爾の手より放ちたれば爾の命は彼の生命に代り爾の民は彼の民に代るべしと
四三 イスラエルの王憂へ且怒て其家に赴きサマリアに至れり

第二十一章

一 是等の事の後エズレル人ナボテエズレルに葡萄園を有ちゐたりしがサマリアの王アハブの殿の側に在りければ
二 アハブナボテに語て言けるは爾の葡萄園は近くわが家の側にあ

れば我に與へて蔬菜の圃となさしめよ我之がために其よりも美き葡萄園を爾に與へん若し爾は心にかなはば其價を銀にて爾に予へんと 三 ナボテ、アハブに言けるはわが先祖の產業を爾に與ふる事は決て爲べからずヱホバ禁じたまふとアハブはヱズレル人ナボテは己に言し言のために憂へ且怒りて其家に入ぬ其は彼わが先祖の產業を爾に與へじと言たればなりアハブ床に臥し其面を轉けて食をなさざりき 五 其妻イゼベル彼の處にいりて彼に言けるは爾の心何を憂へて爾食を爲ざるや 六 彼之に言けるは我ヱズレル人ナボテに語りて爾の葡萄園を銀に易て我に與へよ若また爾好ば我其に易て葡萄園を爾に與へんと彼に言たるに彼答へて我が葡萄園を爾に與へじと言たればなりと 七 其妻イゼベル彼に言けるは爾今イスラエルは國を治むることを爲すや興て食を爲し爾の心を樂ましめよ我ヱズレル人ナボテの葡萄園を爾に與

へんと 八 彼アハブの名をもて書を書き彼の印を捺し其邑にナボ
テと共に住る長老と貴き人に其書をおくれり 九 彼其書にしる
して曰ふ斷食を宣傳てナボテを民の中に高く坐せしめよ 十 又邪
ある人二人を彼のまへに坐せしめ彼に對ひて證を爲して爾神と
王を詛ひたりと言しめよ斯して彼を曳出し石にて撃て死しめよ
と 十一 其邑の人即ち其邑に住る長老および貴き人等イゼベルが己
に言つかはしたる如く即ち彼が己に遣りたる書に書したる如く
爲り 十二 彼等斷食を宣達てナボテを民の中に高く坐せしめたり 十三
時に二人の邪なる人入來りて其前に坐し其邪なる人民のまへに
てナボテに對て證をなして言ふナボテ神と王を詛ひたりと人衆
彼を邑の外に曳出し石にて之を撃て死しめたり 十四 斯てイゼベル
にナボテ撃れて死たりと言おくれり 十五 イゼベルナボテの撃
れて死たるを聞しかばイゼベルアハブに言けるは起て彼のエズレ

ル人ナボテが銀に易て爾に與ることを拒みし葡萄園を取べし其はナボテは生をらず死たれぬなりと 十六 アハブナボテの死たるを聞しかばアハブ起ちエズレル人ナボテの葡萄園を取んとて之に下れり 十七 時にエホバの言テシベ人エリヤに臨みて曰ふ 十八 起て下りサマリアにあるイスラエルの王アハブに會ふべし彼はナボテの葡萄園を取んとて彼處に下りをるなり 十九 爾彼に告て言ふべしエホバ斯言ふ爾は殺し亦取たるやと又爾彼に告て言ふべしエホバ斯言ふ犬ナボテの血を餂し處にて犬爾れ身の血を餂べしと 二十 アハブエリヤに言けるは我敵よ爾我に遇やと彼言ふ我遇ふ爾エホバの目の前に惡を爲す事に身を委しに緣り 二一 我災害を爾に降し爾の後裔を除きアハブに屬する男はイスラエルにありて繫がれたる者も繫がれざる者も悉く絕ん 二二 又爾の家をナバテの子ヤラベアムの家の如くなしアヒヤの子バアシヤの家のごとくなすべし

是れ爾我の怒を惹起しイスラエルをして罪を犯させたるに因て
なり 二三 イゼベルに關てヱホバ亦語て言たまふ犬ヱズレルの濠に
てイゼベルを食はん 二四 アハブに屬する者は邑に死ば犬之を食ら
ひ野に死ば天空の鳥之を食はんと 二五 誠にアハブの如くヱホバ
の目のまへに惡をなす事に身をゆだねし者はあらざりき其妻イ
ゼベル之を慫慂たるなり 二六 彼はヱホバがイスラエルの子孫のま
へより逐退けたまひしアモリ人が凡てなせし如く偶像に從ひて
甚だ惡むべき事を爲り 二七 アハブ此等の言を聞ける時其衣を裂き
粗麻布を體にまとひ食を斷ち粗麻布に臥し遲々に歩行り 二八 茲に
ヱホバの言テシベ人エリヤに臨みて言ふ爾アハブの我前に卑下
るを見るや彼わがまへに卑下るに緣て我災害を彼の世に降さず
して其子の世に災害を彼の家に降すべし

第二十二章

一 スリアとイスラエルの間に戰爭なくして三年を經

たり　二　第三年にユダの王ヨシヤパテ　イスラエルの王の所に降れ
り　三　イスラエルの王其臣僕に言けるはギレアデのラモテは我等
の所有なるを爾等知や然るに我等はスリアの王の手より之を取
ることをせずして默しをるなり　四　彼ヨシヤパテに言けるは爾我
と共にギレアデのラモテに戰ひにゆくやヨシヤパテ　イスラエル
の王にいひけるは我は爾のごとくわが民は爾の民の如くわが馬
は爾の馬の如しと　五　ヨシヤパテ　イスラエルの王に言けるは請ふ
今日エホバの言を問へ　六　是においてイスラエルの王預言者四百
人許を集めて之に言けるは我ギレアデのラモテに戰ひにゆくべ
きや又は罷べきや彼等曰けるは上るべし主之を王の手に付した
まふべしと　七　ヨシヤパテ曰けるは外に我等の由て問べきエホバ
の預言者此にあらざるや　八　イスラエルの王ヨシヤパテに言ける
は外にイムラの子ミカヤ一人あり之に由てエホバに問ふことを

得んと然ど彼と我に關て善事を預言せず惟惡事のみを預言すれバ我彼を惡むなりとヨシヤパテ曰けるは王然言たまふなかれと 九 是によりてイスラエルの王一箇の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り 十 イスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテ朝衣を着てサマリアの門の入口の廣場に各其位に坐しゐたり預言者は皆其前に預言せり 十一 ケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて言けるはヱホバ斯言たまふ爾是等を以てスリア人を抵觸て之を盡すべしと 十二 預言者皆斯預言して言ふギレアデのラモテに上りて勝利を獲たまへヱホバ之を王の手に付したまふべしと 十三 茲にミカヤを召んとて往たる使者之に語りて言けるは預言者等の言一の口の如くにして王に善し請ふ汝の言を彼等の一人の言の如くならしめて善事を言へと 十四 ミカヤ曰けるはヱホバは生くヱホバの我に言たまふ事は我之を言んと 十五 かくて彼王に至

るに王彼に言けるはミカヤよ我等ギレアデのラモテに戰ひに往くべきや又は罷べきや彼王に言けるは上りて勝利を得たまへヱーホバ之を王の手に付したまふべしと 十六 王彼に言けるは我幾度汝を誓はせたらば汝ヱホバの名を以て唯眞實のみを我に告るや 十七 彼言けるは我イスラエルの皆牧者なき羊のごとく山に散をるを見たるにヱホバ是等の者は主なし各安然に其家に歸るべしと言たまへりと 十八 イスラエルの王ヨシヤパテに言けるは我汝に彼は我に向いて善き事を預言せず唯惡き事のみを預言すと告たるにあらずやと 十九 ミカヤ言けるは然ば汝ヱホバの言を聽べし我ヱホバの其位に坐しゐたまひて天の萬軍の其傍に右左に立つを見たるに 二十 ヱホバ言たまひけるは誰かアハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテに上りて斃きしめんかと則ち一は此の如くせんと言ひ一は彼の如くせんといへり 二一 遂に一の靈進み出てヱホバの

前に立ち我彼を誘はんと言ければ 二二 ヱホバ彼に何を以てするの
と言たまふに我出て虚言を言ふ靈となりて其諸の預言者の口にあら
んと言りヱホバ言たまひけるは汝は誘ひ亦之を成し遂ん出て然
なすべしと 二三 故に觀よヱホバ虚言を言ふ靈を爾の此諸の預言者の口
に入たまへり又ヱホバ爾に關て災禍あらんことを言たまへりと
二四 ケナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるはヱ
ホバの靈何途より我を離れゆきて爾に語ふや 二五 ミカヤいひける
は爾奧の間に入て身を匿す日に見るにいたらん 二六 イスラエルの
王言けるはミカヤを取て之を邑の宰アモンと王の子ヨアシに曳
かへりて言ふべし 二七 王斯言ふ此を牢に置れて苦惱のパンと苦惱
の水を以て之を養ひ我が平安に來るを待てと 二八 ミカヤ言けるは
爾若眞に平安に歸るならばヱホバ我によりて言たまはざりしな
らん又曰けるは爾等民よ皆聽べし 二九 かくてイスラエルの王とユ

ダの王ヨシヤパテギレアデのラモテに上れり 三十 イスラエルの王ヨシヤパテに言けるは我装を改て戰陣の中に入らん然ど爾は王の衣を衣るべしとイスラエルの王装を改て戰陣の中にいりぬ 三一 スリアは王其戰車の長三十二人に命じて言けるは爾等小者とも大者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王とのみ戰へと 三二 戰車の長等ヨシヤパテを見て是必ずイスラエルの王なるらんと言ひ身をめぐらして之と戰はんとしければヨシヤパテ號呼れり 三三 戰車の長彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ふことをやめて返れり 三四 玆に一箇の人偶然弓を挽てイスラエルの王の胸當と胛摺の間を射たりければ彼其御者に言けるは我傷を受たれば爾の手を旋して我を軍中より出すべしと 三五 是日戰爭烈くなりぬ王は車の中に扶持られて立ちスリア人に對ひをりしが晩景にいたりて死たり創の血車の中に流る 三六 日の沒る頃軍中に呼はりて曰ふ

あり各其邑に各其鄕に歸るべしと 三七 王死て擔へられてサマリアに至りたれバ衆人王をサマリアに葬れり 三八 又其車をサマリアの池に濯ひけるに犬其血を舐たり又遊女其所に身をあらへりヱホバの言たまへる言の如し 三九 アハブの其餘の行爲と凡て其爲たる事と其建たる象牙の家と其建たる諸の邑はイスラエルの王の歴代志の書に記載るにあらずや 四十 アハブ其父祖と共に寢りて其子アハジア之にかはりて王となれり 四一 アサの子ヨシヤパテイスラエルの王アハブの第四年にユダの王となれり 四二 ヨシヤパテ王となりし時三十五歳なりしがヱルサレムにおいて二十五年王たりき其母の名はアズバといひてシルヒの女なり 四三 ヨシヤパテ其父アサの諸の道に歩行み轉て之を離れずヱホバの目に適ふ事をなせり但し崇邱は除かざりき民尚崇邱に犧牲を獻げ香を焚り 四四 ヨシヤパテイスラエルの王と和好を結べり 四五 ヨシヤパテの其餘の

行爲と共なせる功績および如何に戰爭をなせしかはユダの王の歷代志の書に記載るにあらずや 四六 彼其父アサの世に尚はありし彼の男色を行ふ者の殘餘を國の中より逐はらへり 四七 當時エドムには王なくして代官王たりき 四八 ヨシヤパテタルシシの船を造りて金を取るためにオフルに往しめんとしたりしが其船エジオンゲベルに壞れたれば遂に往に至らざりき 四九 是においてアハブの子アハジアヨシヤパテに言けるはわが僕をして爾の僕と偕に船にて往しめよと然どヨシヤパテ聽ざりき 五十 ヨシヤパテ其父祖とともに寢りて其父ダビデの城邑に其父祖と共に葬らる其子ヨラム之に代て王となれり 五一 アハブの子アハジアユダの王ヨシヤパテの第十七年にサマリアにてイスラエルの王となり二年イスラエルを治めたり 五二 彼はヱホバの目のまへに惡をなし其父の道と其母の道およびイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラ

ベアムの道に歩行み、バアルに事へて之を拜みイスラエルの神エホバの怒を激せり其父の凡て行へるがごとし

列王紀略下

第一章

一 アハブの死しのちモアブイスラエルにそむけり 二 アハジヤサマリアにあるその樓の欄杆よりおちて病をおこせしかば使を遣さんとして之にいひけるは往てエクロンの神バアルゼブブにわがこの病の愈るや否と問べしと 三 時にヱホバの使テシベ人エリヤにいひけるは起てサマリア王の使にあひて之に言べし汝等がエクロンの神バアルゼブブに問んとてゆくはイスラエルに神なきがゆゑなるか 四 是によりてヱホバかくいふ汝はその登りし牀より下ることなかるべし汝かならず死んとエリヤ乃ち往り 〇五 使者たちアハジアに返りければアハジア彼等に何故に返りしやといふに 六 かれら之にいひけるは一箇の人上りきたりて我らに會ひわれらにいひけるは往てなんぢらを遣はせし王の所にかへり之にいふべしヱホバ斯いひたまふなんぢエクロンの神

バアルゼブブに問んとて人を遣すはイスラエルに神なきがゆゑなるか然ば汝その登りし牀より下ることなかるべし汝かならず死んと七アハジア彼等にいひけるはそののぼりきたりて汝等に會ひ此等の言を汝らに告たる人の形狀は如何なりしやハかれら對へていひけるはかれは毛深き人にして腰に韋の帶をむすび居たり彼いひけるはその人はテシベ人エリヤなりと九是に於て王五十人の長とその五十人をエリヤの所に遣はせり彼エリヤの所に上りゆくに視よエリヤは山の嶺に坐し居たりかれエリヤにいひけるは神の人よ王いひたまふ下るべし十エリヤこたへて五十人の長にいひけるはわれもし神の人たらば火天より降りて汝と汝の五十人とを燒盡べしと火すなはち天より降りてかれとその五十人とを燒盡せり十一アハジアまた他の五十人の長とその五十人をエリヤに遣せりかれ上りてエリヤにいひけるは神の人よ王

かく言たまふ速かに下るべし 十二 エリヤ答て彼にいひけるはわれもし神の人たらば火天より降りて爾となんぢの五十人を焼盡すべしと神の火すなはち天より降りてかれとその五十人を焚盡せり 十三 かれまた第三の五十人の長とその五十人を遣せり第三の五十人の長のぼりいたりてエリヤのまへに跪きこれに願ひていひけるは神の人よ願くはわが生命となんぢの僕なるこの五十人の生命をなんぢの目に貴重き者と見なしたまへ 十四 視よ火天より降りて前の五十人の長二人とその五十人を焼盡せり然どわが生命をば汝の目に貴重き者となしたまへ 十五 時にエホバの使エリヤにいひけるはかれとゝもに下れかれをおそるゝとなかれとエリヤすなはち起てかれとゝもに下り王の許に至り 十六 之にいひけるはエホバかくいひたまふ汝エクロンの神バアルゼブブに問んとて使者を遣るはイスラエルにその言を問ふべき神なきがゆゑなる

か是によりて汝はその登りし牀より下るとなかるべし汝かなら
ず死んと十七かれエリヤの言たるエホバの言の如く死けるが彼に
子なかりしかばヨラムこれに代りて王となれり是はユダの王ヨ
シアパテの子ヨラムの二年にあたる十八アハジヤのなしたる其餘
の事業はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや

第二章

一エホバ大風をもてエリヤを天に昇らしめんとしたまふ
時エリヤはエリシヤとゝもにギルガルより出往り二エリヤエリ
シヤにいひけるは請ふこゝに止まれエホバわれをベテルに遣は
したまふなりとエリシヤいひけるはエホバは活く汝の靈魂は活
く我なんぢをはなれじと彼等つひにベテルに下れり三ベテルに
在る預言者の徒エリシヤの許に出きたりて之にいひけるはエホ
バの今日なんぢの主となんぢの首の上よりとらんとしたまふを
汝知やかれいふ然りわれ知り汝等默すべし四エリヤかれにいひ

けるはエリシヤよ請ふ汝こゝに止れヱホバわれをエリコに遣したまふなりとエリシヤいふヱホバは活くなんぢの靈魂は活く我なんぢを離じとかれらエリコにいたる 五 エリコに在る預言者の徒エリシヤに詣りて彼にいひけるはヱホバの今日なんぢの主をなんぢの首の上よりとらんとしたまふを汝知るやエリシヤ言ふ然り知り汝ら默すべし 六 エリヤまたかれにいひけるは請ふこゝに止れヱホバわれをヨルダンにつかはしたまふなりとかれいふヱホバは活くなんぢの靈魂は活くわれ汝をはなれじと二人進ゆくに 七 預言者の徒五十人ゆきて遙に立て望めり彼ら二人はヨルダンの濱に立けるが 八 エリヤその外套をとりて之を卷き水をうちけるに此旁と彼旁にわかれたれば二人は乾ける土の上とわたれり 九 渉りける時エリヤ、エリシヤにいひけるは我が取れてなんぢと離るゝ前に汝わが汝になすべきことを求めよエリシヤいひ

けるハなんぢの靈の二の分の我にをらんことを願ふ 十 エリヤいひけるハ汝難き事を求む汝もしわが取れてなんぢと離るゝを見ばこの事なんぢにならんしからずば此事なんぢにならじ 十一 彼ら進みながら語れる時火の車と火の馬あらハれて二人を隔てたりエリヤは大風にのりて天に昇れり 十二 エリシヤ見てわが父わが父イスラエルの兵車よその騎兵よと叫びしが再びかれを見ざりき是においてエリシヤその衣をとらへて之を二片に裂き 十三 エリヤの身よりおちたるその外套をとりあげ返りてヨルダンの岸に立ち 十四 エリヤの身よりおちたる外套をとりて水をうちエリヤの神エホバハいづくにいますやと言ひ而して己も水をうちけるに水此旁と彼旁に分れたればエリシヤすなはち渡れり 十五 エリコにある預言者の徒對岸にありて彼を見て言けるはエリヤの靈エリシヤの上にとゞまるとかれら來りてかれを迎へその前に地に伏て

十六かれにいひけるは僕等に勇力者五十人あり請ふかれらをして往てなんぢの主を尋ねしめよ恐くはヱホバの靈かれを曳あげてこれを或山か或谷に放ちしならんとエリシヤ遣すなかれと言けれども 十七かれら彼の愧るまでに強ければすなはち遣せといへり是に於てかれら五十人の者を遣しけるが三日の間たづねたれども彼を看いださゞりしかば 十八エリシヤの尙ヱリコに止れる時かれら返りてかれの許にいたりしにエリシヤかれらに言けるはわれ往ことなかれと汝らにいひしにあらずやと ○ 十九邑の人々エリシヤにいひけるは視よ吾が主の見たまふごとく此邑の建る處は善しされど水あしくしてこの地流產をおこす 二十かれ言けるは新しき皿に鹽を盛て我に持ち來れよと乃ちもちきたりければ 二十一彼いでゝ水の源に至り鹽を其處になげ入ていひけるはヱホバかくいひたまふわれこの水を愈す是處よりして重て死あるひは流產お

こらじと 二二 其水すなはちエリシヤのいひし如くに愈て今日にいたる○ 二三 かれそこよりベテルに上りしが上りて途にありけるとき小童等邑よりいでゝ彼を嘲り彼にむかひて禿首よのぼれ禿首よのぼれといひければ 二四 かれ回轉りてかれらをみヱホバの名をもてかれらを呪詛ひければ林の中より二頭の牝熊出てその兒子輩の中四十二人をさきたり 二五 かれ彼處よりカルメル山にゆき其處よりサマリアにかへれり

第三章 一 ユダの王ヨシヤパテの十八年にアハブの子ヨラムサマリアにありてイスラエルを治め十二年位にありき 二 かれはヱホバの目のまへに惡をなせしかどもその父母の如くはあらざりきそれ彼その父の造りしバアルの像を除きたればなり 三 されど彼はかのイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪を行ひつゞけて之とはなれざりき○ 四 モアブの王メシヤは羊を

有つ者にして十萬の羔と十萬の牡羊の毛とをイスラエルの王に納めとりしが 五 アハブの死しのちモアブの王はイスラエルの王にそむけり 六 是に於てヨラム王其時サマリアを出てイスラエル人をこと〴〵く集め 七 また往て人をユダの王ヨシヤパテに遣していはしむモアブの王われに背けり汝われとゝもにモアブに攻ゆくやと彼いひけるは我上らん我は汝の如くわが民はなんぢの民のごとくまたわが馬は汝の馬の如しと 八 ヨラムいひけるは我等いづれの路より上らんかれいふエドムの曠野の途よりせんと 九 イスラエルの王すなはちユダの王およびエドムの王と共に出てゆきけるが行めぐること七日路にして軍勢とこれにしたがふ家畜の飲むべき水なかりしかば 十 イスラエルの王いひけるは嗚呼、ヱホバこの三人の王をモアブの手にわたさんと召し集めたまへりと 十一 ヨシヤパテいひけるは我らが由てヱホバに問ふべきヱホ

バの預言者此にあらざるやとイスラエルの王の臣僕の一人答へていふエリヤの手に水をそゝぎたるシヤパテの子エリシヤ此にあり 十二 ヨシヤパテいひけるはヱホバの言彼にありとかくてイスラエルの王およびヨシヤパテとエドムの王かれの許に下りゆきけるに 十三 エリシヤイスラエルの王に言けるはわれ汝と何の干與あらんや汝の父の預言者と汝の母の預言者の所にゆくべしとイスラエルの王かれにいひけるは然ずそはヱホバこの三人の王をモアブの手に付さんとて召集めたまへばなり 十四 エリシヤ言けるはわが事ふる萬軍のヱホバは活く我ユダの王ヨシヤパテのためにするにあらずばかならず汝を顧みず汝を見ざらんものを 十五 今樂人をわれにつれ來れと而して樂人の樂をなすにおよびてヱホバの手かれに臨みて 十六 彼いひけるはヱホバかくいひたまふ此谷に許多の溝を設けよ 十七 それヱホバかく言ひたまふ汝ら風を見ず

雨をも見ざるに此谷に水盈て汝等と汝等の家畜および汝らの獸飲ことを得ん 十八 然るも是はヱホバの目には瑣細き事なりヱホバモアブ人をも汝らの手にわたしたまはん 十九 汝等は保障ある諸の邑と諸の美しき邑とを撃ち諸の佳樹を斫倒し諸の水の井を塞ぎ石をもて諸の善地を壞ふにいたらん 二十 かくて朝におよびて供物を獻ぐる時に水エドムの途より流れきたりて水國に充つ 二一 偖またモアブ人はみな王等の己に攻のぼれると聞しかば甲を着ることを得る以上の者を盡く集めてその境に備へしが 二二 朝はやく興いでしに水の上に日昇りゐて對面の水血の如くに赤かりければモアブ人これを見て 二三 いひけるはこれ乃はち血なり王たち戰ひて死たるならん互に相撃たるなるべし然ばモアブよ掠取に行けと 二四 而してモアブ人イスラエルの陣營に至るにイスラエル人起てこれを撃たればすなはちその前より逃はしれり是においてイ

スラエル人進みてモアブ人を撃てその國にいり二五その邑々を撃圮し各々石を諸の善地に投てこれに塡し水の井をことごとく塞ぎ佳樹をことごとく斫たふし唯キルハラセテにその石をのこせしのみなるに至る但し石を投るもの周りあるきてこれを撃り二六モアブ王戰鬪の手いたくして當りがたきを見て劍を拔く者七百人をひきゐてエドム王の所にまで衝きいたらんとせしが遂に果さゞりしかば二七己の位を繼べきその長子をとりてこれを石垣の上にさゝげて燔祭となしたり是に於てイスラエルに大なる憤怒おこりぬ彼等すなはちかれをすてゝその國に歸れり

第四章

一預言者の徒の妻の中なる一人の婦人エリシヤに呼はりていひけるは汝の僕なるわが夫死りなんぢの僕のヱホバを畏れしことはなんぢの知るところなり今債主きたりてわが二人の子をとりて奴僕となさんとすと二エリシヤ之にいひけるはわれな

んぢの爲に何をなすべきや汝の家に如何なる物あるかわれに告よ彼いひけるは僅少の油のほかは汝の婢の家に有ものなし 三 彼いひけるは往て外より隣の人々より器を借よ空たる器を借るべし少許を借るなかれ 四 而してなんぢ入て汝の子等とゝもに戸の内に閉こもりそのすべての器に油をつぎてその盈るところの者をとりのけおくべし 五 婦人すなはち彼を離れて去りその子等とゝもに戸の内に閉こもり子等のもちきたる器に油をつぎたりしが 六 器のみな盈たるときその子にむかひ尚われに器をもちきたれといひけるに器はもはやあらずといひたればその油すなはち止る 七 是において其の婦神の人にいたりてかくと告ければかれいふ往て油をうりてその負債をつくのひその餘分をもて汝と汝の子等生計をなすべしと○ 八 一日エリシヤシユナムにゆきしに其所に一人の大なる婦人ありてしきりにこれに食をすゝめたれ

ば彼かしてと過る毎にそこに入て食をなせり 九 茲にその婦人夫にいひけるハ視よ此つねにわれらを過る人ハ我これを見るに神の聖き人なり 十 請ふ小き室を石垣の上につくりそこに臥床と案と榻と燭臺をかれのために備へん彼われらに至る時はそこに入るべしと 十一 かくてのちある日エリシヤそこに至りその室に入てそこに臥たりしが 十二 その僕ゲハジにむかひ彼のシユナミ人を召きたれといへり彼かの婦人を召たればろの前にきたりて立つに 十三 エリシヤゲハジにいひけるハ彼にかく言へ汝かく懇に我らのために意と用ふ、汝のために何をなすべきや王または軍勢の長に汝のことと告られんことを望むやと彼答へてわれはわが民の中にをるなりといふ 十四 エリシヤいひけるハ然ばかれのために何となすべきやゲハジ答へけるハ誠にかれは子なくその夫ハ老たりと 十五 是においてエリシヤかれを召といひければこれと呼に來り

て戸口に立たれば 十六 エリシヤいふ明る年の今頃汝子を抱くあらん彼いひけるはいなわが主神の人よなんぢの婢をあざむきたまふなかれと 十七 かくて婦つひに孕て明る年にいたりてエリシヤのいへるその頃に子を生り 十八 その子育ちてある日刈穫人の所にいでゆきてその父にいたりしが 十九 父にわが首わが首といひたれば父少者に彼を母のもとに負ゆけと言り 二十 すなはちこれを負て母にいたりしに午まで母の膝に坐り居て遂に死たれば 二一 母のぼりゆきてこれを神の人の臥床の上に置きこれをとぢこめて出で 二二 その夫をよびていひけるは請ふ一人の僕と一頭の驢馬を我につかはせ我神の人の許にはせゆきて歸らんと 二三 夫いふ何故に汝は今日かれにいたらんとするや今日は朔日にもあらず安息日にもあらざるなり彼いひけるは宜しと 二四 婦すなはち驢馬に鞍おきてその僕にいひけるは驅て進め吾が命ずることなくば我が騎すゝ

むることに緩漫あらしめざれと 二五 つひにカルメル山にゆきて神の人にいたるに神の人遙にかれの來るを見て僕ゲハジにいひけるハ視よかしこにかのシユナミ人をる 二六 請ふ汝はしりゆきて彼をむかへて言へなんぢは平安なるやなんぢの夫はやすらかなるやなんぢの子はやすらかなるやと彼こたへて平安なりといひ 二七 遂に山にきたりて神の人にいたりその足を抱きたればゲハジこれを逐ひはらはんとて近よりしに神の人いひけるハ容しおけ彼ハ心の中に苦あるなりまたヱホバその事を我にかくしていまだわれに告たまはざるなり 二八 婦いひけるハわれわが主に子を求めしやわれをあざむきたまふなかれとわれハ言ざりしや 二九 エリシヤすなはちゲハジにいひけるハなんぢ腰をひきからげわが杖をとり手にもちて行け誰に逢も禮をなすべからず又なんぢに禮をなす者あるともそれに答ふることなかれわが杖をかの子の面の上に

おけよと 三十 その子の母いひけるはヱホバは活くなんぢの靈魂は
生く我は汝を離れじと是をもてエリシヤつひに起て婦に從ひ行
ぬ 三一 ゲハジはかれらに先だちゆきて杖をかの子の面の上に置た
るが聲もなく聞もせざりしかばかへりきたりてエリシヤに逢て
これに子いまだ目をさまさずと言ふ 三二 エリシヤこゝにおいて家
に入て視に子は死ておのれの臥床の上に臥てあれば 三三 すなはち
入り戸をとぢて二人內にをりてヱホバに祈り 三四 而してエリシヤ
上りて子の上に伏し己が口をその口におのが目をその目に己が
手をその手の上にあてて身をもてその子を掩しに子の身體やうや
く溫まり來る 三五 かくしてエリシヤかへり來て家の內に其處此處
をあゆみをり又のぼりて身をもて子をおほひしに子七度嚏して
目をひらきしかば 三六 ゲハジを呼てかのシユナミ人をよべと言け
ればすなはちこれを呼り 三七 彼入來りしかばエリシヤなんぢの子

を取ゆけと言りかれすなはち入りてエリシヤの足下に伏し地に身をかゞめて其子を取あげて出づ〇三八斯てエリシヤまたギルガルにいたりしがその地に饑饉あり預言者の徒その前に坐しをる是において彼その僕にいひけるは大なる釜をすゑて預言者の徒のために羹を煮よと三九時に一人田野にゆきて菜蔬を摘しが野の蔓のあると見て其より野の瓜を一風呂鋪摘きたりて羹の釜の中に截てみたり其は皆それをしらざればなり四十斯てこれを盛て人々に食はせんとせしに彼等その羹を食はんとするにあたりて叫びて嗚呼神の人よ釜の中に死をきたらする者ありといひて得食はざりしかば四一エリシヤさらば粉をもちきたれといひてこれを釜になげ入れ盛て人々に食しめよと言り釜の中にはすなはち害物あらずなりぬ〇四二茲にバアルシヤリシヤより人來り初穂のパンと大麥のパン二十と圃の初物一袋とを神の人の許にもちいたりた

ればエリシヤ衆人にあたへて食はしめよと言ふに 四三 その奴僕いひけるは如何にとや我これを百人の前にそなふべきかと然るに彼また言ふ衆人にあたへて食しめよ夫エホバかくいひたまふかれら食ふて尚あます所あらんと 四四 すなはち之をその前にそなへたればみな食ふてなほ餘せりエホバの言のごとし

第五章 一 スリア王の軍勢の長ナアマンはその主君のまへにありて大なる者にしてまた貴き者なりき是はエホバ曾て彼をもてスリヤに拯救をほどこしたまひしが故なり彼は大勇士なりしが癩病をわづらひ居る 二 昔にスリア人隊を組ていでたりし時にイスラエルの地より一人の小女を執へゆけり彼ナアマンの妻に事たりし 三 その女主にむかひわが主サマリアに居る預言者の前にいまさば善らん者をかれその癩病を痊すならんと言たれば 四 ナアマン入りてその主君に告てイスラエルの地よりきたれる女子

斯々語たれりと言ふに 五 スリア王いひけるは往よ往よ我イスラエルの王に書をおくるべしと是において彼いでゆき銀十タラントと金六千および衣服十襲をたづさへ 六 イスラエルの王にその書をもちゆけりその文に曰くこの書汝にいたらば視よ我わが臣ナアマンをなんぢに遣はせるなりこは汝にその癩病を痊されんがためなり 七 イスラエルの王その書を讀み衣を裂ていふ我神ならんや爭か殺すことをなし生すことをなしえん然るに此人なんぞ癩病の人を我につかはしてこれを痊さしめんとするや然ば請ふ汝等彼が如何に我に爭を求むるかを見て知れと 八 茲に神の人エリシヤイスラエルの王がその衣を裂たることをきゝ王に言遣しけるは汝何とて汝の衣をさきしや彼をわがもとにいたらしめよ然ば彼イスラエルに預言者のあるを知にいたるべし 九 是においてナアマンその馬と車とを率たがへ來りてエリシヤの家の

門に立けるにエリシヤ使をこれに遣して言ふ汝ゆきて身をヨルダンに七たび洗へ然ば汝の肉本にかへりて汝は清く爲べしと 十一ナアマン怒りて去り言けるは我は彼かならず我もとにいできたりて立ちその神ヱホバの名を呼てその所の上に手を動して癩病を痊すならんと思へり 十二ダマスコの河アバナとパルパルはイスラエルのすべての河水にまさるにあらずや我これらに身を洗ふて清まることを得ざらんやと乃ち身をめぐらし怒りて去る 十三時にその僕等近よりてこれにいひけるは我父よ預言者なんぢに大なる事をなせと命ずるとも汝はそれを爲ざらんや況て彼なんぢに身を洗ひて清くなれといふとやと 十四是においてナアマン下りゆきて神の人の言のごとくに七たびヨルダンに身を洗ひしにその肉本にかへりて嬰兒の肉の如くになりて清くなりぬ 十五かれすなはちその從者とゝもに神の人の許にかへりきたりてその前に

立ていふ我いまイスラエルのほうは全地に神なしと知る然ば請
ふ僕より禮物をうけよ 十六 エリシヤいひけるはわが事ふまつるエ
ホバは活く背て禮物をうけじとかれ強て之を受しめんとしたれ
ども遂にこれを辭したり 十七 ナアマンいひけるは然ば請ふ騾馬に
二駄の土を僕にとらせよ僕は今よりのち他の神には燔祭とも祭
品をもさゝげずして只エホバにのみ献げんとす 十八 ねがはくは主
この事につきて僕をゆるしたまへ即ちわが主君リンモンの宮に
いりそこにて崇拝をなしてわが手に倚ることありまた我リンモ
ンの宮にありて身をかゞむることあらんわがリンモンの宮にお
いて身をかゞむる時に願くはエホバその事につきて僕をゆるし
たまへと 十九 エリシヤ彼になんぢ安じて去れといひければ彼エリ
シヤとはなれて少しく進みゆきけるに 二十 神の人エリシヤの僕ゲ
ハジいひけるは吾が主人は此スリア人ナアマンをいたはりて彼

が手に携へきたれるものを受ざりしがエホバは活くわれ彼のあとを追かけて彼より少く物をとらんと
二一 ゲハジすなはちナアマンのあとをおひ行くにナアマンはおのれのあとに走り來る者あるを見て車より下りてこれを迎へて皆平安やと言ふに
二二 かれ言けるは皆平安しわが主我を遣していはしむ只今エフライムの山より預言者の徒なる二人の少者わが許に來れり請ふ汝かれらに銀一タラントと衣二襲をあたへよと
二三 ナアマンいひけるは望むらくは二タラントを取れとてかれを強ひ銀二タラントを二の袋にいれ衣二襲と添て二人の僕に負せたれば彼等これをゲハジの前に負きたりしが
二四 彼岡に至りしときこれをかれらの手より取て室のうちにをさめかれらを放ちて去しめ
二五 而して入てその主人のまへに立つにエリシヤこれにいひけるはゲハジよ何處より來りしや答へていふ僕は何處にもゆかず
二六 エリシヤいひけるはその人

が車とはなれ來りてなんぢを迎へし時にわが心其處にあらざりしや今は金をうけ衣をうけ橄欖園葡萄園羊牛僕婢をうくべき時ならんや 二七 然ばナアマンの癩病はなんぢにつき汝の子孫におよびて限なからんと彼その前より退ぞくに癩病發して雪のごとくになりぬ

第六章 一 茲に預言者の徒エリシヤに言けるは視よ我等が汝とゝもに住ふ所はわれらのために陜し 二 請ふ我等をしてヨルダンに往しめよ我等おの〳〵彼處より一の材木を取て其處に我等の住むべき處を設けんエリシヤ往よと言ふ 三 時にその一人希はくは汝も僕等と共に往けと言ければエリシヤ答へて我ゆかんと言ふ 四 エリシヤかく彼等とゝもに往り彼等すなはちヨルダンにいたりて樹を砍りたふしけるが 五 一人の材木を砍たふすに方りてその斧水におちいりしかば叫びて嗚呼主よ是は乞得たる者なりと言ふ 六

神の人其は何處におちいりしやと言ふにその處をしらせしかば
則ち枝を切おとして其處に投いれてその斧を浮ましめ 七 汝これ
を取れと言ければその人手を伸てこれを取り○ 八 茲にスリアの
王イスラエルと戰ひとりその臣僕と評議して斯々の處に我陣を
張んと言たれば 九 神の人イスラエルの王に言おくりけるは汝愼
んで某の處を過るなかれ其はスリア人其處に下ればなりと 十 イ
スラエルの王是においても神の人が己に告げ己に敎たる處に人を
遣して其處に自防しこと一二回に止まらざりき 十一 是をもてスリ
アの王是事のために心をなやましその臣僕を召て我等の中誰が
イスラエルの王と通じをるかを我に告ざるやと言ふに 十二 その臣
僕の一人言ふ王わが主よ然るにあらず但イスラエルの預言者エ
リシヤ汝が寢室にて語る所の言語をもイスラエルの王に告るな
り 十三 王いひけるは往て彼が安に居かを見よ我人をやりてこれを

執へんと茲に彼はドタンに居ると王に告ていふ者ありければ十四王こゝに馬と車および大軍とつかはせり彼等すなはち夜の中に來りてその邑を取かこみけるが十五神の人の從屬夙に興て出て見に軍勢馬と車をもて邑を取かこみ居ればその少者エリシヤに言けるは嗚呼わが主よ我等如何にすべきや十六エリシヤ答へけるは懼るなかれ我等とゝもにある者は彼らとゝもにある者よりも多しとエリシヤ祈りて願くはヱホバかれの目を開きて見させたまへと言ければヱホバその少者の眼を開きたまへり彼すなはち見るに火の馬と火の車山に盈てエリシヤの四面に在り十八スリア人エリシヤの所に下りいたれる時エリシヤヱホバに祈りて言ふ願くは此人々をして目昏しめたまへと即ちエリシヤの言のごとくにその目を昏ましめたまへり十九是においてエリシヤ彼らに言けるは是はその途にあらず是はその城にもあらず我に從ひて來

れ我汝らを汝らが尋ぬる人の所に携ゆかんとて彼等をサマリアにひき至れり二十彼等がサマリアに至りし時エリシヤ言けるはヱホバよ此人々の目をひらきて見させたまへと即ちヱホバかれらの目を開きたまひたれば彼等見るにその身はサマリアの中にあり二十一イスラエルの王かれらを見てエリシヤに言けるはわが父よ我撃殺すべきや撃殺すべきや二十二エリシヤ答けるは撃殺すべからず汝劍と弓とをもて擄にせる者等を撃殺すことを爲んやパンと水を彼らの前にそなへて食飲せしめてその主君に往しむべきなり二十三王すなはちかれらの爲に大なる饗宴をまうけ其食飲をとはるに及びてこれを去しめたればすなはち其主君に歸れり是をもてスリアの兵ふたゝびイスラエルの地に入ざりき○二十四此後スリアの王ベネハダデその全軍を集めて上りきたりてサマリアを攻圍みければ二十五サマリア大に糧食に乏しくなれり即ちかれら之を攻

かてみたれば遂に驢馬の頭一箇は銀八十枚にいたり鳩の糞一カブの四分の一は銀五枚にいたる 二六 茲にイスラエルの王石垣の上と通りをる時一人の婦人かれに呼はりて我主王よ助けたまへと言ければ 二七 彼言ふエホバもし汝を助けたまはずば我何をもてか汝を助くることを得ん禾場の物をもてせんか酒醡の中の物をもてせんか 二八 王すなはち婦に何事なるやと言ば答へて言ふ此婦人我にむかひ汝の子を與へよ我等今日これを食ひて明日わが子を食ふべしと言り 二九 斯われら吾子を煮てこれを食ひけるが我次の日にいたりて彼にむかひ汝の子を與へよ我等これを食はんと言しに彼その子を隱したり 三十 王その婦人の言を聞て衣を裂き而して石垣の上を通りをりしが民これを見るにその膚に麻布を着居たり 三一 王言けるは今日シヤパテの子エリシヤの首その身の上にすわりとらば神われに斯なしまた重ねてかく成たまへ 三二 時にエ

リシヤはその家に坐しをり長老等これと共に坐し居る王すなはち己の所より人を遣しけるがエリシヤはその使者の未だ己にいたらざる前に長老等に言ふ汝等この人を殺す者の子が我の首をとらんとて人を遣はすと見るや汝等觀てその使者至らば戸を閉てこれと戸の内にいるゝなかれ彼の主君の足音その後にするにあらずやと 三 斯彼等と語をる間にその使者かれの許に來りしが王もつゞいて來り言けるは此災はエホバより出たるなり我なんぞ此上エホバを待べけんや

第七章

一 エリシヤ言けるは汝らエホバの言を聽けエホバかく言たまふ明日の今頃サマリアの門にて麥粉一セアを一シケルに賣り大麥二セアを一シケルに賣にいたらん 二 時に一人の大將すなはち王のその手に依る者神の人に答へて言けるは由やエホバ天に窓をひらきたまふも此事あるべけんや エリシヤいひけるは汝

は汝の目をもて之を見ん然どこれを食ふことはあらじ 三 茲に城邑の門の入口に四人の癩病人をりしが互に言けるは我等なんぞ此に坐して死るを待べけんや 四 我ら若邑にいらんと言ば邑には食物竭てあれば我ら其處に死んもし又此に坐しをらば同く死ん然ば我等ゆきてスリアの軍勢の所にいたらん彼ら我らを生しおかば我等生ん若われらを殺すも死るのみなりと 五 すなはちスリア人の陣營にいたらんとて黄昏に起あがりしがスリアの陣營の邊にいたりて視に一人も其處にをる者なし 六 是より先に主スリアの軍勢をして車の聲馬の聲大軍の聲を聞しめたまひしかば彼ら互に言けるは視よイスラエルの王われらに敵せんとてヘテ人の王等およびエジプトの王等を傭ひきたりて我らを襲はんとすと 七 すなはち黄昏に起て逃げその天幕と馬と驢馬とを棄て陣營をその儘になしおき生命を全うせんとて逃たり 八 かの癩病人等

陣營の邊に至りしが遂に一の天幕にいりて食飲し其處より金銀衣服を持さりて往てこれを隱し又きたりて他の天幕にいり其處よりも持さりて往てこれを隱せり 九 かくて彼等互に言けるは我等のなすところ善らず今日は好消息ある日なるに我等は默し居る若夜明まで待ば禍害身におよばん然ば來れ往て王の眷屬に告ん 十 すなはち來りて邑の門を守る者を呼びこれに告て言けるは我等スリア人の陣營にいたりて覩に其處には一人も居る者なく亦人の聲もせず但馬のみ繋ぎてあり驢馬のみ繋ぎてあり天幕は其儘なりと 十一 是において門を守る者呼はりてこれを王の家の中に報せたれば 十二 王夜の中に興いでゝその臣下に言けるは我スリア人が我等になせる所の如何を汝等に示さん彼等はわれらの飢たるを知が故に陣營を去て野に隱る是はイスラエル人邑を出なば生擒て邑に推いらんと言て然せるなり 十三 その臣下の一人對

へて言けるは請ふ尚遺されて邑に存れる馬の中五匹を取しめよ我等人を遣て窺はしめん視よ是等は邑の中に遺れるイスラエルの全群衆のごとし視よ是等は滅び亡たるイスラエルの全群衆のごとくなりと 十四 是において二輛の戰車とその馬を取り王すなはち往て見よといひて人を遣はしてスリアの軍勢の跡を尾しめたれば 十五 彼らその跡を尾てヨルダンにいたりしが途には凡てスリア人が狼狽逃る時に棄たる衣服と器具盈りその使者かへりてこれを王に告ければ 十六 民いでゝスリア人の陣營を掠めたり斯在しかば麥粉一セアは一シケルとなり大麥二セアは一シケルと成るエホバの言のごとし 十七 爰に王その手に依ところの彼大將を立て門を司らしめたるに民門にて彼を踐たれば死り即ち神の人が王ののおのれに下り來し時に言たる言のごとし 十八 又神の人が王につげて明日の今頃サマリアの門にて大麥二セアを一シケルに賣り

麥粉一セアを一シケルに賣にいたらんと言しごとくに成ぬ 十九 彼大將その時に神の人にこたへてエホバ天に窓をひらきたまふも此事あるべけんやと言たりしかば答へて汝目をもてこれを見べけれどもこれを食ふことはあらじと言たりしが 二十 そのごとくになりぬ即ち民門にてかれを踐て死しめたり

第八章

一 エリシヤ嘗てその子を甦へらせて與へし婦に言しことあり曰く汝起て汝の家族とゝもに往き汝の寄寓んとおもふ處に寄寓れ其はエホバ饑饉を呼くだしたまひたればこの地にのぞむべければなりと 二 是をもて婦起て神の人の言のごとくに爲しその家族とゝもに往てペリシテ人の地に七年寄寓ぬ 三 かくて七年を經て後婦人ペリシテ人の地より歸りしが自己の家と田畝のために王に呼もとめんとて往り 四 時に王は神の人の僕ゲハジにむかひ請ふエリシヤが爲し諸の大なる事等を我に告よと

言てこれと談話する 五 即ち彼エリシヤが死人を甦らせしことを王にものがたりする時にその子を彼が甦らせし婦自己の家と田畝のために王に呼もとめければゲハジ言ふわが主王よ是すなはちその婦人なり是すなはちエリシヤが甦らせしその子なり 六 王すなはちその婦に尋ねけるにこれを陳たれば王彼のために一人の官吏を派出して言ふ凡て彼に屬する物並に彼がこの地を去し日より今にいたるまでの其田畝の產出物を悉く彼に還せよと○

七 エリシヤダマスコに至れる事あり時にスリアの王ベネハダデ病にかゝりをりしがこれにつげて神の人此にきたると言ふ者ありければ 八 王ハザエルに言ふ汝手に禮物をとり往て神の人を迎へ彼によりてヱホバに吾この病は愈るやと言て問へ 九 是においてハザエルかれを迎へんとて出往きダマスコのもろもろの佳物を駱駝に四十駄を禮物に携へて到りて彼の前に立ち曰けるは汝の

子スリアの王ベネハダデ我を汝につかはして吾この病は愈るやと言しむ 十 エリシヤかれに言けるは往てかれに汝はかならず愈べしと告よ但しエホバかれはかならず死んと我にしめしたまふなり 十一 而して神の人瞳子をさだめて彼の羞るまでに見つめ乃て哭いでたれば 十二 ハザエルわが主よ何て哭たまふやと言ふにエリシヤ答へけるは我汝がイスラエルの子孫になさんところの害悪を知ばなり即ち汝は彼等の城に火をかけ壯年の人を劍にてころし子等を拉ぎ孕女を剖ん 十三 ハザエル言けるは汝の僕は犬なるが何ぞ斯る大なる事をなさん エリシヤ答へけるはエホバ我にしめしたまふ汝はスリアの王となるにいたらん 十四 斯て彼エリシヤを離れて去てその主君にいたるにエリシヤは汝に何と言しやと尋ければ答へて彼汝はかならず愈るあらんと我に告たりと言ふ 十五 翌日にいたりてハザエル粗き布をとりて水に浸しこれをもて王の

面を覆ひたれバ死りハザエルすなハち之にかハりて王となる○十六イスラエルの王アハブの子ヨラムの五年にはヨシヤパテ尚ユダの王たりき此年にユダの王ヨシヤパテの子ヨラム位に即り十七彼は位に即し時三十二歳にして八年の間エルサレムにて世を治めたり十八彼はアハブの家のなせるがごとくにイスラエルの王等の道を行へりアハブの女かれの妻なりけれバなり斯彼はエホバの目の前に惡をなせしかども十九エホバその僕ダビデのためにユダを滅すことを好みたまはざりき即ち彼にその子孫によりて恒に光明を與んと言たまひしがごとし二十ヨラムの代にエドム叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれバ二十一ヨラムその一切の戰車をしたがへてザイルに渉りしが遂に夜の中に起あがりて自己を圍めるエドム人を撃ちその戰車の長等を撃り斯して民はその天幕に逃もきぬ二十二エドムは斯叛きてユダの手に服せずなりしが今

日まで然り此時にあたりてリブナもまた叛けり 二三ヨラムのその餘の行爲およびその凡て爲たる事等はユダの王の歷代志の書に記さるゝにあらずや 二四ヨラムその先祖等とゝもに寢りてダビデの邑にその先祖たちと同じく葬られその子アハジアこれに代りて王となれり 二五イスラエルの王アハブの子ヨラムの十二年にユダの王ヨラムの子アハジア位に即り 二六アハジアは位に即し時二十二歳にしてエルサレムにて一年世を治めたりその母はイスラエルの王オムリの孫女にて名をアタリヤといふ 二七アハジアはアハブの家の道にあゆみアハブの家のごとくヱホバの目の前に惡をなせり是かれはアハブの家の婿なりければなり 二八玆にアハブの子ヨラム自身もきてスリアの王ハザエルとギレアデのラモテに戰ひけるがスリア人等ヨラムに傷を負せたり 二九是に於てヨラム王はそのスリアの王ハザエルと戰ふにあたりてラマに於

てスリア人に負せられたるところの傷を療さんとてヱズレルに歸れりユダの王ヨラムの子アハジアはアハブの子ヨラムが病めるをもてヱズレルに下りて之を訪ふ

第九章

一 茲に預言者エリシヤ預言者の徒一人を呼てこれに言ふ汝腰をひきからげ此膏の瓶を手にとりてギレアデのラモテに徃け 二 而して汝かしこに到らばニムシの子なるヨシヤパテの子ヱヒウを其處に尋獲て內に入り彼をその兄弟の中より起たしめて奧の間につれゆき 三 膏の瓶をとりその首に灌ぎて言へヱホバかく言たまふ我汝に膏をそゝぎてイスラエルの王となすと而して戶を開きて逃されよ止ること勿れ 四 是においてその預言者の僕なるその少者ギレアデのラモテに徃けるが 五 到りて見るに軍勢の長等坐してをりければ將軍よ我汝に告べき事ありと言ふにヱヒウこたへて我等諸人の中の誰にかと言たれば將軍よ汝にと言ふ 六 ヱ

ヒウすなハち起て家にいりければ彼その首に膏をそゝぎて之に言ふイスラエルの神ヱホバかく言たまふ我汝に膏をそゝぎてヱホバの民イスラエルの王となす 七 汝はその主アハブの家を撃ほろぼすべし其によりて我わが僕なる預言者等の血とヱホバの諸くの僕等の血をイゼベルの身に報いん 八 アハブの家は全く滅亡べしアハブに屬する男はイスラエルにありて繋がれたる者も繋がれざる者もともに之を絶べし 九 我アハブの家をネバテの子ヤラベアムの家のごとくに爲しアヒヤの子バアシヤの家のごとくになさん 十 エズレルの地において犬イゼベルを食ふべし亦これを葬るものあらじと而して戸を啓きて逃されり 十一 かくてヱヒウその主の臣僕等の許にいできたりたれバ一人之に言ふ平安なるやこの狂る者何のために汝にきたりしやヱヒウこたへて汝等はかの人を知りまたその言ところを知るなりと言ふに 十二 彼等言けらく

謊なり其を我等に告よと是においてエヒウ言けるは彼斯々く我につげて言りエホバかく言たまふ我汝に膏をそゝぎてイスラエルの王となすと 十三 彼等すなはち急ぎて各人その衣服をとりこれを階の上エヒウの下に布き喇叭を吹てエヒウは王たりと言り 十四 ニムシの子なるヨシヤパテの子エヒウ斯ヨラムに叛けり（ヨラムはイスラエルを盡くひきゐてギレアデのラモテに於てスリアの王ハザエルを禦ぎたりしが 十五 ヨラム王はそのスリアの王ハザエルと戰ふ時にスリア人に負せられたるところの傷を痊さんとてエズレルに歸りてをる）エヒウ言けるは若なんぢらの心にかなはゞ一人もこの邑より走いでゝこれをエズレルに言ふ者なからしめよと 十六 エヒウすなはちエズレルをさして乘往りヨラムかしこに臥をればなりまたユダの王アハジアはヨラムを訪に下りてをる 十七 エズレルの戍樓に一箇の守望者立をりしがエヒウの群衆のき

たるを見て我群衆を見るといひければヨラム言ふ一人を馬に乗
て遣し其に會ひて平安なるやと言しめよと 十八 是において一人
馬にて行てこれに會ひ王かく宣まふ平安なるやと言ふにエヒウ
言けるは平安は汝の與るところならんや吾後にまはれと守望者
また告て言ふ使者かれらの許に往たるが歸り來ずと 十九 是をもて
再び人を馬にて遣したればその人かれらに到りて王かく宣まふ
何か變事あるやと言ふにエヒウ答て平安は汝の與るところなら
んや吾後にまはれと言ふ 二十 守望者また告て言ふ彼も彼等の所に
まで到り之が歸り來ずその車を趨するはニムシの子エヒウが趨
するに似、狂ふて趨らせ來る 二十一 是、においてヨラム車を整へよと言
ひけるが車整ひたればイスラエルの王ヨラムとユダの王アハジ
アおのおのその車にて出たり即ちかれらエヒウにむかひて出き
たりエズレル人ナボテの地にて之に會けるが 二十二 ヨラム、エヒウを

見てエヒウよ平安なるやといひたればエヒウこたへて汝の母イゼベルの姦淫と魔術と斯多かれば何の平安あらんやと云り 二三 ヨラムすなはち手をめぐらして逃げアハジアにむかひ反逆なりアハジアよと言ふに 二四 エヒウ手に弓をひきしぼりてヨラムの肩の間を射たればその矢かれの心をいぬきて出で彼は車の中に僵ししづめり 二五 エヒウその將ビデカルに言けるは彼をとりてエズレル人ナボテの地の中に投すてよ其は汝憶ふべし嘗て我と汝と二人ともに乘て彼の父アハブに從へる時にヱホバ斯かれの事を預言したまへり 二六 曰くヱホバ言ふ誠に我昨日ナボテの血とその子等の血を見たりヱホバ言ふ我この地において汝にむくゆることあらんと然ば彼をとりてその地になげすてゝヱホバの言のごとくにせよ 二七 ユダの王アハジアはこれを視て園の家の途より逃ゆきけるがエヒウその後を追ひ彼をも車の中に撃てころせと言しか

ばイブレアムの邊なるグルの坂にてこれを撃たればメギドンまで逃ゆきて其處に死り 二八 その臣僕等すなはち之を車にのせてエルサレムにたづさへゆきダビデの邑においてかれの墓にその先祖等とおなじくこれを葬れり 二九 アハブの子ヨラムの十一年にアハジアはユダの王となりしなり 三十 斯てエヒウ、エズレルにきたりしかばイゼベル聞てその目を塗り髮をかざりて窓より望みけるが 三一 エヒウ門に入きたりたればろの主を弑せしジムリよ平安なるやと言り 三二 エヒウすなはち面をあげて窓にむかひ誰か我に與ものあるや誰かあるやと言けるに二三の寺人エヒウを望みたれば 三三 彼を投おとせと言りすなはち之を投おとしたればその血、牆と馬とにほとばしりつけりエヒウこれを踏とほれり 三四 斯て彼內にいりて食飲をなし而して言けるは往てかの詛はれし婦を見てこれを葬れ彼は王の女子なればなりと 三五 是をもて彼を葬らんとて

往て見るにその頭骨と足と掌とあるのみなりければ 三六 歸りて
彼につぐるに彼言ふ是すなはちエホバがその僕なるテシベ人エ
リヤをもて告たまひし言なり云くヱズレルの地において犬イゼ
ベルの肉を食はん 三七 イゼベルの屍骸はヱズレルの地に於て糞土
のごとくに野の表にあるべし是をもて是はイゼベルなりと指て
言ふこと能ざらん

第十章

一 アハブ サマリアに七十八の子あり茲にエヒウ書をした
ためてサマリアにおくり邑の牧伯等と長老等とアハブの子等の
師傅等とに傳へて云ふ 二 汝らの主の子等汝らとともにあり又汝
等は車も馬も城もあり且武器もあれば此書汝らの許にいたらば
三 汝らの主の子等の中より最も優れる方正き者を選み出してそ
の父の位に置る汝等の主の家のために戰へよ 四 彼ら大に恐れて
言ふ二人の王等すでに彼に當ることを得ざりしなれば我等いか

でゝ當ることを得んと 五 乃ち家宰、邑宰、長老、師傅等エヒウに言おくりけるは我等は汝の僕なり凡て汝が我等に命ずる事を爲ん我等は王を立ることを好まず汝の目に善と見ゆる所を爲せ 六 是においてエヒウ再度かれらに書をおくりて云ふ汝らもし我に與き我言にしたがふならば汝らの主の子なる人々の首をとりて明日の今頃エズレルにきたりて吾許にいたれと當時王の子七十人はその師傅なる邑の貴人等とゝもに居る 七 その書かれらに至りしかば彼等王の子等をとらへてその七十人をことごとく殺しその首を籃につめてこれをエズレルのエヒウの許につかはせり 八 すなはち使者いたりてエヒウに告て人衆王の首をたづさへ來れりと言ければ明朝までそれを門の入口に二山に積おけと言り 九 朝におよび彼出て立ちすべての民に言ふ汝等は義し我はわが主にそむきて之を弑したり然ど此すべての者等を殺せしは誰なるぞや 十

然ば汝等知れヱホバがアハブの家につきて告たまひしヱホバの言は一も地に隕ず即ちヱホバはその僕エリヤによりて告し事を成たまへりと 十一 斯てヱヒウはアハブの家に屬する者のヱズレルに遺れると盡く殺しまたその一切の重立る者、その親き者、およびその祭司等を殺して彼に屬する者を一人も遺さゞりき 十二 ヱヒウすなはち起て往てサマリアに至りしがヱヒウ途にある時牧者の集會所において 十三 ユダの王アハジアの兄弟等に遭ひ汝等は何人なるやと言けるに我等はアハジアの兄弟なるが王の子等と王母の子等の安否を問んとて下るなりと答へたれば 十四 彼等を生擒れと言り即ちかれらを生擒りその集會所の穴の側にて彼等四十二人を盡く殺し一人をも遺さゞりき 十五 斯てヱヒウ其處より進みゆきしがレカブの子ヨナダブの己を迎にきたるに遭ければその安否をとふてこれに汝の心はわが心の汝の心と同一なるがごとく

に眞實なるやと言けるにヨナダブ答へて眞實なりと言たれば然ば汝の手を我に伸よと言ひその手を伸ければ彼を挽て己の車に登らしめて 十六 言ふ我とともに來りて我がヱホバに熱心なるを見よと斯かれを己の車に乘しめ 十七 サマリアにいたりてアハブに屬する者のサマリアに遺れるを盡く殺して遂にその一族を滅せりヱホバのエリヤに告たまひし言語のごとし 十八 茲にヱヒウ民をことごとく集てこれに言けるはアハブは少くバアルに事たるがヱヒウは大いにこれに事へんとす 十九 然ば今バアルの諸の預言者諸の臣僕、諸の祭司等を我許に召せ一人も來らざる者なからしめよ我大なる祭祀をバアルのためになさんとするなり凡て來らざる者は生しおかじと但しヱヒウはバアルの僕等を滅さんとて僞りて斯なせるなり 二十 ヱヒウすなはちバアルの祭禮を設よと言ければ之を宣たり 二十一 是てヱヒウあまねくイスラエルに人をつかはした

れバアルの僕たる者皆きたれり一人も來らずして遺れるものはあらざりき彼等バアルの家にいりたればバアルの家は末より末まで充わたれり 二二 時にエヒウ衣裳を掌どる者にむかひ禮服をとりいだしてバアルの凡の僕等にあたへよといひければすなハち禮服をとりいだせり 二三 斯ありてエヒウはレカブの子ヨナダブとゝもにバアルの家にいりゆきバアルの僕等に言ふ汝等尋ね見て此にハ只バアルの僕のみあらしめエホバの僕を一人も汝らの中にあらしめざれと 二四 彼等犠牲と燔祭を獻んとて入し時エヒウ八十人の者を外に置て言ふ凡てわがその手にわたすところの人を一人にても逃れしむる者ハ己の生命をもてその人の生命に代るべしと 二五 斯て燔祭を獻ることの終りし時エヒウその士卒と諸將に言ふ入てかれらを殺せ一人をも出すなかれとすなハち刃をもて彼等を撃ころせり而して士卒と諸將これを投いだしてバアル

の家の內殿に入り 二六 諸の像をバアルの家よりとりいだしてこれ
を燒り 二七 即ちかれらバアルの像をこぼちバアルの家をこぼち其
をもて厠を造りしが今日までのこる 二八 エヒウかくイスラエルの
中よりバアルを絶さりたり 二九 しかれどもエヒウは尙かのイスラエ
ルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪に離るゝことを
せざりき即ち彼なほベテルとダンにあるところの金の犢に事た
り 三十 ヱホバ、エヒウに言たまひけらく汝わが義と視るところの事
を行ふにあたりて善く事をなしまたわが心にある諸の事をアハ
ブの家になしたれば汝の子孫は四代までイスラエルの位に坐せ
んと 三一 然るにエヒウは心を盡してイスラエルの神ヱホバの律法
をおこなはんとはせず尙かのイスラエルに罪を犯させたるヤラ
ベアムの罪に離れざりき 三二 是時にあたりてヱホバ、イスラエルを
割くことを始めたまへりハザエルすなはちイスラエルの一切の

邊境を侵し 三三 ヨルダンの東においてギレアデの全地ガド人、ルベン人、マナセ人の地を侵しアルノン河の邊なるアロエルよりギレアデにいたりバシヤンにおよべり 三四 エヒウのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびその大なる能はイスラエルの王の歴代志の書に記さるゝにあらずや 三五 エヒウその先祖等とゝもに寢りたればこれをサマリアに葬りぬその子エホアハズこれに代て王となれり 三六 エヒウがサマリアにをりてイスラエルに王たりし間は二十八年なりき

第十一章

一 茲にアハジアの母アタリアその子の死たるを見て起て王の種をことごとく滅したりしが 二 ヨラム王の女にしてアハジアの姉妹なるエホシバといふ者アハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊みとり彼とその乳母を夜着の室にいれて彼をアタリアに匿したれば終にころされざりき 三 ヨアシは

彼とゝもに六年ヱホバの家に隱れてをりアタリア國を治めたり

四 第七年にいたりヱホヤダ人を遣して近衛兵の大將等を招きよせヱホバの家にきたりて己に就しめ彼等と契約を結び彼らにヱホバの家にて誓をなさしめて王の子を見し 五 かれらに命じて言ふ汝等がなすべき事は是なり汝等安息日に入きたる者は三分の一は王の家をまもり 六 三分の一はスル門にをり三分の一は近衛兵の後の門にをるべし斯なんぢら宮殿をまもりて人をいるべからず 七 また凡て汝等安息日に出ゆく者はその二手ともにヱホバの家において王をまもるべし 八 すなはち汝らおの〳〵武器を手にとりて王を環て立べし凡てその列を侵す者をば殺すべし汝等又王の出る時にも入る時にも王とゝもにをるべし 九 是においてその將官等祭司ヱホヤダが凡て命ぜしごとくにおこなへり即ちかれらおの〳〵其手の人の安息日に入くべき者と安息日に出ゆ

くべき者とを率て祭司エホヤダに至りしかば 十 祭司はエホバの殿にあるダビデ王の槍と楯を大將等にわたせり 十一 近衛兵はおの〳〵手に武器をとりて王の四周にをり殿の右の端より左の端におよびて壇と殿にそひて立つ 十二 エホヤダすなはち王子を進ませて之に冠冕をいたゞかせ律法をわたし之を王となして之に膏をそゝぎければ人衆手を拍て王長壽かれと言り 十三 玆にアタリヤ近衛兵と民の聲を聞きエホバの殿にいりて民の所にいたり 十四 見るに王は常例のごとくに高座の上に立ち其傍に大將等と喇叭手立をり又國の民みな喜びて喇叭を吹をりしかばアタリアその衣を裂て反逆なり反逆なりと叫べり 十五 時に祭司エホヤダ大將等と軍勢の士官等に命じてこれに言ふ彼をして列の間をとほりて出しめよ彼に從がふ者をば劍をもて殺せと前にも祭司は彼をエホバの家に殺すべからずと言おけり 十六 是をもて彼のために路をひら

きければ彼王の家の馬道をとほりゆきしが遂に其處に殺されぬ 十七 斯てエホヤダはエホバと王と民の間にその皆エホバの民とならんといふ契約を立しめたり亦王と民の間にもこれを立しめたり 十八 是をもて國の民みなバアルの家にいりてこれを毀ちその壇とその像を全く打碎きバアルの祭司マッタンをその壇の前に殺せり而して祭司エホバの家に監督者を設けたり 十九 エホヤダすなはち大將等と近衛兵と國の諸の民を率てエホバの家より王をみちびき下り近衛兵の門の途よりして王の家にいたり王の位に坐せしめたり 二十 斯有しかば國の民はみな喜びて邑は平穏なりきアタリアは王の家に殺されぬ 二十一 ヨアシは位に即く時七歳なりき

第十二章

一 ヨアシはエヒウの七年に位に即きエルサレムにおいて四十年世を治めたりその母はベエルシバより出たるものにて名をヂビアといへり 二 ヨアシは祭司エホヤダの己を誨ふる間は

恒にヱホバの善と視たまふ事をおこなへり 三 然ど崇邱は除かずしてあり民は倘その崇邱において犠牲をさゝげ香を焚り 四 茲にヨアシ祭司等に言けるは凡てヱホバの家に聖別て献納るところの金即ち核數らるゝ人の金、估價にしたがひて出ところの身の代の金および人々が心より願てヱホバの家に持きたるところの金 五 これを祭司等おのおのその知人より受とさめ何處にても殿に破壞の見る時はこれをもてその破壞を修繕ふべしと 六 然るにヨアシ王の二十三年におよぶまで祭司等殿の破壞を修繕ふにいたらざりしかば 七 ヨアシ王祭司ヱホヤダおよびその他の祭司等を召てこれに言ふ汝等などて殿の破壞を修繕はざるや然ば今より汝等の知人より金を受て自己のためにすべからず唯殿の破壞の修理に其を供ふべしと 八 祭司等は重て民より自己のために金を受ず又殿の破壞を修理ふことをせじと約せり 九 斯て後祭司

エホヤダ一箇の匱をとりその蓋に孔を穿ちてこれをエホバの家の入口の右において壇の傍に置り門守の祭司等すなはちエホバの家に入きたるところの金をことごとくその中に入たり 十 爰にその匱の中に金の多くあることを見たれば王の書記と祭司長と上り來りてそのエホバの家に積りし金を包みてこれを數へ 十一 その數へし金をこの工事をなす者に付せり即ちエホバの家の監督者にこれを付しければ彼等またエホバの家を修理ふところの木匠と建築師にこれを與へ 十二 石工および琢石者に與へまたこれをもてエホバの家の破壞を修繕ふ材木と琢石とを買ひ殿を修理ふために用ふる諸の物のためにこれを費せり 十三 但しエホバの家にいり來れるその金をもてエホバの家のために銀の盂、燈剪、鉢、喇叭、金の器、銀の器等を造ることはせざりき 十四 唯これをその工事となす者にわたしてこれをもてエホバの家を修理はしめたり 十五 またその

金を手にわたして工人にはらはしめたる人々と計算をなすことをせざりき是は彼等忠厚に事をなしたればなり 十六 愆金と罪金はエホバの家にいらずして祭司に歸せり○十七 當時スリアの王ハザエルのぼり來りてガテを攻てこれを取り而してハザエルエルサレムに攻のぼらんとてその面をこれに向たり 十八 是をもてユダの王ヨアシその先祖たるユダの王ヨシヤパテ、ヨラム、アハジア等が聖別て獻げたる一切の物および自己が聖別て獻げたる物ならびにエホバの家の庫と王の家とにあるところの金を悉く取てこれをスリアの王ハザエルにおくりければ彼すなはちエルサレムを離れて去ぬ 十九 ヨアシのその餘の行爲およびその凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書に記さるゝにあらずや 二十 茲にヨアシの臣僕等おこりて黨をむすびシラに下るところのミロの家にてヨアシを弑せり 二十一 即ちその僕シメアテの子ヨザカルとシヨメルの子

ヨザバデかれを弑して死しめたればその先祖とおなじくこれをダビデの邑に葬れりその子アマジヤこれに代りて王となる

第十三章

一ユダの王アハジアの子ヨアシの二十三年にエヒウの子ヨアハズサマリアにおいてイスラエルの王となり十七年位にありき二彼はエホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪を行ひつゞけて之に離れざりき三是においてエホバイスラエルにむかひて怒を發しこれとその代のあひだ恒にスリアの王ハザエルの手にわたしおき又ハザエルの子ベネハダデの手に付し置たまひしが四ヨアハズエホバに請求めたればエホバつひにこれを聽いれたまへり其はイスラエルの苦難を見そなはしたればなり即ちスリアの王これをなやませるなり五エホバつひに救者をイスラエルにたまひたればイスラエルの子孫はスリア人の手を脱れて曩昔のごとくに己

己の天幕に住にいたれり 六 但し彼等はイスラエルに罪を犯さしめたるヤラベアムの家の罪をはなれずして之をおこなひつゞけたりサマリアにも亦アシタロテの像たちをりぬ 七 嚮にスリアの王は民と滅し踐くだく塵のごとくに是となして只騎兵五十人車十輛歩兵一萬人而已とヨアハズに遺せり 八 ヨアハズのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびその能はイスラエルの王の歷代志の書にしるさるゝに非ずや 九 ヨアハズその先祖等とゝもに寢りたればこれをサマリアに葬れりその子ヨアシこれに代て王となる〇 十 ユダの王ヨアシの三十七年にヨアハズの子ヨアシサマリアにおいてイスラエルの王となり十六年位にありき 十一 彼エホバの目の前に惡となし夫のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの諸の罪にはなれずしてこれを行ひつゞけたり 十二 ヨアシのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびそのユダの

王アマジヤと戰ひし能はイスラエルの王の歷代志の書に記さる
るに非ずや 十三 ヨアシその先祖等とともに寢りてヤラベアム位に
のぼれりヨアシはイスラエルの王等とおなじくサマリアに葬ら
る○十四 玆にエリシヤ死病にかゝりて疾をりしかばイスラエルの
王ヨアシ彼の許にくだり來てその面の上に淚をこぼし吾父、吾父、
イスラエルの兵車よその騎兵よと言り 十五 エリシヤかれにむかひ
弓矢をとれと言ければすなはち弓矢をとれり 十六 エリシヤまたイ
スラエルの王に汝の手を弓にかけよと言ければすなはちその手
をかけたり是においてエリシヤその手を王の手の上に按て 十七 東
向の窓を開と言たれば之を開きけるにエリシヤまた射よと言り
彼すなはち射たればエリシヤ言ふヱホバよりの拯救の矢スリア
に對する拯救の矢、汝かならずアペクにおいてスリア人を擊やぶ
りてこれを滅しつくすにいたらん 十八 エリシヤまた矢を取れと言

ければ取りエリシヤまたイスラエルの王に地を射よといひけるに三次射て止たれば 十九 神の人怒て言ふ汝ハ五回も六回も射るべかりしなり然せしならば汝スリアを撃やぶりて之を滅しつくすことを得ん然ど今然せざれば汝がスリアを撃やぶることハ三次のみなるべしと 二十 エリシヤ終に死たればこれを葬りしが年の立かへるに及てモアブの賊黨國にいりきたれり 二一 時に一箇の人を葬らんとする者ありしが賊黨を見たればその人をエリシヤの墓におしいれけるにその人いりてエリシヤの骨にふるゝや生かへりて起あがれり○ 二二 スリアの王ハザエルハヨアハズの一生の間イスラエルをなやましたりしが 二三 ヱホバそのアブラハム イサク、ヤコブと契約をむすびしがためにイスラエルをめぐみ之を憐みこれを眷みたまひ之を滅すことを好まず尚これをその前より棄はなちたまハざりき 二四 スリアの王ハザエルつひに死てその子べ

子ハダデこれに代りて王となれり 二五 是においてヨアハズの子ヨアシはその父ヨアハズがハザエルに攻取れたる邑々をハザエルの子ベ子ハダデの手より取かへせり即ちヨアシは三次かれを敗りてイスラエルの邑々を取かへしぬ

第十四章

一 イスラエルの王ヨアハズの子ヨアシの二年にユダの王ヨアシの子アマジヤ王となれり 二 彼は王となれる時二十五歳にして二十九年の間エルサレムにて世を治めたりその母はエルサレムの者にして名をエホアダンと云り 三 アマジヤはエホバの善と見たまふ事をなしたりしがその先祖ダビデのごとくはあらざりき彼は萬の事において其父ヨアシがなせしごとくに事をなせり 四 惟崇邱はのぞかずしてあり民はなはその崇邱において犠牲をさゝげ香を焚り 五 彼は國のその手に堅くたつにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺したりしが 六 その弑殺人の子女等は

殺さゞりき是はモーセの律法の書に記されたる所にしたがへるなり即ちヱホバ命じて言たまはく子女の故によりて父を殺すべからず父の故によりて子女を殺すべからず人はみなその身の罪によりて死べき者なりと 七 アマジヤまた鹽谷においてエドム人一萬を殺せり亦セラを攻とりてその名をヨクテルとなづけしが今日まで然り 八 かくてアマジヤ使者をヱヒウの子ヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシにおくりて來れ我等たがひに面をあはせんと言しめければ 九 イスラエルの王ヨアシユダの王アマジヤに言おくりけるはレバノンの荊棘かつてレバノンの檜樹に汝の女子をわが子の妻にあたへよと言おくりたることありしにレバノンの野獸とほりてその荊棘を踏たふせり 十 汝は大にエドムに勝たれば心に誇る、その榮譽にやすんじて家に居れなんぞ禍を惹おこして自己もユダもともに亡んとするやと 十一 然るにアマ

ジヤ聽ことをせざりしかばイスラエルの王ヨアシのぼり來れり
是においてかれとユダの王アマジヤはユダのベテシメシにてたが
ひに面とあはせたりしが 十二 ユダイスラエルに敗られて各人々その
天幕に逃かへりぬ 十三 是においてイスラエルの王ヨアシはアハジ
アの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに擒へ而
してエルサレムにいたりてエルサレムの石垣をエフライムの門
より隅の門まで凡そ四百キユビトを毀ち 十四 またエホバの家と王
の家の庫とにあるところの金銀および諸々の器をとりかつ人質を
とりてサマリアにかへれり 十五 ヨアシがなしたるその餘の行爲と
その能およびそのイスラエルの王アマジヤと戰ひし事はイスラ
エルの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 十六 ヨアシその先
祖等とゝもに寢りてイスラエルの王等とゝもにサマリアに葬ら
れその子ヤラベアムこれに代りて王となれり 十七 ヨアシの子なる

ユダの王アマジヤはヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシの死てより後なほ十五年生存へたり 十八 アマジヤのその餘の行爲はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや 十九 茲にエルサレムにおいて黨をむすびて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにその人々ラキシに人をやりて彼を彼處に殺さしめたり 二十 人衆かれを馬に負せてもちきたりエルサレムにおいてこれをその先祖等とゝもにダビデの邑に葬りぬ 二十一 ユダの民みなアザリヤをとりて王となしてその父アマジヤに代しめたり時に年十六なりき 二十二 彼エラテの邑を建てこれを再びユダに歸せしめたり是はかの王がその先祖等とともに寢りし後なりき○ 二十三 ユダの王ヨアシの子アマジヤの十五年にイスラエルの王ヨアシの子ヤラベアムサマリアにおいて王となり四十一年位にありき 二十四 彼はヱホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯さしめたる子

バテの子ヤラベアムの罪に離れざりき 二五 彼ハマテの入處よりアラバの海までイスラエルの邊境を恢復せりイスラエルの神ヱホバがガテヘペルのアミッタイの子なるその僕預言者ヨナによりて言たまひし言のごとし 二六 ヱホバイスラエルの艱難を見たまふに其は甚だ苦かり即ち繫れたる者もあらず繫れざる者もあらず又イスラエルを助る者もあらず 二七 ヱホバは我イスラエルの名を天下に塗抹んとすと言たまひしこと無し反てヨアシの子ヤラベアムの手をもてこれを拯ひたまへり 二八 ヤラベアムのその餘の行爲とその凡てなしたる事およびその戰爭となせし能その昔にユダに屬し居たることありしダマスコとハマテを再びイスラエルに歸せしめたる事はイスラエルの王の歷代志の書に記さるゝにあらずや 二九 ヤラベアムその先祖たるイスラエルの王等とゝもに寢りその子ザカリヤこれに代りて王となれり

第十五章

一 イスラエルの王ヤラベヤムの二十七年にユダの王アマジヤの子アザリヤ王となれり 二 彼れ王となれる時に十六歳なりしが五十二年の間エルサレムにおいて世を治めたりその母はエルサレムの者にして名をエコリアと言ふ 三 彼れエホバの善と見たまふ事となし萬の事においてその父アマジヤがなしたるごとく行へり 四 惟崇邱は除かずしてあり民は尚その崇邱の上に犠牲をさゝげ香をたけり 五 エホバ王を撃たまひしかばその死る日まで癩病人となり別殿に居ぬその子ヨタム家の事を管理て國の民を審判り 六 アザリヤのその餘の行爲とその凡てなしたる事はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや 七 アザリヤその先祖等とゝもに寢りたればこれをダビデの邑にその先祖等とゝもに葬れりその子ヨタムこれに代りて王となる○ 八 ユダの王アザリヤの三十八年にヤラベアムの子ザカリアサマリアにおいて

イスラエルの王となれりその間は六月 九 彼その先祖等のなせしごとくヱホバの目の前に惡を爲し夫のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪に離れざりき 十 茲にヤベシの子シャルム黨をむすびて之に敵し民の前にてこれを撃て弑しこれに代りて王となれり 十一 ザカリヤのその餘の行爲はイスラエルの王の歷代志の書に記さる 十二 ヱホバのヱヒウに告たまひし言は是なり云く汝の子孫は四代までイスラエルの位に坐せんと果して然り 十三 ヤベシの子シャルムはユダの王ウジヤの三十九年に王となりサマリアにおいて一月の間王たりき 十四 時にガデの子メナヘム、テルザより上りてサマリアに來りヤベシの子シャルムをサマリアに撃てこれを殺し之にかはりて王となれり 十五 シャルムのその餘の行爲とその徒黨とむすびし事はイスラエルの王の歷代志の書にしるさる 十六 その後メナヘムテルザよりいたりてテフサと

その中にあるところの者およびその四周の地と撃り即ちかれら己がために開くことをせざりしかばこれを撃てその中の孕婦をこと〴〵く剖剔たり 十七 ユダの王アザリヤの三十九年にガデの子メナヘム イスラエルの王となりサマリアにおいて十年の間世を治めたり 十八 彼ユホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪に生涯離れざりき 十九 茲にアッスリアの王プルその地に攻きたりければメナヘム銀一千タラントをプルにわたへたり是は彼をして己を助けしめ是によりて國を己の手に堅く立しめんとてなりき 二十 即ちメナヘムその銀をイスラエルの諸の大富者に課しその人々に各々銀五十シケルを出さしめてこれをアッスリアの王にわたへたり是をもてアッスリアの王は歸りゆきて國に止ることをせざりき 二十一 メナヘムのその餘の行爲とその凡てなしたる事はイスラエルの王の歴代志

の書にしるさるゝにあらずや
二二 メナヘムその先祖等とゝもに寝りその子ペカヒヤこれに代て王となれり
二三 メナヘムの子ペカヒヤはユダの王アザリヤの五十年にサマリアにおいてイスラエルの王となり二年のあひだ位にありき
二四 彼エホバの目の前に悪をなし彼のイスラエルに罪を犯させたるネバテの子ヤラベアムの罪に離ざりき
二五 玆にその將官なるレマリヤの子ペカ黨とむすびて彼に敵しサマリアにおいて王の家の奥の室にてこれと撃ころしアルゴブとアリエをもこれとゝもに殺せり時にギレアデ人五十人ペカとゝもにありきペカすなはち彼をころしかれに代て王となれり
二六 ペカヒヤのその餘の行為とその凡て為たる事はイスラエルの王の歴代志の書にしるさる
二七 レマリヤの子ペカはユダの王アザリヤの五十二年にサマリアに於てイスラエルの王となり二十年位にありき
二八 彼エホバの目の前に悪となし彼のイスラエ

ルに罪をかさせたるネバテの子ヤラベアムの罪にはなれざりき二九イスラエルの王ペカの代にアッスリアの王テグラテピレセル來りてイヨン、アベルベテマアカ、ヤノア、ケデシ、ハゾルおよびギレアデならびにナフタリの全地ガリラヤを取りその人々をアッスリアに擄へうつせり三十茲にエラの子ホセア黨をむすびてレマリヤの子ペカに敵しこれを撃て殺しこれに代て王となれり是はウジヤの子ヨタムの二十年にあたれり三一ペカのその餘の行爲とろの凡てなしたる事はイスラエルの王の歴代志の書にしるさる

○三二レマリヤの子イスラエルの王ペカの二年にウジヤの子ユダの王ヨタム王となれり三三彼い王となれる時二十五歳なりしがエルサレムにて十六年世を治めたり母はザドクの女にして名をエルシヤといへり三四彼はエホバの目にかなふ事をなし凡てその父ウジヤのなしたるごとくにおこなへり三五惟崇邱は除かずえてお

り民なほその崇邱の上に犠牲をさゝげ香を焚り彼エホバの家の上の門を建たり 三六 ヨタムのその餘の行爲とその凡てなしたる事はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 三七 當時エホバスリアの王レヂンとレマリヤの子ペカをユダにせめきたらせたまへり 三八 ヨタムその先祖等とゝもに寢りてその父ダビデの邑にその先祖等とゝもに葬られその子アハズこれに代りて王となれり

第十六章

一 レマリヤの子ペカの十七年にユダの王ヨタムの子アハズ王となれり 二 アハズは王となれる時二十歳にしてエルサレムにおいて十六年世を治めたりしがその神エホバの善と見たまふ事をその父ダビデのごとくは行はざりき 三 彼はイスラエルの王等の道にあゆみまたその子に火の中を通らしめたり是はエホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人のおこ

なふところの憎むべき事にしたがへるなり 四 彼は崇邱の上丘の上一切の青木の下に犠牲をさゝげ香をたけり 五 この頃スリアの王レヂンおよびレマリヤの子なるイスラエルの王ピカエルサレムにせめのぼりてアハズを圍みけるが勝ことを得ざりき 六 この時にわたりてスリアの王レヂン復エラテをスリアに歸せしめユダヤ人をエラテより逐いだせり而してスリア人エラテにきたりて其處に住み今日にいたる 七 是においてアハズ使者をアッスリアの王テグラテピレセルにつかはして言しめけるは我は汝の臣僕汝の子なりスリアの王とイスラエルの王と我に攻かゝりをれば請ふ上りきたりてかれらの手より我を救ひいだしたまへと 八 アハズすなはちヱホバの家と王の家の庫とにあるところの銀と金とをとりこれを禮物としてアッスリアの王におくりしかば 九 アッスリアの王かれの請を容たりアッスリアの王すなはちダマス

コに攻のぼりて之をとりその民とキルに擄うつしまたレヂンを殺せり十かくてアハズはアッスリアの王テグラテピレセルに會んとてダマスコにゆきけるがダマスコにおいて一箇の祭壇を見たればアハズ王その祭壇の工作にしたがひて委くこれが圖と式樣を制へて祭司ウリヤにこれをおくれり十一是において祭司ウリヤはアハズ王がダマスコよりおくりたる所にてらして一箇の祭壇をつくりアハズ王がダマスコより來るまでにこれを作りおけり十二茲に王ダマスコより歸りてその祭壇を見壇にちかよりてこれに上り十三壇の上に燔祭と素祭を焚き灌祭をそゝぎ酬恩祭の血を灑げり十四彼またヱホバの前なる銅の壇を家の前より移せり即ちこれをかの新き壇とヱホバの家の間より移してかの壇の北の方に置たり十五而してアハズ王祭司ウリヤに命じて言ふ朝の燔祭夕の素祭および王の燔祭とその素祭ならびに國中の民の燔祭と

その素祭および灌祭はこの大なる壇の上に焚べし又この上に燔祭の牲の血と犧牲の物の血をすべて灑ぐべし彼の銅の壇の事われなは考ふるあらん 十六 祭司ウリヤすなはちアハズ王のすべて命じたるごとくに然なせり 十七 またアハズ王臺の邊を割りて洗盤とその上よりうつしまた海をその下なる銅の牛の上よりおろして石の座の上に置る 十八 また家に造りたる安息日用の遊廊および王の外の入口をアッスリヤの王のためにヱホバの家の中に變じたり 十九 アハズのなしたるその餘の行爲はユダの王の歴代志の書に記るさるゝにあらずや 二十 アハズその先祖等とゝもに寢りてダビデの邑にその先祖等とゝもに葬られその子ヒゼキヤこれにかはりて王となれり

第十七章

一 ユダの王アハズの十二年にエラの子ホセア王となりサマリアにおいて九年イスラエルを治めたり 二 彼ヱホバの目の

前に悪をなせしがその前にありしイスラエルの王等のごとくはあらざりき三アッスリアの王シャルマネセル攻のぼりたればホセアこれに臣服して貢を納たりしが四アッスリアの王つひにホセアの己に叛けると見たり其は彼使者をエジプトの王ソにおくり且前に歳々なせしごとくに貢をアッスリア王に納ざりければなり是においてアッスリアの王かれと禁錮て獄におけり五すなはちアッスリアの王せめ上りて國中を遍くゆきめぐりサマリアにのぼりゆきて三年が間これをせめ圍みたりしが六ホセヤの九年におよびてアッスリアの王つひにサマリアを取りイスラエルをアッスリアに擄へゆきてこれをハラとハボルとゴザン河の邊とメデアの邑々とにおきぬ七此事ありしはイスラエルの子孫已をエジプトの地より導きのぼりてエジプトの王パロの手を脫しめたるその神エホバに對て罪を犯し他の神々を敬ひ八エホバが

イスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人の法度にあゆみ又イスラエルの王等の設けし法度にあゆみたるに因てなり
九 イスラエルの子孫義からぬ事をもてその神ヱホバと掩ひかくしその邑々に崇邱をたてたり看守臺より城にいたるまで然り
十 彼等一切の高丘の上一切の青樹の下に偶像とアシラ像を立て
十一 ヱホバがかれらの前より移したまひし異邦人のなせしごとくにその崇邱に香を焚き又悪を行ひてヱホバを怒らせたり
十二 ヱホバかれらに汝等これらの事を爲べからずと言おきたまひしに彼等偶像に事ふることを爲しなり
十三 ヱホバ諸の預言者諸の先見者によりてイスラエルとユダに見證をたて汝等翻へりて汝らの悪き道を離れわが誡命わが法度をまもり我が汝等の先祖等に命じまたわが僕なる預言者等によりて汝等に傳へし法に率由ふやうにせよと言たまへり
十四 然るに彼ら聽ことをせずしてその項を强く

せり彼らの先祖等がその神ヱホバを信ぜずしてその項を強くしたるが如し 十五 彼等はヱホバの法度を棄てヱホバがその先祖等と結びたまひし契約を棄てまたその彼等に見證したまひし證言を棄て且虚妄物にしたがひて虚浮なりまたその周圍なる異邦人の跡をふめり是はヱホバが是のごとくに事をなすべからずと彼らに命じ給ひし者なり 十六 彼等その神ヱホバの諸の誡命を遺て己のために二の牛の像を鑄なし又アシラ像を造り天の衆群を拜み且バアルに事へ 十七 またその子息息女に火の中を通らしめ卜筮および禁厭をなしヱホバの目の前に惡を爲ことに身を委ねてその怒を惹起せり 十八 是をもてヱホバ大にイスラエルを怒りこれをその前より除きたまひたればユダの支派のほかは遺れる者なし 十九 然るにユダもまたその神ヱホバの誡命を守ずしてイスラエルの立たる法度にあゆみたれば 二十 ヱホバイスラエルの苗裔をことごとく棄て

れを苦しめこれをその掠むる者の手に付して遂にこれとその前より打すてたまへり 二一 すなはちイスラエルとダビデの家より裂はなしたまひしかばイスラエルはネバテの子ヤラベアムを王となせしにヤラベアムイスラエルをしてヱホバにしたがふことを止しめてこれに大なる罪を犯さしめたりしが 二二 イスラエルの子孫はヤラベアムのなせし諸の罪をおこなひつゞけてこれに離るゝことなかりければ 二三 遂にヱホバその僕なる諸の預言者をもて言たまひしごとくにイスラエルをその前より除きたまへりイスラエルはすなはちその國よりアッスリアにうつされて今日にいたる 二四 斯てアッスリアの王バビロン、クタ、アワ、ハマテおよびセパルワイムより人をおくりてこれをイスラエルの子孫の代にサマリアの邑々に置ければその人々サマリアを有ちてその邑々に住しが 二五 その彼處に始て住る時には彼等ヱホバを敬ふことをせざり

しかばヱホバ獅子をかれらの中に送りたまひてその獅子かれら若干を殺せり 二六 是によりてアッスリアの王に告て言ふ汝が移てサマリアの邑々におきたまひしかの國々の民はこの地の神の道を知ざるが故にその神獅子をかれらの中におくりて獅子かれらを殺せり是は彼等その國の神の道を知ざるに因てなり 二七 アッスリアの王すなはち命を下して言ふ汝等が彼處より曳きたりし祭司一人を彼處に携ゆけ即ち彼をして彼處にいたりて住しめその國の神の道をその人々に敎へしめよと 二八 是に於てサマリアより移れし祭司一人きたりてベテルに住みヱホバの敬ふべき事をかれらに敎へたり 二九 その民はまた各々自分自分の神々を造りてこれをかのサマリア人が造りたる諸の崇邱に安置せり民みなその住る邑々において然なしぬ 三十 即ちバビロンの人々はスコテベノテを作りクタの人々はネルガルを作りハマテの人々はアシマを

作り三一アビ人はニブハズとタルタクを作りセパルワイム人はその子女を火に焚てセパルワイムの神アデランメレクおよびアナンメレクに奉げたり三二かれら又ヱホバを敬ひ凡俗の民をもて崇邸の祭司となしたれば其人これがために崇邸の家々にて職務をなせり三三斯その人々ヱホバを敬ひたりしが亦その携へ出されし國々の風俗にしたがひて自己自己の神々に事へたり三四今日にいたるまで彼等は前の習俗にしたがひて事をなしヱホバをも敬はず彼らの法度をも例典をも行はず又ヱホバがイスラエルと名けたまひしヤコブの子孫に命じたまひし律法をも誡命をも行はざるなり三五昔ヱホバこれと契約をたてこれに命じて言たまひけらく汝等は他の神を敬ふべからずまたこれを拜みこれに事へこれに犠牲をさゝぐべからず三六只大なる能をもて腕を伸て汝等をエジプトの地より導き上りしヱホバをのみ汝等敬ひこれを拜みこれ

に犠牲をさゝぐべし 三七 またその汝等のために録したまへる法度と例典と律法と誡命を汝等謹みて恒に守るべし他の神々と敬ふべからず 三八 我が汝等とむすびし契約を汝等忘るべからず又他の神々と敬ふべからず 三九 只汝らの神ヱホバを敬ふべし彼なんぢらをその諸の敵の手より救ひいださん 四十 然るに彼等は聴ことをせずしてなほ前の習俗にしたがひて事を行へり 四一 偖この國々の民は斯ヱホバを敬ひまたその雕める像に事たりしがその子も孫も共に然りその先祖のなせしごとくに今日までも然なすなり

第十八章

一 イスラエルの王エラの子ホセアの三年にユダの王アハズの子ヒゼキヤ王となれり 二 彼は王となれる時二十五歳にしてヱルサレムにて二十九年世をさめたりその母はザカリヤの女にして名をアビといへり 三 ヒゼキヤはその父ダビデの凡てなせしごとくヱホバの善と見たまふ事をなし 四 崇邱を除き偶像を

毀ちアシラ像を砍たふしモーセの造りし銅の蛇を打砕けりこの時までイスラエルの子孫その蛇にむかひて香を焚たればなり人々これをネホシタン（銅物）を稱なせり 五 ヒゼキヤはイスラエルの神ヱホバを頼り是をもて彼の後にも彼の先にもユダの諸の王等の中に彼に如ものなかりき 六 即ち彼は固くヱホバに身をよせてこれに從ふことをやめずヱホバがモーセに命じたまひしその誡命を守れり 七 ヱホバ彼とゝもに在したれば彼はその往ところにて凡て利達を得たり彼はアッスリアの王に叛きてこれに事へざりき 八 彼ペリシテ人を撃敗りてガザにいたりその境に達し看守臺より城にまで及べり 九 ヒゼキヤ王の四年すなはちイスラエルの王エラの子ホセアの七年にアッスリアの王シャルマネセルサマリアに攻のぼりてこれを圍みけるが 十 三年の後つひに之を取りサマリアの取れしはヒゼキヤの六年にしてイスラエルの王ホ

セヤの九年にあたる十一アッスリアの王イスラエルとアッスリアに擄へゆきてこれをハラとゴザン河の邊とメデアの邑々におきぬ十二是は彼等その神ヱホバの言に遵はずその契約を破りヱホバの僕モーセが凡て命じたる事をやぶりこれを聽ことも行ふこともせざるによりてなり十三ヒゼキヤ王の十四年にアッスリアの王セナケリブ攻のぼりてユダの諸の堅き邑を取ければ十四ユダの王ヒゼキヤ人をラキシにつかはしてアッスリアの王にいたらしめて言ふ我過てり我を離れて歸りたまへ汝が我に蒙しむる者は我これを爲べしとアッスリアの王すなはち銀三百タラント金三十タラントをユダの王ヒゼキヤに課したり十五是においてヒゼキヤ、ヱホバの家と王の家の庫とにあるところの銀とこと〴〵く彼に與へたり十六此時ユダの王ヒゼキヤまた己が金を着せたりしヱホバの宮の戸および柱を剝てこれをアッスリアの王に與へたり十七

アッスリアの王またタルタン、ラブサリスおよびラブシヤケをしてラキシより大軍をひきゐてエルサレムにむかひてヒゼキヤ王の所にいたらしめたればすなはち上りてエルサレムにきたれり彼等則ち上り來り漂布場の大路に沿る上の池塘の水道の邊にいたりて立り 十八 而して彼等王を呼たればヒルキヤの子なる宮內卿エリアキム書記官セブナおよびアサフの子なる史官ヨアを出きたりて彼等に詣りけるに 十九 ラブシヤケこれに言けるは汝等ヒゼキヤに言べし大王アッスリアの王かく言たまふ此汝が賴むところの者は何ぞや 二十 汝戰爭をなすの謀計と勇力とを言も只これ口の先の言語たるのみ誰を恃みて我に叛くことをせしや 二一 視よ汝は折かゝれる葦の杖なるエジプトを賴む其は人の其に倚るあればすなはちその手を刺とほすなりエジプトの王パロは凡てこれと賴む者に斯あるなり 二二 汝等あるひは我はわれらの神エホバを賴

むと我に言ん彼はヒゼキヤがその崇邱と祭壇とを除きたる者にあらずやまた彼はユダとエルサレムに告て汝等はエルサレムに於てこの壇の前に禱拜となすべしと言しにあらずや 二三 然ば請ふわが主君アッスリアの王に約をなせ汝もし人と乗しむることと得ば我馬二千匹を汝にわたさん 二四 汝いかにしてか吾主君の諸臣の中の最も微き一將だにも退くることを得ん汝なんぞエジプトと頼みて兵車と騎兵とこれに仰がんとするや 二五 また我とても今エホバの旨によらずして此處を滅しに上れるならんやエホバ我に此處に攻のぼりてこれを滅せと言たり 二六 時にヒルキヤの子エリアキムおよびセブナとヨア、ラブシヤケにいひけるは請ふスリアの語をもて僕等に語りたまへ我等これを識るなり石垣の上にをる民の聞るところにてユダヤ語をもて我等に言談たまふなかれ 二七 ラブシヤケかれらに言ふわが君唯我を汝の主と汝とにつかは

して此言をのべしめたまふならんや亦石垣の上に坐する人々にも我と遣して彼等をして汝等とゝもに自己の便溺を食ひ且飲にいたらしめんとしたまふにあらずやと 二八 而してラブシヤケ起あがりユダヤ語をもて大聲に呼はり言をいだして曰けるは汝等大王アッスリアの王の言を聽け 二九 王かく言たまふ汝等ヒゼキヤに欺かるゝなかれ彼は汝等をわが手より救ひいだすことをえざるなり 三十 ヒゼキヤがエホバかならず我らを救ひたまはん此邑はアッスリアの王の手に陥らじと言て汝らにエホバを頼ましめんとするとも 三一 汝等ヒゼキヤの言を聽なかれアッスリアの王かく言たまふ汝等約をなして我に降れ而して各人おのれの葡萄の樹の果と食ひ各人おのれの無花果樹の果をくらひ各人おのれの井水を飲めよ 三二 我來りて汝等を一の國に攜ゆかん其は汝等の國のごとき國穀と酒のある地パンと葡萄園のある地油の出る橄欖と蜜

とのある地なり汝等は生ることを得ん死ることあらじヒゼキヤヱホバ我等を救ひたまはんと言て汝らを勸るともこれを聽なかれ 三三 國々の神の中孰かその國をアッスリアの王の手より救ひたりしや 三四 ハマテおよびアルパデの神々は何處にあるセパルワイム、ヘナおよびアワの神々は何處にあるやサマリアとわが手より救ひ出せし神々あるや 三五 國々の神の中にこの國をわが手より救ひいだせし者ありしや然ばヱホバいかでかヱルサレムとわが手より救ひいだすことを得んと 三六 然ども民は默して一言もこれに應へざりき其は王命じてこれに應ふるなかれと言おきたればなり 三七 かくてヒルキヤの子なる宮内卿エリアキム書記官セブナおよびアサの子なる史官ヨアその衣をさきてヒゼキヤの許にいたりラブシヤケの言をこれに告たり

第十九章

一 ヒゼキヤ王これを聞てその衣を裂き麻布を身にまと

ひてヱホバの家に入り二宮内卿エリアキムと書記官セブナと祭司の中の長老等とに麻布を衣せてこれをアモツの子預言者イザヤに遣せり三彼等イザヤに言けるはヒゼキヤかく言ふ今日は艱難の日懲罰の日打棄らるゝ日なり嬰孩すでに產門にいたりて之を產いだす力なきなり四ラブシヤケその主君なるアッスリアの王に差遣れて來り活る神を誹る、汝の神ヱホバあるひは彼の言を聞たまはん而して汝の神ヱホバその聞る言語を責罰たまふこともあらん然ば汝この遺る者のために祈禱をたてまつれと五ヒゼキヤ王の僕等すなはちイザヤの許にいたりければ六イザヤかれらに言けるは汝等の主君にかく言べしヱホバかく言たまふアッスリアの王の臣僕等が我を誹るところの言を汝聞て懼るゝなかれ七我かれの氣をうつして風聲を聞て己の國にかへるにいたらしめん我また彼をして自己の國に於て劍に斃れしむべしと八偖また

ラブシヤケは歸りゆきてアッスリアの王がリブナに戰爭をなしをるところに至れり其は彼その王がラキシを離れしを聞たればなり 九 茲にアッスリアの王はエテオピアの王テルハカ汝に攻きたると言ふを聞てまた使者をヒゼキヤにつかはして言しむ 十 汝等ユダの王ヒゼキヤに告て言べし汝エルサレムはアッスリアの王の手に陷らじと言て汝が賴むところの神に欺かるゝなかれ 十一 汝はアッスリアの王等が萬の國々になしたるところの事を知る卽ちこれを滅しつくせしなり然ば汝いかで救らんや 十二 吾父等はゴザン、ハラン、レゼフおよびテラサルのエデンの人々等を滅ぼせしがその國々の神これを救ひたりしや 十三 ハマテの王アルパデの王セパルワイムの邑およびヘナとアワの王等は何處にあるや 十四 ヒゼキヤ使者の手より書を受てこれを讀みヱホバの家にのぼりゆきてヱホバの前にこれを展開げ 十五 而してヒゼキヤ、ヱホバの前に祈

りて言けるはケルビムの間にいますイスラエルの神ヱホバよ世の國々の中において只汝のみ神にますなり汝は天地を造りたまひし者にいます十六ヱホバよ耳を傾けて聞たまへヱホバよ目を開きて見たまへセナケリブが活る神を謗りにおくれる言語を聞たまへ十七ヱホバよ誠にアッスリアの王等は諸の民とその國々を滅し十八又その神々を火になげいれたり其等は神にあらず人の手の作れる者にして木石たればこれを滅せしなり十九今われらの神ヱホバよ願くは我らをかれの手より拯ひいだしたまへ然ば世の國々皆汝ヱホバのみ神にいますことを知にいたらん二十茲にアモツの子イザヤ、ヒゼキヤに言つかはしけるはイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝がセナケリブの事につきて我に祈るところの事は我これを聽り二十一ヱホバがかれの事につきて言ふところの言語は是のごとし云く處女なる女子シオンは汝を藐視じ汝を嘲る、女

子エルサレムは汝にむかひて頭を搖る 二二 汝誰を謗りかつ罵詈しや汝誰にむかひて聲をあげしや汝はイスラエルの聖者にむかひて汝の目を高く擧たるなり 二三 汝使者をもて主を謗て言ふ我夥多き兵車をひきゐて山々の巓にのぼりレバノンの奥にいたり長高き檜樹と美しき松樹を斫たふす我その境の休息所にいたりその園の林にいたる 二四 我は外國の地をほりて水を飮む我は足の跖をもてエジプトの河々とこと〴〵くふみ涸すなり 二五 汝聞ずや昔われ之を作し古時よりわれ之を定めたり今われ之をおこなふ即ち堅き邑々は汝のために坵墟となるなり 二六 是をもてそれらの中にすむ民は力弱り懼れかつ驚くなり彼等は野の草のごとく靑菜のごとく屋蓋の草のごとく枯る苗のごとし 二七 汝の止ると汝の出ると汝の入と汝の我にむかひて怒くるふとは我の知ところなり 二八 汝の怒くるふ事と汝の傲慢ところの事上りてわが耳にいりた

れば我圈を汝の鼻につけ轡を汝の唇にほどこして汝を元來し道へひきかへすべし 二九 是は汝にあたふる徵なり即ち一年は穭を食ひ第二年には又その穭を食ふあらん第三年には汝ら稼ことをし穡ことをし又葡萄園をつくりてその果を食ふべし 三十 ユダの家の逃れて遺れる者は復根を下に張り實を上に結ばん 三一 即ち殘餘者エルサレムより出で逃避たる者シオン山より出きたらんヱホバの熱心これを爲べし 三二 故にヱホバアッスリアの王の事をかく言たまふ彼は此邑に入じ亦これに矢を發つことあらず楯を之にむかひて壘ることあらず亦壘をきづきてこれを攻ることあらじ 三三 彼はその來し路より歸らん此邑にいることあらじヱホバこれを言ふ 三四 我わが身のため又わが僕ダビデのためにこの邑を守りてこれを救ふべし ○ 三五 その夜ヱホバの使者いでゝアッスリア人の陣營の者十八萬五千人を擊ころせり朝早く起いでゝ見るに皆死

て屍となりをる 三六 アツスリアの王セナケリブすなはち起いで歸りゆきてニネベに居しが 三七 その神ニスロクの家にありて禮拜をなしをる時にその子アデランメレクとシヤレゼル劍をもてこれを殺せり而して彼等はアララテの地に逃ゆけり是においてその子エサルハドンこれに代りて王となれり

第二十章

一 當時ヒゼキヤ病て死なんとせしことありアモツの子預言者イザヤ彼の許にいたりて之にいひけるはヱホバかく言たまふ汝家の人に遺命をなせ汝は死ん生ることを得じと 二 是においてヒゼキヤその面を壁にむけてヱホバに祈り 三 嗚呼ヱホバよ願くは我が眞實と一心をもて汝の前にあゆみ汝の目に適ふことをを行ひしを記憶たまへと言て痛く泣り 四 かくてイザヤ未だ中の邑を出はなれざる間にヱホバの言これに臨みて言ふ 五 汝還りてわが民の君ヒゼキヤに告よ汝の父ダビデの神ヱホバかく言ふ我

汝の祈禱を聽り汝の涙を看たり然ば汝を愈すべし第三日には汝ヱホバの家に入ん 六 我汝の齢を十五年增べし我汝とこの邑とをアッスリアの王の手より救ひ我名のため又わが僕ダビデのためにこの邑を守らんと 七 是に於てイザヤ乾無花果の團塊壹箇を持きたれと言ければすなはち之を持きたりてその腫物に貼たればヒゼキヤ愈ぬ 八 ヒゼキヤ、イザヤに言けるはヱホバが我を愈したまふ事と第三日に我がヱホバの家にのぼりゆく事とにつきては何の徵あるや 九 イザヤ言けるはヱホバがその言しところを爲たまはん事につきては汝ヱホバよりこの徵を得ん日影進めること十度なり若日影十度退かば何如 十 ヒゼキヤ答へけるは日影の十度進むは易き事なり然せざれ日影を十度退りぞかしめよ 十一 是において預言者イザヤ、ヱホバに籲はりければアハズの日晷の上に進みし日影を十度しりぞかしめたまへり ○ 十二 その頃バラダンの

子なるバビロンの王メロダクバラダン書および禮物をヒゼキヤにおくれり是はヒゼキヤの疾をるを聞たればなり 十三 ヒゼキヤこれがために喜びその寶物の庫金銀香物貴き膏および武器庫ならびにその府庫にあるところの一切の物を之に見せたりその家にある物もその國の中にある物も何一箇としてヒゼキヤが彼等に見せざる者はなかりき 十四 茲に預言者イザヤ、ヒゼキヤ王のもとに來りてこれに言けるは夫の人々は何と言しや何處より來りしやヒゼキヤ言けるは彼等は遠き國より即ちバビロンより來れり 十五 イザヤ言ふ彼等は汝の家にて何を見しやヒゼキヤ答へて云ふ吾家にある物は皆かれら之を見たり我庫の中には我がかれに見せざる者なきなり 十六 イザヤすなはちヒゼキヤに言けるは汝エホバの言を聞け 十七 エホバ言たまふ視よ日いたる凡て汝の家にある物および汝の先祖等が今日までに積蓄へたる物はバビロンに携ゆ

かれん遺る者なかるべし 十八 汝の身より出る汝の生んところの子等の中を彼等擄へ去ん其等はバビロンの王の殿において官吏となるべし 十九 ヒゼキヤ、イザヤに言ふ汝が語れるヱホバの言は善し又いふ若わが世にある間に太平と眞實とあらば善にあらずや 二十 ヒゼキヤのその餘の行爲その能およびその池塘と水道を作りて水を邑にひきし事はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずやヒゼキヤその先祖等とゝもに寢りてその子マナセこれに代りて王となれり

第二十一章

一 マナセ十二歲にして王となり五十五年の間ヱルサレムにて世を治めたりその母の名はヘフジバといふ 二 マナセはヱホバの目の前に惡をなしヱホバがイスラエルの子孫の前より逐いらひたまひし國々の人がなすところの憎むべき事に傚へり 三 彼はその父ヒゼキヤが毀ちたる崇邱を改め築き又イスラエル

の王アハブのなせしごとくバアルのために祭壇を築きアシラ像を
を作り且天の衆群を拜みてこれに事へ 四 またエホバの家の中に
數箇の祭壇を築けり是れエホバがこれをさして我わが名をエル
サレムにおかんと言たまひし家なり 五 彼エホバの家の二の庭に
祭壇を築き 六 またその子に火の中を通らしめ占卜となし魔術を
おこなひ口寄者と卜筮師と取もちひエホバの目の前に衆多の惡
を爲てその震怒を惹おこせり 七 彼れその作りしアシラの銅像を
殿にたてたりエホバこの殿につきてダビデとその子ソロモンに
言たまひしことあり云く我この家と我がイスラエルの諸の支派
の中より選みたるエルサレムとに吾名を永久におかん 八 彼等も
し我が凡てこれに命せし事わが僕モーセがこれに命せし一切の
律法と謹みて行はゞ我これが足をしてわがその先祖等に與へし
地より重てさまよひ出ることなからしむべしと 九 然るに彼等は

聴ことをせざりきマナセが人々を誘ひて悪をなせしことはエホバがイスラエルの子孫の前に滅したまひし國々の人よりも甚だしかりき 十 是においてエホバその僕なる預言者等をもて語て言給はく 十一 ユダの王マナセこれらの憎むべき事を行ひその前にありしアモリ人の凡て為しところにも踰たる悪をなし亦ユダをしてその偶像をもて罪を犯させたれば 十二 イスラエルの神エホバかく言ふ視よ我エルサレムとユダに災害をくだす是を聞く者はその耳ふたつながら鳴ん 十三 我サマリアを量りし縄とアハブの家にもちひし準縄をエルサレムにほどこし人が皿を拭ひこれを拭ひて反覆がごとくにエルサレムを拭ひさらん 十四 我わが産業の民の殘餘を棄てこれをその敵の手に付さん彼等はその諸の敵の擄掠にあひ掠奪にあふべし 十五 是は彼等その先祖等がエジプトより出し日より今日にいたるまで吾目の前に悪をおこなひて我を怒らす

るが故なり十六マナセはヱホバの目の前に惡をおこなひてユダに罪を犯させたる上にまた無辜者の血を多く流してヱルサレムのこの極よりかの極にまで盈せり十七マナセのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびその犯したる罪はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや十八マナセその先祖等とゝもに寢りてその家の園すなはちウザの園に葬られその子アモンこれに代りて王となれり〇十九アモンは王となれる時二十二歳にしてヱルサレムにおいて二年世を治めたりその母はヨテバのハルツの女にしてその名をメシユレメテと云ふ二十アモンはその父マナセのなせしごとくヱホバの目の前に惡をなせり二十一すなはち彼は凡てその父のあゆみし道にあゆみその父の事へし偶像に事へてこれを拜み二十二その先祖等の神ヱホバを棄てヱホバの道にあゆまざりき二十三茲にアモンの臣僕等黨をむすびて王をその家に弑したり二十四國

の民そのアモン王に敵して黨をむすびし者をことごとく撃ころせり而して國の民アモンの子ヨシアを王となしてそれに代らしむ 二五 アモンのなしたるその餘の行爲はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや 二六 アモンはウザの園にてその墓に葬られその子ヨシアこれに代りて王となれり

第二十二章

一 ヨシアは八歳にして王となりヱルサレムにおいて三十一年世を治めたり其母はボツカテのアダヤの女にして名をヱデダと曰ふ 二 ヨシアはヱホバの目に適ふ事をなしその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも轉らざりき 三 ヨシア王の十八年に王メシユラムの子アザリヤの子なる書記官シヤパンをヱホバの家に遣せり即ちこれに言けらく 四 汝祭司の長ヒルキヤの許にのぼり行てヱホバの家にいりし銀すなはち門守が民よりあつめし者を彼に計算しめ 五 工事を司どるヱホバの家の監督者の手に

これを付さしめ而してまた彼らとしてヱホバの家にありて工事となすところの者にこれを付さしめ殿の破壞を修理はしめよ 六 即ち工匠と建築者と石工にこれと付さしめ又これをもて殿を修理ふ材木と斫石を買しむべし 七 但し彼らは誠實に事をなせば彼らの手にわたすところの銀の計算をかれらとするには及ばざるなり 八 時に祭司の長ヒルキヤ書記官シャパンに言けるは我ヱホバの家において律法の書を見いだせりとヒルキヤすなはちその書をシャパンにわたしたれば彼これを讀り 九 かくて書記官シャパン王の許にいたり王に返事をまをして言ふ僕等殿にありし金を打あけてこれを工事を司どるヱホバの家の監督者の手に付せりと 十 書記官シャパンまた王につげて祭司ヒルキヤ我に一書をわたせりと言ひシャパン其を王の前に讀けるに 十一 王その律法の書の言を聞やその衣を裂り 十二 而して王祭司ヒルキヤとシャパンの

子アヒカムとミカヤの子アクボルと書記官シヤパンと王の内臣
アサヤとに命じて言ふ 十三 汝等往てこの見當し書の言につきて我
のため民のためユダ全國のためにヱホバに問へ其は我等の先祖
等はこの書の言に聽したがひてその凡て我等のために記されたる
るところを行ふことをせざりしに因てヱホバの我等にむかひて
怒を發したまふこと甚だしかるべければなり 十四 是において祭司
ヒルキヤ、アヒカム、アクボル、シヤパンおよびアサヤ等シヤルムの
妻なる女預言者ホルダの許にいたれりシヤルムはハルハスの子
なるテクワの子にして衣裳の室を守る者なり時にホルダはヱル
サレムの下邑に住をる彼等すなはちホルダに物語せしかば 十五 ホ
ルダかれらに言けるはイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝等
を我につかはせる人に告よ 十六 ヱホバかく言ふ我ユダの王が讀た
るかの書の一切の言にしたがひて災害をこの處と此にすめる民

に降さんとす 十七 彼等われを棄て他の神に香を焚きその手に作れる諸の物をもて我を怒らするなり是故に我この處にむかひて怒の火を發す是は滅ざるべし 十八 但し汝等をつかはして我に問しむるユダの王には汝等かく言べし汝が聞る言につきてイスラエルの神ヱホバかく言たまふ 十九 汝れわが此處と此にすめる民にむかひて是れ荒地となり呪詛とならんと言しを聞たる時に心柔にしてヱホバの前に身を卑し衣を裂て吾前に泣たれば我もまた聽ことをなすなりヱホバこれを言ふ 二十 然ば視よ我なんぢを汝の先祖等に歸せしめん汝れ安然に墓に歸することをうべし汝れわが此處にくだす諸の災害を目に見ることあらじと彼等すなはち王に返事まをしぬ

第二十三章

一 是において王人をつかはしてユダとヱルサレムの長老をこと〴〵く集め 二 而して王ヱホバの家にのぼれりユダの

諸の人々ヱルサレムの一切の民および祭司預言者ならびに大小の民みな之にしたがふ王すなはちヱホバの家に見あたりし契約の書の言をことごとくかれらの耳に讀きかせ 三 而して王高座の上に立てヱホバの前に契約をなしヱホバにしたがひて歩み心をつくし精神をつくしてその誡命と律法と法度とを守り此書にしるされたる此契約の言をおこなはんと言り民みなその契約に加はりぬ 四 かくして王祭司の長ヒルキヤとその下にたつところの祭司等および門守等に命じてヱホバの家よりしてバアルとアシラと天の衆群とのために作りたる諸の器を執いださしめヱルサレムの外にてキデロンの野にこれを燒きその灰をベテルに持ゆかしめ 五 又ユダの王等が立てユダの邑々とヱルサレムの四圍なる崇邱に香をたかしめたる祭司等を廢しまたバアルと日月星宿と天の衆群とに香を焚く者等をも廢せり 六 彼またヱホバの家よ

りアシラ像をとりいだしヱルサレムの外に持ゆきてキデロン川
にいたりキデロン川においてこれを燒きこれを打碎きて粉とな
しその粉を民の墓に散し 七 またヱホバの家の旁にある男娼の家
を毀てり其處はまた婦人がアシラのために天幕を織ところなり
き 八 彼またユダの邑々より祭司をことごとく召よせまた祭司が
香をたきたる崇邱をばゲバよりベエルシバまでこれを汚しまた
門にある崇邱を毀てり是等の崇邱は一は邑の宰ヨシユアの門の
入口にあり一は邑の門にありて之に入る人の左にあたる 九 崇邱
の祭司等はヱルサレムにおいてヱホバの壇にのぼることをせざ
りき但し彼等はその兄弟の中にありて無酵パンを食へり 十 王ま
た人がその子息息女に火の中を通らしめて之をモロクにさゝぐ
ることなからんためにベンヒンノムの谷にあるトペテを汚し 十一
またユダの王等が日のためにさゝげてヱホバの家の門における

馬をうつせりこの馬はパルリムにある侍従ナタンメレクの室にとりしなり彼また日の車と皆火に焚り 十二 またユダの王等がアハズの樓の屋背につくりたる祭壇とマナセがヱホバの家の兩の庭につくりたる祭壇とは王これを毀ちこれと其處より取くづしてその碎片をキデロン川になげ捨たり 十三 またイスラエルの王ソロモンが昔シドン人の憎むべき者なるアシタロテとモアブ人の憎むべき者なるケモシとアンモンの子孫の憎むべき者なるモロクのためにヱルサレムの前において殲滅山の右に築きたる崇邱も王これを汚え 十四 また諸の像をうち碎きアシラ像をきりたふし人の骨をもてその處々に充せり 十五 またベテルにある壇かのイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムが造りし崇邱すなはちその壇もその崇邱も彼これを毀ちその崇邱を焚てこれを粉にうち碎きかつアシラ像を焚り 十六 茲にヨシア身をめぐらして山

に墓のあるを見人をやりてその墓より骨をとりきたらしめ之をその壇の上に焚てそれを汚せり即ち神の人が宣たるヱホバの言のごとし昔神の人この言語を宣しことありしなり 十七 ヨシアまた其處に見ゆる碑は何なるやと言しに邑の人々これに告て其は汝がベテルの壇にむかひて爲ることの事等をユダより來りて宣たる神の人の墓なりと言ければ 十八 すなはち其には手をつくるなかれ誰もその骨を移すなかれと言り是をもてその骨とサマリアより來りし預言者の骨には手をつけざりき 十九 またイスラエルの王等がサマリアの邑々に造りてヱホバを怒せし崇邱の家も皆ヨシアこれを取のぞき凡てそのベテルになせしごとくに之に事をなせり 二十 彼また其處にある崇邱の祭司等を壇の上にてころし人の骨を壇の上に焚てヱルサレムに歸りぬ 二十一 而して王一切の民に命じて言ふ汝らこの契約の書に記されたるごとくに汝らの神ヱホバに

逾越の節を執行ふべしと 二二 士師のイスラエルを治めし日より已來もまたユダの王等とイスラエルの王等の代にも斯のごとき逾越の節を守りしことなかりしが 二三 ヨシア王の十八年にいたりてエルサレムにて斯逾越節をエホバに守りしなり 二四 ヨシアまた祭司ヒルキヤがエホバの家にて見いだせし書に記されたる律法の言を世におこなはんために口寄者と卜筮師とテラピムと偶像およびユダの地とエルサレムに見ゆる諸の憎むべき者を取のぞけり 二五 ヨシアのごとくに心をつくし精神をつくし力をつくしてモーセの法に全くしたがひてエホバに歸向せし王はヨシアの先にはあらざりきまたかれの後にも彼のごとき者はなし 二六 斯有しかどもエホバはユダにむかひて怒を發したるその大いなる燃たつ震怒を息ることをしたまはざりき是はマナセ諸の憤らしき事をもてエホバを怒らせしによるなり 二七 エホバすなはち言たまれ

く我イスラエルを移せし如くにユダをもわが目の前より拂ひ移し我が選みし此エルサレムの邑と吾名をそこに置んといひしこの殿とを棄べしと 二八 ヨシアのその餘の行爲とその凡て爲たる事はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや 二九 ヨシアの代にエジプトの王パロネコアツスリアの王と戰はんとてユフラテ河をさして上り來しがヨシア王これを防がんとて進みゆきければ彼これに出あひてメギドンにこれを殺せり 三〇 その僕等すなはちこれが死骸を車にのせてメギドンよりエルサレムに持ゆきこれをその墓に葬れり國の民こゝに於てヨシアの子エホアハズを取りこれに膏をそゝぎて王となしてその父にかはらしめたり 三一 エホアハズは王となれる時二十三歳にしてエルサレムにて三月世を治めたりその母はリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと云ふ 三二 エホアハズはその先祖等が凡てなしたるごとくにエ

ホバの目の前に惡をなせしが 三三 パロネコ彼をハマテの地のリブラに繫ぎおきてエルサレムにおいて王となりをることを得ざらしめ且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課したり 三四 而してパロネコはヨシアの子エリアキムをしてその父ヨシアにかはりて王とならしめ彼の名をエホヤキムと改めエホアハズを曳て去ぬエホアハズはエジプトにいたりて其處に死り 三五 エホヤキムは金銀をパロにおくれり即ち彼國に課してパロの命のまゝに金を出さしめ國の民各人に割つけて金銀を征取りてこれをパロネコにおくれり 三六 エホヤキムは二十五歳にして王となりエルサレムにおいて十一年世を治めたりその母はルマのペダヤの女にして名をゼブダと云ふ 三七 エホヤキムはその先祖等が凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなせり

第二十四章

一 エホヤキムの代にバビロンの王ネブカデネザル上

り來りければエホヤキムこれに臣服して三年をへたりしが遂にひるがへりて之に叛けり 二 エホバカルデアの軍兵スリアの軍兵モアブの軍兵アンモンの軍兵をしてエホヤキムの所に攻きたらしめたまへり即ちユダを滅さんがためにこれをユダに遣はしたまふエホバがその僕なる預言者等によりて言たまひし言語のごとし 三 この事は全くエホバの命によりてユダにのぞみし者にてユダをエホバの目の前より拂ひ除かんがためなりき是はマナセがその凡てなす所において罪を犯したるにより 四 また無辜人の血をながし無辜人の血をエルサレムに充したるによりてなりエホバはその罪を赦すことをなしたまはざりき 五 エホヤキムのその餘の行爲とその凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 六 エホヤキムその先祖等とゝもに寢りその子エコニヤこれに代りて王となれり 七 却說またエジプトの王は重

てその國より出きたらざりき其はバビロンの王エジプトの河よりユフラテ河まで凡てエジプトの王に屬する者を悉く取たればなり 八 ヱコニヤは王となれる時十八歳にしてヱルサレムにて三月世を治めたりその母はヱルサレムのヱルナタンの女にして名をネホシタと云ふ 九 ヱコニヤはその父の凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなせり 十 その頃バビロンの王ネブカデネザルの臣ヱルサレムに攻のぼりて邑を圍めり 十一 即ちバビロンの王ネブカデネザル邑に攻來りてその臣にこれを攻惱さしめたれば 十二 ユダの王ヱコニヤその母その臣その牧伯等およびその侍從等とゝもに出てバビロンの王に降れりバビロンの王すなはち彼を執ふ是はその代の八年にあたれり 十三 而して彼エホバの家の諸の寶物および王の家の寶物を其處より携へ去りイスラエルの王ソロモンがエホバの宮に造りたる諸の金の器を切はがせりエホ

バの言たまひしごとし 十四 彼またエルサレムの一切の民および一
切の牧伯等と一切の大なる能力ある者ならびに工匠と鍛冶とを
一萬人擄へゆけり遺れる者は國の民の賤き者のみなりき 十五 彼す
なはちエコニヤをバビロンに擄ゆきまた王の母王の妻等および
侍從と國の中の能力ある者をもエルサレムよりバビロンに擄へ
うつせり 十六 凡て能力ある者七千人工匠と鍛冶一千人ならびに强
壯して善戰ふ者是等をバビロンの王擄へてバビロンにうつせり
十七 而してバビロンの王またエコニヤの父の兄弟マツタニヤを王
となしてエコニヤに代へ其が名をゼデキヤと改めたり 十八 ゼデキ
ヤは二十一歳にして王となりエルサレムにて十一年世を治めた
りその母はリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと曰ふ 十九
ゼデキヤはエホヤキムが凡てなしたるごとくにエホバの目の前
に惡をなせり 二十 エルサレムとユダに斯る事ありしはエホバの震

怒による者にしてエホバつひにその人々を自己の前よりはらひ棄たまへり偖またゼデキヤはバビロンの王に叛けり

第二十五章

一 玆にゼデキヤの代の九年の十月十日にバビロンの王ネブカデネザルその諸軍勢を率てエルサレムに攻きたりこれにむかひて陣を張り周圍に雲梯を建てこれを攻たり 二 かくこの邑攻かこまれてゼデキヤ王の十一年にまでおよびしが 三 その四月九日にいたりて城邑の中饑こと甚だしくなりその地の民食物を得ざりき 四 是をもて城邑つひに打破られければ兵卒はみな王の園の邊なる二箇の石垣の間の途より夜の中に逃いで皆平地の途にしたがひておちゆけり時にカルデヤ人は城邑を圍みをる 五 玆にカルデヤ人の軍勢王を追ゆきエリコの平地にてこれに追つきけるにその軍勢みな彼を離れて散しかば 六 カルデヤ人王を執へてこれをリブラにをるバビロンの王の許に曳ゆきてその罪を

さだめ 七 ゼデキヤの子等をゼデキヤの目の前に殺しゼデキヤの目を抉しこれを銅索につなぎてバビロンにたづさへゆけり 八 バビロンの王ネブカデネザルの代の十九年の五月七日にバビロンの王の臣侍衛の長ネブザラダンエルサレムにきたり 九 エホバの室と王の室を焼き火をもてエルサレムのすべての室と一切の大なる室を焼り 十 また侍衛の長とゝもにありしカルデヤ人の軍勢エルサレムの四周の石垣を毀てり 十一 侍衛の長ネブザラダンすなはち邑に遺されし殘餘の民およびバビロンの王に降りし降人と群衆の殘餘者を擄へうつせり 十二 但し侍衛の長その地の或貧者をのこして葡萄をつくる者となし農夫となせり 十三 カルデヤ人またエホバの家の銅の柱と洗盤の臺と銅の海をくだきてその銅をバビロンに運び 十四 また鍋と火鏟と燈剪と匙および凡て役事に用ふる銅の器と取り 十五 侍衛の長また火盤と鉢など金銀にて作れる物

と取り 十六 またソロモンがヱホバの室に造りしところの二の柱と一の海と臺とを取り此もろ〳〵の銅の重は量るべからず 十七 この柱は高さ十八キユビトにしてその上に銅の頂ありその頂の高は三キユビトその頂の四周に網子と石榴とありて皆銅なり他の柱とその網子もこれに同じ 十八 侍衞の長は祭司の長セラヤと第二の祭司ゼパニヤと三人の門守を執へ 十九 また兵卒を督どる一人の寺人と王の前にはべる者の中邑にて遇しところの者五人とその地の民を募る軍勢の長なる書記官と城邑の中にて遇しところの六十人の者を邑より擄へされり 二十 侍衞の長ネブザラダンこれらを執へてリブラにをるバビロンの王の許にいたりければ 二十一 バビロンの王ハマテの地のリブラにてこれらを撃殺せりかくユダはおのれの地よりとらへ移されたり 二十二 かくてバビロンの王ネブカデネザルは自己が遺してユダの地に止らしめし民の上にシヤパン

の子なるアヒカムの子ゲダリヤをたてゝこれをその督者となせり 二三 茲に軍勢の長等およびこれに屬する人々みなバビロンの王がゲダリヤを督者となせしことを聞しかばすなはちネタニヤの子イシマエル、カレヤの子ヨハナン、ネトパ人タンホメテの子セラヤおよび或マアカ人の子ヤザニヤならびに彼らに屬する人々ミヅパにきたりてゲダリヤの許にいたれり 二四 ゲダリヤすなはち彼等とかれらに屬する人々に誓ひてこれに言けるは汝等カルデヤ人の僕となることを恐るゝなかれこの地に住てバビロンの王につかへなば汝等幸福ならんと 二五 然るに七月に王の血統なるエリシヤマの子ネタニヤの子なるイシマエル十人の者とともに來りてゲダリヤを擊ころし又彼とともにミヅパにをりしユダヤ人とカルデヤ人を殺せり 二六 是において大小の民および軍勢の長等みな起てエジプトにおもむけり是はカルデヤ人をおそれたればな

り
二七ユダの王エホヤキムがとらへ移れたる後三十七年の十二月
二十七日バビロンの王エビルメロダクその代の一年にユダの王
エホヤキムを獄より出してその首をあげしめ
二八善言をもて彼を
なぐさめその位をバビロンにともに居るところの王等の位より
も高くし
二九その獄の衣服を易しめたりエホヤキムは一生のあひ
だつねに王の前に食をなせり
三十かれ一生のあひだたえず日々の
分を王よりたまはりてその食物となせり

歴代志畧上

第一章 一 アダム、セツ、エノス、二 ケナン、マハラレル、ヤレド、三 エノク、メトセラ、ラメク、四 ノア、セム、ハム、ヤペテ。〇五 ヤペテの子等はゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラス。六 ゴメルの子等はアシケナズ、リパテ、トガルマ、七 ヤワンの子等はエリシヤ、タルシシ、キッテム、ドダニム。〇八 ハムの子等はクシ、ミツライム、プテ、カナン、九 クシの子等はセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカ、ラアマの子等はセバとデダン、十 クシ、ニムロデを生り、彼はじめて世の權力ある者となれり、十一 ミツライムはルデ族、アナミ族、レハビ族、ナフト族、十二 パテロス族、カスル族、カフトリ族を生り、カスル族よりペリシテ族出たり、十三 カナンはその冢子シドンおよびヘテを生み 十四 またエブス族、アモリ族、ギルガシ族、十五 ヒビ族、アルキ族、セニ族、十六 アルワデ族、ゼマリ族、ハマテ族を生り〇十七 セムの子等はエラム、アシユル、アルパクサ

デ、ルデ、アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク。十八アルパクサデシラを生み
シラエベルを生り十九エベルに二人の子生れたり、その一人の名を
ペレグ(分)と曰ふ、其は彼の代に地の人散り分れたればなり。その弟
の名をヨクタンと曰ふ二十ヨクタンはアルモダデ、シヤレフ、ハザル
マウテ、エラ、二一ハドラム、ウザル、デクラ、二二エバル、アビマエル、シバ、二三オ
フル、ハビラおよびヨバブを生り、是等はみなヨクタンの子なり、○
二四セム、アルパクサデ、シラ、二五エベル、ペレグ、リウ二六セルグ、ナホル、テ
ラ、二七アブラム是すなはちアブラハムなり二八アブラハムの子等は
イサクおよびイシマエル、二九彼らの子孫は左のごとしイシマエル
の冢子はネバヨテ、次はケダル、アデビエル、ミブサム、三十ミシマ、ドマ、
マッサ、ハダデ、テマ、三一エトル、ネフシ、ケデマ、イシマエルの子孫は是の
如し三二アブラハムの妾ケトラの生る子は左のごとし彼はジムラン、
ヨクシヤン、メダン、ミデアン、イシバク、シユワを生り。ヨクシヤンの

子等はシバおよびデダン。三三 ミデアンの子等はエパ、エペル、ヘノク、アビダ、エルダア、是等はみなケトラの生る子なり 三四 アブラハムイサクを生り、イサクの子等はエサウとイスラエル。◯ 三五 エサウの子等はエリパズ、リウエル、エウシ、ヤラム、コラ。三六 エリパズの子等はテマン、オマル、ゼピ、ガタム、ケナズ、テムナ、アマレク、三七 リウエルの子等はナハテ、ゼラ、シヤンマ、ミツザ。三八 セイルの子等はロタン、シヨバル、ヂベオン、アナ、デシヨン、エゼル、デシヤン。三九 ロタンの子等はホリとホマム、ロタンの妹はテムナ。四十 シヨバルの子等はアルヤン、マナハテ、エバル、シピ、オナム。ヂベオンの子等はアヤとアナ、四一 アナの子等はデシヨン、デシヨンの子等はハムラム、エシバン、イテラン、ケラン。四二 エゼルの子等はビルハン、ザワン、ヤカン、デシヤンの子等はウズおよびアラン。◯ 四三 イスラエルの子孫を治むる王いまだ有ざる前にエドムの地を治めたる王等は左のごとし、ベオルの子ベラ、その都

城の名はデナバといふ。四四 ベラ薨てボツラのゼラの子ヨバブこれに代りて王となり 四五 ヨバブ薨てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となり 四六 ホシヤム薨てベダデの子ハダデこれにかはりて王となれり。彼モアブの野にてミデアン人を撃り。その都城の名はアビテといふ 四七 ハダデ薨てマスレカのサムラこれに代りて王となり 四八 サムラ薨て河の旁なるレホボテのサウルこれに代りて王となり 四九 サウル薨てアクボルの子バアルハナンこれに代りて王となり 五十 バアルハナン薨てハダデこれにかはりて王となれり。その都城の名はパイといふ。その妻はマテレデの女子にして名をメヘタベルといへり。マテレデはメザハブの女なり 五一 ハダデも薨たり。エドムの諸侯は左のごとし。テムナ侯、アルヤ侯、エテテ侯、五二 アホリバマ侯、エラ侯、ピノン侯 五三 ケナズ侯、テマン侯、ミブザル侯 五四 マグデエル侯、イラム侯、エドムの諸侯は是のごとし

第二章

一 イスラエルの子等は左のごとしルベン、シメオン、レビ、ユダ、イツサカル、ゼブルン、二 ダン、ヨセフ、ベニヤミン、ナフタリ、ガド、アセル、三 ユダの子等はエル、オナン、シラなりこの三人はカナンの女バテシユアのユダによりて生たるなり、ユダの長子エルはエホバの前に惡き事をなしたれば之を殺したまへり 四 ユダの媳タマルはユダによりてペレツとゼラとを生り、ユダの子等は都合五人なりき 五 ペレツの子等はヘツロンおよびハムル、六 ゼラの子等はジムリ、エタン、ヘマン、カルコル、ダラ都合五人 七 カルミの子はアカル、アカルは詛はれし物につきて罪を犯えてイスラエルを惱ませし者なり、八 エタンの子はアザリヤ、九 ヘツロンに生れたる子等はエラメル、ラム、ケルバイ、十 ラムアミナダブを生み、アミナダブナシヨンを生り、ナシヨンはユダの子孫の牧伯なり 十一 ナシヨンサルマを生み、サルマボアズを生み 十二 ボアズオベデを生みオベデエツサイ

を生り十三エッサイの生る者は長子はエリアブその次はアミナダブその三はシヤンマ十四その四はナタンエルその五はラダイ十五その六はオゼムその七はダビデ十六かれらの姉妹はゼルヤとアビガル、ゼルヤの産る子はアビシヤイ、ヨアブ、アサヘルあはせて三人十七アビガルはアマサを産り、アマサの父はイシマエル人エテルといふ者なり○十八ヘツロンの子カレブはその妻アズバによりまたエリオテによりて子を擧けたり、その産る子等は左のごとしエシル、シヨバブおよびアルドン十九アズバ死たればカレブまたエフラタを娶とり、エフラタカレブによりてホルを産り二十ホルウリを生みウリベザレルを生り二十一その後ヘツロンはギレアデの父マキルの女の所にいれり、その之を娶れる時は六十歳なりき、彼ヘツロンによりてセグブを産り二十二セグブヤイルを生り、ヤイルはギレアデの地に邑二十三を有り二十三然るにゲシユルおよびアラム彼等よりヤイ

ルの邑々およびケナテとその郷里など都合六十の邑を取り、是皆ギレアデの父マキルの子等なり 二四 ヘヅロンカレブエフラタに死て後ヘヅロンの妻アビヤその子アシユルを生り、アシユルはテコアの父なり○ 二五 ヘヅロンの長子エラメルの子等は長子はラム次はブナ、オレン、オゼム、アヒヤ、 二六 エラメルはまた他の妻をもてりその名をアタラといふ彼はオナムの母なり、 二七 エラメルの長子ラムの子等はマアツ、ヤミン、エケル、 二八 オナムの子等はシヤンマイ、ヤダ、シヤンマイの子等はナダブおよびアビシユル、 二九 アビシユルの妻の名はアビハイルといふ彼アバンおよびモリデを生り、 三十 ナダブの子等はセレデおよびアツパイム、セレデは子なくして死り、 三一 アツパイムの子はイシ、イシの子はセシヤン、セシヤンの子はアヘライ、 三二 シヤンマイの兄弟ヤダの子はエテルおよびヨナタン、エテルは子なくして死り 三三 ヨナタンの子等はペレテおよびザザ、エラ

メルの子孫は斯のごとし。三四セシヤンは男子なくして惟女子ありしのみなるがセシヤンにヤルハと名くるエジプトの僕ありければ三五セシヤンその女をこの僕ヤルハに與へて妻となさしめたり彼ヤルハによりてアツタイを生り三六アツタイナタンを生み、ナタンザバデを生み三七ザバデエフラルを生みエフラルオベデを生み三八オベデエヒウを生みエヒウアザリヤを生み、三九アザリヤヘレデを生み、ヘレツエレアサを生み四十エレアサシスマイを生みシスマイシヤルムを生み、四一シヤルムエカミヤを生みエカミヤエリシヤマを生り四二エラメルの兄弟カレブの子等はその長子をメシヤといふ、是はジフの父なり。ジフの子はマレシヤ、マレシヤはヘブロンの父なり四三ヘブロンの子等はコラ、タツプア、レケム、シマ。四四シマはラハムを生り、ラハムはヨルカムの父なり。レケムはシヤンマイを生り。四五シヤンマイの子はマオン、マオンはベテスルの父なり四六カレブの

妾エパはハラン、モザおよびガゼズを產り、ハランはガゼズを生り、四七 エダイの子等はレゲム、ヨタム、ゲシヤン、ペレテ、エパ、シヤフ、四八 カレブの妾マアカはシベルおよびテルハナを生み、四九 またマデマンナの父シヤフおよびマクベナとギベアの父シワを生り、カレブの女子はアクサといふ 五十 カレブの子孫は左のごとしエフラタの長子ホルの子はキリアテヤリムの父シヨバル 五一 ベテレヘムの父サルマおよびベテカデルの父ハレフ 五二 キリアテヤリムの父シヨバルの子等はハロエにメヌコテ人の半 五三 またキリアテヤリムの宗族はイテリ族、プヒ族、シユマ族、ミシラ族、是等よりザレア族およびエシタオル族出たり 五四 サルマの子孫はベテレヘム、子トパ族、アタロテベテヨアブ、マナハテ族の半およびヅリ族 五五 ならびにヤベツに住る諸士の宗族すなはちテラテ族、シメアテ族、スカテ族是等はケニ人にしてレカブの家の先祖ハマテより出たる者なり

第三章

一 ヘブロンにて生れたるダビデの子等は左のごとし長子はアムノンといひてヱズレル人アヒノアムより生れ其次はダニエルといひてカルメル人アビガルより生る 二 その三はアブサロムといひてゲシユルの王タルマイの女マアカの生る子其四はアドニヤといひてハギテの生る子あり 三 その五はシパテヤといひてアビタルより生れ其六はイテレアムといひて妻エグラより生る 四 この六人ヘブロンにてかれに生れたりダビデ彼處にて王たりし事七年と六箇月またエルサレムにて王たりし事三十三年 五 エルサレムにて生れたるろの子等は左のごとしシメア、シヨバブ、ナタン、ソロモン、この四人はアンミエルの女バテシユアより生る 六 またイブハル、エリシヤマ、エリペレテ、七 ノガ、ネペグ、ヤピア、八 エリシヤマ、エリアダ、エリペレテの九人 九 是みなダビデの子なり此外にまた妾等の生る子等あり彼らの姉妹にタマルといふ者あり 十

ソロモンの子はレハベアム、その子はアビヤ、その子はアサ、その子はヨシヤパテ、十一その子はヨラム、その子はアハジア、その子はヨアシ、十二その子はアマジヤ、その子はアザリヤ、その子はヨタム、十三その子はアハズ、その子はヒゼキヤ、その子はマナセ、十四その子はアモン、その子はヨシア十五ヨシアの子等は長子はヨハナン、その次はエホヤキム、その三はゼデキヤ、その四はシヤルム、十六エホヤキムの子等はその子はエコニア、その子はゼデキヤ十七俘擄人エコニアの子等はその子はシヤルテル、十八マルキラム、ペダヤ、セナザル、エカミア、ホシヤマ、ネダビヤ、十九ペダヤの子等はゼルバベルおよびシメイ、ゼルバベルの子等はメシユラムおよびハナニヤ、その姉妹にシロミテといふ者あり二十またハシユバ、オヘル、ベレキヤ、ハサデヤ、ユサブヘセデの五人あり二十一ハナニヤの子等はペラテヤおよびエサヤ、またレパヤの子等アルナンの子等オバデヤの子等シカニヤの子等あり二十二

シカニヤの子はシマヤ。シマヤの子等はハットシ、イガル、バリア、ネアリア、シヤパテの六人。二三 ネアリアの子等はエリヨエナイ、ヒゼキヤ、アズリカムの三人。二四 エリヨエナイの子等はホダヤ、エリアシブ、ペラヤ、アックブ、ヨハナン、デラヤ、アナニの七人

第四章 一 ユダの子等はペレツ、ヘツロン、カルミ、ホル、シヨバル。二 シヨバルの子レアヤ、ヤハテを生み、ヤハテ、アホマイおよびラハデを生り、是等はザレア人の宗族なり。三 エタムの父の生る者は左のごとし エズレル、イシマおよびイデバシ、その姉妹の名はハゼレルポニといふ。四 ゲドルの父ペヌエル、ホシヤの父エゼル、是等はベテレヘムの父エフラタの長子ホルの子等なり。五 テコアの父アシユルは二人の妻を有り即ちヘラとナアラ。六 ナアラアシユルによりてアホザム、ヘペル、テメニおよびアハシタリを産り、是等はナアラの産る子なり。七 ヘラの産る子はゼレテ、エゾアル、エテナン。八 ハッコツ

はアヌブおよびツベバを生り、ハルムの子アハルヘルの宗族も彼より出づ。九 ヤベツはその兄弟の中にて最も尊まれたる者なりき、その母我くるしみて之を産たりといひてその名をヤベツ(くるしみ)と名けたり。十 ヤベツイスラエルの神に龥はり我を祝福に祝福て我境を擴め、御手をもて我を助け、我をして災難に罹りてくるしむことなからしめたまへと言り、神その求むる所を允したまふ

○十一 シユワの兄弟ケルブはメヒルを生り、メヒルはエシトンの父なり。十二 エシトンはベテラパ、パセアおよびイルナハシの父テヒンナを生り、是等はレカの人なり。十三 ケナズの子等はオテニエルおよびセラヤ、オテニエルの子はハタテ。十四 メオノタイはオフラを生み、セラヤはヨアブを生り、ヨアブはカラシム(工匠)谷の人々の父なり、彼處のものは工匠なればかくいふ。十五 エフンネの子カレブの子等はイル、エラおよびナアム、エラの子等およびケナズ。十六 エハレレル

の子等はシフ、シパ、テリア、アサレル。十七エズラの子等はエテル、メレデ、エベル、ヤロン。メレデの妻はミリアム、シヤンマイおよびイシパを産り、イシパはエシテモアの父なり、十八ユダヤ人なる妻はゲドルの父エレデとシヨコの父ヘベルとザノアの父エクテエルを産り、是等はメレデの娶りたるパロの女ビテヤの生る子なり十九ナハムの姉妹なるホデヤの妻の生める子等はガルミ人ケイラの父およびマアカ人エシテモアなり、二十シモンの子等はアムノン、リンナ、ベネハナン、テロン、イシの子等はゾヘテおよびベネゾヘテ○二一ユダの子シラの子等はレカの父エル、マレシヤの父ラダおよび織布る者の家の宗族すなはちアシベアの家の者等二二ならびにモアブに主たりしヨキム、コゼバの人々ヨアシおよびサラフ等なり、またヤシユブレハムといふ者ありこの記録は古し二三是等の者は陶工にしてネタイムおよびゲデラに住み、王の地に居りてこの用をな

せり○二四シメオンの子等はヱムエル、ヤミン、ヤリブ、ゼラ、シヤウル、二五シヤウルの子はシヤルム、その子はミブサム、その子はミシマ、二六ミシマの子はハムエル、その子はザツクル、その子はシメイ、二七シメイには男子十六人女子六人ありしがその兄弟等には多の子あらざりきまたその宗族の者は凡てユダの子孫ほどには殖增さりき二八彼らの住る處はベエルシバ、モラダ、ハザルシユアル、二九ビルハ、エゼム、トラデ、三十ベトエル、ホルマ、チクラグ、三一ベテマルカボテ、ハザルスシム、ベテビリ、シヤライム、是等の邑はダビデの世にいたるまで彼等の有たりき三二その村鄉はエタム、アイン、リンモン、トケン、アシヤンの五の邑なり三三またその邑々の周圍に衆多の村ありてバアルまでおよべり彼らの住處は是のごとくにして彼ら各々系譜あり三四メシヨバブ、ヤムレク、アマジヤの子ヨシヤ、三五ヨエル、アシエルの曾孫セラヤの孫ヨシビアの子エヒウ、三六エリオエナイ、ヤコバ、エ

シヨハヤ、アサヤ、アデエル、エシミエル、ベナヤ 三七 およびシピの子、シザ、シピはアロンの子、アロンはエダヤの子、エダヤはシムリの子、シムリはシマヤの子なり、三八 此に名を擧げたる者等はその宗族の中の長たる者にしてその宗家は大に蔓延り 三九 彼等はその群のために牧場を求めんとてゲドルの西におもむき谷の東の方にいたり 四十 つひに膏腴なる善き牧場を見いだせしがその地は廣く靜穩にして安寧なりき、其は昔より其處に住たりし者はハム人なりしなり、四一 即ち上にその名を記したる者等ユダの王ヒゼキヤの代に往て彼らの幕屋を擊やぶり、彼らと其處に居しメウニ人を盡く滅ぼし、之に代りて其處に往て今日にいたる、是はその群を牧べき牧場其處にありたればなり、四二 またシメオンの子孫の者五百人許イシの子等ペラテア、ネアリア、レパヤ、ウジエルを長としてセイル山に攻ゆき 四三 アマレキ人の逃れて遺れる者を擊ほろぼして今日まで

其處に住り

第五章

一 イスラエルの長子ルベンの子等は左のごとし、ルベンは長子なりしがその父の床を涜ししによりてその長子の權はイスラエルの子ヨセフの子等に與へらる然れども系譜は長子の權にしたがひて記すべきに非ず 二 そはユダその諸兄弟に勝る者となりて君たる者その中より出ればなり、但し長子の權はヨセフに屬す。三 即ちイスラエルの長子ルベンの子等はハノク、パル、ヘツロン、カルミ。四 ヨエルの子はシマヤ、その子はゴグ、その子はシメイ、五 その子はミカ、その子はレアヤ、その子はバアル、六 その子はベエラ。このベエラはアッスリヤの王テルガテピルネセルに擄へられてゆけり、彼はルベン人の中に牧伯たる者なりき。七 彼の兄弟等はその宗族に依りその歷代の系譜によれば左のごとし、長エイエルおよびゼカリヤ、八 ベラ等なり。ベラはアザズの子シマの孫ヨエルの曾孫

なりかれアロエルに住みて地をネボ、バアルメオンにまでおよぼしゝが九ギレアデの地にてその家畜殖増ければまた地を東の方ユフラテ河の此方なる荒野の極端にまでおよぼせり十またサウルの時にハガリ人と戰爭してこれを打破りギレアデの東の全部なる彼らの幕屋に住たり○十一ガドの子孫はこれと相對ひてバミヤンの地にすみて地をサルカにまで及ぼせり十二長はヨエル次はシヤパム、ヤアナイ、シヤパテ共にバシヤンに居り○十三彼らの兄弟等はその宗家によればミカエル、メシユラム、シバ、ヨライ、ヤカン、ジア、ヘベル都合七人十四是等はホリの子アビハイルの子等なり、ホリはヤロアの子、ヤロアはギレアデの子、ギレアデはミカエルの子、ミカエルはエシサイの子、エシサイはヤドの子、ヤドはブズの子十五アヒはアブデルの子アブデルはグニの子グニはその宗家の長たり十六彼らはギレアデとバシヤンとその郷里とシヤロンの諸郊地に住

て地をその四方の境におよぼせり 十七 是等はみなユダの王ヨタムの世とイスラエルの王ヤラベアムの世に系譜に載たるなり○ 十八 ルベンの子孫とガド人とマナセの半支派には出て戰ふべき者四萬四千七百六十人あり皆勇士にして能く楯と矛とを執り善く弓を彎きかつ善戰ふ者なり 十九 彼等ハガリ人およびエトル、ネフシ、ノダブ等と戰爭しゐるが 二十 助力をかうむりて攻撃たれたりハガリ人および之と偕なりし者等みな彼らの手におちいれり、是は彼ら陣中にて神を呼びてこれを賴みしによりて神これを聽いれたまひしが故なり 二十一 かくて彼らその家畜を奪ひとりしに駱駝五萬、羊二十五萬、驢馬二千あり、人十萬ありき 二十二 また殺されて倒れたる者衆しその戰爭神に由るがゆゑなり而して彼らはこれが地に代りて住その擄移さるゝ時におよべり○ 二十三 マナセの半支派の人々はその地に住み殖蔓りてつひにバシヤンよりバアルヘルモン、セニル

およびヘルモン山まで地をおよぼせり 二四 その宗家の長は左のごとし即はちエペル、イシ、エリエル、アズリエル、エレミヤ、ホダヤ、ヤデエル、是みなその宗家の長として名ある大勇士なりき○ 二五 彼等その先祖等の神にむかひて罪を犯し曾て彼等の前に神の滅ぼしたまひし國の民等の神を慕ひてこれと姦淫したれば 二六 イスラエルの神アッスリアの王プルの心を振興しまたアッスリアの王テグラテピレセルの心を振興したまへり彼つひにルベン人とガド人とマナセの半支派とを擄へゆきてこれをハウラとハボルとハラとゴザンの河の邊とに移せり彼等は今日まで其處にあり

第六章 一 レビの子等はゲルション、コハテ、メラリ○ 二 コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル○ 三 アムラムの子等はアロン、モーセ、ミリアム○アロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル○ 四 エレアザル ピネハスを生み、ピネハス アビシユアを生み、 五

アビシユアブッキを生み、ブッキウッジを生み、六ウッジゼラヒヤを生み、ゼラヒヤメラヨテを生み七メラヨテアマリヤを生み、アマリヤアヒトブを生み八アヒトブザドクを生み、ザドクアヒマアズを生み、九アヒマアズアザリヤを生み、アザリヤヨハナンを生み、十ヨハナンアザリヤを生り、此アザリヤはヱルサレムなるソロモンの建たる宮にて祭司の職をなせし者なり十一アザリヤアマリヤを生み、アマリヤアヒトブを生み、十二アヒトブザドクを生み、ザドクシヤルムを生み、十三シヤルムヒルキヤを生み、ヒルキヤアザリヤを生み、十四アザリヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む十五ヨザダクはヱホバ子ブカデ子ザルの手をもてユダおよびヱルサレムの人を擄へうつしたまひし時擄へられて往り○十六レビの子等はゲルシヨン、コハテ、およびメラリ十七ゲルシヨンの子等の名は左のごとしリブニおよびシメイ十八コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエ

ル、[十九]メラリの子等はマヘリおよびムシ。レビ人の宗族はその宗家によれば是のごとし。[二十]ゲルションの子はリブニ、その子はヤハテ、その子はジンマ、[二十一]その子はヨア、その子はイド、その子はゼラ、その子はヤテライ。[二十二]コハテの子等はアミナダブ、その子はコラ、その子はアシル、[二十三]その子はエルカナ、その子はエビアサフ、その子はアシル、[二十四]その子はタハテ、その子はウリエル、その子はウジヤ、その子はシヤウル。[二十五]エルカナの子等はアマサイおよびアヒモテ。[二十六]エルカナについてはエルカナの子はゾパイ、その子はナハテ、[二十七]その子はエリアブ、その子はエロハム、その子はエルカナ。[二十八]サムエルの子等は長子はヨエル、次はアビヤ。[二十九]メラリの子はマヘリ、その子はリブニ、その子はシメイ、その子はウザ、[三十]その子はシメア、その子はハギヤ、その子はアサヤなり。[三十一]契約の櫃を安置せし後ダビデ左の人々を立てエホバの家にて謳歌事を司どらせたり。[三十二]彼等は集會の幕屋

の住所の前にて謳歌事をおこなひ來りしがソロモンエルサレムにヱホバの室を建るにおよびてその次序に循ひてその職をつとめたり三三 立て奉事をなせるものおよびその子等は左のごとし、コハテの子等の中へマンは謳歌師長たり、へマンはヨエルの子、ヨエルはサムエルの子、三四 サムエルはエルカナの子、エルカナはエロハムの子、エロ・ハムはエリエルの子、エリエルはトアの子、三五 トアはツフの子、ツフはエルカナの子、エルカナはマハテの子、マハテはアマサイの子、三六 アマサイはエルカナの子、エルカナはヨエルの子、ヨエルはアザリヤの子、アザリヤはゼパニヤの子、三七 ゼパニヤはタハテの子、タハテはアシルの子、アシルはエビアサフの子、エビアサフはコラの子、三八 コラはイツハルの子、イズハルはコハテの子、コハテはレビの子、レビはイスラエルの子なり三九 へマンの兄弟アサフへマンの右に立り、アサフはベレキヤの子、ベレキヤはシメアの子、四十 シ

ソアはミカエルの子、ミカエルはバアセヤの子、バアセヤはマルキヤの子 四一 マルキヤはエテニの子、エテニはゼラの子、ゼラはアダヤの子、四二 アダヤはエタンの子、エタンはジンマの子、ジンマはシメイの子、四三 シメイはヤハテの子、ヤハテはゲルションの子、ゲルションはレビの子なり。四四 また彼らの兄弟なるメラリ人等その左に立り、其中のエタンはキシの子、キシはアブデの子、アブデはマルクの子、四五 マルクはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアマジヤの子、アマジヤはヒルキヤの子、四六 ヒルキヤはアムジの子、アムジはバニの子、バニはセメルの子、四七 セメルはマヘリの子、マヘリはムシの子、ムシはメラリの子、メラリはレビの子なり。四八 彼らの兄弟なるレビ人等は神の室の幕屋の諸の職に任ぜられたり○四九 アロンおよびその子等は燔祭の壇と香壇の上に物を献ぐることを司どり、また至聖所の諸の工をなし、且イスラエルのために贖をなすことを司どれ

り、凡て神の僕モーセの命じたるおとし 五十 アロンの子孫は左のごとし アロンの子はエレアザル、その子はピネハス、その子はアビシユア、五一 その子はブッキ、その子はウジ、その子はゼラヒヤ、五二 その子はメラヨテ、その子はアマリヤ、その子はアヒトブ、五三 その子はザドク、その子はアヒマアズ○五四 アロンの子孫の住處は四方の境の內にあり、その閭里に循ひていへる左のごとし、先コハテ人の宗族が籤によりて得たるところは是なり 五五 すなはちユダの地の中よりはヘブロンとその周圍の郊地を得たり 五六 但しその邑の田野と村々はエフンテの子カレブに歸せり 五七 すなはちアロンの子孫の得たる邑は逃遁邑なるヘブロン、リブナとその郊地、ヤッテルおよびエシテモアとそれらの郊地、五八 ホロンとその郊地、デビルとその郊地、五九 アシヤンとその郊地、ベテシメシとその郊地あり。六十 またベニヤミンの支派の中よりはゲバとその郊地、アレメテとその郊地、アナト

テとその郊地を得たり、彼らの邑はその宗族の中に都合十三あり
き。六一 またコハテの子孫の支派の中此他なる者はかの半支派の中
即ちマナセの半支派の中より籤によりて十の邑を得たり。六二 また
ゲルシヨンの子孫の宗族はイッサカルの支派、アセルの支派、ナフタ
リの支派、およびバシヤンなるマナセの支派の中より十三の邑を
得たり。六三 またメラリの子孫の宗族はルベンの支派、ガドの支派お
よびゼブルンの支派の中より籤によりて十二の邑を得たり。六四 イ
スラエルの子孫は邑とその郊地とをレビ人に與へたり 六五 即ちユ
ダの子孫の支派とシメオンの子孫の支派とベニヤミンの子孫の
支派の中よりして此に名を擧たる是等の邑を籤によりて之に與
へたり。六六 コハテの子孫の宗族はまたエフライムの支派の中より
も邑を得てその領地となせり 六七 即ちその得たる逃遁邑はエフラ
イム山のシケムとその郊地およびゲゼルとその郊地、六八 ヨクメア

ムとその郊地、ベテホロンとその郊地、六九アヤロンとその郊地、ガテリンモンとその郊地なり、七十またマナセの半支派の中よりはアネルとその郊地、ビレアムとその郊地、是みなコハテの子孫の遺れる宗族に歸せり七一ゲルションの子孫に歸せし者はマナセの半支派の宗族の中よりはバシャンのゴランとその郊地、アシタロテとその郊地、七二イッサカルの支派の中よりはケデシとその郊地、ダベラテとその郊地、七三ラモテとその郊地、アネムとその郊地、七四アセルの支派の中よりはミシアルとその郊地、アブドンとその郊地、七五ホコクとその郊地、レホブとその郊地、七六ナフタリの支派の中よりはガリラヤのケデシとその郊地、ハンモンとその郊地、キリアタイムとその郊地、七七此外の者すなはちメラリの子孫に歸せし者はゼブルンの支派の中よりはリンモンとその郊地、タボルとその郊地、七八エリコに對するヨルダンの彼旁すなはちヨルダンの東においてルベ

ンの支派の中より曠野のベゼルとその郊地、ヤザとその郊地、七九ケデモテとその郊地、メパアテとその郊地、八十ガドの支派の中よりはギレアデのラモテとその郊地、マハナイムとその郊地、八一ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地

第七章

一 イッサカルの子等はトラ、プワ、ヤシユブ、シムロムの四人。二 トラの子等はウジ、レパヤ、エリエル、ヤマイ、エブサム、サムエル、是みなトラの子にして宗家の長なり、其子孫の大勇士たる者はダビデの世にはその數二萬二千六百人なりき 三 ウジの子はイズラヒヤ、イズラヒヤの子等はミカエル、オバデヤ、ヨエル、イッシヤの五人、是みな長たる者なりき 四 その宗家によればその子孫の中に軍旅の士卒三萬六千人ありき、是は彼等妻子を衆く有たればなり。五 イッサカルの諸の宗族の中なるその兄弟等すなはち名簿に記載たる大勇士は都合八萬七千人○ 六 ベニヤミンの子等はベラ、ベケル、エデア

エルの三人。七ベラの子等はエツボン、ウジ、ウジエル、エレモテ、イリの五人、皆その宗家の長なり、その名簿に記載たる大勇士は二萬二千三十四人。八ベケルの子等はセミラ、ヨアシ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アビヤ、アナトテ、アラメテ、是みなベケルの子等にして宗家の長なり九その子孫の中名簿に記載たる大勇士は二萬二百人なりき十またエデアエルの子はビルハン。ビルハンの子等はエウシ、ベニヤミン、エホデ、ケナアナ、ゼタン、タルシシ、アビシヤハル、十一是みなエデアエルの子にして宗家の長たりき、その子孫の中に能く陣にのぞみて戰ふ大勇士一萬七千二百人ありき十二またイリの子等はシユパムおよびホパム。またアヘラの子はホシム○十三ナフタリの子等はヤジエル、グニ、エゼル、シヤルム、是みなビルハの產る子なり○十四マナセの子等はその妻の產る者はアシリエル、その妾なるスリアの女の產る者はギレアデの父マキル。十五マキ

ルはホパムとシユパムの妹名はマアカといふ者を妻に娶れり、その次の者はゼロペハデといふ。ゼロペハデには女子ありしのみ 十六 マキルの妻マアカ男子を産てその名をペレシとよべり、その弟の名はシヤレシ。シヤレシの子等はウラムおよびラケム。十七 ウラムの子はベダン、是等はマナセの子マキルの子なるギレアデの子等なり。十八 その妹ハンモレケテはイシホデ、アビエゼル、マヘラを産り 十九 セミダの子等はアヒアン、シケム、リキ、アニヤム

○二十 エフライムの子はシユテラ。その子はベレデ、その子はタハテ、その子はエラダ、その子はタハテ、二十一 その子はザバデ、その子はシユテラ。エゼルとエレアデはガデの土人等これを殺せり、其は彼ら下りゆきてかれらの家畜を奪はんとしたればなり。二十二 その父エフライムこれがために哀むこと日久しかりければその兄弟等きたりてかれを慰さめたり 二十三 かくて後エフライムその妻の所にいりけるに胎みて男子を生

たれバその名をベリア(災難)となづけたり、その家に災難ありたれバなり 二四 エフライムの女子セラは上下のベテホロンおよびウゼンセラを建たり 二五 ベリアの子はレパおよびレセフ、その子はテラ、その子はタハン、二六 その子はラダン、その子はアミホデ、その子はエリシヤマ、二七 その子はヌン その子はヨシユア 二八 エフライムの子孫の産業と住處はベテルとその郷里、また東の方にてはナアラン、西の方にてはゲゼルとその郷里、またシケムとその郷里およびアワとその郷里、二九 またマナセの子孫の國境に沿てはベテシヤンとその郷里、タアナクとその郷里、メギドンとその郷里、ドルとその郷里なり、イスラエルの子ヨセフの子孫は是等の處に住り ○ 三十 アセルの子等はイムナ、イシワ、エスイ、ベリアおよびその姉妹セラ 三一 ベリアの子等はヘベルおよびマルキエル、マルキエルはビルザヒテの父なり 三二 ヘベルはヤフレテ、シヨメル、ホタムおよびその姉妹シユ

ワを生り。三三ヤフレテの子等はパサク、ビムハル、アシワテ。ヤフレテの子等は是のごとし　三四ショメルの子等はアヒ、ロガ、ホバおよびアラム　三五ショメルの兄弟ヘレムの子等はゾパ、イムナ、シレン、アマル。三六ゾパの子等はスア、ハルネペル、シユアル、ベリ、イムラ　三七ベゼル、ホド、シヤンマ、シルシヤ、イテラン、ベエラ　三八エテルの子等はエフンネ、ピスパおよびアラ。三九ウラの子等はアラ、ハニエルおよびリヂア。四十是皆アセルの子孫にして宗家の長たり挺出たる大勇士たり將官の長たりき、其の名簿に記載たる能く陣にのぞみて戰ふ者二萬六千人あり

第八章

一ベニヤミンの生る者は長子をベラ、その次をアシベル、その三をアハラ、二その四をノハ、其の五をラパ。三ベラの子等はアダル、ゲラ、アビウデ、四アビシユア、ナアマン、アホア、五ゲラ、シフパム、ヒラム、六エホデの子等は左のごとし、是等はゲバの民の宗家の長な

り、是はマナハテに移されたり 七 すなはちナアマンおよびアヒヤ
とゝもにゲラこれを移せるなり、エホデの子等はすなはちウザと
アヒウデ是なり 八 シヤハライムはその妻ホシムとバアラを去し
後モアブの國においてまた子等を擧けたり 九 彼がその妻ホデシ
によりて擧たる子等はヨバブ、ヂビア、メシヤ、マルカム、十 エウツ、
シヤキヤおよびミルマ、是その子等にして宗家の長なり 十一 彼また
ホシムによりてアビトブとエルパアルを擧けたり 十二 エルパアル
の子等はエベル、ミシヤムおよびシヤメル、彼はオノとロドとその
郷里を建たる者なり 十三 またベリア、シマあり、是等はアヤロンの民
の宗家の長たる者にしてガデの民を逐はらへり 十四 またアヒオ、シ
ヤシヤク、エレモテ 十五 ゼバデヤ、アラデ、アデル 十六 ミカエル、イシパ、ヨ
ハ、是等はベリアの子等なり、十七 ゼバデヤ、メシユラム、ヘゼキ、ヘベル
十八 イシメライ、エズリア、ヨバブ、是等はエルパアルの子等なり 十九 ヤ

キン、ジクリ、ザベデ二十エリエナイ、チルタイ、エリエル、二一アダヤ、ベラヤ、シムラテ、是等はシマの子等なり。二二イシパン、ヘベル、エリエル、二三アブドン、ヂグリ、ハナン、二四ハナニヤ、エラム、アントテヤ二五イペデヤ、ペヌエル是等はシヤシヤクの子等なり。二六シヤムセライ、シハリア、アタリヤ二七ヤレシア、エリヤ、ヂクリ、是等はエロハムの子等なり。二八是等は歴代の宗家の長にして首たるものなり是らはエルサレムに住たり。二九ギベオンの祖はギベオンに住り、その妻の名はマアカといふ、三十その長子はアブドン、次はツル、キシ、バアル、ナダブ、三一ゲドル、アヒオ、ザケル、三二ミクロテはシメアを生り、是等も又その兄弟等とともにエルサレムに住てこれに對ひ居り○三三ネルはキシを生み、キシはサウルを生み、サウルはヨナタン、マルキシユア、アビナダブ、エシバアルを生り。三四ヨナタンの子はメリバアル、メリバアルはミカを生り。三五ミカの子等はピトン、メレク、ダレア、アハズ。三六アハズはエホ

アダを生み、エホアダはアレメテ、アズマウテおよびジムリを生み、ジムリはモザを生み、三七 モザはビネアを生り、その子はラパその子はエレアサその子はアゼル。三八 アゼルに六人の子あり其名は左のごとし、アズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オダデヤ、ハナン、是みなアゼルの子なり、三九 その兄弟エセクの子等は長子はウラム、その次はエウン、その三はエリペレテ、四十 ウラムの子等は大勇士にして善く弓を射る者なりき、彼は孫子多くして百五十人もありき、是みなベニヤミンの子孫なり

第九章

一 イスラエルの人は皆名簿に記載られたり、視よ是は皆イスラエルの列王紀に録さる。ユダはその罪のためにバビロンに擄へらされてゆけり 二 その産業の邑々に最初に住ひし者はイスラエル人祭司等レビ人およびネテニ人等なり 三 またエルサレムにはユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフライムとマナセの子孫

等住り 四 即ちユダの子ペレツの子孫の中にてはアミホデの子ウタイ、アミホデはオムリの子、オムリはイムリの子イムリはバニの子なり 五 シロ族の中にてはシロの長子アサヤおよびその他の子等 六 ゼラの子孫の中にてはユエルおよびその兄弟六百九十人 七 ベニヤミンの子孫の中にてはハセヌアの子ハダヤの子なるメシユラムの子サル、八 エロハムの子イブニヤ、ミクリの子なるウジの子エラおよびイブニヤの子リウエルの子なるシパテヤの子メシユラム 九 並に彼らの兄弟等その世系によれば合せて九百五十六人是みなその宗家の長たる人々なり 十 また祭司の中にてはエダヤ、ヨアリブ、ヤキン 十一 およびヒルキヤの子アザリヤ、ヒルキヤはメシユラムの子メシユラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なりアザリヤは神の室の宰たり 十二 またエロハムの子アダヤ、エロハムはパシユルの子パシユルはマルキヤ

の子なり、またアデエルの子マアセヤ、アデエルはヤゼラの子ヤゼラはメシユラムの子メシユラムはメシレモテの子メシレモテはインメルの子なり十三また彼らの兄弟等是等は宗家の長たる者にして合せて一千七百六十人あり皆神の室の後事をなすの力あるものなり十四レビ人の中にてはハシユブの子シマヤ、ハシユブはアズリカムの子アズリカムはハシヤビヤの子是はメラリの子孫なり十五またバクバツカル、ヘレシ、ガラルおよびアサフの子ザクリの子なるミカの子マツタニヤ十六ならびにエドトンの子ガラルの子なるシマヤの子オバデヤ、およびエルカナの子なるアサの子ベレキヤ、エルカナはネトパ人の郷里に住たる者なり十七門を守る者はシヤルム、アツクブ、タルモン、アヒマンおよびその兄弟等にしてシヤレムその長たり十八彼は今日まで東の方なる王の門を守りをる、是等はレビの子孫の營の門を守る者なり十九コラの子エビアサフの子な

るコレの子シヤルムおよびその父の家の兄弟等などのコラ人は幕屋の門々を守る職務を主どれりその先祖等はエホバの營の傍にありてその入口を守れり 二十 エレアザルの子ピネハス昔彼らの主宰たりきエホバかれとともに在せり 二一 メシレミヤの子ゼカリヤは集會の幕屋の門を守る者なりき 二二 是みな選まれて門を守る者にて合せて二百十二人ありき皆その村々の名簿に記載たる者なりしがダビデと先見者サムエルこれをその職に任じたり 二三 彼等とその子孫は順番にエホバの室すなはち幕屋の門を司どれり 二四 門を守る者は西東北南の四方に居り 二五 またその村々に居る兄弟等は七日ごとに迭り來りて彼らを助けたり 二六 門を守る者の長たるこの四人のレビ人はその職にをりて神の室の諸の室と府庫とを司どれり 二七 彼らは番守をなす身なるに因て神の室の四周に舍れり而して朝ごとにこれを開くことをせり 二八 その中に奉事の

器皿を司どる者あり、是はその數を按べて携へいりその數を按べて携へいだすべき者なり 二九 またその他の器皿すなはち聖所の一切の器皿および麥粉酒油乳香香料を司どる者あり 三十 また祭司の徒の中に香料をもて香膏を製る者あり 三一 コラ人シヤルムの長子なるマツタテヤといふレビ人は鍋にて製るところの物を司どれり 三二 またコハテ人の子孫たるその兄弟等の中に供前のパンを司どりて安息日ごとにこれを調ふる者等あり 三三 レビ人の宗家の長たる是等の者は謳歌師にして殿の諸の室に居て他の職を爲ざりき其は日夜その職務にかゝりをればなり 三四 是等はレビ人の歴代の宗家の長にして首長たる者あり是等はエルサレムに住り ○ 三五 ギベオンの祖エヒエルはギベオンに住りその妻の名はマアカといふ 三六 その長子はアブドン次はツル、キシ、バアル、ナル、ナダブ 三七 ゲドル、アヒオ、ゼカリヤ、ミクロテ 三八 ミクロテシメアムを生り、彼等もその

兄弟等とともにエルサレムに住てその兄弟等と相對ひ居り 三九 ネルはキシを生みキシはサウルを生みサウルはヨナタン、マルキシユア、アビナダブおよびエシバアルを生り 四十 ヨナタンの子はメリバアル。メリバアルはミカを生り 四一 ミカの子等はピトン、メレク、タレアおよびアハズ。四二 アハズはヤラを生みヤラはアレメテ、アズマウテおよびジムリを生みジムリはモザを生み、四三 モザはビネアを生り。ビネアの子はレバヤその子はエレアサその子はアゼル。四四 アゼルは六人の子ありき、その名は左のごとしアズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン是等はアゼルの子なり

第十章

一 茲にペリシテ人イスラエルと戰ひけるがイスラエルの人々はペリシテ人の前より逃げギルボア山に殺されて倒れたり 二 ペリシテ人はサウルとその子等を追撃しかしてペリシテ人サウルの子ヨナタン、アビナダブおよびマルキシユアを殺せり 三 斯く

その戰闘烈しうしてサウルにおし迫り射手の者等つひにサウルに追つきければサウルは射手の者等のために惱めり 四 サウル是においてその武器を執る者に言けるは汝の劍をぬき其をもて我を刺せ恐らくは彼の割禮なき者等きたりて我を辱しめんと然るにその武器を執る者痛くおそれて肯はざりければサウルすなはちその劍をとりてその上に伏たり 五 武器を執る者サウルの死たるを見て己もまた劍の上に伏て死り 六 斯サウルとその三人の子等およびその家族みな共に死り 七 谷に居るイスラエルの人々みな彼らの逃るを見またサウルとその子等の死るを見てその邑々を棄て逃ければペリシテ人來りてその中に住り○ 八 明る日ペリシテ人殺されたる者を剝んとて來りサウルとその子等のギルボア山にたふれをるを見 九 すなはちサウルを剝てその首とその鎧甲を取りペリシテの國の四方に人を遣はしてこの事をその偶像

と民に告しめ 十 しかしてかれが鎧甲をその神の室に藏め彼が首をダゴンの宮に釘けたり 十一 茲にペリシテ人がサウルになしたる事ことごとくヤベシギレアデ中に聞えされば 十二 勇士等みな起りサウルの體とその子等の體とを奪ひ取てこれをヤベシに持きたりヤベシの橡樹の下にその骨を葬りて七日のあひだ斷食せり 十三 期サウルはヱホバにむかひて犯せし罪のために死たり即ち彼はヱホバの言を守らずまた憑鬼者に問ことを爲して 十四 ヱホバに問ふことをせざりしなり是をもてヱホバかれを殺しその國を移してヱッサイの子ダビデに與へたまへり

第十一章

一 茲にイスラエルの人みなヘブロンに集まりてダビデの許に詣り言けるは我らは汝の骨肉なり 二 前にサウルが王たりし時にも汝はイスラエルを率ゐて出入する者なりき又なんぢの神ヱホバ汝にむかひて汝はわが民イスラエルを牧養ふ者となり

我民イスラエルの君とならんと言たまへりと 三 斯イスラエルの長老みなヘブロンにきたりて王の許にいたりければダビデヘブロンにてエホバの前に彼らと契約をたてたり、彼らすなはちダビデに膏をそゝぎてイスラエルの王となしサムエルによりて傳はりしエホバの言のごとくせり 四 かくてダビデはイスラエルの人々を率ゐてエルサレムに往り、エルサレムは即ちエブスなりその國の土人エブス人其處に居り 五 是においてエブスの民ダビデに言けるは汝は此に入べからずと然るにダビデはシオンの城を取り是すなはちダビデの邑なり 六 この時ダビデいひけるは誰にもあれ第一にエブス人を撃やぶる者を首となし將となさんと斯てゼルヤの子ヨアブ先登して首となれり 七 ダビデその城に住たればこれをダビデの邑と稱へたり 八 ダビデまたその邑の四方すなはちミロ(城塞)より内の四方に建築をなせり邑の中のその餘の處

はヨアブこれを修理へり九斯てダビデはますます大になりゆけり、萬軍のヱホバこれとともに在したればなり○十ダビデが有る勇士の重なる者は左のごとし是等はイスラエルの一切の人とともにダビデに力をそへて國を得させ、終にこれを王となしてヱホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり十一ダビデの有る勇士の數は是のごとし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤシヨベアム彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝殺せし事あり十二彼の次はアホア人ドドの子エレアザルにして三勇士の中なり十三彼ダビデとともにパスダミムに在けるにペリシテ人其處に集りきて戰へり、其處に大麥の滿たる地一箇所あり、時に民ペリシテ人の前より逃たりしが十四彼その地所の中に蹈とどまり之を護りてペリシテ人を殺せり而してヱホバ大なる拯救をほどこして之を救ひたまへり十五三十人の長なる三人の者アドラムの洞穴に下り磐の處

に往てダビデに詣りし事あり、時にペリシテ人の軍兵はレパイムの谷に陣どれり 十六 その時ダビデは砦に居りペリシテ人の鎮臺兵はベテレヘムにありけるが 十七 ダビデ慕ひ望みて言へるは誰かベテレヘムの門にある井の水を持來りて我に飲せよかし 十八 この三人すなはちペリシテ人の軍兵の中を衝とほりてベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へきたれり、然どダビデはこれを飲ことをせず、之をヱホバの前に灌ぎて 十九 言けるは我神よ我決てこれを為じ、我いかで命をかけし此三人の血を飲べけんやと彼らその命をかけて之を携へきたりたればなり故にダビデこれを飲ことを為ざりき、此三勇士は是らの事を為り 二十 ヨアブの兄弟アビシヤイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝ころし三人の中に名を得たり 二十一 彼は第二の三人の中にて尤も貴くしてその首にせらる然ど第一の三人には及ばざりき 二十二 ヱホヤダの子カ

ブジエルのベナヤは勇氣あり衆多の功績ありし者なり彼はモアブのアリエルの二人の子を撃殺せりまた雪の日に下りゆきて穴の中にて獅子一匹を撃殺せし事ありき 二三 彼はまた長身五キユビト程あるエジプト人を殺せりそのエジプト人は機織の膝のごとき槍を手に執をりしが彼は杖をとりて之に下りゆきエジプト人の手よりその槍を振とりてその槍をもて之を殺せり 二四 エホヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり 二五 彼は三十人の中にて尊かりしかども第一の三人には及ばざりき、ダビデかれを親兵の長となせり○ 二六 軍兵の中の勇士はヨアブの兄弟アサヘル、ベテレヘムのドドの子エルハナン、 二七 ハロデ人シヤンマ、ペロニ人ヘレツ、 二八 テコア人イツケシの子イラ、アナトテ人アビエゼル、 二九 ホシヤ人シベカイ、アホア人イライ、 三十 子トパ人マハライ、子トパ人バアナの子ヘレデ、 三一 ベニヤミンの子孫のギベアより出たる

リバイの子イッタイ、ピラトン人ベナヤ、三二ガアシの谷のホライ、アルバテ人アビエル、三三バハルム人アズマウテ、シャルボニ人エリヤバ、三四ギゾニ人ハセム、ハラリ人シヤゲの子ヨナタン、三五ハラリ人サカルの子アヒアム、ウルの子エリパル、三六メケラ人ヘペル、ペロニ人アヒヤ、三七カルメル人ヘツライ、エズバイの子ナアライ、三八ナタンの兄弟ヨエル、ハグリの子ミブハル、三九アンモニ人ゼレク、ゼルヤの子ヨアブの武器を執る者なるベエロテ人ナハライ、四十エテリ人イラ、エテリ人ガレブ、四一ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ、四二ルベン人シザの子アデナ、是はルベン人の軍長の一人にして從者三十人を率ゐたり、四三マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤバテ、四四アシテラ人ウシヤ、アロエル人ホタンの子等シヤマとエイエル、四五デジ人シムリの子エデアエルおよびその兄弟ヨハ四六マハウ人エリエル、エルナアムの子等エリバイおよびヨシヤワヤ、モアブ人イアマ、四七エリエ

ルオベデ、ソメバ人ヤシエル

第十二章

一 ダビデのキシの子サウルの故によりて尙チクラグに閉こもり居ける時に彼處にゆきてダビデに就し者は左のごとし　ろの人々は勇士の中にしてダビデを助けて戰ひたる者 二 能く弓を彎き右左の手を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが倶にベニヤミン人にしてサウルの宗族たり 三 首はアヒエゼル次はヨアシ、是らはギベア人シマアの子等なり又エジエルおよびペレテ、是らはアズマウラの子等なり又ベラカおよびアナトテ人エヒウ 四 またギベオン人イシマヤ彼は三十人の中の勇士にして三十人の首たり又エレミヤ、ヤハジエル、ヨハナン、ゲデラ人ヨザバデ、五 エルザイ、エリモテ、ベアリヤ、シマリヤ、ハリフ人シパテヤ、六 エルカナ、エシヤ、アザリエル、ヨエゼル、ヤシヨベアム是等はコラ人なり 七 またゲドルのエロハムの子等なるヨエラおよびゼバデヤ 八 ガド

人の中より曠野の砦に脱きたりてダビデに歸せし者あり是みな大勇士にして善戰ふ軍人能く楯と戈とをつかふ者にてその面は獅子の面のごとくその捷きこと山にをる鹿のごとくなりき 九 その首はエゼルその二はオバデヤその三はエリアブ 十 その四はミシマンナその五はエレミヤ 十一 その六はアッタイその七はエリエル 十二 その八はヨハナンその九はエルザバデ 十三 その十はエレミヤその十一はマクバナイ 十四 是等はガドの人々にして軍旅の長たり、その最も小き者は百人に當りその最も大なる者は千人に當れり 十五 正月ヨルダンその全岸に溢れたる時是らの者濟りゆきて谷々に居る者をことごとく東西に打奔らせたり 十六 玆にベニヤミンとユダの子孫の中の人々砦に來りてダビデに就きけるに 十七 ダビデこれを出むかへ應へて之に言けるは汝ら厚志をもて我を助けんとて來れるならば我心なんぢらと相結ばん、然ど汝らもし我

手に悪きことを有ざるに我を欺きて敵に付さんとせば我らの先祖の神ねがはくは之を鑒みて責たまへと 十八 時に聖靈三十人の長アマサイに臨みて彼すなはち言けるはダビデよ我らは汝に屬す、エッサイの子よ我らは汝を助けん、願くは平安あれ、汝にも平安あれ、汝を助くる者にも平安あれ、汝の神汝を助けたまふなりと、是においてダビデ彼らを接いれて軍旅の長となせり 十九 前にダビデペリシテ人とともにサウルと戰はんとて攻きたれる時マナセ人數人ダビデに屬り、但しダビデ等は遂にペリシテ人を助けざりき、其はペリシテ人の君等あひ謀り彼は我らの首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめたればなり 二十 斯てダビデチクラグに往る時マナセ人アデナ、ヨザバデ、エデアエル、ミカエル、ヨザバデ、エリウ、ヂルタイこれに歸せり皆マナセ人の千人の長たる者なりき 二十一 彼等ダビデを助けて敵軍に當れり彼らは皆大勇士にして軍旅

の長となれり 二二 當時ダビデに歸して之を助くる者日日に加はりて終に大軍となり神の軍旅のごとくなれり 二三 戰爭のために身をよろひヘブロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの國をダビデに歸せしめんとしたる武士の數は左のごとし 二四 ユダの子孫にして楯と戈とを執り戰爭のために身をよろへる者は六千八百人 二五 シメオンの子孫にして善戰かふ大勇士は七千一百人 二六 レビの子孫たる者は四千六百人 二七 エホヤダアロン人を率ゐたり之に屬する者は三千七百人 二八 またザドクといふ年若き勇士ありき、その宗家の長たる者二十二人ありたり 二九 サウルの宗族ベニヤミンの子孫たる者は三千人、是ベニヤミン人は多くサウルの家に尚も忠義を盡しゐたればなり 三十 エフライムの子孫たる者は二萬八百人皆大勇士にしてその宗家の名ある人々たり 三一 マナセの半支派の者と一萬八千人皆名を録されたる者なるが來りて

ダビデを王にたてんとす 三二 イッサカルの子孫たる者の中より善く時勢に通じイスラエルの爲べきことを知る者きたれりその首二百人ありその兄弟等は皆これが指揮にしたがへり 三三 ゼブルンの者は五萬人皆よく身をよろひ各種の武器をもて善く戰鬪をなし一心に行伍を守る者なりき 三四 ナフタリの者は將たる者千人、楯と戈とを執てこれに從ふ者三萬七千人 三五 ダン人は二萬八千六百人にして皆よく行伍を守る者なりき 三六 アセルの者は四萬人にして皆よく陣にのぞみ且行伍を守る者なりき 三七 またヨルダンの彼旁なるルベン人とガド人とマナセの半支派の者は十二萬人みな各種の武器を執て戰爭にいづるに勝る者なりき 三八 是等の行伍を守る軍人等眞實の心を懷きてヘブロンに來りダビデをもてイスラエル全國の王となさんとせり其餘のイスラエル人もまた心を一にしてダビデを王となさんとせり 三九 彼ら彼處に三日をりてダビデと

ともに食ひかつ飲り其はその兄弟等これがために備をなしたればなり 四十 また近處の者よりイツサカル、ゼブルンおよびナフタリの者に至るまでパンと麥粉の食物と乾無花果と乾葡萄と酒と油等を驢馬、駱駝、牛、馬に載きたりかつ牛羊を多く携へいたれり、是イスラエルみな喜びたればなり

第十三章

一 茲にダビデ千人の長百人の長などの諸將とあひ議り 二 而してダビデイスラエルの全會衆に言けるは汝らもし之を善とし、我らの神ヱホバこれを允したまはゞ我ら偏く人を遣してイスラエルの各地に留まれる我らの兄弟ならびにその諸郊地の邑々にをる祭司とレビ人とに至らせ之をして我らの所に集まらしめん 三 而して我らまた我らの神の契約の匱を我らの所に移さんサウルの世には我ら之に就て詢ことをせざりしなりと 四 會衆みな然すべしと言り、其は民みな此事を善と觀たればなり 五 是にお

いてダビデはキリアテヤリムより神の契約の匱を舁きたらんとてエジプトのシホルよりハマテの入口までのイスラエル人をことごとく召あつめ 六 而してダビデイスラエルの一切の人とゝもにバアラといふユダのキリアテヤリムに上り往きケルビムの上に坐したまふエホバ神の名をもて稱らるゝ契約の匱を其處より舁のぼらんとし 七 乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアビナダブの家より牽いだし、ウザとアヒオこの車を御せり 八 ダビデおよびイスラエルの人はみな歌と琴と瑟と鼗鼓と鐃鈸と喇叭などを以て力をきはめ歌をうたひて神の前に踊れり 九 かくてキドンの禾場に至れる時ウザ手を神の契約の匱に伸してこれを扶へたり、其は牛これを振たればなり 十 ウザその手を伸て契約の匱につけたるによりてエホバこれに向ひて忿怒を發してこれを撃たまひければ其處にて神の前に死り 十一 エホバウザを撃たまひしに因て

ダビデ怒れり其處を今日までペレツウザ（ウザ撃）と稱へらる 十二 その日ダビデ神を畏れて言り我なんぞ神の契約の匱を我所に舁ゆくべけんやと 十三 ダビデその契約の匱を己のところダビデの城邑にうつさず、之を轉らしてガテ人オベデエドムの家に舁いらしめたり 十四 神の契約の匱オベデエドムの家にありて其家族とともにあること三月なりきエホバ、オベデエドムの家とその一切の所有を祝福たまへり

第十四章

一 玆にツロの王ヒラム使者をダビデに遣はし之がために家を建させんとて檜樹および木匠と石工をおくれり 二 ダビデはエホバの固く己をたてゝイスラエルの王となしたまへるを曉れり、其はその民イスラエルの故によりてその國振ひ興りたればなり 三 ダビデ、エルサレムにおいてまた妻妾を納たり而してダビデまた男子、女子を得たり 四 そのエルサレムにて得たる子等の名

は左のごとしシヤンマ、シヨバブ、ナタン、ソロモン 五 イブハル、エリシユア、エルパレテ 六 ノガ、子ペグ、ヤピア 七 エリシヤマ、ベエリアダ、エリパレテ○ 八 玆にダビデの膏そゝがれてイスラエル全國の王となれる事ペリシテ人に聞えければペリシテ人みなダビデを獲んとて上れり、ダビデは聞て之に當らんとて出たりしが 九 ペリシテ人すでに來りてレパイムの谷を侵したりき 十 時にダビデ神に問て言けるは我ペリシテ人にむかひて攻上るべきや、汝かれらを吾手に付したまふや、エホバ、ダビデに言たまひけるは攻上れ、我かれらを汝の手に付さんと 十一 是において皆バアルペラジムに上りゆきけるがダビデつひに彼處にて彼らを打敗り而してダビデ言り神水の破壞り出るごとくに我手をもてわが敵を敗りたまへりと是をもてその處の名をバアルペラジム(破壞の處)と呼ぶなり 十二 彼ら其處にその神々を遺てゆきたればダビデ命じて火をもてこれ

を焚せたり 十三 斯て後ペリシテ人復谷を侵しければ 十四 ダビデまた神に問ふに神これに言たまひけるは彼らを追て上るべからず彼らを離れて回りベカの樹の方よりあれを襲へ 十五 汝ベカの樹の上に進行の音あるを聞ば則ち進んで戰ふべし神汝のまへに進みいでペリシテ人の軍勢を撃たまふべければなりと 十六 ダビデすなはち神の己に命じたまひし如くしてペリシテ人の軍勢を撃やぶりつギベオンよりガゼルにまでいたれり 十七 是においてダビデの名諸の國々に聞わたりヱホバ諸の國人に彼を懼れしめたまへり

第十五章

一 ダビデはダビデの邑の中に自己のために家を建て又神の契約の匱のために處を備へてこれがために幕屋を張り 二 而してダビデ言けるは神の契約の匱を舁べき者は只レビ人のみ其はヱホバ神の契約の匱を舁しめまた己に永く事しめんとてレビ人を擇びたまひたればなりと 三 ダビデすなはちヱホバの契約の

匱をその之がために備へたる處に舁のぼらんとてイスラエルをこと〴〵くエルサレムに召集めたり四ダビデまたアロンの子孫とレビ人を集めたり五即ちコハテの子孫の中よりはウリエルを長としてその兄弟百二十人六メラリの子孫の中よりはアサヤを長としてその兄弟二百二十人七ゲルションの子孫の中よりはヨエルを長としてその兄弟百三十人八エリザバンの子孫の中よりはシマヤを長としてその兄弟二百人九ヘブロンの子孫の中よりはエリエルを長としてその兄弟八十人十ウジエルの子孫の中よりアミナダブを長としてその兄弟百十二人十一ダビデ祭司ザドクとアビヤタルおよびレビ人ウリエル、アサヤ、ヨエル、シマヤ、エリエル、アミナダブを召し十二これに言けるは汝らはレビ人の宗家の長たり、汝らと汝らの兄弟ともに身を潔めイスラエルの神エホバの契約の匱を我が其のために備へたる處に舁のぼれよ十三前には

之をかきしもの汝らにおらざりしに縁て我らの神ヱホバわれらを撃たまへり是は我らそのさだめにしたがひて之に求めざりしが故なりと 十四 是において祭司等とレビ人等イスラエルの神ヱホバの契約の匱を舁のぼらんと身を潔め 十五 レビの子孫たる人々すなはちモーセがヱホバの言にしたがひて命じたるごとく神の契約の匱をその貫ける杠によりて肩に負り 十六 ダビデまたレビ人の長等に告げその兄弟等を選びて謳歌者となし瑟と琴と鐃鈸などの樂器をもちて打はやして歡喜の聲を擧しめよと言たれば 十七 レビ人すなはちヨエルの子ヘマンとその兄弟ベレキヤの子アサフおよびメラリの子孫たる彼らの兄弟クシヤの子エタンを選べり 十八 また之に次るその兄弟等にきと偕にあり即ちゼカリヤ、ベン、ヤジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、マツタテヤ、エリペレホ、ミクテヤおよび門を守る者なるオベデエドムとヱヘ

エル 十九 謳歌者ヘマン、アサフおよびエタンは銅の鐃鈸をもて打ちやす者となり 二十 ゼカリヤ、アジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、マアセヤ、ベナヤは瑟をもて細き音を出し 二一 マツタテヤ、エリペレテ、ミクネヤ、オベデエドム、エイエル、アザジヤは琴をもて太き音を出して拍子をとり 二二 ケナニヤはレビ人の長にして負舁事に通じをるによりて負舁事を指揮せり 二三 またベレキヤとエルカナは契約の匱の門を守り 二四 祭司シバニヤ、ヨシヤパテ、ネタネル、アマサイ、ゼカリヤ、ベナヤ、エリエゼル等は神の契約の匱の前に進みて喇叭を吹き、オベデエドムとエヒアは契約の匱の門を守り 二五 斯くダビデとイスラエルの長老および千人の長等も往てオベデエドムの家よりエホバの契約の匱を歡び勇みて舁のぼり 二六 神エホバの契約の匱を舁ところのレビ人を助けたまひければ牡牛七匹、牡羊七匹を獻げたり 二七 ダビデは細布の衣をまとへり、又契約の匱

を舁ところの一切のレビ人と謳歌者および負舁事を主どれるケナニヤも然り、ダビデはまた白布のエポデを着居たり 二八 斯てイスラエルみな聲を擧げ角を吹ならし喇叭と鐃鈸と瑟と琴とをもて打はやしてエホバの契約の匱を舁のぼれり 二九 エホバの契約の匱ダビデの邑にいりし時サウルの女ミカル窓より窺ひてダビデ王の舞躍るを見、その心にてこれを藐蔑めり

第十六章

一 人々神の契約の匱を舁いりて之をダビデがその爲に張たる幕屋の中に置ゑ而して燔祭と酬恩祭を神の前に獻げたり 二 ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終しかばエホバの名をもて民を祝し 三 イスラエルの衆庶に男にも女にも都てパン一箇肉一片乾葡萄一塊を分ち與へたり ○ 四 ダビデまたレビ人を立てエホバの契約の匱の前にて職事をなさしめ、又イスラエルの神エホバを崇め讚めかつ頌へしめたり 五 伶長はアサフその次はゼカリ

ヤ、エイエル、セミラモテ、エヒエル、マツタテヤ、エリアブ、ベナヤ、オベデ、エドム、エイエルこれハ瑟と琴とを弾じアサフハ鐃鈸を打鳴し 六 また祭司ベナヤとヤハジエルハ喇叭をとりて恒に神の契約の匱の前に侍れり 七 當日ダビデ始めてアサフとその兄弟等を立てエホバを頌へしめたり其言に云く 八 エホバお感謝しその名をよび、その作たまへることをもろ〳〵の民輩の中にしらしめよ 九 エホバにむかひてうたへ、エホバを讃うたへ、そのもろ〳〵の奇しき跡をかたれ 十 そのきよき名をほこれ、エホバをたづぬるものハ心よろこぶべし 十一 エホバとその能力とをたづねよ、恒にその聖顔をたづねよ 十二十三 その僕イスラエルの裔よ、ヤコブの子輩よ、そのえらびたまひし所のものよ、そのなしたまへる奇しき跡とその異事とその口のさばきとを心にとむれ 十四 彼ハわれらの神エホバなり、そのおほくの審判ハ全地にあり 十五 なんぢらたえずその契約をこゝろに

記よ此はよろづ代に命じたまひし聖言あり 十六 アブラハムとむすびたまひし契約イサクに與へたまひし誓なり 十七 之をかたくしヤコブのために律法となしイスラエルのためにとこしへの契約となして 十八 言たまひけるは我なんぢにカナンの地をたまひてなんぢらの嗣業の分となさん 十九 その時なんぢらの數おほからず甚すくなくしてかしこにて旅人となり 二十 この國よりかの國にゆきこの國よりほかの民にゆけり 二一 人のかれらを虐ぐるをゆるしたまはず、かれらの故によりて王たちを懲しめて 二二 宣給くわが受膏者たちにふるるなかれ、わが預言者たちをそこなふなかれ 二三 全地よヱホバにむかひて謳へ日ごとにその拯救をのべつたへよ 二四 もろもろの國のなかにその榮光をあらはし、もろもろの民のなかにその奇しきみわざを顯すべし 二五 そはヱホバはおほいなり、大にほめたたふべきものなり、またもろもろの神にまさりて畏るべきものな

り二六もろ〳〵の民のすべての神はことごとく虚し、されどヱホバはもろ〳〵の天をつくりたまへり二七尊貴と稜威とはその前にあり、能とよろこびとはその聖所にあり二八もろ〳〵のたみの諸族よ、榮光とちからとをヱホバにあたへよヱホバにあたへよ二九その聖名にかなふ榮光をもてヱホバにあたへ献物をたづさへて其前にきたりきよき美はしき物をもてヱホバを拝め三十全地よその前にをのゝけ世界もかたくたちて動かさるゝことなし三一天はよろこび地はたのしむべしもろ〳〵の國のなかにいへ、ヱホバは統御たまふ三二海とそのなかに盈るものとも鳴りどよみ、田畑とその中のすべての物とはよろこぶべし三三かくて林のもろ〳〵の樹もまたヱホバの前によろこびうたはんヱホバ地をさばかんとて來りたまふ三四ヱホバに感謝せよ、そのめぐみはふかく、その憐憫はかぎりなし三五汝ら言へ我らの拯救の神よ我らを救ひ我らを取り集め列

邦のなかより救ひいだしたまへ我らは聖名を謝しなんぢのほむべき事をほこらん 三六 イスラエルの神ヱホバは窮なきより窮なきまではむべきかな、すべての民はアーメンとゝなへてヱホバを讃稱へたり○ 三七 ダビデはアサフとその兄弟等をヱホバの契約の匱の前に留めおきて契約の匱の前に常に侍りて日日の事を執行なはせたり 三八 オベデエドムとその兄弟等は合せて六拾八人、またヱドトンの子なるオベデエドムおよびホサは司門たり 三九 祭司ザドクおよびその兄弟たる祭司等はギベオンなる崇邱においてヱホバの天幕の前に侍り 四十 燔祭の壇の上にて朝夕斷ず燔祭をヱホバに獻げ且ヱホバがイスラエルに命じたまひし律法に記されたる諸の事を行へり 四一 またヘマン、ヱドトンおよびその餘の選ばれて名を記されたる者等彼らとともにありてヱホバの恩寵の世々限なきを讚まつれり 四二 即ちヘマンおよびヱドトンかれらとともに

居て喇叭鐃鈸など神の樂器を操て樂を奏せり又エドトンの子等ハ門を守れり 四三 かくて民みな各々その家にかへれり又ダビデハその家族を祝せんとて還りゆけり

第十七章

一 ダビデその家に住にいたりてダビデ預言者ナタンに言けるハ視よ我ハ檜樹の家に住む然れどもヱホバの契約の匱ハ幕の下にありと 二 ナタン ダビデに言けるハ神なんぢとともに在せバ凡て汝の心にある所を爲せ 三 その夜神の言ナタンに臨みて曰く 四 往てわが僕ダビデに言へヱホバかく言ふ汝ハ我ために我の住べき家を建べからず 五 我ハイスラエルを導びき上りし日より今日にいたるまで家に住しことなくして但幕屋より幕屋に移り天幕より天幕に遷り 六 我イスラエルの人々と共に歩みたる處々にて我わが民を牧養ふことを命じたるイスラエルの士師の一人にもなんぢ何故に檜樹の家を我ために建ざるやと一言にても

言し事ありや 七 然ば汝わが僕ダビデに斯言べし萬軍のヱホバかく言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨ふ處より取て我民イスラエルの君長と爲し 八 汝が凡て往る處にて汝と偕にあり汝の諸の敵を汝の前より斷さり我また世の中の大なる人の名のごとき名を汝に得させん 九 かつ我わが民イスラエルのために處を定めて彼らを植つけ彼らをして自己の處に住て重て動くこと無らしめん 十 又惡人昔のごとく即ち我民イスラエルの上に士師を立たる時より已來のごとく重ねて彼らを荒すこと無るべし我汝の諸の敵を壓服ん且今我汝に告ぐヱホバまた汝のために家を建ん 十一 汝の日の滿汝ゆきて先祖等と偕になる時は我汝の生る汝の子を汝の後に立て且その國を堅うせん 十二 彼わが爲に家を建ん我ながく彼の位を堅うせん 十三 我は彼の父となり彼はわが子となるべし我は汝の先にありし者より取たるごとくに彼よりは我恩惠を

取らじ 十四 却て我かれを永く我家と我國に居置ん、彼の位を何時までも堅く立べし 十五 ナタン凡て是等の言のごとく凡てこの異象のごとくダビデに語りければ○十六 ダビデ王入てヱホバの前に坐して言けるはヱホバ神よ我は誰ぞ我家は何なれば汝此まで我を導きたまひしや 十七 神よ是はなほ汝の目には小き事たりヱホバ神よ汝はまた僕の家の遙後の事を語り、高き者のごとくに我を見做たまへり 十八 僕の名譽についてはダビデこの上何をか汝に望むべけん汝は僕を知たまふなり 十九 ヱホバよ汝は僕のため又なんぢの心に循ひて此もろ〳〵の大ある事を爲し此すべての大なる事を示たまへり 二十 ヱホバよ我らが凡て耳に聞る所に依ば汝のごとき者は無く、また汝の外に神は無し 二十一 地の何の國か汝の民イスラエルに如ん、是は在昔神の往て贖ひて己の民となして大なる畏るべき事を行なひて名を得たまひし者なり汝はそのエジプトより贖

ひいだせし汝の民の前より國々の人を逐はらひたまへり 二二 而して汝は汝の民イスラエルを永く汝の民となしたまふ、ヱホバよ汝は彼らの神となりたまへり 二三 然ばヱホバよ汝が僕とその家につきて宣まひし言を永く堅うして汝の言し如く爲たまへ 二四 願くは汝の名の堅く立ち、永久に崇められて萬軍のヱホバイスラエルの神はイスラエルに神たりと曰れんことを、願くは僕ダビデの家の汝の前に堅く立んことを 二五 我神よ汝は僕の耳に示して之が爲に家を建んと宣へり、是によりて僕なんぢの前に禱る道を得たり 二六 願くはヱホバよ汝は即ち神にましまし、此恩典を僕に傳たまへり 二七 願くは今僕の家を祝福て汝の前に永く在しめたまへ、其はヱホバよ汝の祝福たまへる者は永く祝福を蒙れるなり

第十八章

一 此後ダビデペリシテ人を撃てこれを服し、又ペリシテ人の手よりガテとその郷里を取り 二 彼またモアブを撃しかばモ

アブ人はダビデの臣となりて貢を納たり 三 ダビデまたハマテの邊にてゾバの王ハダレゼルを撃り是は彼がユフラテ河の邊にてその權勢を振んとて往る時なりき 四 而してダビデ彼より車千輛騎兵七千步兵二萬を取り、ダビデまた一百の車の馬を存してその餘の車馬は皆その足の筋を切り 五 その時ダマスコのスリア人、ゾバの王ハダレゼルを援けんとて來りしかばダビデそのスリア人二萬二千を殺せり 六 而してダビデダマスコのスリアに鎮臺を置ぬスリア人は貢を納てダビデの臣となりエホバダビデを凡てその往く處にて助たまへり 七 ダビデハダレゼルの臣僕等の持る金の楯を奪ひて之をエルサレムに持きたり 八 またハダレゼルの邑テブハテとクンより甚だ衆多の銅を取きたれり、ソロモンこれを用て銅の海と柱と銅の器具を造れり 九 時にハマテの王トイ、ダビデのゾバの王ハダレゼルの總の軍勢を撃破りしを聞て 十 そ

の子ハドラムをダビデ王に遣し安否を問ひかつ祝を賀せしむ、其はハダレゼル嘗てトイと戰鬪をなしたるがダビデハダレゼルと戰ひて之を擊やぶりたればなり。ハドラム金銀および銅の種々の器を携へきたりければ 十一 ダビデ王その エドム、モアブ、アンモンの子孫、ペリシテ人、アマレクなどの諸の國民の中より取きたりし金銀とともに是等をもエホバに奉納たり 十二 ゼルヤの子アビシャイ鹽谷にてエドム人一万八千を殺せり 十三 斯てダビデエドムに鎭臺を置エドム人は皆ダビデの臣となりぬ、エホバかくダビデを凡その往處にて助けたまへり○ 十四 ダビデはイスラエルの全地を治めてその諸の民に公平と正義を行へり 十五 ゼルヤの子ヨアブは軍旅の長、アヒルデの子ヨシヤパテは史官 十六 アヒトブの子ザドクとアビヤタルの子アビメレクは祭司、シヤウシヤは書記官 十七 エホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ人の長、ダビデの子等は王の座

側に侍る大臣なりき

第十九章

一 此後アンモンの子孫の王ナハシ死ければその子これに代りて王となりたり 二 ダビデ言けるハ我ナハシの子ハヌンをねんごろに遇らはんかれが父われをねんごろにあしらいたれバなりと、ダビデすなはち彼をその父の故によりて慰めんとて使者を遣はせりダビデの臣僕等アンモンの子孫の地に往きハヌンに詣りてこれを慰めけるに 三 アンモンの子孫の牧伯等ハヌンに言けるハダビデ慰藉者を汝につかはしたるに因て彼なんぢの父を尊ぶと汝の目に見ゆるや、彼の臣僕等ハ此國を窺ひ探りて滅ぼさんとて來れるならずやと 四 是においてハヌン、ダビデの臣僕等を執へてその鬚を剃おとしその衣服を中より斷て臀までにして之を歸したりし 五 或人きたりて此人々の爲られし事をダビデに告ぐれバダビデ人をつかはして之を迎へしめたり、その人々には

いふ愧たきむなり、即ち王いひけるは汝ら鬚の長るまでエリコに止まりて然る後かへるべしと 六 アンモンの子孫自己のダビデに惡まるゝ樣になれるを見しかバ ハヌンおよびアンモンの子孫すなはち銀一千タラントをおくりてメソポタミヤとスリアマアカおよびゾバより戰車と騎兵とを雇ひいきたり 七 即ち戰車三萬二千乘にマアカの王とその兵士を雇ひければ彼ら來りてメデバの前に陣を張り、是においてアンモンの子孫その邑々より寄あつまりて戰んとて來れり 八 ダビデ聞てヨアブと勇士の惣軍を遣しけるに 九 アンモンの子孫は出て邑の門の前に戰爭の陣列をなせり、又援助に來れる王等は別に野に居り 十 時にヨアブ前後より敵の攻寄るを見てイスラエルの倔強の兵士の中を抽擢て之をしてスリア人にむかひて陣列しめ 十一 その餘の民をその兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫にむかひて陣列しめ 十二 而して

言けるはスリア人もし我に手強ならば汝我を助けよ、アンモンの子孫もし汝に手強からば我なんぢを助けん 十三 汝勇しくなれよ、我等の民のためと我らの神の諸邑のために我ら勇しく爲ん、願くはヱホバその目に善と見ゆる所をなしたまへと 十四 ヨアブ己に從へる民とともに進みよりてスリア人を攻擊けるにスリア人かれの前より潰奔れり 十五 アンモンの子孫はスリア人の潰奔るを見て自己等もまたその兄弟アビシャイの前より逃奔りて城邑にいりぬ、是においてヨアブはエルサレムに歸れり 十六 スリア人はそのイスラエルに擊やぶられたるを見て使者を遣はして河の彼旁なるスリア人を將ゐ出せり、ハダレゼルの軍旅の長ショパクこれを率ゆ 十七 この事ダビデに聞えければ彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に來り之にむかひて戰爭の陣列を立たり、ダビデかく彼らにむかひて戰爭の陣列を立たれば彼らこれと戰へ

り十八然るにスリア人イスラエルの前に潰たればダビデスリアの兵車の人七千歩兵四萬を殺し、また軍旅の長ショパクを殺せり十九ハダレゼルの臣たる者等のイスラエルに撃やぶられたるを見てダビデと和睦をなしてこれが臣となれり、スリア人は此後ふたゝびアンモンの子孫を助くることを為ざりき

第二十章

一 年かへりて王等の戰爭に出る時におよびてヨアブ軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を打荒し往てラバを攻圍りさどダビデはエルサレムに止まりたりヨアブつひにラバを撃壞りてこれを滅ぼせり二ダビデ彼らの王の冠冕をその首より取はなしたまひしに、その金の重を量り見るに一タラントあり、またその中に寶石を嵌たるありき、之をダビデの首に冠ちせたり、彼また甚だ衆多の掠取物をその邑より取り三而して彼またその中の民を曳いだし鋸と銕の打車と斧とをもてこれを斬り、ダビデアンモンの

子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビデとその民みなエルサレムに歸りぬ○四この後ゲゼルにおいてペリシテ人と戰爭おこりたりしがその時にホシヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシバイを殺せり、彼等つひに攻伏られき　五復ペリシテ人と戰爭ありしがヤイルの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり、ラミの槍の柄は機の縢の如くなりき　六またガテに戰爭ありしが其處に一人の身長き人あり、その手の指と足の趾は六宛にして合せて二十四あり彼も巨人の生る者なりき　七彼イスラエルを挑みしかばダビデの兄弟シメアの子ヨナタンこれを殺せり　八是等はガテにて巨人の生る者なりしがダビデの手とその臣僕の手に斃れたり

第二十一章

一玆にサタン起りてイスラエルに敵しダビデを感動してイスラエルを核數しめんとせり　二ダビデすなはちヨアブと

民の牧伯等に言けるは汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイスラエル人を數へ、その數をとりきたりて我に知せよ 三 ヨアブ答へけるは幾何あるとも願くはエホバその民を百倍に増たまへ、然ながら王わが主よ、是はみな我主の僕ならずや、然に何とて我主にの事を爲んと要めたまふや、何ぞイスラエルをして之によりて罪を獲せしむべけんやと 四 されど王つひにヨアブに言勝たればヨアブすなはち出ゆきイスラエルを徧く行めぐりてエルサレムに還れり 五 而してヨアブ民の總數をダビデに告たり即ちイスラエルの中には劍を帶る者一百十万人ありユダの中には劍を帶る者四十七万人ありき 六 但しレビとベニヤミンとはその中に數へざりき其はヨアブ王の言を惡みたればなり 七 この事神の目に惡かりければイスラエルを撃なやましたまへり 八 ダビデ是において神に申しけるは我この事をなして大に罪を獲たり、然ども今ねが

くは僕の罪を除きたまへ我はなはだ愚なる事をなせりと 九 時にヱホバダビデの先見者ガデに告て言たまひけるは 十 往てダビデに告て言へ、ヱホバかく言ふ我なんぢに三のものを示す、汝その一を撰べ、我それを汝に爲んと 十一 ガデすなはちダビデの許に至り之に言けるはヱホバかく言たまふ汝擇べよ 十二 即ち三年の饑饉か、又は汝三月の間汝の敵の前に敗れて汝の仇の劍に追はれんか、又は三日の間ヱホバの劍すなはち疫病この國にありてヱホバの使者イスラエルの四方の境の中にて擊滅ぼすことをせんか、我が如何なる答を我を遣はせし者に爲べきかを汝決めよ 十三 ダビデガデに言けるは我おほいに苦む、請ふ我はヱホバの手に陷らん、其憐憫甚だおほいなればなり、人の手には陷らじと 十四 是においてヱホバイスラエルに疫病を降したまひければイスラエルの人七萬人斃れたり 十五 神また使者をヱルサレムに遣してこれを滅ぼさんと

したまひしが、其これを滅ぼすにあたりてヱホバ観てその禍害をなせしを悔い、其ほろぼす使者に言たまひけるは足り今なんぢの手を住めよと、時にヱホバの使者はヱブス人オルナンの打場の傍に立をる 十六 ダビデ目をあげて観るにヱホバの使者地と天の間に立て抜身の劍を手にとりてヱルサレムの方にこれを伸をりければダビデと長老等麻布を衣て俯伏り 十七 而してダビデ神に申しけるは民を數へよと命ぜし者は我ならずや罪を犯し惡き事をなしたる者は我なり然れども是等の羊は何をなせしや我神ヱホバよ請ふ汝の手を我とわが父の家に加へたまへ、惟汝の民に加へて之を疚めたまふ勿れと 十八 時にヱホバの使者ガデに命じ汝ダビデに告てダビデをして上りゆきてヱブス人オルナンの打場にてヱホバのために一箇の壇を築しめよと言り 十九 是においてダビデはガデのヱホバの名をもて告たる言にしたがいて上りゆけり 二十 オル

ナンは麥を打ゐけるが回顧て天の使の居るを觀その四人の子等とともに匿れたり 二一 やがてダビデはオルナンの方に來りけるがオルナン望みてダビデを見すなはち打場より出ゆきて面を地につけてダビデを拜せり 二二 ダビデオルナンに言けるは此打場の處を我に與へよ、我そこにてヱホバに一箇の壇を築かん、汝ろの十分の値をとりて之を我にわたへ災害の民におよぶことを止めしめよ 二三 オルナンダビデに言けるは請ふ之を取り王わが主の目に善と觀るところを爲たまへ、我なんぢに獻げて牛を燔祭の料とし、打禾車を柴薪とし、麥を素祭とせん、我みなこれを奉呈ると 二四 ダビデ王オルナンに言けるは然るべからず我かならず十分の値をはらひて之を買ん、我は汝の物を取てヱホバに奉まつらじ、又費なしに燔祭を獻ることをせじと 二五 ダビデすなはち其處のために金六百シケルを衡りてオルナンに與へたり 二六 而してダビデ其處にてヱ

ホバに一箇の祭壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げてエホバを籲けるに天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり 二七 エホバすなはちその使者に命じたまひければ彼その劍を鞘に藏めたり 二八 その時ダビデはエホバがエブス人オルナンの打場において己に應へたまふを見たれば其處にて犠牲を獻ぐることを爲り 二九 モーセが荒野にて造りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時ギベオンの崇邱にありけるが 三十 ダビデはその前に進みゆきて神に求むることを得せざりき、是は彼エホバの使者の劍のために懼れたるに因てなり

第二十二章

一 ダビデ言けるはエホバ神の室は此なり、イスラエルの燔祭の壇は此ありと 二 ダビデすなはち命じてイスラエルの地に居る異邦人を集めしめ又神の室を建るに用ふる石を琢ために石工を設けたり 三 ダビデまた門の扉の釘および鎹に用ふる鐵を

夥しく備へたり又銅を數られぬほどに夥しく備へたり 四 また檜樹を備ふること數られず是はシドン人およびツロの者夥多く檜樹をダビデの所に運びきたりたればなり 五 ダビデ言けるは我子ソロモンは少くして弱し又ヱホバのために建る室は極めて高大にして萬國に名を得榮を得る者たらざる可らず今我其がために準備をなさんとダビデその死る前に大に之が準備をなせり〇 六 而して彼その子ソロモンを召てイスラエルの神ヱホバのために家を建ることを之に命ぜり 七 即ちダビデソロモンに言けるは我子よ我は我神ヱホバの名のために家を建る志ありき 八 然るにヱホバの言われに臨みて言り汝は多くの血を流し大なる戰爭を爲したり汝我前にて多の血を地に流したれば我名の爲に家を建べからず 九 視よ男子汝に生れん是は平安の人なるべし我これに平安を賜ひてその四周の諸の敵に煩はさるゝこと無らしめん故に

彼の名はソロモン(平安)といふべし、彼の世に我平安と靜謐をイスラエルに賜はん 十 彼わが名のために家を建ん彼はわが子となり、我は彼の父とならん、我かれの國の祚を固うして永くイスラエルの上に立しめん 十一 然ば我子よ願くはヱホバ汝とともに在し汝を盛ならしめ汝の神ヱホバの室を建させて其なんぢにつきて言たる如くしたまはんことを 十二 惟ねがはくはヱホバ汝に智慧と穎悟を賜ひ汝をイスラエルの上に立て汝の神ヱホバの律法を汝に守らせたまはんことを 十三 汝もしヱホバがイスラエルにつきてモーセに命じたまひし法度と例規を謹みて行はゞ汝旺盛にあるべし、心を強くしかつ勇め、懼るゝ勿れ、慄くなかれ、十四 視よ我患難の中にてヱホバの室のために金十萬タラント銀百萬タラントを備へ、また銅と鐵とを數しれぬほど夥多く備たり、又材木と石をも備へたり、汝また之に加ふべし 十五 かつまた工人夥多しく汝の手にあり、即

ち石や木を琢刻む者および諸の工作を爲すところの工匠など都てあり 十六 夫金銀銅鐵は數限りなし、汝起て爲せ、願くはヱホバ汝とともに在せと 十七 ダビデまたイスラエルの一切の牧伯等にその子ソロモンを助くることを命じて云く 十八 汝らの神ヱホバなんぢらと偕に在すならずや、四方において泰平を汝らに賜へるならずや、即ちこの地の民を我手に付したまひてこの地はヱホバの前とヱホバの民の前に服せり 十九 然ば汝ら心をこめ精神をこめて汝らの神ヱホバを求めよ、汝ら起てヱホバ神の聖所を建てヱホバの名のために建るろの室にヱホバの契約の匱と神の聖器を携さへいるべし

第二十三章

一 ダビデ老てその日滿ければその子ソロモンをイスラエルの王となせり 二 ダビデイスラエルの一切の牧伯および祭司とレビ人をあつめたり 三 レビ人の三十歳以上なる者を數へた

るにその人々の頭數は三萬八千 四 その中二萬四千はヱホバの室の事幹を掌どり、六千は有司および裁判人たり 五 四千は門を守る者たり、また四千はダビデが造れる讚美の樂器をとりてヱホバを頌ることをせり 六 ダビデレビの子孫を分ちて班列を立たり、即ちゲルション、コハテおよびメラリ、七 ゲルション人たる者はラダンおよびシメイ、八 ラダンの子等は長ヱヒエルおよびゼタムとヨエル合て三人 九 シメイの子等はシロミテ、ハジエル、ハランの三人、是等はラダンの宗家の長たり、十 シメイの子等はヤハテ、ジナ、ヱウシ、ベリアこの四人はシメイの子なり、十一 ヤハテは長ジナはその次、ヱウシ、ベリアは子多からざるが故に之をともに數へて一つの宗家となれり〇 十二 コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルの四人〇 十三 アムラムの子等はアロンとモーセ、アロンはその子等とともに永く區別れてその身を潔めて至聖者となり、ヱホバの前に

香を焚き之に事へ恆にその名をもて祝することを爲り 十四 神の人モーセの子等はレビの支派の中に數へいれらる 十五 モーセの子等はゲルションおよびエリエゼル 十六 ゲルションの子等は長はシブエル、十七 エリエゼルの子等は長はレハビヤ、エリエゼルは此外に男子あらざりき、但しレハビヤの子等は甚だ多かりき 十八 イヅハルの子等は長はシロミテ、十九 ヘブロンの子等は長子はエリヤ、その次はアマリヤその三はヤハジエルその四はエカメアム、二十 ウジエルの子等は長子はミカ次はエシヤ ○ 二十一 メラリの子等はマヘリおよびムシ、マヘリの子等はエレアザルおよびキシ、二十二 エレアザルは男子なくして死り、惟女子ありし而已、その女子等はキシの子たるその兄弟等これを娶れり 二十三 ムシの子等はマヘリ、エデル、エレモテの三人 二十四 レビの子孫をその宗家に循ひて言ば是のごとし是皆かの頭數を數へられその名を錄されてエホバの家の役事をなせる二

十歳以上の者の宗家の長なり　二五ダビデ言けらくイスラエルの神エホバその民を安んじて永くエルサレムに住たまふ、二六レビ人もまた重ねて幕屋およびその奉事の器具を舁ことあらずと　二七ダビデの最後の詞にしたがひてレビ人は二十歳以上よりして數へられたり　二八彼らの職はアロンの子孫等の手に屬して神の家の役事を爲し庭と諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て神の家の役事を勤むるの事なりき　二九また供前のパン、素祭の麥粉、酵いれぬ菓子、鍋にて製る者、燒て製る者など掌どりまた凡て容積と長短を量度ることを掌どり　三十また朝ごとに立てエホバを頌へ讃ることを掌どれり、夕もまた然り　三一又安息日と朔日と節會においてエホバに諸の燔祭を獻げ其命ぜられたる所に循ひて數のごとくふ斷ずこれをエホバの前にたてまつる事を掌どれり　三二是のごとく彼らは集會の幕屋の職守と聖所の職守とアロンの子孫たる

ろの兄弟等の職守とを守りてヱホバの家の役事をおこなふ可りしなり

第二十四章

一 アロンの子孫の班列は左のごとしアロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル、二 ナダブとアビウはその父に先だちて死て子なかりければエレアザルとイタマル祭司となれり 三 ダビデエレアザルの子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒメレクとともに彼らを分ちて各々その職と務に任じたり 四 エレアザルの子孫の中にはイタマルの子孫の中よりも長たる人多かりき、是をもてその分たれし班列はエレアザルの子孫たる宗家の長にて十六あり、イタマルの子孫たる宗家の長にて八あり 五 斯彼らも籤によりて分たる彼と此と相等し、其は聖所の督者および神の督者はエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子孫の中よりも出たればなり 六 レビ人ナタナルの子シマヤといふ書記王と

牧伯等と祭司ザドクとアビヤタルの子アヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長の前にて之を書しるせり、即ちエレアザルのために宗家一を取ど又イタマルのために宗家一を取り七第一の籤はヨアリブに當り第二はエダヤに當り八第三はハリムに當り第四はセオリムに當り九第五はマルキヤに當り第六はミヤミンに當り十第七はハッコツに當り第八はアビアに當り十一第九はエシユアに當り第十はシカニヤに當り十二第十一はエリアシブに當り第十二はヤキンに當り十三第十三はホッパに當り第十四はエシバブに當り十四第十五はビルガに當り第十六はインメルに當り十五第十七はヘジルに當り第十八はハピセツに當り十六第十九はペタヒヤに當り第二十はエゼキエルに當り十七第二十一はヤキンに當り第二十二はガムルに當り十八第二十三はデラヤに當り第二十四はマアジアに當れり十九是その職務の順序なり、彼らは之にしたがひて

エホバの家にいりろの先祖アロンより傳へりし例規によりて勤むべかりしなり、即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし○二十その餘のレビの子孫は左のごとしアムラムの子等の中にてはシュバエル、シュバエルの子等の中にてはエデヤ○二一レハビヤについてはレハビヤの子等の中にては長子イッシア○二二イヅハリ人の中にてはシロミテ、シロミテの子等の中にてはヤハテ○二三ヘブロンの子等の中にては長子エリヤ、二子アマリヤ、三子ヤハジエル、四子エカメアム○二四ウジエルの子等の中にてはミカ、ミカの子等の中にてはシヤミル○二五ミカの兄弟をイッシアといふ、イッシアの子等の中にてはゼカリヤ○二六メラリの子等はマヘリおよびムシ、ヤジアの子等はベノ○二七メラリの子孫のヤジアより出たる者はベノ、ショハム、ザックル、イブリ○二八マヘリよりエレアザル出たり、エレアザルは子等なかりき○二九キシについてはキシの子はエラメル○三十ムシ

の子等はマヘリ、エデル、エリモテ、是等はレビの子孫にしてその宗家にしたがひて言る者なり 三一 是らの者もまたダビデ王とザドクとアヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるその兄弟等のごとく籤を掣り兄の宗家も弟の宗家も異なることと無りき

第二十五章

一 ダビデと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンおよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして琴と瑟と鐃鈸を執て預言せしむ、その職につきて伶人の數左のごとし 二 アサフの子等はザックル、ヨセフ、ネタニヤ、アサレラ皆アサフの子等にしてアサフの手に屬す、アサフは王の手につきて預言す 三 エドトンについてはエドトンの子等はゲダリア、ゼリ、エサヤ、ハシヤビヤ、マツタテヤの六人皆琴を操てその父エドトンの手に屬す、エドトンはエホバを讃めつつ頌へて預言す 四 ヘマンについてはヘマンの子等たる者

はブッキヤ、マッタニヤ、ウジエル、シブエル、エレモテ、ハナニヤ、ハナニ、エリアタ、ギダルテ、ロマムテエゼル、ヨシベカシヤ、マロテ、ホテル、マハジオテ、五 是みな神の言をつたふる王の先見者ヘマンの子等なりして角を擧ぐ。神ヘマンに男子十四人女子三人を賜へり 六 是等の者は皆その父の手に屬しエホバの家において歌を謠ひ鐃鈸と瑟と琴をもて神の家の奉事をなせり、アサフ、エドトンおよびヘマンは王の手につけり 七 彼等およびエホバに歌を謠ふことを習へるその兄弟等即ち巧なる者の數は二百八十八人 八 彼ら大も小も巧なる者も習ふ者も皆ともにその職務の籤を掣けるが 九 第一の籤はアサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當れり彼もその兄弟等およびその子等十二人 十 第三はザックルに當れりその子等とその兄弟等十二人 十一 第四はイヅリに當れりその子等とその兄弟等十二人 十二 第五はネタニヤに當れりその子等とその兄弟等十二人 十三

第六はブッキァに當れりその子等とその兄弟等十二人 十四 第七はア
サレラに當れりその子等とその兄弟等十二人 十五 第八はエサヤに當れり
その子等とその兄弟等十二人 十六 第九はマツタニヤに當れりその子等
とその兄弟等十二人 十七 第十はシメイに當れりその子等と
その兄弟等十二人 十八 第十一はアザリエルに當れりその子等とそ
の兄弟等十二人 十九 第十二はハシヤビアに當れりその子等とそ
の兄弟等十二人 二十 第十三はシユバエルに當れりその子等とその
兄弟等十二人 二一 第十四はマツタテヤに當れりその子等とその兄弟
等十二人 二二 第十五はエレモテに當れりその子等とその兄弟等十
二人 二三 第十六はハナニヤに當れりその子等とその兄弟等十二人
二四 第十七はヨシベカシヤに當れりその子等とその兄弟等十二人
二五 第十八はハナニに當れりその子等とその兄弟等十二人 二六 第十
九はマロテに當れりその子等とその兄弟等十二人 二七 第二十はエ

リアタに當れりその子等とその兄弟等十二人 二八 第二十一はホテルに當れりその子等とその兄弟等十二人 二九 第二十二はギダルテに當れりその子等とその兄弟等十二人 三〇 第二十三はマハジオテに當れりその子等とその兄弟等十二人 三一 第二十四はロマムテエゼルに當れりその子等とその兄弟等十二人

第二十六章

一 門を守る者の班列は左のごとし、コラ人の中にてはアサフの子コレの子なるメシレミヤ 二 メシレミヤの子等は長子はゼカリヤその次はエデアエルその三はゼバデヤその四はヤテニエル 三 その五はエラムその六はヨハナンその七はエリヨエナイ、 四 またオベデエドムの子等は長子はシマヤその次はヨザバデその三はヨアその四はサカルその五はネタネル 五 その六はアシミエルその七はイッサカルその八はピウレタイ、是は神かれを祝福たまひしなり 六 また彼の子シマヤにも數人の子生れたりしがその

子等は大勇士にしてその父の家の主たる者なりき 七 すなはちシマヤの子等はオテニ、レパエル、オベデ、エルザバデ。エルザバデの兄弟エリウとセマキヤは力ある人なりき 八 是みなオベデエドムの孫子なり、彼らとその子等および其兄弟等は合せて六十二人、皆力ある者にしてその職に堪ふ、是みなオベデエドムに属する者なり 九 メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり皆力ある者ありき 十 メラリの子孫ホサもまた子等ありき其長はシムリ、是は長子ならざりしかどもその父これを長となせしなり 十一 その次はヒルキヤその三はテバリヤその四はゼカリヤ。ホサの子等と兄弟等は合て十三人。十二 門を守るところの班列此長等の中より出でみなその兄弟と等く勤務をなしてヱホバの家に仕ふ 十三 彼ら門々を分つために小も大もともにその宗家に循ひて籤を掣たりしが 十四 東の方の籤はシレミヤに當れり又その子ゼカリヤのために籤を掣け

るに北の方の籤これに當れりゼカリヤは智慧ある議士なりき 十五 オベデエドムは南の方の籤に當りその子等は倉の籤に當り 十六 シユパムおよびホサは西の方の籤にあたり坂の大路にあるシヤレケテの門の傍に居り守者はみな相對ふ 十七 東の方にはレビ人六人北の方には日日に四人南の方にも日日に四人倉のかたはらには二人に二人 十八 西の方パルバルにおいては大路に四人パルバルに二人 十九 門を守る者の班列は是のごとし皆コラの子孫とメラリの子孫なり 二十 また神の府庫および聖物の府庫を司どれる彼らの兄弟なるレビ人は左のごとし 二一 ラダンの子孫すなはちラダンより出たるゲルシヨン人にしてゲルシヨン人ラダンの宗家の長たる者の中にてはエヒエリ 二二 およびエヒエリの子等ならびにその兄弟ゼタムとヨエル是らはヱホバの家の府庫を司どる 二三 アムラミ人イヅハリ人ヘブロン人ウジエリ人の中においては左のご

とし 二四 モーセの子ゲルショムの子なるシブエルは府庫の宰たり 二五 その兄弟にしてエリエゼルより出たる者は即ちエリエゼルの子レハビヤその子エサヤその子ヨラムその子ジクリその子シロミテ 二六 此シロミテとその兄弟等はすべての聖物の府庫を掌どれり その聖物はすなはちダビデ王、宗家の長、千人の長、百人の長、軍旅の長等などが奉納たる者なり 二七 即ち戰爭において獲たる物および掠取物を奉納てエホバの家の修繕に供へたるなり 二八 凡て先見者サムエル、キシの子サウル、ネルの子アブネル、ゼルヤの子ヨアブ等が奉献たる物および其他の奉納物は皆シロミテとその兄弟等の手の下にありき○ 二九 イヅハリ人の中にてはケナニヤとその子等イスラエルの外事を理め有司となり裁判人となれり 三十 ヘブロン人の中にてはハシャビアおよびその兄弟などの勇士一千七百人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督

者となりヱホバの一切の事を行ひ王の用を爲り 三一 ヘブロン人の中にてはその系譜と宗家とに依ばヱリヤといふ者ヘブロン人の長なり、ダビデの治世の四十年に彼らを尋ね求めギレアデのヤゼルにおいて彼らの中より大勇士を得たり 三二 ヱリヤの兄弟たる勇士なる二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王これらをしてルベン人ガド人およびマナセの半支派を監督せしめ、神につける事と王につける事とを宰どらせたり

第二十七章

一 イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人の長およびその有司等は年の惣の月のあひだ月ごとに更り入り更り出で、其班列の諸の事をつとめて王に事たるが、其數を按ふるに一班列に二萬四千人ありき 二 先第一の班列すなはち正月の分はザブデエルの子ヤショベアムこれを率ゆ、其班列は二萬四千人 三 彼は正月の軍團の長等の首たる者にしてペレツの子孫なり 四 二

月の班列はアホア人ドダイその班列の者とともにこれを率ゆ、ミクロテといふ宰あり其班列は二萬四千人 五 三月の軍團を統る第三の將は祭司の長エホヤダの子ベナヤ、その班列は二萬四千人 六 このベナヤはかの三十人の中の勇士にして三十人の上にたてり彼の子アミザバデその班列にあり 七 四月の分を統る第四の將はヨアブの弟アサヘルにしてその子ゼバデヤこれに次げり、其班列は二萬四千人 八 五月の分を統る第五の將はイズラヒ人シャンモテ、その班列は二萬四千人 九 六月の分を統る第六の將はテコア人イッケシの子イラ、その班列は二萬四千人 十 七月の分を統る第七の將はエフライムの子孫たるペロニ人ヘレツ、その班列は二萬四千人 十一 八月の分を統る第八の將はゼラの子孫たるホシャ人シベカイ、その班列は二萬四千人 十二 九月の分をすぶる第九の將はベニヤミンの子孫たるアナトテ人アビエゼル、その班列は二萬四千人 十三 十

月の分をすぶる第十の將はゼラの子孫たるテトパ人マハライ、ろの班列も二萬四千人 十四 十一月の分をすぶる第十一の將はエフライムの子孫たるピラトン人ベナヤ、ろの班列は二萬四千人 十五 十二月の分を統る第十二の將はオテニエルの子孫たるテトパ人ヘルダイ、ろの班列は二萬四千人〇 十六 イスラエルの支派を治むる者は左のごとし、ルベン人の牧伯はヂクリの子エリエゼル、シメオンの牧伯はマアカの子シパテヤ 十七 レビ人の牧伯はケムエルの子ハシヤビヤ、アロン人の牧伯はザドク 十八 ユダの牧伯はダビデの兄弟エリウ、イッサカルの牧伯はミカエルの子オムリ 十九 ゼブルンの牧伯はオバデヤの子イシマヤ、ナフタリの牧伯はアズリエルの子エレモテ 二十 エフライムの子孫の牧伯はアザジヤの子ホセア、マナセの半支派の牧伯はペダヤの子ヨエル 二十一 ギレアデあるマナセの半支派の牧伯はゼカリヤの子イド、ベニヤミンの牧伯はアブテルの子ヤ

シエル二二ダンの牧伯はエロハムの子アザリエル、イスラエルの支派の牧伯等は是のごとし○二三二十歳以下なる者はダビデこれを數へざりき、其はヱホバかつてイスラエルを増て天空の星のごとくにせんと言たまひしことあればなり二四ゼルヤの子ヨアブ數ふることを始めたりしがこれを爲をへざりき、この數ふることによりて震怒イスラエルにおよべり、この數はまたダビデ王の記録の籍に載ざりき○二五アデエルの子アズマウテは王の府庫を掌どり、ウジヤの子ヨナタンは田野、邑々、村々、城などにある府庫を掌どり二六ケルブの子エズリは地を耕す農業の人を掌どり、二七ラマテ人シメイは葡萄園を掌どり、シフミ人ザブデはその葡萄園より取る葡萄酒の藏を掌どり二八ゲデラ人バアルハナンは平野なる橄欖の樹と桑樹を掌どり、ヨアシは油の藏を掌どり、二九シャロン人シテライはシャロンにて牧ふ牛の群を掌どり、アデライの子シヤパテは谷

々にある牛の群を掌どり三十イシマエル人オビルは駱駝を掌どり、メロノテ人エデヤは驢馬を掌どり三一ハガリ人ヤジズは羊の群を掌どれり、是みなダビデ王の所有を掌どれる者なり○三二またダビデの叔父ヨナタンは議官たり、彼は智慧あり學識ある者なり、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり三三アヒトペルは王の議官たりアルキ人ホシヤイは王の伴侶たり、三四アヒトペルに次ぐ者はベナヤの子エホヤダおよびアビヤタル、王の軍旅の長はヨアブ

第二十八章

一 茲にダビデ イスラエルの一切の長、支派の長、王に事ふる班列の長、千人の長、百人の長、王とその子等の所有および家畜を掌どる者、閹官、有力者、諸勇士などを盡くエルサレムに召集め二而してダビデ王その足にて起て言けるは我兄弟等我民よ我に聽け、我はエホバの契約の匱のため我らの神の足臺のために安居の

家を建んとの志ありて已にこれを建る準備をなせり 三 然るに神我に言たまへり汝は我名のために家を建べからず汝は軍人にして許多の血を流したればなりと 四 然りと雖もイスラエルの神ヱホバ我父の全家の中より我を選びて永くイスラエルに王たらしめたまふ、即ちユダを選びて長となしユダの全家の中より我父の家を選び我父の子等の中にて我を悦こびイスラエルの王とならしめたまふ 五 而してヱホバ我に衆多の子をたまひて其わが諸の子等の中より我子ソロモンを選び之をヱホバの國の位に坐せしめてイスラエルを治めしめんとしたまふ 六 ヱホバまた我に言たまひけるは汝の子ソロモンはわが家およびわが庭を作らん、我これを選びて吾子となせり、我かれの父となるべし、七 彼もし今日のごとく我誡命と律法を堅く守り行はゞ我その國を永く堅うせんと 八 然ば今ヱホバの會衆たるイスラエルの全家の目の前および我

らの神の聞しめす所にて汝らに勸む、汝らろの神ヱホバの一切の誡命を守りかつ之を追もとむべし、然せば汝等この美地を保ちてこれを汝らの後の子孫に永く傳ふることを得ん 九 我子ソロモンよ汝の父の神を知り完全心をもて喜び勇んで之に事へよ、ヱホバは一切の心を探り一切の思想を曉りたまふなり、汝もし之を求めなば之に遇ん然ど汝もし之を棄なば永く汝を棄たまはん 十 然ば汝謹めよ、ヱホバ汝を選びて聖所とすべき家を建させんと爲したまへば心を強してこれを爲べしと 十一 而してダビデは殿の廊およびその家その府庫その上の室その內の室贖罪所の室などの式樣をその子ソロモンに授け 十二 また其心に思ひはかれる一切の物すなはちヱホバの家の庭、四周の諸の室、神の家の府庫、聖物の府庫などの式樣を授け 十三 また祭司およびレビ人の班列とヱホバの家の諸の奉事の工とヱホバの家の諸の奉事の器皿とにつきて諭すと

てそあり 十四 また諸の奉事に用ふる金の器皿を作る金の重量を定め又諸の奉事の器に用ふる諸の銀の器皿の銀の重量を定む 十五 即ち金の燈臺とその金の燈盞の重量を宣て一切の燈臺とその燈盞の重量を定め又銀の燈臺につきても各々の燈臺の用法にしたがひて燈臺とその燈盞の重量を定め 十六 また供前のパンの案につきてはその各々の案のために金の重量を定め又銀の案のためにも銀を定め 十七 又肉鈎、盂、杓のために用ふる純金の重量を定め銀の大斝につきてもまた各々の大斝のために重量を定め銀の一切の大斝のためにも重量を定め 十八 また香壇のために用ひる精金の重量を定めかつ車なるケルビムの式様の金を定む、此ケルビムはその翼を展てヱホバの契約の匱を覆ふ 十九 而してダビデ言けらく此工事の式様は皆ことごとくヱホバのその手を我上にくだして我を教へて書せたまひし者なりと 二十 かくてダビデその子ソロモンに

言けるは汝心を強くし勇みてこれを爲せ、懼るゝ勿れ慄くなかれヱホバ神我神汝とゝもに在さん、彼かならず汝を離れず汝を棄ず汝をしてヱホバの家の奉事の諸の工を成終しめたまふべし二一視よ神の家の諸の役事をなすためには祭司とレビ人の班列あり又諸の工と從事を悅こびて爲ところの諸の技巧者汝とゝもに在り、且また牧伯等および一切の民汝の命ずるところを悉く行はん

第二十九章

一 ダビデ王また全會衆に言けるは我子ソロモンは神の惟獨選びたまへる者なるが少くして弱く此工事は大なり、此殿は人のために非ずヱホバ神のためにする者なればなり二是をもて我力を盡して我神の家のために物を備へたり、即ち金の物を作る金、銀の物の銀、銅の物の銅、鐵の物の鐵、木の物の木を備へたり、又葱珩、嵌石、黒石、火崗、諸の寶石、蠟石など夥多し三かつまた我わが神の家を悅ぶが故に聖所のために備へたる一切の物の外にまた自

己の所有なる金銀をわが神の家に獻ぐ 四 即ちオフルの金三千タラント精銀七千タラントを獻げてその家々の壁を蔽ふに供ふ 五 金は金の物に、銀は銀の物に凡て工人の手にて作るものに用ふべし、誰か今日自ら進んでヱホバのためにその手に物を盈さんすと 六 是において宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人の長および王の工事を掌どる者等誠意より獻物をなせり 七 その神の家の奉事のために獻げたる者は金五千タラント一萬ダリク銀一萬タラント銅一萬八千タラント鐵十萬タラント 八 また寶石ある者はグルションの人ヱヒエルの手に託て之を神の家の府庫に納めたり 九 彼ら斯誠意よりみづから進んでヱホバに獻げたれば民その獻ぐるを喜こべり、ダビデ王もまた大に喜びぬ 十 茲にダビデ全會衆の前にてヱホバを頌へたり、ダビデの曰く我らの先祖イスラエルの神ヱホバよ汝は世々限なく頌へまつるべきなり 十一 ヱ

ホバよ權勢と能力と榮光と光耀と威光とは汝に屬す、凡て天にある者地にある者はみな汝に屬す ヱホバよ國もまた汝に屬す、汝は萬有の首と崇られたまふ 十二 富と貴とは共に汝より出づ、汝は萬有を主宰たまふ、汝の手には權勢と能力あり、汝の手は能く一切をして大ならしめ又强くならしむるなり 十三 然ば我等の神よ我等今なんぢに感謝し汝の尊き名を讃美す 十四 但し我ら斯のごとく自ら進んで獻ぐることを得たるも我は何ならんやまた我民は何ならんや、萬の物は汝より出づ、我らは只汝の手より受て汝に獻げたるなり 十五 汝の前にありては我らは先祖等のごとく客旅たり寄寓者たり、我らの世はある日は影のごとし望む所ある無し、十六 我らの神ヱホバよ汝の聖名のために汝に家を建んとて我らが備へたる此衆多の物は凡て汝の手より出づ、また皆なんぢの所有なり 十七 我神よ我また知る汝は心を鑒みたまひ又正直を悦びたまふ、我は正しき心

をもて眞實より此一切の物を獻げたり、今我また此にある汝の民が眞實より獻物をするを見て喜悦にたへざるなり 十八 我らの先祖アブラハム、イサク、イスラエルの神ヱホバよ汝の民をして此精神を何時までもその心の思念に保たしめその心を固く汝に歸せしめたまへ 十九 又わが子ソロモンに完全心を與へ汝の誡命と汝の證言と汝の法度を守らせて之をことごとく行はせ我が備をなせるその殿を建させたまへ 二十 ダビデまた全會衆にむかひて汝ら今なんぢらの神ヱホバを頌へよと言ければ全會衆その先祖等の神ヱホバを頌へ俯てヱホバと王とを拜せり 二一 而して其翌日に至りてイスラエルの一切の人のためにヱホバに犧牲を獻げヱホバに燔祭を獻げたり其牡牛一千牡羊一千羔羊一千またその灌祭と祭物夥多しかりき 二二 その日彼ら大に喜びてヱホバの前に食ひかつ飲み、さらに改めてダビデの子ソロモンを王となしヱホバの前にて

これに膏をそゝぎて主君となし又ザドクを祭司となせり 二三 かくてソロモンはヱホバの位に坐しその父ダビデに代りて王となりその繁榮を極む、イスラエルみな之に從ふ 二四 また一切の牧伯等勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す 二五 ヱホバ イスラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未だ得たることあらざる王威を之に賜へり
○ 二六 夫エッサイの子ダビデはイスラエルの全地を治めたり 二七 そのイスラエルを治めし間は四十年なり即ちヘブロンにて七年世ををさめ、エルサレムにて三十三年世を治めたり 二八 遐齡にいたり年も富も尊貴も滿足て死り、其子ソロモンこれに代りて王となる 二九 ダビデ王が始より終までに爲たる事等は先見者サムエルの書預言者ナタンの書および先見者ガドの書に記さる 三十 其中にはまた彼の政治とその能力および彼とイスラエルと國々の諸の民に臨

みしとよろの事(こと)等(ども)を載(の)す

歷代志畧上終

歴代志畧下

第一章

一ダビデの子ソロモン堅くその國にたてり、その神ヱホバこれとともに在して之を甚だ大ならしめたまひき 二 玆にソロモンイスラエルの一切の人々すなはち千人の長、百人の長、裁判人ならびにイスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長などに告る所あり 三 而してソロモンおよび全會衆とともにギベオンなる崇邱に往り、ヱホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあればなり 四 されど神の契約の匱はダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上りダビデ曩にヱルサレムにて之が爲に幕屋を張まふけたりき 五 またホルの子ウリの子なるベザレルが作りたる銅の壇彼處においてヱホバの幕屋の前にあり、ソロモンおよび會衆てきに就きて求む 六 即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるヱホバの前なる銅の壇に就

き燔祭一千を其上に献げたり 七 その夜神ソロモンに顯れて之に言たまひけるは我なんぢに何を與ふべきか求めよ 八 ソロモン神に申したるは汝は我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして彼に代りて王とならしめたまへり 九 今ヱホバ神よ願くは我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其は汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへばなり 十 我が此民の前に出入することを得んために今我に智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か鞫きえんや 十一 神ソロモンに言たまひけるは此事なんぢの心にあり汝は富有をも財寶をも尊貴をも汝を惡む者の生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを已のためにもとめて我が汝を王となしたる我民を鞫かんとすれば 十二 智慧と智識は已に汝に授かれり、我また汝の前の王等の未だ得たることと有ざる程の富有と財寶と尊貴とを汝に與へ

ん、汝の後の者もまた是のごときを得ざるべし 十三 斯てソロモンはギベオンの崇邱を去り集會の幕屋の前を去りてエルサレムに歸りイスラエルを治めたり ○ 十四 ソロモン戰車と騎兵とを集めしに戰車一千四百輛騎兵一萬二千人ありき、ソロモンこれを戰車の邑々に置き又エルサレムにて王の所に置り 十五 王銀と金とを石のごとくエルサレムに多からしめまた檜樹を平野の桑樹のごとく多からしめたり 十六 ソロモンの有る馬は皆エジプトよりひききたるり王の商賈一群一群となして之を取いだし群ごとに價金をはらへり 十七 エジプトより取いだして携へ上る戰車一輛は銀六百、馬一匹は百五十なりき、是のごとくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもろもろの手をもて取いだせり

第二章 一 茲にソロモンエホバの名のために一の家を建て、また己の國のために一の家を建んとし 二 ソロモンすなはち荷を負べき

者七萬人、山において木や石を砍るべき者八萬人、是等を監督すべき者三千六百人を數へ出せり 三 ソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビデにその住むべき家を建る檜樹をおくれり、請ふ彼になせしごとく亦我にもせよ 四 今我わが神ヱホバの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉つり彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ燔祭を朝夕に献げまた安息日月朔ならびに我らの神ヱホバの節期などに献げんとす、是はイスラエルの永く行ふべき事なればなり 五 我建る家は大なり、其は我らの神は諸の神よりも大なればなり 六 然ながら天も諸天の天も彼を容ること能はざれば誰か彼のために家を建ることを得んや、我は何人ぞや、爭か彼のために家を建ることを得ん、唯彼の前に香を焚くためのみ 七 然ば請ふ今金銀銅鐵の細工および紫赤青の製造に精しく雕刻の術に巧なる工人一箇を我に遣り、我が

父ダビデが備へおきたるユダとエルサレムのわが工人とともに操作しめよ 八 請ふ汝また檜樹、松木および白檀をレバノンより我におくれ、我なんぢの僕等がレバノンにて木を斫ることを善するを知るなり、我僕また汝の僕と共に操作べし 九 是のごとくして我ために材木を多く備へしめよ、其は我が建んとする家は高大を極むる者なるべければなり 十 我は木を斫る汝の僕に擣麥二萬石、大麥二萬石、酒二萬バテ、油二萬バテを與ふべし 十一 是においてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふ エホバその民を愛するが故に汝をもて之が王となせりと 十二 ヒラムまた言けるは天地の造主なるイスラエルの神エホバは讚べきかな彼はダビデ王に賢き子を與へて之に分別と才智とを賦け之をしてエホバのために家を建てまた己の國のために家を建ることを得せしむ 十三 今我わが達人ヒラムといふ才智ある工人一人汝におくる

十四 彼はダンの子孫たる婦の産る者にて其父はツロの人なるが金銀銅鉄木石の細工および紫布、青布、細布、赤布の織法に精しく又能く各種の雕刻を為し奇巧を凝して諸の工をなすなり、然ば彼を用ひてなんぢの工人および汝の父わが主ダビデの工人とともに操作しめよ 十五 是については我主の宣まへる小麥、大麥、油および酒をその僕等に遣りたまへ 十六 汝の凡て需むるごとく我らレバノンより木を斫いだしこれを筏にくみて海よりヨッパにおくるべければ汝これをエルサレムに運びのぼりたまへと 十七 ここにおいてソロモンその父ダビデが核數しごとくイスラエルの國にをる異邦人をことごとく核數みるに合せて十五萬三千六百人ありければ 十八 その七萬人をもて荷を負ふ者となし、八萬人をもて山にて木や石を斫る者となし、三千六百人をもて民を操作かしむる監督者となせり

第三章 一 ソロモン エルサレムのモリア山にエホバの家を建ることを始む、彼處はその父ダビデにエホバの顯れたまひし所にて即ちエブス人オルナンの打場の中にダビデの備へし處なり 二 之を建ることを始めたるはその治世の四年の二月二日なり 三 神の家を建るためにソロモンの置たる基は是のごとし、長六十キユビト濶二十キユビト、昔古の尺に循がふ 四 家の前の廊は家の濶にしたがひてその長二十キユビト、またその高は百二十キユビト、その内は純金をもて蔽ふ 五 またその大殿は松の木をもて張つめ、美金をもて之を蔽ひ、その上に棕櫚と鏈索の形を施こし 六 また寶石をもてその家を美しく飾る、その金はパルワイムの金なり 七 彼また金をもてその家その樑その閾その壁およびその戸を蔽ひ、壁の上にケルビムを刻つく 八 また至聖所の家を造りしがその長は家の濶にしたがひて二十キユビト、その濶も二十キユビト、美金をもて

これを蔽ふ、その金六百タラントなり九その釘の金は重五十シケル、また上の室も金にて覆ふ十また至聖所の家の内に刻鏤めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ十一そのケルビムの翼は長二十キユビト、此ケルビムの一の翼は五キユビトにして家の壁に達し、その他の翼も五キユビトにして彼のケルビムの翼に達す十二また彼のケルビムの一の翼は五キユビトありて家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして此ケルビムの翼と相接はる十三是等のケルビムの翼はその舒ひろごること二十キユビト、共にその足にて立ち、その面を家に向く十四彼また青、紫、赤の布および細布をもて障蔽の幕を作り、ケルビムをその上に繍ふ十五また家の前に柱二本を作る、その高は三十五キユビト、その頂の頭は五キユビト十六また環飾を造り、鏈索をこれに繞らしてこれを柱の頂に施こし、石榴一百をつくりてその鏈索の上に施こす十七その柱を拝殿の前に竪て一本を右

に一本を左に置ゑ、右なる者をヤキンと名け、左なる者をボアズと名く

第四章

一ソロモンまた銅の壇を作れり、その長二十キユビト、濶二十キユビト、その高十キユビト、二また海を鑄造れり、此邊より彼邊まで十キユビトにしてその周圍は圓くその高は五キユビト、その周圍には三十キユビトの繩をめぐらすべし　三その下には牛の像ありてその周圍を繞る、即ち一キユビトに十宛ありて海の周圍を繞れり、此牛は二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり　四その海は十二の牛の上に立り、その三は北にむかひ、三は西にむかひ、三は南にむかひ、三は東にむかふ、海はその上にありて牛の後はみな内にむかふ　五その厚は手寛、その邊は百合花形にして杯の邊の如くに作れり、是は三千バテを受容る　六彼また洗盤十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置たり是はものを洗ふ所にして燔祭の品をその

中にて濯ぐ、海は祭司が其身を洗ふ處なり 七 また金の燈臺十をその例規に從ひて作り、拜殿の中に五を右に五を左に置き 八 また案十を作りて拜殿の中に五を右に五を左に据ゆ、又金の鉢一百を作れり 九 彼また祭司の庭と大庭および庭の戶を作り、銅をもてその扉を覆ふ 十 海は東のかた右の方に置て南に向はしむ 十一 ヒラムまた鍋と火鏟と鉢とを作れり、斯ヒラムはソロモン王のためになせる神の家の諸の工事を終たり 十二 即ち二の柱と毬とその二の柱の頂の頭およびその柱の頂なる頭の二の毬を包む二の網工 十三 ならびに其ふたつの網工の上にほどこす石榴四百、この石榴は各々の網工の上に二行づゝありて柱の頂なる頭の二の毬を包む 十四 また臺を作り臺の上の洗盤を作れり 十五 また一の海とその下なる十二の牛 十六 および鍋、火鏟、肉叉などヒラムの家の諸の器具を達人ヒラムソロモン王の爲に作りたり、是みな磨銅なり 十七 王ヨルダンの窪

地に於てスコラとゼレダタの間の黏土の地にて是等を鑄させたり 十八 是のごとくソロモン是らの諸の器皿を甚だ多く造りたれば其の銅の重は測られざりき 十九 ソロモン神の家の一切の器皿を造れり、即ち金の壇、供前のパンを載る案 二十 また定規のごとく神殿の前にて火をともすべき純金の燈臺およびその燈盞 二一 その花その燈盞その燈鉗、是等は金の純精なる者なり 二二 また剪刀、鉢、匙、火盤、是等も純金なり、又家の內の戶すなはち至聖所の戶および拜殿の戶の肘釘、是も金なり

第五章

一 斯ソロモンがヱホバの家のために爲る一切の工事ををはり、是においてソロモンその父ダビデが奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へいりて神の家の府庫の中に置り ○ 二 茲にソロモンヱホバの契約の匱をダビデの邑シオンより舁のぼらんとてイスラエルの長老者と諸の支派の長等イスラエルの子孫の宗

家の長をエルサレムに召集めたれバ三イスラエルの人みな七月の節筵に當りし王の所に集まり四イスラエルの長老等みな至りレビ人契約の匱を執あげ五その契約の匱と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖器を舁のぼれり、即ち祭司レビ人これを舁のぼりぬ六時にソロモン王および彼の許に集まれるイスラエルの會衆契約の匱の前にありて羊と牛を献げたりしがその數多くして書するとも數ふることも能はざりき七かくて祭司等エホバの契約の匱をその處に舁いれたり即ち室の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下に舁いりぬ八ケルビムは翼を契約の匱の所の上に舒べ、ケルビム上より契約の匱とその杠を掩ふ九杠長かりければ杠の末は神殿の前の契約の匱より見えたり、然れども外には見えざりき、其は今日まで彼處にあり十契約の匱の内には二枚の板の外何もあらず、是はイスラエルの子孫のエジプトより出たる時エホ

バが彼らと契約を結びたまへる時にモーセがホレブにて藏めたる者なり十一斯て祭司等は聖所より出たり此にありし祭司はみな身を潔めその班列によらずして職務をなせり十二またレビ人の謳歌者すなはちアサフ、ヘマン、エドトンおよび彼らの子等と兄弟等はみな細布を纏ひ鐃鈸と瑟と琴とを操て壇の東に立り、また祭司百二十人彼らとともにありて喇叭を吹り十三喇叭を吹く者と謳歌者とは一人のごとくに聲を齊うしてエホバを讚かつ頌へたりしが彼ら喇叭鐃鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなエホバその矜憫は世々限なしと言てエホバを讚ける時に雲その室すなはちエホバの室に充り十四祭司は雲の故をもて立て奉事をなすことを得ざりき、エホバの榮光神の室に充たればなり

第六章

一是においてソロモン言けるはエホバは濃き雲の中に居らんと言たまひしが二我汝のために住むべき家、永久に居べき所を

建たりと 三 而して王その面をふりむけてイスラエルの全會衆を
祝せり、時にイスラエルの會衆は皆立をれり 四 彼いひけるはイス
ラエルの神エホバは讚べき哉、エホバはその口をもて吾父ダビデ
に言ひ、その手をもて之を成とげたまへり 五 即ち言たまひけらく
我はわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき
家を建しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも
選みしこと無く又何人をも選みて我民イスラエルの君となせし
こと無し 六 只我之わが名を置くためにエルサレムを選みまた我
民イスラエルを治めしむるためにダビデを選めり 七 夫イスラエ
ルの神エホバの名のために家を建ることは我父ダビデの心にあ
りき 八 然るにエホバわが父ダビデに言たまひけるは我名のため
に家を建ること汝の心にあり、汝の心にこの事あるは善し 九 然れ
ども汝はその家を建べからず、汝の腰より出る汝の子その人わが

名のために家を建べしと 十 而してエホバその言たまひし言をおこなひたまへり、即ち我ヨが父ダビデに代りて立ち、エホバの言たまひしごとくイスラエルの位に坐し、イスラエルの神エホバの名のために家を建て 十一 その中にエホバがイスラエルの子孫になしたまひし契約を容る匱ををさめたりと ○ 十二 ソロモン イスラエルの全會衆の前にてエホバの壇の前に立てその手を舒ぶ 十三 ソロモンさきに長五キユビト濶五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据おきたりしが乃ちその上に立ちイスラエルの全會衆の前にて膝をかゞめ其手を天に舒て 十四 言けるはイスラエルの神エホバよ天にも地にも汝のごとき神なし、汝は契約を保ちたまひ、心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩惠を施こしたまふ 十五 汝は汝の僕わが父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり、汝は口をもて言ひ手をもて成就たまへること今日

のごとし 十六 イスラエルの神エホバよ、然ば汝が僕わが父ダビデに
語りて若し汝の子孫その道を愼みて汝がわが前に歩めるごとく
に我律法にあゆまばイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に
缺ること無るべしと言たまひし事をダビデのために保ちたまへ
十七 然ばイスラエルの神エホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなん
ぢの言に效驗あらしめたまへ 十八 但し神果して地の上に人ともに
居たまふや、夫天も諸天の天も汝を容るに足ず、況て我が建たる
此家をや 十九 然れども我神エホバよ僕の祈禱と懇願をかへりみて
僕が今汝の前に祈るその號呼と祈禱を聽たまへ 二十 願くば汝の目
を夜晝この家の上即ち汝がその名を置んと言たまへる所の上に
開きたまへ、願くは僕がこの處にむかひて祈らん祈禱を聽たまへ
二十一 願くば僕と汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にそ
の懇願を聽たまへ、請ふ汝の住處なる天より聽き、聽て赦したまへ

二二 人その隣人にむかひて罪を犯せることありてその人誓をもて誓ふことを要められんに若し來りてこの家において汝の壇の前に誓ひなば 二三 汝天より聽て行ひ汝の僕等を鞫き惡き者に返報をなしてその道をその首に歸し義者を義としてその義にしたがひて之を待ひたまへ 二四 汝の民イスラエルなんぢに罪を犯したるがために敵の前に敗れんに若しなんぢに歸りて汝の名を崇め此家にて汝の前に祈り願ひなば 二五 汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し、汝が彼等とその先祖に與へし地に彼等を歸らしめたまへ 二六 彼らが汝に罪を犯したるがために天閉て雨なからんに彼ら若しこの處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が彼らを苦しめたまふ時にその罪を離れなば 二七 汝天より聽きて汝の僕等なんぢの民イスラエルの罪を赦したまへ、汝既にかれらにその歩むべき善道を敎へたまへり汝の民に與へて產業となさしめたまひし汝の地に雨

を降したまへ 二八 若くは國に饑饉あるか、若くは疫病、枯死、朽腐、蝗賊、稻蟲あるか、若くは其敵かれらをその國の邑に圍む等如何なる災禍如何なる疾病あるとも 二九 もし一人或は汝の民イスラエルみな各々おのれの災禍と憂患を知てその家にむかひて手を舒なば如何なる祈禱如何なる懇願をなすとも 三十 汝の住處なる天より聽て赦し、各々その人にその心を知たまふごとくその道々にしたがひて報いたまへ其は汝のみ人々の心を知たまへばなり 三一 汝かく彼らをして汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つねに汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ 三二 且汝の民イスラエルの者にあらずして汝の大なる名と強き手と伸たる腕とのために遠き國より來れる異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らむ 三三 汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に顧もとむるごとく成たまへ、汝かく地の諸の民をして汝の名を知らしめ汝の

民イスラエルの爲ごとくに汝を畏れしめ、又わが建たる此家は汝
の名をもて稱らるゝといふことを知しめたまへ 三四 汝の民その敵
と戰はんとて汝の遣はしたまふ道に進める時もし汝が選びたま
へるこの邑およびわが汝の名のために建たる家にむかひて汝に
祈らば 三五 汝天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助けたまへ 三六 人
は罪を犯さゞる者なければ彼ら汝に罪を犯すことありて汝かれ
らを怒り彼らをその敵に付したまひて敵これらを虜として遠き
地または近き地に曳ゆかん時 三七 彼らその擄ゆきし地において
自ら心に了るところあり其俘擄の地において翻へりて汝に祈り
我らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ 三八 その
擄へゆかれし俘擄の地にて一心一念に汝に立歸り汝がその先祖
に與へたまへる地にむかひ汝が選びたまへる邑と我が汝の名の
ために建たる家にむかひて祈らば 三九 汝の住處なる天より彼らの

祈禱と懇願を聽て彼らを助け汝の民が汝にむかひて罪を犯したるを赦したまへ
四十 然ば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾むけたまへ
四一 ヱホバ神よ今汝および汝の力ある契約の匱起て汝の安居の所にいりたまへ、ヱホバ神よ願くは汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩惠を喜こばせたまへ
四二 ヱホバ神よ汝の膏そゝぎし者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念たまへ

第七章

一 ソロモン祈ることを終し時天より火くだりて燔祭と犠牲とを焚き、ヱホバの榮光その家に充り
二 ヱホバの榮光ヱホバの家に充しに因て祭司はヱホバの家に入ことを得ざりき
三 イスラエルの子孫は皆火の降れるを見またヱホバの榮光のその家にのぞめるを見て甃石の上にて地に俯伏て拜しヱホバを讃て云り善かなヱホバその恩惠は世々限なしと
四 斯て王および民みなヱホ

バの前に犠牲を獻ぐ　五　ソロモン王の獻げたる犠牲は牛二萬二千羊十二萬、斯王と民みな神の家を開けり　六　祭司は立てその職をなし、レビ人はエホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの手によりて讃美をなすに當り自ら作りてエホバの恩惠は世々限なしと頌へさせし者なり、祭司は彼らの前にありて喇叭を吹きイスラエルの人は皆立をる　七　ソロモンまたエホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭と酬恩祭の脂とを獻げたり、是はソロモンの造れる銅の壇その燔祭と素祭と脂とを受るに足ざりしが故なり　八　その時ソロモン七日の間節筵をなせるがイスラエル全國の人々すなはちハマテの入口よりエジプトの河までの人々あつまりて彼とともにあり其會はなはだ大なりき　九　かくて第八日に聖會を開けり、彼らは七日のあひだ壇奉納の禮をおこなひまた七日のあひだ節筵を守りけるが　十　七月の二十三日にいたりてソロ

モン民をその天幕に歸せり、皆ヱホバがダビデ、ソロモンおよびその民イスラエルに施てしたまひし恩惠のために喜よび且心に樂しみて去り○十一ソロモンヱホバの家と王の家とを造了へヱホバの家と己の家とにつきて爲んと心に思ひし事を盡く成就たり十二時にヱホバ夜ソロモンに顯れて之に言たまひけるは我すでに汝の祈禱を聽きまた此處をわがために選びて犧牲を獻ぐる家となす十三我天を閉て雨なからしめ又は蝗賊に命じて地の物を食はしめ又は疫病を我民の中におくらんに十四我名をもて稱らるゝ我民もし自ら卑くし祈りて我が面を求めその惡き道を離れなば我天より聽てその罪を赦しその地を醫さん十五今より我この處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん十六今我すでに此家を選びかつ聖別む、我名は永く此にあるべし、また我目もわが心も恒に此にあるべし十七汝もし汝の父ダビデの歩みしごとく我前に歩み我が汝に命じた

るごとく凡て行ひてわが法度と律例を守らば 十八 我は汝の父ダビデに契約して|イスラエル|を治むる人汝に缺ることなかるべしと言ひしごとく汝の國の祚を堅うすべし 十九 然れど汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置たる法度と誡命を棄て往て他の神々に事へかつ之を拝まむ 二十 我かれらを我が與へたる地より拔さるべし、又我名のために我が聖別たる此家は我これを我前より投棄て萬國の中に諺語となり嘲笑とならしめん 三 且又この家は高くなれども終にはその傍を過る者は皆これに驚きて言ん|ヱホバ|何故に此地に此家に斯なしたるやと 三 人これに答へて言ん彼ら己の先祖を|エジプト|の地より導き出しところの神|ヱホバ|を棄て他の神々に附從ひ之を拝み之に事へしによりてなり、|ヱホバ|之がためにこの諸の災禍を彼らに降せりと

第八章

一 |ソロモン|二十年を經て|ヱホバ|の家と己の家を建をはり

けるがニヒラム邑幾何をソロモンに歸したればソロモンまた之を建なほしイスラエルの子孫をしてその中に住しむ〇三ソロモンまたハマテ・ゾバに往て之に勝り四彼また曠野のタデモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ五また上ベテホロンおよび下ベテホロンを建つ、是は堅固の邑にして石垣あり門あり關木あり六ソロモンまたバアラテとおのが有る府庫の邑々と戰車の諸の邑々と騎兵の邑々ならびにそのエルサレム、レバノンおよび己が治むるところの全地に建んと望みし者を盡く建つ七凡てイスラエルの子孫ならざるヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人の遺れる者八その地にありて彼らの後に遺れるその子孫即ちイスラエルの子孫の滅ぼし盡さざりし民はソロモンこれを使役して今日にいたる九然れどもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隷となして其工事に使ふことをせざりき彼らは軍人となり軍旅

の長とあり戰車と騎兵の長となれり 十 ソロモン王の有司の首は二百五十人ありて民を統ぶ 十一 ソロモン、パロの女をダビデの邑より携へのぼりて曩にこれがために建おきたる家にいたる、彼すなはち言り我妻はイスラエルの王ダビデの家に居べからず、ヱホバの契約の匱のいたれる處は皆聖ければなりと ○ 十二 茲にソロモン曩に廊の前に築きおきたるヱホバの壇の上にてヱホバに燔祭を献ぐることをせり 十三 即ちモーセの命令にしたがひて毎日例のごとくに之を献げ安息日、月朔および年に三次の節會すなはち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅節とに之を献ぐ 十四 ソロモンその父ダビデの定めたる所にしたがひて祭司の班列を定めてその職に任じ又レビ人をその勤務に任じて日々例のごとく祭司の前にて頌讚をなし奉事をなさしめ、又門を守る者をしてその班列にしたがひて諸門を守らしむ、神の人ダビデの命ぜしところ是の如く

なりけれどなり　十五　祭司とレビ人は諸の事につきまた府庫の事に
つきて王に命ぜられたる所に違ざりき　十六　ソロモンはヱホバの家
の基を置る日までにこの工事の準備をてとゞく爲しおきて遂
に之を成をへたればヱホバの家は全備せり○　十七　茲にソロモンエ
ドムの地の海邊にあるエジオンゲベルおよびエロテに往り　十八　時
にヒラムその僕等の手に託て船を彼に遣りまた海の事を知る僕
等を遣りけるが彼等すなはちソロモンの僕とともにオフルに往
て彼處より金四百五十タラントを取てソロモン王の許に携へ來
れり

第九章　一　茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞およびて難問をもて
ソロモンを試みんとて甚だ衆多の部從をしたがへ香物と夥多き
金と寶石とを駱駝に負せてヱルサレムに來りソロモンの許にい
たりてその心にある所をことゞく之に陳けるにソロモン

そが問に盡く答へたりソロモンの知ずして答へざる事は無りき 三シバの女王ソロモンの智慧とその建たる家を觀 四またその席の食物とその諸臣の列坐る狀とその侍臣の伺候狀と彼らの衣服およびその酒人とその衣服ならびに彼がヱホバの家に上りゆく昇道を觀におよびて全くその氣を奪れきたり 五是において彼王に言けるは我が自己の國にて汝の行爲と汝の智慧とにつきて聞およびたる言は眞實なりき 六然るに我は來りて目に觀るまではその言を信ぜざりしが今觀に汝の智慧の大なる事我が聞たるはその半分にも及ざりき、汝は我が聞たる風聞に愈れり 七汝の人々は幸福なるかな汝の前に常に立て汝の智慧を聽る此なんぢの臣僕等は幸福なるかな 八汝の神ヱホバは讚べき哉彼なんぢを悅こびてその位に上らせ汝の神ヱホバの爲に汝を王となしたまへり、汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせんとするが故に汝

をこの王となして公平と公義を行はせたまふなりとすなはち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを王に饋り、シバの女王がソロモン王に饋りたるが如き香物は未だ曾て有ざりしなり十(このオフルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また白檀木と寶石とを携さへいたりけれバ十一王この白檀木をもてエホバの家と王の宮とに段階を作り、また謳歌者のために琴と瑟とを作れり、是より前には是のごとき者ユダの地に見しこと無りき)十二ソロモン王シバの女王に物を饋りてその携へきたれる所に報いたるが上にまた之が望にまかせて凡てその求むる者を與へたり、斯て彼はその臣僕とゝもに去てその國に還りぬ○十三一年にソロモンの所に來れる金の重量は六百六十六タラントなり十四その外にまた商賈および商旅の携へきたる者あり、アラビアの一切の王等および國の知事等もまた金銀をソロモンに

携へ至れり 十五 ソロモン王展金の大楯二百を作れりその大楯一枚には展金六百シケルを用ふ 十六 また展金の小干三百を作れり、其小干一枚には金三百シケルを用ふ、王これらをレバノン森の家に置り 十七 王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽へり 十八 その寶座には六の階級あり又金の足臺ありて共にその寶座に連なれりその坐する處の此旁彼旁に扶手ありて扶手の側に二頭の獅子立をり 十九 その六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立り、是のごとき者を作れる國は未だ曾て有ざりしなり 二十 ソロモン王の用ゐる飲料の器は皆金なり、またレバノン森の家の器もことごとく精金なり、銀はソロモンの世には何とも算ざりしなり 二一 其は王の舟ヒラムの僕を乘てタルシシに往き三年毎に一回その舟タルシシより金、銀、象牙、猿および孔雀を載て來りたればなり 二二 ソロモン王は天下の諸王に勝りて富有と智慧とをもちたれば 二三 天

下の諸王みな神がソロモンの心に授けたまへる智慧を聽んとて
ソロモンの面を見んことを求め 二四 各々その禮物を携さへ來る即
ち銀の器、金の器、衣服、甲冑、香物、馬、騾など年々定分ありき○ 二五 ソロ
モン戰車の馬四千廐、騎兵一萬二千あり、王これを戰車の邑々に置
きまたエルサレムにて自己の所に置り 二六 彼は河よりペリシテの
地とエジプトの界までの諸王を統治めたり 二七 王は銀を石のごと
くエルサレムに多からしめ、また檜樹を平野の桑木のごとく多か
らしめたり 二八 また人衆エジプトなどの諸國より馬をソロモンに
率いたれり○ 二九 ソロモンのその餘の始終の行爲は預言者ナタン
の書とシロ人アヒヤの預言と先見者イドがネバテの子ヤラベア
ムにつきて述たる默旨の中に記さるゝにあらずや 三十 ソロモンは
エルサレムにて四十年の間イスラエルの全地を治めたり 三一 ソロ
モンその先祖等と倶に寢りてその父ダビデの邑に葬られ其子レ

ハベアムこれに代りて王となれり

第十章

一爰にレハベアムシケムに往り、其はイスラエルみな彼を王となさんとてシケムに到りたればなり 二ネバテの子ヤラベアムはさきにソロモン王の面を避てエジプトに逃れ居しがこのことを聞てエジプトより歸れり 三人衆人を遣はして之を招きたるなり、斯てヤラベアムとイスラエルの人みな來りてレハベアムに語りて言けるは 四汝の父我らの軛を苦しくせり、然ば汝今汝の父の苦き役とその我らに蒙むらせたる重き軛を輕くしたまへ、然れば我等なんぢに事へん 五レハベアムかれらに言けるは汝ら三日を經て再び我に來れと民すなはち去り 六是においてレハベアム王その父ソロモンの生る間これが前に立たる老人等に計りて言けるは汝ら如何に教へて此民に答へしむるや 七彼らレハベアムに語りて言けるは汝もし此民を厚く待ひ之を悅こばせ善言を之

に語らば永く汝の僕たらんと 八 然るに彼はの老人等の敎へし敎を棄て自己とゝもに生長て己の前に立ところの少年等と計きり 九 即ち彼らに言けるは汝ら如何に敎へて我らをして此我に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を輕くせよと言ふ民に答へしむるや 十 彼とゝもに生長たる少年等かれに語りて言へるは汝に語りて汝の父我らの軛を重くしたれば汝これを我らのために輕くせよと言たる此民に汝かく答へ斯てきに言べし吾小指は我父の腰よりも太し 十一 我父は汝らに重き軛を負せたりしが我は更に汝らの軛を重くせん、我父は鞭をもて汝らを懲せしが我は蠍をもて汝らを懲さんと 十二 偖またヤラベアムと民等は皆王の告て第三日に再び我にきたれと言しごとく第三日にレハベアムに詣りしに 十三 王荒々しく彼らに答へたり、即ちレハベアム王老人の敎を棄て 十四 少年の敎のごとく彼らに告て言けるは我父は汝らの軛を重

くしたりしが我は更に之を重くせん、我父は鞭をもて汝らを懲せしが我は蠍をもて汝らを懲さんと 十五 王かく民に聽ことをせざりき、此事は神より出たる者にしてヱホバかつてシロ人アヒヤによりてネバテの子ヤラベアムに告たる言を成就んがためなり 十六 イスラエルの民みな王の己に聽ざるを見しかば王に答へて言けるは我らダビデの中に何の分あらんや、エッサイの子の中には所有なし、イスラエルよ汝ら各々その天幕に歸れ、ダビデ族よ今おのれの家を顧みよと、斯イスラエルは皆その天幕に歸れり 十七 但しユダの邑々に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアムなは王たりき 十八 レハベアム王役夫の頭なるアドラムを遣はしたるにイスラエルの子孫石をもてこれを撃て死しめたればレハベアム王急ぎてその車に登りてエルサレムに逃かへれり 十九 是のごとくイスラエルはダビデの家に背きて今日にいたる

第十一章

一 茲にレハベアム、エルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より倔強の武者十八萬を集め、而してレハベアム國を己に歸さんためにイスラエルと戰はんとせしに 二 エホバの言神の人シマヤに臨みて云ふ 三 ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に告て言べし 四 エホバかく言ふ汝ら攻上るべからず、又なんぢらの兄弟と戰ふべからず、各々その家に歸れ、此事は我より出たる者なりと、彼ら乃はちエホバの言にしたがひヤラベアムに攻ゆくことを止て歸れり 五 斯てレハベアム、エルサレムに居りユダに守衛の邑々を建たり 六 即ちその建たる者はベテレヘム、エタム、テコア、七 ベテズル、シヨコ、アドラム、八 ガテ、マレシヤ、ジフ、九 アドライム、ラキシ、アゼカ、十 ゾラ、アヤロン、ヘブロン、是等はユダとベニヤミンにありて守衛の邑なり 十一 彼その守衛の邑々を堅固にし之に軍長を置き量食と油と酒と

を貯はへ 十二 またその一切の邑に盾と矛とを備へて之を甚だ強からしむ、ユダとベニヤミンこれに附り 十三 イスラエルの全地の祭司とレビ人は四方の境より來りてレハベアムに投ず 十四 即ちレビ人はその郊地と產業とを離れてユダとエルサレムに至れり、是はヤラベアムとその子等かれらを廢して祭司の職をヱホバの前に爲さしめざりし故なり 十五 ヤラベアムは崇邱と牡山羊と己の作れる犢とのために自ら祭司を立つ 十六 またイスラエルの一切の支派の中凡てその心を傾むけてイスラエルの神ヱホバを求むる者はその先祖の神ヱホバに禮物を献げんとてレビ人にしたがひてエルサレムに至れり 十七 是のごとく彼等ユダの國を堅うしソロモンの子レハベアムをして三年の間強からしめたり、即ち民は三年の間ダビデとソロモンの道に歩めり○ 十八 レハベアムはダビデの子エレモテの女マハラテを妻に娶れり、マハラテはエッサイの子エリア

ブの女アビハイルの產し者なり 十九 彼エウシ、シヤマリヤおよびザハムの三子を產む 二十 また之が後にアブサロムの女マアカを娶れり、彼アビヤ、アッタイ、ジザおよびシロミテを產む 二一 レハベアムはアブサロムの女マアカをその一切の妻と妾とにまさりて愛せり、彼は妻十八人妾六十八人を取り、男子二十八人、女子六十人を擧く 二二 レハベアムマアカの子アビヤを王となさんと思ふが故に之を立てて首となし、その兄弟の長となせり 二三 斯るが故に慧く取行ひ其男子等を盡くユダとベニヤミンの地なる守衛の邑々に散し置き之に糧食を多く與へかつ衆多の妻を求得させたり

第十二章

一 レハベアムその國を固くしその身を强くするに及びてエホバの律法を棄たり、イスラエルみな之に傚ふ 二 彼ら斯エホバにむかひて罪を犯すによりてレハベアムの五年にエジプトの王シシヤクエルサレムに攻のぼり 三 その戰車は一千二百、騎兵

は六萬、また彼に從がひてエジプトより來れる民ルビ人、スキ人、エテオピア人等は數しれず 四 彼すなはちユダの守衞の邑々を取り進てエルサレムに至る 五 是にをいてレハベアムおよびユダの牧伯等シシヤクの故をもてエルサレムに集まり居たるを預言者シマヤこれが許にいたりて之に言けるはヱホバかく言たまふ汝等は我を棄たれば我も汝らをシシヤクの手に遺おけりと 六 是をもてイスラエルの牧伯等および王は自ら卑くしてヱホバは義と言り 七 ヱホバかれらが自ら卑くするを見たまひければヱホバの言シマヤに臨みて言ふ彼等は自ら卑くしたれば我かれらを滅ぼさず、少く拯救を彼らに施こさん、我シシヤクの手をもて我忿怒をエルサレムに洩さじ 八 然ながら彼等は之が臣とならん、是彼らが我に事ふる事と國々の王等に事ふる事との辨をしらん爲なりと 九 エジプトの王シシヤクすなはちエルサレムに攻のぼりヱホバ

の家の寶物と王の家の寶物とを奪ひて盡くこれを取り又ソロモンの作りたる金の楯を奪ひされり十是をもてレハベアム王その代に銅の楯を作り王の家の門を守る侍衛の長等の手にこれを交し置けるが十一王ヱホバの家に入る時には侍衛きたりて之を負ひまた侍衛の房にこれを持かへれり十二レハベアム自ら卑くしたればヱホバの怒かれを離れてこれを盡く滅ぼさんとは爲たまはず又ユダにも善事ありき○十三レハベアム王はヱルサレムにありてその力を強くし世を治めたり即ちレハベアムは四十一歳のとき位に即き十七年の間ヱルサレムにて世を治む是すなはちヱホバがその名を置んとてイスラエルの一切の支派の中より選びたまへる邑なり彼の母はアンモニ人にしてその名をナアマといふ十四レハベアムはヱホバを求むる事に心を傾むけずして惡き事を行なへり十五レハベアムの始終の行爲は預言者シマヤの書および先

見者イドの書の中に系圖の形に記さるゝに非ずや、レハベアムとヤラベアムの間には絶ず戰爭ありき 十六 レハベアムろの先祖等とゝもに寢りてダビデの邑に葬られ其子アビヤ之にかはりて王となれり

第十三章

一 ヤラベアム王の十八年にアビヤ、ユダの王となり 二 エルサレムにて三年の間世を治めたり、其母はギベアのウリエルの女にして名をミカヤといふ、茲にアビヤとヤラベアムの間に戰爭あり 三 アビヤは四十萬の軍勢をもて戰鬪に備ふ、是みな倔强の猛き武夫なり、又ヤラベアムは倔强の人八十萬をもて之にむかひて戰爭の行伍を立つ、是また大勇士なり 四 時にアビヤ、エフライムの山地なるゼマライム山の上に立て言けるはヤラベアムおよびイスラエルの人々皆聽よ 五 汝ら知ずやイスラエルの神ヱホバ鹽の契約をもてイスラエルの國を永くダビデとろの子孫に賜へり 六

然るにダビデの子ソロモンの臣たるネバテの子ヤラベアム興りてその主君に叛き 七 邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら強くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハベアムは少くまた心弱くして之に當る力なかりき 八 今またなんぢらはダビデの子孫の手にあるヱホバの國に敵對せんとす、汝らは大軍あり、又ヤラベアムが作りて汝らの神と爲たる金の犢なんぢらと偕にあり 九 汝らはアロンの子孫たるヱホバの祭司とレビ人とを逐放ち、國々の民の爲がごとくに祭司を立るにあらずや、即ち誰にもあれ少き牡牛一匹牡羊七匹を携へきたりて手に充す者は皆かの神ならぬ者の祭司となることを得るなり 十 然ど我等においてはヱホバ我らの神にましまして我等は之を棄ず、またヱホバに事ふる祭司はアロンの子孫にして役事をなす者はレビ人なり 十一 彼ら朝ごと夕ごとにヱホバに燔祭を献げ香を焚くことを爲し又供前のパンを純精

の案の上に供へまた金の燈臺とその燈盞を整へて夕ごとに點すなり、斯われらは我らの神ヱホバの職守を守れども汝らは却て彼を棄たり 十二 視よ神みづから我らとともに在して我らの大將となりたまふ、また其祭司等は喇叭を吹ならして汝らを攻む、イスラヱルの子孫よ汝らの先祖の神ヱホバに敵して戰ふ勿れ、汝ら利あらざるべければなりと 十三 ヤラベアム伏兵を彼らの後に回らせたればイスラヱルはユダの前にあり伏兵は其後にあり 十四 ユダ後を顧みるに敵前後にありければヱホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹り 十五 ユダの人々すなはち吶喊を擧けるがユダの人々吶喊を擧るにあたりて神ヤラベアムとイスラヱルの人々をアビヤとユダの前に打敗りたまひしかば 十六 イスラヱルの子孫はユダの前より逃はしれり、神かく彼らを之が手に付したまひければ 十七 アビヤとその民彼らを夥多く擊殺せり、イスラヱルの殺されて倒れし者

は五十萬人みな倔强の人なりき 十八 是時にはイスラエルの子孫打負されユダの子孫勝を得たり、是は彼らその先祖の神ヱホバを賴みしが故なり 十九 アビヤすなはちヤラベアムを追擊て邑數箇を彼より取り、卽ちベテルとその鄕里、ヱシヤナとその鄕里、エフロンとその鄕里是なり 二十 ヤラベアムはアビヤの世に再び權勢を奮ふことを得ず、ヱホバに擊れて死り 二一 然どアビヤは權勢を得、妻十四人を娶り男子二十二人、女子十六人を擧けたり 二二 アビヤのその餘の作爲とその行爲とその言は預言者イドの註釋にみな記さる

第十四章

一 アビヤその先祖等とともに寢りてダビデの邑に葬られその子アサこれに代りて王となれり、アサの代になりて其國十年の間平穩なりき 二 アサはその神ヱホバの目に善と視正義と視たまふ事を行へり 三 卽ち異なる祭壇を取のぞき諸の崇邱を毀ち柱像を打碎きアシラ像を砍倒し 四 ユダに命じてその先祖等の神

ヱホバを求めしめその律法と誡命を行はしめ 五 ユダの一切の邑々より崇邱と日の像とを取除けり、而して國は彼の前に平穏なりき 六 彼また守衛の邑數箇をユダに建たり、是はその國平安を得て此年頃戰爭なかりしに因る、即ちヱホバ彼に安息を賜ひしなり 七 彼すなはちユダに言けるは我等是等の邑を建てその四周に石垣を築き戍樓を起し門と門閂とを設けん、我等の神ヱホバを我等求めしに因て此國なほ我等の前にあり、我ら彼を求めたれば四方において我らに平安を賜へりと、斯彼ら阻滯なく之を建了たり 八 アサの軍勢はユダより出たる者三十萬ありて楯と戈とを執りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を彎く是みな大勇士なり 九 茲にエテオピア人ゼラ軍勢百萬人戰車三百輛を率ゐて攻きたりマレシヤに至りけれど 十 アサこれにむかひて進み出で共にマレシヤのゼパタの谷において戰爭の陣列を立つ 十一 時

にアサその神ヱホバにむかひて呼はりて言ふヱホバよ力ある者を助くるも力なき者を助くるも汝においては異ることなし、我らの神ヱホバよ我らを助けたまへ、我らは汝に倚賴み汝の名に託りて往て此群集に敵る、ヱホバよ汝は我らの神にまします、人をして汝に勝せたまふ勿れと 十二 ヱホバすなはちアサの前とユダの前においてエテオピア人を擊敗りたまひしかばエテオピア人逃はしりけるが 十三 アサと之に從がふ民かれらをゲラルまで追擊り、斯エテオピア人は倒れて再び振ふことを得ざりき、其は彼等ヱホバとその軍旅に打敗られたればなり。ユダの人々の得たる掠取物は甚だ多りき 十四 かれらはまたゲラルの四周の邑々を盡く擊やぶれり、是その邑々ヱホバを畏れたればなり。是において彼らその一切の邑より物を掠めたりしがその中より得たる掠取物は夥多ありき 十五 また家畜のをる天幕を襲ふて羊と駱駝を多く奪ひ取り、而し

てエルサレムに歸りぬ

第十五章

一 茲に神の靈オデデの子アザリヤに臨みければ 二 彼出ゆきてアサを迎へ之に言けるはアサおよびユダとベニヤミンの人々よ我に聽け汝等のヱホバと偕にをる間はヱホバも汝らと偕に在すべし、汝ら若これを求めなば彼に遇ん、然どかれを棄なば彼も汝らを棄たまはん 三 抑イスラエルには眞の神なく敎訓を施こす祭司なく律法なきこと日久しかりしが 四 患難の時にはイスラエルの神ヱホバに立かへりて之を求めたれば則ちこれに遇り 五 當時は出る者にも入る者にも平安なく惟大なる苦患くに〴〵の民に臨めり 六 國は國に邑は邑に擊碎かる、其は神諸の患難をもて之を苦しめたまへばなり 七 然ば汝ら强かれよ、汝らの手を弱くする勿れ、汝らの行爲には賞賜あるべければなりと 八 アサこれらの言およびオデデの預言者の預言を聽て力を得、憎むべき者をユダとベ

ニヤミンの全地より除きまた其エフライムの山地に得たる邑々より除き、ヱホバの廊の前なるヱホバの壇を再興せり 九 彼またユダとベニヤミンの人々およびエフライムマナセシメオンより來りて寄寓る者を集めたり、イスラエルの人々の中ヱホバ神のアサと偕に在すを見てアサに降る者夥多ありしなり 十 彼等すなはちアサの治世の十五年の三月にエルサレムに集り 十一 其たづさへ來る掠取物の中より牛七百羊七千をその日ヱホバに献げ 十二 皆契約を結びて曰く心を盡し精神を盡して先祖の神ヱホバを求めん 十三 凡てイスラエルの神ヱホバを求めざる者は大小男女の區別なく之を殺さんと 十四 而して大聲を擧げ號呼をなし喇叭を吹き角を鳴してヱホバに誓を立て 十五 ユダみなその誓を喜べり、即ち彼ら一心をもて誓を立て一念にヱホバを求めたればヱホバこれに遇ひ四方において之に安息をたまへり 十六 偕またアサ王の母マアカ

アシラ像を作りしこと有ければアサこれを貶して太后たらしめず、その像を砍たふして粉々に碎きキデロン川にてこれを焚り 十七 但し崇邱は尙イスラエルより除かざりき、然どもアサの心は一生の間全かりしなり 十八 彼はまたその父の納めたる物および己が納めたる物すなはち金銀ならびに器皿等をエホバの家に携へいれり 十九 アサの治世の三十五年までは再び戰爭あらざりき

第十六章

一 アサの治世の三十六年にイスラエルの王バアシヤユダに攻のぼりユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめんとてラマを建たり。二 是においてアサエホバの家と王の家との府庫より金銀を取いだしダマスコに住るスリアの王ベ子ハダデに餽りて言けるは 三 我父と汝の父の間の如く我と汝の間に約を立ん、視よ我今汝に金銀を餽れり、往て汝とイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて去しめよ 四 ベ子ハダデすなはちア

サ王に聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々に攻遣ければ彼等イヨン、ダン、アベルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を撃たり 五 バアシヤ聞てラマを建ることを罷めその工事を廢せり 六 是においてアサ王ユダ全國の人を率ゐバアシヤがラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ之をもてゲバとミズパを建たり ○ 七 その頃先見者ハナニユダの王アサの許にいたりて之に言けるは汝はスリアの王に倚賴みて汝の神ヱホバに倚賴まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脱せり 八 かのヱテオピア人とルビ人は大軍にして戰車および騎兵はなはだ多かりしにあらずや、然るも汝ヱホバに倚賴みたればヱホバこれらを汝の手に付したまへり 九 ヱホバは全世界を徧く見そなはし己にむかひて心を全うする者のために力を顯したまふ、これ事において汝は愚なる事をなせり、故に此後は汝に戰爭あるべしと 十 然るにア

サその先見者を怒りて之を獄舍にいれたり、其は烈しくこの事の
ために彼を怒りたればなり、アサまた其頃民を虐げたる事ありき
○十一アサの始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さる
十二アサはその治世の三十九年に足を病みその病患つひに劇しく
ありしがその病患の時にもヱホバを求めずして醫師を求めたり
十三アサはその先祖等と偕に寢りその治世の四十一年に死り十四人衆
これをその己のためにダビデの邑に堀おける墓に葬り製香の術
をもて製したる種々の香物を盈せる床の上に置き之がために夥
多しく焚物をなせり

第十七章

一アサの子ヨシヤパテアサに代りて王となりイスラエ
ルにむかひて力を強くし二ユダの一切の堅固なる邑々に兵を置
きユダの地およびその父アサが取たるエフライムの邑々に鎭臺
を置く三ヱホバ、ヨシヤパテとともに在せり其は彼その父ダビデ

の最初の道に歩みてバアル等を求めず 四 その父の神を求めてその誡命に歩みイスラエルの行為に倣はざりければなり 五 このゆゑにエホバ國を彼の手に堅く立たまへりまたユダの人衆みなヨシヤパテに禮物を餽れり彼は富と貴とを極めたり 六 是において彼エホバの道にその心を勵まし遂に崇邱とアシラ像とをユダより除けり 七 彼またその治世の三年にその牧伯ベネハイル、オバデヤ、ゼカリヤ、ネタンエル、およびミカヤを遣はしてユダの邑々にて教誨をなさしめ 八 またレビ人の中よりシマヤ、ネタニヤ、ゼバデヤ、アサヘル、セミラモテ、ヨナタン、アドニヤ、トビヤ、トバドニヤなどいふレビ人を遣はして之と偕ならしめ且祭司エリシヤマとヨラムを之と偕に遣はしける 九 彼らはエホバの律法の書を携へユダにおいて教誨をなしユダの邑々を盡く行めぐりて民を教へたり 十 是においてユダの周圍の地の國々みなエホバを懼れてヨシヤパテ

を攻ることをせざりき[十一]またペリシテ人の中に禮物および貢の銀をヨシヤパテに餽る者なり且又アラビヤ人は家畜をこれに餽れり即ち牡羊七千七百牡山羊七千七百[十二]ヨシヤパテは益々大になりゆきてユダに城および府庫邑を多く建て[十三]ユダの邑々に多くの工事を爲し大勇士たる軍人をエルサレムに置り[十四]彼等を數ふるところの宗家に循へば左のごとし、ユダより出たる千人の長の中にはアデナといふ軍長あり、大勇士三十萬これに從がふ[十五]その次は軍長ヨハナン、之に從がふ者は二十八萬人[十六]その次はジクリの子アマシヤ、彼は悦びてその身をヱホバに献げたり、大勇士二十萬これに從がふ[十七]ベニヤミンより出たる者の中にはエリアダといふ大勇士あり、弓および楯を持もの二十萬これに從がふ[十八]その次はヨザバデ、戰鬪の準備をなせる者十八萬これに從がふ[十九]是等は皆王に事ふる者等なり、此外にまたユダ全國の堅固なる邑々に王

の置る者あり

第十八章

一 ヨシヤパテは富と貴とを極めアハブと縁を結べり 二 かれ數年の後サマリアに下りてアハブを訪ければアハブ彼およびその部從のために牛羊を多く宰りギレアデのラモテに倶に攻上らんことを彼に勸む 三 すなはちイスラエルの王アハブユダの王ヨシヤパテに言けるは汝我とともにギレアデのラモテに攻ゆくやヨシヤパテこれに答へけるは我は汝のごとく我民は汝の民のごとし汝とともに戰鬥に臨まんと 四 ヨシヤパテまたイスラエルの王に言るは請ふ今日ヱホバの言を問たまへと 五 是においてイスラエルの王預言者四百人を集めて之に言けるは我らギレアデのラモテに往て戰ふべきや又は罷べきや彼等いひけるは攻上りたまへ神これを王の手に付したまふべしと 六 ヨシヤパテいひけるは此外に我らの由て問べきヱホバの預言者此にあらざる

や　七イスラエルの王こたへてヨシヤパテに言けるハ外になほ一人あり、我ら之によりてエホバに問ことを得ん、然ど彼ハ今まで我につきて善事を預言せず恒に悪き事のみを預言すれバ我彼を悪むなり、其者ハ即ちイムラの子ミカヤなりと、然るにヨシヤパテこたへて王しか宣まふ勿れと言けれバ　八イスラエルの王一人の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り　九イスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテハ朝衣を纏ひサマリアの門の入口の廣場にて各々その位に坐し居り預言者ハ皆その前に預言せり　十時にケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて言けるハエホバかく言たまふ汝是等をもてスリア人を衝て滅ぼし盡すべしと　十一預言者みな斯預言して云ふギレアデのラモテに攻上りて勝利を得たまへ、エホバこれを王の手に付したまふべしと　十二茲にミカヤを召んとて往たる使者これに語りて言けるハ預言者等の言ハ

一の口より出るがごとくにして王に善し、請ふ汝の言をも彼らの一人のごとくなして善事を言へ 十三 ミカヤ言けるはヱホバは活く我神の宣ふ所を我は陳んと 十四 かくて王に至るに王かれに言けるはミカヤよ我らギレアデのラモテに往て戰かふべきや又は罷べきや、彼言けるは上りゆきて利を得たまへ、彼らは汝の手に付さるんと 十五 王かれに言けるは我幾度なんぢを誓はせたらむ汝ヱホバの名をもて唯眞實のみを我に告るや 十六 彼言けるは我イスラエルが皆牧者なき羊のごとく山に散をるを見たるがヱホバ是等の者は主なし各々やすらかに其家に歸るべしと言たまへり 十七 イスラエルの王ヨシヤパテに言けるは我なんぢに告て彼は善事を我に預言せず只惡き事のみを預言せんと言しに非ずやと 十八 ミカヤまた言けるは然ば汝らヱホバの言を聽べし我視しにヱホバその位に坐し居たまひて天の萬軍その傍に右左に立をりし

が十九ヱホバ言たまひけるは誰かイスラエルの王アハブを誘ひて
彼をしてギレアデのラモテにのぼりゆきて彼處に斃れしめんか
と則ち一は此ごとくせんと言ひ一は彼ごとくせんと言けるに二十
遂に一の靈すゝみ出てヱホバの前に立ち我かれを誘はんと言た
ればヱホバ何をもてするかと之に問たまふに二一我いでゝ虚言を
言ふ靈となりてその諸の預言者の口にあらんと言り、ヱホバ言た
まひけるは汝は誘なひ且これを成就ん、出て然すべしと二二故に視
よヱホバ虚言を言ふ靈を汝のこの預言者等の口に入たまへり、而
してヱホバ汝に災禍を降さんと定めたまふと二三時にケナアナの
子ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるはヱホバの靈何の
途より我を離れゆきて汝と言ふや二四ミカヤ言けるは汝奥の室に
いりて身を匿す日に見べし二五イスラエルの王いひけるはミカヤ
を取てこれを邑の宰アモンおよび王の子ヨアシに曳かへりて言ふ

べし 二六 王かく言ふ我が安然に歸るまで此者を牢にいれて苦惱のパンを食せ苦惱の水を飮せよと 二七 ミカヤ言けるハ汝もし眞に平安に歸るならバヱホバ我によりて斯宣まひし事あらずと、而してまた言り汝ら民よ皆聽べしと 二八 かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテはギレアデのラモテに上りゆけり 二九 イスラエルの王時にヨシヤパテに言けるは我は服裝を變て戰陣の中にいらん、汝は朝衣を纏ひたまへとイスラエルの王すなはち服裝を變へ二人倶に戰陣の中にいれり 三十 スリアの王その戰車の長等にかねて命じおけり云く汝ら小さき者とも大なる者とも戰ふなかれ、惟イスラエルの王とのみ戰へと 三一 戰車の長等ヨシヤパテを見て是はイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之と戰はんとせしがヨシヤパテ號呼ければヱホバこれを助けたまへり、即ち神彼らを感動して之を離れしめたまふ 三二 戰車の長等彼がイスラエル

の王にあらざるを見しかバ之を追ことをやめて引返せり 三三 弦に一箇の人何心なく弓を彎てイスラエルの王の胸當と草摺の間に射あてたれバ彼その御者に言けるは我傷を受たれバ汝手を旋らして我を軍中より出せと 三四 此日戰爭烈しくなりぬ、イスラエルの王は車の中に自ら扶持て立ち薄暮までスリア人をさゝへをりしが日の沒る頃にいたりて死り

第十九章

一 ユダの王ヨシヤパテは恙なくエルサレムに歸りてその家に至れり 二 時に先見者ハナニの子エヒウヨシヤパテ王を出むかへて之に言けるは汝惡き者を助けエホバを惡む者を愛して可らんや之がためにエホバの前より震怒なんぢの上に臨む 三 然ながら善事もまた汝の身に見ゆ即ち汝はアシラ像を國中より除きかつ心を傾けて神を求むるなりと○ 四 ヨシヤパテはエルサレムに住をりしが復出てベエルシバよりエフライムの山地まで民

の間を行めぐりその先祖の神ヱホバにこれを導き歸せり 五 彼またユダの一切の堅固なる邑に裁判人を立つ、國中の邑々みな然り 六 而して裁判人に言けるは汝等その爲ところを愼め、汝らは人のために裁判するに非ずヱホバのために裁判するなり、裁判する時にはヱホバ汝らと偕にいます 七 然ば汝らヱホバを畏れ愼みて事をなせ、我らの神ヱホバは惡き事なく人を偏視ことなく賄賂を取ること無きなり 八 ヨシヤパテまたレビ人祭司およびイスラエルの族長を選びてヱルサレムに置きヱホバの事および訴訟を審判しむ、彼らはヱルサレムにかへれり 九 ヨシヤパテかれに命じて云く汝らヱホバを畏れ眞實と誠心をもて斯おこなふべし 十 凡てその邑々に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と誡命、法度と條例などの事につきて汝らに訴へ出ることあらばこれを諭してヱホバに罪を犯さゞらしめよ、恐らくは震怒なんぢと汝らの兄弟

にのぞまん、汝ら斯おこなはゞ愆なかるべし 十一 視よ祭司の長アマリヤ汝らの上にありてエホバの事を凡て司どり、ユダの家の宰イシマエルの子ゼバデヤ王の事を凡て司どる。亦レビ人汝らの前にありて官吏とならん。汝ら心を強くして事をなせ、エホバ善人を祐けたまふべし

第二十章

一 この後モアブの子孫アンモンの子孫およびマオニ人等ヨシヤパテと戰はんとて攻きたれり 二 時に或人きたりてヨシヤパテに告て云ふ海の彼旁スリアより大衆汝を攻きたる、視よ今ハザゾンタマルにありと、ハザゾンタマルはすなはちエンゲデなり 三 是においてヨシヤパテ懼れ面をエホバに向てその助を求めユダ全國に斷食を布令しめたれば 四 ユダ擧て集りエホバの助を求めたり即ちユダの一切の邑より人々きたりてエホバを求む 五 時にヨシヤパテエホバの室の新しき庭の前においてユダとエル

サレムの會衆の中に立ち 六 言けるは我らの先祖の神ヱホバよ汝
は天の神にましますに非ずや、異邦人の諸國を統たまふに非ずや
汝の手には能力あり權勢ありて誰もなんぢを禦ぐこと能はざる
に非ずや 七 我らの神よ汝は此國の民を汝の民イスラエルの前よ
り逐はらひて汝の友アブラハムの子孫に之を永く與へたまひし
に非ずや 八 彼らも此に住み汝の名のために此に聖所を建て言へ
り 九 刑罰の劍疫病、饑饉などの災禍われらに臨まん時は我らこの
家の前に立て汝の前にをりろの苦難の中にて汝に呼號らん、汝の
して、汝聽て助けたまはん、汝の名はこの家にあればなりと 十 今ア
ンモン、モアブおよびセイル山の子孫を觀たまへ、在昔イスラエル、
エジプトの國より出きたれる時汝イスラエルに是等を侵さしめ
たまはざりしかば之を離れさりて滅ぼさゞりしなり 十一 かれらが
我らに報ゆる所を觀たまへ、彼らは汝がわれらに有たしめたまへ

る汝の產業より我らを逐はらはんとす 十二 我らの神よ汝かれらを鞫きたまはざるや、我らは此斯く攻よせたる此の大衆に當る能力なく又爲ところを知ず唯汝を仰ぎ望むのみと 十三 ユダの人々はその小者および妻子とゝもに皆ヱホバの前に立をれり 十四 時に會衆の中にてヱホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハジエルに臨めり、ヤハジエルはゼカリヤの子ゼカリヤはベナヤの子ベナヤはヱイエルの子ヱイエルはマツタニヤの子なり 十五 ヤハジエルすなはち言けるはユダの人衆およびエルサレムの居民ならびにヨシヤパテ王よ聽べし、ヱホバかく汝らに言たまふ此大衆のために懼るゝ勿れ慄くなかれ、汝らの戰に非ずヱホバの戰なればなり 十六 なんぢら明日彼らの所に攻くだれ、彼らはヂツの坂より上り來る、汝らヱルエルの野の前なる谷の口にて之に遇ん 十七 この戰爭には汝ら戰ふにおよばず、ユダおよびエルサレムよ汝ら惟進みいでゝ立ち汝

らとゝもに在すエホバの拯救を見よ、懼るゝ勿れ慄くなかれ、明日彼らの所に攻いでよエホバ汝らとゝもに在せばなりと 十八 是においてヨシヤパテ首をさげて地に俯伏りユダの人衆およびエルサレムの民もエホバの前に伏てエホバを拜す 十九 時にコハテの子孫およびコラの子孫たるレビ人立あがり聲を高くあげてイスラエルの神エホバを讃美せり 二十 かくて皆朝はやく起てテコアの野に出ゆけり、其いづるに當りてヨシヤパテ立て言けるはユダの人衆およびエルサレムの民よ我に聽け、汝らの神エホバを信ぜよ然ば汝ら堅くあらん、その預言者を信ぜよ然ば汝ら利あらん 二一 彼また民と議りて人々を選び之をして聖き飾を着て軍勢の前に進ましめエホバにむかひて歌をうたひ且これを讃美せしめエホバに感謝せよ其恩惠は世々かぎりなしと言しむ 二二 その歌を歌ひ讃美をなし始むるに當りてエホバ伏兵を設けかのユダに攻きたれるアン

モン、モアブ、セイル山の子孫をなやましたまひければ彼ら打敗られたり 二三 即ちアンモンとモアブの子孫起てセイル山の民にむかひ、盡くこれを殺して滅しゝがセイルの民を殺し盡すに及びて彼らも亦力をいだして互に滅ぼしあへり 二四 ユダの人々野の觀望所に至りてかの群衆を觀たりければ唯地に仆れたる死屍のみにして一人だに逃れし者なかりき 二五 是においてヨシヤパテおよびその民彼らの物を奪はんとて來り觀るにその死屍の間に財寶衣服および珠玉などおびたゞしく在たれば則ち各々これを剝とりけるが餘に多くして携さへ去こと能はざる程なりき、其物多かりしに因て之を取に三日を費しけるが 二六 第四日にベラカ(感謝)の谷に集り其處にてエホバに感謝せり是をもてその處の名を今日までベラカ(感謝)の谷と呼ぶ 二七 而してユダとエルサレムの人々みな各々歸りきたりヨシヤパテの後にしたがひ歡びてエルサレムに至れ

り、其はエホバ彼等をしてその敵の故によりて歡喜を得させたまひたればなり 二八 即ち彼ら瑟と琴および喇叭を合奏してエルサレムに往てエホバの室にいたる 二九 諸の國の民エホバがイスラエルの敵を攻撃たまひしことを聞て神を畏れたれば 三十 ヨシヤパテの國は平穩なりき即ちその神四方において之に安息を賜へり ○ 三一 ヨシヤパテはユダの王となり、三十五歲のときその位に即き二十五年の間エルサレムにて世を治めたり其母はシルヒの女にして名をアズバといふ 三二 ヨシヤパテはその父アサの道にあゆみて之を離れずエホバの目に善と觀たまふ事を行へり 三三 然れども崇邱はいまだ除らず、又民はいまだその先祖の神に心を傾けざりき 三四 ヨシヤパテのその餘の始終の行爲はハナニの子エヒウの書に記さる、エヒウの事はイスラエルの列王の書に載す ○ 三五 ユダの王ヨシヤパテ後にイスラエルの王アハジアと相結べり、アハジアは大

に悪を行ふ者なりき 三六 ヨシヤパテタルシシに遣る舟を造らんとて彼と相結てエジオンゲベルにて共に舟數隻を造れり 三七 時にマレシヤのドダワの子エリエゼルヨシヤパテにむかひて預言して云ふ汝アハジアと相結びたればエホバなんぢの作りし者を毀ちたまふと、即ちその舟は皆壞きてタルシシに往くことを得ざりき

第二十一章

一 ヨシヤパテその先祖等とともに寢りてダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子ヨラムこれに代て王となる 二 ヨシヤパテの子たるその兄弟はアザリヤ、エヒエル、ゼカリヤ、アザリヤ、ミカエルおよびシパテヤ、是みなイスラエルの王ヨシヤパテの子なり 三 その父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へまたユダの守衛の邑々を與へけるが國はヨラムに與へたり、ヨラム長子なりければなり 四 ヨラムその父の位に登りて力つよくなりければその兄弟等をことごとく劍にかけて殺し又イスラエルの牧伯等

數人を殺せり○五ヨラムは三十二歳の時位に即エルサレムにて八年の間世を治めたり六彼はアハブの家のなせるごとくイスラエルの王等の道にあゆめり、アハブの女を妻となしたればなり、斯かれはエホバの目に惡と觀たまふ事をなせしかども七エホバ曩にダビデに契約をなし且彼とその子孫とに永遠に光明を與へんと言たまひし故によりてダビデの家を滅ぼすことを欲み給はざりき八ヨラムの世にエドム人叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれば九ヨラムその牧伯等および一切の戰車をたづさへて渉りゆき夜の中に起いでて自己を圍めるエドム人を擊ちその戰車の長等を擊り十エドム人は斯叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り、此時にあたりてリブナもまた叛きてユダの手に服せずなりぬ、是はヨラムその先祖の神エホバを棄たるに因てなり十一彼またユダの山々に崇邱を作りてエルサレムの民に姦淫をおこな

はせユダを惑はせり 十二 時に預言者エリヤの書ヨラムの許に達せり、其言に云く汝の先祖ダビデの神エホバかく言たまふ汝れその父ヨシヤパテの道にあゆまずまたユダの王アサの道にあゆまずして 十三 イスラエルの王等の道にあゆみユダの人とエルサレムの民をしてアハブの家の姦淫をなせるごとくに姦淫を行はしめまた汝の父の家の者にて汝に愈れるところの汝の兄弟等を殺せり 十四 故にエホバ大なる災禍をもて汝の民汝の子女汝の妻等および汝の一切の所有を撃たまふべし 十五 汝はまた臓腑の疾を得て大病になり、その疾日々に重りて臓腑つひに墜んと 十六 即ちエホバヨラムを攻させんとてエテオピアに近きところのペリシテ人とアラビア人の心を振起したまひければ 十七 彼らユダに攻のぼりて之を侵し王の家に在ところの貨財を盡く奪ひ取りまたヨラムの子等と妻等をも携へ去り、是をもてヨラムの末子エホアハズの外には一人

も遺れる者なかりき 十八 此もろ〳〵の事の後エホバ彼を撃て臓腑に愈ざる疾を生ぜしめたまひければ 十九 月日を送り二年を經るにおよびてその臓腑疾のために墜ち、重き病苦によりて死り、民かれの先祖のために焚物をなせし如く彼のためには焚物をなさゞりき 二十 彼は三十二歳の時位に即き八年の間エルサレムにて世を治めて終に薨去れり、之を惜む者なかりき。人衆これをダビデの邑に葬れり但し王等の墓にはあらず

第二十二章

一 エルサレムの民ヨラムの季子アハジアを王となして之に繼しむ、其は曾てアラビア人とともに陣營に攻きたりし軍兵その長子をことごとく殺したればなり、是をもてユダの王ヨラムの子アハジア王となれり 二 アハジアは四十二歳の時位に即きエルサレムにて一年の間世を治めたり、その母はオムリの女にして名をアタリヤといふ 三 アハジアもまたアハブの家の道に歩め

り、其母かれを敎へて惡をなさしめたるなり 四 即ち彼はアハブの家のごとくにエホバの目の前に惡をおこなへり、其父の死し後彼かくアハブの家の者の敎にしたがひたれば終に身を滅ぼすに至れり 五 アハシアまた彼らの敎にしたがひイスラエルの王アハブの子ヨラムとともにギレアデのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戰ひけるにスリア人ヨラムに傷を負せたり 六 是においてヨラムはそのスリアの王ハザエルと戰ふにあたりてラムにて負たる傷を療さんとてエズレルに歸れり、ユダの王ヨラムの子アザリヤはアハブの子ヨラムが病をるをもてエズレルに下りてこれを訪ふ 七 アハシアがヨラムを訪ふて害に遇しは神の然らしめたまへるなり、即ちアハシアは來り居てヨラムとともに出てニムシの子エヒウを迎へたりエヒウはエホバが曩にアハブの家を絶去しめんとて膏を沃ぎたまひし者なり 八 エヒウアハブの家を罰する

に方りてユダの牧伯等およびアハジアの兄弟等の子等がアハジアに奉へをるに遇て之を殺せり九アハジアはサマリアに匿れたりしがユヒウこれを探求めければ人々これを執へユヒウの許に曳きたりて之を殺せり但し彼は心を盡してヱホバを求めたるヨシヤパテの子なればとてこれを葬れり斯りしかばアハジアの家は國を統治むる力なくなりぬ○十茲にアハジアの母アタリヤその子の死たるを見て起てユダの家の王子をことごとく滅ぼしたりしが十一王の女ヱホシバ アハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊み取り彼とその乳媼を夜衣の室におきて彼をアタリヤに匿したればアタリヤかれを殺さゞりきヱホシバはヨラム王の女アハジアの妹にして祭司ヱホヤダの妻なり十二かくてヨアシはヱホバの家に匿れて彼らとゝもにをること六年アタリヤ國に王たりき

第二十三章

一 第七年にいたりヱホヤダ力を強してヱロハムの子
アザリヤ、ヨハナンの子イシマエル、オベデの子アザリヤ、アダヤの
子マアセヤ、ジクリの子エリシヤパテなどいふ百人の長等を招き
て己と契約を結ばしむ 二 是において彼らユダを行めぐりてユダ
の一切の邑よりレビ人を集めまたイスラエルの族長を集めてヱ
ルサレムに歸り 三 而してその會衆みな神の家において王と契約
を結べり、時にヱホヤダかれらに言けるはダビデの子孫の事につ
きてヱホバの宣まひしごとく王の子位に即べきなり 四 然ば汝ら
斯なすべし汝ら祭司およびレビ人の安息日に入きたる者は三分
の一は門を守り 五 三分の一は王の家に居り三分の一は基礎の門
に居り民はみなヱホバの室の庭に居べし 六 祭司と奉事をするレ
ビ人の外は何人もヱホバの家に入べからず、彼らは聖者なれば入る
ことを得るなり、民はみなヱホバの殿を守るべし 七 レビ人はおの

く手に武器を執て王を繞りて立べし家に入る者をば凡て殺すべし汝らは王の出る時にも入る時にも王とともに居れと 八 是においてレビ人およびユダの人衆は祭司エホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各々その手の人の安息日に入來べき者と安息日に出ゆくべき者とを率ゐ居り、祭司エホヤダ班列の者を去せざればなり 九 祭司エホヤダすなはち神の家にあるダビデ王の鎗および大楯小楯を百人の長等に交し 十 一切の民をして各々武器を手に執て王の四周に立ち殿の右の端より殿の左の端におよびて壇と殿にそふて居しむ 十一 斯て人衆王の子を携へ出し之に冠冕を戴らせ証詞をわたして王となし、祭司エホヤダおよびその子等これに膏をそゝげり而して皆王長壽かれと言ふ 十二 茲にアタリヤ民と近衞兵と王を讃る者との聲を聞きエホバの室に入て民の所に至り 十三 視に王は入口にてその柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立を

り、亦國の民みな喜びて喇叭を吹き、謳歌者樂を奏し先だちて讚美を歌ひをりしがアタリヤその衣を裂き叛逆なり叛逆なりと言り　十四 時に祭司ヱホヤダ軍兵を統る百人の長等を呼出してこれに言ふ彼をして列の間を通りて出しめよ、凡て彼に從がふ者をも劍をもて殺すべしと、祭司は彼をヱホバの室に殺すべからずとて斯いへるなり　十五 是をもて之がために路をひらき王の家の馬の門の入口まで往しめて其處にて之を殺せり ○ 十六 斯てヱホヤダ己と一切の民と王との間にこれらは皆ヱホバの民とならんとの契約を結べり　十七 是において民みなバアルの室にゆきて之を毀ちその壇とその像を打碎きバアルの祭司マツタンを壇の前に殺せり　十八 ヱホヤダまたヱホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ぬ、昔ダビデレビ人を班列にわかちてヱホバの室におき、モーセの律法に記されたる所にしたがひて歡喜と謳歌とをもてヱホバの燔祭を献

げしめたりき、今このダビデの例に傚ふ 十九 彼またエホバの室の門々に看守者を立せ置き、身の汚れたる者は何によりて汚されたるにもあれ凡て入ことを得ざらしむ 二十 斯てエホヤダ百人の長等と貴族と民の牧伯等および國の一切の民を率ゐてエホバの家より王を導きくだり上の門よりして王の家にいり王を國の位に坐せしめたり 二一 斯りしかバ國の民みな喜こびて邑は平穩なりき、アタリヤは劍にて殺さる

第二十四章

一 ヨアシは七歳の時位に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたり、その母はベエルシバより出たる者にして名をヂビアといふ 二 ヨアシは祭司エホヤダの世にある日の間は恒にエホバの善と觀たまふことを行へり 三 エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり、男子女子生る 四 此後ヨアシエホバの室を修繕んと志し 五 祭司とレビ人を集めて之に言けるは汝ら出てユダの邑々

に往き汝らの神エホバの室を歳々修繕ふべき金子をイスラエルの人衆より聚むべし其事を亟にせよと然るにレビ人ことを亟にせざりき 六 王エホヤダ長を召てこれに言けるは汝なんぞレビ人に求めてエホバの僕モーセおよびイスラエルの會衆の古昔詔詞の幕屋のために集めたるが如き税をユダとエルサレムより取きたらせざるやと 七 かの惡き婦アタリヤの子等神の家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物をバアルに供へたり 八 是において王の命にしたがひて一箇の匱を作りエホバの室の門の外にこれを置き 九 ユダとエルサレムに宣布て汝ら神の僕モーセが荒野にてイスラエルに課したる如き税をエホバに携へきたれと言けるに 十 一切の牧伯等および一切の民みな喜びて携へきたりて匱に投いれて遂に納めををはり 十一 レビ人ろの匱に金の多くあるを見てこれを王の廰に携へゆく時は王の書記と祭司の長の下役きたり

てその匱を傾むけ復これを取て本の處に持ゆけり日々に斯のごとくして金を聚むること夥多し 十二 而して王とエホヤダこれをエホバの家の工事を爲す者に付し石工および木匠を雇ひてエホバの室を修繕ひせまた鐵工および銅工を雇ひてエホバの室を修復せしめける 十三 工人働作てその工事を成をへ神の室を本の狀に復してこれを堅固にす 十四 その既に成るにおよびて餘れる金を王とエホヤダの前に持いたりけるを其をもてエホバの室のために器皿を作れり即ち奉事の器献祭の器および匙ならびに金銀の器を作れりエホヤダが世に在る日の間はエホバの室にて燔祭をさゝぐること絶ざりき 十五 エホヤダは年邁み日滿て死りその死る時は百三十歳なりき 十六 人衆ダビデの邑にて王等の中間にこれを葬むる其は彼イスラエルの中において神とその殿とにむかひて善事をおこなひたればなり 十七 エホヤダの死たる後ユダの牧伯等き

たりて王を拜す、是において王これに聽したがふ 十八 彼らその先祖の神ヱホバの室を棄てアシラ像および偶像に事へたればその愆のために震怒ユダとエルサレムに臨めり 十九 ヱホバかれらを己にひきかへさんとて預言者等を遣し之にむかひて證をたてさせたまひしかども聽ことをせざりき 二十 是において神の靈祭司ヱホヤダの子ゼカリヤに臨みければ彼民の前に高く起あがりて之に言けるは神かく宣ふ汝らヱホバの誡命を犯して災禍を招くは何ぞや、汝らヱホバを棄たればヱホバも汝らを棄たまふと 二十一 然るに人衆かれを害せんと謀り王の命によりて石をもてこれをヱホバの室の庭にて擊殺せり 二十二 斯ヨアシ王はゼカリヤの父ヱホヤダが己にほどこせし恩を念ずしてその子を殺せり、彼死る時にヱホバこれを顧みてこれを問討したまへと言り 二十三 かくてその年の終るにおよびてスリアの軍勢かれにむかひて攻のぼりユダとエルサレムにい

たりて民の牧伯等をことごとく民の中より滅ぼし絶ち、その掠取物を凡てダマスコの王に遣れり 二四 この時スリアの軍勢は小勢にて來りけるがエホバ大軍をこれが手に付したまへり、是はその先祖の神エホバを棄たるが故なり、斯かれらヨアシを罰せり 二五 スリア人ヨアシに大傷をおはせて遺去けるがヨアシの臣僕等祭司エホヤダの子等の血のために黨をむすびて之に叛き之をその床の上に弑して死なしめたり、人衆これをダビデの邑に葬れり、但し王の墓には葬らざりき 二六 黨をむすびて之に叛きし者はアンモンの婦シメアテの子ザバテおよびモアブの婦シムリテの子ヨザバデなりき 二七 ヨアシの子等の事ヨアシの告られし預言および神の室を修繕し事などは列王の書の註釋に記さる、ヨアシの子アマジヤこれに代りて王となれり

第二十五章

一 アマジヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて

二十九年の間世を治めたり、その母はヱルサレムの者にして名をヱホアダンといふ 二 アマジヤはヱホバの善と視たまふ事を行なひしかども心を全うしてこれを爲ざりき 三 彼國のおのが手に堅く立つにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺せり 四 然どその子女等をば殺さずしてモーセの書の律法に記せるごとく爲り、即ちヱホバ命じて言たまはく父はその子女の故によりて殺さるべからず、子女はその父の故によりて殺さるべからず、各々おのれの罪によりて殺さるべきなりと ○ 五 アマジヤ、ユダの人を集めその父祖の家にしたがひて或は千人の長に附屬せしめ或は百人の長に附屬せしむユダとベニヤミンとも然り且二十歲以上の者を數へ戈と楯とを執て戰鬪に臨む倔强の士三十萬を得 六 また銀百タラントをもてイスラエルより大勇士十萬を傭へり 七 時に神の人かれに詣りて言けるは王よイスラエルの軍勢をして汝とゝも

に往しむる勿れ、エホバはイスラエル人すなはちエフライムの子孫と偕にいまさゞるあり 八 汝もし往む心を強くして戰鬪を爲せ、神なんぢをして敵の前に斃れしめたまはん、神は助くる力ありまた倒す力あるなり 九 アマジヤ神の人にいひけるは然ば已にイスラエルの軍隊に與へたる百タラントを如何にすべきや、神の人答へけるはエホバは其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなりと 十 是においてアマジヤかのエフライムより來りて己に就る軍隊を分離してその處に歸らしめければ彼らユダにむかひて烈しく怒を發し火のごとくに怒りてその處に歸れり 十一 かくてアマジヤ!は力を強くしその民を率ゐて鹽の谷に往きセイル人一萬を撃殺せり 十二 ユダの子孫またこの外に一萬人を生擒て磐の頂に曳ゆき磐の頂よりこれを投おとしけるに皆微塵に碎けたり 十三 前にアマジヤが己とともに戰鬪に往べからずとして歸し遣たる軍卒等

サマリアよりベテホロンまでのユダの邑々を襲ひ人三千を撃ころし物を多く奪ふ○十四アマジア エドム人を戮して歸る時にセイル人の神々を携さへ來り之を安置して己の神となしその前に禮拜をなし之に香を焚り十五是をもてヱホバ アマジヤにむかひて怒を發し預言者をかれに遣はして言しめたまひけるは彼民の神々は己の民を汝の手より救ふことを得ざりし者なるに汝なにとて之を求むるや十六彼かく王に語れる時王これにむかひ我等汝を王の議官となせしや止よ汝なんぞ撃殺されんとするやと言ければ預言者すなはち止て言り我知る汝この事を行ひて吾諫を聽いれざるによりて神なんぢを滅ぼさんと決めたまふと○十七斯てユダの王アマジヤ相議りて人をヱヒウの子ヱホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣はし來れ我等たがひに面をあはせんと言しめければ十八イスラエルの王ヨアシ ユダの王アマジヤに言おく

りけるはレバノンの荊棘かつてレバノンの檜樹に汝の女子を我
子の妻に與よと言おくりたることありしにレバノンの野獸とほり
てその荊棘を踏たふせり
十九 汝はエドム人を撃破れりと謂ひ心に
たかぶりて誇る然ば汝家に安んじ居れ何ぞ禍を惹おこして自己
もユダもともに亡びんとするやと
二十 然るにアマジヤ聽ことをせ
ざりき此事は神より出たる者にて彼らをその敵の手に付さんが
ためなり是は彼らエドムの神々を求めしに因る
二十一 是においてイ
スラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王
アマジヤと面をあはせたりしが
二十二 ユダイスラエルに撃敗られて
各々その天幕に逃かへりぬ
二十三 時にイスラエルの王ヨアシはエホ
アハズの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに執
へてエルサレムに携へゆきエルサレムの石垣をエフライムの門
より隅の門まで四百キユビト程を毀ち
二十四 また神の室の中にてオ

ベデエドムの守り居る一切の金銀および諸の器皿ならびに王の家の財室を取りかつ人質をとりてサマリアに歸れり○二五ユダの王ヨアシの子アマジヤはイスラエルの王エホアハズの子ヨアシの死てより後なほ十五年生存らへたり二六アマジヤのその餘の始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さるゝにあらずや二七アマジヤ飜へりてエホバに從がはずなりし後エルサレムにおいて黨を結びて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにその人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり二八人衆てきを馬に負せてきたりユダの邑にてその先祖等とゝもにこれを葬りぬ

第二十六章

一是においてユダの民みなウジヤをとりて王となしてその父アマジヤに代らしめたり、時に年十六なりき二彼エラテの邑を建ててこきを再びユダに歸せしむ、是はかの王がその先祖等

とゝもに寝りし後なりき 三 ウジヤは十六歳の時位に即きヱルサレムにて五十二年の間世を治めたり、その母はヱルサレムの者にして名をヱコリアといふ 四 ウジヤはその父アマジヤが凡てなしたる如くヱホバの善と観たまふ事を行ひ 五 神の默示に明なりしかのゼカリヤの世にある日の間心をこめてヱホバを求めたり、そのヱホバを求むる間は神これをして幸福ならしめたまへり 六 彼いでてペリシテ人と戰ひガテの石垣ヤブネの石垣およびアシドドの石垣を圮しアシドドの地ならびにペリシテ人の中間に邑を建つ 七 神かれを助けてペリシテ人、グルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻撃しめたまへり 八 アンモニ人はまたウジヤに貢を納る、ウジヤの名つひにヱジプトの入口までも廣まれり、其は甚だ強くなりければなり 九 ウジヤヱルサレムの隅の門、谷の門および角隅に戍樓を建てこれを堅固にし 十 また荒野に戍樓を建

て許多の水溜を掘り、其は家畜を多く有たればなり、亦平野にも平地にも家畜を有り、又山々におよびカルメルには農夫と葡萄を修る者を有り、農事を好みたればなり 十一 ウジヤ戰士一旅團あり、書記エイエルと牧伯マアセヤの數調査によりて隊々にわかれて戰爭に出づ、皆王の軍長ハナニヤの手に屬す 十二 大勇士の族長の數は都合二千六百 十三 その手に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戰ひ王を助けて敵に當る 十四 ウジヤその全軍のために楯、戈、兜、鎧、弓および投石器の石を備ふ 十五 彼またエルサレムにおいて工人に機械を案へ造らしめ之を戍樓および石垣に施こし之をもて矢および大石を射出せり、是においてその名遠く廣まれり、其は非常の援助を蒙りて旺盛になりたればなり○ 十六 然るに彼旺盛になるにおよびその心に高ぶりて惡き事を行なへり即ち彼その神エホバにむかひて罪を犯しエホバの殿に入て香壇の上に香を

焚んとせり 十七 時に祭司アザリヤ、エホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の後にしたがひ入り 十八 ウジヤ王を阻へてこれに言けるはウジヤよエホバに香を焚ことは汝のなすべき所にあらず、アロンの子孫にして香を焚ために潔められたる祭司等のなすべき所なり、聖所より出よ汝は罪を犯せり、エホバ神なんぢに榮を加へたまはじと 十九 是においてウジヤ怒を發し香鑪を手にとりて香を焚んとせしがその祭司にむかひて怒を發しをる間に癩病その額に起れり、時に彼はエホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側にをる 二十 祭司の長アザリヤおよび一切の祭司等彼を見しに已にその額に癩病生じゐたれば彼を其處より速にいだせり、彼もまたエホバの已を撃たまへるを見て自ら急ぎて出去り 二一 ウジヤ王はその死る日まで癩病人となり居しがその癩病人となるにおよびてれ別殿に住りエホバの室より斷れたればなり、其子ヨタム王の

家を管理て國の民を審判り 三 ウジヤのその餘の始終の行為はアモツの子預言者イザヤこれを書記したり 三 ウジヤその先祖等とともに寢りたれば彼は癩病人なりとて王等の墓に連接る地にこれを葬りてその先祖等とともにあらしむ、その子ヨタムこれに代りて王となれり

第二十七章

一 ヨタムは二十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり、其母はザドクの女にして名をヱルシヤといふ 二 ヨタムはその父ウジヤの凡て為たるごとくヱホバの善と視たまふ事をなせり、但しヱホバの殿には入ざりき、民は尚惡き事を為り 三 彼ヱホバの家の上の門を建なほしオペルの石垣を多く築き増し 四 ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および戍樓を築けり 五 彼アンモン人の王と戰ひてこれに勝り、其年アンモン子孫銀百タラント、小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれり、アンモ

ンの子孫は第二年にも第三年にも是のごとく彼に貢をいるる 六ヨタムはその神ヱホバの前においてその行を堅うしたるに因て權能ある者となれり 七ヨタムのその餘の行爲その一切の戰鬪およびその行などはイスラエルとユダの列王の書に記さる 八彼は二十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり 九ヨタムその先祖等とともに寢りたればダビデの邑にこれを葬むり、その子アハズこれに代りて王となる

第二十八章

一アハズは二十歳の時位に即きヱルサレムにおいて十六年の間世を治めたりしがその父ダビデと異にしてヱホバの善と觀たまふ所を行はず 二イスラエルの王等の道にあゆみ亦諸のバアルのために像を鑄造り 三ベンヒンノムの谷にて香を焚きその子を火に燒きなどしてヱホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人の行ふところの憎むべき事に傚ひ 四また崇

邱の上、丘の上、一切の青木の下にて犧牲をさゝげ、香を焚り 五 是故
にその神ヱホバかれをスリアの王の手に付したまひてスリア人
つひに彼を撃破りその人々を衆く虜囚としてダマスコに曳ゆけ
り、彼はまたイスラエルの王の手にも付されたればイスラエルの
王かれを撃て大にその人を殺せり 六 すなはちレマリヤの子ペカ
ユダにおいて一日の中に十二萬人を殺せり、皆勇士なりき、是は彼
らその先祖の神ヱホバを棄しによるなり 七 その時にエフライム
の勇士ジクリといふ者王の子マアセヤ宮内卿アズリカムおよび
王に亞ぐ人エリカナを殺せり 八 イスラエルの子孫つひにその兄
弟の中より婦人ならびに男子女子など合せて二十萬人を俘擄に
しまた衆多の掠取物を爲しその掠取物をサマリアに携へゆけり 九
時に彼處にヱホバの預言者ありその名をオデデといふ、彼サマリ
アに歸れる軍勢の前に進みいでゝ之に言けるは汝らの先祖の神

ヱホバユダを怒りてこれを汝らの手に付したまひしが汝らは天に達するほどの忿怒をもて之を殺せり 十 然のみならず汝ら今ユダとヱルサレムの子孫を壓つけて己の奴婢となさんと思ふ、然ども汝ら自身もまた汝らの神ヱホバに罪を獲たる身にあらずや 十一 然ば今我に聽き汝らがその兄弟の中より擄へ來りし俘擄を放ち歸せ、ヱホバの烈しき怒なんぢらの上に臨まんとすればなりと 十二 是においてエフライム人の長たる人々すなはちヨハナンの子アザリヤ、メシレモテの子ベレキヤ、シヤルムの子ヒゼキア、ハデライの子アマサ等戰爭より歸れる者等の前に立ふさがりて 十三 之にいひけるは汝ら俘擄を此に曳いるべからず、汝らは我らをしてヱホバに愆を得せしめて更に我らの罪愆を增んとす、我らの愆は大にして烈しき怒イスラエルにのぞまんとするなりと 十四 是において兵卒等その俘擄と掠取物を牧伯等と全會衆の前に遺おきければ

十五上に名を擧げたる人々たちて俘擄を受取り掠取物の中より衣服を取てこの裸なる者に着せ之に靴を穿せ食飲を爲さしめ膏油を沃ぎ等しこの弱き者をバ盡く驢馬に乗せ斯して之を棕櫚の邑エリコに導きゆきてこの兄弟に詣らしめ而してサマリアに歸れり

○十六當時アハズ王人をアッスリアの王等に遣はして援取を乞しむ 十七其はエドム人また來りてユダを攻擊ち民を擄へて去たればなり 十八ペリシテ人もまた平野の邑々およびユダの南の邑々を侵してベテシメシ、アヤロン、ゲデロテおよびショコとこの郷里テムナとこの郷里ギムゾとこの郷里を取て其處に住めり 十九イスラエルの王アハズの故をもてエホバかくユダを卑くしたまふ、其は彼ユダの中に淫逸なる事を行ひかつエホバにむかひて大に罪を犯したればなり 二十アッスリアの王テグラテピレセルは彼の所に來りしかども彼に力をそへずして反てこれを煩はせり 二十一アハズエホバ

の家と王の家および牧伯等の家の物を取てアッスリアの王に與へけれどもアハズを援くることをせざりき 二二 このアハズ王はその困難の時に當りてますますエホバに罪を犯せり 二三 即ち彼おのれを撃るダマスコの神々に犠牲を獻げて言ふスリアの王等の神々はその王等を助くれば我もこれに犠牲を獻げん、然らば彼ら我を助けんと、然れども彼等はかへつてアハズとイスラエル全國を仆す者となれり 二四 アハズ神の室の器皿を取聚めて神の室の器皿を切やぶりエホバの室の戸を閉ぢエルサレムの隅々に凡て祭壇を造り 二五 ユダの一切の邑々に崇邱を造りて別神に香を焚き等してその先祖の神エホバの怒を惹おこせり 二六 アハズのその餘の始終の行爲およびその一切の行跡はユダとイスラエルの列王の書に記さる 二七 アハズその先祖等とともに寢りたればエルサレムの邑にこれを葬れり、然どイスラエルの王等の墓にはこれを持ゆかざ

りき、其子ヒゼキヤこれに代りて王となる

第二十九章

一ヒゼキヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたり、その母はゼカリヤの女にして名をアービヤといふ 二ヒゼキヤはその父ダビデの凡てなしたる如くエホバの目に善と視たまふ事をなせり 三即ち彼その治世の第一年一月にエホバの室の戸を開きこれを修繕ひ 四祭司およびレビ人を携さへいりて東の廣場にこれを集め 五而して之にいひけるはレビ人よ我に聽け、汝等いま身を潔めて汝らの先祖の神エホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ 六夫我らの先祖は罪を犯し我らの神エホバの目に惡しと見たまふことを行ひてエホバを棄てエホバの住所に面を背けて後をこれに向け 七また廊の戸を閉ぢ燈火を消し聖所にてイスラエルの神に香を焚ず燔祭を獻げざりし 八是をもてエホバの忿怒ユダとエルサレムに臨み エホバ彼等

をして打たゞよはさせしめ詫異とならしめ胡慮とならしめたまへり、汝らが目に観るごとし九即ち我等の父は剣に斃れ我らの男子女子および妻等はこれがために俘擄となせり十今我イスラエルの神ヱホバと契約を結ばんとする意志ありその烈しき怒我らを離るゝことあらん十一我子等よ今は怠たる勿れヱホバ汝らを撰びて己の前に立て事へしめ己に事ふる者となし香を焚く者となしたまひたればなりと○十二是においてレビ人起り即ちコハテの子孫の中にてはアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエル、メラリの子孫の中にてはアブデの子キシおよびヱハレレルの子アザリヤ、ゲルション人の中にてはシンマの子ヨアおよびヨアの子エデン十三エリザパンの子孫の中にてはシムリおよびヱイエル、アサフの子孫の中にてはゼカリヤおよびマツタニヤ、十四ヘマンの子孫の中にてはヱヒエルおよびシメイ、ヱドトンの子孫の中にて

はシマヤおよびウジエル 十五 かれらの兄弟を集へて身を潔めエホバの言に依りて王の傳へし命令にしたがひてエホバの室を潔めんとて入きたり 十六 祭司等エホバの室の奥に入りてこれを潔めエホバの殿にありし汚穢をことごとくエホバの室の庭に携へいだせりレビ人それを受て外にいだしキデロン河に持いたる 十七 彼ら正月の元日に潔むることを始めてその月の八日にエホバの廊におよびまたエホバの室を潔むるに八日を費し正月の十六日にいたりて之を終れり 十八 かくて彼らヒゼキヤ王の處に入て言ふ我らエホバの室をことごとく潔めまた燔祭の壇とその一切の器具および供前のパンの案とその一切の器皿とを潔めたり 十九 またアハズ王その治世に罪を犯して棄たりし一切の器皿をも整へてこれを潔めエホバの壇の前にてこれを据置りと 二十 是においてヒゼキヤ王蚤に起いで邑の牧伯等をあつめてエホバの室にのぼり往

き三牡牛七匹、牡羊七匹、羔羊七匹、牡山羊七匹を牽きたらしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロンの子孫たる祭司等に命じてこれをエホバの壇の上に獻げしむ 二二 即ち牡牛を宰れば祭司等その血を受て壇に灑ぎ、また牡羊を宰ればその血を壇に灑ぎ、また羔羊を宰ればその血を壇に灑げり 二三 かくて人々罪祭の牡山羊を王と會衆の前に牽きたりければ彼らその上に手を按り 二四 而して祭司これを宰りその血を罪祭として壇の上に獻げてイスラエル全國のために贖罪をなせり、是は王イスラエル全國のために燔祭および罪祭を獻ぐることを命じたるに因る 二五 王レビ人をエホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガドと預言者ナタンの命令にしたがひて之に鐃鈸、瑟および琴を執しむ、是はエホバがその預言者によりて命じたまひし所なり 二六 是においてレビ人もダビデの樂器をとり祭司も喇叭をとりて立つ 二七 時にヒゼキヤ燔

祭を壇の上に献ぐることを命ぜり、燔祭をさゝげ始むるときヱホバの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器をならしはじめたり 二八 しかして會衆みな禮拜をなし謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹ならし燔祭の終るまで凡て斯ありし 二九 献ぐる事の終るにおよびて王および之と偕に在る者みな身をかゞめて禮拜をなせり 三十 かくてまたヒゼキヤ王および牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの詞をもてヱホバを讃美せしむ、彼等喜樂をもて讃美し首をさげて禮拜す 三一 時にヒゼキヤこたへて言けるは汝らすでにヱホバに事へんために身を潔めたれば進みよりてヱホバの室に犠牲および感謝祭を携へきたれと、會衆すなはち犠牲および感謝祭を携へきたる、又志ある者はみな燔祭を携ふ 三二 會衆の携へきたりし燔祭の數は牡牛七十、牡羊一百、羔羊二百、是みなヱホバの燔祭として奉つる者なり 三三 また奉納物は牛六百羊三

千なりき 三四 然るに祭司寡くしてこの燔祭の物の皮を剝つくすことを能はざりければこの兄弟たるレビ人これを助けてこの工を終ふ、斯る間に他の祭司等も身を潔む、レビ人は祭司よりも心正しくして身を潔めたり 三五 燔祭夥多しくあり酬恩祭の脂およびすべての燔祭の酒も然り、斯エホバの室の奉事備はれり 三六 この事俄なりしかども神かく民のために備をなしたまひしに因てヒゼキヤおよび一切の民喜こべり

第三十章

一 茲にヒゼキヤ イスラエルとユダに遍ねく人を遣はしまた書をエフライムとマナセに書おくりエルサレムなるエホバの室に來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む 二 王すでにその牧伯等およびエルサレムにある會衆と議り二月をもて逾越節を行はんと定めたり 三 其は祭司の身を潔めし者足ず、民もまたエルサレムに集らざりしに因て彼時これを行ふこ

とを得ざればなり 四 王も會衆もこの事を見て善となし 五 即ちて
の事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルに遍ねく宣布
しめしエルサレムに來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行
はんことを勸む、是はその錄されたるごとくにこれを行ふ事久し
く無りしが故なり 六 飛脚すなはち王とその牧伯等が授けし書を
もちてイスラエルとユダを遍ねく行めぐり王の命を傳へて云ふ、
イスラエルの子孫よ汝らアブラハム、イサク、イスラエルの神エホ
バに起歸れ然ばエホバアッスリアの王等の手より逃れて遺るとこ
ろの汝らに歸りたまはん 七 汝らの父および兄弟の如くならざれ、
彼らその先祖の神エホバにむかひて罪を犯したればこれを滅亡
に就しめたまへり汝らが見るごとし 八 然ば汝らの父のごとく汝
ら項を強くせずしてエホバに歸服しその永久に聖別たまひし聖
所に入り汝らの神エホバに事へよ、然ればその烈しき怒なんぢら

を離れん 九 汝ら若エホバに歸らば汝らの兄弟および子女その己を擄へゆきし者の前に矜憫を得て遂にまた此國にかへらん、汝らの神エホバは恩惠あり憐憫ある者にましませば汝らこれに起かへるにおいては面を汝らに背々たまはじと 十 かくのごとく飛脚エフライム、マナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆これを嘲り笑へり 十一 但しアセル、マナセおよびゼブルンの中より身を卑くしてエルサレムに來りし者もあり 十二 またユダに於ては神その力をいだして人々に心を一にせしめ王と牧伯等がエホバの言に依て傳へし命令を之お行はしむ 十三 斯りしかば二月にいたりて民酵いれぬパンの節をおこなはんとて多くエルサレムに來り集れり、その會はなはだ大なりき 十四 彼等すなはち起てエルサレムにある諸の壇を取のぞきまた一切の香壇を取のぞきてこれをキデロン川に投すて 十五 二月の十四日に逾

越の物を宰れり、是において祭司等およびレビ人は自ら恥ぢ身を潔めてエホバの室に燔祭を携へきたり 十六 神の人モーセの律法に循ひ例に依て各々その所に立ち而して祭司等レビ人の手より血を受て灑げり 十七 時に會衆の中に未だ身を潔めざる者多かりければレビ人その潔からざる一切の人々に代りて逾越の物を宰りてエホバに潔め獻ぐ 十八 また衆多の民すなはちエフライム、マナセ、イツサカル、ゼブルンより來りし衆多の者未だ身を潔むる事をせずその書錄されし所に違ひて逾越の物を食へり、是をもてヒゼキヤこれがために祈りて云ふ 十九 恵ふかきエホバよ、凡そその心を傾けて神を求めその先祖の神エホバを求むる者は仮令聖所の潔齋に循はざるとも願くは是を赦したまへと 二十 エホバ ヒゼキヤに聽て民を醫したまへり 二十一 エルサレムにきたれるイスラエルの子孫は大なる喜悦をいだきて七日の間酵いれぬパンの節をおこなへり、又

レビ人と祭司は日々にヱホバを讃美て高聲の樂を奏してヱホバ
を頌へたり 二二 ヒゼキヤ、ヱホバの奉事に善通じをる一切のレビ人
を深く勞らふ、斯人衆酬恩祭を獻げその先祖の神ヱホバに感謝し
て七日のあいだ節の物を食へり 二三 かくて又全會あひ議りて更に
七日を守らんと決め喜悦をいだきてまた七日を守れり 二四 時にユ
ダの王ヒゼキヤは牡牛一千、羊七千を會衆に饋り、又牧伯等は牡牛
一千、羊一萬を會衆に饋れり、祭司もまた衆く身を潔めたり 二五 ユダ
の全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエルより來れる全會
衆およびイスラエルの地より來れる異邦人とユダに住む異邦人
みな喜べり 二六 かくヱルサレムに大なる喜悦ありき、イスラエルの
王ダビデの子ソロモンの時より以來かくのごとき事ヱルサレム
に在ざりしなり 二七 この時祭司レビ人起て民を祝しけるにその言
聽れその祈禱ヱホバの聖き住所なる天に達せり

第三十一章 一 この事すべて終りしのち其處に在しイスラエル人みなユダの邑々に出ゆき柱像を碎きアシラ像を斫たふしユダとベニヤミンの全地より崇邱と祭壇を崩し絶ちエフライム、マナセにも及ぼして遂にまつたく之を毀ち而してイスラエルの子孫おのおのその邑々に還りて己の産業にいたれり〇 二 ヒゼキヤ祭司およびレビ人の班列を定めその班列にしたがひて各々にその職を行はしむ、即ち祭司とレビ人をして燔祭および酬恩祭を獻げしめエホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ 三 また己の財産の中より王の分を出して燔祭のためにす、即ち朝夕の燔祭および安息日、朔日、節會などの燔祭のために之を出してエホバの律法に記さるる如くす 四 彼またエルサレムに住む民に祭司とレビ人にその分を與へんことを命ず、是かれらをしてエホバの律法に身を委ねしめんとてなり 五 其命令の傳はるや否や

イスラエルの子孫穀物、酒、油、蜜ならびに田野の諸の産物の初を多く獻げまた一切の物の什一を夥多しく携さへきたる 六 ユダの邑々に住るイスラエルとユダの子孫もまた牛羊の什一ならびにその神ヱホバに納むべき聖物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ 七 三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり 八 ヒゼキヤおよび牧伯等きたりて其積疊ねたる物を見ヱホバとその民イスラエルを祝せり 九 ヒゼキヤその積疊ねたる物の事を祭司とレビ人に問尋ねければ 十 ザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民ヱホバの室に禮物を携さふることを始めしより以來我等飽までに食ひしがその餘れる所はなはだ多しヱホバその民をめぐみたまひたればなり、その餘れる所かくのごとく夥多しと 十一 ヒゼキヤヱホバの家の内に室を設くることを命じければ則ちこれを設け 十二 忠實にその禮物什一および奉納物

を携へいれり、レビ人コナニヤこれを主どりその兄弟シメイこれに副ふ　十三　エヒエル、アザジヤ、ナハテ、アサヘル、エレモテ、ヨザバデ、エリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリヤの命に依りコナニヤおよびその兄弟シメイの手下につきてこれが監督者となる　十四　東の門を守る者レビ人エムナの子コレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてエホバの獻納物および至聖物を頒つ　十五　その手につく者はエデン、ミニヤミン、エシユア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司の邑々に居てその職を盡しその兄弟に班列に依て之を頒つ、大小ともに均し　十六　此外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上およびエホバの室に入りその班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を為すところの者に之を頒つ　十七　またその宗家にしたがひて名簿に載られその班列にしたがひて擔任の事を執行ふところの祭司および二十歳以上の

レビ人十八ならびに名簿に載たるその小き者その妻その男子その女子などに盡く之を頒つ、會中すべて然り、即ち彼等は潔白忠實にその職を盡せり十九また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためには邑ごとに人を名指し選び祭司の中の一切の男およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にその分を予へしむ二十ヒゼキヤ、ユダ全國に斯のごとく爲し善事、正き事、忠實なる事をその神ヱホバの前に行へり二十一凡てその神の室の職務につき律法につき誡命につきて行ひ始めてその神を求めし工は悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

第三十二章

一ヒゼキヤが此等の事を行ひ且つ忠實なりし後アッスリアの王セナケリブ來りてユダに入り堅固なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとす二ヒゼキヤ、セナケリブの既に來りヱルサレムに攻むかはんとするを見三その牧伯等および勇士等と

謀りて邑の外なる一切の泉水を塞がんとす、彼等之を助く 四 衆多くの民あつまりて一切の泉水および國の中を流れわたる溪河を塞ぎていひけるはアッスリアの王等來りて水を多く得ば豈で可らんやと 五 ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をことごとく建なほして之を戍樓まで築き上げその外にまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り 六 軍長を多く民の上に立て邑の門の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ 七 汝ら心を強くし且勇め、アッスリアの王のためにも彼とゝもなる群衆のためにも懼るゝ勿れ、慄のく勿れ我らとゝもなる者は彼とゝもになる者よりも多きぞかし 八 彼とゝもなる者は肉の腕なり、然れども我らとゝもなる者は我らの神エホバにして我らを助け我らに代りて戰かひたまふべしと、民はユダの王ヒゼキヤの言に安んず ○ 九 此後アッスリアの王セナケリブその全軍をもてラキシを攻圍み居り

て臣僕をヱルサレムに遣はしてユダの王ヒゼキヤおよびヱルサレムにをる一切のユダ人に告しめて云くアッスリアの王セナケリブかく言ふ、汝ら何を恃みてヱルサレムに閉籠りをるや 十一 ヒゼキヤ我らの神ヱホバアッスリアの王の手より我らを救ひ出したまはんと言て汝らを誘かし汝らをして饑渇て死しめんとするに非ずや 十二 此ヒゼキヤはすなはちヱホバの諸の崇邱と祭壇を取のぞきユダとヱルサレムとに命じて汝らは唯一の壇の前にて崇拜を為しその上に香を焚べしと言し者にあらずや 十三 汝らは我およびわが先祖等が諸の國の民に為したる所を知ざるか、其等の國々の民の神少許にてもその國をわが手より救ひ取ることを得しや 十四 わが先祖等の滅ぼし盡せし國民の諸の神の中誰か己の民をわが手より救ひ出すことを得し者あらんや、然ば汝らの神いかでか汝らをわが手より救ひいだすことを得ん 十五 然れば斯ヒゼキヤに欺

かるゝ勿れ誘かさるゝ勿れまた彼を信ずる勿れ何の民何の國の神もその民を我手または我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれば況て汝らの神いかでか我手より汝らを救ひ出すことを得んと 十六 セナケリブの臣僕等この外にも多くエホバ神およびその僕ヒゼキヤを誹れり 十七 セナケリブまた書をかきおくりてイスラエルの神エホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々その民をわが手より救ひいださゞりし如くヒゼキヤの神もその民をわが手より救ひ出さじと云ふ 十八 彼ら遂に大聲を擧げユダヤ語をもて石垣の上なるエルサレムの民に語ひ之を威しかつ擾せり、是は邑を取んとてなり 十九 斯かれらはエルサレムの神を論ずること人の手の作なる地上の民の神々を論ずるがごとくせり 二十 是によりてヒゼキヤ王およびアモツの子預言者イザヤともに祈禱て天に呼はりければ 二十一 エホバ天の使一箇を遣はしてアッスリア王の陣營にある

一切の大勇士および將官、軍長等を絶しめたまへり、斯りしかば王面を赧らめて己の國に還りけるがその神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり 二二 是のごとくヱホバヒゼキヤとヱルサレムの民をアッスリアの王セナケリブの手および諸人の手より救ひいだし四方において之を守護たまへり 二三 是において衆多の人獻納物をヱルサレムに携へきたりてヱホバに奉り、また財寶をユダの王ヒゼキヤに餽れり、此後ヒゼキヤは萬國の民に尊び見らる○ 二四 當時ヒゼキヤ病て死んとせしがヱホバに祈りけれバヱホバこれに告をなし之に休徵を賜へり 二五 然るにヒゼキヤその蒙むりし恩に酬ゆることをせずして心に高ぶりければ震怒これに臨まんとしまたユダとヱルサレムに臨まんとせしが 二六 ヒゼキヤその心に高慢を悔て身を卑くしヱルサレムの民も同じく然なしたるに因てヒゼキヤの世にはヱホバの震怒かれらに

臨まざりき○二七ヒゼキヤは富と貴を極め府庫を造りて金銀、寶石、
香物、楯および各種の寶貴き器物を藏め二八また倉廩を造りて穀物、
酒、油などの產物を藏め圈を造りて種々の家畜を置き牢を造りて
羊の群を置き二九また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有り是
は神貨財を甚だ多くこれに賜ひしが故なり三十このヒゼキヤまた
ギホンの水の上の源を塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の
西の方に引り、斯ヒゼキヤはその一切の工を善なし就たり三一但し
バビロンの君等が使者を遣はしてこの國にありし奇績を問しめ
たる時に神かれを棄おきたまへり、是その心に有ところの事を
盡く知んがためにこれを試みたまへるなり○三二ヒゼキヤのその餘
の行爲およびその德行はユダとイスラエルの列王紀の書の中な
るアモツの子預言者イザヤの默示の中に記さる三三ヒゼキヤその
先祖等と偕に寢りたればダビデの子孫の墓の中なる高き處にこ

れを葬りユダの人々およびエルサレムの民みな厚くその死を送れり、其子マナセこれに代りて王となる

第三十三章

一 マナセは十二歳の時位に即きエルサレムにて五十五年の間世を治めたり 二 彼はヱホバの目に惡と觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりヱホバの逐はらひたまひし國人の行ふところの憎むべき事に傚へり 三 即ちその父ヒゼキヤの毀ちたりし崇邱を改ため築き諸のバアルのために壇を設けアシラ像を作り天の衆群を拜みて之に事へ 四 またヱホバが我名は永くエルサレムに在べしと宣まひしヱホバの室の内に數箇の壇を築き 五 天の衆群のためにヱホバの室の兩の庭に壇を築き 六 またベンヒンノムの谷にてその子女に火の中を通らせかつ占卜を行なひ魔術をつかひ禁厭を爲し憑鬼者と卜筮師を取用ひなどしてヱホバの目に惡と視たまふ事を多く行なひてその震怒を惹起せり

七 彼またその作りし偶像を神の室に安置せり、神此室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我この室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるヱルサレムとに吾名を永く置ん 八 彼らもし我が凡て命ぜし事すなはちモーセが傳へし一切の律法と法度と例典を謹みて行はゞ我が汝らの先祖のために定めし地より我これが足を重てうつさじと 九 マナセかくユダとヱルサレムの民とを迷はして惡を行はしめたり、其狀イスラエルの子孫の前にヱホバの滅ぼしたまひし異邦人よりも甚だし 十 ヱホバマナセおよびその民を諭したまひしかども聽ことをせざりき 十一 是をもてヱホバアッスリアの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて擄へ之を桎梏に繋ぎてバビロンに曳ゆけり 十二 然るに彼患難に罹るにおよびてその神ヱホバを和めその先祖の神の前に大に身を卑くして 十三 神に祈りけ

れバその祈禱を容きその懇願を聽きてこれをエルサレムに携へかへりて再び國に莅ましめたまへり、是によりてマナセエホバは誠に神にいますと知り○十四この後かれダビデの邑の外にてギホンの西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口までに及ばし又オペルに石垣を環らして甚だ高く之を築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き十五またエホバの室より異邦の神々および偶像を取除きエホバの室の山とエルサレムとに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投すて十六エホバの壇を修復ひて酬恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神エホバに事へしめたり十七然れども民は猶崇邱にて犧牲を獻ぐることを爲り、但しその神エホバに而已なりき十八マナセのその餘の行爲その神になせし祈禱およびイスラエルの神エホバの名をもて彼を諭せし先見者等の言はイスラエルの列王の言行錄に見ゆ十九ま

たるの祈禱を爲たる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くする前に崇邱を築きてアシラ像および刻たる像を立たる處々などはホザイの言行錄の中に記さる 二十 マナセその先祖とゝもに寢りたれバ之をその家に葬れり、其子アモンこれに代りて王となる○ 二一 アモンは二十二歲の時位に即きヱルサレムにて二年の間世を治めたり 二二 彼は其父マナセの爲しごとくヱホバの目に惡と觀たまふ事を爲り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻たる像に犧牲を獻げてこれに事へ 二三 その父マナセが身を卑くせしごとくヱホバの前に身を卑くすることを爲ざりき、斯このアモン愈その愆を增たりしが 二四 その臣僕黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり 二五 然るに國の民その黨を結びてアモン王に叛きし者等を盡く誅し而して國の民その子ヨシアを王となしてその後を嗣しむ

第三十四章 一ヨシアは八歳の時位に即きエルサレムにて三十一
年の間世を治めたり 二 彼はエホバの善と観たまふ事を為しその
父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき 三 即ち尚若か
りしほどもその治世の八年にその父ダビデの神を求むることを
始めその十二年には崇邱、アシラ像、刻たる像、鑄たる像などを除き
てユダとエルサレムを潔むることを始め 四 諸のバアルの壇を己
の前にて毀たしめ其上に立る日の像を斫たふしアシラ像および
雕像、鑄像を打碎きて粉々にし是等に犠牲を獻げし者等の墓の上
に其を撒ちらし 五 祭司の骨をその諸の壇の上に焚き斯してユダ
とエルサレムを潔めたり 六 またマナセ、エフライム、シメオンおよ
びナフタリの荒たる邑々にも斯なし 七 諸壇を毀ちアシラ像およ
び諸の雕像を微塵に打碎きイスラエル全國の日の像を盡く斫た
ふしてエルサレムに歸りぬ ○ 八 ヨシアその治世の十八年にいた

りて已に國と殿とを潔め了りその神エホバの室を修繕はしめんとてアザリヤの子シヤパン、邑の知事マアセヤおよびヨアハズの子史官ヨアを遣はせり 九 彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りてエホバの室に入し金を交はせり、是は門守のレビ人がマナセ、エフライムおよび其餘の一切のイスラエル人ならびにユダとベニヤミンの人およびエルサレムの民の手より斂めたる者なり 十 やがてエホバの室を監督するところの工師等の手にこれを交はしければ彼等エホバの室於て操作ところの工人にこれを交はして室を修ひ修めしむ 十一 即ち木匠および建築者に之を交はしユダの王等が壞りたる家々のために琢石および骨木を買しめ梁木をとゝのはしむ 十二 その人々忠實に操作けり、その監督者はメラリの子孫たるヤハテ、オバデヤおよびコハテの子孫たるゼカリヤ、メシユラムなどのレビ人なりき、彼等すなはち之を主どる、又樂器を弄ぶに精巧なるレ

ビ人凡て之に伴なふ 十三 彼等亦荷を負ものを監督し種々の工事に
操作ところの諸の工人をつかさどれり、別のレビ人書記となり役
人となり門守となれり 十四 エホバの室にいりし金を取いだすに當
りて祭司ヒルキヤ、モーセの傳へしエホバの律法の書を見いだせ
り 十五 ヒルキヤ是において書記官シヤパンに告て言けるは我エホ
バの室にて律法の書を見いだせりと而してヒルキヤその書をシ
ヤパンに付しければ 十六 シヤパンその書を王の所に持ゆき王に復
命まうして言ふ僕等その手に委ねられし所を盡く爲し 十七 エホバ
の室にありし金を打あけて之を監督者の手および工人の手に交
せりと 十八 書記官シヤパン亦王に告て祭司ヒルキヤ我に一の書を
交せりと言ひシヤパンそれを王の前に讀けるに 十九 王その律法の
言を聞て衣服を裂り 二十 而して王ヒルキヤとシヤパンの子アヒカ
ムとミカの子アブドンと書記官シヤパンと王の內臣アサヤとに

命じて言ふ 二一 汝ら往てこの見當りし書の言につきて我のためまたイスラエルとユダに遺れる者等のためにエホバに問へ、我らの先祖等はエホバの言を守らず凡て此書に記されたる所を行ふことを爲ざりしに因てエホバ我等に大なる怒を斟ぎ給ふべければなり 二二 是においてヒルキヤおよび王の人々シャルムの妻なる女預言者ホルダの許に往り、シャルムはハルハスの子なるテクワの子にして衣裳を守る者なり、時にホルダはエルサレムの第二の邑に住をれり彼等すなはちホルダに斯と語りしかば 二三 ホルダこれに答へけるはイスラエルの神エホバかく言たまふ汝らを我に遣はせる人に告よ 二四 エホバかく言たまふユダの王の前に讀し書に記されたる諸の呪詛に循ひて我この處と此に住む者に災害を降さん 二五 其は彼ら我を棄て他の神に香を焚きおのが手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたればなり、この故にわが震

怒て此處に斟ぎて滅ざるべし 二六 されど汝らを遣はしてエホバに問しむるユダの王には汝ら斯いふべしイスラエルの神エホバかく言たまふ汝が聞る言につきては 二七 汝此處と此にすむ者を責る神の言を聞し時に心やさしくして神の前に於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂て我前に泣たれば我もなんぢに聽りとエホバ宣まふ 二八 然ば我なんぢをして汝の先祖等に列ならしめん、汝は安然に墓に歸することを得べし、汝は我が此處と此に住む者に降すところの諸々の災害を目に見ることあらじと、彼等すなはち王に復命まふしぬ ○ 二九 是において王人を遣はしてユダとエルサレムの長老をことごとく集め 三十 而して王エホバの室に上りゆけり、ユダの人々エルサレムの民、祭司、レビ人および一切の民大より小にいたるまでことごとく之にともなふ王すなはちエホバの室に見あたりし契約の書の言を盡く彼らの耳に讀聞せ 三一 而して王己

の所に立ちてヱホバの前に契約を立てヱホバにしたがひて歩み心を盡し精神を盡してその誡命と證詞と法度を守り此書にしるされたる契約の言を行はんと言ひ 三二 ヱルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人々をみな之に加はらしめたり、ヱルサレムの民すなはちその先祖の神にまします御神の契約にしたがひて行へり 三三 かくてヨシアイスラエルの子孫に屬する一切の地より憎むべき者を盡く取のぞきイスラエルの有ゆる人をしてその神ヱホバに事まつらしめたり、ヨシアの世にある日の間は彼らその先祖の神ヱホバに從がひて離れざりき

第三十五章

一 茲にヨシアヱルサレムにおいてヱホバに逾越節を行はんとし正月の十四日に逾越の物を宰らしめ 二 祭司をしてその職を執行なはせ之を勵してヱホバの室の務をなさしめ 三 またヱホバの聖者となりてイスラエルの人衆を誨ふるレビ人に言ふ

汝らイスラエルの王ダビデの子ソロモンが建たる家に聖契約の
匱を放け、再び肩に擔ふこと有ざるべし、然ば今汝らの神ヱホバお
よびその民イスラエルに事ふべし 四 汝らまたイスラエルの王ダ
ビデの書およびその子ソロモンの書に本づきて父祖の家に循ひの
ひその班列に依て自ら準備をなし 五 汝らの兄弟なる民の人々の
宗家の區分に循ひて聖所に立ち之にレビ人の宗族の分缺ると
無らしむべし 六 汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝ちの兄弟のため
に準備をなしモーセが傳へしヱホバの言のごとく行ふべし 七
ヨシアすなはち羔羊および羔山羊を民の人々に餽る其數三萬ま
た牡牛三千を餽る、是みな王の所有の中より出して其處に居る一
切の人のために逾越の祭物となせるなり 八 その牧伯等も民と祭
司とレビ人に誠意より與ふる所あり、また神の室の長等ヒルキヤ、
ゼカリヤ、ヱヒエルも綿羊二千六百、牛三百を祭司に與へて逾越の

祭物と爲す九またレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤ、ネタンエル並にハシヤビヤ、エイエル、ヨザバデなどとも綿羊五千、牛五百をレビ人に餽りて逾越の祭物となす十是のごとく獻祭の事備はりぬれば王の命にしたがひて祭司等はその擔任場に立ちレビ人はその班列に循ひ居り十一やがて逾越の物を宰りければ祭司その血をこれが手より受て灑げり、レビ人その皮を剝り十二かくて燔祭の物を移して民の人々の父祖の家の區分に付してヱホバに獻げしむ、モーセの書に記されたるが如し、其牛に行ふところも亦是のごとし十三而して例規のごとくに逾越の物を火にて炙りその他の聖物を鍋、釜、鼎などに烹て一切の民の人々に奔配れり十四かくて後かれら自身のためと祭司等のために備ふ、其はアロンの子孫たる祭司等は燔祭と脂を獻げて夜に入たればなり、是に因て斯レビ人自分のためとアロンの子孫たる祭司等の

ために備ふるなり 十五 アサフの子孫たる謳歌者等はダビデ、アサフ、
ヘマンおよび王の先見者エドトンの命にしたがひてその擔任場
に居り、門を守る者等は門々に居てその職務を離るゝに及ばざり
き、其はその兄弟たるレビ人これがために備へたればなり 十六 斯の
ごとく其日ヱホバの獻祭の事ことごとく備はりければヨシア王
の命にしたがひて逾越節を行ひヱホバの壇に燔祭を獻げたり 十七
即ち其處に來れるイスラエルの子孫その時逾越節を行ひ七日の
間酵いれぬパンの節を行へり 十八 預言者サムエルの日より以來イ
スラエルにて是のごとくに逾越節を行ひし事なし、又イスラエル
の諸王の中にはヨシアが祭司レビ人ならびに來りあつまれるユ
ダとイスラエルの諸人およびエルサレムの民とゝもに行ひし如
き逾越節を行ひし者一人もあらず 十九 この逾越節はヨシアの治世
の十八年に行ひしなり ○ 二十 是のごとくヨシア殿をとゝのへし後

エジプトの王ネコユフラテの邊なるカルケミシを攻撃んとて上り來りけるにヨシアこれを禦がんとて出往り 二一 是においてネコ使者をかれに遣はして言ふユダの王よ是あに汝の與る所ならんや、今日は汝を攻んとには非ず我敵の家を攻んとするなり、神われに命じて急がしむ神われとともにあり汝神に逆ふことを罷よ、恐くは彼なんぢを滅ぼしたまはんと 二二 然るにヨシア面を轉して去ことを肯ぜず却てこれと戰かはんとて服裝を變へ神の口より出しネコの言を聽いれずしてメギドンの谷に到りて戰ひけるが 二三 射手の者等ヨシア王に射中たれば王その臣僕にむかひて我を扶け出せ我太痍を負ふと言り 二四 是においてその臣僕等かれをその車より扶けおろし其引せたる次の車に乘てエルサレムにつれゆきけるが遂に死たれば其の先祖の墓にこれを葬りぬ、ユダとエルサレムみなヨシアのために哀しめり 二五 時にエレミヤヨシアのた

めに哀歌を作れり謳歌男、謳歌女今日にいたるまでその哀歌の中にヨシアの事を述べイスラエルの中に之を例となせり、その詞は哀歌の中に書さる 二六 ヨシアのその餘の行爲ろのエホバの律法に錄されたる所にしたがひて爲し德行 二七 およびその始終の行爲などはイスラエルとユダの列王の書に記さる

第三十六章

一 是において國の民ヨシアの子エホアハズを取りエルサレムにてその父にかはりて王とならしむ 二 エホアハズは二十三歳の時位に即きエルサレムにて三月の間世を治めけるが 三 エジプトの王エルサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課せり 四 而してエジプトの王ネコ彼の兄弟エリアキムをもてユダとエルサレムの王となして之が名をエホヤキムと改めその兄弟エホアハズを執へてエジプトに曳ゆけり 五 エホヤキムは二十五歳の時位に即きエルサレムにて十一年

の間世を治めその神エホバの惡と視たまふことを爲り六彼の所にバビロンの王ネブカデネザル攻のぼりバビロンに曳ゆかんとて之を桎梏に繫げり七ネブカデネザルまたエホバの家の器具をバビロンに携へゆきてバビロンにあるその宮にてこれを藏めたり八エホヤキムのその餘の行爲その行ひし憎むべき事等およびその心に畫みし事などはイスラエルとユダの列王の書に記さる、其子エホヤキンこれに代りて王となる○九エホヤキンは八歳の時位に即きエルサレムにて三月と十日の間世を治めエホバの惡と視たまふ事を爲けるが十歳の歸るにおよびてネブカデネザル王人を遣として彼とエホバの室の貴き器皿とをバビロンに携へいたらしめ之が兄弟ゼデキヤをもてユダとエルサレムの王となせり○十一ゼデキヤは二十一歳の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めたり十二彼はその神エホバの惡と視たまふ事を爲し

エホバの言を傳ふる預言者エレミヤの前に身を卑くせざりき
十三 ネブカデネザル彼をして神を指て誓はしめたりしにまた之にも叛けり、彼その項を強くしその心を剛愎にしてイスラエルの神エホバに立かへらざりき
十四 祭司の長等および民もまた凡て異邦人の中にある諸の憎むべき事に倣ひて太甚しく大に罪を犯しエホバのヱルサレムに聖め置たまへるところの室を汚せり
十五 其先祖の神エホバその民とその住所とを憐むが故に頻りにその使者を遣はして之を諭したまひしに
十六 彼ら神の使者等を嘲けり其御言を輕んじその預言者等を罵りたれば エホバの怒その民にむかひて起り遂に救ふべからざるに至れり
十七 即ちエホバ カルデア人の王を之に攻きたらせたまひければ彼その聖所の室にて劍をもて少者を殺し童男をも童女をも老人をも白髮の者をも憐まざりき、皆ひとしく彼の手に付したまへり
十八 神の室の諸の大小の器皿エ

ホバの室の貨財王とその牧伯等の貨財など凡て之をバビロンに携へゆき 十九 神の室を焚きエルサレムの石垣を崩しその中の宮殿を盡く火にて焚きその中の貴き器を盡く壞なへり 二十 また剣をのがれし者等はバビロンに擄れゆきて彼處にて彼とその子等の臣僕となりペルシャの國の興るまで斯てありき 二十一 是エレミヤの口によりて傳はりしエホバの言の應ぜんがためなりき、斯てこの地遂にその安息を享たり、即ち是はその荒をる間安息して終に七十年満ぬ ○ 二十二 ペルシャ王クロスの元年に當りエホバ曩にエレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んとてペルシャ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云く 二十三 ペルシャ王クロスかく言ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜へり、その家をユダのエルサレムに建つることを我に命ず凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神

ヱホバの助を得て上りゆけ

歷代志畧下終

以士喇書

第一章

一 ペルシヤ王クロスの元年に當りヱホバ曩にヱレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んとてペルシヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云く 二 ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神ヱホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのヱルサレムに建ることを我に命ず 三 凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神の助を得てユダのヱルサレムに上りゆきヱルサレムなるイスラエルの神ヱホバの室を建ることをせよ彼は神にましませり 四 その民にして生存れる者等の寓りをる處の人々は之に金、銀、貨財、家畜を予へて助くべしその外にまたヱルサレムなる神の室のために物を誠意よりさゝぐべしと 五 是にユダとベニヤミンの宗家の長、祭司レビ人など凡て神にその心を感動せられし者等ヱルサ

レムなるヱホバの室を建んとて起たてれり 六 その周圍の人々みな銀の器、黄金、貨財、家畜および寶物を予へて之に力をそへその外にまた各種の物を誠意より獻げたり 七 クロス王またネブカデネザルが前にエルサレムより携へ出して己の神の室に納めたりしヱホバの室の器皿を取いだせり 八 即ちペルシヤ王クロス、庫官ミテレダテの手をもて之を取いだしてユダの牧伯セシバザルに數へ交付せり 九 その數は是のごとし、金の盤三十、銀の盤一千、小刀二十九、十 金の大盃三十、二等の銀の大盃四百十、その他の器具一千 十一 金銀の器皿は合せて五千四百ありしがセシバザル俘擄人等をバビロンよりエルサレムに將て上りし時に之をことごとく携さへ上れり

第二章

一 往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダ

に上りおのく己の邑に歸りし此州の者は左の如し 二 是皆ゼルバベル、ヱシユア、ネヘミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスパル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ來れり、其イスラエルの民の人數は是のごとし 三 パロシの子孫二千百七十二人 四 シパテヤの子孫三百七十二人 五 アラの子孫七百七十五人 六 ヱシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十二人 七 エラムの子孫千二百五十四人 八 ザットの子孫九百四十五人 九 ザツカイの子孫七百六十人 十 バニの子孫六百四十二人 十一 ベバイの子孫六百二十三人 十二 アズガデの子孫千二百二十二人 十三 アドニカムの子孫六百六十六人 十四 ビグワイの子孫二千五十六人 十五 アデンの子孫四百五十四人 十六 ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人 十七 ベザイの子孫三百二十三人 十八 ヨラの子孫百十二人 十九 ハシユムの子孫二百二十三人 二十 ギバルの子孫九十五人 二十一 ベテレヘムの子孫百二十三

人（二二）ネトパの人五十六人（二三）アナトテの人百廿八人（二四）アズマウテの民四十二人（二五）キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの民七百四十三人（二六）ラマおよびゲバの民六百二十一人（二七）ミクマシの人百二十二人（二八）ベテルおよびアイの人二百二十三人（二九）ネボの民五十二人（三十）マグビシの民百五十六人（三一）他のエラムの民千二百五十四人（三二）ハリムの民三百二十人（三三）ロド、ハデデおよびオノの民七百二十五人（三四）エリコの民三百四十五人（三五）セナアの民三千六百三十人○（三六）祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人（三七）インメルの子孫千五十二人（三八）パシユルの子孫千二百四十七人（三九）ハリムの子孫千十七人○（四十）レビ人はホダヤの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人（四一）謳歌者はアサフの子孫百二十八人（四二）門を守る者の子孫はシヤルムの子孫、アテルの子孫、タルモンの子孫、アツクブの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫合せて百三十九人⊙（四三）

子テニ人はザハの子孫、ハスパの子孫、タバオテの子孫、四四ケロスの子孫、シアハの子孫、パドンの子孫、四五レバナの子孫、ハガバの子孫、アックブの子孫、四六ハガブの子孫、シヤルマイの子孫、ハナンの子孫、四七ギデルの子孫、ガハルの子孫、レアヤの子孫、四八レヂンの子孫、子コダの子孫、ガザムの子孫、四九ウザの子孫、パセアの子孫、ベサイの子孫、五十アスナの子孫、メウニムの子孫、子フシムの子孫、五一バクブクの子孫、ハクパの子孫、ハルホルの子孫、五二バヅリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五三バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五四子ヂアの子孫、ハテパの子孫等なり○五五ソロモンの僕たりし者等の子孫すなはちソタイの子孫、ハッソペレテの子孫、ペリダの子孫、五六ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫、五七シパテヤの子孫、ハッテルの子孫、ポケレテハツゼバイムの子孫、アミの子孫、五八子テニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人○五九

また、テルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家の長とその血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき 六十 是すなはちデラヤの子孫、トビヤの子孫、ネコダの子孫にして合せて六百五十二人〇 六一 祭司の子孫たる者の中にハバヤの子孫、ハッコツの子孫、バルジライの子孫あり、バルジライはギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名のりしなり 六二 是等の者譜系に載たる者等の中におのが名を尋ねたれども在ざりき、是の故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり 六三 テルシヤタは之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言り〇 六四 會衆あはせて四萬二千三百六十人 六五 この外にその僕婢七千三百三十七人、謳歌男女二百人あり 六六 その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹、六七 その駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹〇 六八 宗家の長

數人エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびてエホバの室をその本の處に建んとて物を誠意より獻げたり 六九 即ちその力にしたがひて工事のために庫に納めし者は金六萬一千ダリク、銀五千斤、祭司の衣服百襲なりき 七十 祭司、レビ人、民等、謳歌者、門を守る者、およびネテニ人等その邑々に住み一切のイスラエル人その邑々に住り

第三章 一 イスラエルの子孫かくその邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集まれり 二 是に於てヨザダクの子ヱシユアとその兄弟なる祭司等およびシヤルテルの子ゼルバベルとその兄弟等立おこりてイスラエルの神の壇を築けり、是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひてその上に燔祭を獻さげんとてなりき 三 彼等は壇をその本の處に設けたり、是國々の民を懼れしが故なり、而してその上にて燔祭をエホバに獻げ朝夕に

てれを献ぐ 四 またその錄されたる所に循ひて結茅節を行ひ毎日の分を按べて例に照し數のごとくに日々の燔祭を献げたり 五 是より後は常の燔祭および月朔とヱホバの一切のきよき節會とに用ゐる供物ならびに人の誠意よりヱホバにたてまつる供物を献ぐることをす 六 即ち七月の一日よりして燔祭をヱホバに献ぐることを始めけるがヱホバの殿の基礎は未だ置ざりき 七 是においてて石工と木工に金を交付しまたシドンとツロの者に食物、飲物および油を與へてペルシヤの王クロスの允准にしたがひてレバノンよりヨッパの海に檜を運ばしめたり ○ 八 斯てヱルサレムなる神の室に歸りたる次の年の二月にシヤルテルの子ゼルバベル、ヨザダクの子ヱシユアおよびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て俘囚をゆるされてヱルサレムに歸りし者等事を始め二十歳以上のレビ人を立てヱホバの室の工事を監督せしむ 九 是に於て

ユダの子等なるヱシユアとその子等および兄弟カデミエルとその子等齊しく立て神の家の工人を監督せり、ヘナダデの子等それよびその子等と兄弟等のレビ人も然り 十 かくて建築者ヱホバの殿の基礎を置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鐃鈸を執りイスラエルの王ダビデの例に循ひてヱホバを讃美す 十一 彼等班列にしたがひて諸共に歌を謠ひてヱホバを讃めかつ頌へヱホバは恩ふかく其矜恤は永遠にたゆることなければなりと言り。そのヱホバを讃美する時に民みな大聲をあげて呼はれり、ヱホバの室の基礎を据ればなり 十二 されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありけるが今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣けり、また喜悦のためおほ聲をあげて呼はる者も多かりき 十三 是をもて人衆民の歡こびて呼はる聲と民の泣く聲とを聞わくることを得ざりき、そは民大聲に

呼はり叫びければその聲遠くまで聞えわたりたればなり

第四章 一 茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫の俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神ヱホバのために殿を建ると聞き 二 乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我等をして汝等と共に之を建しめよ我らは汝らと同じく汝らの神を求む、アッスリヤの王エサルハドンが我等を此に携へのぼりし日より以來我らはこれに犧牲を献ぐるなりと 三 然るにゼルバベル、ヱシュアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等これに言ふ汝らは我らの神に室を建ることに與るべからず、我等獨りみづからイスラエルの神ヱホバのために建ることを爲べし、是ペルシヤの王クロス王の我らに命ぜし所なりと 四 是においてその地の民ユダの民の手を弱らせてその建築を妨げ 五 之が計る所を敗らんために議官に賄賂して之に敵せしむ。ペルシヤ王クロスの世にある日より

ペルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り 六 アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に彼ら表を上りてユダとエルサレムの民を誣訟へたり 七 またアルタシヤスタの世にビシラム、ミテレダテ、タビエルおよびその餘の同僚全く表をペルシヤの王アルタシヤスタに上つれり、その書は文はスリアの文字にて書きスリア語にて陳述たる者なりき 八 方伯レホム、書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書おくりてエルサレムを誣ゆ、左のごとし 九 即ち方伯レホム、書記官シムシヤイおよびその餘の同僚デナ人、アパルサテカイ人、タルペライ人、アパルサイ人、アルケワイ人、バビロン人、シユシヤン人、デハウ人、エラマイ人 十 ならびに其他の民すなはち大臣オスナパルが移してサマリアの邑および河外にのその他の地に置し者等云々 十一 其アルタシヤスタ王に上つりし書の稿は是なり云く、河外には汝の僕等云々 十二 王知たまへ、汝の所より上り來り

しユダヤ人エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖る惡き邑を建なほし石垣を築きあげその基礎を固うせり 十三 然ば王いま知たまへ若この邑を建て石垣を築きあげなば彼ら必ず貢賦、租税、税金などを納じ、然すれば終に王等は不利とならん 十四 そもそも我らは王の鹽を食む者なれば王の輕んぜらるゝを見るに忍びず、茲に人を遣はし王に奏聞す 十五 列祖の記錄の書を稽へたまへ。必ず其の記錄書の中において、此邑は背き悖る邑にして諸王と諸州とに害を加へし者なるを見、その中に古來叛逆の事ありしを知たまふべし、此邑の滅ぼされしは此故に縁るなり 十六 我ら王に奏聞す、若この邑を建て石垣を築きあげなば之がために河外の領分をうしなふなるべしと 十七 王すなはち方伯レホム、書記官シムシヤイおよびその餘サマリアおよび河外にのほかの處に住る同僚に答書をおくりて云く、平安あれ云々 十八 汝らが我等におくりし書

をば我前に讀解しめたり 十九 我やがて詔書を下して稽考しめしに此邑の古來起りて諸王に背きし事、その中に反亂謀叛のありし事など詳悉なり 二十 またエルサレムにも在昔大なる王等ありて河外ふをことごとく治め、貢賦、租税、税金などを已に納しめたる事あり 二十一 然ば汝ら詔言を傳へて其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ることを無らしめよ 二十二 汝ら愼め之を爲ことを忽にする勿れ、何ぞ損害を増て王に害を及ぼすべけんやと 二十三 アルタシャスタ王の書の稿をレホムおよび書記官シムシャイとその同僚の前に讀あげたれば彼等すなはちエルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就き腕力と權勢とをもて之を止めたり 二十四 此をもてエルサレムなる神の室の工事止ぬ、即ちペルシヤ王ダリヨスの治世の二年まで止みたりき

第五章 一 爰に預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの二人の預

言者ヱダとヱルサレムに居るユダヤ人に向ひてイスラエルの神の名をもて預言する所ありければ 二 シヤルテルの子ゼルバベルおよびヨザダクの子ヱシユア起あがりてヱルサレムなる神の室を建ることを始む神の預言者等これとゝもに在て之を助く 三 その時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびその同僚とゝもにその所に來り誰が汝らに此室を建て此石垣を築きあぐることを命ぜしやと斯言ひ 四 また此建物を建る人々の名は何といふやと斯これに問り 五 然るにユダヤ人の長老等の上にはその神の目そゝぎゐたれば彼等これを止むること能はずして遂にその事をダリヨスに奏してその返答の來るを待り 六 河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人がダリヨス王に上まつりし書の稿は左のごとし 七 即ちそれ上まつりし書の中に書しるしたる所は是のごとし云く、

願くはダリヨス王に大なる平安あれ、八 王知たまへ我等ユダヤ州
に往てかの大神の室に至り観しに巨石をもて之を建て材木を組
て壁を作り居り其工事おほいに捗どりてその手を下すところ成
ざる無し 九 是に於て我等その長老等に問てこれに斯いへり、誰が
汝らに此室を建てこの石垣を築きあぐることを命ぜしや 十 我
等またその首長たる人々の名を書しるして汝に奏聞せんがため
にその名を問り 十一 時に彼等かく我らに答へて言り、我等は天地の
神の僕にして年久しき昔に建おかれし殿を再び建るなり、是は素
イスラエルの大なる王某の建築きたる者なりしが 十二 我らの父等
天の神の震怒を惹起せしに縁てつひに之をカルデヤ人バビロン
の王ネブカデネザルの手に付したまひければ彼この殿を毀ち民
をバビロンに擄へゆけり 十三 然るにバビロンの王クロスの元年に
クロス王神のこの室を建べしとの詔言を下したまへり 十四 然のみ

あらずエルサレムの殿よりネブカデネザルが取いだしてバビロ
ンの殿に携へいきし神の室の金銀の器皿もクロス王これをバビ
ロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名くる者に之
を付し 十五 而して彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエル
サレムの殿に携へいれ神の室をその本の處に建よと 十六 是におい
て其セシバザル來りてエルサレムなる神の室の石礎を置たりき、
其時よりして今にいたるまで之を建りつありしが猶いまだ竣ら
ざるなりと 十七 然ば今王もし善とおもひたまはば請ふ御膝下バビロン
にある所の王の寶藏を査べたまひて神のこの室を建べしとの詔
言のクロス王より出しや否を稽へ而して王此事につきて御旨を
我らに諭したまへ

第六章

一 是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏
むる所の文庫に就て査べ稽しめしにメデア州の都城アクメタ

にて一の卷物を得たり、その內に書しるせる記錄は是のごとし 三
クロス王の元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神
の室の事につきて諭す、その犧牲を獻ぐる所なる殿を建てその石
礎を堅く置ゑ其室の高を六十キユビトなし其濶を六十キユビト
にし 四 巨石三行、新木一行を以せよ其費用は王の家より授くべし
五 またネブカデネザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロ
ンに携へきたりし神の室の金銀の器皿は之を還してエルサレム
の殿に持ゆかしめ神の室に置てその故の所にあらしむべしと 六
然ば河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚な
る河外ふのアパルサカイ人汝等かれに遠ざかるべし 七 神のその
室の工事を妨ぐる勿れ、ユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神
のその家を故の處に建てしめよ 八 我また詔言を出し其神の家を建つ
ることにつきて汝らが此ユダヤ人の長老等に爲べきことを示す、

王の財寶の中すなはち河外なる租税の中より迅速に費用をその人々に與へよ、その工事を滯らしむる勿れ 九 又その需むる物即ち、天の神にたてまつる燔祭の小牛、牡羊および羔羊ならびに麥、鹽、酒油などエルサレムにをる祭司の定むる所に循ひて日々に怠慢なく彼等に與へ 十 彼らをして馨しき香の犠牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とその子女の生命のために祈ることを得せしめよ 十一 かつ我詔言を出す、誰にもせよ此言を易る者あらばその家の梁を拔きとり彼を擧て之に釘ん、その家はまた之がために厠にせらるべし 十二 凡そ之を易へまたエルサレムなるその神の室を毀たんとて手を出す王あるひは民は彼處なるその名を留め給ふ神ねがはくはこれを倒したまへ、我ダリヨス詔言を出せり迅速に之を行ふべし 十三 ダリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚迅速にこれを行なへり 十四 ユダ

ヤ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの預言に由てこれを成就たり、彼等イスラエルの神の命に循ひクロス、ダリヨスおよびペルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之を建竣ぬ 十五 ダリヨス王の治世の六年アダルの月の三日にこの室成り 十六 是においてイスラエルの子孫、祭司、レビ人およびその餘の俘擄人よろこびて神のこの室の落成禮を行なへり 十七 即ち神のこの室の落成禮において牡牛一百牡羊二百羔羊四百を献げ、またイスラエルの支派の數にしたがひて牡山羊十二を献げてイスラエル全體のために罪祭となし 十八 祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列にしたがひて立てエルサレムに於て神に事へしむ、凡てモーセの書に書しるしたるが如し 十九 斯て俘囚より歸り來りし人々正月の十四日に逾越節を行へり 二十 即ち祭司、レビ人共に身を潔めて皆潔くなり一切俘囚より歸り來りし人々

のため、其兄弟たる祭司等のため、又自己のために逾越の物を宰れり 二十一 擄はれゆきて歸り來しイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神ヱホバを求むる者等すべて之を食ひ 二十二 喜びて七日の間酵いれぬパンの節を行へり、是はヱホバかれらを喜ばせアッスリアの王の心を彼らに向はせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故なり

第七章

一 是等の事の後ペルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者あり、エズラはセラヤの子、セラヤはアザリヤの子、アザリヤはヒルキヤの子、二 ヒルキヤはシヤルムの子、シヤルムはザドクの子、ザドクはアヒトブの子、三 アヒトブはアマリヤの子、アマリヤはアザリヤの子、アザリヤはメラヨテの子、四 メラヨテはゼラヒヤの子、ゼラヒヤはウジの子、ウジはブッキの子、五 ブッキはアビシ

ユアの子、アビシユアはピネハスの子、ピネハスはエレアザルの子、エレアザルは祭司の長アロンの子なり 六 此エズラバビロンより上り來れり彼はイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士なりき、其神エホバの手これが上にありしに因てその求むる所を王ことごとく許せり 七 アルタシヤスタ王の七年にイスラエルの子孫および祭司、レビ人、謳歌者、門を守る者ネテニ人なども多くエルサレムへ上れり 八 王の七年の五月にエズラエルサレムに到きり 九 即ち正月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る、其神のよき手これが上にありしに因てなり 十 エズラは心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法度と例規とを敎へたりき ○ 十一 エホバの誡命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし法度に明かなる學士にて祭司たるエズラなるアルタシヤスタ王の與へし書の言は是のごとし

十二諸王の王アルタシャスタ天の神の律法の學士なる祭司エズラ
に諭す、願くは全く云々 十三我詔言を出す、我國の内にをるイスラエル
の民およびその祭司レビ人の中凡てエルサレムに往んと志す者
は皆なんぢとともに往べし 十四汝はなんぢが手にある汝の神の律法
に照してユダとエルサレムの模樣を察せんために王および七
人の議官に遣はされて往くなり 十五且汝は王とその議官がエルサ
レムに宮居するところのイスラエルの神のために誠意よりさゝ
ぐる金銀を携へ 十六またバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀お
よび民と祭司とがエルサレムなる其神の室のために誠意よりす
る禮物を携さふ 十七然ば汝その金をもて牡牛、牡羊、羔羊およびその
素祭と灌祭の品を速に買ひ、エルサレムにある汝らの神の室の壇
の上にこれを献ぐべし 十八また汝と汝の兄弟等その餘る金銀を
もて爲んと欲する所あらば汝らの神の旨にしたがひて之を爲せ

十九 また汝に神の室の奉事のために汝が賜はりし器皿は汝これをヱルサレムの神の前に納めよ 二十 その外汝の神の室のために需むる所あらば汝の用ひんとする所のものをことごとく王の府庫より取て用ふべし 二一 我や我アルタシヤスタ王河外なる一切の庫官に詔言を下して云ふ、天の神の律法の學士祭司エズラが汝らに需むる所は凡てこれを迅速に爲べし 二二 即ち銀は百タラント、小麥は百石、酒は百バテ、油は百バテ、鹽は量なかるべし 二三 天の神の室のために天の神の命ずる所は凡て謹んで之を行なへ、然らずば王とその子等との國に恐くは震怒のぞまん 二四 かつ我等なんぢらに諭す、祭司レビ人謳歌者門を守る者ネテニ人および神のこの室の役者などには貢賦、租税、税金などを課すべからず 二五 汝エズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司および裁判人を立て河外なる一切の民すなはち汝の神の律法を知る者等を盡く審判しめよ、

汝ちまた之を知ざる者を敎へよ 二六 凡そ汝の神の律法および王の律法を行はざる者をば迅速にそれ罪を定めて或は殺し或は追放ち或はその貨財を沒收し或は獄に繫ぐべし○ 二七 我らの先祖の神エホバは讃べき哉、斯王の心に、エルサレムなるエホバの室を飾る意を起させ 二八 また王の前とその議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり、我神エホバの手わが上にありしに因て我は力を得、イスラエルの中より首領たる人々を集めて我とともに上らしむ、

第八章

一 アルタシャスタ王の治世に我とともにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびその系譜は左のごとし 二 ピネハスの子孫の中にてはゲルショム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、ダビデの子孫の中にてはハットシ 三 シカニヤの子孫の中パロシの子孫の中にてはゼカリヤ彼と偕にありて名簿に載られた

る男百五十人、四パハテモアブの子孫の中にてはゼラヒヤの子エリヨエナイ、彼とともなる男二百人、五シカニヤの子孫の中にてはヤハジエルの子彼とともなる男三百人、六アデンの子孫の中にてはヨナタンの子エベデ彼とともなる男五十人、七エラムの子孫の中にてはアタリヤの子エサヤ、彼と偕なる男七十人、八シパデヤの子孫の中にてはミカエルの子ゼバデヤ、彼とともなる男八十人、九ヨアブの子孫の中にてはエヒエルの子オバデヤ、彼とともなる男二百十八人、十シロミテの子孫の中にてはヨシピアの子、彼とともなる男百六十人、十一ベバイの子孫の中にてはベバイの子ゼカリヤ、彼と偕なる男二十八人、十二アズガデの子孫の中にてはハツカタンの子ヨハナン、彼とともなる男百十人、十三アドニカムの子孫の中の後なる者等あり、其名をエリペレテ、ユエル、シマヤといふ、彼らと偕なる男六十人、十四ビグワイの子孫の中にてはウタイおよびザブデ、

彼等とゝもなる男七十人〇十五我かれらをアハワに流るゝところの河の邊に集めて三日が間かしこに天幕を張居たりしが我民と祭司とを閲せしにレビの子孫一人も其處に居ざりければ十六すなはち人を遣てエリエゼル、アリエル、シマヤ、エルナタン、ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシユラムなどいふ長たる人々を招き、また敎誨を施こす所のヨヤリブおよびエルナタンを招けり十七而して我カシピアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣はせり即ち我カシピアといふ處におるイドとその兄弟なるネテニ人に告べき詞を之が口に授け、我等の神の室のために役者を我等に携さへ來れと言けるが十八我らの神よく我等を助けたまひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリの子孫イシセケルを我らに携さへ來り、又セレビヤといふ者およびその子等と兄弟十八人十九ハシヤビヤならびにメラリの子孫のエサヤおよびその兄弟とその子

等二十人を携へ 二十 またネテニ人すなはちダビデとその牧伯等がレビ人に事へしむるために設けたりしネテニ人二百二十人を携へ来れり此等の者は皆その名を掲げられたり 二十一 斯て我かしこなるアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ我等の神の前にて我等身を卑し我らと我らの小き者と我らの諸の所有のために正しき途を求めんことを之に求む 二十二 其は我等さきに王に告て我らの神は己を求むる者を凡て善く助けまた己を棄る者にはその權能と震怒とをあらはしたまふと言しあれば因て我道路の敵を防ぎて我等を護るべき歩兵と騎兵とを王に請ふを羞たればなり 二十三 かくてこのことを我ら斷食して我等の神に求めけるに其祈禱を容たまへり 二十四 時に我祭司の長十二人即ちセレビヤ、ハシャビヤおよびその兄弟十人を之とともに擇び 二十五 金銀および器皿すなはち王とその議官とその牧伯と彼處の一切のイスラエル人とが我らの神の室の

ために献げたる奉納物を量りて彼らに付せり 二六 その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント、銀の器百タラント、金百タラントなりき 二七 また金の大盃二十あり、一千ダリクに當る、また光り輝く精銅の器二箇あり、その貴きこと金のごとし 二八 而して我かれらに言り汝等はヱホバの聖者なり、此器皿もまた聖し、又この金銀は汝らの先祖の神ヱホバに奉まつりし誠意よりの禮物なり 二九 汝等エルサレムに至りてヱホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべしと 三十 是に於て祭司およびレビ人その金銀および器皿をエルサレムにある我らの神の室に携へゆかんとて其重にしたがひてこれを受取り○ 三一 我ら正月の十二日にアハワの河邊を出たちてエルサレムに赴きけるが我らの神その手を我らの上におき、我らを救ひて敵の手、また路に伏て窺ふ者の手に陷らしめたまはざりき

三二我等すなはちエルサレムに至りて三日かしこに居しが三三四日にいたりて我らの神の室において彼の金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に量り付せり、ピネハスの子エレアザル彼に副ふ、又エシユアの子ヨザバデおよびビンヌイの子ノアデヤの二人のレビ人かれらに副ふ 三四 即ちその一々の重と數を査べ其重をこと〴〵く其時かきとめたり 三五 俘囚の人々のその俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を獻げたり、即ちイスラエル全體にわたる牡牛十二を獻げ、また牡羊九十六、羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を獻げたり是みなエホバにたてまつりし燔祭なり 三六 彼等王の勅諭を王の代官と河外の總督等に示しければその人々民を助けて神の室を建しむ

第九章

一 是等の事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民とはなれずして、カナン人、ヘ

テ人、ペリジ人、エブス人、アンモニ人、モアブ人、エジプト人、アモリ人などの中なる憎むべき事を行へり 二 即ち彼等の女子を自ら娶り、またその男子に娶れバ聖種諸國の民と相雜り、牧伯たる者長たる者さきだちてこの愆を犯せりと 三 我この事を聞て我衣と袍を裂き頭髮と鬚を拔き驚き呆れて坐せり 四 イスラエルの神の言を戰慄おそるゝ者はみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐しぬ 五 晩の供物の時にいたり我その苦行より起て衣と袍とを裂たるまゝ膝を屈めてわが神ヱホバにむかひ手を舒て 六 言けるは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを羞て赧らむ、其は我らの罪積りて頭の上に出で我らの愆重りて天に達すればなり 七 我らの先祖の日より今日にいたるまで我らは大なる愆を身に負り、我らの罪の故によりて我等と我らの王等および祭司たちは國々の王等

の手に付され、劍にかゝられ、擄へゆかれ、掠められ、面に恥をかうぶをり、今日のごとし 八 然るに今われらの神ヱホバ暫く恩典を施てじて逃れ存すべき者を我らの中に殘し、我らをしてその聖所にちし釘のごとくならしめ、斯して我らの神われらの目を明にし、我らをして奴隷の中にありて少く生る心地せしめたまへり 九 そも〳〵我らは奴隷の身なるがその奴隷たる時にも我らの神われらを忘れず反てペルシヤの王等の目の前にて我らに憐憫を施こして我らを活る心地せしめ我らの神の室を建しめ其破壞を修理はしめユダとヱルサレムにて我らに石垣をたまふ 十 我らの神よ已に是のごとくなれば我ら今何と言んや、我等はやくも汝の命令を棄たればなり 十一 汝かつて汝の僕なる預言者等によりて命じて宣まへり、云く汝らが往て獲んとする地はその各地の民の汚穢によりその憎むべき事によりて汚れたる地にして此極より彼極ま

でその汚穢盈わたるなり 十二 然ば汝らの女子を彼らの男子に與ふる勿れ、彼らの女子を汝らの男子に娶る勿れ、又何時までもかれらの爲に平安をも福祿をも求むべからず、然すれば汝ら旺盛にしてその地の佳物を食ふことを得永くこれを汝らの子孫に傳へて產業となさしむることを得ん 十三 我らの惡き行により我らの大なる愆によりて此事すべて我等に臨みたりしが汝我らの神はわれらの罪よりも輕く我らを罰して我らの中に是のごとく人を遺したまひたれば 十四 我等再び汝の命令を破りて是等の憎むべき行ある民と緣を結ぶべけんや、汝我らを怒りて終に滅ぼし盡し遺る者も逃るゝ者も無にいたらしめたまはざらんや 十五 イスラエルの神ヱホバよ汝は義し、即ち我ら逃れて遺ること今日のごとし、今我ら罪にまとはれて汝の前にあり、是がために一人として汝の前に立ことを得る者なきなり

第十章

一 エズラ神の室の前に泣伏て禱りつつ懺悔しをる時に男女および兒女はなはだ多くイスラエルの中より集ひて彼の許に聚り來れり、すべての民はいたく泣かなしめり 二 時にエラムの子エヒエルの子シカニヤ答へてエズラに言ふ我らはわれらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦女を娶れり、然るから此事につきてはイスラエルに今なほ望あり 三 然ば我等わが主の教誨にしたがひ又我らの神の命令に戰慄く人々の教誨にしたがひて斯る妻をことごとく出し之が產たる者を去んといふ契約を今われらの神に立ん、而して律法にしたがひて之を爲べし 四 起よ是事は汝の主どる所なり、我ら汝を助くべし心を强くして之を爲せと 五 エズラやがて起あがり祭司の長等、レビ人およびイスラエルの人衆をして此言のごとく爲んと誓はしめたり、彼ら乃ち誓へり

六 かくてエズラ神の家の前より起いでゝエリアシブの子ヨハナ

ンの室に入しが彼處に至りてもパンを食ず水を飲ざりき、是は俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればなり
七 斯てユダおよびエルサレムに遍ねく宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ、汝ら皆エルサレムに集まるべし
八 凡そ牧伯等と長老等の諭言にしたがひて三日の内に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘擄人の會より黜けらるべしと
九 是においてユダとベニヤミンの人々みな三日の内にエルサレムに集まり、是は九月にして恰もその月の廿日なりき、民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり
十 時に祭司エズラ起て之に言けるは汝らは罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を増り
十一 然ば今なんぢら、先祖の神エホバに懺悔してその御旨を行へ、即ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはなるべしと
十二 會衆みな聲をあげて答へて言ふ汝が我らに諭せるごとく我等かならず

為べし 十三 然ど民は衆し又今は大雨の候なれば我等外に立て能はず且これは一日二日の事業にあらず、其は我らこの事について大に罪を犯したればなり 十四 然ば我らの牧伯等これ全會衆のために立しめよ、凡そ我等の邑の内にもし異邦の婦人を娶りし者あらば皆定むる時に來るべし、又それ各々の邑の長老および裁判人これに伴ふべし、斯して此事を成ば我らの神の烈しき怒つひに我らを離るゝあらんと 十五 その時立てこれに逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテクワの子ヤハジア而已、メシユラムおよびレビ人シヤベタイこれを贊く 十六 俘囚より歸り來りし者つひに然なし、祭司エズラおよび宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰まれ、十月の一日より共に坐してこの事を査べ 十七 正月の一日に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く査べ畢れり 十八 祭司の徒の中にて異邦の婦人を娶りし者は即ちヨザダクの子エシユ

アの子等およびその兄弟マアセヤ、エリエゼル、ヤリブ、ゲダリヤ 十九
彼らはその妻を出さんといふ誓をなし已に愆を獲たればとて牡
羊一匹をその愆のために献げたり 二十 インメルの子孫ハナニおよ
びゼバデヤ 二十一 ハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエル、ウジ
ヤ 二十二 パシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、ネタンエ
ル、ヨザバデ、エラサ 二十三 レビ人の中にてはヨザバデ、シメイ、ケラヤ（即
ちケリタ）、ペタヒヤ、ユダ、エリエゼル 二十四 謳歌者の中にてはエリアシ
ブ、門を守る者の中にてはシヤルム、テレムおよびウリ 二十五 イスラエ
ルの中にてはパロシの子孫ラミヤ、エジア、マルキヤ、ミヤミン、エレ
アザル、マルキヤ、ベナヤ 二十六 エラムの子孫マッタニヤ、ゼカリヤ、エヒ
エル、アブデ、エレモテ、エリヤ 二十七 ザットの子孫エリオエナイ、エリア
シブ、マッタニヤ、エレモテ、ザバデ、アジザ 二十八 ベバイの子孫ヨハナン、
ハナニヤ、ザバイ、アテライ 二十九 バニの子孫メシユラム、マルク、アダヤ、

ヤシユブ、シヤル、エレモテ、三十パハテモアブの子孫アデナ、ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マツタニヤ、ベザレル、ビンヌイ、マナセ、三一ハリムの子孫エリエゼル、エシヤ、マルキヤ、シマヤ、シメオン、三二ベニヤミン、マルク、シマリヤ、三三ハシユムの子孫マツテナイ、マツタタ、ザバデ、エリパレテ、エレマイ、マナセ、シメイ、三四バニの子孫マアダイ、アムラム、ウエル、三五ベナヤ、ベデヤ、ケルヒ、三六ワニア、メレモテ、エリアシブ、三七マツタニヤ、マツテナイ、ヤアス、三八バニ、ビンヌイ、シメイ、三九シレミヤ、ナタン、アダヤ、四十マクナデバイ、シヤシヤイ、シヤライ四一アザリエル、シレミヤ、シマリヤ、四二シヤルム、アマリヤ、ヨセフ、四三ネボの子孫エイエル、マツタテヤ、ザバデ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ、四四是みな異邦の婦人を娶りし者なり、その婦人の中には子女を産し者もありき

以士喇書終

尼希米亞記

第一章 一 ハカリヤの子ネヘミヤの言詞。第二十年キスレウの月我
シユシヤンの都にをりける時 二 わが兄弟の一人なるハナニ數人
の者とともにユダより來りしかば我俘虜人の遺餘なる夫の逃を
かへりしユダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづねしに 三
彼ら我に言けるは俘虜人の遺餘なる夫の州內の民は大なる患難
に遭ひ凌辱に遭ふ。又エルサレムの石垣は打崩され其門は火に焚
たりと 四 我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神
に祈りて言ふ 五 天の神エホバ大なる畏るべき神己を愛し己の誡
命を守る者にむかひて契約を保ち恩惠を施てしたまふ者よ 六 ね
がはくは耳を傾むけ目を開きて僕の祈禱を聽いれたまへ我いま
汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り、我
等イスラエルの子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す、誠に我も

我父の家も罪を犯せり 七 我らは汝にむかひて大なる惡き事を行ひ汝の僕モーセに汝の命じたまひし誡命をも法度をも例規をも守らざりき 八 請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言を憶ひたまへ、其言に云く汝ら若罪を犯さば我汝らを國々に散さん 九 然れども汝らもし我にたちかへり我誡命を守りてこれを行なはゞ假令逐れゆきて天の涯にをるとも我そこより汝等をあつめ我名を住せんとて撰びし處にきたらしめんと 十 ろも〱是等の者は汝が大なる能力と強き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民なり 十一 主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悦こぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ、願くは今日僕を助けて此人の目の前に憐憫を得させたまへ、この時我は王の酒人なりき

第二章

一 玆にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつり、我は今まで王の前に

て憂色を帶してと有ざりき 二 王われに言けるは汝は疾病も有ざるに何とて面に憂色を帶るや是他ならず心に憂ふる所あるなりと是において我甚だ大に懼れたりしが 三 遂に王に奏して曰ふ願くは王長壽かれ我が先祖の墓の地たるその邑は荒蕪その門は火にて焚たれば我いかで顔に憂色を帶ざるを得んやと 四 王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて 五 王に言けるは王もし之を善としたまひ我もし汝の前に恩を得たる者なりせば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣はして我にこれを建起さしめたまへと 六 時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる間は何程なるべきや何時頃歸りきたるやと王かく我を遣はすことを善としければ我期を定めて奏せり 七 而して我また王に言けるは王もし善としたまはゞ請ふ河外の總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをし

て我をユダまで通さしめたまへ 八 また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣およびわが入べき家に用ふる材木を我に授けしめたまへと。我神善く我を助けたまひしに因て王これを我に允せり 九 是において我河外ふの總督等に詣りて王の書をこれに付せり、王は軍長數人に騎兵をそへて我に伴なはせたり 十 時にホロニ人サンバラテおよびアンモニ人奴隷トビヤこれを聞きイスラエルの子孫の安寧を求むる人來れりとて大に憂ふ 十一 我つひにエルサレムに到りて彼處に三日居りける後 十二 夜中に起いでたり、數人の者われに伴なふ、我はわが神がエルサレムのために爲せんとて我心に入たまひし所の事を何人にも告しらせず亦我が乘る一匹の畜の外には畜を引つれざりき 十三 我すなはち夜中に立いで谷の門を通り龍井に對面を經へ糞門に至りてエルサレムの石垣を閲せしにその石垣は頽

れをりろの門は已に火に焚てありき十四かくて又前みて泉の門にゆき王の池にいたりしに我が乘る畜の通るべき處あかりき十五我亦ろれ夜の中に溪川に沿て進みのぼりて石垣を觀めぐり頓て身を反して谷の門より歸りいりぬ十六然るに牧伯等は我が何處に往しか何を爲しかを知ざりき我また未だこれをユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告しらせざりしが十七遂に彼らに言けるは汝らの見るおとく我等の境遇は惡くエルサレムは荒れてろの門は火に焚たり、來れ我等エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくることあからんと十八而して我わが神の善われを助けたまひし事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ去來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲んとす十九時にホロニ人サンバラテ、アンモニ人奴隷トビヤおよびアラビヤ人ガシムこれを聞て我らを嘲けり我等を侮り

て言ふ汝ら何事をなすや王に叛かんとするなるかと 二十 我すなはち答へて彼らに言ふ、天の神われらをして志を得させたまはん、故に其僕たる我等起て築くべし、然ど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念もなしと

第三章

一 茲に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てその扉を設け倚も之を聖別てハンメアの戍樓に及ぼし又ハナネルの戍樓に及ぼせり 二 その次にはエリコの人々築き建て、其次にはイムリの子ザックル築き建たり 三 魚の門はハッセナアの子等これを建構へ、その扉を設けて之に鎖と閂を施せり 四 その次にはハッコツの子ウリヤの子メレモテ修繕をなし、其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシユラム修繕をなしその次にはバアナの子ザドク修繕をなし 五 その次にはテコア人等修繕をなせり、但しその貴き族はその主の工事に服せ

ぎりき 六 古門はパセアの子ヨイアダおよびベソデヤの子メシュラムこれを修繕ひ構へその扉を設けて之に鎖と閂を施せり 七 その次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外の總督の管轄に屬するギベオンとミヅパの人々等修繕をなせり 八 その次にはハルハヤの子ウジエルなどの金工修繕をなし其次には製香者ハナニヤなど修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり 九 その次にはエルサレムの郡の半の知事ホルの子レパヤ修繕をなせり 十 その次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕り、その次にはハシャブニヤの子ハットシ修繕をなせり 十一 ハリムの子マルキヤおよびパハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐戍樓を修繕へり 十二 その次にはエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シヤルムその女子等とともに修繕をなせり 十三 谷の門はハヌンとザノアの民と偕にこれを修繕ひ之を

建るはしてろれ扉を設け之に鎖と門を施しまた糞れ門までの石
垣一千キユビトを修繕り 十四 糞の門はベテハケレムの郡の半の知
事レカブの子マルキヤてれを修繕ひ之を建るはしてろの扉を設
け之に鎖と門を施てせり 十五 泉れ門はミツパの郡の知事コロホゼ
の子シャルンてれを修繕ひ之を建るはして覆ひろの扉を設け之
に鎖と門を施てしまた王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修
繕てダビデの邑より下るとてろれ階級にまで及ぼせり 十六 ろれ後
にはベテズルの郡れ半の知事アズブクの子ネヘミヤ修繕をるし
てダビデの墓に對ふ處にまで及ぼし堀池に至り勇士宅に至れり
十七 ろれ後にはバニの子レホムるどのレビ人修繕をるし其次には
ケイラの郡の半の知事ハシヤビヤろの郡の爲ふ修繕をるせり 十八
ろの後にはケイラの郡れ半れ知事ヘナダデの子バワイるどいふ
ろの兄弟修繕をるし 十九 ろの次にはエシユアの子ミツパの知事エ

ゼル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕ひ 二〇 その後にはザバイの子バルク力を竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひ 二一 そは次にはハッコツの子ウリヤの子メレモテ、エリアシブの家の門よりエリアシブの家の極までの部分を修繕ひ 二二 その次には窪地の人なる祭司等修繕をなし 二三 その次にはベニヤミンおよびハシユブ己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にはアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひ 二四 その次にはヘナダデの子ビンヌイアザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へり 二五 ウザイの子パラルは石垣の彎に對ふ處および王の上の家より聳え出たる戍樓に對ふ處を修繕り是は侍衛の廳に近し、其次にはパロシの子ペダヤ修繕をなせり 二六 時にネテニ人オペルに住をりて東の方水の門に對ふ處および聳え出たる戍樓に對ふ處まで及べり 二七 その次にはテ

コア人聳出たる大戍樓に對ふところの部分を修繕てオペルの石垣に及ばせり 二八 馬の門より上は祭司等おの〳〵その己の家と相對ふ處を修繕り 二九 その次はインメルの子ザドク己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし 三十 その次はシレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第六の子ハヌン一方を修繕ひその後にはベレキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を修繕へり 三一 その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りネテニ人および商人の家に及ぼせり 三二 また隅の昇口と羊の門の間は金工および商人等これを修繕へり

第四章

一 玆にサンバラテ我らが石垣を築くを聞て怒り大に憤はりてユダヤ人を罵り 二 即ち彼その兄弟等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や自ら强くせ

んとするか、獻祭をなさんとするか、一日に事を終んとするか、塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとするかと 三 時にアンモニ人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣は狐上るも圮るべしと 四 我らの神よ聽たまへ、我らは侮らる、願くは彼らの出す凌辱をその身の首に歸し、彼らを他國に擄はれしめ掠られしめたまへ 五 彼らの愆を蔽ひたまふ勿れ、彼らの罪を汝の前より消去しめたまはざれ、其は彼ら築建者の前にて汝の怒を惹おこしたればなり 六 斯われら石垣を築きけるが石垣はみな已に相連なりてその高さの半にまで及べり、其は民心をこめて操作たればなり 七 然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人、アンモニ人、アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壞も次第に塞がると聞て大に怒り 八 皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしその中に擾亂をおこさんとせり 九 是においてわれら神に祈禱をなしかれらの

ために日夜守望者を置て之に備ふ 十 ユダ人は言り荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土おびたゞしくして我ら石垣を築くこと能はずと 十一 我らの敵は言り彼等が知ずまた見ざる間に我ら其中に入り之を殺してその工事を止めんと 十二 又彼らの邊に住るユダヤ人來る時は我らに告て言ふ汝ら我らの所に歸らざるべからずと其事十次にも及べり 十三 是に因て我石垣の後の顯露なる低き處に民を置き劍、鎗または弓を持せてその宗族にしたがひて之をそなふ 十四 我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ汝ら彼等のために懼るゝ勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために戰かへよと 十五 我らの敵おのが事の我らに知れたるをきゝておのが謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石垣に歸り各々その工事をなせり 十六 其時より後わが僕半は工事に操作き半は鎗、楯、弓

などを持て鎧を着たり、牧伯等はユダの全家の後にありき 十七 石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者は各々片手をもて工事を爲し片手に武器を執り 十八 築建者はおの〱腰に劍を帶て築き建つ、又喇叭を吹く者は我傍にあり 十九 我貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ此工事は大にして廣ければ我等石垣にありて彼此に相離るること遠し 二十 何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞ば其處に奔あつまりて我らに就け、我らの神われらのために戰ひたまふべしと 二一 我ら斯して工事をなしけるが半の者は東雲の出るより星の現はるるまで鎗を持をれり 二二 當時われ亦民に言らく皆おの〱その僕とともにエルサレムの中に宿り夜は我らの防守となり晝は工事をつとむべしと 二三 而して我もわが兄弟等もわが僕も我に從がふ防守の人々もその衣服を脱ず水を汲に出るにも皆武器を執れり

第五章

一 茲に民その妻とゝもにその兄弟なるユダヤ人にむかひて大いに叫べり 二 或人言ふ我等および我らの男子、女子は多し、我らは穀物を得食ふて生さるべからず 三 或人は言ふ我らは我らの田畑、葡萄園および家をも質となすなり、既に饑に迫れば我らに穀物を獲させよ 四 或は言ふ我らは我らの田畝および葡萄園をもて金を貸て王の租税を納む 五 然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく、我らの子女も彼らの子女と同じ、視よ我らは男子、女子を人に伏從はせて奴隷となす、我らの女子の中すでに人に伏從せし者もあり、如何とも爲ん方法なし、其は我らの田畝および葡萄園は別の人の有となりたればなりと 六 我は彼らの叫および是等の言を聞て大に怒れり 七 是において我心に思ひ計り、貴き人々および牧伯等を責てこれに言けるは汝らは各々その兄弟より利息を取るなりと、而して我かれらの事につきて大會を開き 八 彼らに言けるは我

ちれ異邦人の手に賣きたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの力にしたがひて贖へり、然るにまた汝等は己の兄弟を賣んとするや、いかで之をわれらの手に賣るべけんやと、彼らは默して言なかりき 九 我また言けるは汝らの爲すところ善らず、汝らは我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて、我等の神を畏れつゝ事をなすべきに非ずや 十 我もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ことをなす、願くは我らこの利息を廢ん 十一 請ふ汝ら今日にも彼らの田畝、葡萄園、橄欖園および家を彼らに還さ、また彼らに貸わたへて金穀物および酒油などの百分の一を收ることを廢よと、 十二 彼ら即ち言けるは我ら之を還すべし、彼らに何をも要めざらん、汝の言るごとく我ら然なすべしと、是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく行なふといふ誓を立しめたり 十三 而して我わが胸懷を打拂ひて言ふ此言を行はざる者をば願くは神是のごとく凡て

打拂ひてその家およびその業を離れさせたまへ、即ちその人は斯打拂はれて空しくなるべしと、時に會衆みなアーメンと言てヱホバを讃美せり、而して民はこの言のごとくに行へり 十四 且また我がユダの地の總督に任ぜられし時より即ちアルタシヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年の間は我もわが兄弟も總督の受べき祿を食ざりき 十五 わが以前にありし舊の總督等は民に重荷を負せてパンと酒とを是より取り其外にまた銀四十シケルを取り、然のみならず其の僕等も亦民を壓せり、然れども我は神を畏るゝに因て然せざりき 十六 我は反てこの石垣の工事に身を委ね、我等は何の田地をも買しことなし、我僕は皆あしこに集りて工事をなせり、十七 且また我席にはユダヤ人および牧伯等百五十人あり、其外にまた我らの周圍の異邦人の中より我らに來れる者等もありき 十八 是をもて一日に牛一匹、肥たる羊六匹を備へ亦雞をも許多備へ十日

に一向種々の酒を多く備へたり、是ありしかどもこの民の役おもきに因て我れ總督の受くべき祿を要めざりき 十九 わが神よ我が此民のために爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

第六章

一 サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人ガシムならびにその餘の我らの敵我が石垣を築き終りて一の破壞も遺らずと聞り（然どその時われ未だ門に扉を設けざりしなり） 二 是においてサンバラテとガシム我に言つかはしけるは來れ我らオノの平野なる某の村において相會せんと、その實は我を害せんと思ひしなり 三 我すなはち使者を彼らに遣はして言らく我は大なる工事をなし居れば下りゆくことを得ず、なんぞ工事を離れ汝らの所に下りゆきてその間工事を休ますべけんやと 四 彼ら四次まで是のごとく我に言遣はしけるが我は何時もかくのごとく之に答へたり 五 是においてサンバラテまた五次目にその僕を前のごとく我に遣はせり、其手

には封ぜざる書を携さふ 六 その文に云く國々にて言傳ふ、ガシム
もまた然いふ、汝はユダヤ人とともに叛かんとして之がために石
垣を築けり、而して汝はその王とならんとすとその言ところ是の
ごとし 七 また汝は預言者を設けて汝の事をヱルサレムに宣しめ
ユダに王ありと言しむといひ傳ふ、恐くはこの事この言のごとく
王に聞えん、然ば汝いま來れ我ら共に相議らんと 八 我すなはち彼
に言つかはしけるは汝が言るごとき事を爲し事なし、惟なんぢ之
を己の心より作りいだせるなりと 九 彼らは皆われらを懼れしめ
んとせり、彼ら謂らく斯なさば彼ら手弱りて工事を息べければ工
事成ざるべしと、今ねがはくは我手を強くしたまへ 十 かくて後我
メヘタベルの子デラヤの子シマヤの家に往しに彼閉こもり居て
言ふ我ら神の室に到りて神殿の內に相會し神殿の戶を閉おか
ん、彼ら汝を殺さんとて來るべければなり、必ず夜のうちに汝を殺

さんとて來るべしと 十一 我言けるは我ごとき人いかで逃べけんや、
我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うすることを爲んや、
我は入じと 十二 我曉れるは神かれを遣はしたまひしに非ず、彼が我
にむかひて此預言を説しはトビヤとサンバラテ彼に賄賂したれ
ばなり 十三 彼に賄賂せしは此事のためなり、即ち我をして懼れて然
なして罪を犯さしめ惡き名を我に負する種を得て我を辱しめん
とてなりき 十四 わが神よトビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアデ
ヤならびにその他の預言者など凡て我を懼れしめんとする者等
を憶えてその行爲に報をなしたまへ〇 十五 石垣は五十二日を歷て
エルルの月の二十五日に成就せり 十六 我らの敵皆これを聞ければ
我らの周圍の異邦人は凡て怖れ大に面目をうしなへり其は彼等
この工事は我らの神の爲たまひし者なりと曉りたればなり 十七 其
頃ユダの貴き人々おほく書をトビヤにおくれり、トビヤの書も

またかれらに來きたり 十八 トビヤはアラの子シカニヤの婿なるをもてユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故なり、トビヤの子ヨハナンも亦ベレキヤの子メシユラムの女子を妻に娶りたり 十九 彼らはトビヤの善行を我前に語り、また我言を彼に通ぜり、トビヤは常に書をおくりて我を懼れしめんとせり

第七章

一 石垣を築き扉を設け門を守る者、謳歌者およびレビ人を立るにおよびて 二 我わが兄弟ハナニおよび城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ、彼は忠信なる人にして衆多の者に超りて神を畏るゝ者なり 三 我かれらに言ふ日の熱くなるまではエルサレムの門を啓くべからず、人々の立て守りをる間に門を閉させて汝らこれを堅うせよ、汝らエルサレムの民を番兵に立て各々おろの所を守らしめ、各々にろの家と相對ふ處を守らしめよと 四 邑は廣くして大なりしかどももろの內の民は寡くして家は未だ建ざ

りき○五我神わが心に貫き人々牧伯等および民を集めてその名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり我最先に上り來りし者等の系圖を得て見にその中に書しるして曰く六往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者は左の如し七是皆ゼルバベル、ヱシユア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスペレテ、ビグワイ、ネホム、バアナ等に隨ひ來れるイスラエルの民の人數は是のごとし八パロシの子孫二千百七十二人九シバテヤの子孫三百七十二人十アラの子孫六百五十二人十一ヱシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十八人十二ヱラムの子孫千二百五十四人十三ザツトの子孫八百四十五人十四ザツカイの子孫七百六十人十五ビンヌイの子孫六百四十八人十六ベバイの子孫六百

二十八人 十七 アズガデの子孫二千三百二十二人 十八 アドニカムの子
孫六百六十七人 十九 ビグワイの子孫二千六十七人 二十 アデンの子孫
六百五十五人 二十一 ヒゼキヤのアテルの子孫九十八人 二十二 ハシユ
ムの子孫三百二十八人 二十三 ベザイの子孫三百二十四人 二十四 ハリフの
子孫百十二人 二十五 ギベオンの子孫九十五人 二十六 ベテレヘムおよびネ
トパの人百八十八人 二十七 アナトテの人百二十八人 二十八 ベテアズマウ
テの人四十二人 二十九 キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの人七
百四十三人 三十 ラマおよびゲバの人六百二十一人 三十一 ミクマシの人
百二十二人 三十二 ベテルおよびアイの人百二十三人 三十三 他のネボの人
五十二人 三十四 他のエラムの民千二百五十四人 三十五 ハリムの民三百二
十人 三十六 エリコの民三百四十五人 三十七 ロド、ハデデおよびオノの民七
百二十一人 三十八 セナアの子孫三千九百三十人〇 三十九 祭司はエシユア
の家のエダヤの子孫九百七十三人 四十 インメルの子孫千五十二人

四一パシュルの子孫一千二百四十七人 四二ハリムの子孫一千十七人○四三レビ人はホデワの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人○四四謳歌者はアサフの子孫百四十八人○四五門を守る者はシヤルムの子孫、アテルの子孫、タルモンの子孫、アツクブの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫百三十八人○四六ネテニ人はシハの子孫、ハスパの子孫、タバオテの子孫、四七ケロスの子孫、シアの子孫、パドンの子孫、四八レバナの子孫、ハガバの子孫、サルマイの子孫、四九ハナンの子孫、ギデルの子孫、ガハルの子孫、五十レアヤの子孫、レヂンの子孫、ネコダの子孫、五一ガザムの子孫、ウザの子孫、パセアの子孫、五二ベサイの子孫、メウニムの子孫、ネフセシムの子孫、五三バクブクの子孫、ハクパの子孫、ハルホルの子孫、五四バヅリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五五バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五六ネヂアの子孫、ハテパの子孫等なり○五七ソロモンの僕たりし者等の子孫は即ち

ソタイの子孫、ソペレテの子孫、ペリダの子孫 五八 ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫 五九 シパテヤの子孫、ハッテルの子孫、ポケレテハツゼバイムの子孫、アモンの子孫 六十 ネテニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人 六一 またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アドンおよびインメルより上り來る者ありしがその宗家とその血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき 六二 是すなはちデラヤの子孫、トビヤの子孫、ネコダの子孫にして合せて六百四十二人 六三 祭司の中にホバヤの子孫、ハッコツの子孫、バルジライの子孫あり、バルジライはギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり 六四 是等の者系圖に載る者等の中にその籍を尋ねたれども在ざりき、是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり 六五 テルシヤタ即ち之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでは至聖物を

食ふべからずと言り○六六 會衆あはせて四萬二千三百六十人 六七 この外にその僕婢七千三百三十七人、謳歌男女二百四十五人あり 六八 その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹 六九 駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹○七十 宗家の長の中工事のために物を納めし人々あり、テルシヤタは金一千ダリク、鉢五十、祭司の衣服五百三十襲を施して庫に納む 七一 また宗家の長數人は金二萬ダリク、銀二千二百斤を工事のために庫に納む 七二 その餘の民の納めし者は金二萬ダリク、銀二千斤、祭司の衣服六十七襲なりき 七三 かくて祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、民等、ネテニ人およびイスラエル人すべてそれ邑々に住り、イスラエルの子孫かくてその邑々に住みをりて七月にいたりぬ

第八章

一 玆に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てエホバのイスラエルに命じたまひしモー

ーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり 二 この日すなはち七月一日祭司エズラ律法を携へ來りてその集りをる男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前に至り 三 水の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にてこれを誦り、民みな律法の書に耳を傾く 四 學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがその傍なる右の方にマツタテヤ、シマ、アナヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤ立をり左の方にペダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、ゼカリヤおよびメシユラム立をる 五 エズラ一切の民の目の前にその書を開けり(彼一切の民より高きところに立たり)かれが開きたる時に民みな起あがれり 六 エズラすなはち大神エホバを祝しければ民みなその手を擧て應へてアーメン、アーメンと言ひ首を下げ地に俯れ伏てエホバを拜めり 七 エシユア、バニ、セレビヤ、ヤミン、アツクブ、シ

ヤベタイ、ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバテ、ハナン、ペラヤ
およびレビ人等民に律法を了らしめたり、民はその所に立をる 八
彼等その書に就て神の律法を朗かに誦み且その意を解あかして
その誦ところを之に了らしむ 九 時にテルシヤタたるネヘミヤ祭
司たる學士エズラおよび民を敎ふるレビ人等一切の民にむかひ
て此日は汝らの神エホバの聖日なり哭くなかれ泣なかれと言り、
其は民みな律法の言を聽て泣たればなり 十 而して彼らに言ける
は汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め、而してその備をなし得
ざる者に之を分ちおくれ、此日は我らの主の聖日なり汝ら憂ふる
ことをせざれ、エホバを喜ぶ事は汝らの力なるぞかしと 十一 レビ人
も亦一切の民を靜めて言ふ汝ら默せよ此日は聖きぞかし憂ふる
勿れと 十二 一切の民すなはち去て食ひかつ飲み、又人に分ちおくり
て大なる喜悦をなせり、是はその誦きかされし言を了りしが故な

り〇十三その翌日一切の民の族長等祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許に集り來り十四律法を視るにヱホバのモーセによりて命じたまひし所を錄して云く、七月の節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべしと十五又云く一切の邑々およびエルサレムに布傳へて言べし、汝ら山に出ゆき橄欖の枝、油木の枝、烏拈の枝、棕櫚の枝、および茂れる木の枝を取きたりて錄されたるごとく茅廬を造れと十六是において民出ゆきて之を取きたり、各々その家の屋背の上あるひはその庭あるひは神の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に茅廬を造り十七擄はれゆきて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居り、ヌンの子ヨシユアの日より彼日までにイスラエルの子孫斯おこなひし事なし、是をもてその喜悅はなはだ大なりき十八初の日より終の日までエズラ日々に神の律法の書を誦り人衆七日の間節筵

をおこなひ第八日にいたり例にしたがひて聖會を開けり

第九章

一 その月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食し麻布を纏ひ土を蒙り 二 イスラエルの裔たる者一切は異邦人とはなれ而して立て己の罪と先祖の愆とを懺悔し 三 皆おの〳〵がその處に立てその日の四分の一をもてその神エホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神エホバを拜めり 四 時にエシユア、バニ、カデミエル、シバニヤ、ブンニ、セレビヤ、バニ、ケナニ等レビ人の臺に立ち大聲を擧てその神エホバに呼はれり 五 斯てまたエシユア、カデミエル、バニ、ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホデヤ、セバニヤ、ペタヒヤなどのレビ人言けらく汝ら起あがり永遠より永遠にわたりて在す汝らの神エホバを讚よ汝の尊き御名は讚べきかな、是は一切の讚にも崇にも遠く超るなり 六 汝は唯なんぢのみエホバにまします、汝は天と諸天の天およびその萬象地とその

上の一切の物ならびに海とその中の一切の物を造り之をみなことごとく保存せたまふなり、天軍なんぢを拜す 七 汝はヱホバ神にまします、汝は在昔アブラムを撰みてカルデアのウルより之を導きいだしアブラハムといふ名をこれにつけ 八 その心の汝の前に忠信なるを觀そなはし之に契約を立てカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、エブス人およびギルガシ人の地をかれに與へその子孫に授けんと宣まひて終に汝の言を成たまへり、汝は實に義し 九 汝は我らの先祖がエジプトにて艱難を受るを鑒み、その紅海の邊にて呼はり叫ぶを聽いれ 十 異兆と奇蹟とをあらはしてパロとその諸臣とその國の庶民とを攻たまへり、そはかれらは傲りて我らの先祖等を攻しことを知たまへばなり、而して汝の名を揚たまへること尚今日のごとし 十一 汝はまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをして旱ける地を踏て海の中を通らしめ、彼らを追ふ者をば石を大

水に投いるゝごとくに淵に投いれたまひ 十二 また晝は雲の柱をも
て彼らを導き、夜は火の柱をもて其往べき路を照したまひき 十三 汝
はまたシナイ山の上に降り天より彼らと語ひ正しき例規および
眞の律法、善き法度および誡命を之に授け 十四 汝の聖安息日を之に
示し汝の僕モーセの手によりて誡命と法度と律法を之に命じ 十五
天より食物を之に與へてその饑をとゞめ、磐より水を之がために
出してその渇を濕し、且てその國をなんぢらに與へんと手を擧て誓
ひ給ひしその國に入りてこれを獲べきことをかれらに命じたまへり
十六 然るに彼等すなはち我らの先祖みづから傲りその項を強くし
て汝の誡命に聽したがはず 十七 聽從ふことを拒み亦なんぢが其中
にて行ひたまひし奇蹟を憶はず還てその項を強くし悖りて自ら
一人の首領を立てその奴隷たりし處に歸らんとせり、然りと雖ども
汝は罪を赦す神にして恩惠あり憐憫あり怒ること遲く慈悲厚く

ましまして彼らを棄たまはざりき 十八 また彼ら自ら一箇の犢を鑄造りて是は汝をエジプトより導き上りし汝の神なりと言て大なる震怒をひきおこす事を行ひし時にすら 十九 汝は重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄たまはず晝は雲の柱その上を離れずして之を途に導き夜は火の柱離れずして之を照しその行べき路を示したりき 二十 汝はまた汝の善靈を賜ひて彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた水を彼らに與へてその渴をとゞめ 二十一 四十年の間かれらを荒野に養ひたまひたれば彼らは何の缺る所もなくその衣服も古びずその足も腫ざりき 二十二 而して汝諸國諸民を彼らにあたへて之を各々に分ち取しめ給へりかれらはシホンの地ヘシボンの王の地およびバシャンの王オグの地を獲たり 二十三 斯てまた汝は彼らの子孫を増て空の星のごとくならしめ前にその先祖等に入て獲よと宣まひたる地に之を導きいりたまひしなり 二十四 則ち

その子孫入てこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人をかれらの前に打伏せ、その王等およびその國の民をかれらの手に付して意のまゝに之を待はしめたまひき 二五 斯りしかバ彼ら堅固なる邑々および膏腴なる地を取り、各種の美物の充る家、鑿井、葡萄園、橄欖園および許多の菓の樹を獲乃はち食ひて飽き肥太り汝の大なる恩典に沾ひて樂みたりしが 二六 尚も悖りて汝に叛き汝の律法を後に擲ち己を戒しめて汝に歸らせんとしたる預言者等を殺し大に震怒を惹おこす事を行なへり 二七 是に因て汝かれらをその敵の手に付して窘しめさせたまひしが彼らその艱難の時に汝に呼はりけれバ汝天より之を聽て重々も憐憫を加へ彼らに救ふ者を多く與へて彼らをその敵の手より救はせたまへり 二八 然るに彼ら安を獲の後復も汝の前に惡き事を行ひしかバ汝かれらをその敵の手に棄おきて敵にこれを治めしめたまひけるが彼ら復

立歸りて汝に呼はりたれは汝天よりこれを聽き憐憫を加へてしはしば彼らを助け 二九 彼らを汝の律法に引もどさんとして戒しめたまへり、然りと雖も彼らは自ら傲りて汝の誡命に聽したがはず汝の例規(人のこれを行はゞ之によりて生べしといふ者)を犯し、肩を聳かし項を強くして聽ことをせざりき 三十 斯りしかども汝は年ひさしく彼らを容しおき汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼らを戒めたまひしが彼等つひに耳を傾けざりしに因て彼らを國々の民等の手に付したまへり 三一 されど汝は憐憫おほくして彼らを全く絶さず亦彼らを棄たまふことをも爲たまはざりき、汝は恩惠ありて憐憫ある神にましませばなり 三二 然ば我らの神大にして力強く且畏るべくして契約を保ち恩惠を施こしたまふ御神ねがはくはアッスリアの王等の日より今日にいたるまで我らの王等、牧伯等、祭司、預言者、我らの先祖汝の一切の民等に臨みし諸の苦難を

小き事と觀たまはざれ 三三 我らに臨みし諸の事につきては汝義く在せり、汝の爲たまひし所は誠實にして我らの爲しところは惡かりしなり 三四 我らの王等、牧伯等、祭司、父祖等は汝の律法を行はず、汝が用ひて彼らを戒しめたまひしところの誡命と證詞に聽從がはざりき 三五 即ち彼らは己の國に居り、汝の賜ふ大なる恩惠に沾ひ、汝が與へてその前に置たまひし廣き膏腴なる地にありける時に汝に事ふることを爲ず、又ひるがへりて自己の惡き業をやむる事もせざりしなり 三六 嗚呼われら今日奴隸たり、汝が我らの先祖に與へてその中の產出物およびその中の佳物を食はせんとしたまひし地にて我らは奴隸となりをる是はかなけれ 三七 この地は汝が我らの罪の故によりて我らの上に立たまひし王等のために衆多の產物を出するなり、且また彼らは我らの身をも我らの家畜をも意のまゝに左右することを得れば我らは大難の中にあるなり 三八 此もろも

ろの事のために我ら今堅き契約を立てこれを書しるし我らの牧伯等我らのレビ人我らの祭司これに印す

第十章

一 印を捺る者はハカリヤの子テルシヤタネヘミヤおよびゼデキヤ 二 セラヤ、アザリヤ、エレミヤ、三 パシユル、アマリヤ、マルキヤ、四 ハットシ、シバニヤ、マルク、五 ハリム、メレモテ、オバデヤ、六 ダニエル、ギンネトン、バルク、七 メシユラム、アビヤ、ミヤミン、八 マアジア、ビルガイ、シマヤ、是等は祭司なり○九 レビ人は即ちアザニヤの子ヱシユア、ヘナダデの子ビンヌイ、カデミエル 十 ならびに其兄弟シバニヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナン、十一 ミカ、レホブ、ハシヤビヤ、十二 ザックル、セレビヤ、シバニヤ、十三 ホデヤ、バニ、ベニヌ、十四 民の長たる者はパロシ、パハテモアブ、エラム、ザット、バニ、十五 ブンニ、アズガデ、ベバイ、十六 アドニヤ、ビグワイ、アデン、十七 アテル、ヒゼキヤ、アズル、十八 ホデヤ、ハシユム、ベザイ、十九 ハリフ、アナトテ、ノバイ、二十 マグピアシ、メシユラム、ヘジ

ル、二一メシザベル、ザドク、ヤドア、二二ペラテヤ、ハナン、アナニヤ、二三ホセア、ハナニヤ、ハシユブ、二四ハロヘシ、ピルハ、シヨベク、二五レホム、ハシヤブナ、マアセヤ、二六アヒヤ、ハナン、アナン、二七マルク、ハリム、バアナ
二八その餘の民、祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、ネテニ人、ならびに都て國々の民等と離れて神の律法に附る者およびその妻その男子、女子など凡そ事を知り辨まふる者は
二九皆その兄弟たる貴き人々に附したがひ呪詛に加り誓を立て云く、我ら神の僕モーセによりて傳はりし神の法律に歩み我らの主エホバの一切の誡命および條規と法度を守り行はん
三十我ら此地の民等に我らの女子を與へじ亦われらの男子のために彼らの女子を娶らじ
三一此地の民等たとひ貨物あるひは食物を安息日に攜へ來りて賣んとするとも安息日または聖日には我等これを取じ又七年ごとに耕作を廢め一切の負債を免さんと
三二我らまた自ら例を設けて年々にシケル

の三分の一を出して我らの神の室の用となし 三三 供物のパン、常素
祭、常燔祭のため、安息日、月朔および節會の祭物のため、聖物のため、
イスラエルの贖をなす罪祭および我らの神の家の諸の工のため
に之を用ゐることを定む 三四 また我ら祭司、レビ人および民籤を掣
き、律法に記されたるごとく我らの神エホバの壇の上に焚べき薪
木の禮物を年々定まれる時にわれらの宗家にしたがひて我らの
神の室に納むる者を定め 三五 かつ誓ひて云ふ我らの産物の初およ
び各種の樹の果の初を年々エホバの室に携へきたらん 三六 また我
らの子等および我らの獸畜の首出および我らの牛羊の首出を律
法に記されたるごとく我らの神の室に携へ來りて我らの神の室
に事ふる祭司に交し 三七 我らの麥粉の初、われらの擧祭の物、各種の
樹の果および酒、油を祭司の許に携へ到りて我らの神の家の室に
納め我らの産物の什一をレビ人に與へん、レビ人は我らの一切の

農作の邑においてその什一を受べき者なればなり 三八 レビ人什一
を受る時にはアロンの子孫たる祭司一人そのレビ人と偕にある
べし、而してまたレビ人はその什一の十分の一を我らの神の家に
携へ上りて府庫の諸室に納むべし 三九 即ちイスラエルの子孫およ
びレビの子孫は穀物および酒油の擧祭を携さへいたり聖所の器
皿および奉事をする祭司、門を守る者、謳歌者などが在るところの
室に之を納むべし、我らは我らの神の家を棄じ

第十一章

一 民の牧伯等はエルサレムに住りその餘の民もまた籤
を製き十人の中よりして一人宛を聖邑エルサレムに來りて住し
め、その九人を他の邑々に住しめたり 二 又すべて自ら進でエルサ
レムに住んと言ふ人々は民これを祝せり 三 イスラエル、祭司、レビ
人、ネテニ人およびソロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてユダ
の邑々にありておのおのその邑々なる自己の所有地に住をれり、

此州の貴き人々のエルサレムに住をりし者は左のごとし 四 即ち
ユダの子孫およびベニヤミンの子孫のエルサレムに住る者は是
なり、ユダの子孫はウジヤの子アタヤ、ウジヤはゼカリヤの子、ゼカ
リヤはアマリヤの子、アマリヤはシパテヤの子、シパテヤはマハラ
レルの子、是はペレズの子孫なり 五 又バルクの子マアセヤといふ
者あり、バルクはコロホゼの子、コロホゼはハザヤの子、ハザヤはア
ダヤの子、アダヤはヨヤリブの子、ヨヤリブはゼカリヤの子、ゼカリ
ヤはシロニ人の子なり 六 ペレズの子孫のエルサレムに住る者は
合せて四百六十八人ありて皆勇士なり 七 ベニヤミンの子孫は左
のごとし、メシユラムの子サル。メシユラムはヨエデの子、ヨエデは
ペダヤの子、ペダヤはコラヤの子、コラヤはマアセヤの子、マアセヤ
はイテエルの子、イテエルはエサヤの子なり 八 その次はガバイお
よびサライなどにして合せて九百二十八人 九 ジクリの子ヨエル

かれらの監督たり、ハッセヌアの子ユダこれに副ふて邑を治む 十
祭司はヨヤリブの子エダヤ、ヤキン 十一 および神の室の宰セラヤ○セ
ラヤはヒルキヤの子、ヒルキヤはメシユラムの子、メシユラムはザ
ドクの子、ザドクはメラヨテの子、メラヨテはアヒトブの子なり 十二
殿の職事をするところの兄弟八百二十二人あり、又アダヤといふ者あ
り、アダヤはエロハムの子、エロハムはペラリヤの子、ペラリヤはア
ムジの子、アムジはゼカリヤの子、ゼカリヤはパシホルの子、パシホ
ルはマルキヤの子なり 十三 アダヤの兄弟たる宗家の長二百四十二
人あり、又アマシサイといふ者あり、アマシサイはアザリエルの子、
アザリエルはアハザイの子、アハザイはメシレモテの子、メシレモ
テはインメルの子なり、十四 ろの兄弟たる勇士百二十八人あり、ハッ
ゲドリムの子ザブデエル彼らの監督たり 十五 レビ人はハシユブの
子シマヤ○ハシユブはアズリカムの子、アズリカムはハシヤビヤの

子、ハシヤビヤはブンニの子なり 十六 またシヤベタイおよびヨザバ
デあり是等はレビ人の長にして神の室の外の事を掌どれり 十七 ま
たマツタニヤといふ者あり。マツタニヤはミカの子、ミカはザブデ
の子、ザブデはアサフの子なり。マツタニヤは祈禱の時に感謝の詞
を唱へはじむる者なり、彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者か
きに次り、又アブダといふ者あり。アブダはシヤンマの子、シヤンマ
はガラルの子、ガラルはエドトンの子なり 十八 聖邑にあるレビ人は
合せて二百八十四人 十九 門を守る者アツクブ、タルモンおよびその
兄弟等合せて百七十二人あり、皆門々にありて伺守ることをせり
二十 その餘のイスラエル人、祭司およびレビ人は皆ユダの一切の邑
々にありて各々おのれの產業に居り 二十一 但しネテニ人はオペルに
居り、ヂハおよびギシパはネテニ人を統ぶ 二十二 エルサレムにをるレビ
人の監督はウジといふ者なり。ウジはバニの子、バニはハシヤビヤ

の子、ハシヤビヤはマツタニヤの子、マツタニヤはミカの子なり、是は謳歌者なるアサフの子孫なり、ろの職務は神の室の事にかゝはる
二三 王より命令ありて是らの事を定め、謳歌者に日々の定まれる分を與へしむ
二四 ユダの子ゼラの子孫メシザベルの子ペタヒヤといふ者王の手に屬して民に關る一切の事を取あつかへり
二五 又村莊くところの田圃につきてはユダの子孫の者キリアテアルバところの郷里、デボンところの郷里およびエカブジエルところの村莊に住み
二六 エシユア、モラダおよびベテペレテに住み
二七 ハザルシユアルおよびベエルシバところの郷里に住み
二八 ヂクラグおよびメコナところの郷里に住み
二九 エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み
三十 ザノア、アドラムおよび其等の村莊、ラキシところの田野およびアゼカところの郷里に住り、斯かもらはベエルシバよりヒンノムの谷までに天幕を張り
三一 ベニヤミンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよ

びベテルとその郷里に住み三一アナトテ、ノブ、アナニヤ、三三ハゾル、ラマ、ギツタイム三四ハデデ、ゼボイム、子バラテ、三五ロド、オノ、工匠谷に住り三六レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤミンに合せし者もありき

第十二章

一シヤルテルの子ゼルバベルおよびヱシユアと偕に上りきたりし祭司とレビ人は左のごとしセラヤ、ヱレミヤ、エズラ、二アマリヤ、マルク、ハツトシ、三シカニヤ、レホム、メレモテ、四イド、ギン子トイ、アビヤ、五ミヤミン、マアデヤ、ビルガ、六シマヤ、ヨヤリブ、エダヤ七サライ、アモク、ヒルキヤ、エダヤ、是等の者はヱシユアの世に祭司およびその兄弟等の長たりき八またレビ人はヱシユア、ビンヌイ、カデミエル、セレビヤ、ユダ、マツタニヤ、マツタニヤはその兄弟とともに感謝の事を掌どり九またその兄弟バクブキヤおよびウンノ之と相對ひて職務をなせり十ヱシユアヨアキムを生みヨア

キムエリアシブを生み、エリアシブ、ヨイアダを生み十一ヨイアダヨナタンを生み、ヨナタン、ヤドアを生めり十二ヨアキムの日に祭司等の宗家の長たりし者はセラヤの族にてはメラヤ、エレミヤの族にてはハナニヤ、十三エズラの族にてはメシユラム、アマリヤの族にてはヨハナン、十四マルキの族にてはヨナタン、シバニヤの族にてはヨセフ、十五ハリムの族にてはアデナ、メラヨテの族にてはヘルカイ、十六イドの族にてはゼカリヤ、ギンテトンの族にてはメシユラム、十七アビヤの族にてはジクリ、ミニヤミンの族、モアデヤの族にてはピルタイ、十八ビルガの族にてはシヤンマ、シマヤの族にてはヨナタン十九ヨヤリブの族にてはマツテナイ、エダヤの族にてはウジ、二十サライの族にてはカライ、アモクの族にてはエベル、二十一ヒルキヤの族にてはハシヤビヤ、エダヤの族にてはネタンエル、二十二エリアシブ、ヨイアダ、ヨハナンおよびヤドアの日にレビ人の宗家の長等冊に録さる、亦

ペルシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらる　二三　宗家の長たるレビ人はエリアシブの子ヨハナンの日まで凡て歴代志の書に記さる　二四　レビ人の長はハシヤビヤ、セレビヤおよびカデミエルの子ヱシユアなりその兄弟等これと相對ひて居る、即ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讃美と感謝とをつとむ　二五　マツタニヤ、バクブキヤ、オバデヤ、メシユラム、タルモン、アツクブは門を守る者にして門の内の府庫を伺ひ守れり　二六　是等はヨザダクの子ヱシユアの子ヨアキムの日および總督ネヘミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者なり〇　二七　エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處より招きてヱルサレムに來らせ感謝と歌と鐃鈸と瑟と琴とをもて歡喜を盡してその落成の節會を行はんとす　二八　是において謳歌ふ徒輩ヱルサレムの周圍の窪地およびネトパ人の村々より集り來り

二十九 またベテギルガルおよびゲバとアズマウテとの野より集り來れり、この謳歌者等はエルサレムの周圍に己の村々を建たりき 三十 茲に祭司およびレビ人身を潔めまた民およびもろもろの門と石垣とを潔めければ 三十一 我すなはちユダの牧伯等を率て石垣の上に上らしめ、又二の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて並進ましむ、即ちその一は糞の門を指て石垣の上を右に進めり 三十二 その後につきて進める者はホシヤヤおよびユダの牧伯の半 三十三 ならびにアザリヤ、エズラ、メシユラム、三十四 ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤなりき 三十五 又祭司の徒數人喇叭を吹て伴ふあり、即ちヨナタンの子ゼカリヤ○ヨナタンはシマヤの子、シマヤはマツタニヤの子マツタニヤはミカヤの子ミカヤはザツクルの子ザツクルはアサフの子なり 三十六 またゼカリヤの兄弟シマヤ、アザリエル、ミラライ、ギラライ、マアイ、ネタンエル、ユダ、ハナニ等ありて神の人ダビデの樂器を執り

學士エズラこれに先だつ 三七 而して彼ら泉の門を經たゞちに進みて石垣の上口に於てダビデの城の段階より登りダビデの家の上を過て東の方水の門に至れり 三八 また今一隊の感謝する者は彼らに對ひて進み我は民の半とともにその後に從がへり而して皆石垣の上を行き爐戍樓の上を過て石垣の廣き處にいたり 三九 エフライムの門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およびハナニエルの戍樓とハンメアの戍樓を過て羊の門に至り牢の門に立とゞまり 四十 かくて二隊の感謝する者神の室にいりて立り、我もそこにたち牧伯等の半わきと偕にありき 四一 また祭司エリアキム、マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤ、エリヨエナイ、ゼカリヤ、ハナニヤ等喇叭を執て居り 四二 マアセヤ、シマヤ、エレアザル、ウジ、ヨハナン、マルキヤ、エラム、エゼル之と偕にありき謳歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤは其の監督なりき 四三 斯してその日みな大なる犧牲を献げて喜悦を盡せり、其は

神かれらをして大に喜こび樂ませたまひたればなり、婦女小兒ま
でも喜悦り、是をもてエルサレムの喜悦の聲とほくまで聞えわた
りぬ〇四四その日府庫のすべての室を掌どるべき人々を撰びて擧
祭の品、初物および什一などを律法に定むるところの祭司とレビ人
との分を邑々の田圃に准ひて取あつめてすべての室にいるゝこ
とを掌どらしむ、是は祭司およびレビ人の立て奉ふるをユダ人喜
こびたればなり四五彼らは神の職守および潔齋の職守を勤む、謳歌
者および門を守る者も然り、皆ダビデとその子ソロモンの命令に
依る四六在昔ダビデおよびアサフの日には謳歌者の長一人ありて
神に讚美感謝をたてまつる事ありき四七またゼルバベルの日およ
びネヘミヤの日にはイスラエル人みな謳歌者と門を守る者に日
々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖
別てアロンの子孫に與ふ

第十三章

一 その日モーセの書を讀て民に聽しめけるに其中に録して云ふアンモニ人およびモアブ人は何時までも神の會に入べからず 二 是は彼らパンと水とをもてイスラエルの子孫を迎へずして還て之を詛はせんとてバラムを傭ひたりしが故なり斯りしかども我らの神はその呪詛を變て祝福となしたまへりと 三 人衆この律法を聞てのち雜りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり 四 是より先我らの神の家の室を掌どる祭司エリアシブといふ者トビヤと近くありたれば 五 彼のために大なる室を備ふ。其室は元來素祭の物、乳香、器皿および例によりてレビ人謳歌者、門を守る者等に與ふる穀物、酒油の什一ならびに祭司に與ふる擧祭の物を置し處なり 六 當時は我エルサレムに居ざりき、我はバビロンの王アルタシヤスタの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て 七 エルサレムに來りエリアシブがトビヤのために爲た

る悪事すなはちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事を詳悉にせり 八 我はなはだこれを憂へてトビヤの家の器物をことごとくその室より投いだし 九 預て命じてすべての室を潔めさせ而して神の家の器皿および素祭乳香などを再び其處に携へいれたり 十 我また査べ觀しにレビ人のうくべき分を與へられざりき、これ故に其職務をなす所のレビ人および謳歌者等各々おのれの田に奔り歸りぬ 十一 是において我何故に神の室を棄させしやと言て牧伯等を詰り、頓てまたレビ人を招き集めてその故の所に立しめたり 十二 期りしかばユダ人みな穀物、酒、油の什一を府庫に携へ來れり 十三 その時我祭司シレミヤ學士ザドクおよびレビ人ペダヤを府庫の有司とし之にマツタニヤの子ザックルの子ハナンを副て庫をつかさどらしむ、彼らは忠信なる者と思はれたればなり其職は兄弟等に分配るの事なりき 十四 わが神よ此事のために我を記

念たまへ、我神の室とその職事のために我が行ひし善事を拭ひ去
たまはざれ 十五 當時われ觀しにユダの中にて安息日に酒榨を踏む
者あり麥束を持きたりて驢馬に負するあり亦酒、葡萄、無花果および
び各種の荷を安息日にエルサレムに携へいるゝあり我かれらが
食物を鬻ぎをる日に彼らを戒しめたり 十六 彼處にまたツロの人々
も住をりしが魚および各種の貨物を携へいりて安息日にユダの
人々に之を鬻ぎ、かつエルサレムにて商賣せり 十七 是において我ユ
ダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何ぞ此惡き事をなして安息
日を瀆すや 十八 汝らの先祖等も斯おこなはざりしや、我らの神これ
が爲にこの一切の災禍を我らとこの邑とに降したまひしにあら
ずや、然るに汝らは安息日を瀆して更に大なる震怒をイスラエル
に招くなりと 十九 而して安息日の前の日エルサレムの門々暗くな
らんとする頃はひに我命じてその扉を閉させ安息日の過さるま

で之を開くべからずと命じ我僕數人を門々に置て安息日に荷を
携へいる事なからしめたり 二十 斯りしかば商賈および各種の品
を賣る者等一二回エルサレムの外に宿れり 二一 我これを戒めて
これに言ふ汝ら石垣の前に宿るは何ぞや汝等もし重ねて然なさば
我なんぢらに手をかけんと其時より後は彼ら安息日には來らざ
りき 二二 我またレビ人に命じてその身を潔めさせ來りて門を守ら
しめて安息日を聖す我神よ我ためにこの事を記念し汝の大なる仁
慈をもて我を憫みたまへ○ 二三 當時われアシドド、アンモン、モアブ
などの婦女を娶りしユダヤ人を見しに 二四 その子女はアシドドの
言語を半雜へて言ひユダヤの言語を言ことあたはず各國の言語
を雜へ用ふ 二五 我彼等を詰りまた詬りその中の數人を撻ちその毛
を拔き神を指て誓はしめて言ふ汝らは彼らの男子にその女子
を與ふべからず又なんぢらの男子あるひはおのれ自身のために

彼らの女子を娶るべからず 二六 是らの事についてイスラエルの王ソロモンは罪を獲たるに非ずや彼がごとき王は衆多の國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國の王となしたまへり然るに尚ほ異邦の婦女等はかれをも罪を犯さしめたり 二七 然ば汝らが異邦の婦女を娶りてこの一切の大惡をなして我らの神に罪を犯すを我等聽し置べけんや 二八 祭司の長エリアジブの子ヨイアダの一人の子はホロニ人サンバラテの婿なりければ我これを逐出して我を離れしむ 二九 わが神よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ 三〇 我かく人衆を潔めて異邦の物を盡く棄しめ祭司およびレビ人の班列を立て各々その職務に服せしめ 三一 また人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に献げしめかつ初物を奉つらしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひたまへ

尼希米亞記　終

以士帖書

第一章

一 アハシユエロスすなはち印度よりエテオピヤまで百七十二州を治めたるアハシユエロスの世 二 アハシユエロス王シユシヤンの城にてその國の祚に坐しをりける當時 三 その治世の第三年にその牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたり、ペルシアとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯等その前にありき 四 時に王その盛なる國の富有ところの大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ 五 これらの日のをはりし時王また王の宮の園の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設けたり 六 白、緑、青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた牀榻は金銀にして赤、白、黄、黒の蠟石の上に居らる 七 金の酒盃にて酒を賜ふ、その酒盃は此と彼おの〳〵異なり、王の用ゐる酒をたまふこと夥だし、王の

富有に適へり 八 その飲むことは法にかなひて誰も強ることを爲ず其は王人をして各々おのれの好むごとく爲しむべしとその宮内のすべての有司に命じたればなり 九 后ワシテもまたアハシユエロス王に屬する王宮の內にて婦女のために酒宴をまうけたり 十 第七日にアハシユエロス王酒のために心樂み王の前に事ふる七人の侍從メホマン、ビスタ、ハルボナ、ビグタ、アバグタ、セタルおよびカルカスに命じ 十一 后ワシテをして后の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと言り是は彼觀に美しければその美麗を民等と牧伯等に見さんとてなりき 十二 しかるに后ワシテ侍從が傳へし王の命に從がひて來ることを肯ざりしかば王おほいに憤りて震怒その衷に燃ゆ 十三 是において王時を知る智者にむかひて言ふ(王はすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くするを常とせり 十四 時に彼の次にをりし者はペルシヤおよびメデアの七人の

牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タルシシ、メレス、マルセナ、メムカン
なりき、是みな王の面を見る者にして國の第一に位せり）十五 后ワシ
テアハシユエロス王が侍從をもて傳へし命を爲ざれば法律にし
たがひて如何に彼になすべきや 十六 メムカン王と牧伯たちの前に
答へて曰ふ、后ワシテは唯王にむかひて惡き事をなしたる而已な
らず、一切の牧伯たちおよびアハシユエロス王の各州のもろ〳〵
の民にむかひてもまた之を爲るなり 十七 后の此事あまねく一切
の婦女に聞えて彼らつひにその夫を藐め視て言ん、アハシユエロ
ス王后ワシテに己のまへに來れと命じたりしに來らざりしと 十八
而して后の此所行を聞るペルシアとメデアの諸夫人もまた今日
王のすべての牧伯等に是のごとく言ん、然すれば必らず藐視と忿
怒多く起るべし 十九 王もし之を善としたまはゞワシテは此後ふた
ゝびアハシユエロス王の前に來るべからずといふ王命を下し之

をペルシアとメデアの律法の中に書いれて更ることも無らしめ、而してその后の位を彼に勝れる他の者に與へたまへ　二十　王の下したまはん御詔この大なる御國に徧ねく聞えわたる時は妻たる者ことごとくその夫を大小となく共に敬まふべしと　二一　王と牧伯等この言を善としければ王メムカンの言のごとく爲たり　二二　かくて王の諸州に遍ねく書をおくりもろもろの州にその文字にしたがひて書おくりもろもろの民にその言語にしたがひて書おくり、凡て男子たる者はその家の主となるべく、またおのれの民の言を用ひてものいふべしと諭しぬ

第二章

一　これらの事の後アハシユエロス王忿怒とけてワシテおよび彼が爲たる所またその彼にむかひて議定めしところの事を憶ひおこせり　二　ここに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美しき少き處女等を王のために尋ねもとめん　三　願はくは王御國の各

州において官吏を擇び之をして美しき處女をこと〳〵くシユシヤンの城に集めしめ、婦人を管理る王の侍從ヘガイの手にわたして婦人の局に入らしめ、而して潔淨の物をこれに與へたまへ 四 斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて后となさしめたまへと、王この事を善として然なしぬ 五 茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人あり、その名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり 六 かれはバビロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王ヱコニヤとともに擄はれ往る俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり 七 かれその叔父の女ハダツサすなはちエステルを養ひ育てたり是は父も母もなかりければなり。この女子顔貌勝れてうるはしかりしがその父母の死たる後モルデカイこれを取ておのれの女となせるなり 八 王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子シユシヤンの

城にあつめられてヘガイの手にわたされし時エステルも亦王の家に携へられてゆき婦人を管理るヘガイの手に交されしが 九 此の女子ヘガイの意にかなひて之が恵を受たり即はちヘガイすみやかに之に潔浄の物およびその分を與へまた王の家の中より七人の侍女を擧てこれに附らしめ彼とその侍女等を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ 十 エステルはおのれの民をもおのれの宗族をも顯はさゞりき其はモルデカイこれを顯はすなかれと彼に言ふくめたればなり 十一 またモルデカイはエステルの模樣およびその如何なるかを知んため日々に婦人の局の庭の前をあゆめり 十二 女子はおのおの婦人の則にしたがひて十二ヶ月を經へしかる後順番にいりてアハシユエロス王にいたる是その潔浄の日を終るはかくのごとくなるが故なり即ち沒藥の油を用ふること六ヶ月また各種の薫物および婦人の潔浄ごとにあつる物等を

用ふること六ヶ月十三女子の王にいたるハ是のごとし、その婦人の局より出て王の家にゆく時にハ凡てその望む物をことごとく與へらる十四而して夕に往き朝におよびて婦人の第二の局に還り、妃嬪をつかさどる王の侍従シヤシガスの手に属す、王これを喜こびて名をさして召すにあらざれば重ねて王にいたることなし十五こゝにモルデカイの叔父アビハイルの女すなはちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入て王にいたるべき順番にあたりけるが彼ハ婦人をつかさどる王の侍従ヘガイが言きかせたる事の外にハ何をももとめざりき、エステルハ凡て彼を見る者によろこばれたり十六かくエステルハ王の家に召いれられてアハシユエロス王にいたれり、是その治世の第七年十月すなはちテベテの月なり十七王一切の婦人に超てエステルを愛しければエステルハすべての処女にまさりて王の前に恩寵と厚情を得たり、王つひ

に后の冕をかれの首に戴かせ、彼をしてワシテにかはりて后とならしむ 十八 こゝにおいて王おほいなる酒宴を設けてもろ〳〵の牧伯と臣僕を饗す、これをエステルの酒宴と稱ふ、また諸州に租税をゆるし王の富有にかなひて物を賜ふ 十九 再度處女の集めらるし時モルデカイは王の門に坐しをりぬ 二十 エステルはモルデカイがかれに言ふくめたる如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさゞりき、エステルはモルデカイの言語にしたがふことろの彼に養なひ育てられし時と異ならざりき 二十一 當時モルデカイ王の門に坐し居ける時王の侍從にて戸を守る者の中ビグタンおよびテレシの二人怨むる事ありてアハシユエロス王を弑せんともとめたりしが 二十二 その事モルデカイに知れければモルデカイこれを后エステルに告げ、エステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告げたり 二十三 こゝにおいて此事をしらべさせしにその然

ること顯ハれけれバ彼ら二人ハ木にかけられその事ハ王の前なる日誌の書にかきしるさる

第三章

一 これらの事の後アハシユエロス王アガグ人ハンメダタの子ハマンを貴とびこれを高くして己とゝもにある一切の牧伯の上にその席を定めしむ 二 王の門にある王の諸臣みな跪づきてハマンを拝せり、是ハ王斯かれになすことを命じたれバなり、然れどもモルデカイハ跪まづかず又これを拝せざりき 三 こゝをもて王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれバ王の命に背くやと 四 かれらモルデカイに日日かく言ふといへども聽ざりけれバその事の爲をなさるべきか否を見んとてハマンにこれを告たり、其ハモルデカイおのれのユダヤ人なることを語りたれバなり 五 ハマン モルデカイの跪づかずまた己を拝せざるを見たれバハマン忿怒にたへざりしが 六 たゞモルデカイ一人を

殺すは事小さしと思へり、彼らモルデカイの屬する民をハマンに顯はしければハマンはアハシユエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなはちモルデカイの屬する民をことごとく殺さんと謀れり
七 アハシユエロス王の十二年正月すなはちニサンの月にハマンの前にて十二月すなはちアダルの月まで一日一日のため一月一月のためにプルを投しむ、プルは即はち籤なり
八 ハマンかくてアハシユエロス王に言けるは御國の各州にある諸民の中に散されて別れ別れとなりをる一つの民あり、その律法は一切の民と異り、また王の律法を守らず、この故にこれを容しおくは王の益にあらず
九 王もしこれを善としたまはゞ願くは彼らを滅ぼせと書くだしたまへさらば我王の事をつかさどる者等の手に銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入しめん
十 王すなはち指環をその手より取はづしアガグ人ハンメダタの子ハマンすなはちユダヤ

人の敵たる者に交し 十一 しかしてハマンに言けるはその銀はなんぢに與ふ、その民もまた汝にあたふれば汝に善と見ゆるごとく為よ 十二 ここにおいて正月の十三日に王の書記官を召あつめ、王に属する州牧、各州の方伯、およびもろもろの民の牧伯にハマンが命ぜんとする所をことごとく書しるさしむ、即ちもろもろの州におくるものはその文字をもちひ、もろもろの民におくるものはその言語をもちひ、おのおのアハシユエロス王の名をもてこれを書き王の指環をもてこれに印したり 十三 しかして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなはちアダルの月の十三日において一日の内に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なくことごとく滅ぼし殺し絶しかつその所有物を奪ふべしと諭しぬ 十四 この詔旨を諸州に傳へてかの日のために準備をなさしめんとてその書る物の寫本を一切の民に開きて示せり 十五 驛卒王の命によ

りて急ぎて出ゆきぬ、この詔書はシユシヤンの城に於て出されたり、かくて王とハマンは坐して酒飲ゐたりしがシユシヤンの邑は惑ひわづらへり。

第四章

一 モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかばモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の中に行て大いに哭き、痛く號び 二 王の門の前までも斯して來れり、其は麻布をまとふては王の門の内に入ることを能はざればなり 三 すべて王の命とその詔書と到れる諸州にてはユダヤ人の中におはいなる哀みあり、斷食、哭泣、號呼をなせり、また麻布をまとふて灰の上に坐する者おほかり 四 てふエステルの侍女および侍從等きたりてこれを告ければ后はなはだしく憂ひ、衣服をおくり之をモルデカイにきせてその麻布を脱さしめんとしたりしがうけざりき 五 ここにエステルは王の侍從の一人すなはち王の命じて己に侍らしむるハ

タクといふ者を召しモルデカイの許に往きてその何事なるか何故なるかを知きたれと命ぜり 六 ハタクいでゝ王の門の前なる邑の廣場にをるモルデカイにいたりしに 七 モルデカイおのれの遇たるところを具にこれに語り、かつハマンがユダヤ人を滅ぼす事のために王の府庫に秤りいれんと約したる銀の額を告げ 八 またユダヤ人をほろぼさしむるためにシユシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼にわたし、之をエステルに見せかつ解あかしまた彼に王の許にゆきてその民のためにこれに矜憐を請ひその前に願ふることを爲べしと言つたへよと言り 九 ハタクかへり來りてモルデカイの言詞をエステルに告げれば 十 エステルハタクに命じモルデカイに言をつたへしむ云く 十一 王の諸臣および王の諸州の民みな知る、男にもあれ女にもあれ凡て召されずして内庭に入て王にいたる者は必らず殺さるべき一の法律あり、されど王て

れば金圭を伸れば生るを得べし、かくて我此三十日は王にいたるべき召をかうむらざるなり 十二 エステルの言をモルデカイに告げるに 十三 モルデカイ命じてエステルに答へしめて曰く汝王の家にあれば一切のユダヤ人の如くならずして免かるべしと心に思ふなかれ 十四 なんぢ若この時にあたりて默して言ずば他の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らん、されど汝となんぢの父の家は亡ぶべし、汝が后の位を得たるは此のごとき時のためなりしやも知るべからず 十五 エステルまたモルデカイに答へしめて曰く 十六 なんぢ往きシユシヤンにをるユダヤ人をこと〴〵く集めてわがために斷食せよ、三日の間夜晝とも食ふことも飲むこともするなかれ、我とわが侍女等もおなじく斷食せん、しかして我法律にそむく事なれども王にいたらん、我もし死べくば死べし 十七 こゝにおいてモルデカイ往てエステルが凡ておのれに命じたるごとく行なへり

第五章

一 第三日にエステル后の服を着、王の家の内庭にいり、王の家にむかひて立つ、王は王宮の玉座に坐して王宮の戸口にむかひをりしが 二 王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ、其手にある金圭をエステルの方に伸しければエステルすゝみよりてその圭の頭にさはれり 三 王かれに言けるは后エステルなんぢ何をもとむるや、なんぢの願意は何なるや、國の半分にいたるとも汝にあたふべし 四 エステルいひけるは王もし善としたまはゞ願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みたまへ 五 こゝに於て王ハマンを急がしめてエステルの言るごとくならしめよと命じ、王とハマンやがてエステルが設けたる酒宴に臨めり 六 酒宴の時王またエステルに言けるは汝の所求は何なるや、かならずゆるさるべし、なんぢの願意は何なるや、國の半分にいたるとも成就らるべし 七 エステル言けるは我が所求わが願意

れ是なり八われもし王の目の前に恩を得、王もしわが所求をゆるし、わが願意を成就しむることを善としたまはゞ願くは王とハマンまたわが設けんとする酒宴に臨みたまへ、われ明日王の宣まへる言にしたがはん九かくてハマンはこの日よろこび心たのしみて出きたりけるがハマンモルデカイが王の門に居て己にむかひて起もあがらず、身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり十されどもハマン耐忍びて家にかへり、その明友等および妻ゼレシをまねき來らしめ十一而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ことと凡て王の己を貴とびし事また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあげしむることを之に語れり十二しかしてハマンまた言けらく后エステル酒宴を設けたりしが我のほかは何人をも王とともに之に臨ましめず明日もまた我は王とともに后に招かれをるなり十三然れどもユダヤ人モルデカイが王の門に坐し

をるを見る間は是らの事も快樂からず 十四 時にその妻ゼレシとその一切の朋友かれに言けるは請ふ高五十キユビトの木を立しめ、明日の朝モルデカイをその上に懸んことを王に奏せ、而して王とともに樂しみてその酒宴におもむけと、ハマンこの事を善としてその木を立しめたり

第六章

一 その夜王ねむること能はざりければ命じて日日の事を記せる記錄の書を持きたらしめ王の前にてこれを讀しめけるに 二 モルデカイ曾て王の侍從の二人戸を守る者なるビグタナとテレシがアハシユエロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるに遇ふ 三 王すなはち言けるは之がために何の榮譽と爵位をモルデカイにあたへしや、王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にあたへしてと無しといへり 四 こゝにおいて王誰ぞ庭にあるやと問ふこの時ハマンは己がモルデカイのために設けたる木にモルデカイを

懸ることを王に奏せんとして已に王の家の外庭に來りて居る 五 王の臣僕等王につげてハマン庭に立をると言ければ王かれをして入來らしめよと言ふ 六 ハマンやがて入きたりしに王かれにいひけるは王の尊とまんと欲する人には如何になさば善らんかと ハマン心におもひけるは王の尊とまんとする者は我にあらずして誰ぞやと 七 ハマンすなはち王にいひけるは王の尊とまんと欲する人のためには 八 王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乘たまへる馬即ちその頭に王の冠冕を戴ける馬をひき來らしめ 九 これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊とまんとする人に其衣服を衣せしめこれを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とまんと欲する人には是のごとくなすべしと呼はらしむべし 十 王ハマンに言けるは急ぎなんぢが言しごとくその衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに斯く

なせよ、なんぢが言しところを一も缺こと無らしめよ 十一 こゝにお
いてハマン衣服と馬とを取りモルデカイにその衣服を着せ、彼を
して邑の街衢を乗まはらしめ、その前に呼はりて云ふ、王の尊ばん
と欲する人には是のごとくなすべしと 十二 かくてモルデカイは王
の門にかへりたりしがハマンは愁へなやみ首をおほふておのれ
の家にはしりゆき 十三 しかしてハマンおのが遇る事をことごとく
その妻ゼレシュとその朋友等に告けるにその智者等およびその妻
ゼレシこれに言けるは彼のモルデカイすなはちなんぢがその前
に敗れはじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに勝ことを得じ、
必らずその前にやぶれんと 十四 かれら尚ハマンとものいひをる間
に王の侍従きたりてハマンをうながし、エステルが設けたる酒宴
にのぞましむ

第七章

一 王またハマンとゝもに后エステルと酒宴せんとて來れ

り　二　その第二の酒宴の日に王また「エステル」に言けるハ后「エステル」よ、なんぢのもとめハ何なるや、かならず許さるべし、汝のねがひハ何なるや、國の半分にいたるとも成就らるべし　三　后「エステル」こたへて言けるハ王よ我もし王の御目の前に恩を得王もし善と見たまハヾわがもとめにしたがひてわが生命をわれに賜へ、またわが願にしたがひてわが民を我に賜へ　四　われとわが民ハ賣れて滅ぼされ殺され絶されんとす、我らもし奴婢に賣れたるならんにハ我默してはべらん、敵人ハ王の損害を償なふても能ざるなり　五　「アハシユエロス」王后「エステル」にこたへて言けるハ之をなさんと心にたくめる者ハ誰また何處にをるや　六　「エステル」いひけるハその敵その仇人ハ即ハちこの惡き「ハマン」なりと、是によりて「ハマン」ハ王と后の前にありて懼きたり　七　王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きければ「ハマン」たちあがりて后「エステル」に生命を乞り、

其はかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見たればなり 八 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたりしにエステルのをる牀の榻の上にハマン俯伏ゐたれば王いひけるは彼はまた家の内にてわが前に后を辱しめんとするかと、此ことば王の口より出るや人々ハマンの面をおほへり 九 時に王の前にある一人の侍從ハルボナいひけるは、王のために善き事を言たりしかのモルデカイを懸んとてハマンが作りたる五十キユビトの木ハマンの家に立をるなりと、王いひけるは彼をその上に懸よ 十 人々ハマンを其モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸たり、王の震怒つひに解く

第八章

一 その日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后エステルに賜ふ、モルデカイもまた王の前に來れり、是はエステル彼が己と何なる係りなるかを告たればなり 二 王ハマンより取かへせし己の指環をはづしてモルデカイに與ふ、而してエステルモ

ルデカイをしてハマンの家をつかさどらしむ 三 エステルふたゝび王の前に奏してその足下にひれふしアガグ人ハマンがユダヤ人を害せんと謀りしその謀計を除かんことを涙ながらに乞求めたり 四 王エステルにむかひて金圭を伸ければエステル起て王の前に立ち 五 言けるは王もし之を善としたまひ、我もし王の前に恩を得、この事もし王に正と見え、我もし御目にかなひたらばアガグ人ハンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんと謀りて書おくりたる書をとりけすべき旨を書くだしたまへ 六 われ豈わが民に臨まんとする禍害を見るに忍びんや、豈わが宗族のほろぶるを見るにしのびんや 七 アハシユエロス王后エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマンユダヤ人を殺さんとしたれば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり 八 なんぢらも亦おのれの好むごとく王の名をもて

書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につたへよ、王
の名をもて書き王の指環をもて印したる書は誰もとりかへすこと
能はざればなり 九 こゝをもてその時また王の書記官を召あつむ、
是三月すなはちシワンの月の二十三日なりき、斯して印度より
エテオピアまでの百二十七州のユダヤ人、州牧、諸州の方伯、牧伯等
にモルデカイが命ぜんとするところを盡〴〵く書しるさしむ、即
はちもろ〳〵の州におくるものはその文字をもちひ諸の民にお
くるものはその言語をもちひて書おくり、ユダヤ人におくるもの
はその文字と言語をもちふ 十 かれアハシユエロス王の名をもて
これをかき、王の指環をもてこれに印し、驛卒をして御廐にてそだ
てたる逸足の御用馬にのりてその書をおくりつたへしむ 十一 その
中に云ふ、王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり、立
ておのれの生命を保護し、おのれを襲ふ諸國諸州の一切の兵民を

その妻子もろともにほろぼし殺し絶し且その所有物を奪ふべし
十二 アハシユエロス王の諸州において十二月すなはちアダルの月の十三日一日の内かくのごとくするを許さる 十三 この詔旨を諸州につたへんがため、またユダヤ人をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんがためにそれ書る物の寫本を一切の民に開きて示せり 十四 驛卒逸足の御用馬にのり王の命によりて急がせられ、せきたてられて出ゆけり、この詔書はシユシヤンの城において出されたり 十五 かくてモルデカイは藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き、紫色の細布の外衣をまとひて王の前よりいできたれり シユシヤンの邑中聲をあげて喜びぬ 十六 ユダヤ人には光輝あり、喜悦あり、快樂あり、尊榮ありき 十七 いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいたるところにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日となせり、しかして國の民お

はくユダヤ人となれり、是はユダヤ人を畏るゝ心おこりたればなり

第九章　一 十二月すなはちアダルの月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよ〳〵近づける時すなはちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んとまちかまへたりしに却てユダヤ人おのれを悪む者を打ふする事となりけるその日に 二 ユダヤ人アハシユエロス王の各州にある己の邑々に相あつまり、おのれを害せんとする者どもを殺さんとせり、誰も彼らに敵ることを得る者なかりき、其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり 三 諸州の牧伯、州牧、方伯など凡て王の事を辨理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり、是モルデカイを畏るゝによりてなり 四 モルデカイは王の家にて大なる者となり、その名各州にきこえわたれり、斯その人モルデカイはますます大いになりゆきぬ 五 ユダヤ人すなはち刀刃をもてその一切の

敵を撃て殺し滅ぼし、おのれを惡む者を意のまゝに為したり 六 ユダヤ人またシユシヤンの城において五百人を殺しほろぼせり、七 パルシヤンダタ、ダルポン、アスパタ、八 ポラタ、アダリヤ、アリダタ 九 パルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエザタ、十 これらの者すなはちハンメダタの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せり、されどその所有物には手をかけざりき 十一 シユシヤンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあげければ 十二 王きさきエステルにいひけるはユダヤ人シユシヤンの城の内にて五百人を殺しまたハマンの十人の子をころせり、王のその餘の諸州においては幾何ありしぞや、汝また何を求むるところあるや、かならず許さるべし、尚何かねがふところあるや、必らず成就らるべし 十三 エステルいひけるは王もし之を善としたまはゞ願くはシユシヤンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ、

且ハマンの十人の子を木に懸しめたまへ 十四 王かく爲せと命じシユシヤンにおいて詔旨を出せり、ハマンの十人の子は木に懸らる 十五 アダルの月の十四日にシユシヤンのユダヤ人また集まりシユシヤンの內にて三百人をころせり、然れども所有物には手をかけざりき 十六 王の諸州にあるところの餘のユダヤ人もまた相あつまり、立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれを惡む者七萬五千人をころせり、然れどもその所有物には手をかけざりき 十七 アダルの月の十三日にこの事をおこなひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり 十八 されどシユシヤンにをるユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり、十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり 十九 これによりて村々のユダヤ人すなはち石垣なき邑々にすめる者はアダルの月の十四日をもて喜樂の日、酒宴の日、吉日となして互に物をやりとりす 二十 モルデカイ

これら事を書しるして、アハシユエロス王の諸州にをるユダヤ人に遠きにも近きにも書をおくり 二一 アダルの月の十四日と十五日を年々にいはふことを命じ 二二 この兩の日にユダヤ人その敵に勝て休み、その月は彼らのために憂愁より喜樂にかはり、悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして喜こび、たがひに物をやりとりし、貧しき者に施與をなすべしと諭しぬ 二三 こゝをもてユダヤ人はその已にはじめたるごとくモルデカイがかれらに書おくりしごとく行なひつゞけたり 二四 アガグ人ハンメダタの子ハマンすなはちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダヤ人を滅ぼさんと謀り、プルすなはち籤を投てこれを滅ぼし絶さんとしたりしが 二五 その事王の前に明かになりし時王書をおくりて命じ、ハマンがユダヤ人を害せんとはかりしその惡き謀計をしてハマンのかうべに歸らしめ、彼とその子等を木に懸しめたり 二六 このゆゑに此兩

の日をそのプルの名にしたがひてプリムとなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞によりての事につきて見たるところ己の遇たるところに依て 二七 ユダヤ人あひ定め年々その書るところにしたがひ、その定めたる時にしたがひてこの兩の日をまもり、己とおのれの子孫および凡て己につらなる者これを行ひつゞけて廢することなく 二八 この兩の日をもて代々、家々、州々、邑々において必らず記念てまもるべき者となし、これらのプリムの日をしてユダヤ人の中に廢せらるゝことなからしめ、またこの記念をしてその子孫の中に絶ることなからしむ 二九 かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほいなる力をもて此プリムの第二の書を書おくりてこれを堅うす 三十 すなはちモルデカイアハシユエロスの國の百二十七州にある一切のユダヤ人に平和と眞實の言語をもて書をおくり 三一 斷食と悲哀のことにつきてプリムのま

れらの日を堅うしてその定めたる時を守らしむ、すなはちユダヤ人モルデカイと后エステルが嘗てかれらに命じたるごとく、またユダヤ人等が嘗てみづから己のためおよびおのれの子孫のために定めたるごとくし　三エステルの語プリムにかゝはる是等の事をかたうせり、是は書にしるされたり

第十章

一アハシユエロス王國土および海の島々に貢をたてまつらしむ　二アハシユエロス王が權勢と能力をもて為たる一切の事業および彼がモルデカイを高くして大いなる者となしたる事の委き話はメデアとペルシアの列王の日誌の書に記さるゝにあらずや　三ユダヤ人モルデカイはアハシユエロス王に次ぐ者となりユダヤ人の中にありて大なる者にしてその衆多の兄弟によろこばれたり、彼はその民の福祉をもとめ、その一切の宗族に平和の言をのべたりき

以士帖書 終

北英國
聖書會社